# 保険業法施行規則 （平成八年大蔵省令第五号）

## 第一章　通則

#### 第四条（疾病等に類する事由）

法第三条第四項第二号ニに規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

###### 一

出産及びこれを原因とする人の状態

###### 二

不妊治療を要する身体の状態

###### 三

老衰を直接の原因とする常時の介護を要する身体の状態

###### 四

骨髄の提供及びこれを原因とする人の状態

#### 第五条（治療に類する行為）

法第三条第四項第二号ホに規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

###### 一

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三条（定義）に規定する助産師が行う助産

###### 二

柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第二条（定義）に規定する柔道整復師が行う施術

###### 三

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）に基づくあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師が行う施術（医師の指示に従って行うものに限る。）

#### 第六条（免許申請書の添付書類）

法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

###### 一

理由書

###### 二

会社の登記事項証明書

###### 三

創立総会が招集されたときは、その創立総会の議事録（会社法第八十二条第一項（創立総会の決議の省略）の規定により創立総会の決議があったものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）（当該保険会社が株式移転（法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転を含む。）により設立された場合又は会社分割により設立された場合には、これに関する株主総会の議事録（会社法第三百十九条第一項（株主総会の決議の省略）の規定により株主総会の決議があったものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）その他必要な手続があったことを証する書面）

###### 四

事業計画書

###### 五

直近の日計表その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができる書類

###### 六

取締役及び監査役（監査等委員会設置会社（法第四条第一項第三号に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。）にあっては取締役、指名委員会等設置会社（同号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）にあっては、取締役及び執行役）の履歴書

###### 七

会計参与設置会社（法第八条の二第一項第二号に規定する会計参与設置会社をいう。以下同じ。）にあっては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。以下同じ。）

###### 八

会計監査人の履歴書（会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。以下同じ。）

###### 九

主要な株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面（相互会社の場合にあっては、社員になろうとする者の名簿）

###### 十

保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

###### 十一

法第三条第一項の免許を受けようとする者が子会社等（法第九十七条の二第三項前段に規定する子会社等をいう。以下この号及び第十条の二第五号において同じ。）を有する場合には、次に掲げる書類

###### 十二

当該免許申請に係る保険が第三分野保険（法第三条第四項第二号若しくは第五項第二号に掲げる保険（以下この号において「第三分野の元受保険」という。）又は同条第五項第一号に掲げる保険のうち第三分野の元受保険に係る再保険であって、元受保険契約（保険契約のうち再保険契約以外のものをいう。第三十三条第三項第一号及び第三号、第二百二十七条の二第三項第十二号並びに第二百三十四条の二十一の二第一項第十号において同じ。）に係る全ての保険責任が移転され、かつ、当該保険責任の全部に相当する責任準備金が積み立てられるものをいう。以下同じ。）の保険契約（保険期間が一年以下の保険契約（当該保険契約の更新時において保険料率の変更をしないことを約した保険契約を除く。）及び第二百十二条第一項第五号に規定する傷害保険契約その他これに準ずる給付を行う保険契約を除く。以下この条、第十一条第七号、第五十三条第一項第二号、第百十八条第一項第六号、第百七十九条第一項第七号、第二百二十七条の二第三項第十一号、第二百三十四条の二十一の二第一項第九号及び第二百四十三条において同じ。）を含む場合にあっては、当該第三分野保険の保険契約に関する法第四条第二項第四号に掲げる書類の記載事項が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、保険計理人が確認した結果を記載した意見書

###### 十三

その他法第五条第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

##### ２

前項第四号の事業計画書には保険募集の計画及び収支の見込み並びにそれらの基礎となる事項を記載しなければならない。

##### ３

保険会社以外の株式会社が従前の目的を変更して保険業を営むため法第四条第一項の規定により免許申請書を提出する場合においては、同条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、第一項（第三号に係る部分を除く。）に規定する書類のほか、次に掲げる書類とする。

###### 一

従前の目的を変更して保険業を営むことを決議した株主総会の議事録

###### 二

従前の定款及び免許申請の際に現に存する取引の性質を明らかにする書面

###### 三

最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

#### 第七条（免許申請手続）

法第四条第一項の免許申請書及びその添付書類は、正本一通を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

##### ２

法第三条第一項の免許を受けようとする者又は同項の免許を受けようとする保険業を営む株式会社若しくは相互会社の設立を予定している者は、法第四条に定めるところに準じた書類を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

#### 第八条（事業方法書の記載事項）

法第三条第一項の免許の申請者（以下この条から第十条までにおいて「免許申請者」という。）は、次に掲げる事項を法第四条第二項第二号に掲げる書類に記載しなければならない。

###### 一

被保険者又は保険の目的の範囲及び保険の種類（再保険を含む。）の区分

###### 二

保険金額及び保険期間に関する事項

###### 三

被保険者又は保険の目的の選択及び保険契約の締結の手続に関する事項

###### 四

保険料の収受並びに保険金及び払い戻される保険料その他の返戻金の支払に関する事項

###### 五

保険証券（保険法（平成二十年法律第五十六号）第六条第一項、第四十条第一項又は第六十九条第一項の書面をいう。以下同じ。）、保険契約の申込書及びこれらに添付すべき書類に記載する事項

###### 六

保険契約の特約に関する事項

###### 七

保険約款の規定による貸付けに関する事項

###### 八

保険金額、保険の種類又は保険期間を変更する場合の取扱いに関する事項

##### ２

免許申請者は、特別勘定（法第百十八条第一項の規定により設ける特別の勘定をいう。以下この章から第五章までにおいて同じ。）を設ける場合においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

###### 一

特別勘定を設ける保険契約の種類

###### 二

特別勘定に属する財産の種類及び評価の方法

###### 三

保険料の全部又は一部を特別勘定に振り替える日

##### ３

免許申請者は、積立勘定（第三十条の三第一項（第六十三条において準用する場合を含む。）の規定により設ける勘定をいう。以下この項及び第十一条において同じ。）を設ける場合においては、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

###### 一

積立勘定を設ける保険契約の種類

###### 二

保険料のうち積立勘定に経理されるもの

###### 三

積立勘定に属する財産の種類及び評価の方法

#### 第九条（普通保険約款の記載事項）

免許申請者は、次に掲げる事項を法第四条第二項第三号に掲げる書類に記載しなければならない。

###### 一

保険金の支払事由

###### 二

保険契約の無効原因

###### 三

保険者としての保険契約に基づく義務を免れるべき事由

###### 四

保険者としての義務の範囲を定める方法及び履行の時期

###### 五

保険契約者又は被保険者が保険約款に基づく義務の不履行のために受けるべき不利益

###### 六

保険契約の全部又は一部の解除の原因及び当該解除の場合における当事者の有する権利及び義務

###### 七

契約者配当（法第百十四条第一項に規定する契約者配当をいう。以下この章から第五章まで及び第十二章において同じ。）又は社員に対する剰余金の分配を受ける権利を有する者がいる場合においては、その権利の範囲

#### 第十条（保険料及び責任準備金の算出方法書の記載事項）

免許申請者は、法第三条第四項の生命保険業免許の申請の場合にあっては第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事項を、同条第五項の損害保険業免許の申請の場合にあっては第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項（第三号に掲げる事項にあっては第七十条第一項第一号イの保険料積立金（以下この条において単に「保険料積立金」という。）を計算する保険契約又は同項第三号の払戻積立金を積み立てる保険契約に係る事項に、第四号に掲げる事項にあっては社員に対する剰余金の分配又は契約者配当を行う保険契約に係る事項に、第六号に掲げる事項にあっては保険料積立金を計算する保険契約に係る事項に、それぞれ限るものとする。）を、法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載しなければならない。

###### 一

保険料の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）に関する事項

###### 二

責任準備金（法第百十六条第一項の責任準備金をいう。以下この章から第八章までにおいて同じ。）の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）に関する事項

###### 三

返戻金の額その他の被保険者のために積み立てるべき額を基礎として計算した金額（以下「契約者価額」という。）の計算の方法及びその基礎に関する事項

###### 四

第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金又は第六十四条第一項の契約者配当準備金及び社員に対する剰余金の分配又は契約者配当の計算の方法に関する事項

###### 五

未収保険料の計上に関する事項

###### 六

保険金額、保険の種類又は保険期間を変更する場合における計算の方法に関する事項

###### 七

純保険料（保険料のうち将来の保険金の支払に充てられると見込まれるものをいう。第百二十二条及び第二百十一条の六において同じ。）に関する事項

###### 八

その他保険数理に関して必要な事項

#### 第十条の二（免許の審査）

内閣総理大臣は、法第三条第一項の免許の申請に係る法第五条第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

###### 一

当該免許の申請に係る免許が法第三条第四項の生命保険業免許の場合には、事業開始後十事業年度を経過するまでの間に申請者の一事業年度の当期純利益又は当期純剰余が見込まれること。

###### 二

当該免許の申請に係る免許が法第三条第五項の損害保険業免許の場合には、事業開始後五事業年度を経過するまでの間に申請者の一事業年度の当期純利益又は当期純剰余が見込まれること。

###### 三

申請者の経営の健全性を判断するための指標が当該免許後適正な水準を維持することが見込まれること。

###### 四

免許申請書に添付された法第四条第二項第一号に掲げる書類に記載された事項が申請者の業務の健全かつ適正な運営を確保するものであること。

###### 五

申請者及びその子会社等において収支が良好に推移することが見込まれること。

#### 第十一条（事業方法書等の審査基準）

法第五条第一項第三号ホに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

###### 一

保険契約の内容が、保険契約者等（法第五条第一項第三号イに規定する保険契約者等をいう。以下同じ。）の需要及び利便に適合した妥当なものであること。

###### 二

次のイ及びロに掲げる手続に関する当該イ及びロに定める同意の方式について、書面による方式その他これに準じた方式が明瞭に定められていること。

###### 二の二

電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器を利用して、保険契約の申込みその他の保険契約の締結の手続を行うものについては、保険契約の申込みをした者の本人確認、被保険者（当該保険契約の締結時において被保険者が特定できない場合を除く。）の身体の状況の確認、契約内容の説明、情報管理その他当該手続の遂行に必要な事項について、保険契約者等の保護及び業務の的確な運営が確保されるための適切な措置が講じられていること。

###### 三

保険契約の解約による返戻金の開示方法が、保険契約者等の保護に欠けるおそれのない適正なものであり、かつ、明瞭に定められていること。

###### 三の二

次に掲げる保険契約のうち、令第四十五条第一号から第四号までに掲げる場合のいずれかに該当するため法第三百九条第一項に規定する申込みの撤回等を行うことができないものにあっては、特定早期解約（保険契約の解約のうち、当該保険契約の成立の日又はこれに近接する日から起算して十日以上の一定の日数を経過するまでの間に限り、解約により保険契約者に払い戻される返戻金の計算に際して、契約者価額から控除する金額を零とし、及び当該保険契約に係る費用として保険料から控除した金額の全額を契約者価額に加算するものをいう。第五十三条の十二において同じ。）を行うことができる旨の定めがあること。

###### 四

法第三条第四項第一号又は第二号に掲げる保険の引受けを行う場合においては、保険金の支払基準及び限度額が適正であること。

###### 五

特別勘定又は積立勘定を設ける保険契約にあっては、それらに属する財産の運用に係る体制が適正であること。

###### 六

保険契約者に対して、第二百二十七条の二第三項第六号から第九号まで及び第二百三十四条の二十一の二第一項第四号から第七号までに定める書面（第二百二十七条の二第三項第八号に定めるものにあっては、特定保険契約（法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下同じ。）の解約による返戻金がないことを記載したものに限る。）を交付した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名又は押印を得る措置が明確に定められていること。

###### 六の二

保険契約者に対して、第二百二十七条の二第三項第八号に定める書面（特定保険契約の解約による返戻金がないことを記載したものを除く。）を交付した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名若しくは押印を得る措置又はこれに準ずる措置が明確に定められていること。

###### 七

保険会社が保険料率その他の契約内容の全部又は一部を変更（保険契約の内容の追加又は削除及び保険契約の全部又は一部の解除を含む。）することができることを約した保険契約にあっては、次に掲げるいずれかの要件を満たすものであること。

#### 第十二条（保険料及び責任準備金の算出方法書の審査基準）

法第五条第一項第四号ハに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

###### 一

契約者価額の計算が、保険契約者等にとって不当に不利益なものでないこと。

###### 二

当該書類に記載された事項（保険料に係る部分を除く。）に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

###### 三

自動車の運行に係る保険（自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条（責任保険又は責任共済の契約の締結強制）の自動車損害賠償責任保険を除く。）の引受けを行う場合においては、次に掲げるすべての要件を満たすものであること。

#### 第十三条（商号又は名称）

法第七条第一項に規定する生命保険会社であることを示す文字として内閣府令で定めるものは、生命保険とする。

##### ２

法第七条第一項に規定する損害保険会社であることを示す文字として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

###### 一

火災保険

###### 二

海上保険

###### 三

傷害保険

###### 四

自動車保険

###### 五

再保険

###### 六

損害保険

##### ３

損害保険会社は、前項各号に掲げる文字のうちいずれか一の号のものをその商号又は名称中に使用することをもって足りる。

#### 第十四条

削除

#### 第十四条の二（取締役等の兼職の認可の申請等）

保険会社の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社にあっては、執行役。次項において同じ。）は、法第八条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該保険会社を経由して金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

履歴書

###### 三

保険会社及び当該他の会社における常務の処理方法を記載した書面

###### 四

保険会社と当該他の会社との取引その他の関係を記載した書面

###### 五

当該他の会社の定款（これに準ずるものを含む。）、最終の貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあっては、剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。））その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

###### 六

その他参考となるべき事項を記載した書類

##### ２

金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、当該認可の申請に係る取締役が保険会社の常務に従事することに対し、当該認可の申請に係る兼職を行うことが何らの支障を及ぼすおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。

## 第一章の二　電磁的記録及び電磁的方法等

#### 第十四条の三（電磁的記録）

法第四条第三項（法第二百七十二条の二第三項において準用する場合を含む。）及び第百七十六条に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

#### 第十四条の四（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

###### 一

法第十六条第二項第三号（法第五十七条第四項において準用する場合を含む。）

###### 二

法第十七条の四第二項第三号（法第五十七条第四項において準用する場合を含む。）

###### 三

法第二十六条第二項第三号

###### 四

法第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第七項第二号（議決権の代理行使）、第七十六条第五項（電磁的方法による議決権の行使）及び第八十一条第三項第二号（議事録）

###### 五

法第三十二条の二第三項第二号

###### 六

法第四十一条第一項において準用する会社法第三百十条第七項第二号（議決権の代理行使）、第三百十二条第五項（電磁的方法による議決権の行使）、第三百十八条第四項第二号（議事録）及び第三百十九条第三項第二号（株主総会の決議の省略）

###### 七

法第四十四条の二第三項（法第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百十条第七項第二号（議決権の代理行使）

###### 八

法第四十九条第一項において準用する会社法第三百十二条第五項（電磁的方法による議決権の行使）及び第三百十八条第四項第二号（議事録）

###### 九

法第五十三条の十六において準用する会社法第三百七十一条第二項第二号（議事録等）

###### 十

法第五十三条の十七において準用する会社法第三百七十四条第二項第二号（会計参与の権限）及び第三百七十八条第二項第三号（会計参与による計算書類等の備置き等）

###### 十一

法第五十三条の二十一において準用する会社法第三百九十四条第二項第二号（議事録）（法第五十三条の二十一において準用する会社法第三百九十四条第三項において準用する場合を含む。）

###### 十二

法第五十三条の二十二第二項第二号

###### 十三

法第五十三条の二十三の二第六項において準用する会社法第三百九十九条の十一第二項第二号（議事録）（法第五十三条の二十三の二第六項において準用する会社法第三百九十九条の十一第三項において準用する場合を含む。）

###### 十四

法第五十三条の二十八第六項において準用する会社法第四百十三条第二項第二号（議事録）

###### 十五

法第五十四条の八第三項第三号

###### 十六

法第六十一条の五において準用する会社法第六百八十四条第二項第二号（社債原簿の備置き及び閲覧等）

###### 十七

法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百三十一条第三項第二号（議事録）

###### 十八

法第六十九条の二第三項第三号及び第五項第三号

###### 十九

法第七十四条第三項において準用する会社法第七十四条第七項第二号（議決権の代理行使）

###### 二十

法第七十四条第三項（法第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第七十六条第五項（電磁的方法による議決権の行使）及び第八十一条第三項第二号（議事録）

###### 二十一

法第八十二条第三項第三号（法第九十六条の十五において準用する場合を含む。）

###### 二十二

法第八十七条第三項第三号及び第五項第三号

###### 二十三

法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十一条第四項（吸収分割又は株式交換に関する書面等の備置き及び閲覧等）において準用する同条第三項第三号

###### 二十四

法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十四条第三項第三号（吸収合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）

###### 二十五

法第九十六条の五第三項において準用する会社法第八百一条第六項（吸収合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等）において準用する同条第四項第三号

###### 二十六

法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百三条第三項第三号（新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）

###### 二十七

法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百十一条第四項（新設分割又は株式移転に関する書面等の備置き及び閲覧等）において準用する同条第三項第三号

###### 二十八

法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百十五条第六項（新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）において準用する同条第四項第三号

###### 二十九

法第百五十六条の二第二項第三号

###### 三十

法第百六十五条の二第二項第三号

###### 三十一

法第百六十五条の九第二項第三号

###### 三十二

法第百六十五条の十三第三項第三号（法第百六十五条の十四第三項において準用する場合を含む。）

###### 三十三

法第百六十五条の十五第二項第三号

###### 三十四

法第百六十五条の十九第二項第三号

###### 三十五

法第百六十五条の二十一第三項第三号（法第百六十五条の二十二第三項において準用する場合を含む。）

###### 三十六

法第百六十六条第三項第三号

###### 三十七

法第百八十条の十五において準用する会社法第三百七十一条第二項第二号（議事録等）

###### 三十八

法第百八十条の十七において準用する会社法第四百九十六条第二項第三号（貸借対照表等の備置き及び閲覧等）

###### 三十九

法第百九十六条第五項第三号

###### 四十

法第二百二十四条第三項第三号

###### 四十一

法第二百四十条の七第二項第三号

###### 四十二

法第三百三十三条第一項第六号

#### 第十四条の五（電磁的方法）

法第十六条第二項第四号（法第五十七条第四項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

###### 一

電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

###### 二

磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

##### ２

前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

#### 第十四条の六（電子署名）

次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

###### 一

法第二十二条第二項

###### 二

法第五十三条の十六及び第百八十条の十五において準用する会社法第三百六十九条第四項（取締役会の決議）

###### 三

法第五十三条の二十一において準用する会社法第三百九十三条第三項（監査役会の決議）

###### 四

法第五十三条の二十三の二第六項において準用する会社法第三百九十九条の十第四項（監査等委員会の決議）

###### 五

法第五十三条の二十八第六項において準用する会社法第四百十二条第四項（指名委員会等の決議）

###### 六

法第六十一条の五において準用する会社法第六百八十二条第三項（社債原簿記載事項を記載した書面の交付等）及び第六百九十五条第三項（質権に関する社債原簿の記載事項を記載した書面の交付等）

##### ２

前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

###### 一

当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

###### 二

当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

#### 第十四条の七（検査役が提供する電磁的記録）

次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十六条第一項（電磁的記録の構造等）に規定する電磁的記録媒体（電磁的記録に限る。）及び次に掲げる規定により電磁的記録の提供を受ける者が定める電磁的記録とする。

###### 一

法第二十四条第二項において準用する会社法第三十三条第四項（定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任）

###### 二

法第四十条第二項及び第四十七条第二項において準用する会社法第三百六条第五項（株主総会の招集手続等に関する検査役の選任）

###### 三

法第五十三条の十五において準用する会社法第三百五十八条第五項（業務の執行に関する検査役の選任）

###### 四

法第九十六条の四において準用する会社法第二百七条第四項（金銭以外の財産の出資）

#### 第十四条の八（検査役による電磁的記録に記録された事項の提供）

次に掲げる規定（以下この条において「検査役提供規定」という。）に規定する内閣府令で定める方法は、電磁的方法（法第十六条第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。第五十二条の十五、第五十二条の十七、第五十二条の十八、第五十二条の二十一及び第五十二条の二十四を除き、以下同じ。）のうち、検査役提供規定により当該検査役提供規定の電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。

###### 一

法第二十四条第二項において準用する会社法第三十三条第六項（定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任）

###### 二

法第四十条第二項及び第四十七条第二項において準用する会社法第三百六条第七項（株主総会の招集手続等に関する検査役の選任）

###### 三

法第五十三条の十五において準用する会社法第三百五十八条第七項（業務の執行に関する検査役の選任）

###### 四

法第九十六条の四において準用する会社法第二百七条第六項（金銭以外の財産の出資）

#### 第十四条の九（電磁的記録の備置きに関する特則）

次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、相互会社の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて相互会社の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。

###### 一

法第二十六条第三項

###### 二

法第四十一条第一項及び第四十九条第一項において準用する会社法第三百十八条第三項（議事録）

###### 三

法第五十四条の八第二項

#### 第十四条の九の二（電磁的記録に記録された事項を表示する措置）

次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

###### 一

法第百十一条第四項（法第百九十九条及び第二百七十二条の十七において準用する場合を含む。）

###### 二

法第二百七十一条の二十五第三項（法第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）

###### 三

法第三百十七条第一号の二

#### 第十四条の十（保険業法施行令に係る電磁的方法）

令第四条の六第一項又は第四条の七第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

###### 一

次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

###### 二

ファイルへの記録の方式

## 第二章　保険業を営む株式会社及び相互会社

### 第一節　保険業を営む株式会社の特例

#### 第十五条（基準日株主が行使することができる権利）

法第十一条の規定により読み替えて適用する会社法第百二十四条第二項（基準日）に規定する内閣府令で定める権利は、次に掲げるものとする。

###### 一

剰余金の配当を受ける権利

###### 二

残余財産の分配を受ける権利

#### 第十五条の二（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第三百三十一条第一項第二号（取締役の資格等）（同法第三百三十五条第一項（監査役の資格等）及び第四百二条第四項（執行役の選任等）において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

#### 第十五条の三（株主総会参考書類）

法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第三百一条第一項（株主総会参考書類の交付等）の規定又は同法第三百二条第一項の規定により交付すべき株主総会参考書類（法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第三百一条第一項に規定する株主総会参考書類をいう。以下この条において同じ。）は、別紙様式第四号により作成しなければならない。

##### ２

会社法第二百九十八条第一項第三号及び第四号（株主総会の招集の決定）に掲げる事項を定めた保険業を営む株式会社が行った株主総会参考書類の交付（当該交付に代えて行う電磁的方法による提供を含む。）は、法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第三百一条第一項の規定及び同法第三百二条第一項の規定による株主総会参考書類の交付とする。

##### ３

取締役は、株主総会参考書類に記載すべき事項について、招集通知（会社法第二百九十九条第二項又は第三項（株主総会の招集の通知）の規定による通知をいう。以下この条及び次条において同じ。）を発出した日から株主総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を株主に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

##### ４

同一の株主総会に関して株主に対して提供する株主総会参考書類に記載すべき事項のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項がある場合には、これらの事項は、株主に対して提供する株主総会参考書類に記載することを要しない。

##### ５

同一の株主総会に関して株主に対して提供する招集通知又は会社法第四百三十七条（計算書類等の株主への提供）の規定により株主に対して提供する事業報告の内容とすべき事項のうち、株主総会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、株主に対して提供する招集通知又は同条の規定により株主に対して提供する事業報告の内容とすることを要しない。

##### ６

株主総会参考書類に関し、この府令に定めのない事項については、会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）に定めるところによる。

#### 第十六条（議決権行使書面）

法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第三百一条第一項（議決権行使書面の交付等）の規定により交付すべき議決権行使書面（同項に規定する議決権行使書面をいう。以下この条において同じ。）は、別紙様式第四号の二により作成しなければならない。

##### ２

会社法施行規則第六十三条第四号イ（招集の決定事項）に掲げる事項についての定めがある場合には、保険業を営む株式会社は、会社法第二百九十九条第三項（株主総会の招集の通知）の承諾をした株主の請求があった時に、当該株主に対して、法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第三百一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

##### ３

同一の株主総会に関して株主に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。

##### ４

同一の株主総会に関して株主に対して提供する議決権行使書面に記載すべき事項（別紙様式第四号の二（記載上の注意）３から５までに掲げる事項に限る。）のうち、招集通知の内容としている事項がある場合には、当該事項は、議決権行使書面に記載することを要しない。

#### 第十七条（会計帳簿の作成）

法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十二条第一項（会計帳簿の作成及び保存）の規定により保険業を営む株式会社が作成すべき会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

##### ２

会計帳簿に関し、この府令に定めのない事項については、会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号。以下「計算規則」という。）に定めるところによる。

#### 第十七条の二（のれん）

保険業を営む株式会社は、吸収型再編（計算規則第二条第三項第三十三号（定義）に規定する吸収型再編をいう。第十九条の三第一項第五号及び同条第二項第十一号において同じ。）、新設型再編（計算規則第二条第三項第四十一号に規定する新設型再編をいう。）又は事業の譲受け（移転先会社（法第百三十五条第一項に規定する移転先会社をいう。）となることを含む。第二十四条の七において同じ。）をする場合において、適正な額ののれんを資産又は負債として計上することができる。

#### 第十七条の三

削除

#### 第十七条の四（成立の日の貸借対照表）

法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十五条第一項（計算書類等の作成及び保存）の規定により作成すべき貸借対照表は、保険業を営む株式会社の成立の日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。

#### 第十七条の五（各事業年度に係る計算書類等）

法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十五条第二項（計算書類等の作成及び保存）に規定する内閣府令で定めるものは、次項及び第三項の規定に従い作成される株主資本等変動計算書とする。

##### ２

法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十五条第二項の規定により作成すべき各事業年度に係る計算書類（同項に規定する計算書類をいう。以下この節において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、別紙様式第七号（少額短期保険業者にあっては別紙様式第十六号の十七、第五十三条の六の二第一項に規定する特定取引勘定を設けた保険会社（以下「特定取引勘定設置会社」という。）にあっては別紙様式第七号の二）に準じて作成しなければならない。

##### ３

計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書の作成に関し、この府令に定めのない事項については、会社法施行規則及び計算規則に定めるところによる。

#### 第十七条の六（計算書類等の監査）

法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十六条第一項及び第二項（計算書類等の監査等）の規定による各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に係る監査については、次条に定めるところによる。

#### 第十七条の七（監査報告の内容等）

会計監査人が作成すべき会計監査報告は別紙様式第一号（少額短期保険業者にあっては、別紙様式第一号の五）により、監査役、監査役会、監査等委員会及び監査委員会が作成すべき監査報告はそれぞれ別紙様式第一号の二から第一号の四まで（少額短期保険業者にあっては、それぞれ別紙様式第一号の六から第一号の八まで）により作成しなければならない。

##### ２

計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書の監査に関し、この府令に定めのない事項については、会社法施行規則及び計算規則に定めるところによる。

#### 第十七条の八（計算書類等の承認の特則に関する要件）

法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十九条（会計監査人設置会社の特則）に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号（監査役設置会社（法第三十条の十一第一項に規定する監査役設置会社をいう。以下同じ。）であって監査役会設置会社（法第三十条の十第四項に規定する監査役会設置会社をいう。以下同じ。）でない保険業を営む株式会社にあっては、第三号を除く。）のいずれにも該当することとする。

###### 一

法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十九条に規定する計算書類についての会計監査報告の内容に無限定適正意見（監査の対象となった計算書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨の意見をいう。）が含まれていること。

###### 二

前号の会計監査報告に係る監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告（監査役会設置会社にあっては、前条第一項の規定により作成した監査役会の監査報告に限る。）の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと。

###### 三

第一号の会計監査報告に係る監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告に付記された内容（監査役会監査報告（計算規則第百二十八条第一項（会計監査人設置会社の監査役会の監査報告の内容等）に規定する監査役会監査報告をいう。）の内容が監査役監査報告（同項に規定する監査役監査報告をいう。以下この号において同じ。）の内容と異なる場合に付記される各監査役の監査役監査報告の内容、監査等委員会の監査報告の内容が監査等委員（法第二条第十九項に規定する監査等委員をいう。以下同じ。）の意見と異なる場合に付記される監査等委員の意見又は監査委員会の監査報告の内容が監査委員（同項に規定する監査委員をいう。以下同じ。）の意見と異なる場合に付記される監査委員の意見をいう。）が前号の意見でないこと。

###### 四

法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十九条に規定する計算書類が計算規則第百三十二条第三項（会計監査人設置会社の監査役等の監査報告の通知期限）の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと。

#### 第十七条の九（計算書類の公告）

保険業を営む株式会社が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定による公告（同条第三項の規定による措置を含む。以下この項において同じ。）をする場合には、次に掲げる事項を当該公告において明らかにしなければならない。

###### 一

継続企業の前提に関する注記

###### 二

重要な会計方針に係る事項に関する注記

###### 三

貸借対照表に関する注記

###### 四

税効果会計に関する注記

###### 五

関連当事者（計算規則第百十二条第四項（関連当事者との取引に関する注記）に規定する関連当事者をいう。）との取引に関する注記

###### 六

一株当たり情報に関する注記

###### 七

重要な後発事象に関する注記

###### 八

当期純損益金額

##### ２

保険業を営む株式会社が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項の規定により損益計算書の公告をする場合における前項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは、「第一号から第七号までに」とする。

##### ３

前項の規定は、保険業を営む株式会社が損益計算書の内容である情報について会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとる場合について準用する。

#### 第十七条の十（計算書類の要旨の様式）

保険業を営む株式会社が会社法第四百四十条第二項（計算書類の公告）の規定により貸借対照表及び損益計算書の要旨を公告する場合は、別紙様式第二号（少額短期保険業者にあっては別紙様式第二号の三、特定取引勘定設置会社にあっては別紙様式第二号の二）により作成しなければならない。

#### 第十七条の十一（法第十五条の規定による準備金の計上）

保険業を営む株式会社が剰余金の配当をする場合には、剰余金の配当後の資本準備金の額は、当該剰余金の配当の直前の資本準備金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額とする。

###### 一

当該剰余金の配当をする日における準備金（法第十五条に規定する準備金をいう。以下この節において同じ。）の額が当該日における資本金の額以上である場合

###### 二

当該剰余金の配当をする日における準備金の額が当該日における資本金の額未満である場合

##### ２

保険業を営む株式会社が剰余金の配当をする場合には、剰余金の配当後の利益準備金の額は、当該剰余金の配当の直前の利益準備金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額とする。

###### 一

当該剰余金の配当をする日における準備金の額が当該日における資本金の額以上である場合

###### 二

当該剰余金の配当をする日における準備金の額が当該日における資本金の額未満である場合

#### 第十七条の十二（減少する剰余金の額）

保険業を営む株式会社が剰余金の配当をする場合には、剰余金の配当後の次の各号に掲げる額は、当該剰余金の配当の直前の当該額から、当該各号に定める額を減じて得た額とする。

###### 一

その他資本剰余金の額

###### 二

その他利益剰余金の額

#### 第十七条の十三（資本金等の額の減少に係る書類の備置き）

法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

資本金等（資本金又は準備金をいう。第十七条の十六において同じ。）の額の減少に関する議案

###### 二

貸借対照表

#### 第十七条の十四（欠損の額）

法第十六条第一項第二号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって欠損の額とする方法とする。

###### 一

零

###### 二

零から分配可能額（会社法第四百六十一条第二項（配当等の制限）に規定する分配可能額をいう。）を減じて得た額

#### 第十七条の十五（計算書類に関する事項）

法第十七条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

###### 一

最終事業年度（株式会社にあっては会社法第二条第二十四号（定義）に規定する最終事業年度をいい、相互会社にあっては当該事業年度に係る法第五十四条の三第二項に規定する計算書類につき法第五十四条の六第二項の承認（同条第四項に規定する場合にあっては、法第五十四条の四第三項の承認）を受けた場合における当該事業年度のうち最も遅いものをいう。以下同じ。）に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第十七条第二項第二号の株式会社をいう。以下この条において同じ。）が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定又は同条第二項の規定により公告をしている場合

###### 二

最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合

###### 三

公告対象会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出している場合

###### 四

公告対象会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第二十八条（計算書類の公告等に関する規定の適用除外）の規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないものである場合

###### 五

公告対象会社につき最終事業年度がない場合

###### 六

前各号に掲げる場合以外の場合

#### 第十七条の十六（資本金等の額の減少に係る公告事項）

法第十七条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、資本金等の額の減少を行う理由とする。

#### 第十八条（保険契約に係る債権の額）

法第十七条第六項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあっては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあっては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあっては第二号に掲げる金額とする。

###### 一

法第十七条第二項の公告（以下この条において「公告」という。）の時において被保険者のために積み立てるべき金額

###### 二

未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、公告の時において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する保険料の金額

###### 三

公告の時において第七十条第一項第三号の払戻積立金として積み立てるべき金額

#### 第十九条（資本金の額の減少の認可の申請等）

保険業を営む株式会社は、法第十七条の二第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

資本金の額の減少の方法を記載した書面

###### 三

株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

###### 四

貸借対照表

###### 五

法第十七条第二項の規定による公告をしたことを証する書面

###### 六

法第十七条第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項（定義）に規定する信託会社をいう。第五十二条の十四第一号、第五十二条の二十三第四項及び第二百八条第二項第一号において同じ。）及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項（兼営の認可）の認可を受けた金融機関をいう。第二百十一条の二十八第三号において同じ。）をいう。以下同じ。）に相当の財産を信託したこと又は当該資本金の額の減少をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないことを証する書面

###### 七

法第十七条第六項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の五分の一を超えなかったことを証する書面又はその者の前条に規定する金額が同項の金額の総額の五分の一を超えなかったことを証する書面

###### 八

株券発行会社が株式の併合をする場合においては、会社法第二百十九条第一項本文（株券の提出に関する公告等）の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

###### 九

その他参考となるべき事項を記載した書類

##### ２

金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

###### 一

当該認可の申請をした保険業を営む株式会社（以下この項において「申請保険会社等」という。）が当該認可の申請に係る資本金の額の減少を行うことについてやむを得ないと認められる理由があること。

###### 二

申請保険会社等の資本金の額が、当該資本金の額の減少後において、令第二条の二（申請保険会社等が少額短期保険業者である場合にあっては、令第三十八条の三）に規定する額以上であり、かつ、その業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

###### 三

申請保険会社等の収支が当該資本金の額の減少後において、良好に推移することが見込まれること。

#### 第十九条の二（資本金等の額の減少に係る備置書類の記載事項）

法第十七条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

法第十七条に規定する手続の経過

###### 二

法第十七条第二項の規定による公告の状況

###### 三

資本金の額の減少による変更の登記をした日

#### 第十九条の三（最終事業年度の末日後に生ずる控除額）

法第十七条の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十六条第七号（剰余金の額）に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第四号までに掲げる額の合計額から第五号及び第六号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

###### 一

最終事業年度の末日後に剰余金の額を減少して資本金の額又は準備金の額を増加した場合における当該減少額

###### 二

最終事業年度の末日後に剰余金の配当をした場合における第十七条の十二第一号ロ及び第二号ロに掲げる額

###### 三

最終事業年度の末日後に保険業を営む株式会社が吸収型再編受入行為（計算規則第二条第三項第三十四号（定義）に規定する吸収型再編受入行為をいう。以下この条及び第十九条の四において同じ。）に際して処分する自己株式に係る会社法第四百四十六条第二号に掲げる額

###### 四

最終事業年度の末日後に保険業を営む株式会社が吸収分割会社（会社法第七百五十八条第一号（株式会社に権利義務を承継させる吸収分割契約）に規定する吸収分割会社をいう。次項第五号において同じ。）又は新設分割会社（同法第七百六十三条第五号（株式会社を設立する新設分割計画）に規定する新設分割会社をいう。次項第五号において同じ。）となる吸収分割又は新設分割に際して剰余金の額を減少した場合における当該減少額

###### 五

最終事業年度の末日後に保険業を営む株式会社が吸収型再編受入行為をした場合における当該吸収型再編受入行為に係る次に掲げる額の合計額

###### 六

最終事業年度の末日後に計算規則第二十一条（設立時又は成立後の株式の交付に伴う義務が履行された場合）の規定又は第四十五条の四の二の規定により増加したその他資本剰余金の額

##### ２

前項の規定にかかわらず、最終事業年度のない保険業を営む株式会社における法第十七条の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十六条第七号に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第五号までに掲げる額の合計額から第六号から第十二号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

###### 一

成立の日（会社法以外の法令により保険業を営む株式会社となったものにあっては、当該保険業を営む株式会社が株式会社となった日。以下この項において同じ。）後に会社法第百七十八条第一項（株式の消却）の規定により自己株式の消却をした場合における当該自己株式の帳簿価額

###### 二

成立の日後に剰余金の配当をした場合における当該剰余金の配当に係る会社法第四百四十六条第六号に掲げる額

###### 三

成立の日後に剰余金の額を減少して資本金の額又は準備金の額を増加した場合における当該減少額

###### 四

成立の日後に剰余金の配当をした場合における第十七条の十二第一号ロ及び第二号ロに掲げる額

###### 五

成立の日後に保険業を営む株式会社が吸収分割会社又は新設分割会社となる吸収分割又は新設分割に際して剰余金の額を減少した場合における当該減少額

###### 六

成立の日におけるその他資本剰余金の額

###### 七

成立の日におけるその他利益剰余金の額

###### 八

成立の日後に自己株式の処分をした場合（吸収型再編受入行為に際して自己株式の処分をした場合を除く。）における当該自己株式の対価の額から当該自己株式の帳簿価額を減じて得た額

###### 九

成立の日後に資本金の額の減少をした場合における当該減少額（会社法第四百四十七条第一項第二号（資本金の額の減少）の額を除く。）

###### 十

成立の日後に準備金の額の減少をした場合における当該減少額（会社法第四百四十八条第一項第二号（準備金の額の減少）の額を除く。）

###### 十一

成立の日後に保険業を営む株式会社が吸収型再編受入行為をした場合における当該吸収型再編受入行為に係る次に掲げる額の合計額

###### 十二

成立の日後に計算規則第二十一条の規定により増加したその他資本剰余金の額又は効力発生日（法第八十六条第四項第十二号に規定する効力発生日をいう。）後に第四十五条の四の二の規定により増加したその他資本剰余金の額

##### ３

最終事業年度の末日後に持分会社が保険業を営む株式会社となった場合には、保険業を営む株式会社となった日における当該保険業を営む株式会社のその他資本剰余金の額及びその他利益剰余金の額の合計額を最終事業年度の末日における剰余金の額とみなす。

#### 第十九条の三の二（臨時計算書類の利益の額）

法第十七条の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百六十一条第二項第二号イ（配当等の制限）に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額は、臨時計算書類（会社法第四百四十一条第一項（臨時計算書類）に規定する臨時計算書類をいう。次条第五号において同じ。）の損益計算書に計上された当期純損益金額（零以上の額に限る。）とする。

#### 第十九条の四（その他減ずるべき額）

法第十七条の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百六十一条第二項第六号（配当等の制限）に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第七号までに掲げる額の合計額から第八号及び第九号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

###### 一

最終事業年度（会社法第四百六十一条第二項第二号に規定する場合にあっては、同法第四百四十一条第一項第二号（臨時計算書類）の期間（当該期間が二以上ある場合にあっては、その末日が最も遅いもの）。以下この号から第三号まで、第七号イ及び第八号において同じ。）の末日（最終事業年度がない場合（同法第四百六十一条第二項第二号に規定する場合を除く。）にあっては、成立の日。以下この号から第三号まで、第七号イ及び第八号において同じ。）におけるのれん等調整額（資産の部に計上したのれんの額を二で除して得た額及び繰延資産として計上した額の合計額をいう。以下この号及び第四号において同じ。）が次のイからハまでに掲げる場合に該当する場合における当該イからハまでに定める額

###### 二

最終事業年度の末日における貸借対照表のその他有価証券評価差額金の項目に計上した額（当該額が零以上である場合にあっては、零）を零から減じて得た額

###### 三

最終事業年度の末日における貸借対照表の土地再評価差額金の項目に計上した額（当該額が零以上である場合にあっては、零）を零から減じて得た額

###### 四

保険業を営む株式会社が連結配当規制適用会社（計算規則第二条第三項第五十一号（定義）に規定する連結配当規制適用会社をいう。）であるとき（同号のある事業年度が最終事業年度である場合に限る。）は、イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合計額を減じて得た額（当該額が零未満である場合にあっては、零）

###### 五

最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、成立の日。次号及び第九号において同じ。）後に二以上の臨時計算書類を作成した場合における最終の臨時計算書類以外の臨時計算書類に係る会社法第四百六十一条第二項第二号に掲げる額（同号ロに掲げる額のうち、吸収型再編受入行為及び特定募集（次の要件のいずれにも該当する場合におけるロの募集をいう。以下この条において同じ。）に際して処分する自己株式に係るものを除く。）から同項第五号に掲げる額を減じて得た額

###### 六

最終事業年度の末日後保険業を営む株式会社が吸収型再編受入行為又は特定募集に際して処分する自己株式に係る会社法第四百六十一条第二項第二号ロに掲げる額

###### 七

次に掲げる額の合計額

###### 八

最終事業年度の末日後に保険業を営む株式会社が当該保険業を営む株式会社の株式を取得した場合（会社法第百五十五条第十二号（総則）に掲げる場合以外の場合において、当該株式の取得と引換えに当該株式の株主に対して当該保険業を営む株式会社の株式を交付するときに限る。）における当該取得した株式の帳簿価額から次に掲げる額の合計額を減じて得た額

###### 九

最終事業年度の末日後に保険業を営む株式会社が吸収型再編受入行為又は特定募集に際して処分する自己株式に係る会社法第四百六十一条第二項第四号（最終事業年度がない場合にあっては、第七号）に掲げる額

### 第二節　相互会社

#### 第二十条（設立費用）

法第二十四条第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

###### 一

定款に係る印紙税

###### 二

設立時に募集をする基金の拠出に係る金銭の払込みの取扱いをした銀行等（法第二十八条第一項第三号に規定する銀行等をいう。）に支払うべき手数料及び報酬

###### 三

法第二十四条第二項において準用する会社法第三十三条第三項（定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任）の規定により決定された検査役の報酬

###### 四

相互会社の設立の登記の登録免許税

#### 第二十条の二（検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券）

法第二十四条第二項において読み替えて準用する会社法第三十三条第十項第二号（定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任）に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって法第二十四条第二項において読み替えて準用する会社法第三十三条第十項第二号に規定する有価証券の価格とする方法とする。

###### 一

法第二十三条第四項において準用する会社法第三十条第一項（定款の認証）の認証の日における当該有価証券を取引する市場における最終の価格（当該日に売買取引がない場合又は当該日が当該市場の休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格）

###### 二

法第二十三条第四項において準用する会社法第三十条第一項の認証の日において当該有価証券が公開買付け等（金融商品取引法第二十七条の二第六項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。以下同じ。）の対象であるときは、当該日における当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

#### 第二十条の三（銀行等）

法第二十八条第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

###### 一

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号（事業）の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会

###### 二

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号（事業の種類）、第八十七条第一項第四号（事業の種類）、第九十三条第一項第二号（事業の種類）又は第九十七条第一項第二号（事業の種類）の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会

###### 三

信用協同組合又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号（協同組合連合会）の事業を行う協同組合連合会

###### 四

信用金庫又は信用金庫連合会

###### 五

労働金庫又は労働金庫連合会

###### 六

農林中央金庫

###### 七

株式会社商工組合中央金庫

#### 第二十条の四（基金の拠出の申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

法第二十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、定款に定められた事項（同条第一項第一号から第三号までに掲げる事項を除く。）であって、相互会社の設立に際して基金の拠出の申込みをしようとする者が発起人に対して通知することを請求した事項とする。

#### 第二十条の五（入社の申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

法第三十条の七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、定款に定められた事項（同項第一号から第五号までに掲げる事項を除く。）であって、相互会社の設立に際して入社の申込みをしようとする者が発起人に対して通知することを請求した事項とする。

#### 第二十条の六（招集の決定事項）

法第三十条の八第六項において読み替えて準用する会社法第六十七条第一項第五号（創立総会の招集の決定）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

法第三十条の八第六項において準用する会社法第六十七条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

###### 二

法第三十条の八第六項において準用する会社法第六十七条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

###### 三

第一号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が創立総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要

#### 第二十条の七（創立総会参考書類）

法第三十条の八第六項において準用する会社法第七十条第一項又は第七十一条第一項（創立総会参考書類の交付等）の規定により交付すべき創立総会参考書類は、別紙様式第五号に準じて作成しなければならない。

##### ２

法第三十条の八第六項において準用する会社法第六十七条第一項第三号及び第四号（創立総会の招集の決定）に掲げる事項を定めた発起人が行った創立総会参考書類の交付（当該交付に代えて行う電磁的方法による提供を含む。）は、法第三十条の八第六項において準用する会社法第七十条第一項及び第七十一条第一項の規定による創立総会参考書類の交付とする。

#### 第二十条の八（議決権行使書面）

法第三十条の八第六項において準用する会社法第七十条第一項（議決権行使書面の交付等）の規定により交付すべき議決権行使書面は、別紙様式第五号の二に準じて作成しなければならない。

##### ２

第二十条の六第二号イに掲げる事項を定めた場合には、発起人は、法第三十条の八第六項において準用する会社法第六十八条第三項（創立総会の招集の通知）の承諾をした社員になろうとする者の請求があった時に、当該社員になろうとする者に対して、法第三十条の八第六項において準用する会社法第七十条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う法第三十条の八第六項において準用する会社法第七十条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

##### ３

法第三十条の八第六項において準用する会社法第七十一条第三項又は第四項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、別紙様式第五号の二の定めるところによる。

#### 第二十条の九（書面による議決権行使の期限）

法第三十条の八第六項において読み替えて準用する会社法第七十五条第一項（書面による議決権の行使）に規定する内閣府令で定める時は、第二十条の六第一号ロの行使の期限とする。

#### 第二十条の十（電磁的方法による議決権行使の期限）

法第三十条の八第六項において読み替えて準用する会社法第七十六条第一項（電磁的方法による議決権の行使）に規定する内閣府令で定める時は、第二十条の六第一号ハの行使の期限とする。

#### 第二十条の十一（発起人の説明義務）

法第三十条の八第六項において読み替えて準用する会社法第七十八条（発起人の説明義務）に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

###### 一

社員になろうとする者が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）

###### 二

社員になろうとする者が説明を求めた事項について説明をすることにより成立後の相互会社その他の者（当該社員になろうとする者を除く。）の権利を侵害することとなる場合

###### 三

社員になろうとする者が当該創立総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

###### 四

前三号に掲げる場合のほか、社員になろうとする者が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な事由がある場合

#### 第二十条の十二（創立総会の議事録）

法第三十条の八第六項において準用する会社法第八十一条第一項（議事録）の規定による創立総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

##### ２

創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

##### ３

創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

###### 一

創立総会が開催された日時及び場所

###### 二

創立総会の議事の経過の要領及びその結果

###### 三

創立総会に出席した発起人、設立時取締役（法第三十条の十第一項に規定する設立時取締役をいう。以下この号において同じ。）（設立しようとする相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員（同条第二項に規定する設立時監査等委員をいう。）である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）、設立時会計参与（同条第一項に規定する設立時会計参与をいう。）、設立時監査役（同項に規定する設立時監査役をいう。）若しくは設立時会計監査人（同項に規定する設立時会計監査人をいう。）又は設立時執行役（同条第八項に規定する設立時執行役をいう。）の氏名又は名称

###### 四

創立総会の議長が存するときは、議長の氏名

###### 五

議事録の作成に係る職務を行った発起人の氏名又は名称

#### 第二十条の十三（社員の名簿）

法第三十二条の二第一項に規定する相互会社の社員の名簿は、毎事業年度一回以上、作成の日の前三月以内の日における社員について作成しなければならない。

##### ２

法第三十二条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

###### 一

社員の商号、名称又は氏名

###### 二

社員の住所又は居所

#### 第二十条の十四（相互会社がその経営を支配している法人）

法第三十三条の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、当該相互会社が会社等（会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体をいう。以下この条及び第二十四条の三において同じ。）の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等とする。

##### ２

前項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。

###### 一

会社等（次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その実質子会社（法第三十三条の二第一項に規定する実質子会社をいう。以下同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

###### 二

会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

###### 三

会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であって、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

#### 第二十条の十五（特別目的会社の特則）

前条の規定にかかわらず、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社及び事業の内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この条及び第五十二条の十二の二第三項において同じ。）については、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該特別目的会社に資産を譲渡した相互会社の実質子会社に該当しないものと推定する。

###### 一

当該特別目的会社が適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益をその発行する証券（当該証券に表示されるべき権利を含む。）の所有者（資産の流動化に関する法律第二条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者及びこれと同様の借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されていること。

###### 二

当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されていること。

#### 第二十条の十六（利益の供与に関して責任をとるべき取締役等）

法第三十三条の二第二項において読み替えて準用する会社法第百二十条第四項（株主等の権利の行使に関する利益の供与）に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

###### 一

利益の供与（法第三十三条の二第一項に規定する利益の供与をいう。以下この条において同じ。）に関する職務を行った取締役及び執行役

###### 二

利益の供与が取締役会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

###### 三

利益の供与が社員総会（総代会を設けているときは、総代会。以下この号において同じ。）の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

#### 第二十条の十七（社員による責任追及等の訴えの提起の請求方法）

法第三十三条の二第二項及び第五十三条の三十七において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項（株主による責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

###### 一

被告となるべき者

###### 二

請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

#### 第二十条の十八（相互会社が責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法）

法第三十三条の二第二項及び第五十三条の三十七において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項（株主による責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

###### 一

相互会社が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）

###### 二

法第三十三条の二第二項及び第五十三条の三十七において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えについての前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

###### 三

前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え（法第三十三条の二第二項及び第五十三条の三十七において準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する責任追及等の訴えをいう。）を提起しないときは、その理由

#### 第二十条の十九（招集の決定事項）

法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十八条第一項第五号（株主総会の招集の決定）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十八条第一項第一号に規定する社員総会が定時社員総会である場合において、同号の日が前事業年度に係る定時社員総会の日に応当する日と著しく離れた日であるときは、その日時を決定した理由

###### 二

法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十八条第一項第一号に規定する社員総会の場所が過去に開催した社員総会のいずれの場所とも著しく離れた場所であるとき（次に掲げる場合を除く。）は、その場所を決定した理由

###### 三

法第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にロからニまで及びヘに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を取締役に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）

###### 四

法第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十八条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にイ又はロに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）

###### 五

法第四十一条第一項において準用する会社法第三百十条第一項（議決権の代理行使）の規定による代理人による議決権の行使について、代理権（代理人の資格を含む。）を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めるとき（定款に当該事項についての定めがある場合を除く。）は、その事項

###### 六

第三号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が社員総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）

#### 第二十条の二十（社員総会参考書類）

法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項又は第三百二条第一項（株主総会参考書類の交付等）の規定により交付すべき社員総会参考書類は、別紙様式第五号により作成しなければならない。

##### ２

法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十八条第一項第三号及び第四号（株主総会の招集の決定）に掲げる事項を定めた相互会社が行った社員総会参考書類の交付（当該交付に代えて行う電磁的方法による提供を含む。）は、法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項及び第三百二条第一項の規定による社員総会参考書類の交付とする。

##### ３

取締役は、社員総会参考書類に記載すべき事項について、招集通知（法第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十九条第二項又は第三項（株主総会の招集の通知）の規定による通知をいう。以下この条から第二十条の二十二までにおいて同じ。）を発出した日から社員総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を社員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

##### ４

同一の社員総会に関して社員に対して提供する社員総会参考書類に記載すべき事項のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項がある場合には、これらの事項は、社員に対して提供する社員総会参考書類に記載することを要しない。

##### ５

同一の社員総会に関して社員に対して提供する招集通知又は法第五十四条の五の規定により社員に対して提供する事業報告の内容とすべき事項のうち、社員総会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、社員に対して提供する招集通知又は同条の規定により社員に対して提供する事業報告の内容とすることを要しない。

#### 第二十条の二十一（社員総会参考書類の記載の特則）

社員総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該社員総会に係る招集通知を発出する時から当該社員総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置（第十四条の五第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。第三項において同じ。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した社員総会参考書類を社員に対して提供したものとみなす。

###### 一

議案

###### 二

第二十九条の二第三項第一号から第九号までに掲げる事項を社員総会参考書類に記載することとしている場合における当該事項

###### 三

次項の規定により社員総会参考書類に記載すべき事項

###### 四

社員総会参考書類に記載すべき事項（前二号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監査役、監査等委員会又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

##### ２

前項の場合には、社員に対して提供する社員総会参考書類に、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを記載しなければならない。

##### ３

第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

#### 第二十条の二十二（議決権行使書面）

法第四十一条第一項において準用する会社法第三百一条第一項（議決権行使書面の交付等）の規定により交付すべき議決権行使書面は、別紙様式第五号の二により作成しなければならない。

##### ２

法第四十一条第一項において準用する会社法第三百二条第三項又は第四項（議決権行使書面の交付等）の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、別紙様式第五号の二の定めるところによる。

##### ３

第二十条の十九第四号イに掲げる事項についての定めがある場合には、相互会社は、法第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十九条第三項（株主総会の招集の通知）の承諾をした社員の請求があった時に、当該社員に対して、法第四十一条第一項において準用する会社法第三百一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う法第四十一条第一項において準用する会社法第三百一条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

##### ４

同一の社員総会に関して社員に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。

##### ５

同一の社員総会に関して社員に対して提供する議決権行使書面に記載すべき事項（次に掲げるものに限る。）のうち、招集通知の内容としている事項がある場合には、当該事項は、議決権行使書面に記載することを要しない。

###### 一

第二十条の十九第三号ニに掲げる事項

###### 二

第二十条の十九第四号ロに掲げる事項

###### 三

議決権の行使の期限

#### 第二十条の二十三（書面による議決権行使の期限）

法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第三百十一条第一項（書面による議決権の行使）に規定する内閣府令で定める時は、社員総会の日時の直前の事業時間の終了時（第二十条の十九第三号ロに掲げる事項についての定めがある場合にあっては、同号ロの特定の時）とする。

#### 第二十条の二十四（電磁的方法による議決権行使の期限）

法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第三百十二条第一項（電磁的方法による議決権の行使）に規定する内閣府令で定める時は、社員総会の日時の直前の事業時間の終了時（第二十条の十九第三号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあっては、同号ハの特定の時）とする。

#### 第二十条の二十五（取締役等の説明義務）

法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第三百十四条（取締役等の説明義務）に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

###### 一

社員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）

###### 二

社員が説明を求めた事項について説明をすることにより相互会社その他の者（当該社員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

###### 三

社員が当該社員総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

###### 四

前三号に掲げる場合のほか、社員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

#### 第二十条の二十六（議事録）

法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第三百十八条第一項（議事録）の規定による社員総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

##### ２

社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

##### ３

社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

###### 一

社員総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。第四号において同じ。）、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又は社員が社員総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

###### 二

社員総会の議事の経過の要領及びその結果

###### 三

次に掲げる規定により社員総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

###### 四

社員総会に出席した取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人の氏名又は名称

###### 五

社員総会の議長が存するときは、議長の氏名

###### 六

議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

##### ４

次の各号に掲げる場合には、社員総会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

###### 一

法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第三百十九条第一項（株主総会の決議の省略）の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合

###### 二

法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第三百二十条（株主総会への報告の省略）の規定により社員総会への報告があったものとみなされた場合

#### 第二十一条（総代に関する定款記載事項）

法第四十二条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

総代の定数

###### 二

総代の任期

###### 三

総代の選出の方法

###### 四

総代に欠員が生じた場合の措置

#### 第二十二条（総代会参考書類）

法第四十八条第一項の規定により交付すべき議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下この条、次条及び第二十三条において「総代会参考書類」という。）は、別紙様式第五号の三により作成しなければならない。

##### ２

法第四十九条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十八条第一項第三号及び第四号（株主総会の招集の決定）に掲げる事項を定めた相互会社が行った総代会参考書類の交付（当該交付に代えて行う電磁的方法による提供を含む。）は、法第四十八条第一項の規定による総代会参考書類の交付とする。

##### ３

取締役は、総代会参考書類に記載すべき事項について、招集通知（法第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十九条第二項又は第三項（株主総会の招集の通知）の規定による通知をいう。以下この条から第二十二条の三までにおいて同じ。）を発出した日から総代会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を総代に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

##### ４

同一の総代会に関して総代に対して提供する総代会参考書類に記載すべき事項のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項がある場合には、これらの事項は、総代に対して提供する総代会参考書類に記載することを要しない。

##### ５

同一の総代会に関して総代に対して提供する招集通知又は法第五十四条の五の規定により総代に対して提供する事業報告の内容とすべき事項のうち、総代会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、総代に対して提供する招集通知又は同条の規定により総代に対して提供する事業報告の内容とすることを要しない。

#### 第二十二条の二（総代会参考書類の記載の特則）

総代会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該総代会に係る招集通知を発出する時から当該総代会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により総代が提供を受けることができる状態に置く措置（第十四条の五第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。第三項において同じ。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した総代会参考書類を総代に対して提供したものとみなす。

###### 一

議案

###### 二

第二十九条の二第三項第一号から第九号までに掲げる事項を総代会参考書類に記載することとしている場合における当該事項

###### 三

次項の規定により総代会参考書類に記載すべき事項

###### 四

総代会参考書類に記載すべき事項（前二号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監査役、監査等委員会又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

##### ２

前項の場合には、総代に対して提供する総代会参考書類に、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを記載しなければならない。

##### ３

第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により総代が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

#### 第二十二条の三（議決権行使書面）

法第四十八条第三項の規定により交付すべき議決権を行使するための書面（以下この条及び次条において「議決権行使書面」という。）は、別紙様式第五号の二に準じて作成しなければならない。

##### ２

法第四十八条第五項又は第六項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、別紙様式第五号の二の定めるところによる。

##### ３

次条第四号イに掲げる事項についての定めがある場合には、相互会社は、法第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十九条第三項（株主総会の招集の通知）の承諾をした総代の請求があった時に、当該総代に対して、法第四十八条第三項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第四項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

##### ４

同一の総代会に関して総代に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。

##### ５

同一の総代会に関して総代に対して提供する議決権行使書面に記載すべき事項（次に掲げるものに限る。）のうち招集通知の内容としている事項がある場合には、当該事項は、議決権行使書面に記載することを要しない。

###### 一

次条第三号ニに掲げる事項

###### 二

次条第四号ロに掲げる事項

###### 三

議決権の行使の期限

#### 第二十三条（招集の決定事項）

法第四十九条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十八条第一項第五号（株主総会の招集の決定）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

法第四十九条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十八条第一項第一号に規定する総代会が定時総代会である場合において、同号の日が前事業年度に係る定時総代会の日に応当する日と著しく離れた日であるときは、その日時を決定した理由

###### 二

法第四十九条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十八条第一項第一号に規定する総代会の場所が過去に開催した総代会のいずれの場所とも著しく離れた場所であるとき（次に掲げる場合を除く。）は、その場所を決定した理由

###### 三

法第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にロからニまで及びヘに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を取締役に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）

###### 四

法第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十八条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にイ又はロに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）

###### 五

法第四十四条の二第一項の規定による代理人による議決権の行使について、代理権（代理人の資格を含む。）を証明する方法その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めるとき（定款に当該事項についての定めがある場合を除く。）は、その事項

###### 六

第三号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が総代会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）

#### 第二十三条の二（書面による議決権行使の期限）

法第四十九条第一項において読み替えて準用する会社法第三百十一条第一項（書面による議決権の行使）に規定する内閣府令で定める時は、総代会の日時の直前の事業時間の終了時（前条第三号ロに掲げる事項についての定めがある場合にあっては、同号ロの特定の時）とする。

#### 第二十三条の三（電磁的方法による議決権行使の期限）

法第四十九条第一項において読み替えて準用する会社法第三百十二条第一項（電磁的方法による議決権の行使）に規定する内閣府令で定める時は、総代会の日時の直前の事業時間の終了時（第二十三条第三号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあっては、同号ハの特定の時）とする。

#### 第二十三条の四（取締役等の説明義務）

法第四十九条第一項において読み替えて準用する会社法第三百十四条（取締役等の説明義務）に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

###### 一

総代が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）

###### 二

総代が説明を求めた事項について説明をすることにより相互会社その他の者（当該総代を除く。）の権利を侵害することとなる場合

###### 三

総代が当該総代会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

###### 四

前三号に掲げる場合のほか、総代が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

#### 第二十三条の五（議事録）

法第四十九条第一項において準用する会社法第三百十八条第一項（議事録）の規定による総代会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

##### ２

総代会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

##### ３

総代会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

###### 一

総代会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。第四号において同じ。）、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又は総代が総代会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

###### 二

総代会の議事の経過の要領及びその結果

###### 三

次に掲げる規定により総代会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

###### 四

総代会に出席した取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人の氏名又は名称

###### 五

総代会の議長が存するときは、議長の氏名

###### 六

議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

#### 第二十三条の六（補欠の役員の選任）

法第五十二条第三項の規定による補欠の役員（取締役、会計参与及び監査役をいい、監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役又は会計参与をいう。以下この条において同じ。）の選任については、この条の定めるところによる。

##### ２

法第五十二条第三項に規定する決議により補欠の役員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

###### 一

当該候補者が補欠の役員である旨

###### 二

当該候補者を補欠の社外取締役（法第五十三条の二第五項に規定する社外取締役をいう。）として選任するときは、その旨

###### 三

当該候補者を補欠の社外監査役（法第五十三条の五第三項に規定する社外監査役をいう。）として選任するときは、その旨

###### 四

当該候補者を一人又は二人以上の特定の役員の補欠の役員として選任するときは、その旨及び当該特定の役員の氏名（会計参与である場合にあっては、氏名又は名称）

###### 五

同一の役員（二以上の役員の補欠として選任した場合にあっては、当該二以上の役員）につき二人以上の補欠の役員を選任するときは、当該補欠の役員相互間の優先順位

###### 六

補欠の役員について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続

##### ３

補欠の役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該決議後最初に開催する定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）の開始の時までとする。

#### 第二十三条の七（社債を引き受ける者の募集に際して取締役会が定めるべき事項）

法第五十三条の十四第四項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

二以上の募集（法第六十一条の募集をいう。以下この条において同じ。）に係る同条各号に掲げる事項の決定を委任するときは、その旨

###### 二

募集社債（法第六十一条に規定する募集社債をいう。以下この条において同じ。）の総額の上限（前号に規定する場合にあっては、各募集に係る募集社債の総額の上限の合計額）

###### 三

募集社債の利率の上限その他の利率に関する事項の要綱

###### 四

募集社債の払込金額（法第六十一条第九号に規定する払込金額をいう。以下この号において同じ。）の総額の最低金額その他の払込金額に関する事項の要綱

#### 第二十三条の八（業務の適正を確保するための体制）

法第五十三条の十四第四項第六号に規定する内閣府令で定める体制は、当該相互会社における次に掲げる体制とする。

###### 一

当該相互会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

###### 二

当該相互会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

###### 三

当該相互会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

###### 四

当該相互会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

###### 五

次に掲げる体制その他の当該相互会社及びその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

###### 六

当該相互会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

###### 七

前号の使用人の当該相互会社の取締役からの独立性に関する事項

###### 八

当該相互会社の監査役の第六号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

###### 九

次に掲げる体制その他の当該相互会社の監査役への報告に関する体制

###### 十

前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

###### 十一

当該相互会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

###### 十二

第六号から前号までに掲げる体制のほか、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

#### 第二十三条の九（取締役会の議事録）

法第五十三条の十六において準用する会社法第三百六十九条第三項（取締役会の決議）の規定による取締役会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

##### ２

取締役会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

##### ３

取締役会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

###### 一

取締役会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人が取締役会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

###### 二

取締役会が法第五十三条の十六において準用する会社法第三百七十三条第二項（特別取締役による取締役会の決議）の取締役会であるときは、その旨

###### 三

取締役会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

###### 四

取締役会の議事の経過の要領及びその結果

###### 五

決議を要する事項について特別の利害関係を有する取締役があるときは、当該取締役の氏名

###### 六

次に掲げる規定により取締役会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

###### 七

取締役会に出席した執行役、会計参与又は会計監査人の氏名又は名称

###### 八

取締役会の議長が存するときは、議長の氏名

##### ４

次の各号に掲げる場合には、取締役会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

###### 一

法第五十三条の十六において準用する会社法第三百七十条（取締役会の決議の省略）の規定により取締役会の決議があったものとみなされた場合

###### 二

法第五十三条の十六において準用する会社法第三百七十二条第一項（取締役会への報告の省略）（法第五十三条の十六において準用する会社法第三百七十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により取締役会への報告を要しないものとされた場合

#### 第二十三条の十（会計参与報告の内容）

法第五十三条の十七において準用する会社法第三百七十四条第一項（会計参与の権限）の規定により作成すべき会計参与報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

###### 一

会計参与が職務を行うにつき会計参与設置会社と合意した事項のうち主なもの

###### 二

次に掲げるもの（以下この節において「計算関係書類」という。）のうち、取締役又は執行役と会計参与が共同して作成したものの種類

###### 三

計算関係書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算関係書類の作成のための基本となる事項であって、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

###### 四

計算関係書類の作成に用いた資料の種類その他計算関係書類の作成の過程及び方法

###### 五

前号に規定する資料が次に掲げる事由に該当するときは、その旨及びその理由

###### 六

計算関係書類の作成に必要な資料が作成されていなかったとき又は適切に保存されていなかったときは、その旨及びその理由

###### 七

会計参与が計算関係書類の作成のために行った報告の徴収及び調査の結果

###### 八

会計参与が計算関係書類の作成に際して取締役又は執行役と協議した主な事項

#### 第二十三条の十一（計算書類等の備置き）

法第五十三条の十七において準用する会社法第三百七十八条第一項（会計参与による計算書類等の備置き等）の規定により会計参与が法第五十三条の十七において準用する会社法第三百七十八条第一項第一号に掲げるものを備え置く場所（以下この条において「会計参与報告等備置場所」という。）を定める場合には、この条の定めるところによる。

##### ２

会計参与は、当該会計参与である公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項（外国で資格を有する者の特例）に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人の事務所（会計参与が税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第三項（税理士の業務）の規定により税理士又は税理士法人の補助者として当該税理士の税理士事務所に勤務し、又は当該税理士法人に所属し、同項に規定する業務に従事する者であるときは、その勤務する税理士事務所又は当該税理士法人の事務所）の場所の中から会計参与報告等備置場所を定めなければならない。

##### ３

会計参与は、会計参与報告等備置場所として会計参与設置会社の主たる事務所又は従たる事務所と異なる場所を定めなければならない。

##### ４

会計参与は、会計参与報告等備置場所を定めた場合には、遅滞なく、会計参与設置会社に対して、会計参与報告等備置場所を通知しなければならない。

#### 第二十三条の十二（計算書類の閲覧）

法第五十三条の十七において読み替えて準用する会社法第三百七十八条第二項（会計参与による計算書類等の備置き等）に規定する内閣府令で定める場合とは、会計参与である公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人の業務時間外である場合とする。

#### 第二十三条の十三（監査報告の作成）

法第五十三条の十八第一項の規定により内閣府令で定める事項については、この条の定めるところによる。

##### ２

監査役は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

###### 一

当該相互会社の取締役、会計参与及び使用人

###### 二

当該相互会社の実質子会社の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項（法人が業務を執行する社員である場合の特則）の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人

###### 三

その他監査役が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

##### ３

前項の規定は、監査役が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

##### ４

監査役は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該相互会社の他の監査役、当該相互会社の実質子会社の監査役その他これらに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

#### 第二十三条の十四（監査役の調査の対象）

法第五十三条の二十において読み替えて準用する会社法第三百八十四条（株主総会に対する報告義務）に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。

#### 第二十三条の十五（監査役会の議事録）

法第五十三条の二十一において準用する会社法第三百九十三条第二項（監査役会の決議）の規定による監査役会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

##### ２

監査役会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

##### ３

監査役会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

###### 一

監査役会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない監査役、取締役、会計参与又は会計監査人が監査役会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

###### 二

監査役会の議事の経過の要領及びその結果

###### 三

次に掲げる規定により監査役会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

###### 四

監査役会に出席した取締役、会計参与又は会計監査人の氏名又は名称

###### 五

監査役会の議長が存するときは、議長の氏名

##### ４

法第五十三条の二十一において準用する会社法第三百九十五条（監査役会への報告の省略）の規定により監査役会への報告を要しないものとされた場合には、監査役会の議事録は、次の各号に掲げる事項を内容とするものとする。

###### 一

監査役会への報告を要しないものとされた事項の内容

###### 二

監査役会への報告を要しないものとされた日

###### 三

議事録の作成に係る職務を行った監査役の氏名

#### 第二十三条の十六（会計監査報告の作成）

法第五十三条の二十二第一項後段の規定により内閣府令で定める事項については、この条の定めるところによる。

##### ２

会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

###### 一

当該相互会社の取締役、会計参与及び使用人

###### 二

当該相互会社の実質子会社の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項（法人が業務を執行する社員である場合の特則）の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人

###### 三

その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

#### 第二十三条の十六の二（監査等委員の報告の対象）

法第五十三条の二十三の二第五項において準用する会社法第三百九十九条の五（株主総会に対する報告義務）に規定する取締役が社員総会（総代会を設けているときは、総代会）に提出しようとするものは、電磁的記録その他の資料とする。

#### 第二十三条の十六の三（監査等委員会の議事録）

法第五十三条の二十三の二第六項において準用する会社法第三百九十九条の十第三項（監査等委員会の決議）の規定による監査等委員会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

##### ２

監査等委員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

##### ３

監査等委員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

###### 一

監査等委員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない監査等委員、取締役（監査等委員であるものを除く。）、会計参与又は会計監査人が監査等委員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

###### 二

監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果

###### 三

決議を要する事項について特別の利害関係を有する監査等委員があるときは、その氏名

###### 四

次に掲げる規定により監査等委員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

###### 五

監査等委員会に出席した取締役（監査等委員であるものを除く。）、会計参与又は会計監査人の氏名又は名称

###### 六

監査等委員会の議長が存するときは、議長の氏名

##### ４

法第五十三条の二十三の二第六項において準用する会社法第三百九十九条の十二（監査等委員会への報告の省略）の規定により監査等委員会への報告を要しないものとされた場合には、監査等委員会の議事録は、次の各号に掲げる事項を内容とするものとする。

###### 一

監査等委員会への報告を要しないものとされた事項の内容

###### 二

監査等委員会への報告を要しないものとされた日

###### 三

議事録の作成に係る職務を行った監査等委員の氏名

#### 第二十三条の十六の四（業務の適正を確保するための体制）

法第五十三条の二十三の三第一項第一号ロに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

###### 一

当該相互会社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

###### 二

前号の取締役及び使用人の当該相互会社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

###### 三

当該相互会社の監査等委員会の第一号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

###### 四

次に掲げる体制その他の当該相互会社の監査等委員会への報告に関する体制

###### 五

前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

###### 六

当該相互会社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

###### 七

その他当該相互会社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

##### ２

法第五十三条の二十三の三第一項第一号ハに規定する内閣府令で定める体制は、当該相互会社における次に掲げる体制とする。

###### 一

当該相互会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

###### 二

当該相互会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

###### 三

当該相互会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

###### 四

当該相互会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

###### 五

次に掲げる体制その他の当該相互会社及びその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

#### 第二十三条の十六の五（社債を引き受ける者の募集に際して取締役会が定めるべき事項）

法第五十三条の二十三の三第四項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

二以上の募集（法第六十一条の募集をいう。以下この条において同じ。）に係る法第六十一条各号に掲げる事項の決定を委任するときは、その旨

###### 二

募集社債（法第六十一条に規定する募集社債をいう。以下この条において同じ。）の総額の上限（前号に規定する場合にあっては、各募集に係る募集社債の総額の上限の合計額）

###### 三

募集社債の利率の上限その他の利率に関する事項の要綱

###### 四

募集社債の払込金額（法第六十一条第九号に規定する払込金額をいう。以下この号において同じ。）の総額の最低金額その他の払込金額に関する事項の要綱

#### 第二十三条の十七（指名委員会等の議事録）

法第五十三条の二十八第六項において準用する会社法第四百十二条第三項（指名委員会等の決議）の規定による指名委員会等の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

##### ２

指名委員会等の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

##### ３

指名委員会等の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

###### 一

指名委員会等が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役、執行役、会計参与又は会計監査人が指名委員会等に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

###### 二

指名委員会等の議事の経過の要領及びその結果

###### 三

決議を要する事項について特別の利害関係を有する委員があるときは、その氏名

###### 四

指名委員会等が監査委員会である場合において、次に掲げる意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

###### 五

指名委員会等に出席した取締役（当該指名委員会等の委員であるものを除く。）、執行役、会計参与又は会計監査人の氏名又は名称

###### 六

指名委員会等の議長が存するときは、議長の氏名

##### ４

法第五十三条の二十八第六項において準用する会社法第四百十四条（指名委員会等への報告の省略）の規定により指名委員会等への報告を要しないものとされた場合には、指名委員会等の議事録は、次の各号に掲げる事項を内容とするものとする。

###### 一

指名委員会等への報告を要しないものとされた事項の内容

###### 二

指名委員会等への報告を要しないものとされた日

###### 三

議事録の作成に係る職務を行った委員の氏名

#### 第二十三条の十八（業務の適正を確保するための体制）

法第五十三条の三十第一項第一号ロに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

###### 一

当該相互会社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

###### 二

前号の取締役及び使用人の当該相互会社の執行役からの独立性に関する事項

###### 三

当該相互会社の監査委員会の第一号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

###### 四

次に掲げる体制その他の当該相互会社の監査委員会への報告に関する体制

###### 五

前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

###### 六

当該相互会社の監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

###### 七

その他当該相互会社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

##### ２

法第五十三条の三十第一項第一号ホに規定する内閣府令で定める体制は、当該相互会社における次に掲げる体制とする。

###### 一

当該相互会社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

###### 二

当該相互会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

###### 三

当該相互会社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

###### 四

当該相互会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

###### 五

次に掲げる体制その他の当該相互会社及びその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

#### 第二十三条の十九（報酬等の額の算定方法）

法第五十三条の三十六において読み替えて準用する会社法第四百二十五条第一項第一号（責任の一部免除）に規定する内閣府令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

###### 一

役員等がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員等が当該相互会社の取締役、執行役又は支配人その他の使用人を兼ねている場合における当該取締役、執行役又は支配人その他の使用人の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として相互会社から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。）ごとの合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあっては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

###### 二

イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

#### 第二十三条の二十（責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等）

法第五十三条の三十六において準用する会社法第四百二十五条第四項（責任の一部免除）（法第五十三条の三十六において準用する会社法第四百二十六条第八項（取締役等による免除に関する定款の定め）及び第四百二十七条第五項（責任限定契約）において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める財産上の利益とは、次に掲げるものとする。

###### 一

退職慰労金

###### 二

当該役員等が当該相互会社の取締役又は執行役を兼ねていたときは、当該取締役又は執行役としての退職慰労金

###### 三

当該役員等が当該相互会社の支配人その他の使用人を兼ねていたときは、当該支配人その他の使用人としての退職手当のうち当該役員等を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分

###### 四

前三号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

#### 第二十四条（会計慣行のしん酌）

この節の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない。

#### 第二十四条の二（会計帳簿の作成）

法第五十四条の二第一項の規定により相互会社が作成すべき会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

#### 第二十四条の三（資産の評価）

前条の会計帳簿に付すべき資産については、法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。

##### ２

償却すべき資産については、事業年度の末日（事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下この款において同じ。）において、相当の償却をしなければならない。

##### ３

次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。

###### 一

事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産（当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。）

###### 二

事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産

##### ４

取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。

##### ５

債権については、その取得価額が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付すことができる。

##### ６

次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

###### 一

事業年度の末日における時価がその時の取得原価より低い資産

###### 二

市場価格のある資産（実質子会社及び関連会社（相互会社が会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該会社等（実質子会社を除く。）をいう。第二十五条の八及び第二十九条の五第四項において同じ。）の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券（満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。）をいう。）を除く。）

###### 三

前二号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な資産

##### ７

前項第二号に規定する「財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて会社等の財務又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう。

###### 一

会社等（次に掲げる会社等であって、当該会社等の財務又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その実質子会社を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の二十以上である場合

###### 二

会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の十五以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

###### 三

会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。）の割合が百分の二十以上である場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であって、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

###### 四

自己と自己から独立した者との間の契約その他これに準ずるものに基づきこれらの者が会社等を共同で支配している場合

#### 第二十四条の四（負債の評価）

第二十四条の二の会計帳簿に付すべき負債については、法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。

##### ２

次に掲げる負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

###### 一

退職給付引当金（使用人が退職した後に当該使用人に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）のほか将来の費用又は損失（収益の控除を含む。以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金

###### 二

払込みを受けた金額が債務額と異なる社債

###### 三

前二号に掲げる負債のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な負債

#### 第二十四条の五（組織変更の際の資産及び負債の評価替えの禁止）

相互会社が組織変更（法第八十六条第一項に規定する組織変更をいう。以下この条において同じ。）をする場合には、当該組織変更をすることを理由にその有する資産及び負債の帳簿価額を変更することはできない。

#### 第二十四条の六（吸収合併等の際の資産及び負債の評価）

吸収合併存続相互会社（法第百六十条第一号に規定する吸収合併存続相互会社をいう。以下同じ。）は、吸収合併（法第百六十条に規定する吸収合併をいう。以下この項及び次条において同じ。）が当該吸収合併存続相互会社による支配取得（相互会社が他の会社又は当該他の会社の事業に対する支配を得ることをいう。）に該当する場合その他の吸収合併対象財産（吸収合併により吸収合併存続相互会社が承継する財産をいう。以下この項において同じ。）に時価を付すべき場合を除き、吸収合併対象財産には、吸収合併消滅会社（法第百六十九条第一項に規定する吸収合併消滅会社をいう。第二十四条の十二第二項において同じ。）における当該吸収合併の直前の帳簿価額を付さなければならない。

##### ２

前項の規定は、新設合併（法第百六十一条第一項に規定する新設合併をいう。次条において同じ。）のうち当該新設合併により相互会社が設立されるものについて準用する。

#### 第二十四条の七（のれん）

相互会社は、吸収合併、新設合併又は事業の譲受けをする場合において、適正な額ののれんを資産又は負債として計上することができる。

#### 第二十四条の八

削除

#### 第二十四条の九

削除

#### 第二十四条の十

削除

#### 第二十四条の十一（評価・換算差額等）

相互会社の会計帳簿には、次に掲げるものその他資産、負債又は基金等（基金、基金申込証拠金、基金償却積立金、再評価積立金、基金償却積立金減少差益及び剰余金をいう。）以外のものであっても、純資産の部の項目として計上することが適当であると認められるものは純資産として計上することができる。

###### 一

資産又は負債（デリバティブ取引により生じる正味の資産又は負債を含む。以下この条において同じ。）につき時価を付すものとした場合における当該資産又は負債の評価差額（剰余又は損失に計上するもの並びに次号及び第三号に掲げる評価差額を除く。）

###### 二

ヘッジ会計（ヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。）若しくは負債（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。）又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下同じ。）に係る損益とヘッジ対象（ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。以下同じ。）に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。）を適用する場合におけるヘッジ手段に係る損益又は評価差額

###### 三

土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第七条第一項に規定する再評価差額

#### 第二十四条の十二（更生計画に基づく行為に係る計算に関する特則）

更生会社（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号。以下「更生特例法」という。）第百六十九条第七項（定義）に規定する更生会社をいう。以下この項において同じ。）が更生計画（同条第二項に規定する更生計画をいう。以下この項において同じ。）に基づき行う行為についての当該更生会社が計上すべきのれん、純資産その他の計算に関する事項は、この府令の規定にかかわらず、更生計画の定めるところによる。

##### ２

更生計画（会社更生法第二条第二項（定義）及び更生特例法第百六十九条第二項に規定する更生計画をいう。第九十条第二項、第百六十八条第二項及び第二百十一条の六十四第二項において同じ。）において相互会社（同条第七項に規定する更生会社を除く。）が吸収合併（更生特例法第二百七十条第一項（吸収合併）及び第三百六十一条第一項（吸収合併）に規定する吸収合併をいう。以下この項において同じ。）に際して更生会社（会社更生法第二条第七項及び更生特例法第百六十九条第七項に規定する更生会社をいう。第九十条第二項、第百六十八条第二項及び第二百十一条の六十四第二項において同じ。）の更生債権者等（会社更生法第二条第十三項及び更生特例法第百六十九条第十三項に規定する更生債権者等をいう。以下この項において同じ。）を当該相互会社の基金の拠出者とする当該基金を割り当てた場合には、当該更生債権者等を基金の拠出者とする当該基金の額も当該吸収合併に係る吸収合併対価（吸収合併に際して吸収合併存続相互会社が吸収合併消滅会社の社員又は株主に対して交付する財産をいう。）として考慮するものとする。

#### 第二十五条（成立の日の貸借対照表）

法第五十四条の三第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、相互会社の成立の日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。

#### 第二十五条の二（各事業年度に係る計算書類等）

法第五十四条の三第二項に規定する内閣府令で定めるものは、第三項の規定に従い作成される基金等変動計算書とする。

##### ２

各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日（当該事業年度の前事業年度がない場合にあっては、成立の日）から当該事業年度の末日までの期間とする。

##### ３

法第五十四条の三第二項の規定により作成すべき各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき、別紙様式第七号（少額短期保険業者にあっては別紙様式第十六号の十七、特定取引勘定設置会社にあっては別紙様式第七号の二）に準じて作成しなければならない。

##### ４

法第五十四条の三第二項の規定により作成すべき事業報告及びその附属明細書は、別紙様式第七号（少額短期保険業者にあっては別紙様式第十六号の十七、特定取引勘定設置会社にあっては別紙様式第七号の二）に準じて作成しなければならない。

#### 第二十五条の三（連結計算書類）

法第五十四条の十第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次条から第二十五条の八までの規定に従い作成される次に掲げるものとする。

###### 一

連結貸借対照表

###### 二

連結損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）

###### 三

連結基金等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）

##### ２

前項各号に掲げる連結計算書類は、別紙様式第七号の三第二の二、第二の三及び第二の六（少額短期保険業者にあっては、別紙様式第十六号の二十第二の二、第二の三及び第二の六）に準じて作成しなければならない。

#### 第二十五条の四（連結会計年度）

各事業年度に係る連結計算書類の作成に係る期間（以下「連結会計年度」という。）は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日（当該事業年度の前事業年度がない場合にあっては、成立の日）から当該事業年度の末日までの期間とする。

#### 第二十五条の五（連結の範囲）

相互会社は、そのすべての実質子会社を連結の範囲に含めなければならない。

###### 一

財務及び事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）に対する支配が一時的であると認められる実質子会社

###### 二

連結の範囲に含めることにより当該相互会社の利害関係人の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる実質子会社

##### ２

前項の規定により連結の範囲に含めるべき実質子会社のうち、その資産、売上高（役務収益を含む。）等からみて、連結の範囲から除いてもその企業集団の財産及び損益の状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができる。

#### 第二十五条の六（事業年度に係る期間の異なる実質子会社）

相互会社の事業年度の末日と異なる日をその事業年度の末日とする連結実質子会社（連結の範囲に含められる実質子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、当該相互会社の事業年度の末日において、連結計算書類の作成の基礎となる計算書類を作成するために必要とされる決算を行わなければならない。

##### ２

前項ただし書の規定により連結計算書類を作成する場合には、連結実質子会社の事業年度の末日と当該相互会社の事業年度の末日が異なることから生ずる連結会社（当該相互会社とその連結実質子会社をいう。次条において同じ。）相互間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、調整をしなければならない。

#### 第二十五条の七（連結実質子会社の資産及び負債の評価等）

連結計算書類の作成に当たっては、連結実質子会社の資産及び負債の評価並びに相互会社の連結実質子会社に対する投資とこれに対応する当該連結実質子会社の資本との相殺消去その他必要とされる連結会社相互間の項目の相殺消去をしなければならない。

#### 第二十五条の八（持分法の適用）

非連結実質子会社（連結の範囲から除かれる実質子会社をいう。以下この条において同じ。）及び関連会社に対する投資については、持分法（投資会社が、被投資会社の純資産及び損益のうち当該投資会社に帰属する部分の変動に応じて、その投資の金額を各事業年度ごとに修正する方法をいう。以下この条において同じ。）により計算する価額をもって連結貸借対照表に計上しなければならない。

###### 一

財務及び事業の方針の決定に対する影響が一時的であると認められる関連会社

###### 二

持分法を適用することにより相互会社の利害関係人の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる非連結実質子会社及び関連会社

##### ２

前項の規定により持分法を適用すべき非連結実質子会社及び関連会社のうち、その損益等からみて、持分法の適用の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないものは、持分法の適用の対象から除くことができる。

#### 第二十六条（計算関係書類の監査の通則）

法第五十四条の四第一項及び第二項並びに第五十四条の十第四項の規定による監査（計算関係書類（成立時の貸借対照表を除く。以下この目及び次目において同じ。）に係るものに限る。以下この款において同じ。）については、この目及び次目に定めるところによる。

##### ２

前項に規定する監査には、公認会計士法第二条第一項（公認会計士の業務）に規定する監査のほか、計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。

#### 第二十六条の二（監査役の監査報告の内容）

監査役（会計監査人設置会社（法第五十三条の二十二第三項に規定する会計監査人設置会社をいう。以下同じ。）の監査役を除く。以下この目において同じ。）は、計算関係書類を受領したときは、別紙様式第一号の六により監査報告を作成しなければならない。

#### 第二十六条の三（監査役会の監査報告の内容等）

監査役会（会計監査人設置会社の監査役会を除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）は、前条の規定により監査役が作成した監査報告（以下この条において「監査役監査報告」という。）に基づき、別紙様式第一号の七により監査役会の監査報告（以下この条において「監査役会監査報告」という。）を作成しなければならない。

##### ２

監査役会が監査役会監査報告を作成する場合には、監査役会は、一回以上、会議を開催する方法又は情報の送受信により同時に意見の交換をすることができる方法により、監査役会監査報告の内容（監査役会監査報告の内容が監査役監査報告の内容と異なる場合に付記される各監査役の監査役監査報告の内容を除く。）を審議しなければならない。

#### 第二十六条の四（監査報告の通知期限等）

特定監査役は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定取締役に対し、各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書についての監査報告（監査役会設置会社にあっては、前条第一項の規定により作成された監査役会の監査報告に限る。以下この条において同じ。）の内容を通知しなければならない。

###### 一

当該計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日

###### 二

当該計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

###### 三

特定取締役及び特定監査役が合意により定めた日があるときは、その日

##### ２

計算関係書類については、特定取締役が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監査役の監査を受けたものとする。

##### ３

前項の規定にかかわらず、特定監査役が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監査役の監査を受けたものとみなす。

##### ４

第一項及び第二項に規定する「特定取締役」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者（当該相互会社が会計参与設置会社である場合にあっては、当該各号に定める者及び会計参与）をいう。

###### 一

第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合

###### 二

前号に掲げる場合以外の場合

##### ５

第一項及び第三項に規定する「特定監査役」とは、次の各号に掲げる相互会社の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

###### 一

監査役設置会社（監査役会設置会社及び会計監査人設置会社を除く。）

###### 二

監査役会設置会社（会計監査人設置会社を除く。）

#### 第二十七条（計算関係書類の提供）

計算関係書類を作成した取締役（指名委員会等設置会社にあっては、執行役）は、会計監査人に対して計算関係書類を提供しようとするときは、監査役（監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会の指定した監査等委員、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会の指定した監査委員）に対しても計算関係書類を提供しなければならない。

#### 第二十七条の二（会計監査報告の内容）

会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、別紙様式第一号（少額短期保険業者にあっては、別紙様式第一号の五）により会計監査報告を作成しなければならない。

#### 第二十七条の三（会計監査人設置会社の監査役の監査報告の内容）

会計監査人設置会社の監査役は、計算関係書類及び会計監査報告（第二十七条の六第三項に規定する場合にあっては、計算関係書類）を受領したときは、別紙様式第一号の二（少額短期保険業者にあっては、別紙様式第一号の六）により監査報告を作成しなければならない。

#### 第二十七条の四（会計監査人設置会社の監査役会の監査報告の内容等）

会計監査人設置会社の監査役会は、前条の規定により監査役が作成した監査報告（以下この条及び第二十九条の四において「監査役監査報告」という。）に基づき、別紙様式第一号の三（少額短期保険業者にあっては、別紙様式第一号の七）により監査役会の監査報告（以下この条及び第二十九条の四において「監査役会監査報告」という。）を作成しなければならない。

##### ２

会計監査人設置会社の監査役会が監査役会監査報告を作成する場合には、監査役会は、一回以上、会議を開催する方法又は情報の送受信により同時に意見の交換をすることができる方法により、監査役会監査報告の内容（監査役会監査報告の内容が監査役監査報告の内容と異なる場合に付記される各監査役の監査役監査報告の内容を除く。）を審議しなければならない。

#### 第二十七条の四の二（監査等委員会の監査報告の内容）

監査等委員会は、計算関係書類及び会計監査報告（第二十七条の六第三項に規定する場合にあっては、計算関係書類）を受領したときは、別紙様式第一号の三の二（少額短期保険業者にあっては、別紙様式第一号の七の二）により監査報告を作成しなければならない。

##### ２

前項に規定する監査報告の内容（監査等委員会の監査報告の内容が監査等委員の意見と異なる場合に付記される監査等委員の意見を除く。）は、監査等委員会の決議をもって定めなければならない。

#### 第二十七条の五（監査委員会の監査報告の内容）

監査委員会は、計算関係書類及び会計監査報告（次条第三項に規定する場合にあっては、計算関係書類）を受領したときは、別紙様式第一号の四（少額短期保険業者にあっては、別紙様式第一号の八）により監査報告を作成しなければならない。

##### ２

前項に規定する監査報告の内容（監査委員会の監査報告の内容が監査委員の意見と異なる場合に付記される監査委員の意見を除く。）は、監査委員会の決議をもって定めなければならない。

#### 第二十七条の六（会計監査報告の通知期限等）

会計監査人は、次の各号に掲げる会計監査報告の区分に応じ、当該各号に定める日までに、特定監査役及び特定取締役に対し、当該会計監査報告の内容を通知しなければならない。

###### 一

各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書についての会計監査報告

###### 二

連結計算書類についての会計監査報告

##### ２

計算関係書類については、特定監査役及び特定取締役が前項の規定による会計監査報告の内容の通知を受けた日に、会計監査人の監査を受けたものとする。

##### ３

前項の規定にかかわらず、会計監査人が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による会計監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、会計監査人の監査を受けたものとみなす。

##### ４

第一項及び第二項に規定する「特定取締役」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者（当該相互会社が会計参与設置会社である場合にあっては、当該各号に定める者及び会計参与）をいう（第二十七条の八において同じ。）。

###### 一

第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合

###### 二

前号に掲げる場合以外の場合

##### ５

第一項及び第二項に規定する「特定監査役」とは、次の各号に掲げる相互会社の区分に応じ、当該各号に定める者とする（第二十七条の八において同じ。）。

###### 一

監査役設置会社（監査役会設置会社を除く。）

###### 二

監査役会設置会社

###### 三

監査等委員会設置会社

###### 四

指名委員会等設置会社

#### 第二十七条の七（会計監査人の職務の遂行に関する事項）

会計監査人は、前条第一項の規定による特定監査役に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合にあっては、当該事項を定めていない旨）を通知しなければならない。

###### 一

独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項

###### 二

監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項

###### 三

会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

#### 第二十七条の八（会計監査人設置会社の監査役等の監査報告の通知期限）

会計監査人設置会社の特定監査役は、次の各号に掲げる監査報告の区分に応じ、当該各号に定める日までに、特定取締役及び会計監査人に対し、監査報告（監査役会設置会社にあっては、第二十七条の四第一項の規定により作成した監査役会の監査報告に限る。以下この条において同じ。）の内容を通知しなければならない。

###### 一

連結計算書類以外の計算関係書類についての監査報告

###### 二

連結計算書類についての監査報告

##### ２

計算関係書類については、特定取締役及び会計監査人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監査役（監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会）の監査を受けたものとする。

##### ３

前項の規定にかかわらず、特定監査役が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監査役（監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会）の監査を受けたものとみなす。

#### 第二十八条（監査役の監査報告の内容）

監査役は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、別紙様式第一号の二（少額短期保険業者にあっては、別紙様式第一号の六）により監査報告を作成しなければならない。

#### 第二十八条の二（監査役会の監査報告の内容等）

監査役会は、前条の規定により監査役が作成した監査報告（以下この条において「監査役監査報告」という。）に基づき、別紙様式第一号の三（少額短期保険業者にあっては、別紙様式第一号の七）により監査役会の監査報告（以下この条において「監査役会監査報告」という。）を作成しなければならない。

##### ２

監査役会が監査役会監査報告を作成する場合には、監査役会は、一回以上、会議を開催する方法又は情報の送受信により同時に意見の交換をすることができる方法により、監査役会監査報告の内容（監査役会監査報告の内容が監査役監査報告の内容と異なる場合に付記される各監査役の監査役監査報告の内容を除く。）を審議しなければならない。

#### 第二十八条の二の二（監査等委員会の監査報告の内容等）

監査等委員会は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、別紙様式第一号の三の二（少額短期保険業者にあっては、別紙様式第一号の七の二）により監査報告を作成しなければならない。

##### ２

前項に規定する監査報告の内容（監査等委員会の監査報告の内容が監査等委員の意見と異なる場合に付記される監査等委員の意見を除く。）は、監査等委員会の決議をもって定めなければならない。

#### 第二十八条の三（監査委員会の監査報告の内容等）

監査委員会は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、別紙様式第一号の四（少額短期保険業者にあっては、別紙様式第一号の八）により監査報告を作成しなければならない。

##### ２

前項に規定する監査報告の内容（監査委員会の監査報告の内容が監査委員の意見と異なる場合に付記される監査委員の意見を除く。）は、監査委員会の決議をもって定めなければならない。

#### 第二十八条の四（監査役監査報告等の通知期限）

特定監査役は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定取締役に対して、監査報告（監査役会設置会社にあっては、第二十八条の二第一項の規定により作成した監査役会の監査報告に限る。以下この条において同じ。）の内容を通知しなければならない。

###### 一

事業報告を受領した日から四週間を経過した日

###### 二

事業報告の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

###### 三

特定取締役及び特定監査役の間で合意した日

##### ２

事業報告及びその附属明細書については、特定取締役が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監査役（監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会）の監査を受けたものとする。

##### ３

前項の規定にかかわらず、特定監査役が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、事業報告及びその附属明細書については、監査役（監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会）の監査を受けたものとみなす。

##### ４

第一項及び第二項に規定する「特定取締役」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

###### 一

第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合

###### 二

前号に掲げる場合以外の場合

##### ５

第一項及び第三項に規定する「特定監査役」とは、次の各号に掲げる相互会社の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

###### 一

監査役設置会社（監査役会設置会社を除く。）

###### 二

監査役会設置会社

###### 三

監査等委員会設置会社

###### 四

指名委員会等設置会社

#### 第二十九条（計算書類等の提供）

法第五十四条の五の規定により社員（総代会を設けているときは、総代。以下この条から第二十九条の三までにおいて同じ。）に対して行う提供計算書類（次の各号に掲げる相互会社の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。以下この条において同じ。）の提供に関しては、この条の定めるところによる。

###### 一

会計監査人設置会社以外の相互会社

###### 二

会計監査人設置会社

##### ２

定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会。以下この条から第二十九条の三までにおいて同じ。）の招集通知（法第四十一条第一項又は第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十九条第二項又は第三項（株主総会の招集の通知）の規定による通知をいう。以下この条から第二十九条の三までにおいて同じ。）を次の各号に掲げる方法により行う場合にあっては、提供計算書類は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。

###### 一

書面の提供

###### 二

電磁的方法による提供

##### ３

提供計算書類を提供する際には、当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は基金等変動計算書に表示すべき事項（以下この項において「過年度事項」という。）を併せて提供することができる。

##### ４

提供計算書類に表示すべき事項（基金等変動計算書又は貸借対照表、損益計算書若しくは基金等変動計算書に関連する注記に限る。）に係る情報を、定時社員総会に係る招集通知を発出する時から定時社員総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置（第十四条の五第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。第八項において同じ。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により社員に対して提供したものとみなす。

##### ５

前項の場合には、取締役は、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを社員に対して通知しなければならない。

##### ６

第四項の規定により計算書類に表示した事項の一部が社員に対して第二項各号に定める方法により提供したものとみなされる場合において、監査役、会計監査人、監査等委員会又は監査委員会が、現に社員に対して提供された計算書類が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であることを社員に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を社員に対して通知しなければならない。

##### ７

取締役は、計算書類の内容とすべき事項について、定時社員総会の招集通知を発出した日から定時社員総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を社員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

##### ８

第四項の規定は、提供計算書類に表示すべき事項のうち基金等変動計算書又は貸借対照表、損益計算書若しくは基金等変動計算書に関連する注記以外のものに係る情報についても、電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

#### 第二十九条の二（事業報告等の社員への提供）

法第五十四条の五の規定により社員に対して行う提供事業報告（次に掲げるものをいう。以下この条において同じ。）の提供に関しては、この条の定めるところによる。

###### 一

事業報告

###### 二

事業報告に係る監査役（監査役会設置会社にあっては監査役会、監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会）の監査報告があるときは、当該監査報告（二以上の監査役が存する相互会社（監査役会設置会社を除く。）の各監査役の監査報告の内容（監査報告を作成した日を除く。）が同一である場合にあっては、一又は二以上の監査役の監査報告）

###### 三

第二十八条の四第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨を記載又は記録をした書面又は電磁的記録

##### ２

定時社員総会の招集通知を次の各号に掲げる方法により行う場合には、提供事業報告は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。

###### 一

書面の提供

###### 二

電磁的方法による提供

##### ３

事業報告に表示すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、定時社員総会に係る招集通知を発出する時から定時社員総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置（第十四条の五第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。第七項において同じ。）をとる場合における前項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により社員に対して提供したものとみなす。

###### 一

事業の経過及びその成果等

###### 二

資金調達の状況

###### 三

設備投資の状況

###### 四

重要な子会社等の状況

###### 五

事業の譲渡・譲受け等の状況

###### 六

対処すべき課題

###### 七

会社役員（当該相互会社の取締役、会計参与、監査役及び執行役をいう。次号において同じ。）の状況

###### 八

会社役員に対する報酬等

###### 九

事業報告に表示すべき事項（前各号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監査役、監査等委員会又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

##### ４

前項の場合には、取締役は、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを社員に対して通知しなければならない。

##### ５

第三項の規定により事業報告に表示した事項の一部が社員に対して第二項各号に定める方法により提供したものとみなされた場合において、監査役、監査等委員会又は監査委員会が、現に社員に対して提供される事業報告が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告の一部であることを社員に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を社員に対して通知しなければならない。

##### ６

取締役は、事業報告の内容とすべき事項について、定時社員総会の招集通知を発出した日から定時社員総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を社員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

##### ７

第三項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

#### 第二十九条の三（連結計算書類の提供）

法第五十四条の十第六項において読み替えて準用する法第五十四条の五の規定により社員に対して連結計算書類の提供をする場合において、定時社員総会の招集通知を次の各号に掲げる方法により行うときは、連結計算書類は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。

###### 一

書面の提供

###### 二

電磁的方法による提供

##### ２

前項の連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告がある場合において、当該会計監査報告又は監査報告の内容をも社員に対して提供することを定めたときにおける同項の規定の適用については、同項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ中「連結計算書類」とあるのは、「連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告を含む。）」とする。

##### ３

連結計算書類を提供する際には、当該連結会計年度より前の連結会計年度に係る連結貸借対照表、連結損益計算書又は連結基金等変動計算書に表示すべき事項（以下この項において「過年度事項」という。）を併せて提供することができる。

##### ４

連結計算書類（第二項に規定する場合にあっては、当該連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告を含む。）に表示すべき事項に係る情報を、定時社員総会に係る招集通知を発出する時から定時社員総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置（第十四条の五第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合における第一項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により社員に対して提供したものとみなす。

##### ５

前項の場合には、取締役は、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを社員に対して通知しなければならない。

##### ６

第四項の規定により連結計算書類に表示した事項の一部が社員に対して第一項各号に定める方法により提供したものとみなされた場合において、監査役、会計監査人、監査等委員会又は監査委員会が、現に社員に対して提供された連結計算書類が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類の一部であることを社員に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を社員に対して通知しなければならない。

##### ７

取締役は、連結計算書類の内容とすべき事項について、定時社員総会の招集通知を発出した日から定時社員総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を社員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

#### 第二十九条の四（計算書類等の承認の特則に関する要件）

法第五十四条の六第四項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号（監査役設置会社であって監査役会設置会社でない相互会社にあっては、第三号を除く。）のいずれにも該当することとする。

###### 一

法第五十四条の六第四項に規定する計算書類についての会計監査報告の内容に無限定適正意見（監査の対象となった計算書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨の意見をいう。）が含まれていること。

###### 二

前号の会計監査報告に係る監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告（監査役会設置会社にあっては、監査役会監査報告に限る。）の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと。

###### 三

第一号の会計監査報告に係る監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告に付記された内容（監査役会監査報告の内容が各監査役の監査役監査報告の内容と異なる場合に付記される当該監査役監査報告の内容、監査等委員会の監査報告の内容が監査等委員の意見と異なる場合に付記される当該監査等委員の意見又は監査委員会の監査報告の内容が監査委員の意見と異なる場合に付記される当該監査委員の意見をいう。）が前号の意見でないこと。

###### 四

法第五十四条の六第四項に規定する計算書類が第二十七条の八第三項の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと。

#### 第二十九条の五（計算書類の公告）

相互会社が法第五十四条の七第一項の規定による公告（同条第三項の規定による措置を含む。以下この項において同じ。）をする場合には、次に掲げる事項を当該公告において明らかにしなければならない。

###### 一

継続企業の前提に関する注記

###### 二

重要な会計方針に係る事項に関する注記

###### 三

貸借対照表に関する注記

###### 四

税効果会計に関する注記

###### 五

関連当事者との取引に関する注記

###### 六

重要な後発事象に関する注記

###### 七

当期純剰余金額又は当期純損失金額

##### ２

相互会社が法第五十四条の七第一項の規定により損益計算書の公告をする場合における前項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは、「第一号から第六号までに」とする。

##### ３

前項の規定は、相互会社が損益計算書の内容である情報について法第五十四条の七第三項に規定する措置をとる場合について準用する。

##### ４

第一項第五号に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

###### 一

当該相互会社の実質子会社

###### 二

当該相互会社のその他の関係会社（当該相互会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びに当該その他の関係会社の親会社（当該その他の関係会社が株式会社でない場合にあっては、親会社に相当するもの）及び子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）（当該その他の関係会社が会社でない場合にあっては、子会社に相当するもの）

###### 三

当該相互会社の関連会社及び当該関連会社の子会社（当該関連会社が会社でない場合にあっては、子会社に相当するもの）

###### 四

当該相互会社の役員及びその近親者

###### 五

前号に掲げる者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合における当該会社等及び当該会社等の子会社（当該会社等が会社でない場合にあっては、子会社に相当するもの）

###### 六

従業員のための企業年金（当該相互会社と重要な取引（掛金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）

#### 第二十九条の六（計算書類の要旨の公告）

法第五十四条の七第二項の規定により貸借対照表の要旨及び損益計算書の要旨を公告する場合における貸借対照表の要旨又は損益計算書の要旨は、別紙様式第三号（少額短期保険業者にあっては別紙様式第三号の三、特定取引勘定設置会社にあっては別紙様式第三号の二）により作成しなければならない。

#### 第二十九条の七（貸借対照表等の電磁的方法による公開の方法）

法第五十四条の七第三項の規定による措置は、第十四条の五第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行わなければならない。

#### 第二十九条の八（不適正意見がある場合等における公告事項）

次の各号のいずれかに該当する場合において、会計監査人設置会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定による公告（同条第三項に規定する措置を含む。以下この条において同じ。）をするときは、当該各号に定める事項を当該公告において明らかにしなければならない。

###### 一

会計監査人が存しない場合（法第五十三条の十二第四項の一時会計監査人の職務を行うべき者が存する場合を除く。）

###### 二

第二十七条の六第三項の規定により監査を受けたものとみなされた場合

###### 三

当該公告に係る計算書類についての会計監査報告に不適正意見（監査の対象となった計算関係書類が不適正である旨の意見及びその理由をいう。）がある場合

###### 四

当該公告に係る計算書類についての会計監査報告に当該計算書類が当該相互会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見がない場合

#### 第三十条（基金利息の支払等における控除額）

法第五十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める額は、最終事業年度の末日における貸借対照表に計上した次に掲げる額とする。

###### 一

基金申込証拠金の科目に計上した額

###### 二

再評価積立金の科目に計上した額

###### 三

その他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額をいう。以下同じ。）の科目に計上した額（零以上である場合に限る。）

###### 四

繰延ヘッジ損益（ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べられるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額をいう。以下同じ。）の科目に計上した額

###### 五

土地再評価差額金（土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。次項第六号において同じ。）の科目に計上した額（零以上である場合に限る。）

##### ２

法第五十五条第二項第五号に規定する内閣府令で定める額は、最終事業年度の末日における貸借対照表に計上した次に掲げる額とする。

###### 一

基金申込証拠金の科目に計上した額

###### 二

再評価積立金の科目に計上した額

###### 三

のれん等調整額（資産の部に計上したのれんの額を二で除して得た額及び繰延資産として計上した額の合計額をいう。以下この号において同じ。）が次のイからハまでに掲げる場合に該当する場合における当該イからハまでに定める額

###### 四

その他有価証券評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限る。）

###### 五

繰延ヘッジ損益の科目に計上した額

###### 六

土地再評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限る。）

#### 第三十条の二（剰余金の分配の計算方法）

相互会社が社員に対する剰余金の分配をする場合には、保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに、剰余金の分配の対象となる金額を計算し、次の各号（少額短期保険業者である相互会社にあっては、第一号、第二号及び第四号）に掲げるいずれかの方法により、又はそれらの方法の併用により行わなければならない。

###### 一

社員が支払った保険料及び保険料として収受した金銭を運用することによって得られる収益から、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出その他の費用等を控除した金額に応じて分配する方法

###### 二

剰余金の分配の対象となる金額をその発生の原因ごとに把握し、それぞれ各保険契約の責任準備金、保険金その他の基準となる金額に応じて計算し、その合計額を分配する方法

###### 三

剰余金の分配の対象となる金額を保険期間等により把握し、各保険契約の責任準備金、保険料その他の基準となる金額に応じて計算した金額を分配する方法

###### 四

その他前三号に掲げる方法に準ずる方法

#### 第三十条の三（積立勘定の設置）

保険会社である相互会社は、公正かつ衡平な剰余金の分配をするために、保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨を約した保険契約に係る責任準備金の金額に相当する財産の全部又は一部をその他の財産と分別して運用するための勘定（以下この条において「積立勘定」という。）を設けることができる。

##### ２

積立勘定に属する財産は、他の積立勘定又は積立勘定以外の勘定に属する財産と経理を区分し、かつ、これを特に設けた帳簿に記載しなければならない。

##### ３

保険会社である相互会社は、金融庁長官の承認又は法第四条第二項第二号に掲げる書類に記載された方法により金銭を他の勘定に振り替える場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

###### 一

積立勘定に属する財産を他の積立勘定又はその他の勘定に振り替えること。

###### 二

積立勘定に属する財産以外の財産を積立勘定に振り替えること。

##### ４

保険会社である相互会社は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

#### 第三十条の四（剰余金のうち一定の比率を乗じる対象となる金額）

法第五十五条の二第二項に規定する内閣府令で定める金額は、当期未処分剰余金の額から次に掲げるものの合計額を控除した金額（法第五十五条第二項に規定する貸借対照表上の純資産額から同項各号に掲げる金額の合計額を控除した額を限度とする。）とする。

###### 一

前期繰越剰余金の額

###### 二

任意積立金目的取崩額

###### 三

法第五十五条第一項の基金利息の支払額

###### 四

法第五十八条の損失てん補準備金としてその決算期に積み立てる額

###### 五

法第五十六条の基金償却積立金としてその決算期に積み立てる額

###### 六

基金の償却に充てることを目的としてその決算期に純資産の部に積み立てる任意積立金の額（ただし、基金の額（償却を完了する予定の日を定めない基金がある場合には当該基金の額を除く。）をその払込期日から償却を完了する予定の日までの期間に含まれる決算期の数で除して得られた額（払込期日又は償却を完了する予定の日が異なる基金がある場合には、それぞれについて計算して得られた額の合計額）を上限とする。）

###### 七

第三十条第二項第三号に規定する額

###### 八

次条第一項第一号に規定する社員配当準備金の取崩額が決算期の剰余金に含まれる場合における当該取崩額

#### 第三十条の五（剰余金の分配をするための準備金）

法第五十五条の二第二項に規定する内閣府令で定める準備金は、次に掲げるものとする。

###### 一

社員配当準備金

###### 二

社員配当平衡積立金

##### ２

前項第一号の社員配当準備金は、社員に対する剰余金の分配をするための準備金として貸借対照表の負債の部に計上するものとする。

##### ３

生命保険相互会社（法第三条第四項の生命保険業免許を受けた相互会社をいう。）は、第一項第一号の社員配当準備金に、次に掲げるもの（決算期においては、剰余金の処分による次に掲げるものへの繰入額を含む。）の合計額を超えて繰り入れてはならない。

###### 一

積立配当（社員に分配された配当で利息を付して積み立てているものをいう。）の額

###### 二

未払配当（社員に分配された配当で支払われていないもののうち、前号に規定する積立配当以外のものをいう。）の額（決算期においては、翌期に分配する予定の配当の額を含む。）

###### 三

全件消滅時配当（保険契約のすべてが消滅したと仮定して計算した当該保険契約の消滅時に支払う配当をいう。）の額

###### 四

その他前三号に掲げるものに準ずるものとして法第四条第二項第四号に掲げる書類において定める方法により計算した額

##### ４

少額短期保険業者である相互会社は、第一項第一号の社員配当準備金に、次に掲げるもの（決算期においては、剰余金の処分による次に掲げるものへの繰入額を含む。）の合計額を超えて繰り入れてはならない。

###### 一

未払配当（社員に分配された配当で支払われていないものをいう。）の額（決算期においては、翌期に分配する予定の配当の額を含む。）

###### 二

翌期に分配する予定の配当の額に百分の五を乗じて得た額

##### ５

第一項第二号の社員配当平衡積立金は、社員に対する剰余金の分配の額を安定させることを目的とする任意積立金として貸借対照表の純資産の部に計上するものとする。

##### ６

第一項に規定する社員配当準備金又は社員配当平衡積立金を取り崩した場合には、当該取崩額の合計額から社員に対する剰余金の分配に充てた額を控除した残額は、社員配当準備金又は社員配当平衡積立金に積み立てなければならない。

#### 第三十条の六（積立割合）

法第五十五条の二第三項に規定する内閣府令で定める比率は、百分の二十とする。

#### 第三十条の七（社員配当準備金等の積立ての例外に係る認可の申請等）

相互会社は、法第五十五条の二第五項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

社員総会又は総代会の議事録（法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第三百十九条第一項（株主総会の決議の省略）の規定により社員総会の決議があったものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）

###### 三

その他参考となるべき事項を記載した書類

##### ２

金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があったときは、当該認可の申請をした相互会社の業務又は財産の状況等に照らし、当該決算期において第三十条の五第一項各号に掲げる準備金として積み立てる額を当該申請に係る比率を乗じた額としなければ、当該相互会社の経営の健全性を損ない保険契約者等の保護に欠けることとなるおそれがあるかどうかを審査するものとする。

#### 第三十条の八（基金利息の支払等に関して責任をとるべき取締役等）

法第五十五条の三第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

###### 一

基金利息の支払等（法第五十五条の三第一項に規定する基金利息の支払等をいう。以下この条において同じ。）による金銭の交付に関する職務を行った取締役及び執行役

###### 二

基金利息の支払等に関する事項の決定に係る定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会。以下この条において同じ。）において基金利息の支払等に関する事項について説明をした取締役及び執行役

###### 三

基金利息の支払等に関する事項の決定に係る取締役会において基金利息の支払等に賛成した取締役

###### 四

利息支払限度額（法第五十五条第一項に規定する利息支払限度額をいう。）又は償却等限度額（同条第二項に規定する償却等限度額をいう。）の計算に関する報告を監査役、監査等委員会、監査委員会又は会計監査人が請求したときは、当該請求に応じて報告をした取締役及び執行役

##### ２

法第五十五条の三第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

###### 一

定時社員総会に議案を提案した取締役

###### 二

前号の議案の提案が取締役会の決議に基づいて行われたときは、当該取締役会において当該提出に賛成した取締役

#### 第三十条の九（基金償却積立金の取崩しに係る備置書類）

法第五十七条第四項において準用する法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

基金償却積立金の取崩しに関する議案

###### 二

貸借対照表

#### 第三十条の十（計算書類に関する事項）

法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

###### 一

最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項第二号の相互会社をいう。以下この条において同じ。）が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定により公告をしている場合

###### 二

最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合

###### 三

公告対象会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該相互会社が金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出している場合

###### 四

公告対象会社につき最終事業年度がない場合

###### 五

前各号に掲げる場合以外の場合

#### 第三十条の十一（基金償却積立金の取崩しに係る公告事項）

法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、基金償却積立金の取崩しを行う理由とする。

#### 第三十条の十二（保険契約に係る債権の額）

法第五十七条第四項において準用する法第十七条第六項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあっては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあっては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあっては第二号に掲げる金額とする。

###### 一

法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項の公告（以下この条において「公告」という。）の時において被保険者のために積み立てるべき金額

###### 二

未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、公告の時において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する保険料の金額

###### 三

公告の時において第七十条第一項第三号の払戻積立金として積み立てるべき金額

#### 第三十条の十三（基金償却積立金の取崩しに係る備置書類の記載事項）

法第五十七条第四項において準用する法第十七条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

法第五十七条第四項において準用する法第十七条に規定する手続の経過

###### 二

法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項の規定による公告の状況

###### 三

基金償却積立金の取崩しによる変更の登記をした日

#### 第三十条の十四（基金償却積立金の取崩しの認可の申請等）

相互会社は、法第五十七条第五項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

社員総会又は総代会の議事録

###### 三

貸借対照表

###### 四

法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項の規定による公告をしたことを証する書面

###### 五

法第五十七条第四項において準用する法第十七条第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託したこと又は当該基金償却積立金の取崩しをしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないことを証する書面

###### 六

法第五十七条第四項において準用する法第十七条第六項の異議を述べた保険契約者の数が法第五十七条第四項において準用する法第十七条第六項の保険契約者の総数の五分の一を超えなかったことを証する書面又はその者の第三十条の十二に規定する金額が法第五十七条第四項において準用する法第十七条第六項の金額の総額の五分の一を超えなかったことを証する書面

###### 七

その他参考となるべき事項を記載した書類

##### ２

金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

###### 一

当該認可の申請をした相互会社（以下この項において「申請保険会社等」という。）が当該認可の申請に係る基金償却積立金の取崩しを行うことについてやむを得ないと認められる理由があること。

###### 二

申請保険会社等の基金（法第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額が、当該基金償却積立金の取崩し後において、令第二条の二（申請保険会社等が少額短期保険業者である場合にあっては、令第三十八条の三）に規定する額以上であり、かつ、その業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

###### 三

申請保険会社等が保険会社である場合にあっては、当該保険会社の収支が当該基金償却積立金の取崩し後において、良好に推移することが見込まれること。

#### 第三十条の十五（損失てん補準備金の基準）

法第五十八条に規定する内閣府令で定める準備金は、第三十条の五第一項各号に掲げる準備金とする。

#### 第三十一条（募集事項）

法第六十一条第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

数回に分けて募集社債（法第六十一条に規定する募集社債をいう。以下この款において同じ。）と引換えに金銭の払込みをさせるときは、その旨及び各払込みの期日における払込金額（法第六十一条第九号に規定する払込金額をいう。）

###### 二

他の会社（相互会社を含む。第三十一条の四及び第三十二条において同じ。）と合同して募集社債を発行するときは、その旨及び各会社の負担部分

###### 三

募集社債と引換えにする金銭の払込みに代えて金銭以外の財産を給付する旨の契約を締結するときは、その契約の内容

###### 四

法第六十一条の六の規定による委託に係る契約において法に規定する社債管理者の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容

###### 五

法第六十一条の七第八項において準用する会社法第七百十一条第二項本文（社債管理者の辞任）に規定するときは、法第六十一条の七第八項において準用する会社法第七百十一条第二項本文に規定する事由

#### 第三十一条の二（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

法第六十一条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

社債管理者を定めたときは、その名称及び住所

###### 二

社債原簿管理人（法第六十一条の五において準用する会社法第六百八十三条（社債原簿管理人）に規定する社債原簿管理人をいう。以下この款において同じ。）を定めたときは、その氏名又は名称及び住所

#### 第三十一条の三（申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合）

法第六十一条の二第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合であって、相互会社が同条第一項の申込みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合とする。

###### 一

当該相互会社が金融商品取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合

###### 二

当該相互会社が外国の法令に基づき目論見書その他これに相当する書面その他の資料を提供している場合

#### 第三十一条の四（社債の種類）

法第六十一条の五において読み替えて準用する会社法第六百八十一条第一号（社債原簿）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

社債の利率

###### 二

社債の償還の方法及び期限

###### 三

利息支払の方法及び期限

###### 四

社債券を発行するときは、その旨

###### 五

社債権者が法第六十一条の五において準用する会社法第六百九十八条（記名式と無記名式との間の転換）の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨

###### 六

社債管理者が社債権者集会の決議によらずに法第六十一条の七第四項第二号に掲げる行為をすることができることとするときは、その旨

###### 七

他の会社と合同して募集社債を発行するときは、その旨及び各会社の負担部分

###### 八

社債管理者を定めたときは、その名称及び住所並びに法第六十一条の六の規定による委託に係る契約の内容

###### 九

社債原簿管理人を定めたときは、その氏名又は名称及び住所

###### 十

社債が担保付社債であるときは、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第十九条第一項第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

#### 第三十一条の五（社債原簿記載事項）

法第六十一条の五において読み替えて準用する会社法第六百八十一条第七号（社債原簿）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

募集社債と引換えにする金銭の払込みに代えて金銭以外の財産の給付があったときは、その財産の価額及び給付の日

###### 二

社債権者が募集社債と引換えにする金銭の払込みをする債務と相互会社に対する債権とを相殺したときは、その債権の額及び相殺をした日

#### 第三十一条の六（閲覧権者）

法第六十一条の五において読み替えて準用する会社法第六百八十四条第二項（社債原簿の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定める者は、社債権者その他の社債を発行した相互会社の債権者及び社員とする。

#### 第三十一条の七（社債原簿記載事項の記載等の請求）

法第六十一条の五において読み替えて準用する会社法第六百九十一条第二項（社債権者の請求による社債原簿記載事項の記載又は記録）に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

###### 一

社債取得者（社債を発行した相互会社以外の者から当該社債を取得した者（当該社債を発行した相互会社を除く。）をいう。以下この条において同じ。）が、社債権者として社債原簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該社債取得者の取得した社債に係る法第六十一条の五において準用する会社法第六百九十一条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

###### 二

社債取得者が前号の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

###### 三

社債取得者が一般承継により当該相互会社の社債を取得した者である場合において、当該一般承継を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

###### 四

社債取得者が当該相互会社の社債を競売により取得した者である場合において、当該競売により取得したことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

##### ２

前項の規定にかかわらず、社債取得者が取得した社債が社債券を発行する定めがあるものである場合には、法第六十一条の五において読み替えて準用する会社法第六百九十一条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、社債取得者が社債券を提示して請求をした場合とする。

#### 第三十一条の八（社債管理者を設置することを要しない場合）

法第六十一条の六に規定する内閣府令で定める場合は、ある種類（法第六十一条の五において準用する会社法第六百八十一条第一号（社債原簿）に規定する種類をいう。以下この条において同じ。）の社債の総額を当該種類の各社債の金額の最低額で除して得た数が五十を下回る場合とする。

#### 第三十一条の九（社債管理者の資格）

法第六十一条の七第八項において読み替えて準用する会社法第七百三条第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

###### 一

担保付社債信託法第三条（免許）の免許を受けた者

###### 二

農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号（事業）の事業を併せ行う農業協同組合又は農業協同組合連合会

###### 三

信用協同組合又は中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号（協同組合連合会）の事業を行う協同組合連合会

###### 四

信用金庫又は信用金庫連合会

###### 五

労働金庫連合会

###### 六

長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条（定義）に規定する長期信用銀行

###### 七

保険会社

###### 八

農林中央金庫

###### 九

株式会社商工組合中央金庫

#### 第三十一条の十（特別の関係）

法第六十一条の七第八項において読み替えて準用する会社法第七百十条第二項第二号（社債管理者の責任）（法第六十一条の七第八項において準用する会社法第七百十二条（社債管理者が辞任した場合の責任）において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

###### 一

法人の総社員又は総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有する者（以下この条において「支配社員」という。）と当該法人（以下この条において「被支配法人」という。）との関係

###### 二

被支配法人とその支配社員の他の被支配法人との関係

##### ２

支配社員とその被支配法人が合わせて他の法人の総社員又は総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合には、当該他の法人も、当該支配社員の被支配法人とみなして前項の規定を適用する。

#### 第三十一条の十一（社債権者集会の招集の決定事項）

法第六十一条の八第二項において読み替えて準用する会社法第七百十九条第四号（社債権者集会の招集の決定）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

次条の規定により社債権者集会参考書類（法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項（社債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等）に規定する社債権者集会参考書類をいう。次条において同じ。）に記載すべき事項

###### 二

書面による議決権の行使の期限（社債権者集会の日時以前の時であって、法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十条第一項（社債権者集会の招集の通知）の規定による通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）

###### 三

一の社債権者が同一の議案につき法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十六条第一項（書面による議決権の行使）（法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百十九条第三号に掲げる事項を定めた場合にあっては、法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十六条第一項又は第七百二十七条第一項（電磁的方法による議決権の行使））の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該社債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

###### 四

第三十一条の十三第一項第三号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

###### 五

法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百十九条第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

#### 第三十一条の十二（社債権者集会参考書類）

社債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

###### 一

議案及び提案の理由

###### 二

議案が代表社債権者の選任に関する議案であるときは、次に掲げる事項

##### ２

社債権者集会参考書類には、前項に定めるもののほか、社債権者の議決権の行使について参考となると認める事項を記載することができる。

##### ３

同一の社債権者集会に関して社債権者に対して提供する社債権者集会参考書類に記載すべき事項のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供している事項がある場合には、これらの事項は、社債権者集会参考書類に記載することを要しない。

##### ４

同一の社債権者集会に関して社債権者に対して提供する招集通知（法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十条第一項又は第二項（社債権者集会の招集の通知）の規定による通知をいう。以下この条及び次条において同じ。）の内容とすべき事項のうち、社債権者集会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。

#### 第三十一条の十三（議決権行使書面）

法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項（社債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等）の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十二条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

各議案についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあっては、棄権を含む。）を記載する欄

###### 二

第三十一条の十一第三号に掲げる事項を定めたときは、当該事項

###### 三

第三十一条の十一第四号に掲げる事項を定めたときは、第一号の欄に記載がない議決権行使書面が招集者（法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百十九条（社債権者集会の招集の決定）に規定する招集者をいう。以下この条において同じ。）に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があったものとする取扱いの内容

###### 四

議決権の行使の期限

###### 五

議決権を行使すべき社債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数

##### ２

第三十一条の十一第五号ロに掲げる事項を定めた場合には、招集者は、法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十条第二項（社債権者集会の招集の通知）の承諾をした社債権者の請求があった時に、当該社債権者に対して、法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

##### ３

同一の社債権者集会に関して社債権者に対して提供する議決権行使書面に記載すべき事項（第一項第二号から第四号までに掲げる事項に限る。）のうち、招集通知の内容としている事項がある場合には、当該事項は、社債権者に対して提供する議決権行使書面に記載することを要しない。

##### ４

同一の社債権者集会に関して社債権者に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に記載している事項がある場合には、当該事項は、社債権者に対して提供する招集通知の内容とすることを要しない。

#### 第三十一条の十四（書面による議決権行使の期限）

法第六十一条の八第二項において読み替えて準用する会社法第七百二十六条第二項（書面による議決権の行使）に規定する内閣府令で定める時は、第三十一条の十一第二号の行使の期限とする。

#### 第三十一条の十五（電磁的方法による議決権行使の期限）

法第六十一条の八第二項において読み替えて準用する会社法第七百二十七条第一項（電磁的方法による議決権の行使）に規定する内閣府令で定める時は、第三十一条の十一第五号イの行使の期限とする。

#### 第三十一条の十六（社債権者集会の議事録）

法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百三十一条第一項（議事録）の規定による社債権者集会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

##### ２

社債権者集会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

##### ３

社債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

###### 一

社債権者集会が開催された日時及び場所

###### 二

社債権者集会の議事の経過の要領及びその結果

###### 三

法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十九条第一項（社債発行会社の代表者の出席等）の規定により社債権者集会において述べられた意見があるときは、その意見の内容の概要

###### 四

社債権者集会に出席した社債を発行した相互会社の代表者又は社債管理者の氏名又は名称

###### 五

社債権者集会の議長が存するときは、議長の氏名

###### 六

議事録の作成に係る職務を行った者の氏名又は名称

#### 第三十二条（総資産額）

法第六十二条の二第一項第二号及び第二号の二イに規定する内閣府令で定める方法は、算定基準日（同項第二号又は第二号の二に規定する譲渡に係る契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日後から当該譲渡の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあっては、当該時）をいう。以下この条において同じ。）における次に掲げる額の合計額をもって相互会社の総資産額とする方法とする。

###### 一

基金の額

###### 二

基金償却積立金の額

###### 三

基金償却積立金減少差益

###### 四

再評価積立金の額

###### 五

剰余金の額

###### 六

最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、相互会社の成立の日。以下この項及び次条第一項第六号において同じ。）における評価・換算差額等に係る額

###### 七

最終事業年度の末日において負債の部に計上した額

###### 八

最終事業年度の末日後に吸収合併による他の会社の事業に係る権利義務の承継又は他の会社（外国会社及び外国相互会社を含む。）の事業の全部の譲受けをしたときは、これらの行為により承継又は譲受けをした負債の額

##### ２

前項の規定にかかわらず、算定基準日において法第六十二条の二第一項第二号又は第二号の二に規定する譲渡をする相互会社が清算相互会社（法第百八十条の二に規定する清算相互会社をいう。以下同じ。）である場合における同項第二号及び第二号の二イに規定する内閣府令で定める方法は、法第百八十条の十七において準用する会社法第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）の規定により作成した貸借対照表の資産の部に計上した額をもって相互会社の総資産額とする方法とする。

#### 第三十二条の二（純資産額）

法第六十二条の二第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める方法は、算定基準日（同号に規定する取得に係る契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日後から当該取得の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあっては、当該時）をいう。以下この条において同じ。）における次に掲げる額の合計額をもって相互会社の純資産額とする方法とする。

###### 一

基金の額

###### 二

基金償却積立金の額

###### 三

基金償却積立金減少差益

###### 四

再評価積立金の額

###### 五

剰余金の額

###### 六

最終事業年度の末日における評価・換算差額等に係る額

##### ２

前項の規定にかかわらず、算定基準日において法第六十二条の二第一項第四号に規定する取得をする相互会社が清算相互会社である場合における同号ロに規定する内閣府令で定める方法は、法第百八十条の十七において準用する会社法第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）の規定により作成した貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を減じて得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあっては、五百万円）をもって相互会社の純資産額とする方法とする。

#### 第三十三条（非社員契約）

法第六十三条第一項に規定する内閣府令で定める種類の保険契約は、剰余金の分配のない保険契約とする。

##### ２

法第六十三条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、同条第一項の保険契約（以下この款において「非社員契約」という。）に係る保険の引受けの限度とする。

##### ３

相互会社が保険者となる保険契約に係る第一号に掲げる額に第二号に掲げる額を加算した金額の第三号に掲げる額に第四号に掲げる額を加算した金額に対する割合は、百分の二十を超えてはならない。

###### 一

元受保険契約のうち非社員契約であるものに係る保険料の総額

###### 二

受再保険契約（他の保険会社（外国保険業者を含む。以下この項において同じ。）を相手方として引き受ける再保険契約をいう。以下この項において同じ。）の保険契約者である保険会社ごとに、当該保険会社を相手方として引き受けた受再保険契約に係る保険料（以下この項において「受再保険料」という。）の総額から当該総額を限度として当該保険会社を保険者として締結した再保険契約に係る保険料の総額を控除した残額に、当該保険会社に係る受再保険料の総額のうちに非社員契約に係る保険料の総額の占める割合を乗じて算出される金額を合算した金額

###### 三

元受保険契約に係る保険料の総額

###### 四

受再保険契約の保険契約者である保険会社ごとに、当該保険会社に係る受再保険料の総額から当該総額を限度として当該保険会社を保険者として締結した再保険契約に係る保険料の総額を控除した額を合算した額

##### ４

自動車損害賠償保障法第五条（責任保険の契約の締結強制）の自動車損害賠償責任保険の契約又は地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第二条第二項（定義）に規定する地震保険契約に係る保険契約者を社員としない旨を定款で定めている場合においては、これらの保険契約に係る保険料は、前項の規定にかかわらず、同項の保険料に算入しないものとする。

##### ５

法第二百四十一条第一項の規定により保険契約の移転の協議を命ぜられた保険会社等又は外国保険会社等から当該保険契約の移転を受ける場合又は被管理会社（法第二百四十二条第一項の被管理会社をいう。次項において同じ。）から法第二百四十七条第二項の承認（同条第四項の承認を含む。次項において同じ。）を受けた同条第一項の計画に従って保険契約の移転を受ける場合においては、当該移転に係る保険契約に係る保険料は、第三項の規定にかかわらず、同項の保険料に算入しないものとする。

##### ６

法第二百四十一条第一項の規定により合併の協議を命ぜられた保険会社と合併する場合又は被管理会社と法第二百四十七条第二項の承認を受けた同条第一項の計画に従って合併する場合においては、当該保険会社又は当該被管理会社を保険者とする保険契約に係る保険料は、第三項の規定にかかわらず、同項の保険料に算入しないものとする。

#### 第三十四条

相互会社は、非社員契約を締結しようとするときは、保険契約者になろうとする者に対して社員とはならない旨を告げなければならない。

#### 第三十五条

非社員契約に係る経理については、事業年度における収支の状況を記載した書類を作成し、事業年度終了後四月以内に金融庁長官（少額短期保険業者（金融庁長官の指定する少額短期保険業者を除く。）である相互会社にあっては、当該少額短期保険業者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長））に提出しなければならない。

#### 第三十五条の二（登記に関する事項）

次の各号に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、当該各号に定める行為をするために使用する自動公衆送信装置のうち当該行為をするための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものとする。

###### 一

法第六十四条第二項第十五号

###### 二

法第六十四条第二項第十七号イ

##### ２

法第六十四条第二項第十七号に規定する場合には、同号イに掲げる事項であって、決算公告（法第五十四条の七第一項の規定による公告をいう。以下この項において同じ。）の内容である情報の提供を受けるためのものを、当該事項であって決算公告以外の公告の内容である情報の提供を受けるためのものと別に登記することができる。

### 第三節　組織変更

#### 第三十六条（株式会社から相互会社への組織変更に係る組織変更計画）

法第六十九条第四項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

組織変更後相互会社（法第六十九条第四項第一号に規定する組織変更後相互会社をいう。以下同じ。）が組織変更に際して組織変更をする株式会社の株主に対してその株式に代わる金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

###### 二

前号に規定する場合には、組織変更をする株式会社の株主（組織変更をする株式会社を除く。）に対する同号の金銭の割当てに関する事項

###### 三

組織変更をする株式会社が新株予約権を発行しているときは、組織変更後相互会社が組織変更に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる金銭の額又はその算定方法

###### 四

前号に規定する場合には、組織変更をする株式会社の新株予約権の新株予約権者に対する同号の金銭の割当てに関する事項

###### 五

組織変更後相互会社の任意積立金の額

#### 第三十六条の二（組織変更をする株式会社の事前開示事項）

法第六十九条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

組織変更に関する議案の内容

###### 二

前条第一号及び第二号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

###### 三

法第六十九条第四項第一号の基金の総額及び同項第二号の準備金の額の相当性に関する事項

###### 四

組織変更をする株式会社が新株予約権を発行しているときは、前条第三号及び第四号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

###### 五

組織変更をする株式会社（清算株式会社（会社法第四百七十六条（清算株式会社の能力）に規定する清算株式会社をいう。以下同じ。）を除く。）についての次に掲げる事項

###### 六

組織変更をする株式会社（清算株式会社に限る。）が会社法第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）の規定により作成した貸借対照表

###### 七

組織変更後相互会社の債務（法第七十条第一項の規定により組織変更について異議を述べることができる保険契約者その他の債権者に対して負担する債務（保険契約者その他保険契約に係る権利を有する者の当該権利（保険金請求権等を除く。）に係る債務を除く。）に限る。）の履行の見込みに関する事項

###### 八

組織変更計画備置開始日後組織変更が効力を生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

#### 第三十六条の三（組織変更後相互会社の事後開示事項）

法第六十九条の二第四項に規定する内閣府令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

#### 第三十六条の四（計算書類に関する事項）

法第七十条第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

###### 一

最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき組織変更をする株式会社が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項の規定又は同条第二項（計算書類の公告）の規定により公告をしている場合

###### 二

最終事業年度に係る貸借対照表につき組織変更をする株式会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合

###### 三

組織変更をする株式会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき

###### 四

組織変更をする株式会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条（計算書類の公告等に関する規定の適用除外）の規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないものである場合

###### 五

組織変更をする株式会社につき最終事業年度がない場合

###### 六

組織変更をする株式会社が清算株式会社である場合

###### 七

前各号に掲げる場合以外の場合

#### 第三十六条の五（株式会社から相互会社への組織変更に係る公告事項）

法第七十条第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

組織変更後相互会社の基金の総額

###### 二

株主及び新株予約権者に対する補償に関する事項

###### 三

組織変更後における保険契約者の権利に関する事項

#### 第三十七条（保険契約に係る債権の額）

法第七十条第六項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあっては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあっては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあっては第二号に掲げる金額とする。

###### 一

法第七十条第二項の公告（以下この条において「公告」という。）の時において被保険者のために積み立てるべき金額

###### 二

未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、公告の時において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する保険料の金額

###### 三

公告の時において第七十条第一項第三号の払戻積立金として積み立てるべき金額

#### 第三十八条（招集の決定事項）

法第七十四条第三項において読み替えて準用する会社法第六十七条第一項第五号（創立総会の招集の決定）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

法第七十四条第三項において読み替えて準用する会社法第六十七条第一項第一号に規定する保険契約者総会の場所が過去に開催した株主総会のいずれの場所とも著しく離れた場所であるとき（次に掲げる場合を除く。）は、その場所を決定した理由

###### 二

法第七十四条第三項において準用する会社法第六十七条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（法第六十九条第一項の株主総会においてロからニまでに掲げる事項についての決議がある場合における当該事項を除く。）

###### 三

法第七十四条第三項において準用する会社法第六十七条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（法第六十九条第一項の株主総会においてイ又はロに掲げる事項についての決議がある場合における当該事項を除く。）

###### 四

法第七十四条第三項において準用する会社法第七十四条第一項の規定による代理人による議決権の行使について、代理権（代理人の資格を含む。）を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めるとき（当該事項について法第六十九条第一項の決議があった場合を除く。）は、その事項

###### 五

第二号に規定する場合以外の場合においては、次に掲げる事項に係る議案の概要

#### 第三十八条の二（保険契約者総会参考書類）

法第七十四条第三項において読み替えて準用する会社法第七十条第一項又は第七十一条第一項（創立総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）の規定により交付すべき保険契約者総会参考書類は、別紙様式第五号に準じて作成しなければならない。

##### ２

法第七十四条第三項において読み替えて準用する会社法第六十七条第一項第三号及び第四号（創立総会の招集の決定）に掲げる事項を定めた組織変更をする株式会社が行った保険契約者総会参考書類の交付（当該交付に代えて行う電磁的方法による提供を含む。）は、法第七十四条第三項において読み替えて準用する会社法第七十条第一項及び第七十一条第一項の規定による保険契約者総会参考書類の交付とする。

##### ３

取締役は、保険契約者総会参考書類に記載すべき事項について、招集通知（法第七十四条第三項において準用する会社法第六十八条第二項又は第三項（創立総会の招集の通知）の規定による通知をいう。以下この条から第三十八条の四までにおいて同じ。）を発出した日から保険契約者総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を保険契約者に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

##### ４

同一の保険契約者総会に関して保険契約者に対して提供する保険契約者総会参考書類に記載すべき事項のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項がある場合には、これらの事項は、保険契約者に対して提供する保険契約者総会参考書類に記載することを要しない。

##### ５

同一の保険契約者総会に関して保険契約者に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、保険契約者総会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、保険契約者に対して提供する招集通知の内容とすることを要しない。

#### 第三十八条の三（保険契約者総会参考書類の記載の特則）

保険契約者総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該保険契約者総会に係る招集通知を発出する時から当該保険契約者総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により保険契約者が提供を受けることができる状態に置く措置（第十四条の五第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。第三項において同じ。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した保険契約者総会参考書類を保険契約者に対して提供したものとみなす。

###### 一

議案

###### 二

次項の規定により保険契約者総会参考書類に記載すべき事項

###### 三

保険契約者総会参考書類に記載すべき事項（前号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監査役、監査等委員会又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

##### ２

前項の場合には、保険契約者に対して提供する保険契約者総会参考書類に、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを記載しなければならない。

##### ３

第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により保険契約者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

#### 第三十八条の四（議決権行使書面）

法第七十四条第三項において準用する会社法第七十条第一項（創立総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）の規定により交付すべき議決権行使書面は、別紙様式第五号の二に準じて作成しなければならない。

##### ２

法第七十四条第三項において準用する会社法第七十一条第三項又は第四項（創立総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、別紙様式第五号の二の定めるところによる。

##### ３

第三十八条第三号イに掲げる事項についての定めがある場合には、組織変更をする株式会社は、法第七十四条第三項において準用する会社法第六十八条第三項（創立総会の招集の通知）の承諾をした保険契約者の請求があった時に、当該保険契約者に対して、法第七十四条第三項において準用する会社法第七十条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う法第七十四条第三項において準用する会社法第七十条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

##### ４

同一の保険契約者総会に関して保険契約者に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。

##### ５

同一の保険契約者総会に関して保険契約者に対して提供する議決権行使書面に記載すべき事項（次に掲げるものに限る。）のうち、招集通知の内容としている事項がある場合には、当該事項は、議決権行使書面に記載することを要しない。

###### 一

第三十八条第二号ニに掲げる事項

###### 二

第三十八条第三号ロに掲げる事項

###### 三

議決権の行使の期限

#### 第三十八条の五（書面による議決権行使の期限）

法第七十四条第三項において読み替えて準用する会社法第七十五条第一項（書面による議決権の行使）に規定する内閣府令で定める時は、保険契約者総会の日時の直前の営業時間の終了時（第三十八条第二号ロに掲げる事項についての定めがある場合にあっては、同号ロの特定の時）とする。

#### 第三十八条の六（電磁的方法による議決権行使の期限）

法第七十四条第三項において読み替えて準用する会社法第七十六条第一項（電磁的方法による議決権の行使）に規定する内閣府令で定める時は、保険契約者総会の日時の直前の営業時間の終了時（第三十八条第二号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあっては、同号ハの特定の時）とする。

#### 第三十八条の七（組織変更をする株式会社の説明義務）

法第七十四条第三項において読み替えて準用する会社法第七十八条（発起人の説明義務）に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

###### 一

保険契約者が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）

###### 二

保険契約者が説明を求めた事項について説明をすることにより組織変更をする株式会社その他の者（当該保険契約者を除く。）の権利を侵害することとなる場合

###### 三

保険契約者が当該保険契約者総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

###### 四

前三号に掲げる場合のほか、保険契約者が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

#### 第三十八条の八（保険契約者総会の議事録）

法第七十四条第三項において読み替えて準用する会社法第八十一条第一項（議事録）の規定による保険契約者総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

##### ２

保険契約者総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

##### ３

保険契約者総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

###### 一

保険契約者総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。第三号において同じ。）、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又は保険契約者が保険契約者総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

###### 二

保険契約者総会の議事の経過の要領及びその結果

###### 三

保険契約者総会に出席した取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人の氏名又は名称

###### 四

保険契約者総会の議長が存するときは、議長の氏名

###### 五

議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

#### 第三十九条（保険契約者総代会に関する決議事項）

法第七十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

総代の定数

###### 二

保険契約者総代会の構成

###### 三

総代の選出の方法

###### 四

総代に欠員が生じた場合の措置

#### 第四十条（保険契約に係る債権の額）

法第七十七条第五項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあっては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあっては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあっては第二号に掲げる金額とする。

###### 一

法第七十七条第四項の公告（以下この条において「公告」という。）の時において被保険者のために積み立てるべき金額

###### 二

未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、公告の時において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する保険料の金額

###### 三

公告の時において第七十条第一項第三号の払戻積立金として積み立てるべき金額

#### 第四十条の二（招集の決定事項）

法第七十七条第六項において読み替えて準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第六十七条第一項第五号（創立総会の招集の決定）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

法第七十七条第六項において読み替えて準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第六十七条第一項第一号に規定する保険契約者総代会の場所が過去に開催した株主総会のいずれの場所とも著しく離れた場所であるとき（次に掲げる場合を除く。）は、その場所を決定した理由

###### 二

法第七十七条第六項において準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第六十七条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（法第七十七条第一項の株主総会においてロからニまでに掲げる事項についての決議がある場合における当該事項を除く。）

###### 三

法第七十七条第六項において準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第六十七条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（法第七十七条第一項の株主総会においてイ又はロに掲げる事項についての決議がある場合における当該事項を除く。）

###### 四

法第七十七条第六項において準用する法第四十四条の二第一項の規定による代理人による議決権の行使について、代理権（代理人の資格を含む。）を証明する方法その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めるとき（当該事項について法第七十七条第一項の決議があった場合を除く。）は、その事項

###### 五

第二号に規定する場合以外の場合においては、次に掲げる事項に係る議案の概要

#### 第四十条の三（保険契約者総代会参考書類）

法第七十七条第六項において読み替えて準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第七十条第一項又は第七十一条第一項（創立総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）の規定により交付すべき保険契約者総代会参考書類は、別紙様式第五号の三に準じて作成しなければならない。

##### ２

法第七十七条第六項において読み替えて準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第六十七条第一項第三号及び第四号（創立総会の招集の決定）に掲げる事項を定めた組織変更をする株式会社が行った保険契約者総代会参考書類の交付（当該交付に代えて行う電磁的方法による提供を含む。）は、法第七十七条第六項において読み替えて準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第七十条第一項及び第七十一条第一項の規定による保険契約者総代会参考書類の交付とする。

##### ３

取締役は、保険契約者総代会参考書類に記載すべき事項について、招集通知（法第七十七条第六項において準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第六十八条第二項又は第三項（創立総会の招集の通知）の規定による通知をいう。以下この条から第四十条の五までにおいて同じ。）を発出した日から保険契約者総代会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を総代に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

##### ４

同一の保険契約者総代会に関して総代に対して提供する保険契約者総代会参考書類に記載すべき事項のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項がある場合には、これらの事項は、総代に対して提供する保険契約者総代会参考書類に記載することを要しない。

##### ５

同一の保険契約者総代会に関して総代に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、保険契約者総代会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、総代に対して提供する招集通知の内容とすることを要しない。

#### 第四十条の四（保険契約者総代会参考書類の記載の特則）

保険契約者総代会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該保険契約者総代会に係る招集通知を発出する時から当該保険契約者総代会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により総代が提供を受けることができる状態に置く措置（第十四条の五第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。第三項において同じ。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した保険契約者総代会参考書類を総代に対して提供したものとみなす。

###### 一

議案

###### 二

次項の規定により保険契約者総代会参考書類に記載すべき事項

###### 三

保険契約者総代会参考書類に記載すべき事項（前号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監査役、監査等委員会又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

##### ２

前項の場合には、総代に対して提供する保険契約者総代会参考書類に、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを記載しなければならない。

##### ３

第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により総代が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

#### 第四十条の五（議決権行使書面）

法第七十七条第六項において準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第七十条第一項（創立総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）の規定により交付すべき議決権行使書面は、別紙様式第五号の二に準じて作成しなければならない。

##### ２

法第七十七条第六項において準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第七十一条第三項又は第四項（創立総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、別紙様式第五号の二の定めるところによる。

##### ３

第四十条の二第三号イに掲げる事項についての定めがある場合には、組織変更をする株式会社は、法第七十七条第六項において準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第六十八条第三項（創立総会の招集の通知）の承諾をした総代の請求があった時に、当該総代に対して、法第七十七条第六項において準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第七十条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う法第七十七条第六項において準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第七十条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

##### ４

同一の保険契約者総代会に関して総代に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。

##### ５

同一の保険契約者総代会に関して総代に対して提供する議決権行使書面に記載すべき事項（次に掲げるものに限る。）のうち、招集通知の内容としている事項がある場合には、当該事項は、議決権行使書面に記載することを要しない。

###### 一

第四十条の二第二号ニに掲げる事項

###### 二

第四十条の二第三号ロに掲げる事項

###### 三

議決権の行使の期限

#### 第四十条の六（書面による議決権行使の期限）

法第七十七条第六項において読み替えて準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第七十五条第一項（書面による議決権の行使）に規定する内閣府令で定める時は、保険契約者総代会の日時の直前の営業時間の終了時（第四十条の二第二号ロに掲げる事項についての定めがある場合にあっては、同号ロの特定の時）とする。

#### 第四十条の七（電磁的方法による議決権行使の期限）

法第七十七条第六項において読み替えて準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第七十六条第一項（電磁的方法による議決権の行使）に規定する内閣府令で定める時は、保険契約者総代会の日時の直前の営業時間の終了時（第四十条の二第二号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあっては、同号ハの特定の時）とする。

#### 第四十条の八（組織変更をする株式会社の説明義務）

法第七十七条第六項において読み替えて準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第七十八条（発起人の説明義務）に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

###### 一

総代が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）

###### 二

総代が説明を求めた事項について説明をすることにより組織変更をする株式会社その他の者（当該総代を除く。）の権利を侵害することとなる場合

###### 三

総代が当該保険契約者総代会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

###### 四

前三号に掲げる場合のほか、総代が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

#### 第四十条の九（保険契約者総代会の議事録）

法第七十七条第六項において読み替えて準用する法第七十四条第三項において準用する会社法第八十一条第一項（議事録）の規定による保険契約者総代会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

##### ２

保険契約者総代会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

##### ３

保険契約者総代会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

###### 一

保険契約者総代会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。第三号において同じ。）、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又は総代が保険契約者総代会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

###### 二

保険契約者総代会の議事の経過の要領及びその結果

###### 三

保険契約者総代会に出席した取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人の氏名又は名称

###### 四

保険契約者総代会の議長が存するときは、議長の氏名

###### 五

議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

#### 第四十一条（株式会社から相互会社への組織変更の認可の申請）

保険業を営む株式会社は、法第八十条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

組織変更計画の内容を記載した書面

###### 三

組織変更後相互会社の定款

###### 四

株主総会の議事録及び保険契約者総会又は保険契約者総代会の議事録

###### 五

貸借対照表

###### 六

組織変更に要する費用を記載した書面

###### 七

法第七十条第二項の規定による公告をしたことを証する書面

###### 八

法第七十条第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないことを証する書面

###### 九

法第七十条第六項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の五分の一を超えなかったことを証する書面又はその者の第三十七条に規定する金額が法第七十条第六項の金額の総額の五分の一を超えなかったことを証する書面

###### 十

組織変更をする株式会社が株券発行会社であるときは、法第六十九条第七項において準用する会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

###### 十一

組織変更をする株式会社が新株予約権を発行しているときは、法第六十九条第七項において準用する会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は法第六十九条第七項において準用する会社法第二百九十三条第一項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

###### 十二

法第七十一条において準用する会社法第七百七十七条第三項又は第四項の通知又は公告をしたことを証する書面

###### 十三

法第七十七条第四項の規定による公告をしたときは、これを証する書面

###### 十四

法第七十七条第四項の規定による公告をしたときは、同条第五項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の五分の一を超えなかったことを証する書面又はその者の第四十条に規定する金額が同項の金額の総額の五分の一を超えなかったことを証する書面

###### 十五

組織変更後相互会社の取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役）となるべき者が就任を承諾したことを証する書面並びにこれらの者の履歴書

###### 十六

組織変更後相互会社が会計参与設置会社であるときは、組織変更後相互会社の会計参与となるべき者が就任を承諾したことを証する書面及び当該会計参与となるべき者の履歴書（会計参与となるべき者が法人であるときは、当該会計参与となるべき者の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。第四十六条第十一号において同じ。）

###### 十六の二

組織変更後相互会社が会計監査人設置会社であるときは、組織変更後相互会社の会計監査人となるべき者が就任を承諾したことを証する書面及び当該会計監査人となるべき者の履歴書（会計監査人となるべき者が法人であるときは、当該会計監査人となるべき者の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。第四十六条第十一号の二において同じ。）

###### 十七

基金の募集をしたときは、基金の拠出の申込み又は法第七十八条第三項において準用する法第三十条の契約を証する書面

###### 十八

基金の募集をしたときは、法第七十八条第三項において準用する法第三十条の三第一項の基金の払込みがあったことを証する書面

###### 十九

法第七十九条第二項の組織変更後相互会社の取締役（組織変更後相互会社が監査役設置会社である場合にあっては、取締役及び監査役）となるべき者の調査報告書又は同条第三項において準用する会社法第九十四条第一項の規定により選任された者の調査報告書並びにこれらの附属書類

###### 二十

社債原簿

###### 二十一

その他法第八十条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

#### 第四十一条の二（株式会社から相互会社への組織変更後の公告事項）

法第八十二条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

法第七十条の規定による手続の経過

###### 二

効力発生日（法第六十九条第四項第五号に規定する効力発生日をいう。次条第三号において同じ。）

#### 第四十一条の三（組織変更後相互会社の事後開示事項）

法第八十二条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

法第七十条の規定及び法第七十一条において準用する会社法第七百七十七条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

###### 二

基金の募集をしたときは、法第七十九条第二項の組織変更後相互会社の取締役（組織変更後相互会社が監査役設置会社である場合にあっては、取締役及び監査役）となるべき者の調査に関する事項又は同条第三項において準用する会社法第九十四条第一項（設立時取締役等が発起人である場合の特則）の規定により選任された者の調査に関する事項

###### 三

効力発生日

###### 四

前三号に掲げるもののほか、組織変更に関する重要な事項

#### 第四十一条の四（一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却に関する事項）

法第八十六条第四項第九号及び第九十六条の七第四号に規定する売却に関し内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる売却の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

###### 一

競売による売却

###### 二

市場価格による売却

###### 三

裁判所の許可を得て行う売却

#### 第四十一条の五（一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の買受けに関する事項）

法第八十六条第四項第十号及び第九十六条の七第五号に規定する買受けに関し内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる買受けの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

###### 一

前条第二号に定める方法により売却した場合の買受け

###### 二

前条第三号に定める方法により売却した場合の買受け

#### 第四十二条（組織変更をする相互会社の事前開示事項）

法第八十七条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

組織変更に関する議案の内容

###### 二

法第八十六条第四項第五号から第八号までに掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

###### 三

組織変更をする相互会社（清算相互会社を除く。）についての次に掲げる事項

###### 四

組織変更をする相互会社（清算相互会社に限る。）が法第百八十条の十七において準用する会社法第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）の規定により作成した貸借対照表

###### 五

組織変更株式交換（法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換をいう。以下この款において同じ。）をする場合には、次に掲げる事項

###### 六

組織変更株式移転（法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転をいう。以下この款において同じ。）をする場合には、次に掲げる事項

###### 七

組織変更後株式会社（法第八十六条第四項第一号に規定する組織変更後株式会社をいう。以下同じ。）の債務（法第八十八条第一項の規定により組織変更について異議を述べることができる保険契約者その他の債権者に対して負担する債務（保険契約者その他保険契約に係る権利を有する者の当該権利（保険金請求権等を除く。）に係る債務を除く。）に限る。）の履行の見込みに関する事項

###### 八

組織変更計画備置開始日後組織変更が効力を生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

#### 第四十二条の二（組織変更後株式会社の事後開示事項）

法第八十七条第四項に規定する内閣府令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

#### 第四十二条の三（相互会社から株式会社への組織変更に係る公告事項）

法第八十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

組織変更後株式会社の資本金の額

###### 二

社員に対する株式又は金銭の割当てに関する事項

###### 三

社員に対する株式の割当てにより生ずる一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法その他売却に関し第四十一条の四に規定する事項

###### 四

組織変更後における保険契約者の権利に関する事項

###### 五

第三号の株式を買い受けるときは、買受けの方法その他買受けに関し第四十一条の五各号に掲げる事項

###### 六

組織変更をする相互会社の計算書類に関する事項として、次に掲げるもの

#### 第四十三条（保険契約に係る債権の額）

法第八十八条第六項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあっては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあっては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあっては第二号に掲げる金額とする。

###### 一

法第八十八条第二項の公告（以下この条において「公告」という。）の時において被保険者のために積み立てるべき金額

###### 二

未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、公告の時において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する保険料の金額

###### 三

公告の時において第七十条第一項第三号の払戻積立金として積み立てるべき金額

#### 第四十四条（社員の寄与分の計算）

法第九十条第二項（法第九十六条の六第二項（法第九十六条の八第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるところにより計算した金額は、組織変更をする相互会社の社員が当該相互会社と締結している保険契約ごとの寄与分の合計額とする。

##### ２

前項に規定する保険契約ごとの寄与分は、相互会社が設定した保険契約の区分（以下この条において「区分」という。）ごとに、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を、当該区分に属する保険契約ごとにその責任準備金、保険金、保険料その他の基準となる金額に応じて計算した金額とする。

###### 一

社員に係る保険契約について、社員の支払った保険料及び当該保険料として収受した金銭を運用することによって得られた収益の合計額から、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出その他の支出に充てられた額を控除した額

###### 二

社員に係る保険契約について、保険契約上の債務を履行するために確保すべき資産の額

#### 第四十四条の二（株式の発行等により一に満たない端数を処理する場合における市場価格）

法第九十条第三項（法第九十六条の六第二項（法第九十六条の八第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において読み替えて準用する会社法第二百三十四条第二項（一に満たない端数の処理）に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する株式の価格とする方法とする。

###### 一

当該株式を市場において行う取引によって売却する場合

###### 二

前号に掲げる場合以外の場合

#### 第四十五条（組織変更剰余金額の計算等）

法第九十一条第三項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した金額は、組織変更をする相互会社の組織変更時における純資産額として計算した金額に第一号に掲げる額のうちに第二号に掲げる額の占める割合を乗じて算出される金額とする。

###### 一

第四十四条第一項により社員の寄与分の合計額を計算する場合に用いる方法と同様の方法により評価した組織変更をする相互会社の組織変更時における総資産の額から次に掲げる額の合計額を控除した額

###### 二

前号に掲げる額から第四十四条第一項に規定する社員の寄与分の合計額を控除した額

##### ２

組織変更後株式会社において、次に掲げる事由により貸借対照表の純資産の部又は負債の部に計上した金額が減少する場合には、当該減少額につき組織変更剰余金額を減額することができる。

###### 一

剰余金、資本準備金又は利益準備金による欠損のてん補

###### 二

資本金の額の減少

###### 三

法第四条第二項第四号に掲げる書類を変更することによる第六十九条第一項第一号又は第七十条第一項第一号イの保険料積立金の追加積立て

###### 四

法第百十五条第一項の価格変動準備金の取崩し

###### 五

第六十九条第一項第三号又は第七十条第一項第二号の二の危険準備金の取崩し

#### 第四十五条の二（資本準備金の額等）

法第九十一条第四項に規定する内閣府令で定める組織変更に際しての計算に関し必要な事項は、この条の定めるところによる。

##### ２

組織変更後株式会社が組織変更に際して資本準備金として計上すべき額は、組織変更時における純資産額（評価・換算差額等を除く。）から法第八十六条第四項第五号の資本金の額を控除した残額とする。

##### ３

前項の規定にかかわらず、組織変更をする相互会社の組織変更時における損失てん補準備金の額は、資本準備金として計上すべき額としないことができる。

##### ４

第二項の規定にかかわらず、組織変更をする相互会社の組織変更時における当該相互会社に留保されている剰余金（前項の損失てん補準備金を除く。）の額に相当する額は、資本準備金として計上すべき額としないことができる。

#### 第四十五条の三（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

法第九十三条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

発行可能株式総数（会社法第三十七条第一項（発行可能株式総数の定め等）に規定する発行可能株式総数をいう。）（種類株式発行会社にあっては、各種類の株式の発行可能種類株式総数（同法第百一条第一項第三号（定款の変更の手続の特則）に規定する発行可能種類株式総数をいう。）を含む。）

###### 二

組織変更後株式会社（種類株式発行会社を除く。）が発行する株式の内容として会社法第百七条第一項各号（株式の内容についての特別の定め）に掲げる事項を定めているときは、当該株式の内容

###### 三

組織変更後株式会社（種類株式発行会社に限る。）が会社法第百八条第一項各号（異なる種類の株式）に掲げる事項につき内容の異なる株式を発行することとしているときは、各種類の株式の内容（ある種類の株式につき同条第三項の定款の定めがある場合において、当該定款の定めにより組織変更後株式会社が当該種類の株式の内容を定めていないときは、当該種類の株式の内容の要綱）

###### 四

単元株式数についての定款の定めがあるときは、その単元株式数（種類株式発行会社にあっては、各種類の株式の単元株式数）

###### 五

次に掲げる定款の定めがあるときは、その規定

###### 六

株主名簿管理人を置く旨の定款の定めがあるときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所

###### 七

定款に定められた事項（法第九十三条第一項第一号から第三号まで及び前各号に掲げる事項を除く。）であって、当該組織変更をする相互会社に対して組織変更時発行株式（法第九十二条第一号に規定する組織変更時発行株式をいう。）の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項

#### 第四十五条の四（検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券）

法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第二百七条第九項第三号（金銭以外の財産の出資）に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって同号に規定する有価証券の価格とする方法とする。

###### 一

法第九十二条第三号の価額を定めた日（以下この条において「価額決定日」という。）における当該有価証券を取引する市場における最終の価格（当該価額決定日に売買取引がない場合又は当該価額決定日が当該市場の休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格）

###### 二

価額決定日において当該有価証券が公開買付け等の対象であるときは、当該価額決定日における当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

#### 第四十五条の四の二（組織変更時発行株式の交付に伴う義務が履行された場合）

次に掲げる義務が履行された場合には、組織変更後株式会社のその他資本剰余金の額は、当該義務の履行により組織変更後株式会社に対して支払われた金銭又は給付された金銭以外の財産の額が増加するものとする。

###### 一

法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第二百十二条第一項第二号（不公正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任）に掲げる場合において、同項の規定により同号に定める額の全部又は一部を支払う義務

###### 二

法第九十六条の四の二において読み替えて準用する会社法第二百十三条の二第一項各号（出資の履行を仮装した募集株式の引受人の責任）に掲げる場合において、同項の規定により同項各号に定める行為をする義務

#### 第四十五条の五（出資された財産等の価額が不足する場合に責任をとるべき取締役等）

法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第二百十三条第一項第二号（出資された財産等の価額が不足する場合の取締役等の責任）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

###### 一

社員総会（総代会を設けているときは、総代会）に現物出資財産の価額の決定に関する議案を提案した取締役

###### 二

前号の議案の提案が取締役会の決議に基づいて行われたときは、当該取締役会の決議に賛成した取締役

#### 第四十五条の六（旧社員等による責任追及等の訴えの提起の請求方法）

法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項（株主による責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

###### 一

被告となるべき者

###### 二

請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

#### 第四十五条の七（組織変更後株式会社が責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法）

法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項（株主による責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

###### 一

組織変更後株式会社が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）

###### 二

法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えについての前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

###### 三

前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え（法第九十六条の四において準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する責任追及等の訴えをいう。第四十五条の七の四第三号において同じ。）を提起しないときは、その理由

#### 第四十五条の七の二（旧社員等による責任追及等の訴えの提起の請求方法）

法第九十六条の四において準用する会社法第八百四十七条の二第一項及び第三項（旧株主による責任追及等の訴え）（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。第四十五条の七の四第二号において同じ。）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

###### 一

被告となるべき者

###### 二

請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

###### 三

株式交換等完全親会社（法第九十六条の四において準用する会社法第八百四十九条第二項第一号（訴訟参加）に規定する株式交換等完全親会社をいう。）の名称及び住所並びに当該株式交換等完全親会社の株主である旨

#### 第四十五条の七の三（完全親会社）

法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第八百四十七条の二第一項（旧株主による責任追及等の訴え）に規定する内閣府令で定める株式会社は、ある株式会社及び当該ある株式会社の完全子会社（当該ある株式会社が発行済株式の全部を有する株式会社をいう。以下この条において同じ。）又は当該ある株式会社の完全子会社が法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第八百四十七条の二第一項の特定の株式会社の発行済株式の全部を有する場合における当該ある株式会社とする。

##### ２

前項の規定の適用については、同項のある株式会社及び当該ある株式会社の完全子会社又は当該ある株式会社の完全子会社が他の株式会社の発行済株式の全部を有する場合における当該他の株式会社は、完全子会社とみなす。

#### 第四十五条の七の四（株式交換等完全子会社が責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法）

法第九十六条の四において準用する会社法第八百四十七条の二第七項（旧株主による責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

###### 一

株式交換等完全子会社（法第九十六条の四において準用する会社法第八百四十七条の二第一項に規定する株式交換等完全子会社をいう。）が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）

###### 二

法第九十六条の四において準用する会社法第八百四十七条の二第一項又は第三項の規定による請求に係る訴えについての第四十五条の七の二第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

###### 三

前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴えを提起しないときは、その理由

#### 第四十五条の八（旧社員等による責任追及等の訴えの提起の請求方法）

法第九十六条の四の二において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項（株主による責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

###### 一

被告となるべき者

###### 二

請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

#### 第四十五条の八の二（組織変更後株式会社が責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法）

法第九十六条の四の二において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項（株主による責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

###### 一

組織変更後株式会社が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）

###### 二

法第九十六条の四の二において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えについての前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

###### 三

前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え（法第九十六条の四の二において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する責任追及等の訴えをいう。第四十五条の八の五第三号において同じ。）を提起しないときは、その理由

#### 第四十五条の八の三（旧社員等による責任追及等の訴えの提起の請求方法）

法第九十六条の四の二において準用する会社法第八百四十七条の二第一項及び第三項（旧株主による責任追及等の訴え）（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。第四十五条の八の五第二号において同じ。）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

###### 一

被告となるべき者

###### 二

請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

###### 三

株式交換等完全親会社（法第九十六条の四の二において準用する会社法第八百四十九条第二項第一号（訴訟参加）に規定する株式交換等完全親会社をいう。）の名称及び住所並びに当該株式交換等完全親会社の株主である旨

#### 第四十五条の八の四（完全親会社）

法第九十六条の四の二において読み替えて準用する会社法第八百四十七条の二第一項（旧株主による責任追及等の訴え）に規定する内閣府令で定める株式会社は、ある株式会社及び当該ある株式会社の完全子会社（当該ある株式会社が発行済株式の全部を有する株式会社をいう。以下この条において同じ。）又は当該ある株式会社の完全子会社が法第九十六条の四の二において読み替えて準用する会社法第八百四十七条の二第一項の特定の株式会社の発行済株式の全部を有する場合における当該ある株式会社とする。

##### ２

前項の規定の適用については、同項のある株式会社及び当該ある株式会社の完全子会社又は当該ある株式会社の完全子会社が他の株式会社の発行済株式の全部を有する場合における当該他の株式会社は、完全子会社とみなす。

#### 第四十五条の八の五（株式交換等完全子会社が責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法）

法第九十六条の四の二において準用する会社法第八百四十七条の二第七項（旧株主による責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

###### 一

株式交換等完全子会社（法第九十六条の四の二において準用する会社法第八百四十七条の二第一項に規定する株式交換等完全子会社をいう。）が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）

###### 二

法第九十六条の四の二において準用する会社法第八百四十七条の二第一項又は第三項の規定による請求に係る訴えについての第四十五条の八の三第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

###### 三

前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴えを提起しないときは、その理由

#### 第四十五条の八の六（出資の履行の仮装に関して責任をとるべき取締役等）

法第九十六条の四の三第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

###### 一

出資の履行（法第九十六条第三項に規定する出資の履行をいう。以下この条において同じ。）の仮装に関する職務を行った取締役及び執行役

###### 二

出資の履行の仮装が取締役会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

###### 三

出資の履行の仮装が社員総会（総代会を設けているときは、総代会。以下この号において同じ。）の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

#### 第四十五条の九（組織変更株式交換完全親会社の事前開示事項）

法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十四条第一項（吸収合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

法第九十六条の七第二号及び第三号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

###### 二

組織変更をする相互会社についての次に掲げる事項

###### 三

組織変更株式交換完全親会社についての次に掲げる事項

###### 四

法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第一項（債権者の異議）の規定により組織変更株式交換について異議を述べることができる債権者があるときは、組織変更株式交換が効力を生ずる日以後における組織変更株式交換完全親会社の債務（当該債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

###### 五

組織変更株式交換契約備置開始日後組織変更株式交換が効力を生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

#### 第四十五条の十（組織変更株式交換完全親会社の株式に準ずるもの）

法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十四条第三項（吸収合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定めるものは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額が第三号に掲げる額よりも小さい場合における法第九十六条の七第二号及び第三号の定めに従い交付する金銭とする。

###### 一

組織変更をする相互会社の社員に対して交付する株式等の合計額

###### 二

前号に規定する株式等のうち組織変更株式交換完全親会社の株式の価額の合計額

###### 三

第一号に規定する株式等の合計額に二十分の一を乗じて得た額

#### 第四十五条の十一（株式の額）

法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十五条第二項第三号（吸収合併契約等の承認等）に規定する内閣府令で定める額は、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号に掲げる額を減じて得た額とする。

###### 一

組織変更株式交換完全親会社が組織変更株式交換により取得する組織変更後株式会社の株式につき会計帳簿に付すべき額

###### 二

計算規則第十一条（のれん）の規定により計上したのれんの額

###### 三

計算規則第十二条（株式及び持分に係る特別勘定）の規定により計上する負債の額

#### 第四十五条の十二（純資産の額）

法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第二項第二号（吸収合併契約等の承認を要しない場合等）に規定する内閣府令で定める方法は、算定基準日（組織変更株式交換契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日後から当該組織変更株式交換の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあっては、当該時）をいう。）における第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じて得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあっては、五百万円）をもって組織変更株式交換完全親会社の純資産額とする方法とする。

###### 一

資本金の額

###### 二

資本準備金の額

###### 三

利益準備金の額

###### 四

会社法第四百四十六条（剰余金の額）に規定する剰余金の額

###### 五

最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、組織変更株式交換完全親会社の成立の日）における評価・換算差額等に係る額

###### 六

新株予約権の帳簿価額

###### 七

自己株式及び自己新株予約権の帳簿価額の合計額

#### 第四十五条の十三（株式の数）

法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第三項（吸収合併契約等の承認を要しない場合等）に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数のうちいずれか小さい数とする。

###### 一

特定株式（法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第三項に規定する行為に係る株主総会において議決権を行使することができることを内容とする株式をいう。以下この条において同じ。）の総数に二分の一（当該株主総会の決議が成立するための要件として当該特定株式の議決権の総数の一定の割合以上の議決権を有する株主が出席しなければならない旨の定款の定めがある場合にあっては、当該一定の割合）を乗じて得た数に三分の一（当該株主総会の決議が成立するための要件として当該株主総会に出席した当該特定株主（特定株式の株主をいう。以下この条において同じ。）の有する議決権の総数の一定の割合以上の多数が賛成しなければならない旨の定款の定めがある場合にあっては、一から当該一定の割合を減じて得た割合）を乗じて得た数に一を加えた数

###### 二

法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十六条第三項に規定する行為に係る決議が成立するための要件として一定の数以上の特定株主の賛成を要する旨の定款の定めがある場合において、特定株主の総数から株式会社に対して当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の数を減じて得た数が当該一定の数未満となるときにおける当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

###### 三

法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十六条第三項に規定する行為に係る決議が成立するための要件として前二号の定款の定め以外の定款の定めがある場合において、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の全部が法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十六条第三項に規定する株主総会において反対したとすれば当該決議が成立しないときは、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

###### 四

定款で定めた数

#### 第四十五条の十四（組織変更株式交換完全親会社の株式に準ずるもの）

法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第一項第三号（債権者の異議）に規定する内閣府令で定めるものは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額が第三号に掲げる額よりも小さい場合における法第九十六条の七第二号及び第三号の定めに従い交付する金銭とする。

###### 一

組織変更をする相互会社の社員に対して交付する株式等の合計額

###### 二

前号に規定する株式等のうち組織変更株式交換完全親会社の株式の価額の合計額

###### 三

第一号に規定する株式等の合計額に二十分の一を乗じて得た額

#### 第四十五条の十五（計算書類に関する事項）

法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第二項第三号（債権者の異議）に規定する内閣府令で定めるものは、法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第二項の規定による公告の日又は法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

###### 一

最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（組織変更株式交換完全親会社及び組織変更をする相互会社をいう。以下この条において同じ。）が会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）（法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは会社法第四百四十条第二項又は法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定により公告をしている場合

###### 二

最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項又は法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合

###### 三

組織変更株式交換完全親会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合又は組織変更をする相互会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該組織変更株式交換完全親会社又は組織変更をする相互会社が金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき

###### 四

公告対象会社につき最終事業年度がない場合

###### 五

前各号に掲げる場合以外の場合

#### 第四十五条の十六（組織変更株式交換完全親会社の株式に準ずるもの）

法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第八百一条第六項（吸収合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等）において準用する同条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額が第三号に掲げる額よりも小さい場合における法第九十六条の七第二号及び第三号の定めに従い交付する金銭とする。

###### 一

組織変更をする相互会社の社員に対して交付する株式等の合計額

###### 二

前号に規定する株式等のうち組織変更株式交換完全親会社の株式の価額の合計額

###### 三

第一号に規定する株式等の合計額に二十分の一を乗じて得た額

#### 第四十五条の十七（共同して組織変更株式移転をする株式会社の事前開示事項）

法第九十六条の九第五項において読み替えて準用する会社法第八百三条第一項（新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

会社法第七百七十三条第一項第五号から第八号まで（株式移転計画）に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

###### 二

法第九十六条の九第一項第九号の株式会社の全部又は一部が会社法第八百八条第三項第三号（新株予約権買取請求）に定める新株予約権を発行している場合には、同法第七百七十三条第一項第九号及び第十号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（当該新株予約権に係る事項に限る。）

###### 三

他の法第九十六条の九第一項第九号の株式会社又は組織変更をする相互会社についての次に掲げる事項

###### 四

当該法第九十六条の九第一項第九号の株式会社についての次に掲げる事項

###### 五

法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百十条（第一項第一号及び第二号を除く。）（債権者の異議）の規定により株式移転について異議を述べることができる債権者があるときは、株式移転が効力を生ずる日以後における組織変更株式移転設立完全親会社の債務（他の法第九十六条の九第一項第九号の株式会社又は組織変更をする相互会社から承継する債務を除き、当該異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

###### 六

新設合併契約等備置開始日後株式移転が効力を生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

#### 第四十五条の十八（計算書類に関する事項）

法第九十六条の九第五項において読み替えて準用する会社法第八百十条第二項第三号（債権者の異議）に規定する内閣府令で定めるものは、法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百十条第二項の規定による公告の日又は法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百十条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

###### 一

最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第九十六条の九第一項第九号の株式会社及び組織変更株式移転を伴う組織変更をする相互会社をいう。以下この条において同じ。）が会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）（法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは会社法第四百四十条第二項の規定又は法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定により公告をしている場合

###### 二

最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項又は法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合

###### 三

公告対象会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社又は法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該株式会社又は相互会社が金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき

###### 四

公告対象会社につき最終事業年度がない場合

###### 五

前各号に掲げる場合以外の場合

#### 第四十五条の十九（共同して組織変更株式移転をする株式会社の事後開示事項）

法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百十一条第一項第二号（新設分割又は株式移転に関する書面等の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

株式移転が効力を生じた日

###### 二

次に掲げる手続の経過

###### 三

組織変更をする相互会社における法第八十八条の規定による手続の経過

###### 四

株式移転により組織変更株式移転設立完全親会社に移転した法第九十六条の九第一項第九号の株式会社の株式の数（同号の株式会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類及び種類ごとの数）

###### 五

前各号に掲げるもののほか、株式移転に関する重要な事項

#### 第四十六条（相互会社から株式会社への組織変更の認可の申請）

相互会社は、法第九十六条の十第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

組織変更計画の内容を記載した書面

###### 三

組織変更後株式会社の定款

###### 四

社員総会又は総代会の議事録

###### 五

貸借対照表

###### 六

組織変更に要する費用を記載した書面

###### 七

法第八十八条第二項の規定による公告をしたことを証する書面

###### 八

法第八十八条第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないことを証する書面

###### 九

法第八十八条第六項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の五分の一を超えなかったことを証する書面又はその者の第四十三条に規定する金額が同項の金額の総額の五分の一を超えなかったことを証する書面

###### 十

組織変更後株式会社の取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役）となるべき者が就任を承諾したことを証する書面並びにこれらの者の履歴書

###### 十一

組織変更後株式会社が会計参与設置会社であるときは、組織変更後株式会社の会計参与となるべき者が就任を承諾したことを証する書面及び当該会計参与となるべき者の履歴書

###### 十一の二

組織変更後株式会社が会計監査人設置会社であるときは、組織変更後株式会社の会計監査人となるべき者が就任を承諾したことを証する書面及び当該会計監査人となるべき者の履歴書

###### 十二

法第九十二条の規定により組織変更に際して株式を発行することとしたときは、次に掲げる書面

###### 十三

その他法第九十六条の十第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

#### 第四十六条の二（相互会社から株式会社への組織変更後の公告事項）

法第九十六条の十五において準用する法第八十二条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

法第八十八条の規定による手続の経過

###### 二

効力発生日（法第八十六条第四項第十二号に規定する効力発生日をいう。次条第四号において同じ。）

#### 第四十六条の三（組織変更後株式会社の事後開示事項）

法第九十六条の十五において準用する法第八十二条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

法第八十八条の規定による手続の経過

###### 二

組織変更株式交換をした場合には、次に掲げる事項

###### 三

組織変更株式移転をした場合には、次に掲げる事項

###### 四

効力発生日

###### 五

前各号に掲げるもののほか、組織変更に関する重要な事項

## 第三章　業務

#### 第四十七条（資産の運用方法の制限）

法第九十七条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

###### 一

有価証券（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされるものをいう。）の取得（第三号、第三号の二、第六号の二、第八号及び第九号に該当するものを除く。）

###### 二

不動産の取得

###### 三

金銭債権の取得

###### 三の二

短期社債等（法第九十八条第六項に規定する短期社債等をいう。以下同じ。）の取得

###### 四

金地金の取得

###### 五

金銭の貸付け（コールローンを含む。）

###### 六

有価証券の貸付け

###### 六の二

民法第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約又は商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条（匿名組合契約）に規定する匿名組合契約に係る出資

###### 七

預金又は貯金

###### 八

金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託

###### 九

有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）

###### 十

金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引（前号に掲げるものに該当するもの及び暗号資産（同条第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）又は暗号資産関連金融指標（同法第百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。第五十二条の二の二第三号、第五十二条の十六第一項第四号ニ及び第五十六条第二項第一号において同じ。）に係る取引を除く。）

###### 十一

法第九十八条第一項第八号に規定する金融等デリバティブ取引

###### 十二

先物外国為替取引

###### 十三

前各号に掲げる方法に準ずる方法

#### 第四十八条

削除

#### 第四十八条の二（当該同一人と特殊の関係にある者）

法第九十七条の二第二項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該内閣府令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条、次条及び第四十八条の五において「同一人自身」という。）が当該保険会社の子会社、当該保険会社を子会社とする保険持株会社又は当該保険持株会社の子会社ではない場合の次の各号に掲げる者（当該保険会社、当該保険会社の子会社、当該保険会社を子会社とする保険持株会社及び当該保険持株会社の子会社を除く。）とする。

###### 一

同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

###### 二

同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者

##### ２

法第二条第十五項の規定は、前項各号の場合においてこれらの規定に規定する者が保有し、又は保有される議決権について準用する。

##### ３

第一項第一号トに掲げる会社及び同項第二号ロに掲げる会社は、同項各号の規定の適用については、それぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。

#### 第四十八条の三（法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限）

法第九十七条の二第二項に規定する保険会社の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。

###### 一

総資産（特別勘定又は積立勘定（第三十条の三第一項（第六十三条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により設ける勘定をいう。以下この項及び第五十九条の二第一項第三号ロ（６）において同じ。）を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。次項第一号及び第四十八条の五第二項において同じ。）のうち同一人に対する運用に係る次に掲げる資産の額（その他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。）にあっては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。次号において同じ。）を合計した額

###### 二

積立勘定を設ける場合においては、当該積立勘定に属するものとして経理された資産（次項第二号において「積立勘定資産」という。）のうち前号イからヘまでに掲げる資産の額を合計した額

##### ２

法第九十七条の二第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

###### 一

前項第一号に規定する資産の運用の額

###### 二

前項第二号に規定する場合における資産の運用の額

##### ３

保険会社は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

#### 第四十八条の四（当該保険会社と特殊の関係のある者）

法第九十七条の二第三項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

###### 一

当該保険会社の子法人等（令第十三条の五の二第三項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）

###### 二

当該保険会社の関連法人等（令第十三条の五の二第四項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）

#### 第四十八条の五（法第九十七条の二第三項に規定する資産の運用額の制限）

法第九十七条の二第三項に規定する当該保険会社及び当該子会社等（同項前段に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は当該子会社等の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、同一人自身又は当該同一人に対する運用に係る次の各号に掲げる額を合計した額（以下この条及び次条において「合算資産運用総額」という。）とする。

###### 一

当該保険会社について第四十八条の三第一項第一号の規定により計算した資産の運用の額

###### 二

当該保険会社の子会社等について第四十八条の三第一項第一号の規定の例により計算した資産の運用の額

##### ２

法第九十七条の二第三項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

###### 一

同一人自身に対する合算資産運用総額（第三号に掲げるものを除く。）当該保険会社の総資産の額及び当該子会社等の自己資本の額を合算した額（以下この項において「合算総資産等の額」という。）に百分の十を乗じて計算した額（貸付金等にあっては、合算総資産等の額に百分の三を乗じて計算した額）

###### 二

同一人に対する合算資産運用総額（第四号に掲げるものを除く。）合算総資産等の額に百分の十を乗じて計算した額（貸付金等にあっては、合算総資産等の額に百分の三を乗じて計算した額）

###### 三

当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険主要株主に対する合算資産運用総額

###### 四

当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険主要株主が同一人自身である場合における当該保険主要株主に係る同一人に対する合算資産運用総額

##### ３

保険会社は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

#### 第四十八条の六（法第九十七条の二第三項の規定の適用に関し必要な事項）

法第九十七条の二第三項に規定する当該保険会社及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する資産の運用の額は、合算資産運用総額から当該同一人に係る調整対象額を控除した額とする。

##### ２

前項に規定する調整対象額とは、当該子会社等のする資金の貸付けの額のうち当該保険会社又は他の子会社等が保証している額その他金融庁長官が定める額をいう。

##### ３

前条第二項第一号に規定する合算総資産等の額は、金融庁長官が定めるところにより必要な調整を加えた額とする。

#### 第四十九条（信託による脱法行為の禁止）

保険会社は、金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託により、第四十七条、第四十八条の三及び第四十八条の五の規定による制限を免れることができない。

#### 第五十条（資産の運用制限の例外）

保険会社は、資産の運用方法又は資産の運用額が資産の価格の変動、担保権の実行、代物弁済その他の当該保険会社の意思に基づかない理由により第四十七条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条の規定による制限に反することとなった場合においては、その方法又は額により資産の運用を行うことができる。

#### 第五十一条（業務の代理又は事務の代行）

法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。

###### 一

他の保険会社（外国保険業者を含む。）、少額短期保険業者又は船主相互保険組合（船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）第二条第一項（定義）に規定する船主相互保険組合をいう。以下同じ。）の次に掲げる事務の代行その他の保険業に係る事務の代行

###### 二

他の保険会社（外国保険業者を含む。）、少額短期保険業者又は船主相互保険組合の保険契約の締結の代理（媒介を含む。以下この条、第百四十一条及び第二百十一条の二十四において同じ。）、損害査定の代理その他の保険業に係る業務の代理であって、保険会社が行うことが保険契約者等の利便の増進等の観点から合理的であるもの

###### 三

銀行代理業等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第百六条第二項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業をいう。第百四十一条第三号及び第二百三十四条第一項第十八号において同じ。）

###### 三の二

資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項（定義）に規定する資金移動業者をいう。第五十六条の二第二項第三十四号の二の二において同じ。）が営む資金移動業（同法第二条第二項に規定する資金移動業をいう。同号において同じ。）の代理又は当該資金移動業に係る事務の代行

###### 四

他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の資金の貸付けの代理又は資金の貸付けに係る事務の代行（第三号に該当するものを除く。）

###### 五

現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機による銀行等（法第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。第五十三条の三の三、第百四十一条第五号、第三編第一章、第二百三十四条及び第二百三十四条の二十七第一項第二号において同じ。）の預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務の代行（第三号に該当するものを除く。）

###### 六

金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条（特定投資家への告知義務）に規定する金融商品取引業者等をいう。第五十二条の二十一第三号及び第百四十一条第六号において同じ。）の投資顧問契約（同法第二条第八項第十一号（定義）に規定する投資顧問契約をいう。第百四十一条第六号において同じ。）若しくは投資一任契約（同項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。第五十六条の二第二項第二十六号及び第百四十一条第六号において同じ。）の締結の代理又はこれらの契約に係る事務の代行

###### 七

信託会社等、外国信託会社（信託業法第二条第六項（定義）に規定する外国信託会社をいう。以下同じ。）若しくは保険金信託業務（法第九十九条第三項に規定する保険金信託業務をいう。以下同じ。）を行う生命保険会社等（令第十三条の三に規定する保険金信託業務を行う生命保険会社等をいう。以下同じ。）の次に掲げる業務の代理又はこれらの業務に係る事務の代行（法第九十九条第一項に規定する業務に該当するものを除く。）

#### 第五十一条の二（業務の代理又は事務の代行の認可の申請等）

保険会社は、法第九十八条第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

法第九十八条第一項第一号に規定する業務の代理又は事務の代行（次項及び第百四十一条の二において「業務代理等」という。）に係る業務又は事務の内容を記載した書面

###### 三

その他参考となるべき事項を記載した書面

##### ２

金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

###### 一

業務代理等に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況、当該業務代理等の運営に係る体制等に照らし、当該認可の申請をした保険会社が当該業務代理等を的確、公正かつ効率的に遂行することができると認められること。

###### 二

他の保険会社（外国保険業者を含む。以下この条において同じ。）の業務代理等を行う場合には、当該業務代理等が保険会社相互の公正かつ自由な競争を阻害するおそれのないものであること。

###### 三

他の保険会社、少額短期保険業者又は船主相互保険組合の業務代理等を行う場合には、当該他の保険会社、少額短期保険業者又は船主相互保険組合の業務の的確、公正かつ効率的な遂行に支障を及ぼすおそれのないものであること。

#### 第五十一条の三（保険会社と密接な関係を有する者）

法第九十八条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める密接な関係を有する者は、次に掲げる者とする。

###### 一

当該保険会社の子法人等（当該保険会社の子会社を除く。）

###### 二

当該保険会社の保険主要株主（保険会社の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者（法第二条の二第一項の規定により保険会社の議決権の保有者とみなされる者を含む。）に限る。）

###### 三

当該保険会社を子法人等とする親法人等（令第十三条の五の二第三項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）である保険会社及び外国保険会社等（前号に掲げる者を除く。）

###### 四

当該保険会社を子会社とする保険持株会社（外国の法令に準拠して設立された持株会社を含む。）の子法人等（当該保険会社、当該保険会社の子会社並びに第一号及び第二号に掲げる者を除く。）

###### 五

当該保険会社を子法人等とする親法人等の子法人等である保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者（当該保険会社、当該保険会社の子会社及び前各号に掲げる者を除く。）

#### 第五十二条（金銭債権の証書の範囲）

法第九十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める証書は、次に掲げる証書とする。

###### 一

譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。）の預金証書

###### 二

コマーシャル・ペーパー

###### 三

住宅抵当証書

###### 四

貸付債権信託の受益権証書

###### 四の二

抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券

###### 五

商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第六項（定義）に規定する商品投資受益権の受益権証書

###### 六

外国の法人の発行する証券又は証書で銀行業（銀行法第二条第二項（定義等）に規定する銀行業をいう。以下同じ。）を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの

###### 七

法第九十八条第一項第六号又は第八号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書

#### 第五十二条の二（特定社債に準ずる有価証券）

法第九十八条第一項第四号の二に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十七第一項第二号又は同条第三項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券にあっては、金融商品取引法第二条第一項第四号又は第五号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であって、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四十条第一号に規定する譲渡資産が、金銭債権（法第九十八条第一項第四号の二に規定する金銭債権をいう。以下この条において同じ。）又は金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。

#### 第五十二条の二の二（デリバティブ取引）

法第九十八条第一項第六号及び第七号に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引とする。

###### 一

資産の運用のために行う取引

###### 二

有価証券関連デリバティブ取引

###### 三

暗号資産又は暗号資産関連金融指標に係る取引

#### 第五十二条の三（金融等デリバティブ取引）

法第九十八条第一項第八号に規定する類似する取引であって内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

###### 一

当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。以下「商品デリバティブ取引」という。）

###### 二

当事者が数量を定めた算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）

###### 三

当事者の一方の意思表示により当事者間において前二号に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

##### ２

法第九十八条第一項第八号に規定する保険会社の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げるものとする。

##### ３

法第九十八条第一項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、上場商品構成物品等（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第十五条第一項第一号（許可の基準及び意見の聴取）に規定する上場商品構成物品等をいう。）について商品市場（同法第二条第九項（定義）に規定する商品市場をいう。）における相場を利用して行う同法第二条第十四項第一号から第三号まで及び第四号（ニを除く。）に掲げる取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。

#### 第五十二条の三の二（リース契約の要件）

法第九十八条第一項第十二号イに規定する内閣府令で定めるものは、機械類その他の物件を使用させる契約のうち使用期間（同号イに規定する使用期間をいう。以下この項において同じ。）の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであって、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契約を解除する場合において、未経過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされているものとする。

##### ２

法第九十八条第一項第十二号ロに規定する内閣府令で定める費用は、利子及び手数料の額とする。

#### 第五十二条の四（有価証券関連業に付随する業務）

法第九十九条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

###### 一

投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券（以下「受益証券」という。）又は同法に規定する投資証券、新投資口予約権証券若しくは外国投資証券（以下「投資証券」という。）の保護預り

###### 二

受益証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理

###### 三

投資証券に係る金銭の分配、払戻金又は残余財産の分配に係る業務の代理

###### 四

投資証券の名義書換えに係る顧客の代理

###### 五

金融商品取引法第三十五条第一項第七号に規定する累積投資契約のうち、受益証券又は投資証券に係るものの締結

###### 六

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第四項の口座管理機関として行う振替業

#### 第五十二条の四の二（算定割当量の取得等）

法第九十九条第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。

#### 第五十二条の五（有価証券関連業の認可の申請等）

保険会社は、法第九十九条第四項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

認可の申請に係る業務の内容及び方法に関する事項を記載した書類

###### 三

その他参考となるべき事項を記載した書類

##### ２

金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

###### 一

当該認可の申請をした保険会社（以下この項において「申請保険会社」という。）による当該認可の申請に係る業務（以下この項において「申請業務」という。）の遂行が申請保険会社による法第九十七条第一項及び第二項の規定による業務の遂行を妨げるおそれのないものであること。

###### 二

申請保険会社が申請業務を健全かつ適切に遂行するに足りる財産的基礎を有すること。

###### 三

申請保険会社の認可申請時における業務運営及び法令遵守の状況等に照らし、経営管理に係る体制に問題が認められないこと。

###### 四

申請保険会社がその人的構成等に照らし、申請業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

#### 第五十二条の六（債券の募集又は管理の受託等の認可の申請等）

保険会社が法第九十九条第五項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

##### ２

金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

###### 一

当該認可の申請をした保険会社（以下この項において「申請保険会社」という。）による当該認可に係る業務（以下この項において「申請業務」という。）の遂行が申請保険会社による法第九十七条第一項及び第二項の規定による業務の遂行を妨げるおそれのないものであること。

###### 二

申請保険会社が申請業務を健全かつ適切に遂行するに足りる財産的基礎を有すること。

###### 三

申請保険会社の認可申請時における業務運営及び法令遵守の状況等に照らし、経営管理に係る体制に問題が認められないこと。

###### 四

申請保険会社がその人的構成等に照らし、申請業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

#### 第五十二条の七（営業保証金の供託の届出等）

法第九十九条第八項（法第百九十九条（法第二百四十条第一項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する信託業法第十一条第一項、第四項又は第八項の規定により供託をした者は、別紙様式第八号により作成した供託届出書に、当該供託に係る供託書正本を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

##### ２

保険金信託業務を行う生命保険会社等が既に供託している供託物の差替えを行う場合は、差替えのために新たに供託をした後、その旨を差替え後の供託書正本を添付して金融庁長官に届け出なければならない。

##### ３

金融庁長官は、前二項の供託書正本を受理したときは、保管証書をその供託者に交付しなければならない。

#### 第五十二条の八（営業保証金に代わる契約の締結の届出等）

保険金信託業務を行う生命保険会社等は、法第九十九条第八項において準用する信託業法第十一条第三項の契約を締結したとき（金融庁長官の承認を受けて当該契約の内容を変更したときを含む。）は、別紙様式第八号の二により作成した保証契約締結届出書に契約書の写しを添付して金融庁長官に届け出るとともに、契約書正本を提示しなければならない。

##### ２

保険金信託業務を行う生命保険会社等は、営業保証金に代わる契約の変更又は解除を行おうとする場合は、別紙様式第八号の三により作成した保証契約変更承認申請書又は別紙様式第八号の四により作成した保証契約解除承認申請書により、金融庁長官に承認を申請しなければならない。

##### ３

金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該承認の申請をした保険金信託業務を行う生命保険会社等が営業保証金に代わる契約を変更し、又は解除することが受益者の保護に欠けるおそれがないものであるかどうかを審査するものとする。

##### ４

保険金信託業務を行う生命保険会社等は、金融庁長官の承認に基づき営業保証金に代わる契約の変更又は解除をしたときは、別紙様式第八号の五により作成した保証契約変更届出書に当該契約書の写しを添付し、又は別紙様式第八号の六により作成した保証契約解除届出書に契約を解除した事実を証する書面を添付して金融庁長官に届け出るとともに、契約の変更の場合には当該契約書正本を提示しなければならない。

#### 第五十二条の八の二（営業保証金に代わる契約の相手方）

令第十三条の三に規定する内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

###### 一

生命保険会社（外国生命保険会社等及び法第二百十九条第四項の免許を受けた者の引受社員（同条第一項に規定する引受社員をいう。以下同じ。）を含む。）

###### 二

損害保険会社（外国損害保険会社等及び法第二百十九条第五項の免許を受けた者の引受社員を含む。）

###### 三

長期信用銀行法第二条（定義）に規定する長期信用銀行（以下「長期信用銀行」という。）

###### 四

協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項（定義）に規定する協同組織金融機関

###### 五

株式会社商工組合中央金庫

#### 第五十二条の九（営業保証金の追加供託の起算日）

法第九十九条第八項において準用する信託業法第十一条第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。

###### 一

保険金信託業務を行う生命保険会社等が令第十三条の三第三号の承認（次号において「承認」という。）を受けて法第九十九条第八項において準用する信託業法第十一条第三項に規定する契約（以下この号及び次号において「契約」という。）の内容を変更したことにより、同条第十項に規定する供託した営業保証金の額（同条第三項に規定する契約金額を含む。）が令第十三条の二に定める額に不足した場合

###### 二

保険金信託業務を行う生命保険会社等が承認を受けて契約を解除した場合

###### 三

令第十三条の四の権利の実行の手続が行われた場合

###### 四

令第十三条の四の権利の実行の手続を行うため金融庁長官が供託されている有価証券（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。）の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合

#### 第五十二条の十（営業保証金に充てることができる有価証券の種類）

法第九十九条第八項において準用する信託業法第十一条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

###### 一

国債証券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。次条第一項において同じ。）

###### 二

地方債証券

###### 三

政府保証債証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。次条第一項において同じ。）

###### 四

社債券その他の債券（記名式のもの、短期社債等及び前三号に掲げるものを除く。）であって営業保証金に代えることにつき金融庁長官の承認を受けたもの

#### 第五十二条の十一（営業保証金に充てることができる有価証券の価額）

法第九十九条第八項において準用する信託業法第十一条第九項の規定により有価証券を営業保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い当該各号に掲げる額とする。

###### 一

国債証券

###### 二

地方債証券

###### 三

政府保証債証券

###### 四

前条第四号に規定する社債券その他の債券

##### ２

割引の方法により発行した有価証券については、その発行価額に次の算式により算出した額を加えた額を額面金額とみなして、前項の規定を適用する。

##### ３

前項の算式による計算において、発行の日から償還の日までの年数及び発行の日から供託の日までの年数について生じた一年未満の端数並びに額面金額と発行価額との差額を発行の日から償還の日までの年数で除した金額について生じた一円未満の端数は、切り捨てる。

#### 第五十二条の十二（保険金信託業務の委託の適用除外）

法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二条第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

###### 一

信託行為に保険金信託業務を行う生命保険会社等が委託者又は受益者（これらの者から指図の権限の委託を受けた者を含む。）のみの指図により信託財産の処分その他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務を行う旨の定めがある場合における当該業務

###### 二

信託行為に信託業務の委託先が保険金信託業務を行う生命保険会社等（保険金信託業務を行う生命保険会社等から指図の権限の委託を受けた者を含む。）のみの指図により委託された信託財産の処分その他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務を行う旨の定めがある場合における当該業務

###### 三

保険金信託業務を行う生命保険会社等が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### 第五十二条の十二の二（保険金信託業務を行う生命保険会社等と密接な関係を有する者）

令第十三条の五の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等（同項に規定する法人等をいう。以下同じ。）とする。

###### 一

他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等

###### 二

他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であって、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

###### 三

法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の議決権の過半数を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該法人等であって、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

##### ２

令第十三条の五の二第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

###### 一

法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子法人等以外の他の法人等その他これらに準ずる子法人等以外の他の法人等であって、当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等

###### 二

法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等であって、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

###### 三

法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該子法人等以外の他の法人等であって、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

##### ３

特別目的会社については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産の流動化に関する法律第二条第十二項（定義）に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「譲渡法人等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、譲渡法人等の子法人等に該当しないものと推定する。

##### ４

令第十三条の五の二第六項の規定は、法第九十九条第八項の規定において信託業法第二十三条第二項（信託業務の委託に係る信託会社の責任）及び第二十九条第二項第一号（信託財産に係る行為準則）の規定を準用する場合における第一項各号及び第二項各号に規定する議決権について準用する。

#### 第五十二条の十三（信託の引受けに係る行為準則）

法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

###### 一

委託者に対し、信託契約に関する事項であってその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示する行為

###### 二

自己又はその利害関係人（法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する利害関係人をいう。以下この号並びに第五十二条の二十四第二項第四号及び第四項において同じ。）の行う信用の供与の条件として信託契約を締結する行為その他の自己又は利害関係人の取引上の優越的な地位を不当に利用して信託契約を締結する行為

###### 三

その他法令に違反する行為

#### 第五十二条の十三の二（特定信託契約）

法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十四条の二に規定する内閣府令で定めるものは、信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）第三十条の二第一項に規定する信託契約とする。

#### 第五十二条の十三の三（契約の種類）

法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法（第五十二条の十三の五から第五十二条の十三の二十四までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、特定信託契約（法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約をいう。第五十二条の十三の七の二から第五十二条の十三の二十四まで（第五十二条の十三の十二第二号ホを除く。）において同じ。）とする。

#### 第五十二条の十三の四

削除

#### 第五十二条の十三の五（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者（同項に規定する申出者をいう。）は、同条第二項の規定による承諾を行った保険金信託業務を行う生命保険会社等のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。第五十二条の十三の七の二において同じ。）に関して特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項（定義）に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

#### 第五十二条の十三の六（情報通信の技術を利用した提供）

準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

###### 一

電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

###### 二

磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

##### ２

前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

###### 一

顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

###### 二

前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあっては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。

###### 三

前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあっては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。

###### 四

前項第一号ニに掲げる方法にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。

##### ３

第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

#### 第五十二条の十三の七（電磁的方法の種類及び内容）

令第十三条の五の三第一項及び第十三条の五の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

###### 一

前条第一項各号又は第五十二条の十三の七の三第一項各号に掲げる方法のうち保険金信託業務を行う生命保険会社等が使用するもの

###### 二

ファイルへの記録の方式

#### 第五十二条の十三の七の二（特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項）

準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による承諾をする日（第四号及び第五号において「承諾日」という。）

###### 二

対象契約が特定信託契約である旨

###### 三

復帰申出者（準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨

###### 四

承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨

###### 五

復帰申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨

#### 第五十二条の十三の七の三（情報通信の技術を利用した同意の取得）

準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

###### 一

電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

###### 二

磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

##### ２

前項各号に掲げる方法は、保険金信託業務を行う生命保険会社等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

##### ３

第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

#### 第五十二条の十三の八（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、保険金信託業務を行う生命保険会社等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

###### 一

当該日

###### 二

次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第五十二条の十三の十において同じ。）とする旨

##### ２

準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、保険金信託業務を行う生命保険会社等が前項の規定により定めた日であって承諾日（同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第五十二条の十三の十において同じ。）から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

#### 第五十二条の十三の九（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項）

準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第五十二条の十三の十の二において同じ。）に関して申出者（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

##### ２

準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであっても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

###### 二

申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った保険金信託業務を行う生命保険会社等のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

###### 三

申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

#### 第五十二条の十三の十（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間）とする。

###### 一

承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）

###### 二

承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合

##### ２

準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

#### 第五十二条の十三の十の二（特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項）

準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

準用金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定による承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

###### 二

対象契約が特定信託契約である旨

###### 三

承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

#### 第五十二条の十三の十一（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等）

準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

###### 一

準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについてすべての匿名組合員の同意を得ていないこと。

###### 二

その締結した商法第五百三十五条（匿名組合契約）に規定する匿名組合契約に基づく出資の合計額が三億円未満であること。

##### ２

準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げる者とする。

###### 一

民法第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

###### 二

有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

#### 第五十二条の十三の十二（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

###### 一

取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号、次条第二項、第五十二条の十三の十四第二項第三号及び第五十二条の十三の十四の二において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第五十二条の十三の十四において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

###### 二

取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

###### 三

申出者が最初に当該保険金信託業務を行う生命保険会社等との間で特定信託契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

#### 第五十二条の十三の十三（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、保険金信託業務を行う生命保険会社等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

###### 一

当該日

###### 二

次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第五十二条の十三の十四の二において同じ。）とする旨

##### ２

準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、保険金信託業務を行う生命保険会社等が前項の規定により定めた日であって承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

#### 第五十二条の十三の十四（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項）

準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第五十二条の十三の十四の三において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

##### ２

準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであっても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

###### 二

申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った保険金信託業務を行う生命保険会社等のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

###### 三

申出者は、承諾日後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

#### 第五十二条の十三の十四の二（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするために必要な期間）

準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間）とする。

###### 一

承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）

###### 二

承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合

##### ２

準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

#### 第五十二条の十三の十四の三（特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項）

準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

準用金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定による承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

###### 二

対象契約が特定信託契約である旨

###### 三

承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

#### 第五十二条の十三の十五（広告類似行為）

準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項（定義）に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。第二百三十四条の十五において同じ。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号（定義）に規定する電子メールをいう。第二百三十四条の十五において同じ。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

###### 一

法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

###### 二

個別の企業の分析及び評価に関する資料であって、特定信託契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

###### 三

次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

#### 第五十二条の十三の十六（特定信託契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法）

保険金信託業務を行う生命保険会社等がその行う特定信託契約の締結の業務の内容について広告又は前条に規定する行為（以下この章において「広告等」という。）をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

##### ２

保険金信託業務を行う生命保険会社等がその行う特定信託契約の締結の業務の内容について広告等をするときは、令第十三条の五の五第一項第二号に掲げる事項及び第五十二条の十三の十八第二号に掲げる事項の文字又は数字をこれらの事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

##### ３

保険金信託業務を行う生命保険会社等がその行う特定信託契約の締結の業務の内容について基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。第五十二条の十三の十九第一項第二号、第二百三十四条の十六第三項及び第二百三十四条の十九第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は第五十二条の十三の十九第一項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十三条の五の五第二項第一号に掲げる事項及び第五十二条の十三の十八第二号に掲げる事項の文字又は数字をこれらの事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

#### 第五十二条の十三の十七（顧客が支払うべき対価に関する事項）

令第十三条の五の五第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定信託契約に関して顧客が支払うべき対価（次項及び第五十二条の十三の二十第四号において「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定信託契約に係る信託財産の価額に対する割合又は当該特定信託契約の締結を行うことにより生じた利益に対する割合を含む。以下この項において同じ。）の概要及び当該金額とする。

##### ２

特定信託契約に係る信託財産の運用が投資信託受益権等（金融商品取引法第二条第一項第十号若しくは第十一号に掲げる有価証券に表示されるべき権利又は同条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利をいう。以下この条において同じ。）の取得により行われる場合には、前項の手数料等には、当該投資信託受益権等に係る信託報酬その他の手数料等を含むものとする。

##### ３

前項の投資信託受益権等に係る財産が他の投資信託受益権等に対して出資され、又は拠出される場合には、当該他の投資信託受益権等を同項の投資信託受益権等とみなして、前二項の規定を適用する。

##### ４

前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により第二項の投資信託受益権等とみなされた投資信託受益権等に係る財産が他の投資信託受益権等に対して出資され、又は拠出される場合について準用する。

#### 第五十二条の十三の十八（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

令第十三条の五の五第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

当該特定信託契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実

###### 二

暗号資産等の信託（信託財産の管理又は処分において、暗号資産及び暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十六条の三第二項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。第五十二条の十六第一項第四号ニにおいて同じ。）を含む財産の信託並びに暗号資産関連デリバティブ取引（同令第百二十三条第一項第三十五号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）を行う信託をいう。以下同じ。）を内容とする特定信託契約について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

#### 第五十二条の十三の十九（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

令第十三条の五の五第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

###### 一

一般放送事業者（放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。第二百三十四条の十九第一項第一号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法

###### 二

保険金信託業務を行う生命保険会社等又は当該生命保険会社等が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

###### 三

常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

##### ２

令第十三条の五の五第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第五十二条の十三の十五第三号ニ及び前条第二号に掲げる事項とする。

#### 第五十二条の十三の二十（誇大広告をしてはならない事項）

準用金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

特定信託契約の解除に関する事項

###### 二

特定信託契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項

###### 三

特定信託契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項

###### 四

特定信託契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

###### 五

電子記録移転有価証券表示権利等（金融商品取引業等に関する内閣府令第一条第四項第十七号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。以下同じ。）に関する特定信託契約について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

###### 六

暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

#### 第五十二条の十三の二十一（契約締結前交付書面の記載方法）

契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）に掲げる事項を産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

##### ２

前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第五十二条の十三の二十三第一項第八号に掲げる事項を枠の中に日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

##### ３

保険金信託業務を行う生命保険会社等は、契約締結前交付書面には、第五十二条の十三の二十三第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

#### 第五十二条の十三の二十二（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

###### 一

顧客と同一の内容の特定信託契約を締結したことがあり、かつ、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により当該顧客に当該特定信託契約に係る契約締結前交付書面を交付したことがある場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

###### 二

当該顧客に対し目論見書（金融商品取引法第二条第十項（定義）に規定する目論見書をいい、前条に規定する方法に準ずる方法により当該契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されているものに限る。）を交付している場合（目論見書（同項に規定する目論見書をいう。）に当該事項のすべてが記載されていない場合にあっては、当該目論見書及び当該事項のうち当該目論見書に記載されていない事項のすべてが記載されている書面を一体のものとして交付している場合を含む。）又は同法第十五条第二項第二号（届出の効力発生前の有価証券の取引禁止及び目論見書の交付）に掲げる場合

###### 三

既に成立している特定信託契約の一部の変更をすることを内容とする特定信託契約を締結しようとする場合においては、次に掲げるとき。

##### ２

準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第十三条の五の三の規定並びに第五十二条の十三の六の規定は、前項第二号の規定による書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

#### 第五十二条の十三の二十三（契約締結前交付書面の記載事項）

準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨

###### 二

損失の危険に関する事項

###### 三

法第九十九条第八項において準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定による元本補てん又は利益の補足の契約をする場合には、その割合その他これに関する事項

###### 四

当該信託に係る受益権の譲渡手続に関する事項

###### 五

当該信託に係る受益権の譲渡に制限がある場合は、その旨及び当該制限の内容

###### 六

次に掲げる事項について特別の定めをする場合は、当該定めに関する事項

###### 七

受託者の公告の方法（公告の期間を含む。以下同じ。）

###### 八

顧客が行う特定信託契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、次に掲げる事項

###### 九

当該特定信託契約に関する租税の概要

###### 十

顧客が当該保険金信託業務を行う生命保険会社等に連絡する方法

###### 十一

当該保険金信託業務を行う生命保険会社等が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項（対象事業者）に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となっている認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項（業務廃止の届出）に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定信託契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。第二百三十四条の二十四第一項第十二号において同じ。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無（対象事業者となっている場合にあっては、その名称）

###### 十二

次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

###### 十三

当該特定信託契約が電子記録移転有価証券表示権利等に関するものである場合にあっては、当該電子記録移転有価証券表示権利等の概要その他当該電子記録移転有価証券表示権利等の性質に関し顧客の注意を喚起すべき事項

##### ２

保険金信託業務を行う生命保険会社等が信託法（平成十八年法律第百八号）第二条第十二項に規定する限定責任信託の引受けを行った場合にあっては、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項とする。

###### 一

限定責任信託の名称

###### 二

限定責任信託の事務処理地（信託法第二百十六条第二項第四号に規定する事務処理地をいう。）

###### 三

給付可能額（信託法第二百二十五条に規定する給付可能額をいう。）及び受益者に対する信託財産に係る給付は当該給付可能額を超えてすることはできない旨

#### 第五十二条の十三の二十三の二（投資家保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付）

準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

###### 一

当該特定信託契約に係る資産証券化商品（金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第一号（定義）に規定する資産証券化商品をいう。以下この号において同じ。）の原資産（同項第二号に規定する原資産をいう。）の信用状態に関する評価を対象とする金融商品取引法第二条第三十四項（定義）に規定する信用格付（実質的に当該資産証券化商品の信用状態に関する評価を対象とするものと認められるものを除く。）

###### 二

前号に掲げるもののほか、当該特定信託契約に係る有価証券以外の有価証券又は当該特定信託契約に係る有価証券の発行者以外の者の信用状態に関する評価を主たる対象とする金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付（実質的に当該特定信託契約に係る有価証券又は当該有価証券の発行者の信用状態に関する評価を対象とするものと認められるものを除く。）

#### 第五十二条の十三の二十三の三（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

###### 一

金融商品取引法第六十六条の二十七（登録）の登録の意義

###### 二

信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項（定義）に規定する信用格付をいう。以下この条及び第二百三十四条の二十六の二において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項

###### 三

信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

###### 四

信用格付の前提、意義及び限界

##### ２

前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項（信用格付業者の登録の意義その他の事項）に規定する特定関係法人をいう。以下この項及び第二百三十四条の二十六の二第二項において同じ。）の付与した信用格付については、準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

###### 一

金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

###### 二

金融庁長官が金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき、その関係法人（同令第二百九十五条第三項第十号に規定する関係法人をいう。第二百三十四条の二十六の二第二項第二号において同じ。）を当該特定関係法人として指定した信用格付業者の商号又は名称及び登録番号

###### 三

当該特定関係法人が信用格付業（金融商品取引法第二条第三十五項（定義）に規定する信用格付業をいう。第二百三十四条の二十六の二第二項第三号において同じ。）を示すものとして使用する呼称

###### 四

信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二号に規定する信用格付業者から入手する方法

###### 五

信用格付の前提、意義及び限界

#### 第五十二条の十三の二十四（禁止行為）

準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

###### 一

第五十二条の十三各号に掲げる行為

###### 二

次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第七号に掲げる事項（ハに掲げる書面を交付する場合にあっては、当該書面に記載されている事項であって同項第五号及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定信託契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定信託契約を締結する行為

###### 三

特定信託契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

###### 四

暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う当該特定信託契約の締結の業務に関して広告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいい、暗号資産に関する金融商品取引行為（同条に規定する金融商品取引行為をいう。）を業として行う者に限る。）及び暗号資産交換業者等（資金決済に関する法律第二条第八項に規定する暗号資産交換業者又は同条第九項に規定する外国暗号資産交換業者をいう。）を除く。次号において同じ。）に対し、裏付けとなる合理的な根拠を示さないで、第五十二条の十三の二十第六号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為

###### 五

顧客に対し、第五十二条の十三の十八第二号イ及びロに掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しないで（書面の交付その他これに準ずる方法を用いる場合にあっては、当該事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示しないことを含む。）暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約の締結の勧誘をする行為

###### 六

自己又は第三者の利益を図ることを目的として、その行う暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約の締結の業務の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号資産等（金融商品取引法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産等をいう。以下この号並びに第五十二条の二十三第六項第二号及び第四号において同じ。）又は当該保険金信託業務を行う生命保険会社等に関する重要な情報であって顧客の暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の行う当該特定信託契約の締結の業務の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を、第三者に対して伝達し、又は利用する行為（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の行う特定信託契約の締結の業務の適正かつ確実な遂行に必要なものを除く。）

#### 第五十二条の十四（信託契約の内容の説明を要しない場合）

法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

###### 一

委託者が適格機関投資家等（金融商品取引法第二条第三項第一号（定義）に規定する適格機関投資家並びに信託会社、外国信託会社、信託契約代理店（信託業法第二条第九項（定義）に規定する信託契約代理店をいう。以下この条及び第五十二条の二十三第三項において同じ。）及び信託業法第五十条の二第一項（信託法第三条第三号に掲げる方法によってする信託についての特例）の登録を受けた者をいう。次条第一号、第五十二条の二十一第一号及び第五十二条の二十四第五項第一号において同じ。）である場合（当該適格機関投資家等から法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

###### 二

委託者との間で同一の内容の金銭の信託契約を締結したことがある場合（当該委託者から法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

###### 三

保険金信託業務を行う生命保険会社等の委託を受けた信託契約代理店が信託業法第七十六条において準用する同法第二十五条の規定により委託者に対して当該信託契約の内容について説明を行った場合

###### 四

法第九十九条第八項において準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補てん又は利益の補足の契約をした金銭信託に係る信託契約（以下「元本補てん付等信託契約」という。）による信託の引受けを行う場合（委託者から同項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

#### 第五十二条の十五（信託契約締結時の書面交付を要しない場合）

法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

###### 一

委託者が適格機関投資家等であって、書面又は第五十二条の十七第一項に規定する電磁的方法により当該委託者からあらかじめ法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項に規定する書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該委託者からの要請があった場合に速やかに当該書面を交付できる体制が整備されている場合

###### 二

委託者と同一の内容の金銭の信託契約を締結したことがあり、かつ、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項の規定により当該委託者に当該信託契約に係る書面を交付したことがある場合（当該委託者から同項に規定する書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

###### 三

元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、委託者からの要請があった場合に速やかに法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項に規定する書面を交付できる体制が整備されている場合

#### 第五十二条の十六（信託契約締結時の交付書面の記載事項）

法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

###### 一

当初取得する信託財産の種類及び価額又は数量

###### 二

信託財産の権利の移転に関する事項（信託財産に属する財産の対抗要件の具備に関する事項を含む。）

###### 三

第一号の信託財産の取得日以後において信託財産を取得する予定がある場合においては、取得予定日、信託財産の種類及び取得にあたっての条件

###### 四

暗号資産等の信託にあっては、次に掲げる事項

##### ２

法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第六号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

###### 一

信託財産の管理又は処分（信託の目的の達成のために必要な行為を含む。第五十二条の二十一及び第五十二条の二十三第一項第三号において同じ。）により取得する財産の種類

###### 二

信託財産である金銭を固有財産又は他の信託財産である金銭と合同運用する場合は、その旨及び当該信託財産と固有財産又は他の信託財産との間の損益の分配に係る基準

##### ３

法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第八号に規定する同法第二十九条第二項各号に掲げる取引の概要には、当該取引の態様及び条件を含むものとする。

##### ４

法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第九号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

###### 一

不特定又は未存在の受益者がいる場合は、その範囲、資格その他受益者となる者を確定するために必要な事項

###### 二

信託法第百二十三条第一項、第百三十一条第一項又は第百三十八条第一項の規定により信託管理人、信託監督人又は受益者代理人を指定する場合は、当該信託管理人、信託監督人又は受益者代理人に関する事項

###### 三

委託者が受益者を指定又は変更する権利を有する場合は、当該権利に関する事項

###### 四

受益権の取得につき受益者が信託の利益を享受する意思を表示することを要件とする場合は、その旨

##### ５

法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第十号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

###### 一

受益者に交付する信託財産の種類

###### 二

信託財産を交付する時期及び方法

###### 三

前二号に掲げる事項につき受益者により異なる内容を定める場合は、その内容

##### ６

法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第十一号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

###### 一

信託報酬の額又は計算方法

###### 二

信託報酬の支払の時期及び方法

##### ７

法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、第五十二条の十三の二十三第一項第二号から第七号までに掲げる事項とする。

##### ８

保険金信託業務を行う生命保険会社等が信託法第二条第十二項に規定する限定責任信託の引受けを行った場合にあっては、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、第五十二条の十三の二十三第二項各号に掲げる事項とする。

#### 第五十二条の十七（情報通信の技術を利用する方法）

法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第二項（同法第二十七条第二項及び同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法（次条、第五十二条の二十一及び第五十二条の二十四において「電磁的方法」という。）とする。

###### 一

電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

###### 二

磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

##### ２

前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならない。

###### 一

委託者が閲覧ファイル又は顧客ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

###### 二

前項第一号イ、ハ及びニに規定する方法（委託者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあっては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を委託者に対し通知するものであること。

###### 三

前項第一号ニに規定する方法にあっては、委託者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

###### 四

前項第一号ハ又はニに規定する方法にあっては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。

###### 五

前項第一号ニに規定する方法にあっては、前号に定める期間を経過するまでの間において、第三号の規定により委託者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。

##### ３

第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた委託者等又は保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

#### 第五十二条の十八

令第十三条の六第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

###### 一

前条第一項各号に規定する方法のうち保険金信託業務を行う生命保険会社等が使用するもの

###### 二

ファイルへの記録の方式

#### 第五十二条の十九（計算期間の特例）

法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

###### 一

計算期間が信託の設定後最初の計算期間であって二年未満である場合

###### 二

計算期間の初日から一年を経過した日（次号及び第四号において「応当日」という。）が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月二十九日から十二月三十一日までの日（次号及び第四号において「休日等」という。）である場合において、その翌日を当該計算期間の末日とする場合

###### 三

応当日及びその翌日が休日等である場合において、応当日の翌々日を当該計算期間の末日とする場合

###### 四

応当日からその翌々日までが休日等である場合において、応当日から起算して三日後の日を当該計算期間の末日とする場合

###### 五

元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあっては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。次条第一項第五号、第七号及び第八号、第五十二条の二十一第一号の二及び第五号から第七号まで、第五十二条の二十四第一項第三号、第三項第三号並びに第五項第一号の二、第四号及び第五号並びに第五十二条の二十六において同じ。）からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

#### 第五十二条の二十（信託財産状況報告書の記載事項等）

法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書（以下この条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

###### 一

計算期間の末日（以下この条において「当期末」という。）現在における資産、負債及び元本の状況並びに当該計算期間中の収支の状況

###### 二

株式につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに銘柄（信託財産の二分の一を超える額を金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券（同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。）に投資することを目的とする信託であって、当期末現在において信託財産の総額の百分の一を超える額を保有している場合における当該銘柄に限る。次号において同じ。）ごとに次に掲げる事項

###### 三

公社債（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第九号に掲げる公社債をいう。）につき、種類ごとに計算期間中における売買総額及び銘柄ごとに当期末現在における額面金額の総額（当該公社債の売却を予定する信託の場合には、時価総額を含む。）

###### 四

デリバティブ取引が行われた場合には、取引の種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び計算期間中における取引契約金額若しくは取引金額

###### 五

不動産、不動産の賃借権又は地上権につき、次に掲げる事項（ロ及びハに掲げる事項にあっては、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

###### 六

金銭債権につき、次に掲げる事項

###### 七

知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第二項に規定する知的財産権をいう。以下同じ。）につき、次に掲げる事項（ハに掲げる事項にあっては、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

###### 七の二

暗号資産につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに種類ごとに次に掲げる事項

###### 七の三

電子記録移転有価証券表示権利等につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに銘柄ごとに次に掲げる事項

###### 八

第二号から前号までの財産以外の財産（次号に掲げる信託に係る受益権を除く。以下この号において「対象財産」という。）につき、対象財産の種類ごとに、次に掲げる事項（ただし、ハに掲げる事項にあっては、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

###### 九

受益権を他の信託の受託者に取得させることを目的とする信託に係る受益権につき、当該受益権に係る信託財産の種類ごとに、直前の計算期間に係る第二号から前号までに掲げる事項

###### 十

信託事務を処理するために債務（信託事務処理に関し通常負担する債務を除く。）を負担している場合には、当該債務の総額及び契約ごとの債務の金額その他当該債務の内容に関する事項（当該債務が借入れである場合にあっては、総借入金額並びに契約ごとの借入先の属性、借入金額、返済期限、当期末残高、計算期間及び借入期間における利率、返済方法、担保の設定に関する事項並びに借入の目的及び使途を含む。）

###### 十一

当該信託財産に係る法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二条第三項各号に掲げる業務を除く保険金信託業務を第三者に委託する場合にあっては、委託先の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、委託に係る報酬及び委託する業務の内容

##### ２

保険金信託業務を行う生命保険会社等は、前項第一号に掲げる事項の記載に当たっては、当期末現在における資産、負債及び元本の状況については当期末現在における貸借対照表に、計算期間中の損益の状態については当該信託財産の計算期間中の収支計算書に代えることができる。

##### ３

報告書は、信託財産の状況を正確に判断することができるよう明瞭に記載しなければならない。

##### ４

第一項各号に掲げる事項の金額は、百万円単位をもって表示することができる。

##### ５

保険金信託業務を行う生命保険会社等は、信託財産の計算期間の終了後又は信託行為によって設定された期間の終了後、遅滞なく、当該信託財産に係る報告書を作成し、これを受益者に交付しなければならない。

#### 第五十二条の二十一（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）

法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

###### 一

受益者が適格機関投資家等であって、書面又は電磁的方法により当該受益者（受益者代理人が現に存する場合にあっては、当該受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらかじめ信託財産状況報告書の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

###### 一の二

受益者が受益証券発行信託（信託法第百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託をいう。以下同じ。）の無記名受益権（同法第百十条第三項に規定する無記名受益権をいう。以下同じ。）の受益者であって、当該受益者のうち、保険金信託業務を行う生命保険会社等に氏名又は名称及び住所の知れている者に対して信託財産状況報告書を交付し、かつ、その他の者からの要請があった場合に速やかに信託財産状況報告書を交付できる体制が整備されている場合

###### 二

信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合において、当該信託管理人又は受益者代理人に信託財産状況報告書を交付する場合

###### 三

金融商品取引業者等（投資運用業（金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。以下同じ。）を行う者に限る。以下この号において同じ。）の指図により信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行い、当該信託の受益者が当該金融商品取引業者等の顧客のみである場合において、当該金融商品取引業者等に対し、当該金融商品取引業者等が同法第四十二条の七第一項の運用報告書を作成するために必要な情報を提供している場合

###### 四

商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資顧問業者の指図により信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行い、当該信託の受益者が当該商品投資顧問業者の顧客のみである場合において、当該商品投資顧問業者に対し、当該商品投資顧問業者が同法第二十条の報告書を作成するために必要な情報を提供している場合

###### 五

元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、受益者からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

###### 六

取引について当該取引ごとの内容を記載した書面を交付又は電磁的方法により提供することにより信託財産状況報告書の交付に代える旨の承諾を受益者からあらかじめ書面又は電磁的方法により得ている場合であって、かつ、当該取引の内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

###### 七

他の目的で作成された書類又は電磁的記録に前条第一項各号に掲げる事項が記載又は記録されている場合であって、かつ、当該書類又は電磁的記録に記載又は記録された内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

###### 八

受益証券発行信託の引受けを行った場合であって、次に掲げるすべての要件を満たす場合

#### 第五十二条の二十二（信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制の整備に関する事項）

保険金信託業務を行う生命保険会社等（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等から法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二条第三項各号に掲げる業務を除く保険金信託業務の委託を受けた者を含む。）は、管理場所を区別することその他の方法により信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを明確に区分し、かつ、当該信託財産に係る受益者を判別できる状態で管理しなければならない。

##### ２

保険金信託業務を行う生命保険会社等は、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二条第一項の規定により信託財産の管理を第三者に委託する場合においては、当該委託を受けた第三者が、信託財産の種類に応じ、信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の方法により管理することを確保するための十分な体制を整備しなければならない。

##### ３

保険金信託業務を行う生命保険会社等は、前二項の規定によるもののほか、信託財産に属する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を管理するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、管理しなければならない。

###### 一

保険金信託業務を行う生命保険会社等が自己で管理する場合　信託財産に属する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体（文書その他の物を含む。）に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法

###### 二

保険金信託業務を行う生命保険会社等が第三者をして管理させる場合　信託財産に属する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の保全に関して、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等が自己で管理する場合と同等の顧客の保護が確保されていると合理的に認められる方法

##### ４

保険金信託業務を行う生命保険会社等は、前項ただし書の規定による暗号資産と同じ種類及び数量の暗号資産（以下この項において「履行保証暗号資産」という。）を自己の暗号資産として保有し、次の各号に掲げる履行保証暗号資産の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理するものとする。

###### 一

保険金信託業務を行う生命保険会社等が自己で管理する履行保証暗号資産　履行保証暗号資産と信託財産に属する暗号資産、他の信託の信託財産に属する暗号資産及び履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産とを明確に区分し、かつ、いずれが履行保証暗号資産であるかが直ちに判別できる状態（履行保証暗号資産の数量が自己の帳簿により直ちに判別できる状態を含む。次号において同じ。）で管理する方法

###### 二

保険金信託業務を行う生命保険会社等が第三者をして管理させる履行保証暗号資産　当該第三者において、当該履行保証暗号資産とそれ以外の暗号資産とを明確に区分させ、かつ、いずれが当該履行保証暗号資産であるかが直ちに判別できる状態で管理させる方法

##### ５

保険金信託業務を行う生命保険会社等は、信託業務の処理及び計算を明らかにするため、第一号及び第二号に掲げる帳簿書類を別表により作成し、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める期間保存しなければならない。

###### 一

信託勘定元帳

###### 二

総勘定元帳

###### 三

保険金信託業務（法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二条第三項各号に掲げる業務を除く。）の委託契約書

#### 第五十二条の二十三（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

保険金信託業務を行う生命保険会社等（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等から法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二条第三項各号に掲げる業務を除く保険金信託業務の委託を受けた者を含む。）は、次に掲げるところにより、内部管理に関する業務を適正に遂行するための十分な体制を整備しなければならない。

###### 一

内部管理に関する業務を的確に遂行することができる人的構成を確保すること。

###### 二

内部管理に関する業務を遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。）を整備すること。

###### 三

内部管理に関する業務に従事する者を信託財産の管理又は処分を行う部門から独立させること。

##### ２

前項の「内部管理に関する業務」とは、次に掲げる業務をいう。

###### 一

法令遵守の管理（業務の内容が法令（外国の法令を含む。）又は法令に基づく行政官庁の処分（外国の法令に基づく同様の処分を含む。）（以下この号において「法令等」という。）に適合するかどうかを判断すること及び当該法令等を役員及び使用人に遵守させることをいう。）に関する業務

###### 二

内部監査及び内部検査に関する業務

###### 三

財務に関する業務

##### ３

保険金信託業務を行う生命保険会社等は、委託を行った信託契約代理店の信託契約代理業務の適切な運営を確保するため、信託契約代理店に対する指導及び信託契約代理店の信託契約代理業務に係る法令の遵守状況の検証を行うための十分な体制を整備しなければならない。

##### ４

保険金信託業務を行う生命保険会社等は、本店等（令第十三条の五第一項第一号に定める本店等をいう。）その他の営業所又は事務所を他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信託会社又は金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下この項及び次条第五項第七号において同じ。）の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店（銀行代理業者等（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第百六条第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理（第二百三十四条第一項第十八号イにおいて「再編強化法代理業務」という。）を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合をいう。第二百三十四条及び第二百三十四条の二十七において同じ。）の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該保険金信託業務を行う生命保険会社等を当該他の保険金信託業務を行う生命保険会社等、信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

##### ５

保険金信託業務を行う生命保険会社等は、電気通信回線に接続している電子計算機を利用してその業務を営む場合には、顧客が当該保険金信託業務を行う生命保険会社等と他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

##### ６

保険金信託業務を行う生命保険会社等は、暗号資産等の信託を行う場合（第三号については、信託財産に属する電子記録移転有価証券表示権利等を管理する場合を含む。）には、次に掲げる措置を講じなければならない。

###### 一

暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、顧客の保護を図り、及び信託業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置

###### 二

暗号資産の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又は信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等を取り扱わないために必要な措置

###### 三

業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置

###### 四

保険金信託業務を行う生命保険会社等が、その行う暗号資産等の信託の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号資産等又は当該保険金信託業務を行う生命保険会社等に関する重要な情報であって顧客の暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の行う暗号資産等の信託の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を適切に管理するために必要な措置

##### ７

保険金信託業務を行う生命保険会社等は、前項の規定によるもののほか、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十八条第三項の規定により信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを分別して管理する信託財産に属する暗号資産、電子記録移転有価証券表示権利等で顧客に対して負担する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の管理に関する債務の全部を履行することができない場合における当該債務の履行に関する方針（当該債務を履行するために必要な対応及びそれを実施する時期を含む。）を定めて公表し、かつ、実施するための措置を講じるものとする。

#### 第五十二条の二十四（信託財産に係る行為準則）

法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる取引とする。

###### 一

取引の相手方と新たな取引を行うことにより自己又は信託財産に係る受益者以外の者の営む業務による利益を得ることを専ら目的としているとは認められない取引

###### 二

第三者が知り得る情報を利用して行う取引

###### 三

当該信託財産に係る受益者に対し、当該取引に関する重要な事実を開示し、書面又は電磁的方法による同意を得て行う取引

###### 四

その他信託財産に損害を与えるおそれがないと認められる取引

##### ２

法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

###### 一

信託財産の売買その他の取引を行った後で、一部の受益者に対し不当に利益を与え又は不利益を及ぼす方法で当該取引に係る信託財産を特定すること。

###### 二

他人から不当な制限又は拘束を受けて信託財産に関して取引を行うこと、又は行わないこと。

###### 三

特定の資産について作為的に値付けを行うことを目的とした取引を行うこと。

###### 四

信託財産に係る受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあっては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。）に対し、取引に関する重要な事実を開示し、書面又は電磁的方法による同意を得て行う場合を除き、通常の取引の条件と比べて受益者に不利益を与える条件で、信託財産に属する財産につき自己の固有財産に属する債務に係る債権を被担保債権とする担保権を設定することその他第三者との間において信託財産のためにする行為であって受託者又は利害関係人と受益者との利益が相反することとなる取引を行うこと。

###### 五

重要な信託の変更等（法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条の二第一項に規定する重要な信託の変更等をいう。以下同じ。）をすることを専ら目的として、受益者代理人を指定すること。

##### ３

法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

###### 一

委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（これらの者が令第十三条の七第一項各号に掲げる者である場合を除く。）又は受益者若しくは受益者から指図の権限の委託を受けた者のみの指図により取引を行う場合

###### 二

信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合であって、次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれ次に定める方法により取引を行う場合

###### 三

個別の取引ごとに当該取引について重要な事実を開示し、信託財産に係る受益者の書面又は電磁的方法による同意を得て取引を行う場合

###### 四

その他受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融庁長官の承認を受けて取引を行う場合

##### ４

保険金信託業務を行う生命保険会社等は、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項の規定により、信託財産の計算期間ごとに、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した書面を作成し、受益者に交付しなければならない。

###### 一

取引当事者が法人の場合にあっては商号又は名称及び営業所又は事務所の所在地、個人の場合にあっては個人である旨

###### 二

信託財産との取引の相手方となった者が保険金信託業務を行う生命保険会社等の利害関係人である場合には、当該利害関係人と保険金信託業務を行う生命保険会社等との関係（信託財産との取引の相手方となった者が保険金信託業務を行う生命保険会社等から保険金信託業務（法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二条第三項各号に掲げる業務を除く。）の委託を受けた者の利害関係人である場合にあっては、当該利害関係人と委託を受けた者との関係）

###### 三

取引の方法

###### 四

取引を行った年月日

###### 五

取引に係る信託財産の種類その他の当該信託財産の特定のために必要な事項

###### 六

取引の対象となる資産又は権利の種類、銘柄、その他の取引の目的物の特定のために必要な事項

###### 七

取引の目的物の数量（同一の当事者間における特定の継続的取引契約に基づき反復してなされた取引については、当該信託財産の計算期間における取引の数量）

###### 八

取引価格（同一の当事者間における特定の継続的取引契約に基づき反復してなされた取引については、当該信託の計算期間における当該価格の総額）

###### 九

取引を行った理由

###### 十

当該取引に関して保険金信託業務を行う生命保険会社等（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等から法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二条第三項各号に掲げる業務を除く保険金信託業務の委託を受けた者を含む。）又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額

###### 十一

当該書面の交付年月日

###### 十二

その他参考となる事項

##### ５

法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

###### 一

受益者が適格機関投資家等であって、書面又は電磁的方法により受益者（受益者代理人が現に存する場合にあっては、当該受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

###### 一の二

受益者が受益証券発行信託の無記名受益権の受益者であって、当該受益者のうち、保険金信託業務を行う生命保険会社等に氏名又は名称及び住所の知れている者に対して書面を交付し、かつ、その他の者からの要請があった場合に速やかに書面を交付できる体制が整備されている場合

###### 二

委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（これらの者が令第十三条の七第一項各号に掲げる者である場合を除く。）又は受益者若しくは受益者から指図の権限の委託を受けた者のみの指図により法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項各号の取引が行われたものである場合であって、書面又は電磁的方法により受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあっては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

###### 三

信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合において、当該信託管理人又は受益者代理人に書面を交付する場合

###### 四

法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項各号の取引について当該取引ごとの内容を書面又は電磁的方法により提供することにより同条第三項に規定する書面の交付に代える旨の承諾を受益者から書面又は電磁的方法によりあらかじめ得ている場合であって、かつ、当該取引の内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

###### 五

元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

###### 六

第三項第二号イ及びロに掲げる取引を行う場合

###### 七

金銭債権（コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもって表示されるもの又は金融機関への預金若しくは貯金に係るものに限る。）の取得及び譲渡を行う場合

###### 八

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条（損失の補てん等を行う旨の信託契約の締結）の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託の受益権の取得及び譲渡を行う場合

###### 九

受益証券発行信託の引受けを行った場合であって、次に掲げるすべての要件を満たす場合

#### 第五十二条の二十五（重要な信託の変更等の公告方法）

法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条の二第一項による公告は、保険金信託業務を行う生命保険会社等における公告方法によりしなければならない。

#### 第五十二条の二十六（重要な信託の変更等の公告に係る受益証券発行信託の特例）

受益証券発行信託の受託者である保険金信託業務を行う生命保険会社等が前条の規定により公告する場合には、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等は、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等に氏名又は名称及び住所の知れている無記名受益権の受益者に対しては、各別に法第九十九条において準用する信託業法第二十九条の二第一項各号に掲げる事項を催告しなければならない。

#### 第五十二条の二十七（重要な信託の変更等の公告又は催告事項）

法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

重要な信託の変更等をしようとする理由

###### 二

重要な信託の変更等の内容

###### 三

重要な信託の変更等の予定年月日

###### 四

異議を述べる期間

###### 五

異議を述べる方法

#### 第五十二条の二十八（重要な信託の変更等をしてはならないとき）

法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条の二第三項に規定する内閣府令で定めるときは、各受益権の内容が均等でない場合において、当該信託の受益権の信託財産に対する持分（以下この条及び次条において「元本持分」という。）が法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条の二第一項の規定による公告又は催告の時における当該信託の受益権の元本持分の合計の二分の一を超えるときとする。

#### 第五十二条の二十九（重要な信託の変更等の適用除外の受益者承認基準）

法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、各受益権の内容が均等でない場合において、当該信託の受益権の元本持分の合計とする。

#### 第五十二条の三十（費用等の償還又は前払の範囲等の説明事項）

法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条の三に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

信託報酬に関する事項

###### 二

信託財産に関する租税その他の費用に関する事項

###### 三

信託受益権の損失の危険に関する事項

###### 四

信託法第四十八条第五項（同法第五十四条第四項において準用する場合を含む。）に規定する合意を行おうとするときまでに確定した費用等（同法第四十八条第一項に規定する費用等をいう。）又は信託報酬がある場合にはその額

#### 第五十二条の三十一（利益補足契約の最高利益歩合）

保険金信託業務を行う生命保険会社等が、法第九十九条第八項において準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定によりあらかじめ一定額の利益を補足する旨を定める契約を締結する場合においては、その利益歩合は、金融庁長官が定める歩合を超えてはならない。

#### 第五十二条の三十二（損失の補てん等を行うことができる信託契約）

法第九十九条第八項において準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条に規定する内閣府令で定める信託契約は、当該信託契約に係る信託財産の総額の二分の一を超える額を次に掲げる資産に投資することを目的とする信託契約以外の信託契約とする。

###### 一

有価証券（金融商品取引法第二条第一項（第十二号及び第十四号を除く。）に規定する有価証券（同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。）をいう。第五号において同じ。）

###### 二

デリバティブ取引に係る権利

###### 三

商品市場における取引、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に係る権利

###### 四

主として前各号に掲げる資産に投資することを目的とする金銭の信託の受益権（第一号に掲げるものに該当するものを除く。）

###### 五

有価証券を信託する信託の受益権

#### 第五十三条（業務運営に関する措置）

保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

###### 一

第七十四条第三号に掲げる保険契約（第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。）に関し、生命保険募集人又は損害保険募集人が、対象期間ごとに、遅滞なく、当該保険契約に係る資産の運用状況を記載した書面（第五項において「運用状況報告書」という。）を作成し、保険契約者に交付するための措置

###### 二

基礎率変更権に関する条項を法第四条第二項第三号に掲げる書類に記載する第三分野保険の保険契約に関し、生命保険募集人又は損害保険募集人が、一年ごとに、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付するための措置

###### 三

生命保険募集人又は損害保険募集人の公正な保険募集を行う能力の向上を図るための措置

###### 四

保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険（法第二百九十四条第一項に規定する団体保険をいう。以下別表を除き同じ。）に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為（当該団体保険に係る保険契約の保険募集を行った者以外の者が行う当該加入させるための行為を含み、当該団体保険に係る保険契約者又は第二百二十七条の二第一項に定める者が当該加入させるための行為を行う場合であって、同条第二項各号に掲げる場合における当該加入させるための行為を除く。第二百十一条の三十第四号及び第二百二十七条の二第三項第二号において同じ。）に際して、保険会社、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者及び被保険者（第二百二十七条の二第七項第一号イからニまでの規定による被保険者を除く。第五十三条の十二の二、第二百十一条の三十第四号及び第二百三十四条の二十一の二第一項において同じ。）に対し、保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報につき、保険契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置

###### 五

第二百二十七条の二第二項各号の規定による加入させるための行為が行われる団体保険に係る保険契約に関し、当該団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して必要な情報が適切に提供されること及び当該保険契約者による当該保険契約に加入する者の意向の適切な確認を確保するための措置

###### 六

第八十三条第一号イに掲げる保険契約の引受けに関し、次に掲げる措置（当該保険契約の保険契約者から運用実績連動型保険契約（法第百条の五第一項に規定する運用実績連動型保険契約をいう。第五十四条の四及び第五十四条の六において同じ。）に該当する保険契約を引き受けている場合に限る。）

##### ２

生命保険募集人又は損害保険募集人は、前項第一号又は第二号の規定による書面の交付に代えて、次項に定めるところにより、当該保険契約者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

##### ３

生命保険募集人又は損害保険募集人は、前項の事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該保険契約者に対し、その用いる第十四条の十各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

##### ４

前項の規定による承諾を得た生命保険募集人又は損害保険募集人は、当該保険契約者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該保険契約者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。

##### ５

第一項第一号の「対象期間」とは、直前の基準日（運用状況報告書の作成の基準とした日をいう。以下この項及び次条において同じ。）の翌日（当該運用状況報告書が初めて作成するものである場合にあっては、特別勘定に属する財産の運用を開始した日）から当該運用状況報告書の基準日までの期間をいう。

##### ６

第一項第一号の対象期間は、一年を超えてはならない。

#### 第五十三条の二（金銭債権等と保険契約との誤認防止）

保険会社は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、保険契約との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

###### 一

法第九十八条第一項第四号に規定する金銭債権

###### 二

金融商品取引法第三十三条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券（国債証券等（同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）をいう。第五十九条の二第一項第五号ホ（７）において同じ。）及び前号に掲げる有価証券に該当するものを除く。）

##### ２

保険会社は、前項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項（当該保険会社が発行する社債（短期社債を除く。）にあっては、第三号及び第四号に掲げるものを除く。）を説明するものとする。

###### 一

保険契約ではないこと。

###### 二

法第二百七十条の三第二項第一号に規定する補償対象契約（第二百二十七条の二第三項第十二号イ及び第十四号並びに第二百三十四条の二十一の二第一項第十号イにおいて「補償対象契約」という。）に該当しないこと。

###### 三

元本の返済が保証されていないこと。

###### 四

契約の主体

###### 五

その他保険契約との誤認防止に関し参考となると認められる事項

##### ３

保険会社は、その営業所又は事務所において、第一項各号に掲げる商品を取り扱う場合には、前項第一号から第三号までに規定する事項を当該営業所内又は事務所内において顧客の目につきやすい場所に適切に掲示しなければならない。

#### 第五十三条の三（投資信託委託会社等への店舗貸しによる受益証券等の取扱い）

保険会社は、投資信託委託会社又は資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）が当該保険会社の営業所又は事務所の一部を使用して受益証券又は投資証券を取り扱う場合には、当該保険会社が保険契約を取り扱う場所と投資信託委託会社又は資産運用会社が受益証券又は投資証券を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

#### 第五十三条の三の二（保険会社と他の者との誤認防止）

保険会社は、電気通信回線に接続している電子計算機を利用してその業務を営む場合には、顧客が当該保険会社と他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

#### 第五十三条の三の三（銀行等に保険募集を行わせる際の業務運営に関する措置）

保険会社は銀行等である生命保険募集人又は損害保険代理店に保険募集を行わせるときは、当該銀行等の信用を背景とする過剰な保険募集により当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営及び公正な保険募集が損なわれることのないよう、銀行等への委託（法第二百七十五条第三項の規定による再委託を含む。第五十三条の八及び第五十三条の十一において同じ。）に関して方針を定めること、当該銀行等の保険募集の状況を的確に把握することその他の必要な措置を講じなければならない。

#### 第五十三条の四（特定関係者に該当する金融機関との共同訪問に係る誤認防止）

保険会社は、当該保険会社を所属保険会社等とする生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険募集に際して、当該保険会社の特定関係者に該当する金融機関の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、執行役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。第五十三条の六において同じ。）又は使用人とともに顧客を訪問する場合に、当該顧客に対して、当該保険会社と当該金融機関は別の法人であること等を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置を講じなければならない。

##### ２

前項に規定する「特定関係者」とは、次に掲げる者をいう。

###### 一

当該保険会社の子会社

###### 二

当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子会社（当該保険会社及び前号に掲げる者を除く。）

###### 三

当該保険会社の子法人等（前二号に掲げる者を除く。）

###### 四

当該保険会社を子法人等とする親法人等（保険持株会社を除く。）

###### 五

当該保険会社を子法人等とする親法人等の子法人等（当該保険会社及び前各号に掲げる者を除く。）

###### 六

当該保険会社の関連法人等

###### 七

当該保険会社が他の法人等の関連法人等である場合における当該他の法人等

###### 八

当該保険会社を子法人等とする親法人等の関連法人等（第六号に掲げる者を除く。）

###### 九

当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険主要株主のうちその保有する当該保険会社に係る議決権が当該保険会社の総株主の議決権の百分の五十を超えるもの（個人に限る。以下この号において「特定個人保険主要株主」という。）に係る次に掲げる法人等（当該保険会社を除く。）

##### ３

第一項に規定する「金融機関」とは、次に掲げるものをいう。

###### 一

銀行（銀行法第二条第一項（定義等）に規定する銀行をいう。以下同じ。）

###### 二

長期信用銀行

###### 三

銀行業を営む外国の者

###### 四

信用金庫連合会

###### 五

労働金庫連合会

###### 六

中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号（協同組合連合会）の事業を行う協同組合連合会

#### 第五十三条の五

削除

#### 第五十三条の六（特定関係者に該当する金融機関の顧客に関する非公開金融情報の取扱い）

保険会社は、その特定関係者（第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。）に該当する金融機関（同条第三項に規定する金融機関をいう。）がその業務（保険募集に係るものを除く。）において取り扱う顧客に関する非公開金融情報（その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（第五十三条の九に規定する情報及び第五十三条の十に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく保険募集に係る業務に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

##### ２

保険会社は、前項の規定による顧客の書面による同意に代えて、次項で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

##### ３

保険会社は、前項の規定により当該書面に記載すべき事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、その用いる第十四条の十各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

##### ４

前項の規定による承諾を得た保険会社は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該顧客の同意を電磁的方法によって得てはならない。

#### 第五十三条の六の二（特定取引勘定）

保険会社は、特定取引を行う場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当するときは、特定取引及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区分して経理するため、特別の勘定（以下「特定取引勘定」という。）を設けなければならない。

###### 一

直近の期末の前の期末から直近の期末までの間における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額のうち最も大きい額が、千億円以上であり、かつ、直近の期末の前の期末の総資産の十パーセントに相当する額以上であること。

###### 二

直近の期末における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額が千億円以上であり、かつ、当該期末の総資産の十パーセントに相当する額以上であること。

##### ２

前項の特定取引とは、保険会社が金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

###### 一

有価証券の売買（国債等（国債、地方債又は政府保証債（政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。以下同じ。）をいう。以下この条において同じ。）、金融商品取引法第二条第一項第四号、第五号及び第八号（定義）に掲げる有価証券（同項第四号及び第五号に掲げる有価証券にあっては、法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債、同項第五号に掲げる短期社債及び同項第六号に掲げる特定短期社債に係るものを除く。以下この号において「特定取引債券」という。）又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債等若しくは特定取引債券の性質を有するものの売買並びに同法第二十八条第八項第三号イ及び第四号イ（通則）に掲げる取引に限る。）及び有価証券関連デリバティブ取引（同項第三号イ及び第四号イに掲げる取引並びに第十四号及び第十五号に掲げるものを除く。）

###### 二

国債等の引受け（国債等の発行に際して当該国債等の全部又は一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。）

###### 三

金融商品取引法第二条第一項第四号に掲げる有価証券（法第九十八条第五項に規定する特定短期社債に係るものを除く。）、同法第二条第一項第八号及び第十三号に掲げる有価証券並びに同項第五号に掲げる有価証券（短期社債に係るものを除く。以下この号において同じ。）及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）で金融商品取引法施行令第十五条の十七第一項第二号（短期社債に類する有価証券等）及び同条第三項に規定する有価証券（以下この号及び第五項において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。）

###### 四

金銭債権（第五十二条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第八号に掲げる証書をもって表示されるもの又は円建銀行引受手形（銀行その他の金融機関が引受けを行った貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもって表示されるものをいう。）に限る。）の取得又は譲渡

###### 四の二

短期社債等の取得又は譲渡

###### 五

店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引をいう。第五項において同じ。）のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの

###### 六

削除

###### 七

先物外国為替取引

###### 八

削除

###### 九

削除

###### 十

商品デリバティブ取引

###### 十一

第五十二条の三第一項第二号に掲げる取引

###### 十二

削除

###### 十三

第五十二条の三第一項第三号に掲げる取引

###### 十四

法第九十八条第一項第十号の規定により行うことができる有価証券関連店頭デリバティブ取引（同条第九項に規定する有価証券関連店頭デリバティブ取引をいう。）

###### 十五

法第九十九条第一項の規定により営むことができる業務に係る有価証券の売買又は引受け及び有価証券関連デリバティブ取引

###### 十六

法第九十九条第二項第四号に掲げる業務に係る算定割当量の取得又は譲渡

###### 十七

前各号に掲げる取引のほか、当該取引又は市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）に類似し、又は密接に関連する取引

##### ３

特定取引勘定設置会社は、次に掲げる行為をしてはならない。

###### 一

特定取引勘定に属するものとして経理された取引又は財産を特定取引勘定以外の勘定に振り替えること。

###### 二

特定取引勘定に属するものとして経理された取引又は財産以外の取引又は財産を特定取引勘定に振り替えること。

##### ４

前項の行為には、一の保険会社において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第二項第一号から第四号の二まで及び第十五号に掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十七号の規定により特定取引とされる取引を含む。）を含むものとする。

##### ５

特定取引勘定設置会社は、特定取引のうち事業年度終了の時において決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならない。

###### 一

市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）

###### 二

店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十二項第三号、第四号及び第六号に掲げる取引並びに有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）及び先物外国為替取引

###### 三

店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限り、有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）及び第五十二条の三第一項第三号に掲げる取引

###### 四

選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であって、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買の契約が解除される取引をいう。）、国債等の引受け、資産対応証券の引受け、店頭デリバティブ取引（前二号に掲げる取引に該当するものを除く。）及び商品デリバティブ取引

#### 第五十三条の七（社内規則等）

保険会社は、法第九十七条、第九十八条又は第九十九条の規定に基づく業務を営む場合においては、これらの業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに顧客の意向の適切な把握並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

##### ２

保険会社が、人の死亡に関し、一定額の保険金を支払うことを約し、保険料を収受する保険であって、被保険者が十五歳未満であるもの又は被保険者本人の同意がないもの（いずれも不正な利用のおそれが少ないと認められるものを除く。以下この項において「死亡保険」という。）の引受けを行う場合には、前項の社内規則等に、死亡保険の不正な利用を防止することにより被保険者を保護するための保険金の限度額その他引受けに関する定めを設けなければならない。

#### 第五十三条の八（個人顧客情報の安全管理措置等）

保険会社は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### 第五十三条の九（返済能力情報の取扱い）

保険会社は、信用情報に関する機関（資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び保険会社に対する当該情報の提供を行うものをいう。）から提供を受けた情報であって個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

#### 第五十三条の十（特別の非公開情報の取扱い）

保険会社は、その業務上取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

#### 第五十三条の十一（委託業務の的確な遂行を確保するための措置）

保険会社は、その業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

###### 一

当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置

###### 二

当該業務の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

###### 三

受託者が行う当該業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

###### 四

受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、保険契約者等の保護に支障が生じること等を防止するための措置

###### 五

保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

#### 第五十三条の十一の二（暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置）

保険会社は、その行う業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。次条及び第五十六条の二第二項第二十六号において同じ。）について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

#### 第五十三条の十一の三（暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等）

保険会社は、その行う業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務について、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、保険会社の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

#### 第五十三条の十二（特定早期解約と保険契約の申込みの撤回又は解除との調整）

保険会社は、特定早期解約を行うことができる旨の定めがある保険契約について、当該保険契約の申込みの撤回又は解除に係る書面が特定早期解約を行うことができる期間内に到達した場合には、当該書面を発した者に対し、特定早期解約を行うか否かの意思を確認するための措置を講じなければならない。

#### 第五十三条の十二の二（特定の財産又は役務の提供に係る業務の的確な遂行を確保するための措置）

保険会社は、保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に際して、当該保険会社、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者又は被保険者に対し、当該保険契約に係る保険事故が発生したときにおいて保険金を受け取るべき者の選択により、保険金の支払又は直接支払いサービス（保険金を受け取るべき者が当該保険契約に係る保険金の全部又は一部を対価として当該保険会社が提携する事業者（以下この条、第二百二十七条の二第三項第五号及び第二百三十四条の二十一の二第一項第三号において「提携事業者」という。）が取り扱う商品等（商品、権利又は役務をいう。以下この条、第二百二十七条の二第三項第五号及び第二百三十四条の二十一の二第一項第三号において同じ。）を購入し又は提供を受けることとした場合に、当該保険会社が当該商品等の対価の全部又は一部として当該保険金を受け取るべき者に代わり当該保険金の全部又は一部を提携事業者に支払うことをいう。以下同じ。）を受けることができる旨及び当該商品等の内容又は水準について説明を行う場合（当該説明に係る当該商品等の内容又は水準が保険契約の締結又は保険契約に加入することの判断に重要な影響を及ぼす場合に限る。第二百二十七条の二第三項第五号及び第二百三十四条の二十一の二第一項第三号において同じ。）において、当該保険金を受け取るべき者に対し適切な提携事業者を提示するための体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

#### 第五十三条の十三（顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）

法第百条の二の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、保険会社が行うことができる業務（以下「保険関連業務」という。）とする。

#### 第五十三条の十四（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

保険会社は、当該保険会社又はその親金融機関等（法第百条の二の二第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。）若しくは子金融機関等（同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該保険会社又はその子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

###### 一

対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備

###### 二

次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備

###### 三

前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表

###### 四

次に掲げる記録の保存

##### ２

前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならない。

##### ３

第一項の「対象取引」とは、保険会社又はその親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該保険会社又はその子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。

#### 第五十四条（特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由）

法第百条の三ただし書に規定する内閣府令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

###### 一

当該保険会社が当該保険会社の取引の通常の条件に照らして当該保険会社に不利益を与える取引又は行為を、当該保険会社の特定関係者（法第百条の三本文に規定する特定関係者をいう。以下この条、次条及び第五十四条の三において同じ。）に該当する特定保険会社（破綻たん  
保険会社（法第二百六十条第二項に規定する破綻たん  
保険会社をいう。以下この号において同じ。）並びに破綻たん  
保険会社の権利義務の全部又は一部を承継する保険会社及び外国保険会社等をいう。）との間で行う場合において、当該取引又は行為を行わなければ当該特定保険会社の事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

###### 二

当該保険会社が外国保険業者を当該保険会社の子法人等又は関連法人等として有する場合（当該外国保険業者が所在する国において当該保険会社が支店その他の営業所を設置することができないことについてやむを得ない事由があるときに限る。）において、当該保険会社が当該外国保険業者との間で当該保険会社の本店と支店その他の営業所との間で行う取引又は行為と同様の条件の取引又は行為を行わなければ当該外国保険業者の事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

###### 三

当該保険会社の特定関係者の経営の状況の悪化により当該保険会社の経営の健全性を損なうおそれがある場合であって、当該保険会社が、当該保険会社の取引の通常の条件に照らして当該保険会社に不利益を与える取引又は行為を当該特定関係者との間で当該特定関係者の合理的な経営改善のための計画に基づき行う場合において、当該取引又は行為を行うことが当該特定関係者の経営の状況を改善する上で必要かつ不可欠であると見込まれること。

###### 四

前三号に掲げるもののほか、当該保険会社がその特定関係者との間で当該保険会社の取引の通常の条件に照らして当該保険会社に不利益を与える取引又は行為を行うことについて、金融庁長官が必要なものとしてあらかじめ定める場合に該当すること。

#### 第五十四条の二（特定関係者等との間の取引等）

法第百条の三第二号に規定する内閣府令で定める取引又は行為は、次に掲げるものとする。

###### 一

当該特定関係者の顧客との間で行う取引で、当該保険会社が、その営む業務の種類、規模及び財務内容等に照らして当該特定関係者の顧客と同様であると認められる当該特定関係者の顧客以外の者との間で、当該特定関係者の顧客との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる取引の条件と比べて、当該保険会社に不利な条件で行われる取引（当該特定関係者と当該特定関係者の顧客が当該特定関係者が営む事業に係る契約を締結することをその取引の条件にしているものに限る。）

###### 二

当該保険会社が、その営む業務の種類、規模及び財務内容等に照らして当該特定関係者と同様であると認められる当該特定関係者以外の者との間で、当該特定関係者との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる取引の条件と比べて、当該特定関係者に不当に不利益を与えるものと認められるもの

###### 三

何らの名義によってするかを問わず、法第百条の三の規定による禁止を免れる取引又は行為をすること。

#### 第五十四条の三（特定関係者との間の取引等の承認の申請等）

保険会社は、法第百条の三ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

##### ２

金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした保険会社が法第百条の三各号に掲げる取引又は行為をすることについて第五十四条に掲げるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

#### 第五十四条の四（運用報告書の記載事項等）

法第百条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

対象期間（直前の基準日（運用報告書（法第百条の五第一項に規定する運用報告書をいう。以下この条、第五十四条の六第一号及び第二百三十四条の二十五第一項第六号の二において同じ。）の作成の基準とした日をいう。以下この条において同じ。）の翌日（当該運用報告書が初めて作成するものである場合にあっては、特別勘定に属する財産の運用を開始した日）から当該運用報告書の基準日までの期間をいう。以下この条及び次条第二項第三号において同じ。）

###### 二

運用実績連動型保険契約に基づいて運用する財産の運用状況として次に掲げる事項

###### 三

対象期間における特別勘定に属する財産の運用方針及び当該運用方針に従った投資が行われたかについての分析に関する事項

###### 四

基準日の翌日以後における運用方針

###### 五

当該保険会社がその財務又は業務（運用実績連動型保険契約に係るものに限る。）に関する外部監査を受けている場合において、当該運用報告書の対象期間において当該外部監査に係る報告を受けたときは、当該外部監査を行った者の氏名又は名称並びに当該外部監査の対象及び結果の概要

##### ２

基準日における特別勘定に属する財産に対象有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第九十六条第四項に規定する対象有価証券をいう。第二百三十四条の二十四第一項第十五号において同じ。）（その保有額の当該財産の額に対する割合が百分の三に満たないものを除く。）が含まれているときにおける運用報告書には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

###### 一

当該対象有価証券の名称、当該対象有価証券の価額の算出方法並びに当該対象有価証券に係る権利を有する者に当該価額を報告する頻度及び方法に関する事項

###### 二

当該対象有価証券の発行者、当該対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下この号及び第四号において「ファンド資産」という。）の運用に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の保管に係る重要な業務を行う者並びにファンド資産の運用及び保管に係る業務以外の前号に掲げる事項（同号に規定する価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に限る。）に係る重要な業務を行う者（次号において「ファンド関係者」という。）の商号又は名称、住所又は所在地及びそれらの者の役割分担に関する事項

###### 三

当該保険会社とファンド関係者との間の資本関係及び人的関係

###### 四

ファンド資産に係る外部監査の有無及び当該外部監査を受ける場合にあっては、当該外部監査を行う者の氏名又は名称

##### ３

対象期間は、一年（第八十三条第一号イ及びハに掲げる保険契約に該当する場合にあっては、三月。第五項第二号において同じ。）を超えてはならない。

##### ４

運用報告書は、対象期間経過後遅滞なく作成し、運用実績連動型保険契約の保険契約者に交付しなければならない。

##### ５

法第百条の五第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

###### 一

運用実績連動型保険契約の保険契約者の同居者が確実に運用報告書の交付を受けると見込まれる場合であって、かつ、当該保険契約者が当該運用報告書の交付を受けないことについてその基準日までに同意している場合（当該基準日までに当該保険契約者から当該運用報告書の交付の請求があった場合を除く。）

###### 二

他の法令の規定により、一年に一回以上、運用実績連動型保険契約の保険契約者に対して運用報告書に記載すべき事項を記載した書面が交付され、又は当該事項を記録した電磁的記録が提供される場合

###### 三

運用実績連動型保険契約の保険契約者が金融商品取引法第三十四条の三第四項（同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者である場合

#### 第五十四条の五（運用報告書に係る情報通信の技術を利用する方法）

法第百条の五第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

###### 一

電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

###### 二

磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

##### ２

前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

###### 一

保険契約者が保険契約者ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

###### 二

前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（保険契約者の使用に係る電子計算機に備えられた保険契約者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあっては、記載事項を保険契約者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を保険契約者に対し通知するものであること。

###### 三

前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあっては、記載事項に掲げられた保険契約に基づき、保険料として収受した金銭の運用を対象期間内において最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。

###### 四

前項第一号ニに掲げる方法にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。

##### ３

第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、保険会社の使用に係る電子計算機と、保険契約者ファイルを備えた保険契約者若しくは保険契約者との契約により保険契約者ファイルを自己の管理する電子計算機に備え置く者又は保険会社の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

#### 第五十四条の六（保険契約者等の保護のため支障を生ずるおそれがあるもの）

法第百条の五第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

###### 一

運用実績連動型保険契約の保険契約者からの運用報告書に記載すべき事項に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合

###### 二

運用実績連動型保険契約の保険契約者が金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の保険契約者とみなされる場合

#### 第五十四条の七（電磁的方法の種類及び内容）

令第十四条の二第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

###### 一

第五十四条の五第一項各号に掲げる方法のうち保険会社が使用するもの

###### 二

ファイルへの記録の方式

#### 第五十五条（共同行為の認可の申請）

損害保険会社（外国損害保険会社等を含む。以下この項において同じ。）は、法第百二条第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項（共同行為の内容の変更をする場合においては、当該変更の内容）を記載した共同行為の当事者である損害保険会社の連名の認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

共同行為の当事者の商号、名称又は氏名及びその本店、主たる事務所又は日本における主たる店舗（法第百八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗をいう。以下同じ。）の所在地並びに当該当事者が法人である場合においては代表者又は法第百八十七条第一項第二号の日本における代表者の氏名

###### 二

共同行為の名称

###### 三

共同行為の態様

###### 四

共同行為の開始時期及び期間の定めがある場合には、その開始時期及び期間

###### 五

共同行為に関する事務を統括する事務所がある場合には、その事務所の名称及び所在地

##### ２

前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

共同行為に関する協定書、契約書その他の書面

###### 三

その他参考となるべき事項を記載した書類

##### ３

第一項の認可申請書及びその添付書類は、正本一通及びその写し二通を金融庁長官に提出しなければならない。

#### 第五十五条の二（保険業務等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

法第百五条の二第一項第二号（法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

###### 一

次に掲げるすべての措置を講じること。

###### 二

金融商品取引法第七十七条第一項（同法第七十八条の六（投資者からの苦情に対する対応等）及び第七十九条の十二（認定団体による苦情の処理）において準用する場合を含む。）（投資者からの苦情に対する対応等）の規定により金融商品取引業協会（同法第二条第十三項（定義）に規定する認可金融商品取引業協会又は同法第七十八条第二項（認定金融商品取引業協会の認定）に規定する認定金融商品取引業協会をいう。次項第一号において同じ。）又は認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項（業務廃止の届出）に規定する認定投資者保護団体をいう。次項第一号において同じ。）が行う苦情の解決により保険業務等関連苦情の処理を図ること。

###### 三

消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項（苦情処理及び紛争解決の促進）又は第二十五条（国民生活センターの役割）に規定するあっせんにより保険業務等関連苦情の処理を図ること。

###### 四

法第三百八条の二第一項に規定する指定（その紛争解決等業務の種別が当該保険業関係業者が行う保険業務等以外の保険業務等であるものに限る。次項第四号において同じ。）又は令第四十四条の七各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により保険業務等関連苦情の処理を図ること。

###### 五

保険業務等関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第三百八条の二第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により保険業務等関連苦情の処理を図ること。

##### ２

法第百五条の二第一項第二号（法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

###### 一

金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあっせん（金融商品取引法第七十七条の二第一項（同法第七十八条の七（認定協会によるあつせん）及び第七十九条の十三（認定団体によるあつせん）において準用する場合を含む。）（認可協会によるあつせん）に規定するあっせんをいう。）により保険業務等関連紛争（法第二条第三十九項に規定する保険業務等関連紛争をいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

###### 二

弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項（会則）に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあっせん又は当該機関における仲裁手続により保険業務等関連紛争の解決を図ること。

###### 三

消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあっせん又は同条に規定する合意による解決により保険業務等関連紛争の解決を図ること。

###### 四

法第三百八条の二第一項に規定する指定又は令第四十四条の七各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により保険業務等関連紛争の解決を図ること。

###### 五

保険業務等関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により保険業務等関連紛争の解決を図ること。

##### ３

前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、保険業関係業者は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により保険業務等関連苦情の処理又は保険業務等関連紛争の解決を図ってはならない。

###### 一

法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

###### 二

法第三百八条の二十四第一項の規定により法第三百八条の二第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第四十四条の七各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

###### 三

その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

## 第四章　子会社等

#### 第五十六条（専門子会社の業務等）

法第百六条第一項第四号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

###### 一

次条第一項各号に掲げる業務であって、金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第四項第一号の二から第四号までに掲げる者の行う業務のために営むもの

###### 二

次条第二項各号に掲げる業務。

##### ２

法第百六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号及び第十六号（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあっては、第五十二条の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項（定義）に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあっては、第五十二条の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

###### 一

金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号まで（定義）に掲げる行為（同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあっては、暗号資産の価値等（暗号資産の価値、暗号資産関連オプション（同法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産関連オプションをいう。）の対価の額又は暗号資産関連金融指標の動向をいう。次項第一号並びに次条第二項第十七号及び第二十六号において同じ。）の分析に基づく投資判断（同法第二条第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。次項第一号並びに次条第二項第十七号及び第二十六号において同じ。）に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二各号（金融商品取引業となる行為）に掲げる行為を行う業務

###### 二

次条第一項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務であって、金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第四項第一号の二から第四号までに掲げる者の行う業務のために営むもの

###### 三

次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。

##### ３

法第百六条第一項第六号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

###### 一

金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあっては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

###### 二

累積投資契約（金融商品取引法第三十五条第一項第七号に規定する累積投資契約をいう。）の締結の媒介

###### 三

金融商品取引法第三十五条第一項第一号に規定する有価証券の貸借の媒介

###### 四

前項第二号に掲げる業務

###### 五

次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。

##### ４

法第百六条第一項第十二号及び第十一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

###### 一

当該保険会社の子会社（法第百六条第一項第二号の二に掲げる者に限る。）

###### 一の二

当該保険会社の保険持株特定保険子会社（当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子会社（法第二百七十一条の二十二第一項第一号から第二号の二まで又は第八号に掲げる会社に限り、当該保険会社及びその特定保険子会社（当該保険会社の子会社のうち、法第百六条第一項第一号から第二号の二まで又は第八号に掲げる会社をいう。次号及び第四号において同じ。）を除く。）をいう。第四号において同じ。）

###### 二

当該保険会社の保険会社集団（当該保険会社及びその子会社の集団又は当該保険会社の特定保険子会社及び当該保険会社の特定保険子会社以外の子会社の集団をいう。第四号及び第二百十条の七第一項第二号において同じ。）

###### 三

当該保険会社の保険持株会社集団（当該保険会社を子会社とする保険持株会社の二以上の子会社の集団又は当該保険持株会社及びその子会社の集団のうち、法第二百七十一条の二十二第一項第一号から第二号の二まで又は第八号に掲げる会社を含むものに限り、前号に掲げるものを除いたものをいう。次号及び第二百十条の七第一項第二号において同じ。）

###### 四

当該保険会社又はその特定保険子会社、保険持株特定保険子会社、保険会社集団若しくは保険持株会社集団及び他の保険会社又はその保険会社集団若しくは保険持株会社集団

##### ５

法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項（店頭売買有価証券登録原簿への登録）の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

###### 一

中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項（定義）に規定する中小企業者をいう。以下この項及び次項において同じ。）であって、設立の日又は新事業活動（会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であって、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

###### 二

中小企業者であって、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動に従事する者であって、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

###### 三

中小企業者であって、設立の日又は新事業活動の開始の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

###### 四

中小企業等経営強化法第十四条第一項（経営革新計画の承認）に規定する承認を受けている会社

###### 五

民事再生法第百七十四条第一項（再生計画の認可又は不認可の決定）の規定による再生計画認可の決定を受けている会社

###### 六

会社更生法第百九十九条第一項（更生計画認可の要件等）の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

###### 七

株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項（再生支援決定）に規定する再生支援決定を受けている会社

###### 八

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項（支援決定）に規定する支援決定を受けている会社

###### 九

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項（産業競争力強化法との関係）に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

###### 十

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項（事業再編計画の認定）又は第二十五条第一項（特別事業再編計画の認定）の認定を受けている会社

###### 十一

合理的な経営改善のための計画（保険会社（外国保険会社等を含む。）、銀行等（法第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。）、保険持株会社、銀行持株会社（銀行法第二条第十三項（定義等）に規定する銀行持株会社をいう。次条第二項第三十五号において同じ。）若しくは長期信用銀行持株会社（長期信用銀行法第十六条の四第一項（長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等）に規定する長期信用銀行持株会社をいう。次条第二項第三十五号において同じ。）又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

##### ６

前項に規定する会社のほか、同項第一号から第三号までに掲げる会社であった会社であって、その事業の成長発展等により中小企業者でなくなり、かつ、中小企業者でなくなったとき以後においても同項第一号から第三号までの規定（中小企業者に係る部分を除く。）に該当するもの（以下この条において「新興企業者等」という。）も、保険会社の特定子会社（第九項に規定する会社をいう。以下この項及び第八項において同じ。）が当該新興企業者等の出資者であり、かつ、当該前項第一号から第三号までに掲げる会社であった会社が新興企業者等となったときに、当該特定子会社が次の各号に掲げるいずれかの要件に該当している場合には、当該特定子会社がその要件に該当している場合に限り、当該保険会社に係る法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

###### 一

当該特定子会社が、当該新興企業者等の出資者（個人を除く。）のうち、最大出資者であること。

###### 二

当該特定子会社の役員、業務を執行する社員若しくは使用人、これらであった者又は当該特定子会社が選定した者が当該新興企業者等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

###### 三

前二号に掲げるもののほか、当該特定子会社が当該新興企業者等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

##### ７

第五項に規定する会社及び前項の規定により法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとされる会社のほか、会社であって、その議決権を保険会社若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項に規定する会社及び前項の規定により法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとされる会社に該当していたものも、その議決権が当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該保険会社に係る法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

##### ８

前三項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した次の各号に掲げる会社（以下この項、第五十八条の三第一項第九号及び第五十八条の六第一項において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権を当該各号に規定する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該保険会社に係る法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。

###### 一

新規事業分野開拓会社（第五項第一号から第三号までに規定する会社、新興企業者等並びにこれらの会社のほか、会社であって、その議決権を保険会社若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項第一号から第三号までに規定する会社並びに第六項の規定により法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとされる会社に該当していたもの（その議決権が当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない場合に限る。）をいう。）

###### 二

事業再生会社（第五項第四号から第十一号までに規定する会社並びにこれらの会社のほか、会社であって、その議決権を保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項第四号から第十一号までに規定する会社に該当していたもの（その議決権が当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない場合に限る。）をいう。）

##### ９

法第百六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次条第二項第二十四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

##### １０

法第百六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

###### 一

法第百六条第一項第五号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）、同項第六号に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）又は同項第十号に規定する有価証券関連業を行う外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）及び同項第七号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）又は同項第十一号に規定する信託業を営む外国の会社（保険業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三及び第三十五号を除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第八号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下この条において同じ。）

###### 二

証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第百六条第一項第十号に規定する有価証券関連業を行う外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三、第三十五号及び第四十一号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第七号から第九号まで及び第十一号に規定する会社を有しない場合に限る。）

###### 三

信託専門会社又は法第百六条第一項第十一号に規定する信託業を営む外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三から第四十号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第五号、第六号及び第八号から第十号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

###### 四

法第百六条第一項第四号の二又は第十二号から第十三号の二までに規定する会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

###### 五

法第百六条第二項第六号ハに規定する当該保険会社の子会社である銀行又は長期信用銀行の子会社のうち次条第六項に定める持株会社にあっては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十六号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

###### 六

法第百六条第二項第七号ハに規定する当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち次条第七項に定める持株会社にあっては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三、第三十五号及び第四十一号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

###### 七

法第百六条第二項第八号ニに規定する当該保険会社の子会社である信託兼営銀行（同号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。）又は信託専門会社の子会社のうち次条第八項に定める持株会社にあっては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十六号から第四十号まで（当該持株会社が信託兼営銀行の子会社でない場合には第三十四号の三から第四十号まで）を除く。）に掲げる業務を営むもの

##### １１

法第二条第十五項の規定は、第七項及び第八項に規定する議決権について準用する。

#### 第五十六条の二（保険会社の子会社の範囲等）

法第百六条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

###### 一

他の事業者の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

###### 二

他の事業者の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

###### 三

他の事業者の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務

###### 四

他の事業者の業務に関する広告又は宣伝を行う業務

###### 五

他の事業者のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

###### 六

他の事業者の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務（第九号に該当するものを除く。）

###### 七

他の事業者の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

###### 八

他の事業者の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務

###### 九

他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

###### 九の二

他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

###### 十

他の事業者の行う資金の貸付け（住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。）に関し相談に応ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに関し必要となる事務を行う業務

###### 十一

他の事業者の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに関し必要となる事務を行う業務

###### 十二

他の事業者の事務に係る計算を行う業務

###### 十三

他の事業者の事務に係る文書、証票その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

###### 十四

他の事業者と当該他の事業者の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

###### 十五

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業

###### 十六

他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務を含む。）

###### 十七

他の事業者の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

###### 十八

他の事業者の所有する不動産（原則として、当該他の事業者から取得した不動産を含む。以下この号において同じ。）の賃貸又は他の事業者の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

###### 十九

他の事業者の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十一号に該当するものを除く。）

###### 二十

他の事業者の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証書の集配を行う業務

###### 二十一

他の事業者の主要な取引先との間で当該他の事業者の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

###### 二十二

他の事業者のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

###### 二十三

自らを子会社とする保険会社のために投資を行う業務

###### 二十四

自らを子会社とする保険会社、その子会社である保険会社、銀行又は長期信用銀行（以下この号において「親保険会社等」という。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該親保険会社等のために当該債権の担保の目的となっている財産を適正な価格で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

###### 二十五

その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

###### 二十六

前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

##### ２

法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

###### 一

保険会社（外国保険業者を含む。）若しくは少額短期保険業者の保険業又は船主相互保険組合の損害保険事業に係る業務の代理（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

###### 二

保険募集（法第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。以下同じ。）

###### 三

保険事故その他の保険契約に係る事項の調査を行う業務

###### 四

保険募集を行う者の教育を行う業務

###### 五

法第九十八条第一項に規定する業務（同項第一号及び第十二号に掲げる業務、有価証券関連業その他金融庁長官が定める業務に該当するものを除く。）

###### 五の二

債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第二条第二項（定義）に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号（業務の範囲）に掲げる業務（同条第二号に規定する業務を行う場合にあっては、金融庁長官の定める基準を全て満たす場合に限る。）

###### 五の三

確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第七項（定義）に規定する確定拠出年金運営管理業又は同法第六十一条第一項各号に掲げる事務を行う業務

###### 五の四

保険会社からの委託を受けて金融商品取引法施行令第十五条の二十一第二項各号（特定金融商品取引業務を行う者）に掲げる者（役員又は使用人として所属している者に限る。）が行う金融商品取引法第三十三条の八第二項（信託業務を営む場合等の特例等）に規定する特定金融商品取引業務を支援する業務

###### 六

老人福祉施設等（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三（定義）に規定する老人福祉施設及び同法第二十九条第一項（届出等）に規定する有料老人ホームをいう。）に関する役務その他老人、身体障害者等の福祉に関する役務の提供を行う業務

###### 六の二

保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四十九条の二各号に掲げるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項（定義）に規定する認定こども園をいう。）に関する役務の提供を行う業務

###### 七

健康の維持若しくは増進のための運動を行う施設又は温泉を利用して健康の維持若しくは増進を図るための施設の運営を行う業務

###### 八

事故その他の危険の発生の防止若しくは危険の発生に伴う損害の防止若しくは軽減を図るため、又は危険の発生に伴う損害の規模等を評価するための調査、分析又は助言を行う業務

###### 九

健康、福祉又は医療に関する調査、分析又は助言を行う業務

###### 十

主として保険持株会社、子会社対象会社（法第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第三十号及び第三十五号において同じ。）に該当する会社若しくは保険募集人の業務又は事業者の財務に関する電子計算機のプログラムの作成若しくは販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務（同号に該当するものを除く。）

###### 十の二

確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項（定義）に規定する確定給付企業年金その他これに準ずる年金に係る掛金又は給付金等の計算に関する業務及び書類等の作成又は授受に関する業務

###### 十一

保険契約者からの保険事故に関する報告の取次ぎを行う業務又は保険契約に関し相談に応ずる業務

###### 十二

自動車修理業者等のあっせん又は紹介に関する業務

###### 十二の二

古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二条第二項第三号（定義）に規定する古物競りあっせん業（自動車（その部分品を含む。）に係るものに限る。）

###### 十三

金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）であって業として行うもの（第三十四号、第三十四号の二及び第三十四号の三に該当するものを除く。）

###### 十三の二

金銭の貸付け以外の取引に係る業務であって、金銭の貸付けと同視すべきもの（宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取引であることにつき宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体の判定に基づき行われるものに限る。）

###### 十三の三

電子決済等代行業（銀行法第二条第十七項に規定する電子決済等代行業をいう。）に係る業務

###### 十四

有価証券の貸付け

###### 十五

地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

###### 十六

国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

###### 十七

金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号（定義）に掲げる行為（同号に掲げる行為にあっては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

###### 十八

削除

###### 十九

商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第三項（定義）に規定する商品投資顧問業

###### 二十

それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号（以下この号及び次号において「カード等」という。）をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者（以下この号及び次号において「利用者」という。）に交付し又は付与し、当該利用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をする業務

###### 二十一

利用者がカード等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をし、当該利用者から当該金額を受領する業務

###### 二十二

資金決済に関する法律第三条第四項（定義）に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの前払式支払手段を販売する業務

###### 二十三

機械類その他の物件を使用させる業務（金融庁長官が定める基準により主として法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務が行われる場合に限る。）

###### 二十四

次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

###### 二十五

投資信託委託会社又は資産運用会社として行う業務（外国においてはこれらと同種類のもの。投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産運用会社が資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行う業務を含む。）

###### 二十六

投資助言業務又は投資一任契約（暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

###### 二十六の二

投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号から第八号まで（特定資産の範囲）に掲げる資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第十七号及び前二号に該当するものを除く。）

###### 二十六の三

他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

###### 二十七

他の事業者の経営に関する相談に応ずる業務

###### 二十八

金融その他経済に関する調査又は研究を行う業務

###### 二十九

個人の財産形成に関する相談に応ずる業務

###### 三十

主として保険持株会社又は子会社対象会社に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

###### 三十一

手形の引受け

###### 三十二

有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

###### 三十三

両替

###### 三十三の二

法第九十九条第二項第四号に掲げる業務

###### 三十三の三

電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第五十一条第一項（電子債権記録業を営む者の指定）に規定する電子債権記録業

###### 三十四

銀行、長期信用銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもって組織する連合会を含む。）の業務（第四十一号に該当するものを除く。）の代理又は媒介

###### 三十四の二

農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項（事業）に規定する信用事業（第四十一号に該当するものを除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第十一条の五第二項（信用事業規程）に規定する信用事業（同号に該当するものを除く。）又は農林中央金庫の業務（同号に該当するものを除く。）の代理又は媒介

###### 三十四の二の二

資金移動業者が営む資金移動業の代理又は媒介

###### 三十四の三

銀行業を営む外国の会社の業務の代理又は媒介（国内において営む場合にあっては、有価証券の保護預り、顧客からの指図に基づく有価証券の取引に関する決済、当該保管している有価証券に係る利金等の授受、指図に基づく当該保管している有価証券の第三者への貸付け若しくは当該保管している有価証券の指図に基づく権利の行使又はこれらに附帯する業務の媒介に限る。）

###### 三十五

主として銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは子会社対象会社に該当する会社（銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社に限る。）の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

###### 三十六

有価証券の所有者と発行者との間の当該有価証券に関する事務の取次ぎを行う業務

###### 三十七

有価証券に関する顧客の代理

###### 三十八

株式会社の株式の発行による事業資金の調達を容易にすることを目的として当該株式会社に係る広告、宣伝又は調査を行う業務その他当該株式会社に対する投資者の評価を高めることに資する業務

###### 三十九

有価証券に関連する情報の提供又は助言（第三十六号及び前号に該当するものを除く。）

###### 四十

民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条（匿名組合契約）に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（有価証券関連業に該当するものを除く。）

###### 四十一

信託業法第二条第八項（定義）に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第二号（金融機関が営むことができない業務）及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第二号（金融機関が営むことができない業務）に掲げるものを除く。）

###### 四十二

削除

###### 四十三

財産の管理に関する業務（第五号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を営む会社の議決権を保有する信託子会社等が受託する信託財産と同じ種類の財産につき、業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）及び当該業務に係る代理事務

###### 四十四

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号まで（兼営の認可）に掲げる業務（第十九号、前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を行う会社を子会社とする保険会社又は当該業務を行う会社を子会社とする保険持株会社の子会社である保険会社の信託子会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合における当該業務の範囲については、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第二項（業務の範囲）の承認を受けた業務に係るものに限る。）

###### 四十五

信託を引き受ける場合におけるその財産（不動産を除く。）の評価に関する業務

###### 四十六

その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

###### 四十七

前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

##### ３

法第百六条第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

###### 一

前項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務

###### 二

その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

###### 三

前項第四十七号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

##### ４

法第百六条第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

###### 一

第二項第三十六号から第四十号までに掲げる業務

###### 二

その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

###### 三

第二項第四十七号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

##### ５

法第百六条第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

###### 一

第二項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務

###### 二

その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

###### 三

第二項第四十七号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

##### ６

法第百六条第二項第六号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該保険会社の子会社である銀行又は長期信用銀行が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十四号に規定する持株会社とする。

##### ７

法第百六条第二項第七号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十四号に規定する持株会社とする。

##### ８

法第百六条第二項第八号ニに規定する内閣府令で定めるものは、当該保険会社の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十四号に規定する持株会社とする。

##### ９

法第百六条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

###### 一

第二項第一号から第三十四号の二の二までに掲げる業務

###### 二

第二項第四十六号に掲げる業務（第三項第二号、第四項第二号及び第五項第二号に掲げる業務を除く。）

###### 三

第二項第四十七号に掲げる業務（第三項第三号、第四項第三号及び第五項第三号に掲げる業務を除く。）

##### １０

令第十三条の五の二第六項の規定は、第六項から第八項までの場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。

#### 第五十七条（法第百六条第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

法第百六条第三項本文に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

###### 一

保険会社又はその子会社の代物弁済の受領による株式又は持分の取得

###### 二

保険会社又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該保険会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

###### 三

保険会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下同じ。）（当該保険会社又はその子会社の請求による場合を除く。）

###### 四

保険会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の併合若しくは分割又は株式無償割当て（会社法第百八十五条（株式無償割当て）に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。）

###### 五

保険会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の定款の変更による株式又は持分に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

###### 六

保険会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の自己の株式又は持分の取得

###### 七

保険会社の子会社である法第百六条第一項第十三号に掲げる会社による株式又は持分の取得

##### ２

法第百六条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める事由は、前項第七号に掲げる事由とする。

##### ３

法第百六条第八項に規定する内閣府令で定める事由は、保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

#### 第五十八条（子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可の申請等）

保険会社は、子会社対象保険会社等（法第百六条第七項に規定する子会社対象保険会社等をいい、同条第一項第十三号の二に掲げる会社（以下この条、次条、第八十五条第一項、第九十四条第一項第十号及び第十号の二、第百五条第一項第十九号の二、第百五条の六第一項第十八号の二並びに第二百四十六条第一項第九号から第九号の三までにおいて「保険業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

当該保険会社に関する次に掲げる書類

###### 三

当該保険会社及びその子会社等（法第百十条第二項に規定する子会社等をいう。以下この号、次項第三号並びに次条第一項第三号並びに第二項第二号及び第四号において同じ。）に関する次に掲げる書類

###### 四

当該認可に係る子会社対象保険会社等に関する次に掲げる書類

###### 五

当該認可に係る子会社対象保険会社等を子会社とすることにより、当該保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（法第百七条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条から第五十八条の四まで、第八十五条第一項、第九十四条第一項、第百五条第一項、第百五条の六第一項及び第二百十一条の三十五第一項第五号において同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

###### 六

その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

##### ２

金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

###### 一

当該申請をした保険会社（以下この項において「申請保険会社」という。）の資本金の額又は基金の総額が当該申請に係る子会社対象保険会社等の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

###### 二

申請保険会社の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

###### 三

当該申請の時において申請保険会社及びその子会社等の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が良好であり、当該認可に係る子会社対象保険会社等を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

###### 四

申請保険会社が子会社対象保険会社等の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができること。

###### 五

当該認可に係る子会社対象保険会社等がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

##### ３

保険会社は、法第百六条第五項の規定による子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この項において同じ。）以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面

###### 三

当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書類

###### 四

その他法第百六条第五項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

##### ４

第一項及び第二項の規定は、法第百六条第八項ただし書の規定による認可（保険会社若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった保険業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となった外国の保険業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可を除く。）について準用する。

##### ５

第一項及び第二項の規定は、法第百六条第九項において準用する同条第七項の規定による認可（保険会社がその子会社（保険業高度化等会社を除く。）を保険業高度化等会社に該当する子会社とすることについての認可を除く。）について準用する。

##### ６

法第二条第十五項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）、第三項第二号及び第四項に規定する議決権について準用する。

#### 第五十八条の二（保険業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

保険会社は、当該保険会社若しくはその子会社が合算して保険業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

当該保険会社に関する次に掲げる書類

###### 三

当該保険会社及びその子会社等に関する次に掲げる書類

###### 四

当該認可に係る保険業高度化等会社に関する次に掲げる書類

###### 五

当該認可に係る当該保険会社若しくはその子会社が合算して保険業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社とすることにより、当該保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

###### 六

その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

##### ２

金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

###### 一

当該申請をした保険会社（以下この項において「申請保険会社」という。）の資本金の額又は基金の総額が当該申請に係る保険業高度化等会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

###### 二

当該申請に係る保険業高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合であっても、申請保険会社及びその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。

###### 三

申請保険会社の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

###### 四

当該申請の時において申請保険会社及びその子会社等の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が良好であり、かつ、申請保険会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る保険業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の保険業高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

###### 五

当該認可に係る保険業高度化等会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

###### 六

申請保険会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る保険業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社とすることにより、申請保険会社の行う保険業の高度化又は申請保険会社の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

###### 七

申請保険会社の業務の状況に照らし、申請保険会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る保険業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の保険業高度化等会社を子会社とした後も、申請保険会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

###### 八

申請保険会社又は当該認可に係る保険業高度化等会社の顧客に対し、申請保険会社の保険会社としての取引上の優越的地位又は当該保険業高度化等会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、申請保険会社の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該保険業高度化等会社の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

###### 九

申請保険会社又は当該認可に係る保険業高度化等会社が行う取引に伴い、申請保険会社又は当該保険業高度化等会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。

##### ３

前二項の規定は、法第百六条第八項ただし書の規定による認可（保険会社若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった保険業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となった外国の保険業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可に限る。）について準用する。

##### ４

第一項及び第二項の規定は、法第百六条第九項において準用する同条第七項の規定による認可（保険会社がその子会社（保険業高度化等会社を除く。）を保険業高度化等会社に該当する子会社とすることについての認可に限る。）及び同条第十項の規定による認可について準用する。

##### ５

法第二条第十五項の規定は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）、第二項第四号、第六号及び第七号並びに第三項に規定する議決権について準用する。

#### 第五十八条の三（法第百七条第一項の規定が適用されないこととなる事由）

法第百七条第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

###### 一

保険会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得

###### 二

保険会社又はその子会社の代物弁済の受領による株式又は持分の取得

###### 三

保険会社又はその子会社の、その取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づく株式又は持分の取得（当該保険会社又はその子会社に対する当該会社の債務を消滅させるために行うものであって、当該株式又は持分の取得によって相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）

###### 四

保険会社又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該保険会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

###### 五

保険会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該保険会社又はその子会社の請求による場合を除く。）

###### 六

保険会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の併合若しくは分割又は株式無償割当て

###### 七

保険会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の定款の変更による株式又は持分に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

###### 八

保険会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の自己の株式又は持分の取得

###### 九

第五十六条第八項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

###### 十

保険会社又はその子会社の取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づき取得した当該会社の発行する株式を当該会社の経営の状況の改善に伴い相当の期間内に処分するために必要な当該株式の転換（第五号に掲げる事由に該当するものを除く。）その他の合理的な理由があることについてあらかじめ金融庁長官の承認を受けた場合

##### ２

前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

当該承認に係る国内の会社の商号及び業務の内容を記載した書面

###### 三

当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書類

###### 四

その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

##### ３

金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした保険会社が基準議決権数を超えて議決権を所有し、又は保有することについて合理的な理由があるかどうか、及び提出される基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針が妥当なものであるかどうかを審査するものとする。

#### 第五十八条の四（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

保険会社は、法第百七条第二項ただし書の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

当該承認に係る国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

###### 三

当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書類

###### 四

その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

##### ２

金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした保険会社又はその子会社が基準議決権数を超えて議決権を保有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

##### ３

法第二条第十五項の規定は、第一項第三号に規定する議決権について準用する。

#### 第五十八条の五（基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合）

法第百七条第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、当該保険会社が法第百六条第七項の認可を受けて他の保険会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とした場合とする。

##### ２

法第百七条第四項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

###### 一

当該保険会社が法第百四十二条の認可を受けて他の保険会社の事業の譲受けをした場合

###### 二

当該保険会社が法第百四十二条の認可を受けて事業の譲受けをしたことにより他の保険会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とした場合（前号に掲げる場合を除く。）

##### ３

法第百七条第四項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

###### 一

当該保険会社が法第百七十三条の六第一項の認可を受けて吸収分割により他の保険会社の事業を承継した場合

###### 二

当該保険会社が法第百七十三条の六第一項の認可を受けて吸収分割により事業を承継したことにより他の保険会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とした場合（前号に掲げる場合を除く。）

#### 第五十八条の六（特例対象会社）

法第百七条第八項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等の子会社等（子法人等及び関連法人等をいう。）であって、当該会社の議決権を、保険会社又はその子会社である新規事業分野開拓会社等以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

##### ２

法第二条第十五項の規定は、前項に規定する議決権について準用する。

## 第五章　経理

#### 第五十九条（業務報告書等）

法第百十条第一項に規定する中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、保険会社である株式会社にあっては、中間事業報告書、中間貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、中間損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）、中間キャッシュ・フロー計算書、中間株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面、保険会社である相互会社にあっては、中間事業報告書、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、中間基金等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第六号（特定取引勘定設置会社にあっては、別紙様式第六号の二）により作成し、当該期間終了後三月以内に提出しなければならない。

##### ２

法第百十条第一項に規定する業務報告書は、保険会社である株式会社にあっては、事業報告書、附属明細書、株主総会に関する事項等に関する書面、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、株主資本等変動計算書及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面、保険会社である相互会社にあっては、事業報告書、附属明細書、社員総会又は総代会に関する事項等に関する書面、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、剰余金処分又は損失処理に関する書面、基金等変動計算書、基金の償却に関する書面、基金利息の支払に関する書面及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第七号（特定取引勘定設置会社にあっては別紙様式第七号の二）により作成し、事業年度終了後四月以内に提出しなければならない。

##### ３

法第百十条第二項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社（以下この条及び第五十九条の三において「子会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

###### 一

当該保険会社の子法人等

###### 二

当該保険会社の関連法人等

##### ４

法第百十条第二項に規定する中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の保険会社及びその子会社等の業務及び財産の状況について、中間事業概況書、中間連結財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第六号の三により作成し、当該期間終了後三月以内に提出しなければならない。

##### ５

法第百十条第二項に規定する業務報告書は、事業概況書、連結財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第七号の三により作成し、事業年度終了後四月以内に提出しなければならない。

##### ６

保険会社は、やむを得ない理由により第一項、第二項、第四項又は第五項に規定する期間内に各項の中間業務報告書又は業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

##### ７

保険会社は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

#### 第五十九条の二（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

###### 一

保険会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

###### 二

保険会社の主要な業務の内容（保険金信託業務を行う場合においては、当該保険金信託業務の内容を含む。）

###### 三

保険会社の主要な業務に関する次に掲げる事項

###### 四

保険会社の運営に関する次に掲げる事項

###### 五

保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項（ハ及びヘ（８）に掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。）

###### 六

事業年度の末日において、当該保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号及び次条第一項第四号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

##### ２

法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定める場所は、保険会社の営業所又は事務所（本店又は主たる事務所、支店又は従たる事務所及び外国に所在する営業所又は事務所を除く。）とする。

#### 第五十九条の三

法第百十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

###### 一

保険会社及びその子会社等（法第百十一条第二項に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。以下この条において同じ。）の概況に関する次に掲げる事項

###### 二

保険会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

###### 三

保険会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

###### 四

事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

##### ２

法第百十一条第二項に規定する内閣府令で定める場所は、前条第二項に規定する場所とする。

#### 第五十九条の四

法第百十一条第一項及び第二項の規定により作成した説明書類は、当該保険会社の事業年度経過後四月以内にその縦覧を開始し、説明書類ごとに、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの説明書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

##### ２

保険会社は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに説明書類の縦覧を開始することができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

##### ３

保険会社は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

##### ４

金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした保険会社が第一項の規定による縦覧の開始を延期をすることについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

#### 第五十九条の五

法第百十一条第四項に規定する内閣府令で定める場所は、第五十九条の二第二項に規定する場所とする。

#### 第五十九条の六

保険会社は、四半期ごとに、法第百十一条第六項に規定する保険契約者その他の顧客が当該保険会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

#### 第六十条（市場価格のある株式の評価益計上に関する認可の申請等）

保険会社は、法第百十二条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

評価換えをしようとする株式の銘柄、数量、取得価額、時価及び評価価額を記載した書面

###### 二

評価換えによって計上する利益の金額を記載した書面

###### 三

次条に規定する準備金であって、評価換えによって計上する利益を積み立てるものの名称及び積み立てる金額を記載した書面

###### 四

その他参考となるべき事項を記載した書類

##### ２

金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、当該認可の申請をした保険会社（以下この項において「申請保険会社」という。）の業務又は財産の状況等に照らし、申請保険会社が、市場価格のある株式の評価換えにより計上した利益によって、次条各号に掲げる準備金を積み立てることが、保険契約者等の利益の確保又は増進に資するものであるかどうかを審査するものとする。

#### 第六十一条（市場価格のある株式の評価益の積立て）

法第百十二条第二項に規定する内閣府令で定める準備金は、次に掲げるものとする。

###### 一

生命保険株式会社（法第三条第四項の生命保険業免許を受けた保険会社である株式会社をいう。第六十四条第一項において同じ。）にあっては、責任準備金又は第六十四条第一項の契約者配当準備金

###### 二

損害保険株式会社（法第三条第五項の損害保険業免許を受けた保険会社である株式会社をいう。第六十三条において同じ。）にあっては、責任準備金

###### 三

相互会社にあっては、責任準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金

#### 第六十一条の二（創立費の償却）

法第百十三条に規定する内閣府令で定める金額は、次に掲げるものとする。

###### 一

会社法第二十八条第三号（定款の記載又は記録事項）の報酬その他の特別の利益及び同条第四号の設立に関する費用（定款の認証の手数料及び会社法施行規則第五条各号に掲げるものを含む。）（相互会社にあっては、法第二十四条第一項第二号の報酬その他の特別の利益及び同項第三号の設立に関する費用（定款の認証の手数料及び第二十条各号に掲げるものを含む。））として支出した金額

###### 二

開業準備のために支出した金額

#### 第六十二条（契約者配当の計算方法）

保険会社である株式会社が契約者配当を行う場合には、保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに、契約者配当の対象となる金額を計算し、次の各号に掲げるいずれかの方法により、又はそれらの方法の併用により行わなければならない。

###### 一

保険契約者が支払った保険料及び保険料として収受した金銭を運用することによって得られる収益から、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出その他の費用等を控除した金額に応じて分配する方法

###### 二

契約者配当の対象となる金額をその発生の原因ごとに把握し、それぞれ各保険契約の責任準備金、保険金その他の基準となる金額に応じて計算し、その合計額を分配する方法

###### 三

契約者配当の対象となる金額を保険期間等により把握し、各保険契約の責任準備金その他の基準となる金額に応じて計算した金額を分配する方法

###### 四

その他前三号に掲げる方法に準ずる方法

#### 第六十三条（積立勘定の設置）

第三十条の三の規定は、保険会社である株式会社について準用する。

#### 第六十四条（契約者配当準備金）

保険会社である株式会社が契約者配当に充てるため積み立てる準備金は、契約者配当準備金とする。

##### ２

生命保険株式会社は、前項の契約者配当準備金に、次に掲げるものの合計額を超えて繰り入れてはならない。

###### 一

積立配当（契約者に分配された配当で利息を付して積み立てているものをいう。）の額

###### 二

未払配当（契約者に分配された配当で支払われていないもののうち、前号に規定する積立配当以外のものをいう。）の額（決算期においては、翌期に分配する予定の配当の額を含む。）

###### 三

全件消滅時配当（保険契約のすべてが消滅したと仮定して計算した当該保険契約の消滅時に支払う配当をいう。）の額

###### 四

その他前三号に掲げるものに準ずるものとして法第四条第二項第四号に掲げる書類において定める方法により計算した額

#### 第六十五条（価格変動準備金対象資産）

法第百十五条第一項に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

###### 一

国内の法人の発行する株式その他の金融庁長官が定める資産

###### 二

外国の法人の発行する株式その他の金融庁長官が定める資産

###### 三

邦貨建の債券その他の金融庁長官が定める資産（ただし、財務諸表等規則第八条第二十一項に規定するものは除くことができる。）

###### 四

外貨建の債券、預金、貸付金等外国為替相場の変動による損失が生じ得る資産その他の金融庁長官が定める資産

###### 五

金地金

#### 第六十六条（価格変動準備金の計算）

保険会社は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ次の表の上欄に掲げる資産に区分して、それぞれの資産の帳簿価額に同表の積立基準の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額以上を当該価格変動準備金として積み立てなければならない。

#### 第六十七条（価格変動準備金の不積立て等に関する認可の申請等）

保険会社は、法第百十五条第一項ただし書又は同条第二項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に計算書類（法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十五条第二項（計算書類等の作成及び保存）又は法第五十四条の三第二項に規定する計算書類をいう。第八十二条及び第八十五条において同じ。）又はこれに準ずる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

##### ２

金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、当該認可の申請をした保険会社の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

#### 第六十八条（標準責任準備金の対象契約）

法第百十六条第二項に規定する内閣府令で定める保険契約は、生命保険会社が法の施行の日以降に締結する保険契約のうち、次の各号の一に該当しないものとする。

###### 一

責任準備金が特別勘定に属する財産の価額により変動する保険契約

###### 二

次条第一項第一号の保険料積立金を積み立てない保険契約

###### 三

保険約款において、保険会社が責任準備金及び保険料の計算の基礎となる係数を変更できる旨を約してある保険契約

###### 四

その他法第百十六条第二項に規定する責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準について必要な定めをすることが適当でない保険契約として金融庁長官が定めるもの

##### ２

前項の規定にかかわらず、保険会社が金融庁長官が定める日以降に締結する保険契約（当該保険会社が損害保険会社の場合にあっては、金融庁長官が定める日以降に保険期間が開始する保険契約。次項において同じ。）については、法第百十六条第二項に規定する内閣府令で定める保険契約は、次の各号の一に該当しないものとする。

###### 一

責任準備金が特別勘定に属する財産の価額により変動する保険契約

###### 二

次条第一項第一号の保険料積立金及び同項第二号の二又は第七十条第一項第三号の払戻積立金を積み立てない保険契約並びに同項第一号イの保険料積立金を計算しない保険契約

###### 三

保険約款において、保険会社が責任準備金及び保険料の計算の基礎となる予定利率を変更できる旨を約してある保険契約（保険約款において、当該保険契約の締結時の法第百十六条第二項の規定に基づき金融庁長官が定めた責任準備金の計算の基礎となるべき予定利率を超える利率を最低保証している保険契約を除く。）

###### 四

その他法第百十六条第二項に規定する責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準について必要な定めをすることが適当でない保険契約として金融庁長官が定めるもの

##### ３

前二項の規定にかかわらず、保険会社が金融庁長官が定める日以降に締結する保険契約については、法第百十六条第二項に規定する内閣府令で定める保険契約は、次の各号の一に該当しないものとする。

###### 一

責任準備金が特別勘定に属する財産の価額により変動する保険契約であって、保険金等の額を最低保証していない保険契約

###### 二

次条第一項第一号の保険料積立金及び同項第二号の二又は第七十条第一項第三号の払戻積立金を積み立てない保険契約並びに同項第一号イの保険料積立金を計算しない保険契約

###### 三

保険約款において、保険会社が責任準備金及び保険料の計算の基礎となる予定利率を変更できる旨を約してある保険契約（保険約款において、当該保険契約の締結時の法第百十六条第二項の規定に基づき金融庁長官が定めた責任準備金の計算の基礎となるべき予定利率を超える利率を最低保証している保険契約を除く。）

###### 四

その他法第百十六条第二項に規定する責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準について必要な定めをすることが適当でない保険契約として金融庁長官が定めるもの

#### 第六十九条（生命保険会社の責任準備金）

生命保険会社は、毎決算期において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該決算期以前に収入した保険料を基礎として、当該各号に掲げる金額を法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法に従って計算し、責任準備金として積み立てなければならない。

###### 一

保険料積立金

###### 二

未経過保険料

###### 二の二

払戻積立金

###### 三

危険準備金

##### ２

決算期以前に保険料が収入されなかった当該決算期において有効に成立している保険契約のうち、当該決算期から当該保険契約が効力を失う日までの間に保険料の収入が見込めないものについては、当該決算期から当該保険契約が効力を失う日までの間における死亡保険金等（死亡又は法第三条第四項第二号イからホまでに掲げる事由に関し支払う保険金をいう。）の支払のために必要なものとして計算した金額は、前項第二号の未経過保険料として積み立てるものとする。

##### ３

決算期までに収入されなかった保険料は、貸借対照表の資産の部に計上してはならない。

##### ４

第一項第一号の保険料積立金（以下この項及び次項において単に「保険料積立金」という。）及び第一項第二号の二の払戻積立金（以下この項及び次項において単に「払戻積立金」という。）は、次の各号に定めるところにより積み立てることとする。

###### 一

前条に規定する保険契約に係る保険料積立金及び払戻積立金については、法第百十六条第二項の規定に基づき金融庁長官の定めるところにより計算した金額を下回ることができない。

###### 二

前条に規定する保険契約以外の保険契約（特別勘定を設けた保険契約を除く。）に係る保険料積立金及び払戻積立金については、平準純保険料式（保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるための資金を全保険料払込期間にわたり平準化して積み立てる方式をいう。次条、第百五十条及び第百五十一条において同じ。）により計算した金額を下回ることができない。

###### 三

前条に規定する保険契約以外の保険契約のうち特別勘定を設けた保険契約に係る保険料積立金及び払戻積立金については、当該特別勘定における収支の残高を積み立てなければならない。

###### 四

生命保険会社の業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別な事情がある場合には、前条に規定する保険契約（特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約を除く。）については、第一号の規定を適用せず、同条に規定する保険契約以外の保険契約（特別勘定を設けた保険契約を除く。）については、第二号の規定を適用しない。

##### ５

第一項、第二項及び第四項の規定により積み立てられた責任準備金では、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、法第四条第二項第四号に掲げる書類を変更することにより、追加して保険料積立金及び払戻積立金を積み立てなければならない。

##### ６

第一項第三号の危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならない。

###### 一

第八十七条第一号に掲げる保険リスクに備える危険準備金

###### 一の二

第八十七条第一号の二に掲げる第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

###### 二

第八十七条第二号に掲げる予定利率リスクに備える危険準備金

###### 三

第八十七条第二号の二に掲げる最低保証リスクに備える危険準備金

##### ７

第一項第三号の危険準備金の積立ては、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準によるものとする。

#### 第七十条（損害保険会社の責任準備金）

損害保険会社は、毎決算期において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を責任準備金として積み立てなければならない。

###### 一

普通責任準備金

###### 二

異常危険準備金

###### 二の二

危険準備金

###### 三

払戻積立金

###### 四

契約者配当準備金等

##### ２

前項第一号の普通責任準備金（同号イの保険料積立金（以下この項において単に「保険料積立金」という。）に係る金額に限る。次項において単に「普通責任準備金」という。）及び前項第三号の払戻積立金（以下この項及び次項において単に「払戻積立金」という。）は、次の各号に定めるところにより積み立てることとする。

###### 一

第六十八条第二項及び第三項に規定する保険契約に係る保険料積立金及び払戻積立金については、法第百十六条第二項の規定に基づき金融庁長官の定めるところにより計算した金額を下回ることができない。

###### 二

第六十八条第二項及び第三項に規定する保険契約以外の保険契約（法第三条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約（保険契約の内容が同号に掲げる保険とそれ以外の保険との組み合わせによる場合にあっては、同号に掲げる保険の部分に係る保険契約）及び特別勘定を設けた保険契約を除く。第四号において同じ。）に係る保険料積立金については、平準純保険料式により計算した金額を下回ることができない。

###### 三

第六十八条第二項及び第三項に規定する保険契約以外の保険契約のうち特別勘定を設けた保険契約に係る払戻積立金については、当該特別勘定における収支の残高を積み立てなければならない。

###### 四

損害保険会社の業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別な事情がある場合には、第六十八条第二項及び第三項に規定する保険契約（特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約を除く。）については、第一号の規定を適用せず、同条第二項及び第三項に規定する保険契約以外の保険契約については、第二号の規定を適用しない。

##### ３

前二項の規定により積み立てられた責任準備金では、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、法第四条第二項第四号に掲げる書類を変更することにより、追加して普通責任準備金又は払戻積立金を積み立てなければならない。

##### ４

損害保険会社は、第一項各号に掲げる額（同項第二号の二の危険準備金を除く。）を法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法に従い、かつ金融庁長官が定めるところにより計算し、自賠責保険契約等に係る責任準備金の額を法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法に従って計算するものとする。

##### ５

第一項第二号の二の危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならない。

###### 一

第八十七条第一号の二に掲げる第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

###### 二

第八十七条第二号に掲げる予定利率リスクに備える危険準備金

##### ６

第一項第二号の二の危険準備金の積立ては、法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法に従い、かつ金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準によるものとする。

#### 第七十一条（再保険契約の責任準備金等）

保険会社は、保険契約を再保険に付した場合において、次に掲げる者に再保険を付した部分に相当する責任準備金を積み立てないことができる。

###### 一

保険会社

###### 二

外国保険会社等

###### 三

法第二百十九条第一項に規定する引受社員であって法第二百二十四条第一項の届出のあった者

###### 四

外国保険業者のうち、前二号に掲げる者以外の者であって業務又は財産の状況に照らして、当該再保険を付した保険会社の経営の健全性を損なうおそれがない者

###### 五

独立行政法人日本貿易保険

##### ２

保険会社は、保険契約を金融庁長官が定める再保険に付した場合において、当該再保険に付した部分に係る保険契約から当該再保険に付した後に発生することが見込まれる収益を基に計算した手数料を収受したときは、当該収受した金額を責任準備金として積み立てなければならない。

##### ３

保険会社は、保険契約を前項の規定による金融庁長官が定める再保険以外の再保険に付した場合において、当該再保険から前項に規定する手数料を収受したときは、当該収受した金額を預り金として計上しなければならない。

#### 第七十二条（支払義務が発生したものに準ずる保険金等）

法第百十七条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、保険金等であって、保険会社が、毎決算期において、まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認めるものとする。

#### 第七十三条（支払備金の積立て）

保険会社は、毎決算期において、次に掲げる金額を支払備金として積み立てなければならない。

###### 一

保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金等（当該支払義務に係る訴訟が係属しているものを含む。）のうち、保険会社が毎決算期において、まだ支出として計上していないものがある場合は、当該支払のために必要な金額

###### 二

前条に規定するまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等について、その支払のために必要なものとして金融庁長官が定める金額

##### ２

保険会社の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ないと認められる事情がある場合には、前項の規定にかかわらず、同項第二号に規定する保険金等については、一定の期間を限り、法第四条第二項第四号に掲げる書類に規定する方法により計算した金額を支払備金として積み立てることができる。

##### ３

第七十一条第一項の規定は、支払備金の積立てについて準用する。

#### 第七十四条（特別勘定を設けなければならない保険契約）

法第百十八条第一項に規定する内閣府令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。

###### 一

法第百条の五第一項に規定する運用実績連動型保険契約（次に掲げる保険契約をいう。第七十五条の二第一項及び第三項において同じ。）

###### 二

その保険料として収受した金銭の運用により生じた利益及び損失を勘案して保険金等を支払うことを保険契約者に約した保険契約であって、当該保険契約に係る責任準備金の額が、保険金等の支払時において当該支払のために必要な金額を下回った場合に、当該下回った金額に相当する保険料を保険契約者又は被保険者が払い込むこととされているもの（前号ロに掲げるものを除く。）

###### 三

その保険料として収受した金銭の運用により生じた利益及び損失を勘案して保険金等を支払うことを保険契約者に約した保険契約のうち、第一号イ及びロ並びに前号に掲げるものを除いたもの

#### 第七十五条（勘定間の振替に係る例外）

法第百十八条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、保険料の収受、保険金、返戻金その他の給付金の支払、保険契約者に対する貸付け又はその返済、特別勘定以外の勘定からの借入れ又はその返済その他これらに準ずる金銭の振替であって法第四条第二項第二号に掲げる書類に定める場合とする。

#### 第七十五条の二（特別勘定に属する財産の管理の方法その他特別勘定に関し必要な事項）

保険会社（第一号にあっては、保険会社及び当該保険会社から委託を受けた者）は、次に掲げる方法により、運用実績連動型保険契約に係る特別勘定（以下この条及び第百五十四条の二において「特定特別勘定」という。）に属する財産を管理しなければならない。

###### 一

管理場所を区別することその他の方法により特定特別勘定に属する財産を一般勘定（特別勘定以外の勘定をいう。以下同じ。）に属する財産及び特定特別勘定以外の特別勘定に属する財産と明確に区分して管理する方法

###### 二

特定特別勘定に属する財産を当該特定特別勘定に属する財産に係る保険契約者を判別できる状態で管理する方法

##### ２

保険会社は、特定特別勘定に属する財産の管理を第三者に委託する場合においては、当該委託を受けた第三者が、前項第一号に規定するところにより特定特別勘定に属する財産の管理を行うことを確保するための十分な体制を整備しなければならない。

##### ３

保険会社は、特定特別勘定に係る業務の処理及び計算を明らかにするため、第一号及び第二号に掲げる帳簿書類を別表により作成し、次の各号に掲げる帳簿書類等の区分に応じ、当該各号に定める期間保存しなければならない。

###### 一

特定特別勘定元帳

###### 二

特定特別勘定に係る総勘定元帳

###### 三

特定特別勘定に係る業務の委託契約書

#### 第七十六条（保険計理人の選任を要する損害保険会社）

法第百二十条第一項に規定する内閣府令で定める要件に該当する損害保険会社は、次の各号に掲げる保険契約のみを引き受ける損害保険会社を除くすべての損害保険会社とする。

###### 一

自動車損害賠償保障法第五条（責任保険又は責任共済の契約の締結強制）の自動車損害賠償責任保険の契約

###### 二

地震保険に関する法律第二条第二項（定義）に規定する地震保険契約

#### 第七十七条（保険計理人の関与事項）

法第百二十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、生命保険会社にあっては、次に掲げるものに係る保険数理に関する事項とし、損害保険会社にあっては、前条各号に掲げる保険契約を除く保険契約について次の第一号から第四号まで、第六号及び第九号に掲げるものに係る保険数理に関する事項とする。

###### 一

保険料の算出方法

###### 二

責任準備金の算出方法

###### 三

契約者配当又は社員に対する剰余金の分配に係る算出方法

###### 四

契約者価額の算出方法

###### 五

未収保険料の算出

###### 六

支払備金の算出

###### 七

保険募集に関する計画

###### 八

生命保険募集人の給与等に関する規程の作成

###### 九

その他保険計理人がその職務を行うに際し必要な事項

#### 第七十八条（保険計理人の要件に該当する者）

法第百二十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は、生命保険会社にあっては、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

###### 一

公益社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、生命保険会社及び外国生命保険会社等の保険数理に関する業務に五年以上従事した者

###### 二

公益社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、保険数理に関する業務に七年以上従事した者（生命保険会社及び外国生命保険会社等の保険数理に関する業務に三年以上従事した者に限り、前号に掲げる者を除く。）

##### ２

法第百二十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は、損害保険会社にあっては、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

###### 一

公益社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、損害保険会社及び外国損害保険会社等の保険数理に関する業務に五年以上従事した者

###### 二

公益社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、保険数理に関する業務に七年以上従事した者（損害保険会社及び外国損害保険会社等の保険数理に関する業務に三年以上従事した者に限り、前号に掲げる者を除く。）

#### 第七十九条（保険計理人の選任及び退任の届出）

保険会社は、保険計理人を選任したときは、遅滞なく、届出書に当該保険計理人の履歴書及び当該保険計理人が前条に規定する要件に該当することを証する書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

##### ２

保険会社は、保険計理人が退任したときは、遅滞なく、届出書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

##### ３

保険会社は、保険計理人が二人以上となる場合は、前二項に規定する書類のほか、各保険計理人のそれぞれの職務に属する事項を記載した書面を添付しなければならない。

#### 第七十九条の二（保険計理人の確認事項）

法第百二十一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、生命保険会社にあっては、次の第一号に掲げる事項とし、損害保険会社にあっては、次に掲げる事項とする。

###### 一

財産の状況に関する事項として次のイ及びロに掲げるもの

###### 二

第七十六条各号に掲げる保険契約を除く保険契約に係る支払備金（第七十三条第一項第二号に掲げる金額に限る。）が、健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか。

#### 第八十条（保険計理人の確認業務）

保険計理人は、毎決算期において、法第百二十一条第一項各号に掲げる事項について、次に掲げる基準その他金融庁長官が定める基準により確認しなければならない。

###### 一

責任準備金が第六十九条又は第七十条に規定するところにより適正に積み立てられていること。

###### 二

契約者配当又は社員に対する剰余金の分配が第三十条の二又は第六十二条に規定するところにより適正に行われていること。

###### 三

将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額が、当該将来の時点における負債の額として合理的な予測に基づき算定される額に照らして、保険業の継続の観点から適正な水準に満たないと見込まれること。

###### 四

保険金等の支払能力の充実の状況について、法第百三十条並びに第八十六条及び第八十七条の規定に照らして適正であること。

###### 五

損害保険会社にあっては、第七十六条各号に掲げる保険契約を除く保険契約に係る支払備金（第七十三条第一項第二号に掲げる金額に限る。）が、第七十三条に規定するところにより、適正に積み立てられていること。

#### 第八十一条（責任準備金に関して確認の対象となる契約）

法第百二十一条第一項第一号に規定する内閣府令で定める保険契約は、生命保険会社にあっては、当該生命保険会社が引き受けているすべての保険契約、損害保険会社にあっては、第七十六条各号に掲げる保険契約を除くすべての保険契約とする。

#### 第八十二条（保険計理人意見書）

保険計理人は、計算書類を承認する取締役会に、次に掲げる事項を記載した意見書を提出しなければならない。

###### 一

保険会社の商号又は名称及び保険計理人の氏名

###### 二

提出年月日

###### 三

前条に定める保険契約に係る責任準備金の積立てに関する事項

###### 四

契約者配当又は社員に対する剰余金の分配に関する事項

###### 五

第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金への繰入れに関する事項

###### 六

第七十九条の二の規定に基づく確認に関する事項

###### 七

第三号から第六号までに掲げる事項に対する保険計理人の意見

##### ２

保険計理人は、法第百二十一条第一項の規定により意見書を取締役会に提出するとき、及び同条第二項の規定により意見書の写しを金融庁長官に提出するときは、同条第一項各号に掲げる事項の確認の方法その他確認の基礎とした事項を記載した附属報告書を添付しなければならない。

##### ３

保険計理人は、第一項の規定にかかわらず、監査役（監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会の指定した監査等委員、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会の指定した監査委員）又は会計監査人に対し、同項第三号から第七号までに掲げる事項の内容を通知することができる。

#### 第八十二条の二（指定の申請）

法第百二十二条の二第一項の規定による指定（以下この条及び次条において「指定」という。）を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

名称及び住所並びに代表者の氏名

###### 二

事務所の所在地

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

###### 一

定款及び登記事項証明書

###### 二

申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業状況報告書、収支決算書、財産目録その他の最近における財産及び収支の状況を知ることができる書類

###### 三

役員の名簿及び履歴書

###### 四

指定の申請に関する意思の決定を証する書類

###### 五

組織及び運営に関する事項を記載した書類

###### 六

前各号に掲げるもののほか法第百二十二条の二第二項各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施できることを証する書類

##### ３

金融庁長官は、前項に規定するもののほか、指定のために必要な書類の提出を求めることができる。

#### 第八十二条の三

指定を受けた法人は、その名称、住所、代表者又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

## 第六章　監督

#### 第八十三条（事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出）

法第百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

生命保険会社の次に掲げる保険契約に係る法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項

###### 二

第六十八条各項に規定する保険契約に関し、法第百十六条第二項の規定に基づき金融庁長官が定めた積立方法及びその計算の基礎となる係数により計算される額以上となる第六十九条第一項第一号及び第七十条第一項第一号イの保険料積立金、第六十九条第一項第二号及び第七十条第一項第一号ロの未経過保険料、第六十九条第一項第二号の二及び第七十条第一項第三号の払戻積立金、第六十九条第一項第三号及び第七十条第一項第二号の二の危険準備金並びに第七十条第一項第二号の異常危険準備金の計算の方法及びその計算の基礎となる係数に関する事項

###### 三

損害保険会社の次に掲げる契約に係る法第四条第二項第三号及び第四号に掲げる書類に定めた事項並びに第八条第一項各号、第二項各号及び第三項各号に掲げる事項

#### 第八十四条（定款の変更に係る認可の申請等）

保険会社は、法第百二十六条の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

株主総会又は社員総会若しくは総代会（以下「株主総会等」という。）の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

###### 三

その他参考となるべき事項を記載した書類

##### ２

金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

###### 一

当該認可の申請に係る変更後の定款が当該認可の申請をした保険会社の業務の健全かつ適切な運営が確保されるものであること。

###### 二

当該認可の申請に係る変更後の定款に法第九条第一項の公告方法及び会社法第二十七条各号（定款の記載又は記録事項）に掲げる事項（相互会社にあっては法第二十三条第一項各号に掲げる事項）が記載されていること。

#### 第八十五条（届出事項等）

法第百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

###### 一

保険会社である株式会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合

###### 二

保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役又は監査役（監査等委員会設置会社にあっては保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役又は監査等委員（保険会社の常務に従事する取締役を除く。）、指名委員会等設置会社にあっては保険会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（保険会社の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に掲げる場合を除く。）

###### 二の二

役員等の選任又は退任（以下「選退任」という。）があった場合（役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

###### 二の三

会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合（次号に掲げる場合を除く。）

###### 二の四

会計参与の選退任があった場合（会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

###### 二の五

会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に掲げる場合を除く。）

###### 二の六

会計監査人の選退任があった場合（会社法第三百三十八条第二項（会計監査人の任期）（法第五十三条の七において準用する場合を含む。）の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

###### 二の七

特定取引勘定を設けようとする場合

###### 二の八

特定取引勘定を廃止しようとする場合

###### 三

削除

###### 四

保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（保険業高度化等会社にあっては、当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社）とした場合（法第百二十七条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならない場合を除く。）

###### 四の二

法第百六条第四項の規定に基づき子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第七号の二及び第二百四十六条第一項第八号の二において同じ。）以外の外国の会社を子会社としようとする場合

###### 四の三

その子会社の議決権を取得し、又は保有した場合

###### 五

保険会社を子会社とする者に変更があった場合

###### 六

その子会社が名称若しくは主な業務の内容を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなった場合（法第百二十七条第一項第三号の規定により子会社でなくなったこと又は子会社対象保険会社等（法第百六条第七項に規定する子会社対象保険会社等をいう。）に該当しない子会社となったことについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）

###### 六の二

その子会社が本店の所在地を変更した場合

###### 六の三

保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する保険業高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

###### 六の四

保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する保険業高度化等会社が名称若しくは本店の所在地を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止した場合（前三号に掲げる場合を除く。）

###### 七

保険会社又はその子会社が、第五十八条の三第一項各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

###### 七の二

保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社（保険業高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合（当該子会社対象会社を子会社とすることについて法第百六条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けている場合、法第百二十七条第一項第二号の規定により届出をしなければならない場合、法第百四十二条の規定により認可を受けている場合（第九十四条第一項第十号又は第十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百六十七条第一項の規定により認可を受けている場合（第百五条第一項第十九号又は第二十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百七十三条の六第一項の規定により認可を受けている場合（第百五条の六第一項第十八号又は第二十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）及び第七号の四に掲げる場合を除く。）

###### 七の三

保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合（第七号の五に掲げる場合を除く。）

###### 七の四

第四十八条の四各号又は第五十九条第三項各号のいずれかに掲げる者に該当する者（子会社を除く。以下この号、次号及び第七号の六において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合（新たに有することとなった特殊関係者が法第百六条第七項の規定による認可に伴い保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する保険業高度化等会社であるときを除く。）

###### 七の五

その特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合

###### 七の六

保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（当該保険会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は保険会社の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなったことを知った場合

###### 八

外国において支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所を廃止した場合

###### 九

第六十九条第一項第三号の危険準備金について同条第七項に規定する金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立てを行おうとする場合又は取崩しを行おうとする場合

###### 十

損害保険会社が第七十条第四項の規定により責任準備金の額の計算をするに際し金融庁長官に届け出なければならない場合として金融庁長官が定める場合

###### 十の二

第七十条第一項第二号の二の危険準備金について同条第六項に規定する金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立てを行おうとする場合又は取崩しを行おうとする場合

###### 十一

第七十一条第二項に規定する金融庁長官が定める再保険の契約を締結しようとし、又は当該契約を契約期間の終了前に解約しようとする場合

###### 十二

劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であって、保険会社の保険金等の支払能力の充実に資するものとして金融庁長官が定める金銭の消費貸借に該当するものをいう。以下この条、第百六十六条及び第百九十二条において同じ。）による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債であって、保険会社の保険金等の支払能力の充実に資するものとして金融庁長官が定める社債に該当するものをいう。以下この条、第百六十六条及び第百九十二条において同じ。）を発行しようとする場合

###### 十三

劣後特約付金銭消費貸借について期限前弁済をしようとする場合又は劣後特約付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

###### 十三の二

第八十七条第二号の二又は第八十八条第一号若しくは第五号に掲げる額を算出するため、金融庁長官の定める算出方法を用いようとする場合

###### 十三の三

前号に規定する算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

###### 十四

特定取引勘定設置会社において、特定取引として経理しようとする取引の種類その他第三項各号に定める書類に係る事項を変更しようとする場合（軽微な変更をしようとする場合を除く。）

###### 十五

削除

###### 十六

会社法第百五十六条第一項（株式の取得に関する事項の決定）（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による株主総会又は取締役会の決議により自己の株式を取得しようとする場合

###### 十七

保険会社、その子会社又は業務の委託先において不祥事件（業務の委託先にあっては、当該保険会社が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知った場合

###### 十八

第二百十二条の六の三第二項各号に掲げる書類に定めた事項を変更しようとする場合

##### ２

法第二条第十五項の規定は、前項第四号、第六号の三から第七号の四まで及び第七号の六に規定する議決権について準用する。

##### ３

保険会社は、法第百二十七条第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類（第一項第二号の七に掲げる場合にあっては、次の各号に掲げる書類）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

特定取引として経理しようとする取引の種類及び当該取引を行う部署の名称を記載した書類

###### 二

時価等の算定（特定取引に係る利益若しくは損失又は当該取引の対象となる財産の価格を算定することをいう。）を行う部署の名称を記載した書類

###### 三

特定取引及びその対象となる財産とその他の取引及び財産との区別に関する経理の方針（特定取引勘定を設ける前に行った取引及びその対象となる財産についての区別に関する経理の方針を含む。）を記載した書類

###### 四

内部取引（一の保険会社において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第五十三条の六の二第二項第五号から第十四号までに掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十六号の規定により特定取引とされる取引を含む。）をいう。）を行う場合（当該内部取引を解約する場合を含む。）の取扱いに関する事項を記載した書類

###### 五

勘定間振替（第五十三条の六の二第三項各号に掲げる行為（同条第四項に規定する取引を含む。）をいう。）を行う場合の取扱いに関する事項を記載した書類

##### ４

第一項第九号又は第十号の二に該当するときの届出は、計算書類の作成後、速やかに、当該計算書類を添付して行うものとする。

##### ５

第一項第十七号に規定する不祥事件とは、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

###### 一

保険会社の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

###### 二

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）に違反する行為

###### 三

法第二百九十四条第一項、第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定、法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第九号若しくは第三十九条第一項の規定若しくは第二百三十四条の二十一の二第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

###### 四

現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下同じ。）のうち、保険会社の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの

###### 五

海外で発生した前各号に掲げる行為又はこれに準ずるもので、発生地の監督当局に報告したもの

###### 六

その他保険会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって前各号に掲げる行為に準ずるもの

##### ６

第一項第十七号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を保険会社が知った日から三十日以内に行わなければならない。

#### 第八十五条の二（保険会社がその経営を支配している法人）

法第百二十八条第二項に規定する内閣府令で定める法人は、当該保険会社の子法人等のうち子会社以外のものとする。

#### 第八十六条（健全性の基準に用いる単体の資本金、基金、準備金等）

法第百三十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社に係る額に限る。）は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税その他利益又は剰余に関連する金額を課税標準として課される租税をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剰余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。第五号において同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。）の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

###### 一

資本金又は基金等の額（貸借対照表の純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額（保険会社である相互会社にあっては、社員配当準備金に積み立てる金額を含む。）、貸借対照表の評価・換算差額等（財務諸表等規則第六十七条の評価・換算差額等をいう。第二百十一条の五十九において同じ。）の科目に計上した金額、法第百十三条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額をいう。）

###### 二

法第百十五条第一項の価格変動準備金の額

###### 三

第六十九条第一項第三号又は第七十条第一項第二号の二の危険準備金の額

###### 三の二

第七十条第一項第二号の異常危険準備金（地震保険に関する法律施行規則（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）第七条第一項（地震保険責任準備金の計算方法）に定める危険準備金を含む。次条第一項第四号及び第二百十条の十一の三第一項第四号において同じ。）の額

###### 四

一般貸倒引当金の額

###### 五

保険会社が有するその他有価証券については、貸借対照表に計上した次に掲げる額であって税効果会計適用前のものの合計額に金融庁長官が定める率を乗じた額

###### 六

保険会社が有する土地（海外の土地を含む。）については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

###### 七

その他前各号に準ずるものとして金融庁長官が定めるものの額

##### ２

前項第六号中「時価」とは、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日の適正な評価価格に基づき算出した価額をいう。

#### 第八十六条の二（健全性の基準に用いる連結の資本金、基金、準備金等）

法第百三十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社及びその子会社等に係る額に限る。）は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計（連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剰余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。第六号において同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。）の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

###### 一

資本金又は基金等の額（連結貸借対照表の純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額（保険会社である相互会社にあっては、社員配当準備金に積み立てる金額を含む。）、連結貸借対照表のその他の包括利益累計額（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項のその他の包括利益累計額をいう。第二百十条の十一の三第一項第一号において同じ。）の科目に計上した金額、法第百十三条前段の規定により連結貸借対照表の資産の部に計上した金額に相当する額、のれん（のれんに類する額を含む。）及び繰延資産として連結貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額をいう。）

###### 二

法第百十五条第一項の価格変動準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

###### 三

第六十九条第一項第三号及び第七十条第一項第二号の二の危険準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

###### 四

第七十条第一項第二号の異常危険準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

###### 五

一般貸倒引当金の額

###### 六

保険会社及びその子会社等が有するその他有価証券については、連結貸借対照表に計上した次に掲げる額であって税効果会計適用前のものの合計額に金融庁長官が定める率を乗じた額

###### 七

保険会社及びその子会社等が有する土地（海外の土地を含む。）については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

###### 八

未認識数理計算上の差異（財務諸表等規則第八条第六十二項に規定する未認識数理計算上の差異をいう。第二百十条の十一の三第一項第八号において同じ。）の額及び未認識過去勤務費用（財務諸表等規則第八条第六十三項に規定する未認識過去勤務費用をいう。同号において同じ。）の額の合計額

###### 九

その他前各号に準ずるものとして金融庁長官が定めるものの額

##### ２

前項第七号中「時価」とは、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日の適正な評価価格に基づき算出した価額をいう。

#### 第八十七条（単体の通常の予測を超える危険に対応する額）

法第百三十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって通常の予測を超えるものに対応する額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社に係る額に限る。）は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

###### 一

保険リスク（実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険をいう。次号、次条第一号から第三号まで、第百六十二条第一号及び第一号の二、第二百十条の十一の四第一号から第三号まで並びに第二百十一条の六十第一号において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額（次号に掲げる額を除く。）

###### 一の二

第三分野保険の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

###### 二

予定利率リスク（責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険をいう。次条第四号、第百六十二条第二号及び第二百十条の十一の四第四号において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

###### 二の二

最低保証リスク（特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の額を下回る危険であって、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険をいう。次条第五号及び第二百十条の十一の四第五号において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

###### 三

資産運用リスク（資産の運用等に関する危険であって、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。次条第六号、第二百十条の十一の四第六号及び第二百十一条の六十第二号において同じ。）に対応する額として次のイからヘまでに掲げる額の合計額

###### 四

経営管理リスク（業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であって、前各号に掲げる危険に該当しないものをいう。次条第七号、第二百十条の十一の四第七号及び第二百十一条の六十第三号において同じ。）に対応する額として、前各号に対応する額に基づき金融庁長官が定めるところにより計算した額

#### 第八十八条（連結の通常の予測を超える危険に対応する額）

法第百三十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって通常の予測を超えるものに対応する額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社及びその子会社等に係る額に限る。）は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

###### 一

保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額（次号及び第三号に掲げる額を除く。）

###### 二

第三分野保険の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

###### 三

子会社等である少額短期保険業者の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

###### 四

予定利率リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

###### 五

最低保証リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

###### 六

資産運用リスクに対応する額として次のイからホまでに掲げる額の合計額

###### 七

経営管理リスクに対応する額として、金融庁長官が定めるところにより計算した額

## 第七章　保険契約の移転、事業の譲渡又は譲受け並びに業務及び財産の管理の委託

### 第一節　保険契約の移転

#### 第八十八条の二（保険契約の移転に係る備置書類）

法第百三十六条の二第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

###### 一

法第百三十五条第一項の契約に係る契約書

###### 二

法第百三十五条第三項に規定する移転会社（以下この節において「移転会社」という。）及び同条第一項に規定する移転先会社（以下この節において「移転先会社」という。）の貸借対照表（外国保険会社等の場合にあっては、日本における保険業の貸借対照表）

#### 第八十八条の三（保険契約の移転に係る公告事項）

法第百三十七条第一項本文（法第二百五十一条第二項及び第三項により読み替えて適用する場合並びに法第二百七十条の四第九項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（法第二百五十一条第二項及び第三項の規定により法第百三十七条第一項本文の規定を読み替えて適用する場合並びに法第二百七十条の四第九項の規定により法第百三十七条第一項本文の規定を読み替えて準用する場合にあっては、第一号及び第二号に掲げる事項）とする。

###### 一

移転先会社の商号、名称又は氏名

###### 二

移転先会社の本店、主たる事務所又は日本における主たる店舗の所在地

###### 三

移転会社及び移転先会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条又は第二百二条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この号及び第九十条第二項第十四号において同じ。）及び保険契約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

###### 四

保険契約の移転後における移転対象契約（法第百三十五条第三項に規定する移転対象契約をいう。第九十条第二項及び第九十条の二第一号において同じ。）に関するサービスの内容の概要

###### 五

法第百三十七条第五項に関する事項

###### 六

保険契約の移転前及び移転後における移転会社及び移転先会社の法第百十四条第一項に規定する契約者配当又は社員に対する剰余金の分配（以下この号において「配当等」という。）の方針並びに保険契約の移転前における移転会社及び移転先会社の配当等の額

###### 七

移転対象契約者（法第百三十五条第三項に規定する移転対象契約者をいう。第九十条第二項及び第九十条の二第五号において同じ。）に対する剰余金の分配をする場合には、その旨及びその分配の方法

###### 八

法第百三十七条第一項ただし書の規定により当該通知を省略する場合には、その旨

#### 第八十八条の四（保険契約の移転に係る通知の省略）

法第百三十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

###### 一

共同保険契約（二以上の保険会社（外国保険会社等を含む。以下この号において同じ。）又は少額短期保険業者が共同で同一の保険を引き受ける保険契約であって、これらの保険会社又は少額短期保険業者（以下「引受保険会社等」という。）が当該保険契約を引き受ける割合（以下「引受割合」という。）に応じて当該保険契約に係る権利を有し、又は義務を負うものをいう。以下同じ。）の移転であること。

###### 二

共同保険契約の移転をしようとする引受保険会社等（保険会社に限る。）が、当該共同保険契約の非幹事会社等（引受保険会社等のうち、当該共同保険契約に係る主要な事務を行う者以外の者をいう。以下同じ。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

#### 第八十九条（保険契約に係る債権の額）

法第百三十七条第三項（法第二百五十一条第二項及び第三項の規定により読み替えて適用する場合並びに法第二百七十条の四第九項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあっては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあっては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とする。

###### 一

法第百三十七条第一項の公告（以下この条において「公告」という。）の時において被保険者のために積み立てるべき金額

###### 二

未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、公告の時において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する保険料の金額

###### 三

公告の時において第七十条第一項第三号の払戻積立金として積み立てるべき金額

#### 第八十九条の二（移転会社が払い戻すべき金額）

法第百三十七条第五項に規定する内閣府令で定める金額は、第六十九条第一項第二号の二又は第七十条第一項第三号の払戻積立金として積み立てた金額とする。

#### 第八十九条の三（保険契約移転手続中の契約に係る通知事項）

法第百三十八条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十八条の三各号に掲げる事項とする。

#### 第九十条（保険契約の移転の認可の申請）

法第百三十九条第一項の規定による認可の申請は、法第百三十七条第一項の異議を述べるべき期間経過後一月以内に、移転会社及び移転先会社の連名の認可申請書を金融庁長官に提出して行わなければならない。

##### ２

前項の認可申請書には、次に掲げる書類（法第二百五十条第一項の規定により保険契約の移転をする場合、法第二百七十条の四第九項の規定により法第百三十九条第一項の規定を読み替えて準用する場合及び更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号の規定により更生計画において更生会社が更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号に掲げる行為をする場合にあっては、第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十七号及び第十八号に掲げる書類）を添付しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

法第百三十五条第一項の契約に係る契約書

###### 三

移転会社及び移転先会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録

###### 四

移転会社及び移転先会社の貸借対照表（外国保険会社等の場合にあっては、日本における保険業の貸借対照表）

###### 五

移転会社の財産目録

###### 六

移転対象契約の選定基準及び対象範囲を記載した書面

###### 七

移転会社を保険者とする保険契約について、次に掲げる事項を記載した書面

###### 八

法第百三十五条第一項の契約により移転対象契約とともに移転するものとされる財産について、その種類ごとに数量及び価額を記載した書面

###### 九

移転先会社を保険者とする保険契約（外国保険会社等にあっては、日本における保険契約）について、次に掲げる事項を記載した書面

###### 十

法第百三十七条第一項本文の規定による公告及び通知をしたことを証する書面（同項ただし書の規定により当該通知を省略したときは、第八十八条の四各号に掲げる要件の全てを満たしていることを証する書面を含む。）

###### 十一

法第百三十七条第一項の異議を述べるべき期間内に異議を述べた移転対象契約者の数又はその者の第八十九条に規定する金額が、法第百三十七条第三項（法第二百五十一条第二項及び第三項の規定により読み替えて適用する場合並びに法第二百七十条の四第九項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に定める割合を超えなかったことを証する書面

###### 十二

前号の異議を述べた移転対象契約者の異議の理由及び当該異議に対する移転会社又は移転先会社の対応を記載した書面

###### 十三

移転対象契約者に対する剰余金の分配をする場合には、その額及びその算出方法並びにその分配の方法を記載した書面

###### 十四

移転会社及び移転先会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率及び保険契約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率を記載した書面

###### 十五

移転先会社の移転対象契約に係る業務の実施体制及びサービスの内容を記載した書面

###### 十六

保険契約の種類ごとに法第百三十七条第五項に規定する場合において解約する旨を申し入れた移転対象契約者の数並びに同項の規定により移転会社が払い戻すべき金額及びその算出方法を記載した書面

###### 十七

法第二百五十条第四項の規定による公告をしたときは、これを証する書面

###### 十八

その他法第百三十九条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

#### 第九十条の二（保険契約の移転の認可の審査）

金融庁長官は、前条第一項の規定による認可の申請に係る法第百三十九条第二項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

###### 一

保険契約の移転の目的及び移転対象契約の選定基準が保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること。

###### 二

保険契約の移転後において、移転会社を保険者とする保険契約及び移転先会社を保険者とする保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられることが見込まれること。

###### 三

保険契約の移転後において、移転先会社の第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金又は第六十四条第一項の契約者配当準備金（外国保険会社等にあっては、第百四十六条第一項の契約者配当準備金）が適正に積み立てられることが見込まれること。

###### 四

保険契約の移転後において、移転会社及び移転先会社の保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であると見込まれること。

###### 五

移転会社が、移転対象契約者に対して剰余金の分配をする場合には、当該分配が適正に行われるものであること。

#### 第九十一条（保険契約の移転後の公告事項）

法第百四十条第一項前段に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

法第百三十七条第一項から第三項までの規定（共同保険契約以外の保険契約にあっては、同条第一項ただし書の規定を除く。）による手続の経過

###### 二

移転先会社の商号、名称又は氏名及び本店、主たる事務所又は日本における主たる店舗の所在地

#### 第九十一条の二（保険契約の移転後の通知の省略）

法第百四十条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第八十八条の四各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

#### 第九十二条（保険契約の移転の効力）

保険契約の移転を受けたことにより、法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類（以下この項において「事業方法書等」という。）又は法第百八十七条第三項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項を、移転会社の事業方法書等に定めた事項のうち当該保険契約の移転に係る保険契約に関する部分を付加した内容に変更しなければならない場合においては、法第百三十九条第一項の規定による認可を受けた時に、法第百二十三条第一項（法第二百七条において準用する場合を含む。）の規定による認可を要する事項については、その認可を受けたものと、法第百二十三条第二項（法第二百七条において準用する場合を含む。）の規定による届出を要する事項については、変更があったものとみなす。

##### ２

移転先会社は、資産の運用方法又は第四十八条の三第一項及び第四十八条の五第一項に掲げる資産の運用額（外国保険会社等の場合にあっては、第百四十条の三第一項に掲げる資産の運用額）が保険契約の移転とともにする財産の移転を受けたことにより第四十七条から第四十九条までの規定（外国保険会社等の場合にあっては、第百三十九条及び第百四十条の三並びに第百六十条において準用する第四十九条の規定。以下この項において同じ。）による制限に反することとなった場合においては、その方法又は額により資産の運用を行うことができる。

### 第二節　事業の譲渡又は譲受け

#### 第九十三条（認可を要しない事業の譲渡又は譲受け）

法第百四十二条（法第二百十一条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、有価証券の保護預りのみに係る事業の譲渡又は譲受けとする。

#### 第九十四条（事業譲渡等の認可の申請）

保険会社（外国保険会社等を含む。以下この条において同じ。）は、法第百四十二条（法第二百十一条において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

事業の譲渡又は譲受け（次項及び第三項において「事業譲渡等」という。）に係る契約の内容を記載した書面

###### 三

当事者である保険会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

###### 四

当事者である保険会社の貸借対照表（外国保険会社等の場合にあっては、日本における保険業の貸借対照表）

###### 五

譲渡しようとする事業又は譲り受けようとする事業に係る損益の状況を記載した書面

###### 六

法第百四十三条第一項に規定する保険金信託業務に係る事業の譲渡の認可の申請の場合にあっては、同項の規定による公告をしたことを証する書面

###### 七

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第十六条第二項の規定による届出を要する場合においては、当該届出をしたことを証する書類

###### 八

当該事業譲渡等を行った後における保険会社が子会社等（法第九十七条の二第三項前段に規定する子会社等をいう。以下この号、第百五条第一項第二十号及び第百五条の六第一項第十九号において同じ。）を有する場合には、当該保険会社及び当該子会社等の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類

###### 九

当該事業の譲渡により当該保険会社の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

###### 十

当該事業の譲受けにより子会社対象会社（法第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいい、保険業高度化等会社を除く。以下この号及び第百五条第一項第十九号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第五十八条第一項第四号に掲げる書類

###### 十の二

当該事業の譲受けにより保険会社若しくはその子会社が保険業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第五十八条の二第一項第四号に掲げる書類

###### 十一

当該事業の譲受けにより保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合（第十号に規定する場合を除く。）には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

###### 十二

その他参考となるべき事項を記載した書類

##### ２

前項の認可申請書は、保険会社を全部の当事者とする事業譲渡等の場合にあっては、当事者である保険会社の連名で提出しなければならない。

##### ３

第一項の認可申請書は、少額短期保険業者を一部の当事者とする事業譲渡等の場合にあっては、第二百十一条の六十七第一項の認可申請書とあわせて提出しなければならない。

##### ４

法第二条第十五項の規定は、第一項第十号の二及び第十一号に規定する議決権について準用する。

### 第三節　業務及び財産の管理の委託

#### 第九十五条（業務及び財産の管理を受託できない外国保険会社等）

法第百四十四条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、法第百八十五条第一項の日本における保険業に係る保険の引受けの代理をする者の事務所を設けている外国保険会社等とする。

#### 第九十六条（業務及び財産の管理の委託の認可の申請）

法第百四十五条第一項の規定による認可の申請は、委託会社（法第百四十四条第二項に規定する委託会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）及び受託会社（法第百四十四条第一項に規定する受託会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）の連名の認可申請書を金融庁長官に提出して行わなければならない。

##### ２

前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

管理委託契約（法第百四十四条第一項の契約をいう。次条において同じ。）に係る契約書

###### 三

委託会社及び受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録

###### 四

委託会社及び受託会社の貸借対照表（外国保険会社等の場合にあっては、日本における保険業の貸借対照表）

###### 五

管理の委託をしようとする業務及び財産に係る損益の状況を記載した書面

###### 六

受託会社が委託会社の業務及び財産の管理を行う方法及び受託会社が法第百四十八条第一項の規定による表示をする方法を記載した書面

###### 七

その他法第百四十五条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

#### 第九十七条（管理委託契約の変更又は解除の認可の申請）

法第百四十九条第二項の規定による認可の申請は、委託会社及び受託会社の連名の認可申請書を金融庁長官に提出して行わなければならない。

##### ２

前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

管理委託契約に定めた事項の変更の認可の申請をする場合においては、変更後の管理委託契約書

###### 三

委託会社及び受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録

###### 四

委託会社及び受託会社の貸借対照表（外国保険会社等の場合にあっては、日本における保険業の貸借対照表）

###### 五

管理の委託をしている業務及び財産に係る損益の状況を記載した書面

###### 六

管理の委託をする業務及び財産の範囲に係る変更の認可を申請する場合においては、当該変更後に管理の委託をしようとする業務及び財産に係る損益の状況を記載した書面

###### 七

その他参考となるべき事項を記載した書類

## 第八章　解散、合併、会社分割及び清算

### 第一節　解散

#### 第九十八条（解散等の認可の申請）

保険会社等は、法第百五十三条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

###### 一

解散についての株主総会等の決議

###### 二

保険業の廃止についての株主総会の決議

###### 三

保険業を営む株式会社を全部又は一部の当事者とする合併

#### 第九十九条（解散等の公告）

保険会社等は、法第百五十四条の規定による公告をする場合において、当該保険会社等を保険者とする保険契約があるときは、当該保険契約の処理方針を示すものとする。

#### 第九十九条の二（解散に係る備置書類）

法第百五十六条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

解散に関する議案

###### 二

貸借対照表

###### 三

当該保険会社等を保険者とする保険契約があるときは、当該保険契約の処理方針

#### 第九十九条の三（解散に係る公告事項）

法第百五十七条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、当該保険会社等を保険者とする保険契約の処理方針とする。

### 第二節　合併

#### 第九十九条の三の二（相互会社が存続するときの株式会社と相互会社との吸収合併契約）

法第百六十二条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

吸収合併存続相互会社が吸収合併に際して吸収合併消滅株式会社（法第百六十二条第一項第一号に規定する吸収合併消滅株式会社をいう。以下この節（第百一条の二の二十一、第百一条の二の二十二、第百一条の二の二十四、第百三条第一号ホ及び第百三条の二第一号ホを除く。）において同じ。）の株主に対してその株式に代わる金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

###### 二

前号に規定する場合には、吸収合併消滅株式会社の株主（吸収合併消滅株式会社を除く。）に対する同号の金銭の割当てに関する事項

###### 三

吸収合併消滅株式会社が新株予約権を発行しているときは、吸収合併存続相互会社が吸収合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる金銭の額又はその算定方法

###### 四

前号に規定する場合には、吸収合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者に対する同号の金銭の割当てに関する事項

#### 第九十九条の三の三（相互会社を設立するときの株式会社と相互会社との新設合併契約）

法第百六十三条第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

新設合併設立相互会社（法第百六十一条第一項第二号に規定する新設合併設立相互会社をいう。以下この節において同じ。）が新設合併に際して新設合併消滅株式会社（法第百六十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅株式会社をいう。以下この節（第百一条の二の二十三、第百一条の二の二十四、第百三条第一号ホ及び第百三条の二第一号ホを除く。）において同じ。）の株主に対してその株式に代わる金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

###### 二

前号に規定する場合には、新設合併消滅株式会社の株主（新設合併消滅株式会社を除く。）に対する同号の金銭の割当てに関する事項

###### 三

新設合併消滅株式会社の全部又は一部が新株予約権を発行しているときは、新設合併設立相互会社が新設合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる金銭の額又はその算定方法

###### 四

前号に規定する場合には、新設合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者に対する同号の金銭の割当てに関する事項

#### 第九十九条の四（一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却に関する事項）

法第百六十四条第一項第四号及び第百六十五条第一項第十号に規定する売却に関し内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる売却の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

###### 一

競売による売却

###### 二

市場価格による売却

###### 三

裁判所の許可を得て行う売却

#### 第九十九条の五（一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の買受けに関する事項）

法第百六十四条第一項第五号及び第百六十五条第一項第十一号に規定する買受けに関し内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる買受けの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

###### 一

前条第二号に定める方法により売却した場合の買受け

###### 二

前条第三号に定める方法により売却した場合の買受け

#### 第百条（社員の寄与分の計算）

法第百六十四条第三項又は第百六十五条第六項において準用する法第九十条第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した金額は、吸収合併消滅相互会社（法第百六十条第一号に規定する吸収合併消滅相互会社をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併消滅相互会社（法第百六十一条第一項第一号に規定する新設合併消滅相互会社をいう。以下この節において同じ。）の社員が当該吸収合併消滅相互会社又は新設合併消滅相互会社と締結している保険契約ごとの寄与分の合計額とする。

##### ２

前項に規定する保険契約ごとの寄与分は、消滅相互会社（法第百六十五条の十五第一項に規定する消滅相互会社をいう。以下この節において同じ。）が設定した保険契約の区分（以下この条において「区分」という。）ごとに、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を、当該区分に属する保険契約ごとにその責任準備金、保険金、保険料その他の基準となる金額に応じて計算した金額とする。

###### 一

社員に係る保険契約について、社員の支払った保険料及び当該保険料として収受した金銭を運用することによって得られた収益の合計額から、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出その他の支出に充てられた額を控除した額

###### 二

社員に係る保険契約について、保険契約上の債務を履行するために確保すべき資産の額

#### 第百条の二（株式の発行等により一に満たない端数を処理する場合における市場価格）

法第百六十四条第三項又は第百六十五条第六項において読み替えて準用する法第九十条第三項において準用する会社法第二百三十四条第二項（一に満たない端数の処理）に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって法第百六十四条第三項又は第百六十五条第六項において準用する法第九十条第三項において準用する会社法第二百三十四条第二項に規定する株式の価格とする方法とする。

###### 一

当該株式を市場において行う取引によって売却する場合

###### 二

前号に掲げる場合以外の場合

#### 第百一条（合併剰余金額の計算等）

法第百六十四条第四項又は第百六十五条第七項において準用する法第九十一条第三項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した金額は、消滅相互会社の合併時における純資産額として計算した金額に第一号に掲げる額のうちに第二号に掲げる額の占める割合を乗じて算出される金額とする。

###### 一

第百条第一項により社員の寄与分の合計額を計算する場合に用いる方法と同様の方法により評価した消滅相互会社の合併時における総資産の額から次に掲げる額の合計額を控除した額

###### 二

前号に掲げる額から第百条第一項に規定する社員の寄与分の合計額を控除した額

##### ２

吸収合併存続株式会社（法第百六十四条第一項第一号に規定する吸収合併存続株式会社をいう。以下この節（第百一条の二の二十二、第百一条の二の二十四、第百三条第一号ホ及び第百三条の二第一号ホを除く。）において同じ。）又は新設合併設立株式会社（法第百六十五条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。以下この節において同じ。）において、次に掲げる事由により貸借対照表の純資産の部又は負債の部に計上した金額が減少する場合には、当該減少額につき合併剰余金額を減額することができる。

###### 一

剰余金、資本準備金又は利益準備金による欠損のてん補

###### 二

資本金の額の減少

###### 三

法第四条第二項第四号に掲げる書類を変更することによる第六十九条第一項第一号又は第七十条第一項第一号イの保険料積立金の追加積立て

###### 四

法第百十五条第一項の価格変動準備金の取崩し

###### 五

第六十九条第一項第三号又は第七十条第一項第二号の二の危険準備金の取崩し

#### 第百一条の二（消滅株式会社の事前開示事項）

法第百六十五条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、消滅株式会社（同項に規定する消滅株式会社をいう。以下この節において同じ。）が吸収合併消滅株式会社である場合には、次に掲げる事項とする。

###### 一

第九十九条の三の二第一号及び第二号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

###### 二

吸収合併消滅株式会社が新株予約権を発行しているときは、第九十九条の三の二第三号及び第四号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

###### 三

法第百六十二条第一項第三号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

###### 四

吸収合併消滅株式会社（清算株式会社を除く。）についての次に掲げる事項

###### 五

吸収合併消滅株式会社（清算株式会社に限る。）が会社法第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）の規定により作成した貸借対照表

###### 六

吸収合併存続相互会社についての次に掲げる事項

###### 七

吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続相互会社の債務（法第百六十五条の七第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる保険契約者その他の債権者に対して負担する債務（保険契約者その他保険契約に係る権利を有する者の当該権利（保険金請求権等を除く。）に係る債務を除く。）に限る。）の履行の見込みに関する事項

###### 八

吸収合併契約備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

##### ２

法第百六十五条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、消滅株式会社が新設合併消滅株式会社である場合は、次に掲げる事項とする。

###### 一

次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

###### 二

新設合併消滅株式会社（他の新設合併消滅株式会社を含み、清算株式会社を除く。）についての次に掲げる事項

###### 三

新設合併消滅相互会社（清算相互会社を除く。）についての次に掲げる事項

###### 四

当該新設合併消滅株式会社（清算株式会社に限る。）及び他の新設合併消滅会社（法第百六十五条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。以下この節において同じ。）（清算株式会社又は清算相互会社に限る。）が会社法第四百九十二条第一項（法第百八十条の十七において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表

###### 五

新設合併が効力を生ずる日以後における新設合併設立会社の債務（保険契約者その他保険契約に係る権利を有する者の当該権利（保険金請求権等を除く。）に係る債務及び他の新設合併消滅会社から承継する債務を除く。）の履行の見込みに関する事項

###### 六

新設合併契約備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

#### 第百一条の二の二（消滅株式会社の計算書類に関する公告事項）

法第百六十五条の七第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

###### 一

最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき消滅株式会社（消滅株式会社が新設合併消滅株式会社である場合にあっては、他の新設合併消滅株式会社を含む。以下この条において同じ。）が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定又は同条第二項の規定により公告をしている場合

###### 二

最終事業年度に係る貸借対照表につき消滅株式会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合

###### 三

消滅株式会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき

###### 四

消滅株式会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条（計算書類の公告等に関する規定の適用除外）の規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないものである場合

###### 五

消滅株式会社につき最終事業年度がない場合

###### 六

消滅株式会社が清算株式会社である場合

###### 七

前各号に掲げる場合以外の場合

#### 第百一条の二の三（消滅株式会社の公告事項）

法第百六十五条の七第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

吸収合併存続会社（法第百六十五条の十七第二項第二号に規定する吸収合併存続会社をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併設立会社の基金の総額又は資本金の額

###### 二

次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

###### 三

消滅株式会社の保険契約者の合併後における権利に関する事項

###### 四

公告対象会社（吸収合併存続相互会社又は新設合併消滅相互会社をいう。以下この号において同じ。）の計算書類に関する事項として、法第百六十五条の七第二項の規定による公告の日における次のイからヘまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからヘまでに定めるもの

#### 第百一条の二の四（保険契約に係る債権の額）

法第百六十五条の七第四項において準用する法第七十条第六項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあっては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあっては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあっては第二号に掲げる金額とする。

###### 一

法第百六十五条の七第二項の公告（以下この条において「公告」という。）の時において被保険者のために積み立てるべき金額

###### 二

未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、公告の時において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する保険料の金額

###### 三

公告の時において第七十条第一項第三号の払戻積立金として積み立てるべき金額

#### 第百一条の二の五（吸収合併存続株式会社の事前開示事項）

法第百六十五条の九第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

法第百六十四条第一項第二号から第六号までに掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

###### 二

吸収合併存続株式会社についての次に掲げる事項

###### 三

吸収合併消滅相互会社（清算相互会社を除く。）についての次に掲げる事項

###### 四

吸収合併消滅相互会社（清算相互会社に限る。）が法第百八十条の十七において準用する会社法第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）の規定により作成した貸借対照表

###### 五

吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続株式会社の債務（法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる保険契約者その他の債権者に対して負担する債務（保険契約者その他保険契約に係る権利を有する者の当該権利（保険金請求権等を除く。）に係る債務を除く。）に限る。）の履行の見込みに関する事項

###### 六

吸収合併契約備置開始日後吸収合併が効力を生ずるまでの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

#### 第百一条の二の六（純資産の額）

法第百六十五条の十一第一項第二号に規定する内閣府令で定める方法は、算定基準日（吸収合併契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日後から当該吸収合併の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあっては、当該時）をいう。）における第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じて得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあっては、五百万円）をもって吸収合併存続株式会社の純資産額とする方法とする。

###### 一

資本金の額

###### 二

資本準備金の額

###### 三

利益準備金の額

###### 四

会社法第四百四十六条（剰余金の額）に規定する剰余金の額

###### 五

最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併存続株式会社の成立の日）における評価・換算差額等に係る額

###### 六

新株予約権の帳簿価額

###### 七

自己株式及び自己新株予約権の帳簿価額の合計額

#### 第百一条の二の七（株式の数）

法第百六十五条の十一第二項に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数のうちいずれか小さい数とする。

###### 一

特定株式（法第百六十五条の十一第二項に規定する行為に係る株主総会において議決権を行使することができることを内容とする株式をいう。以下この条において同じ。）の総数に二分の一（当該株主総会の決議が成立するための要件として当該特定株式の議決権の総数の一定の割合以上の議決権を有する株主が出席しなければならない旨の定款の定めがある場合にあっては、当該一定の割合）を乗じて得た数に三分の一（当該株主総会の決議が成立するための要件として当該株主総会に出席した当該特定株主（特定株式の株主をいう。以下この条において同じ。）の有する議決権の総数の一定の割合以上の多数が賛成しなければならない旨の定款の定めがある場合にあっては、一から当該一定の割合を減じて得た割合）を乗じて得た数に一を加えた数

###### 二

法第百六十五条の十一第二項に規定する行為に係る決議が成立するための要件として一定の数以上の特定株主の賛成を要する旨の定款の定めがある場合において、特定株主の総数から株式会社に対して当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の数を減じて得た数が当該一定の数未満となるときにおける当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

###### 三

法第百六十五条の十一第二項に規定する行為に係る決議が成立するための要件として前二号の定款の定め以外の定款の定めがある場合において、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の全部が同項に規定する株主総会において反対したとすれば当該決議が成立しないときは、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

###### 四

定款で定めた数

#### 第百一条の二の八（吸収合併存続株式会社の計算書類に関する公告事項）

法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七第二項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

###### 一

最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき吸収合併存続株式会社が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定又は同条第二項の規定により公告をしている場合

###### 二

最終事業年度に係る貸借対照表につき吸収合併存続株式会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合

###### 三

吸収合併存続株式会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき

###### 四

吸収合併存続株式会社につき最終事業年度がない場合

###### 五

前各号に掲げる場合以外の場合

#### 第百一条の二の九（吸収合併存続株式会社の公告事項）

法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

吸収合併存続株式会社の資本金の額

###### 二

吸収合併消滅相互会社の社員に対する株式又は金銭の割当てに関する事項

###### 三

吸収合併消滅相互会社の社員に対する株式の割当てにより生ずる一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法その他売却に関し第九十九条の四に規定する事項

###### 四

吸収合併消滅相互会社の保険契約者の吸収合併後における権利に関する事項

###### 五

第三号の株式を買い受けるときは、買受けの方法その他買受けに関し第九十九条の五各号に掲げる事項

###### 六

吸収合併消滅相互会社の計算書類に関する事項として、法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七第二項の規定による公告の日における次のイからヘまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからヘまでに定めるもの

#### 第百一条の二の十（保険契約に係る債権の額）

法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七第四項において準用する法第七十条第六項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあっては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあっては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあっては第二号に掲げる金額とする。

###### 一

法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七第二項の公告（以下この条において「公告」という。）の時において被保険者のために積み立てるべき金額

###### 二

未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、公告の時において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する保険料の金額

###### 三

公告の時において第七十条第一項第三号の払戻積立金として積み立てるべき金額

#### 第百一条の二の十一（吸収合併存続株式会社の事後開示事項）

法第百六十五条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

吸収合併が効力を生じた日

###### 二

吸収合併消滅相互会社における次に掲げる手続の経過

###### 三

吸収合併存続株式会社における次に掲げる手続の経過

###### 四

吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅相互会社から承継した重要な権利義務に関する事項

###### 五

法第百六十五条の十五第一項の規定により吸収合併消滅相互会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）

###### 六

法第百六十九条の五第一項の変更の登記をした日

###### 七

前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

#### 第百一条の二の十二（新設合併設立株式会社の事後開示事項）

法第百六十五条の十四第三項において準用する法第百六十五条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

新設合併が効力を生じた日

###### 二

法第百六十五条の四第一項及び第二項の規定による株主及び新株予約権者に対する通知又は公告の手続の経過

###### 三

法第百六十五条の三の二又は第百六十五条の十六の二の規定による請求に係る手続の経過

###### 四

法第百六十五条の五第一項及び同条第二項において準用する会社法第七百八十五条第五項から第九項まで（反対株主の株式買取請求）、法第百六十五条の六第一項及び同条第二項において準用する会社法第七百八十七条第五項から第十項まで（新株予約権買取請求）、法第百六十五条の七並びに第百六十五条の十七の規定による手続の経過

###### 五

新設合併により新設合併設立株式会社が新設合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

###### 六

法第百六十五条の二第一項又は第百六十五条の十五第一項の規定により新設合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項

###### 七

前各号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

#### 第百一条の二の十三（消滅相互会社の事前開示事項）

法第百六十五条の十五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、消滅相互会社が吸収合併消滅相互会社である場合には、次に掲げる事項とする。

###### 一

次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

###### 二

吸収合併消滅相互会社の社員に対して交付する株式等（法第百六十四条第一項第二号に規定する株式等をいう。）の全部又は一部が吸収合併存続株式会社の株式であるときは、当該吸収合併存続株式会社の定款の定め

###### 三

吸収合併消滅相互会社（清算相互会社を除く。）についての次に掲げる事項

###### 四

吸収合併消滅相互会社（清算相互会社に限る。）が法第百八十条の十七において準用する会社法第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）の規定により作成した貸借対照表

###### 五

次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに掲げる事項

###### 六

吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続相互会社又は吸収合併存続株式会社の債務（法第百六十五条の十七第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる保険契約者その他の債権者に対して負担する債務（保険契約者その他保険契約に係る権利を有する者の当該権利（保険金請求権等を除く。）に係る債務を除く。）に限る。）の履行の見込みに関する事項

###### 七

吸収合併契約備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

##### ２

法第百六十五条の十五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、消滅相互会社が新設合併消滅相互会社である場合は、次に掲げる事項とする。

###### 一

次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める定めの相当性に関する事項

###### 二

新設合併消滅相互会社（他の新設合併消滅相互会社を含み、清算相互会社を除く。）についての次に掲げる事項

###### 三

新設合併消滅株式会社（清算株式会社を除く。）についての次に掲げる事項

###### 四

当該新設合併消滅相互会社（清算相互会社に限る。）及び他の新設合併消滅会社（清算株式会社又は清算相互会社に限る。）が会社法第四百九十二条第一項（法第百八十条の十七において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表

###### 五

新設合併が効力を生ずる日以後における新設合併設立会社の債務（保険契約者その他保険契約に係る権利を有する者の当該権利（保険金請求権等を除く。）に係る債務及び他の新設合併消滅会社から承継する債務を除く。）の履行の見込みに関する事項

###### 六

新設合併契約備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

#### 第百一条の二の十四（消滅相互会社の公告事項）

法第百六十五条の十七第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

吸収合併存続会社又は新設合併設立会社の基金の総額又は資本金の額

###### 二

次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

###### 三

消滅相互会社の保険契約者の合併後における権利に関する事項

###### 四

第二号ロ（２）の株式を買い受けるときは、買受けの方法その他買受けに関し第九十九条の五各号に掲げる事項

###### 五

公告対象会社（消滅相互会社、新設合併消滅株式会社及び吸収合併存続会社をいう。以下この号において同じ。）の計算書類に関する事項として、法第百六十五条の十七第二項の規定による公告の日における次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに定めるもの

#### 第百一条の二の十五（保険契約に係る債権の額）

法第百六十五条の十七第四項において準用する法第八十八条第六項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあっては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあっては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあっては第二号に掲げる金額とする。

###### 一

法第百六十五条の十七第二項の公告（以下この条において「公告」という。）の時において被保険者のために積み立てるべき金額

###### 二

未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、公告の時において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する保険料の金額

###### 三

公告の時において第七十条第一項第三号の払戻積立金として積み立てるべき金額

#### 第百一条の二の十六（吸収合併存続相互会社の事前開示事項）

法第百六十五条の十九第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

###### 二

吸収合併存続相互会社についての次に掲げる事項

###### 三

次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに掲げる事項

###### 四

吸収合併消滅会社（清算株式会社又は清算相互会社に限る。）が会社法第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）（法第百八十条の十七において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表

###### 五

吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続相互会社の債務（法第百六十五条の二十において準用する法第百六十五条の十七第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる保険契約者その他の債権者に対して負担する債務（保険契約者その他保険契約に係る権利を有する者の当該権利（保険金請求権等を除く。）に係る債務を除く。）に限る。）の履行の見込みに関する事項

###### 六

吸収合併契約備置開始日後吸収合併が効力を生ずるまでの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

#### 第百一条の二の十七（吸収合併存続相互会社の公告事項）

法第百六十五条の二十において準用する法第百六十五条の十七第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

吸収合併存続相互会社の基金の総額

###### 二

次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

###### 三

吸収合併消滅会社の保険契約者の吸収合併後における権利に関する事項

###### 四

公告対象会社（吸収合併存続相互会社及び吸収合併消滅会社をいう。以下この号において同じ。）の計算書類に関する事項として、法第百六十五条の二十において準用する法第百六十五条の十七第二項の規定による公告の日における次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに定めるもの

#### 第百一条の二の十八（保険契約に係る債権の額）

法第百六十五条の二十において読み替えて準用する法第百六十五条の十七第四項において準用する法第八十八条第六項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあっては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあっては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあっては第二号に掲げる金額とする。

###### 一

法第百六十五条の二十において準用する法第百六十五条の十七第二項の公告（以下この条において「公告」という。）の時において被保険者のために積み立てるべき金額

###### 二

未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、公告の時において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する保険料の金額

###### 三

公告の時において第七十条第一項第三号の払戻積立金として積み立てるべき金額

#### 第百一条の二の十九（吸収合併存続相互会社の事後開示事項）

法第百六十五条の二十一第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

吸収合併が効力を生じた日

###### 二

次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、吸収合併消滅会社における当該イ又はロに定める手続の経過

###### 三

吸収合併存続相互会社における次に掲げる手続の経過

###### 四

吸収合併により吸収合併存続相互会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

###### 五

法第百六十五条の二第一項又は第百六十五条の十五第一項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）

###### 六

法第百六十九条の五第一項の変更の登記をした日

###### 七

前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

#### 第百一条の二の二十（新設合併設立相互会社の事後開示事項）

法第百六十五条の二十二第三項において準用する法第百六十五条の二十一第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

新設合併が効力を生じた日

###### 二

次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、新設合併消滅会社における当該イ又はロに定める手続の経過

###### 三

新設合併により新設合併設立相互会社が新設合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

###### 四

法第百六十五条の二第一項又は第百六十五条の十五第一項の規定により新設合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項

###### 五

前各号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

#### 第百一条の二の二十一（会社法合併会社の事前開示事項）

法第百六十五条の二十三の規定により読み替えて適用する会社法第七百八十二条第一項（吸収合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

吸収合併消滅株式会社（会社法第七百四十九条第一項第二号（株式会社が存続する吸収合併契約）に規定する吸収合併消滅株式会社をいう。以下この条、次条、第百一条の二の二十四、第百三条第一号ホ及び第百三条の二第一号ホにおいて同じ。）（清算株式会社を除く。）についての次に掲げる事項

###### 二

吸収合併消滅株式会社（清算株式会社に限る。）が会社法第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）の規定により作成した貸借対照表

###### 三

吸収合併消滅株式会社の保険契約者の吸収合併後における権利に関する事項

###### 四

吸収合併契約等備置開始日（会社法第七百八十二条第二項に規定する吸収合併契約等備置開始日をいう。第百五条の二において同じ。）後、前三号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

#### 第百一条の二の二十二

法第百六十五条の二十三の規定により読み替えて適用する会社法第七百九十四条第一項（吸収合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

吸収合併存続株式会社（会社法第七百四十九条第一項第一号（株式会社が存続する吸収合併契約）に規定する吸収合併存続株式会社をいう。以下この条、第百一条の二の二十四、第百三条第一号ホ及び第百三条の二第一号ホにおいて同じ。）についての次に掲げる事項

###### 二

吸収合併消滅株式会社の保険契約者の吸収合併後における権利に関する事項

###### 三

吸収合併契約等備置開始日（会社法第七百九十四条第二項に規定する吸収合併契約等備置開始日をいう。第百五条の二の二において同じ。）後吸収合併が効力を生ずるまでの間に、前二号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

#### 第百一条の二の二十三

法第百六十五条の二十三の規定により読み替えて適用する会社法第八百三条第一項（新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

当該新設合併消滅株式会社（会社法第七百五十三条第一項第六号（株式会社を設立する新設合併契約）に規定する新設合併消滅株式会社をいう。以下この条、次条、第百三条第一号ホ及び第百三条の二第一号ホにおいて同じ。）（清算株式会社を除く。）についての次に掲げる事項

###### 二

新設合併消滅株式会社（他の新設合併消滅株式会社を除き、清算株式会社に限る。）が会社法第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）の規定により作成した貸借対照表

###### 三

新設合併消滅株式会社の保険契約者の新設合併後における権利に関する事項

###### 四

新設合併契約等備置開始日（会社法第八百三条第二項に規定する新設合併契約等備置開始日をいう。第百五条の二の三において同じ。）後、前三号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

#### 第百一条の二の二十四（計算書類に関する公告事項）

法第百六十五条の二十四第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

###### 一

最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（吸収合併消滅株式会社、吸収合併存続株式会社又は新設合併消滅株式会社をいう。以下この条において同じ。）が会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）（法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は会社法第四百四十条第二項の規定により公告をしている場合

###### 二

最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合

###### 三

公告対象会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき

###### 四

公告対象会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条（計算書類の公告等に関する規定の適用除外）の規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないものである場合

###### 五

公告対象会社につき最終事業年度がない場合

###### 六

公告対象会社が清算株式会社である場合

###### 七

前各号に掲げる場合以外の場合

#### 第百一条の三（会社法合併会社の公告事項）

法第百六十五条の二十四第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等の資本金の額

###### 二

次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

###### 三

合併後消滅する会社法合併会社（法第百六十五条の二十四第一項に規定する会社法合併会社をいう。以下この節において同じ。）の保険契約者の合併後における権利に関する事項

#### 第百二条（保険契約に係る債権の額）

法第百六十五条の二十四第六項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあっては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあっては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあっては第二号に掲げる金額とする。

###### 一

法第百六十五条の二十四第二項の公告（以下この条において「公告」という。）の時において被保険者のために積み立てるべき金額

###### 二

未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、公告の時において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する保険料の金額

###### 三

公告の時において第七十条第一項第三号の払戻積立金として積み立てるべき金額

#### 第百三条（合併後の公告事項）

法第百六十六条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに掲げる事項

###### 二

吸収合併がその効力を生ずる日又は合併により設立する保険会社等の成立の日

###### 三

合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等の本店又は主たる事務所の所在地

#### 第百三条の二（合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等の事後開示事項）

法第百六十六条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに掲げる事項

###### 二

前号ホの合併により合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等における会社法第八百一条第三項第一号（吸収合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等）又は第八百十五条第三項第一号（新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）に定める書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項

#### 第百四条（吸収合併の効力）

法第百六十六条第一項の合併が行われたことにより、法第四条第二項第二号から第四号まで及び第二百七十二条の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類（以下この項において「事業方法書等」という。）に定めた事項を、当該合併により消滅する保険会社等の事業方法書等に定めた事項を付加した内容に変更しなければならない場合においては、当該合併が効力を生じた時に、法第百二十三条第一項の規定による認可を要する事項については、その認可を受けたものと、同条第二項及び第二百七十二条の十九第一項の規定による届出を要する事項については、変更があったものとみなす。

#### 第百五条（合併の認可の申請）

保険会社等は、法第百六十七条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

合併契約の内容を記載した書面

###### 三

当事者である保険会社等の株主総会等の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

###### 四

各当事者の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書

###### 五

当事者である保険会社等を保険者とする保険契約について、その種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

###### 六

合併後存続する保険会社等又は合併により設立される保険会社等の合併後における収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条（法第二百七十二条の二十八において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。第百五条の三第一項第二号ロ及び第百五条の六第一項第七号において同じ。）の見込みを記載した書面

###### 七

合併費用を記載した書面

###### 八

法第百六十五条の三の二若しくは第百六十五条の十一の二の規定による請求をした株主があるとき又は法第百六十五条の十六の二（法第百六十五条の二十において準用する場合を含む。）の規定による請求をした社員があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

###### 八の二

法第百六十五条の七第二項（法第百六十五条の十二において準用する場合を含む。）、法第百六十五条の十七第二項（法第百六十五条の二十において準用する場合を含む。）又は法第百六十五条の二十四第二項の規定による公告をしたこと及び異議を述べた保険契約者（これらの規定による公告の時において既に保険金請求権等が生じている保険契約（当該保険金請求権等に係る支払により消滅することとなるものに限る。）に係る保険契約者に限る。）その他の債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

###### 九

次のイからハまでに掲げる会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める割合を超えなかったことを証する書面

###### 十

法第百六十五条の四第一項又は第二項（法第百六十五条の十二において準用する場合を含む。）並びに会社法第七百八十三条第五項又は第六項（吸収合併契約等の承認等）、第七百八十五条第三項又は第四項（反対株主の株式買取請求）、第七百八十七条第三項又は第四項（新株予約権買取請求）、第七百九十七条第三項又は第四項（反対株主の株式買取請求）、第八百四条第四項又は第五項（新設合併契約等の承認）、第八百六条第三項又は第四項（反対株主の株式買取請求）及び第八百八条第三項又は第四項（新株予約権買取請求）の規定による通知又は公告をしたことを証する書面

###### 十一

会社法第二百十九条第一項（株券の提出に関する公告等）（第六号に係る部分に限る。）及び第二百九十三条第一項（新株予約権証券の提出に関する公告等）（第三号に係る部分に限る。）（これらの規定を法第百六十五条の四において準用する場合を含む。）の公告及び通知をしたことを証する書面

###### 十二

法第百六十五条の八第二項、第百六十五条の十八第二項又は会社法第七百九十条第二項の規定による公告をしたときは、これを証する書面

###### 十三

法第二百五十四条第三項の規定による公告をしたときは、これを証する書面

###### 十四

独占禁止法第十五条第二項（会社合併の事前届出）の規定による届出をしたことを証する書面

###### 十五

当事者（保険会社を除く。）の従前の定款

###### 十六

合併に際して就任する取締役、執行役又は監査役があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びこれらの者の履歴書

###### 十七

合併に際して就任する会計参与があるときは、就任を承諾したことを証する書面及び会計参与の履歴書

###### 十八

合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社の会計監査人の履歴書

###### 十九

合併後存続する保険会社等又は合併により設立される保険会社等が当該合併により子会社対象会社等（保険会社にあっては子会社対象会社、少額短期保険業者にあっては少額短期保険子会社対象会社（法第二百七十二条の十四第一項に規定する内閣府令で定める業務を専ら営む会社をいう。以下同じ。）をいう。以下この号及び第百五条の六第一項第十八号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社等に関する第五十八条第一項第四号又は第二百十一条の三十五第一項第四号に掲げる書類

###### 十九の二

合併後存続する保険会社若しくは合併により設立される保険会社若しくはその子会社が、当該合併により保険業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第五十八条の二第一項第四号に掲げる書類

###### 二十

合併後存続する保険会社等又は合併により設立される保険会社等が子会社等を有する場合には、当該保険会社及び当該子会社等の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条（法第二百七十二条の二十八において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社等及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。第百五条の六第一項第十九号において同じ。）の見込みを記載した書類

###### 二十一

合併後存続する保険会社等若しくは合併により設立される保険会社等又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合（第十九号に規定する場合を除く。）には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

###### 二十二

その他法第百六十七条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

##### ２

前項の認可申請書は、保険会社等を全部の当事者とする合併の場合にあっては、当事者である保険会社等の連名で提出しなければならない。

##### ３

法第二条第十五項の規定は、第一項第十九号の二及び第二十一号に規定する議決権について準用する。

### 第二節の二　会社分割

#### 第百五条の二（吸収分割株式会社の事前開示事項）

法第百七十三条の三の規定により読み替えて適用する会社法第七百八十二条第一項（吸収合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定める事項は、同項に規定する消滅株式会社等が吸収分割株式会社（同法第七百五十八条第二号（株式会社に権利義務を承継させる吸収分割契約）に規定する吸収分割株式会社をいう。以下この節において同じ。）である場合には、次に掲げる事項とする。

###### 一

吸収分割株式会社（清算株式会社を除く。）についての次に掲げる事項

###### 二

吸収分割株式会社（清算株式会社に限る。）が会社法第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）の規定により作成した貸借対照表

###### 三

吸収分割後における保険契約者の権利に関する事項

###### 四

吸収合併契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、前三号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

#### 第百五条の二の二（吸収分割承継株式会社の事前開示事項）

法第百七十三条の三の規定により読み替えて適用する会社法第七百九十四条第一項（吸収合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定める事項は、同項に規定する存続株式会社等が吸収分割承継株式会社（同法第七百五十八条第一号（株式会社に権利義務を承継させる吸収分割契約）に規定する吸収分割承継株式会社をいう。以下この節において同じ。）である場合には、次に掲げる事項とする。

###### 一

吸収分割承継株式会社についての次に掲げる事項

###### 二

吸収分割後における保険契約者の権利に関する事項

###### 三

吸収合併契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、前二号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

#### 第百五条の二の三（新設分割株式会社の事前開示事項）

法第百七十三条の三の規定により読み替えて適用する会社法第八百三条第一項（新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定める事項は、同項に規定する消滅株式会社等が新設分割株式会社（同法第七百六十三条第五号（株式会社を設立する新設分割計画）に規定する新設分割株式会社をいう。以下この節において同じ。）である場合には、次に掲げる事項とする。

###### 一

当該新設分割株式会社（清算株式会社を除く。）についての次に掲げる事項

###### 二

新設分割株式会社（他の新設分割株式会社を除き、清算株式会社に限る。）が会社法第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）の規定により作成した貸借対照表

###### 三

新設分割後における保険契約者の権利に関する事項

###### 四

新設合併契約等備置開始日後新設分割が効力を生ずる日までの間に、前三号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

#### 第百五条の二の四（計算書類に関する公告事項）

法第百七十三条の四第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

###### 一

最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（分割当事会社（法第百七十三条の四第二項に規定する分割当事会社をいう。次条において同じ。）又は会社法第七百八十九条第二項第三号、第七百九十九条第二項第三号若しくは第八百十条第二項第三号（債権者の異議）の株式会社（吸収分割株式会社、吸収分割承継株式会社又は新設分割株式会社に限る。）をいう。以下この条において同じ。）が同法第四百四十条第一項（法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は会社法第四百四十条第二項（計算書類の公告）の規定により公告をしている場合

###### 二

最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合

###### 三

公告対象会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき

###### 四

公告対象会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条（計算書類の公告等に関する規定の適用除外）の規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないものである場合

###### 五

公告対象会社につき最終事業年度がない場合

###### 六

公告対象会社が清算株式会社である場合

###### 七

前各号に掲げる場合以外の場合

#### 第百五条の三（会社分割に係る公告事項）

法第百七十三条の四第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

###### 一

法第百七十三条の四第二項の規定による公告をする場合（次号に掲げる場合を除く。）

###### 二

保険契約を承継させる分割であって、法第百七十三条の四第二項の規定による公告をする場合

#### 第百五条の四（保険契約に係る債権の額）

法第百七十三条の四第六項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあっては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあっては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあっては第二号に掲げる金額とする。

###### 一

法第百七十三条の四第二項の公告（以下この条において「公告」という。）の時において被保険者のために積み立てるべき金額

###### 二

未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、公告の時において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する保険料の金額

###### 三

公告の時において第七十条第一項第三号の払戻積立金として積み立てるべき金額

#### 第百五条の四の二（吸収分割会社等が払い戻すべき金額）

法第百七十三条の四第八項に規定する内閣府令で定める金額は、第六十九条第一項第二号の二又は第七十条第一項第三号の払戻積立金として積み立てた金額とする。

#### 第百五条の五（吸収分割株式会社の事後開示事項）

法第百七十三条の四第十一項の規定により読み替えて適用する会社法第七百九十一条第一項第一号（吸収分割又は株式交換に関する書面等の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

###### 一

吸収分割株式会社が保険業を営む株式会社の場合

###### 二

吸収分割株式会社が保険業を営む株式会社以外の株式会社の場合

#### 第百五条の五の二（吸収分割承継株式会社の事後開示事項）

法第百七十三条の四第十一項の規定により読み替えて適用する会社法第八百一条第二項（吸収合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

吸収分割が効力を生じた日

###### 二

吸収分割合同会社（会社法第七百九十三条第二項（持分会社の手続）に規定する吸収分割合同会社をいう。第四号において同じ。）における同項において準用する同法第七百八十九条（債権者の異議）の規定による手続の経過

###### 三

吸収分割承継株式会社における次に掲げる手続の経過

###### 四

吸収分割により吸収分割承継株式会社が吸収分割合同会社から承継した重要な権利義務に関する事項

###### 五

会社法第九百二十三条（吸収分割の登記）の変更の登記をした日

###### 六

前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

#### 第百五条の五の三（新設分割株式会社の事後開示事項）

法第百七十三条の四第十一項の規定により読み替えて適用する会社法第八百十一条第一項第一号（新設分割又は株式移転に関する書面等の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

新設分割が効力を生じた日

###### 二

会社法第八百五条の二（新設合併等をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

###### 三

会社法第八百六条（反対株主の株式買取請求）及び第八百八条（新株予約権買取請求）の規定並びに法第百七十三条の四第一項から第七項まで及び第九項の規定又は会社法第八百十条（債権者の異議）（同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による手続の経過

###### 四

新設分割により新設分割設立会社（会社法第七百六十三条第一項（株式会社を設立する新設分割計画）に規定する新設分割設立会社をいう。）が新設分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

###### 五

前各号に掲げるもののほか、新設分割に関する重要な事項

#### 第百五条の五の四（分割手続中の契約に係る通知事項）

法第百七十三条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、第百五条の三第二号に掲げる事項とする。

#### 第百五条の六（会社分割の認可の申請）

保険会社等は、法第百七十三条の六第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

吸収分割契約又は新設分割計画の内容を記載した書面

###### 三

当事者である保険会社等の株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

###### 四

当事者である保険会社等の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書

###### 五

会社分割により承継しようとする事業又は会社分割により承継させようとする事業に係る損益の状況を記載した書面

###### 六

会社分割により保険契約を承継させる場合においては、次に掲げる書類

###### 七

当事者である保険会社等の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率及び会社分割の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率を記載した書面

###### 八

会社分割費用を記載した書面

###### 九

法第百七十三条の四第二項の規定による公告又は催告をしたことを証する書面

###### 十

会社法第七百八十四条の二（吸収合併等をやめることの請求）、第七百九十六条の二（吸収合併等をやめることの請求）又は第八百五条の二（新設合併等をやめることの請求）の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

###### 十の二

法第百七十三条の四第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託したこと又は当該会社分割をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないことを証する書面

###### 十一

法第百七十三条の四第六項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の十分の一（保険契約の全部を承継させる分割である場合にあっては、五分の一）を超えなかったことを証する書面又はその者の第百五条の四で定める金額が法第百七十三条の四第六項の金額の総額の十分の一（保険契約の全部を承継させる分割である場合にあっては、五分の一）を超えなかったことを証する書面

###### 十二

会社法第二百九十三条第一項（新株予約権証券の提出に関する公告等）（第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定による公告及び通知をしたことを証する書面

###### 十三

独占禁止法第十五条の二第二項又は第三項（会社分割の事前届出）の規定による届出を要する場合においては、当該届出をしたことを証する書面

###### 十四

当事者（保険会社を除く。）の従前の定款

###### 十五

会社分割に際して就任する取締役、執行役又は監査役があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びこれらの者の履歴書

###### 十六

会社分割に際して就任する会計参与があるときは、就任を承諾したことを証する書面及び会計参与の履歴書

###### 十七

当該会社分割を行った後における保険会社の会計監査人の履歴書

###### 十八

当該会社分割により子会社対象会社等を子会社とする場合には、当該子会社対象会社等に関する第五十八条第一項第四号又は第二百十一条の三十五第一項第四号に掲げる書類

###### 十八の二

当該会社分割により保険会社若しくはその子会社が保険業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第五十八条の二第一項第四号に掲げる書類

###### 十九

当該会社分割を行った後における保険会社等が子会社等を有する場合には、当該保険会社等及び当該子会社等の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類

###### 二十

当該会社分割により当該保険会社等の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

###### 二十一

当該会社分割により保険会社等又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合（第十八号に規定する場合を除く。）には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

###### 二十二

その他法第百七十三条の六第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

##### ２

前項の認可申請書は、保険会社等を全部の当事者とする会社分割の場合にあっては、当事者である保険会社等の連名で提出しなければならない。

##### ３

法第二条第十五項の規定は、第一項第十八号の二及び第二十一号に規定する議決権について準用する。

##### ４

第一項第六号ロ（１）及び（２）並びに同号ハ（１）及び（２）に掲げる書面（算定の適切性に係るものを除く。）については、金融庁長官が定める様式並びにその記入及び算出の方法によるものとする。

#### 第百五条の六の二（会社の分割の認可の審査）

金融庁長官等は、会社分割により保険契約を承継させる場合であって前条第一項の規定による認可の申請に係る法第百七十三条の六第二項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

###### 一

会社分割により保険契約を承継させる目的及び分割対象契約の選定基準が保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること。

###### 二

会社分割後において、分割会社を保険者とする保険契約及び承継会社を保険者とする保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられることが見込まれること。

###### 三

会社分割後において、承継会社の第六十四条第一項の契約者配当準備金が適正に積み立てられることが見込まれること。

###### 四

会社分割後において、分割会社及び承継会社の保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であると見込まれること。

#### 第百五条の七（会社分割後の公告事項）

法第百七十三条の七第一項前段に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

法第百七十三条の四（第八項を除く。）の規定による手続の経過

###### 二

会社分割が効力を生じた日

###### 三

会社分割により保険契約を承継した会社の商号及び本店の所在地

#### 第百五条の八（会社分割による保険契約の承継の効力）

会社分割により保険契約を承継したことにより、法第四条第二項第二号から第四号まで及び第二百七十二条の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類（以下この項において「事業方法書等」という。）に定めた事項を、当該会社分割により保険契約を承継させる会社の事業方法書等に定めた事項のうち当該会社分割による承継に係る保険契約に関する部分を付加した内容に変更しなければならない場合においては、当該会社分割が効力を生じた時に、法第百二十三条第一項の規定による認可を要する事項については、その認可を受けたものと、同条第二項及び第二百七十二条の十九第一項の規定による届出を要する事項については、変更があったものとみなす。

##### ２

会社分割により保険契約を承継した会社は、資産の運用方法又は第四十八条の三第一項及び第四十八条の五第一項に掲げる資産の運用額が会社分割により財産を承継したことにより第四十七条から第四十九条までの規定による制限に反することとなった場合においては、その方法又は額により資産の運用を行うことができる。

### 第三節　清算

#### 第百六条（利害関係人の清算人選任請求）

法第百七十四条第一項の規定により利害関係人が清算人の選任を請求する場合には、申請書に利害関係人であることを証する書面を添付しなければならない。

#### 第百六条の二（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

法第百七十四条第六項の規定により読み替えて適用する会社法第四百七十八条第八項において準用する同法第三百三十一条第一項第二号（取締役の資格等）に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

#### 第百七条（清算人の就職の届出）

保険会社等の清算人は、法第百七十四条第八項の規定による届出をしようとするときは、届出書に当該保険会社等の登記事項証明書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

#### 第百八条（清算保険会社等が払い戻すべき金額）

法第百七十七条第三項に規定する内閣府令で定める金額は、第六十九条第一項第二号の二又は第七十条第一項第三号の払戻積立金として積み立てた金額とする。

#### 第百九条（債権申出期間内の弁済の許可の申請）

法第百七十八条の規定により読み替えて適用する会社法第五百条第二項（債務の弁済の制限）（法第百八十一条の二において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請は、清算人全員の連名の許可申請書を金融庁長官等に提出して行わなければならない。

##### ２

前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

前項の許可をすべき場合であることを証する書面

#### 第百十条（清算状況の届出）

清算に係る保険会社等の清算人（特別清算の場合の清算人を除く。）は、各月の清算状況を翌月二十日までに金融庁長官等に届け出るとともに、重要な事項が生じたときは、遅滞なく、当該事項を金融庁長官等に届け出なければならない。

#### 第百十条の二（清算相互会社の業務の適正を確保するための体制）

法第百八十条の八第三項第四号に規定する内閣府令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

###### 一

清算人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

###### 二

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

###### 三

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

###### 四

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

###### 五

前号の使用人の清算人からの独立性に関する事項

###### 六

監査役の第四号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

###### 七

清算人及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

###### 八

前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

###### 九

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

###### 十

第四号から前号までに掲げる体制のほか、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

##### ２

清算人が二人以上ある清算相互会社である場合には、前項に規定する体制には、業務の決定が適正に行われることを確保するための体制を含むものとする。

#### 第百十条の三（社債を引き受ける者の募集に際して清算人会が定めるべき事項）

法第百八十条の十四第六項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

二以上の募集（法第六十一条の募集をいう。以下この条において同じ。）に係る法第六十一条各号に掲げる事項の決定を委任するときは、その旨

###### 二

募集社債（法第六十一条に規定する募集社債をいう。以下この条において同じ。）の総額の上限（前号に規定する場合にあっては、各募集に係る募集社債の総額の上限の合計額）

###### 三

募集社債の利率の上限その他の利率に関する事項の要綱

###### 四

募集社債の払込金額（法第六十一条第九号に規定する払込金額をいう。以下この号において同じ。）の総額の最低金額その他の払込金額に関する事項の要綱

#### 第百十条の四（清算人会設置相互会社の業務の適正を確保するための体制）

法第百八十条の十四第六項第六号に規定する内閣府令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

###### 一

清算人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

###### 二

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

###### 三

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

###### 四

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

###### 五

前号の使用人の清算人からの独立性に関する事項

###### 六

監査役の第四号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

###### 七

清算人及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

###### 八

前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

###### 九

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

###### 十

第四号から前号までに掲げる体制のほか、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

#### 第百十条の五（清算人会の議事録）

法第百八十条の十五において読み替えて準用する会社法第三百六十九条第三項（取締役会の決議）の規定による清算人会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

##### ２

清算人会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

##### ３

清算人会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

###### 一

清算人会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない清算人又は監査役が清算人会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

###### 二

清算人会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

###### 三

清算人会の議事の経過の要領及びその結果

###### 四

決議を要する事項について特別の利害関係を有する清算人があるときは、その氏名

###### 五

次に掲げる規定により清算人会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

###### 六

清算人会に出席した監査役の氏名

###### 七

清算人会の議長が存するときは、議長の氏名

##### ４

次の各号に掲げる場合には、清算人会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

###### 一

法第百八十条の十五において読み替えて準用する会社法第三百七十条（取締役会の決議の省略）の規定により清算人会の決議があったものとみなされた場合

###### 二

法第百八十条の十五において読み替えて準用する会社法第三百七十二条第一項（取締役会への報告の省略）の規定により清算人会への報告を要しないものとされた場合

#### 第百十条の六（財産目録）

法第百八十条の十七において準用する会社法第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

##### ２

前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第百八十条各号に掲げる場合に該当することとなった日における処分価格を付さなければならない。

##### ３

第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

###### 一

資産

###### 二

負債

###### 三

正味資産

#### 第百十条の七（清算開始時の貸借対照表）

法第百八十条の十七において準用する会社法第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）の規定により作成すべき貸借対照表については、財産目録に基づき、別紙様式第七号（少額短期保険業者にあっては別紙様式第十六号の十七、特定取引勘定設置会社にあっては別紙様式第七号の二）に定める貸借対照表に準じて作成しなければならない。

##### ２

処分価格を付すことが困難な資産がある場合には、前項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。

#### 第百十条の八（各清算事務年度に係る貸借対照表）

法第百八十条の十七において準用する会社法第四百九十四条第一項（貸借対照表等の作成及び保存）の規定により作成すべき各清算事務年度に係る貸借対照表は、各清算事務年度に係る会計帳簿に基づき、別紙様式第七号（少額短期保険業者にあっては別紙様式第十六号の十七、特定取引勘定設置会社にあっては別紙様式第七号の二）に定める貸借対照表に準じて作成しなければならない。

##### ２

法第百八十条の十七において準用する会社法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき各清算事務年度に係る貸借対照表の附属明細書は、別紙様式第七号（少額短期保険業者にあっては別紙様式第十六号の十七、特定取引勘定設置会社にあっては別紙様式第七号の二）に定める附属明細書に準じて作成しなければならない。

#### 第百十条の九（各清算事務年度に係る事務報告）

法第百八十条の十七において準用する会社法第四百九十四条第一項（貸借対照表等の作成及び保存）の規定により作成すべき事務報告は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要な事項をその内容としなければならない。

##### ２

法第百八十条の十七において準用する会社法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき事務報告の附属明細書は、事務報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

#### 第百十条の十（清算相互会社の監査報告）

法第百八十条の十七において準用する会社法第四百九十五条第一項（貸借対照表等の監査等）の規定による監査については、この条の定めるところによる。

##### ２

清算相互会社の監査役は、各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項（監査役会設置会社の監査役の監査報告にあっては、第一号から第五号までに掲げる事項）を内容とする監査報告を作成しなければならない。

###### 一

監査役の監査の方法及びその内容

###### 二

各清算事務年度に係る貸借対照表及びその附属明細書が当該清算相互会社の財産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

###### 三

各清算事務年度に係る事務報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該清算相互会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見

###### 四

清算人の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実

###### 五

監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

###### 六

監査報告を作成した日

##### ３

清算相互会社の監査役会は、前項の規定により清算相互会社の監査役が作成した監査報告に基づき、監査役会の監査報告を作成しなければならない。

##### ４

清算相互会社の監査役会の監査報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

###### 一

監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

###### 二

第二項第二号から第五号までに掲げる事項

###### 三

監査報告を作成した日

##### ５

特定監査役は、第百十条の八第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告の全部を受領した日から四週間を経過した日（特定清算人（次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。以下この条において同じ。）及び特定監査役の間で合意した日がある場合にあっては、当該日）までに、特定清算人に対して、監査報告（監査役会設置会社にあっては、第三項の規定により作成した監査役会の監査報告に限る。）の内容を通知しなければならない。

###### 一

この項の規定による通知を受ける者を定めた場合

###### 二

前号に掲げる場合以外の場合

##### ６

第百十条の八第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書については、特定清算人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監査役の監査を受けたものとする。

##### ７

前項の規定にかかわらず、特定監査役が第五項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、第百十条の八第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書については、監査役の監査を受けたものとみなす。

##### ８

第五項及び前項に規定する「特定監査役」とは、次の各号に掲げる清算相互会社の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

###### 一

監査役設置会社（監査役会設置会社を除く。）

###### 二

監査役会設置会社

#### 第百十一条（社員の寄与分の計算）

法第百八十二条第三項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した金額は、解散した相互会社の社員が当該相互会社と締結していた保険契約ごとの寄与分の合計額とする。

##### ２

前項に規定する保険契約ごとの寄与分は、相互会社が設定した保険契約の区分（以下この条において「区分」という。）ごとに、社員に係る保険契約について、当該社員の支払った保険料及び当該保険料として収受した金銭を運用することによって得られた収益の合計額から、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費その他の支出（法第百七十七条第三項の規定による払戻しを含む。）に充てられた額を控除した額を、当該区分に属する保険契約ごとにその責任準備金、保険金、保険料その他の基準となる金額に応じて計算した金額とする。

#### 第百十二条（退社員の寄与分の計算）

法第百八十二条第四項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した金額は、解散した相互会社の残余財産の価額に第一号に掲げる額のうちに第二号に掲げる額の占める割合を乗じて算出される金額とする。

###### 一

前条第一項により社員の寄与分の合計額を計算する場合に用いる方法と同様の方法により評価した解散した相互会社の解散時における総資産の額から、同様の方法により評価した解散した相互会社の解散時における債務を履行するために確保すべき資産の額を控除した額

###### 二

前号に掲げる額から前条第一項に規定する社員の寄与分の合計額を控除した額

#### 第百十三条（残余財産の処分の決議の認可の申請）

相互会社は、法第百八十二条第六項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

###### 一

解散の事由が生じたことを証する書面

###### 二

社員総会又は総代会の議事録

###### 三

社員への残余財産の分配額の算出方法を記載した書面

###### 四

退社員の全体について前条の規定により計算した金額の総額の算出方法を記載した書面

#### 第百十三条の二（決算報告）

法第百八十三条第一項において準用する会社法第五百七条第一項（清算事務の終了等）の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

###### 一

債権の取立て、資産の処分その他の行為によって得た収入の額

###### 二

債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額

###### 三

残余財産の額（支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額）

###### 四

社員への残余財産の分配額

##### ２

前項第四号に掲げる事項については、残余財産の分配を完了した日を注記しなければならない。

#### 第百十四条（保存者に関する届出）

保険会社等の清算人は、会社法第五百八条第二項（法第百八十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定により帳簿資料を保存する者が選任されたときは、遅滞なく、その商号、名称又は氏名及び住所を金融庁長官等に届け出なければならない。

#### 第百十四条の二（総資産額）

法第百八十四条において読み替えて準用する会社法第五百三十六条第一項第二号及び第三号イ（事業の譲渡の制限等）に規定する内閣府令で定める方法は、法第百八十条の十七において準用する会社法第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）の規定により作成した貸借対照表の資産の部に計上した額を総資産額とする方法とする。

#### 第百十四条の三（債権者集会の招集の決定事項）

法第百八十四条において読み替えて準用する会社法第五百四十八条第一項第四号（債権者集会の招集等の決定）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

次条の規定により債権者集会参考書類に記載すべき事項（同条第一項第一号に掲げる事項を除く。）

###### 二

書面による議決権の行使の期限（債権者集会（法第百八十四条において準用する会社法第二編第九章第二節第八款（債権者集会）の規定の適用のある債権者の集会をいう。以下この節において同じ。）の日時以前の時であって、法第百八十四条において準用する会社法第五百四十九条第一項（債権者集会の招集の通知）の規定による通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）

###### 三

一の協定債権者（法第百八十四条において準用する会社法第五百十七条第一項（相殺の禁止）に規定する協定債権者をいう。以下この節において同じ。）が同一の議案につき法第百八十四条において準用する会社法第五百五十六条第一項（書面による議決権の行使）（法第百八十四条において準用する会社法第五百四十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合にあっては、同法第五百五十六条第一項又は第五百五十七条第一項（電磁的方法による議決権の行使））の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該協定債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

###### 四

第百十四条の五第一項第三号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

###### 五

法第百八十四条において準用する会社法第五百四十八条第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

#### 第百十四条の四（債権者集会参考書類）

債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

###### 一

当該債権者集会参考書類の交付を受けるべき協定債権者が有する協定債権（法第百八十四条において準用する会社法第五百十五条第三項（他の手続の中止等）に規定する協定債権をいう。）について法第百八十四条において準用する会社法第五百四十八条第二項又は第三項（債権者集会の招集等の決定）の規定により定められた事項

###### 二

議案

##### ２

債権者集会参考書類には、前項に定めるもののほか、協定債権者の議決権の行使について参考となると認める事項を記載することができる。

##### ３

同一の債権者集会に関して協定債権者に対して提供する債権者集会参考書類に記載すべき事項（第一項第二号に掲げる事項に限る。）のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供している事項がある場合には、これらの事項は、債権者集会参考書類に記載することを要しない。

##### ４

同一の債権者集会に関して協定債権者に対して提供する招集通知（法第百八十四条において準用する会社法第五百四十九条第一項又は第二項（債権者集会の招集の通知）の規定による通知をいう。以下この条及び次条において同じ。）の内容とすべき事項のうち、債権者集会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。

#### 第百十四条の五（議決権行使書面）

法第百八十四条において準用する会社法第五百五十条第一項（債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等）の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第百八十四条において読み替えて準用する会社法第五百五十一条第一項若しくは第二項（債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等）の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

各議案についての同意の有無（棄権の欄を設ける場合にあっては、棄権を含む。）を記載する欄

###### 二

第百十四条の三第三号に掲げる事項を定めたときは、当該事項

###### 三

第百十四条の三第四号に掲げる事項を定めたときは、第一号の欄に記載がない議決権行使書面が招集者（法第百八十四条において準用する会社法第五百四十八条第一項（債権者集会の招集等の決定）に規定する招集者をいう。以下この条において同じ。）に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があったものとする取扱いの内容

###### 四

議決権の行使の期限

###### 五

議決権を行使すべき協定債権者の氏名又は名称及び当該協定債権者について法第百八十四条において準用する会社法第五百四十八条第二項又は第三項の規定により定められた事項

##### ２

第百十四条の三第五号ロに掲げる事項を定めた場合には、招集者は、法第百八十四条において準用する会社法第五百四十九条第二項（債権者集会の招集の通知）の承諾をした協定債権者の請求があった時に、当該協定債権者に対して、法第百八十四条において準用する会社法第五百五十条第一項（債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等）の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う法第百八十四条において読み替えて準用する会社法第五百五十条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

##### ３

同一の債権者集会に関して協定債権者に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。

##### ４

同一の債権者集会に関して協定債権者に対して提供する議決権行使書面に記載すべき事項（第一項第二号から第四号までに掲げる事項に限る。）のうち、招集通知の内容としている事項がある場合には、当該事項は、議決権行使書面に記載することを要しない。

#### 第百十四条の六（書面による議決権行使の期限）

法第百八十四条において読み替えて準用する会社法第五百五十六条第二項（書面による議決権の行使）に規定する内閣府令で定める時は、第百十四条の三第二号の行使の期限とする。

#### 第百十四条の七（電磁的方法による議決権行使の期限）

法第百八十四条において読み替えて準用する会社法第五百五十七条第一項（電磁的方法による議決権の行使）に規定する内閣府令で定める時は、第百十四条の三第五号イの行使の期限とする。

#### 第百十四条の八（債権者集会の議事録）

法第百八十四条において準用する会社法第五百六十一条（議事録）の規定による債権者集会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

##### ２

債権者集会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

##### ３

債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

###### 一

債権者集会が開催された日時及び場所

###### 二

債権者集会の議事の経過の要領及びその結果

###### 三

法第百八十四条において準用する会社法第五百五十九条（担保権を有する債権者等の出席等）の規定により債権者集会において述べられた意見があるときは、その意見の内容の概要

###### 四

法第百八十四条において準用する会社法第五百六十二条（清算人の調査結果等の債権者集会に対する報告）の規定により債権者集会に対する報告及び意見の陳述がされたときは、その報告及び意見の内容の概要

###### 五

債権者集会に出席した清算人の氏名

###### 六

債権者集会の議長が存するときは、議長の氏名

###### 七

議事録の作成に係る職務を行った者の氏名又は名称

## 第九章　外国保険業者

### 第一節　通則

#### 第百十五条（保険契約の締結地の例外）

法第百八十五条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

###### 一

再保険契約である場合

###### 二

法第百八十八条第一項の条件が付された法第百八十五条第一項の免許を受けた外国生命保険会社等（第百三十六条において「条件付免許外国生命保険会社等」という。）が保険者となる保険契約である場合

#### 第百十六条（日本に支店等を設けない外国保険業者の締結できる保険契約）

令第十九条第四号に規定する内閣府令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。

###### 一

宇宙空間への打上げ、当該打上げに係る運送貨物（人工衛星を含む。）及び当該貨物を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又はすべてを対象とする保険契約

###### 二

日本に所在する貨物であって国際間で運送中のものを対象とする保険契約（令第十九条第二号及び第三号に掲げるものを除く。）

###### 三

法第三条第五項第三号に規定する海外旅行期間に海外旅行者が傷害を受けたこと及び疾病にかかったこと並びにこれらを直接の原因とする死亡並びに当該海外旅行者の手荷物のいずれか又はすべてを対象とする保険契約

#### 第百十七条（保険契約の申込みの許可の申請）

法第百八十六条第二項の規定による許可を受けようとする者は、法第三条第四項第一号又は第二号に掲げる保険の引受けに係る保険契約（次項において「特定生命保険契約」という。）については別紙様式第九号により、同条第五項第一号に掲げる保険の引受けに係る保険契約（次項において「特定損害保険契約」という。）については別紙様式第十号により作成した許可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

##### ２

前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

###### 一

申込みをしようとする保険契約の保険約款（特約を含む。）

###### 二

申込みをしようとする保険契約の申込書

###### 三

申込みをしようとする保険契約が、特定生命保険契約（一定の資格を有する者を被保険者とし、団体又は同一の保険契約に属する複数の被保険者の代表者を保険契約者とするものを除く。）の場合にあっては被保険者の身体の状況を記載した書面、特定損害保険契約の場合にあっては当該保険の目的の図面、写真その他の書面

###### 四

その他参考となるべき事項を記載した書類

#### 第百十八条（外国保険業者の提出する免許申請書の添付書類）

法第百八十七条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

###### 一

理由書

###### 二

事業計画書

###### 三

本店又は主たる事務所において作成した最終の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（外国相互会社にあっては、剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書）に相当するもの

###### 四

日本における代表者（法第百八十七条第一項第二号の日本における代表者をいう。以下この章において同じ。）の履歴書及び代表権を証する書面

###### 五

法第百八十五条第一項の免許を申請する外国保険業者を子会社とする者の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面

###### 六

当該免許申請に係る保険が第三分野保険を含む場合にあっては、当該第三分野保険の保険契約に関する法第百八十七条第三項第四号に掲げる書類の記載事項が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、外国保険業者の日本における保険計理人が確認した結果を記載した意見書

###### 七

その他法第百八十七条第五項において準用する法第五条第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

##### ２

前項第二号の事業計画書には保険募集の計画及び収支の見込み並びにそれらの基礎となる事項を記載しなければならない。

##### ３

法第二条第十五項の規定は、第一項第五号に規定する議決権について準用する。

#### 第百十九条（外国保険業者の免許申請手続）

法第百八十七条第一項の免許申請書及びその添付書類は、正本一通を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

##### ２

法第百八十五条第一項の免許を受けようとする外国保険業者は、法第百八十七条第一項から第四項までに定めるところに準じた書類を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

#### 第百十九条の二（免許の審査）

内閣総理大臣は、法第百八十五条第一項の免許の申請に係る法第百八十七条第五項において準用する法第五条第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

###### 一

当該免許の申請に係る免許が法第百八十五条第四項の外国生命保険業免許の場合には、事業開始後十事業年度を経過するまでの間に申請者の日本における一事業年度の当期純利益が見込まれること。

###### 二

当該免許の申請に係る免許が法第百八十五条第五項の外国損害保険業免許の場合には、事業開始後五事業年度を経過するまでの間に申請者の日本における一事業年度の当期純利益が見込まれること。

###### 三

申請者の日本における経営の健全性を判断するための指標が当該免許後適正な水準を維持することが見込まれること。

###### 四

免許申請書に添付された法第百八十七条第三項第一号に掲げる書類に記載された事項が申請者の日本における業務の健全かつ適正な運営を確保するものであること。

#### 第百二十条（事業の方法書の記載事項）

法第百八十五条第一項の免許の申請者（以下この条から第百二十二条までにおいて「免許申請者」という。）は、次に掲げる事項を法第百八十七条第三項第二号に掲げる書類（令第二十三条第一項に規定する条件付免許の申請をする者（第百二十三条において「条件付免許申請者」という。）の法第百八十七条第三項第二号に掲げる書類を除く。）に記載しなければならない。

###### 一

日本における被保険者又は保険の目的の範囲及び保険の種類（再保険を含む。）の区分

###### 二

保険金額及び保険期間に関する事項

###### 三

日本における被保険者又は保険の目的の選択及び日本における保険契約の締結の手続に関する事項

###### 四

保険料の収受並びに保険金及び払い戻される保険料その他の返戻金の支払に関する事項

###### 五

保険証券、日本における保険契約の申込書及びこれらに添付すべき書類に記載する事項

###### 六

日本における保険契約の特約に関する事項

###### 七

保険約款の規定による貸付けに関する事項

###### 八

保険金額、保険の種類又は保険期間を変更する場合の取扱いに関する事項

##### ２

免許申請者は、日本において特別勘定（法第百九十九条において準用する法第百十八条第一項の規定により設ける特別の勘定をいう。以下この章において「特別勘定」という。）を設ける場合においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

###### 一

特別勘定を設ける保険契約の種類

###### 二

特別勘定に属する財産の種類及び評価の方法

###### 三

保険料の全部又は一部を特別勘定に振り替える日

##### ３

免許申請者は、積立勘定（第百六十条において準用する第六十三条の規定により設ける勘定をいう。以下この章において同じ。）を設ける場合においては、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

###### 一

積立勘定を設ける保険契約の種類

###### 二

保険料のうち積立勘定に経理されるもの

###### 三

積立勘定に属する財産の種類及び評価の方法

#### 第百二十一条（普通保険約款の記載事項）

免許申請者は、次に掲げる事項を法第百八十七条第三項第三号に掲げる書類に記載しなければならない。

###### 一

保険金の支払事由

###### 二

日本における保険契約の無効原因

###### 三

日本における保険契約に基づく保険者の義務を免れるべき事由

###### 四

保険者としての義務の範囲を定める方法及び履行の時期（日本における保険契約に係るものに限る。）

###### 五

日本における保険契約者又は被保険者が保険約款に基づく義務の不履行のために受けるべき不利益

###### 六

日本における保険契約の全部又は一部の解除の原因及び当該解除の場合における当事者の有する権利及び義務

###### 七

契約者配当（法第百九十九条において準用する法第百十四条第一項に規定する契約者配当をいう。以下この章において同じ。）又は社員に対する剰余金の分配を受ける権利を有する者がいる場合においては、その権利の範囲

#### 第百二十二条（保険料及び責任準備金の算出方法書の記載事項）

免許申請者は、法第百八十五条第四項の外国生命保険業免許の申請の場合にあっては第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事項を、同条第五項の外国損害保険業免許の申請の場合にあっては第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項（第三号に掲げる事項にあっては第百五十一条第一項第一号イの保険料積立金（以下この条において単に「保険料積立金」という。）を計算する保険契約又は同項第三号の払戻積立金を積み立てる保険契約に係る事項に、第四号に掲げる事項にあっては契約者配当を行う保険契約に係る事項に、第六号に掲げる事項にあっては保険料積立金を計算する保険契約に係る事項に、それぞれ限るものとする。）を、法第百八十七条第三項第四号に掲げる書類に記載しなければならない。

###### 一

保険料の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）に関する事項

###### 二

責任準備金（法第百九十九条において準用する法第百十六条第一項の責任準備金をいう。以下この章において同じ。）の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）に関する事項

###### 三

契約者価額の計算の方法及びその基礎に関する事項

###### 四

第百四十六条第一項の契約者配当準備金及び契約者配当の計算の方法に関する事項

###### 五

未収保険料の計上に関する事項

###### 六

保険金額、保険の種類又は保険期間を変更する場合における計算の方法に関する事項

###### 七

純保険料に関する事項

###### 八

その他保険数理に関して必要な事項

#### 第百二十三条（条件付免許申請者の事業の方法書の記載事項）

条件付免許申請者は、日本における被保険者又は保険の目的の範囲及び保険の種類（再保険を含む。）の区分を法第百八十七条第三項第二号に掲げる書類に記載しなければならない。

##### ２

条件付免許申請者は、日本における保険業に係る業務又は事務（第百四十一条に規定する業務の代理又は事務の代行に係るものに限る。）を保険会社又は外国保険会社等に委託する場合においては、前項に掲げる事項のほか、当該業務又は事務を記載しなければならない。

#### 第百二十四条（事業の方法書等の審査基準）

法第百八十七条第五項において準用する法第五条第一項第三号ホに規定する内閣府令で定める基準は、第十一条各号に掲げる基準とする。

#### 第百二十五条（保険料及び責任準備金の算出方法書の審査基準）

法第百八十七条第五項において準用する法第五条第一項第四号ハに規定する内閣府令で定める基準は、第十二条各号に掲げる基準とする。

#### 第百二十六条（供託に係る届出等）

法第百九十条第三項の契約を外国保険会社等と締結した者は、同条第四項の規定による命令に基づき供託を行う場合においては、当該外国保険会社等の日本における主たる店舗の最寄りの供託所に供託しなければならない。

##### ２

法第百九十条第一項、第二項、第四項若しくは第八項又は外国保険会社等供託金規則（平成八年法務省・大蔵省令第一号）第十四条第六項若しくは第十五条第一項の規定により供託をした者（次項において「供託者」という。）は、当該供託に係る供託書正本を金融庁長官に提出しなければならない。

##### ３

金融庁長官は、前項の供託書正本を受理したときは、保管証書をその供託者に交付しなければならない。

#### 第百二十七条（供託金の全部又は一部に代わる契約の相手方）

令第二十五条に規定する内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

###### 一

生命保険会社（外国生命保険会社等及び法第二百十九条第四項の免許を受けた者の引受社員を含む。）

###### 二

損害保険会社（外国損害保険会社等及び法第二百十九条第五項の免許を受けた者の引受社員を含む。）

###### 三

長期信用銀行法第二条（定義）に規定する長期信用銀行

###### 四

信用金庫法第四条（事業免許）の免許を受けた信用金庫及び信用金庫連合会

#### 第百二十八条（供託金の全部又は一部に代わる契約の締結の届出等）

外国保険会社等は、法第百九十条第三項に定める契約（以下この条から第百三十条までにおいて「契約」という。）を締結したとき（令第二十五条第三号の規定による承認（以下この条から第百三十条までにおいて「承認」という。）を受けて当該契約の内容を変更したときを含む。）は、契約書を金融庁長官に提出しなければならない。

##### ２

外国保険会社等は、承認を受けて契約を解除したときは、その事実を証する書面を金融庁長官に提出しなければならない。

#### 第百二十九条

外国保険会社等は、承認を受けようとするときは、当該承認に係る契約を解除しようとする日又は契約の内容を変更しようとする日の一月前までに、承認申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

#### 第百三十条（供託金の追加供託の起算日）

法第百九十条第八項に規定する内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる日とする。

###### 一

外国保険会社等が承認を受けて契約の内容を変更したことにより、同条第十項に規定する供託金（以下この節から第三節までにおいて「供託金」という。）の額（同条第三項の契約金額を含む。第四号において同じ。）が令第二十四条に定める額に不足した場合

###### 二

外国保険会社等が承認を受けて契約を解除した場合

###### 三

令第二十六条の権利の実行の手続が行われた場合

###### 四

第百三十二条第四項に規定する換算率が変更となり供託金の額が令第二十四条に定める額に不足した場合

#### 第百三十一条（供託金に代わる有価証券の種類等）

法第百九十条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

###### 一

国債証券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。次条第一項、第百八十八条第一項、第二百十一条の十四、第二百十一条の十五第一項及び第二百二十六条第一項において同じ。）

###### 二

地方債証券

###### 三

政府保証債証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。以下同じ。）

###### 四

社債券その他の債券（記名式のもの、短期社債等及び前三号に掲げるものを除く。）であって供託金に代えることにつき金融庁長官の承認を受けたもの

##### ２

外国保険会社等は、前項第四号の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

#### 第百三十二条（供託金に代わる有価証券の価額）

法第百九十条第九項の規定により有価証券を供託金に代える場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。

###### 一

国債証券

###### 二

地方債証券

###### 三

政府保証債証券

###### 四

前条第一項第四号の規定による承認を受けた社債券その他の債券

##### ２

割引の方法により発行した有価証券については、その発行価額に次の算式により算出した額を加えた額を額面金額とみなして、前項の規定を適用する。

##### ３

前項の算式による計算において、発行の日から償還の日までの年数及び発行の日から供託の日までの年数について生じた一年未満の端数並びに額面金額と発行価額との差額を発行の日から償還の日までの年数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てる。

##### ４

前条第一項各号に掲げる有価証券の額面金額が外国通貨で表示されている場合の本邦通貨への換算率は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項（外国為替相場）に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場によるものとする。

#### 第百三十三条（日本における代表者の兼職の認可の申請等）

外国保険会社等の日本における代表者は、法第百九十二条第五項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該外国保険会社等を経由して金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

当該他の会社における常務の処理方法を記載した書面

###### 三

外国保険会社等と当該他の会社との取引その他の関係を記載した書面

###### 四

当該他の会社の定款（これに準ずるものを含む。）、最終の貸借対照表、損益計算書、事業報告書、株主資本等変動計算書（相互会社にあっては、剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書）その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

###### 五

その他参考となるべき事項を記載した書類

##### ２

金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、当該認可の申請に係る日本における代表者が外国保険会社等の常務に従事することに対し、当該認可の申請に係る兼職を行うことが何らの支障を及ぼすおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。

#### 第百三十三条の二（計算書類の公告）

外国相互会社が法第百九十三条第二項において準用する会社法第八百十九条第一項（貸借対照表に相当するものの公告）の規定により貸借対照表に相当するもの（以下この条において「外国貸借対照表」という。）の公告をする場合には、外国貸借対照表に関する注記（注記に相当するものを含む。）の部分を省略することができる。

##### ２

外国相互会社が法第百九十三条第二項において準用する会社法第八百十九条第一項の規定による外国貸借対照表の公告又は法第百九十三条第二項において準用する会社法第八百十九条第二項の規定による外国貸借対照表の要旨の公告をする場合において、当該外国貸借対照表が日本語以外の言語で作成されているときは、当該外国相互会社は、当該公告を日本語をもってすることを要しない。

##### ３

外国貸借対照表が存しない外国相互会社については、当該外国相互会社にこの府令の規定を適用することとしたならば作成されることとなるものを外国貸借対照表とみなして、前二項の規定を適用する。

#### 第百三十三条の三（法第百九十三条第二項において準用する会社法第八百十九条第三項の規定による措置）

法第百九十三条第二項において準用する会社法第八百十九条第三項（貸借対照表に相当するものの公告）の規定による措置は、第十四条の五第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行わなければならない。

### 第二節　業務、経理等

#### 第百三十三条の四（顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）

法第百九十三条の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、保険関連業務とする。

#### 第百三十三条の五（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

外国保険会社等は、当該外国保険会社等又はその親金融機関等（法第百九十三条の二第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。）若しくは子金融機関等（同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該外国保険会社等又はその子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

###### 一

対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備

###### 二

次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備

###### 三

前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表

###### 四

次に掲げる記録の保存

##### ２

前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならない。

##### ３

第一項の「対象取引」とは、外国保険会社等又はその親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該外国保険会社等又はその子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。

#### 第百三十四条（特殊関係者との間の取引等に係るやむを得ない理由）

法第百九十四条ただし書に規定する内閣府令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

###### 一

当該外国保険会社等が当該外国保険会社等の取引の通常の条件に照らして当該外国保険会社等に不利益を与える取引を、当該外国保険会社等の特殊関係者（法第百九十四条本文に規定する特殊関係者をいう。以下この条及び第百三十五条において同じ。）に該当する特定保険会社（第五十四条第一号に規定する特定保険会社をいう。）との間で行う場合において、当該取引を行わなければ当該特定保険会社の営業又は事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

###### 二

当該外国保険会社等の特殊関係者の経営の状況の悪化により当該外国保険会社等の経営の健全性を損なうおそれがある場合であって、当該外国保険会社等が、当該外国保険会社等の取引の通常の条件に照らして当該外国保険会社等に不利益を与える取引を当該特殊関係者との間で当該特殊関係者の合理的な経営改善のための計画に基づき行う場合において、当該取引を行うことが当該特殊関係者の経営の状況を改善する上で必要かつ不可欠であると見込まれること。

###### 三

前二号に掲げるもののほか、当該外国保険会社等がその特殊関係者との間で当該外国保険会社等の取引の通常の条件に照らして当該外国保険会社等に不利益を与える取引を行うことについて、金融庁長官が必要なものとしてあらかじめ定める場合に該当すること。

#### 第百三十四条の二（外国保険会社等の特定関係者との間の取引等の承認の申請等）

外国保険会社等は、法第百九十四条ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

##### ２

金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした外国保険会社等が法第百九十四条各号に掲げる取引又は行為をすることについて前条に規定するやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

#### 第百三十五条（特殊関係者等との間の取引等）

法第百九十四条第二号に規定する内閣府令で定める取引又は行為は、次に掲げるものとする。

###### 一

当該特殊関係者の顧客との間で行う取引で、当該外国保険会社等が、その営む業務の種類、規模及び財務内容等に照らして当該特殊関係者の顧客と同様であると認められる当該特殊関係者の顧客以外の者との間で、当該特殊関係者の顧客との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる取引の条件と比べて、当該外国保険会社等に不利な条件で行われる取引（当該特殊関係者と当該特殊関係者の顧客が当該特殊関係者が営む事業に係る契約を締結することをその条件にしているものに限る。）

###### 二

当該外国保険会社等が、その営む業務の種類、規模及び財務内容等に照らして当該特殊関係者と同様であると認められる当該特殊関係者以外の者との間で、当該特殊関係者との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる取引の条件と比べて、当該特殊関係者に不当に不利益を与えるものと認められるもの

###### 三

何らの名義によってするかを問わず、法第百九十四条の規定による禁止を免れる取引又は行為

#### 第百三十六条（決算書類の提出時期等）

外国保険会社等は、その本店又は主たる事務所において作成した財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（以下この条において「決算書類」という。）を事業年度終了後四月以内（条件付免許外国生命保険会社等の場合にあっては、金融庁長官の指定した日まで）に金融庁長官に提出しなければならない。

##### ２

外国保険会社等は、第二条及び第三条の規定にかかわらず、決算書類が日本語で記載されていない場合には、当該決算書類の要旨の訳文を付することをもって足り、外国通貨により金額が表示されている場合には、本邦通貨への換算率を付記することをもって足りる。

##### ３

外国保険会社等は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に決算書類の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

##### ４

外国保険会社等は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

##### ５

第二項の規定は、法第百九十六条第一項及び第二項の規定により日本における主たる店舗に備え置かなければならない書類について準用する。

#### 第百三十七条（日本における保険業の貸借対照表等の様式）

外国保険会社等にあっては、法第百九十六条第三項各号に掲げる書類及び附属明細書は、それぞれ別紙様式第十二号（第百六十六条第一項第六号の三に掲げる場合に該当し、法第二百九条の規定による届出を行った外国保険会社等（以下「特定取引勘定届出外国保険会社等」という。）にあっては別紙様式第十二号の二）第三、第四、第一及び第二に準じて作成しなければならない。

#### 第百三十八条（国内に保有すべき資産等）

法第百九十七条に規定する内閣府令で定めるところにより計算した金額は、責任準備金の額に支払備金（法第百九十九条において準用する法第百十七条第一項の支払備金をいう。以下この節において同じ。）の額を加えた金額とする。

##### ２

法第百九十七条に規定する内閣府令で定める金額は、供託金の額に自己資本に相当するものの額を加えた金額とする。

##### ３

法第百九十七条の規定により外国保険会社等は、第一項及び前項の金額の合計額に相当する資産を、次に掲げるところにより、日本において保有しなければならない。

###### 一

現金及び日本の金融機関に対する預金及び貯金

###### 二

金融商品取引法第二条第一項各号（定義）に掲げる有価証券（資産の運用を行うことを目的として金融機関と締結した保護預り契約のうち金融庁長官が定めるものに係るものを含む。）

###### 三

日本に住所又は居所を有する者に対する貸付債権

###### 四

日本に住所及び居所を有しない者に対する貸付債権であって、元本の償還及び利息の支払を行う場所を日本とし、外国保険会社等の日本における主たる店舗の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることを定めている金銭消費貸借契約に係るもの

###### 五

日本の金融機関が引受けを行った信託財産

###### 六

日本に住所又は居所を有する者に対する差入保証金

###### 七

日本に所在する有形固定資産

#### 第百三十八条の二（会計帳簿の作成）

法第百九十八条第一項において読み替えて準用する法第五十四条の二第一項の規定により外国相互会社が作成すべき会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

#### 第百三十八条の三（成立の日の貸借対照表）

法第百九十八条第一項において準用する法第五十四条の三第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、外国相互会社の成立の日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。

#### 第百三十九条（外国保険会社等の資産の運用方法の制限）

法第百九十九条において準用する法第九十七条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、第四十七条各号に掲げる方法とする。

#### 第百四十条

削除

#### 第百四十条の二（当該同一人と特殊の関係にある者）

法第百九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある者は、第四十八条の二第一項各号に規定する者とする。

#### 第百四十条の三（法第百九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限）

法第百九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する外国保険会社等の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。

###### 一

日本における総資産（特別勘定又は積立勘定を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。次項第一号において同じ。）のうち同一人に対する運用に係る次に掲げる資産の額（その他有価証券にあっては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。次号において同じ。）を合計した額

###### 二

積立勘定を設ける場合においては、当該積立勘定に属するものとして経理された資産（次項第二号において「積立勘定資産」という。）のうち前号イからヘまでに掲げる資産の額を合計した額

##### ２

法第百九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

###### 一

前項第一号に規定する資産の運用の額

###### 二

前項第二号に規定する場合における資産の運用の額

##### ３

外国保険会社等は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

#### 第百四十一条（外国保険会社等が行うことのできる業務の代理又は事務の代行）

法第百九十九条において準用する法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。

###### 一

第五十一条第一号に掲げる事務の代行

###### 二

他の保険会社（外国保険業者を含む。）、少額短期保険業者又は船主相互保険組合の保険契約の締結の代理、損害査定の代理その他の保険業に係る業務の代理であって、外国保険会社等が行うことが日本における保険契約者等の利便の増進等の観点から合理的であるもの

###### 三

銀行代理業等

###### 四

他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の資金の貸付けの代理又は資金の貸付けに係る事務の代行

###### 五

現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機による銀行等の預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務の代行（第三号に該当するものを除く。）

###### 六

金融商品取引業者等の投資顧問契約若しくは投資一任契約の締結の代理又はこれらの契約に係る事務の代行

###### 七

信託会社等、外国信託会社若しくは保険金信託業務を行う生命保険会社等の次に掲げる業務の代理又はこれらの業務に係る事務の代行（法第百九十九条において準用する法第九十九条第一項に規定する業務に該当するものを除く。）

#### 第百四十一条の二（業務の代理又は事務の代行の認可の申請等）

外国保険会社等は、法第百九十九条において準用する法第九十八条第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

業務代理等に係る業務又は事務の内容を記載した書面

###### 三

その他参考となるべき事項を記載した書面

##### ２

金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

###### 一

業務代理等に関する十分な知識及び経験を有する役員又は従業員の確保の状況、当該業務代理等の運営に係る体制等に照らし、当該認可の申請をした外国保険会社等が当該業務代理等を的確、公正かつ効率的に遂行することができると認められること。

###### 二

他の保険会社（外国保険業者を含む。以下この条において同じ。）の業務代理等を行う場合には、当該業務代理等が保険会社相互の公正かつ自由な競争を阻害するおそれのないものであること。

###### 三

他の保険会社、少額短期保険業者又は船主相互保険組合の業務代理等を行う場合には、当該他の保険会社、少額短期保険業者又は船主相互保険組合の業務の的確、公正かつ効率的な遂行に支障を及ぼすおそれのないものであること。

#### 第百四十一条の三（外国保険会社等と密接な関係を有する者）

法第百九十九条において準用する法第九十八条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める密接な関係を有する者は、次に掲げる者とする。

###### 一

当該外国保険会社等の子法人等（当該外国保険会社等の子会社を除く。）

###### 二

当該外国保険会社等を子法人等とする親法人等

###### 三

前号に掲げる者の子法人等（当該外国保険会社等、当該外国保険会社等の子会社及び前二号に掲げる者を除く。）

#### 第百四十二条（金銭債権の証書の範囲）

法第百九十九条において準用する法第九十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める証書は、第五十二条各号に掲げる証書とする。

#### 第百四十二条の二（特定社債に準ずる有価証券）

法第百九十九条において準用する法第九十八条第一項第四号の二に規定する有価証券として内閣府令で定めるものは、第五十二条の二に規定するものとする。

#### 第百四十二条の二の二（デリバティブ取引）

法第百九十九条において準用する法第九十八条第一項第六号及び第七号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十二条の二の二に規定するものとする。

#### 第百四十二条の三（金融等デリバティブ取引）

法第百九十九条において準用する法第九十八条第一項第八号に規定する類似する取引であって内閣府令で定めるものは、第五十二条の三第一項各号に掲げるものとする。

##### ２

法第百九十九条において準用する法第九十八条第一項第八号に規定する外国保険会社等の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるものは、第五十二条の三第一項各号に掲げるものとする。

##### ３

法第百九十九条において準用する法第九十八条第一項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十二条の三第三項に規定するものとする。

#### 第百四十二条の三の二（リース契約の要件）

法第百九十九条において準用する法第九十八条第一項第十二号イに規定する内閣府令で定めるものは、第五十二条の三の二第一項に規定するものとする。

##### ２

法第百九十九条において準用する法第九十八条第一項第十二号ロに規定する内閣府令で定める費用は、第五十二条の三の二第二項に規定するものとする。

#### 第百四十二条の四（証券業務に付随する業務）

法第百九十九条において準用する法第九十九条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、第五十二条の四に規定するものとする。

#### 第百四十二条の五（算定割当量の取得等）

法第百九十九条において準用する法第九十九条第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十二条の四の二に規定するものとする。

#### 第百四十三条（業務報告書等）

法第百九十九条において準用する法第百十条第一項に規定する中間業務報告書（以下この条において「中間業務報告書」という。）は、日本における事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の日本における業務及び財産の状況について、日本における保険業の中間事業報告書、日本における保険業の中間貸借対照表、日本における保険業の中間損益計算書、日本における保険業の中間キャッシュ・フロー計算書及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十一号（特定取引勘定届出外国保険会社等にあっては、別紙様式第十一号の二）により作成し、当該期間終了後三月以内に提出しなければならない。

##### ２

法第百九十九条において準用する法第百十条第一項に規定する業務報告書（以下この節において「業務報告書」という。）は、日本における保険業の事業報告書、附属明細書、日本における保険業の貸借対照表、日本における保険業の損益計算書、日本における保険業のキャッシュ・フロー計算書及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十二号（特定取引勘定届出外国保険会社等にあっては、別紙様式第十二号の二）により作成し、日本における事業年度終了後三月以内に提出しなければならない。

##### ３

第五十九条第六項及び第七項の規定は、外国保険会社等が中間業務報告書又は業務報告書の提出を延期する場合について準用する。

#### 第百四十三条の二（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

法第百九十九条において準用する法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（日本語で記載されたものに限る。）とする。

###### 一

外国保険会社等の概況に関する次に掲げる事項

###### 二

外国保険会社等の日本における直近の事業年度における事業の概況

###### 三

外国保険会社等の日本における直近の二事業年度の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書

###### 四

前三号に定めるもののほか、第五十九条の二第一項第二号から第六号までに規定する事項に準じた事項

##### ２

外国保険会社等は、前項に規定する事項を記載した説明書類に加え、当該外国保険会社等又は当該外国保険会社等を子会社とする持株会社であって外国の法令に準拠して設立された会社（次項において「外国保険会社持株会社」という。）の業務及び財産の状況に関する事項を記載した書類（日本語以外で記載されたものを含む。）を当該外国保険会社等の日本における支店等（法第百八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下この条において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

##### ３

前項に規定する書類が日本語以外で記載されたものである場合には、外国保険会社等は、当該書類に加え、当該外国保険会社等又は外国保険会社持株会社に係る事業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書について日本語で記載された書類を作成し、当該外国保険会社等の日本における支店等に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

##### ４

法第百九十九条において準用する法第百十一条第一項及び第四項に規定する内閣府令で定める場所は、外国保険会社等の日本における支店等（外国保険会社等の日本における支店を除く。）とする。

#### 第百四十三条の三

法第百九十九条において準用する法第百十一条第一項の規定により作成した説明書類（前条第二項及び第三項に規定する書類を含む。以下この項及び次項において「説明書類等」という。）は、当該外国保険会社等の日本における事業年度経過後六月以内にその縦覧を開始し、説明書類等ごとに、当該日本における事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの説明書類等の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

##### ２

外国保険会社等は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに説明書類等の縦覧を開始することができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

##### ３

外国保険会社等は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

##### ４

金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした外国保険会社等が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

#### 第百四十四条（市場価格のある株式の評価益計上に関する認可の申請等）

外国保険会社等は、法第百九十九条において準用する法第百十二条第一項の規定による認可を受けようとするときは、業務報告書の提出期限の三週間前までに、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

評価換えをしようとする株式の銘柄、数量、取得価額、時価及び評価価額を記載した書面

###### 二

評価換えによって計上する利益の金額を記載した書面

###### 三

次条に規定する準備金であって、評価換えによって計上する利益を積み立てるものの名称及び積み立てる金額を記載した書面

###### 四

その他参考となるべき事項を記載した書類

##### ２

金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、当該認可の申請をした外国保険会社等（以下この項において「申請外国保険会社等」という。）の日本における業務又は財産の状況等に照らし、申請外国保険会社等が、市場価格のある株式の評価換えにより計上した利益によって、次条各号に掲げる準備金を積み立てることが、日本における保険契約者等の利益の確保又は増進に資するものであるかどうかを審査するものとする。

#### 第百四十五条（市場価格のある株式の評価益の積立て）

法第百九十九条において準用する法第百十二条第二項に規定する内閣府令で定める準備金は、次に掲げるものとする。

###### 一

外国生命保険会社等にあっては、責任準備金又は次条の契約者配当準備金

###### 二

外国損害保険会社等にあっては、責任準備金

#### 第百四十六条（契約者配当準備金）

外国保険会社等が契約者配当に充てるため積み立てる準備金は、契約者配当準備金とする。

##### ２

外国生命保険会社等は、前項の契約者配当準備金に、次に掲げるものの合計額を超えて繰り入れてはならない。

###### 一

積立配当（契約者に分配された配当で利息を付して積み立てているものをいう。）の額

###### 二

未払配当（契約者に分配された配当で支払われていないもののうち、前号の規定する積立配当以外のものをいう。）の額（決算期においては、翌期に分配する予定の配当の額を含む。）

###### 三

全件消滅時配当（保険契約のすべてが消滅したと仮定して計算した当該保険契約の消滅時に支払う配当をいう。）の額

###### 四

その他前三号に掲げるものに準ずるものとして法第四条第二項第四号に掲げる書類において定める方法により計算した額

#### 第百四十七条（価格変動準備金対象資産）

法第百九十九条において準用する法第百十五条第一項に規定する内閣府令で定める資産は、第六十五条各号に掲げる資産とする。

#### 第百四十八条（価格変動準備金の不積立て等に関する認可の申請等）

外国保険会社等は、法第百九十九条において準用する法第百十五条第一項ただし書又は同条第二項のただし書の規定による認可を受けようとするときは、業務報告書の提出期限の三週間前までに、認可申請書に日本における保険業の貸借対照表、日本における保険業の損益計算書及びその附属明細書又はこれに準ずる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

##### ２

金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、当該認可の申請をした外国保険会社等の日本における業務又は財産の状況等に照らしてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

#### 第百四十九条（標準責任準備金の対象契約）

法第百九十九条において準用する法第百十六条第二項に規定する内閣府令で定める保険契約は、日本における保険契約であって、外国生命保険会社等が法の施行の日以降に締結するもののうち、次の各号の一に該当しないものとする。

###### 一

日本における保険契約であって責任準備金が特別勘定に属する財産の価格により変動するもの

###### 二

日本における保険契約であって次条第一項第一号の保険料積立金を積み立てないもの

###### 三

日本における保険契約であって保険約款において外国保険会社等が責任準備金及び保険料の計算の基礎となる係数を変更できる旨を約してあるもの

###### 四

前三号に定めるもののほか、日本における保険契約であって、法第百九十九条において準用する法第百十六条第二項に規定する責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準について必要な定めをすることが適当でないものとして金融庁長官が定めるもの

##### ２

前項の規定にかかわらず、日本における保険契約であって、外国保険会社等が金融庁長官が定める日以降に締結するもの（当該外国保険会社等が外国損害保険会社等の場合にあっては、金融庁長官が定める日以降に保険期間が開始するもの。次項において同じ。）については、法第百九十九条において準用する法第百十六条第二項に規定する内閣府令で定める保険契約は、次の各号の一に該当しないものとする。

###### 一

日本における保険契約であって責任準備金が特別勘定に属する財産の価額により変動するもの

###### 二

日本における保険契約であって、次条第一項第一号の保険料積立金及び同項第二号の二又は第百五十一条第一項第三号の払戻積立金を積み立てないもの並びに同項第一号イの保険料積立金を計算しないもの

###### 三

日本における保険契約であって、保険約款において外国保険会社等が責任準備金及び保険料の計算の基礎となるべき予定利率を変更できる旨を約してあるもの（保険約款において、当該保険契約の締結時の法第百九十九条において準用する法第百十六条第二項の規定に基づき金融庁長官が定めた責任準備金の計算の基礎となるべき予定利率を超える利率を最低保証しているものを除く。）

###### 四

前三号に定めるもののほか、日本における保険契約であって、法第百九十九条において準用する法第百十六条第二項に規定する責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準について必要な定めをすることが適当でない保険契約として金融庁長官が定めるもの

##### ３

前二項の規定にかかわらず、日本における保険契約であって、外国保険会社等が金融庁長官が定める日以降に締結するものについては、法第百九十九条において準用する法第百十六条第二項に規定する内閣府令で定める保険契約は、次の各号の一に該当しないものとする。

###### 一

日本における保険契約であって、責任準備金が特別勘定に属する財産の価額により変動するものであり、かつ、保険金等の額を最低保証していないもの

###### 二

日本における保険契約であって、次条第一項第一号の保険料積立金及び同項第二号の二又は第百五十一条第一項第三号の払戻積立金を積み立てないもの並びに同項第一号イの保険料積立金を計算しないもの

###### 三

日本における保険契約であって、保険約款において外国保険会社等が責任準備金及び保険料の計算の基礎となる予定利率を変更できる旨を約してあるもの（保険約款において、当該保険契約の締結時の法第百九十九条において準用する法第百十六条第二項の規定に基づき金融庁長官が定めた責任準備金の計算の基礎となるべき予定利率を超える利率を最低保証しているものを除く。）

###### 四

前三号に定めるもののほか、日本における保険契約であって、法第百九十九条において準用する法第百十六条第二項に規定する責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準について必要な定めをすることが適当でない保険契約として金融庁長官が定めるもの

#### 第百五十条（外国生命保険会社等の責任準備金）

外国生命保険会社等は、日本における事業年度に係る毎決算期において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該決算期以前に収入した保険料を基礎として、当該各号に掲げる金額を法第百八十七条第三項第四号に掲げる書類に記載された方法に従って計算し、責任準備金として積み立てなければならない。

###### 一

保険料積立金

###### 二

未経過保険料

###### 二の二

払戻積立金

###### 三

危険準備金

##### ２

日本における事業年度に係る決算期以前に保険料が収入されなかった決算期において有効に成立している日本における保険契約のうち、当該決算期から当該保険契約が効力を失う日までの間に保険料の収入が見込めないものについては、当該決算期から当該保険契約が効力を失う日までの間における死亡保険金等（死亡又は法第三条第四項第二号イからホまでに掲げる事由に関し支払う保険金をいう。）の支払のために必要なものとして計算した金額は、前項第二号の未経過保険料として積み立てるものとする。

##### ３

日本における事業年度に係る決算期までに収入されなかった保険料は、日本における保険業の貸借対照表の資産の部に計上してはならない。

##### ４

第一項第一号の保険料積立金（以下この項及び次項において単に「保険料積立金」という。）及び第一項第二号の二の払戻積立金（以下この項及び次項において単に「払戻積立金」という。）は、次の各号に定めるところにより積み立てることとする。

###### 一

前条に規定する保険契約に係る保険料積立金及び払戻積立金については、法第百九十九条において準用する法第百十六条第二項の規定に基づき金融庁長官の定めるところにより計算した金額を下回ることができない。

###### 二

前条に規定する保険契約以外の日本における保険契約（特別勘定を設けた保険契約を除く。）に係る保険料積立金及び払戻積立金については、平準純保険料式により計算した金額を下回ることができない。

###### 三

前条に規定する保険契約以外の日本における保険契約のうち特別勘定を設けた保険契約に係る保険料積立金及び払戻積立金については、当該特別勘定における収支の残高を積み立てなければならない。

###### 四

外国生命保険会社等の日本における業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別の事情がある場合には、前条に規定する保険契約（特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約を除く。）については、第一号の規定を適用せず、同条に規定する保険契約以外の日本における保険契約（特別勘定を設けた保険契約を除く。）については、第二号の規定を適用しない。

##### ５

第一項、第二項及び前項の規定により積み立てられた責任準備金では、日本における保険契約に基づく将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、法第百八十七条第三項第四号に掲げる書類を変更することにより、追加して保険料積立金及び払戻積立金を積み立てなければならない。

##### ６

第一項第三号の危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならない。

###### 一

第百六十二条第一号に掲げる保険リスクに備える危険準備金

###### 一の二

第百六十二条第一号の二に掲げる第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

###### 二

第百六十二条第二号に掲げる予定利率リスクに備える危険準備金

###### 三

第百六十二条第二号の二に掲げる最低保証リスクに備える危険準備金

##### ７

第一項第三号の危険準備金の積立ては、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準によるものとする。

#### 第百五十一条（外国損害保険会社等の責任準備金）

外国損害保険会社等は、日本における事業年度に係る毎決算期において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を責任準備金として積み立てなければならない。

###### 一

普通責任準備金

###### 二

異常危険準備金

###### 二の二

危険準備金

###### 三

払戻積立金

###### 四

契約者配当準備金等

##### ２

前項第一号の普通責任準備金（同号イの保険料積立金（以下この項において単に「保険料積立金」という。）に係る金額に限る。次項において単に「普通責任準備金」という。）及び前項第三号の払戻積立金（以下この項及び次項において単に「払戻積立金」という。）は、次の各号に定めるところにより積み立てることとする。

###### 一

第百四十九条第二項及び第三項に規定する保険契約に係る保険料積立金及び払戻積立金については、法第百九十九条において準用する法第百十六条第二項の規定に基づき金融庁長官の定めるところにより計算した金額を下回ることができない。

###### 二

第百四十九条第二項及び第三項に規定する保険契約以外の保険契約（法第三条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約（保険契約の内容が同号に掲げる保険とそれ以外の保険との組み合わせによる場合にあっては、同号に掲げる保険の部分に係る保険契約）及び特別勘定を設けた保険契約を除く。第四号において同じ。）に係る保険料積立金については、平準純保険料式により計算した金額を下回ることができない。

###### 三

第百四十九条第二項及び第三項に規定する保険契約以外の保険契約のうち特別勘定を設けた保険契約に係る払戻積立金については、当該特別勘定における収支の残高を積み立てなければならない。

###### 四

外国損害保険会社等の業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別な事情がある場合には、第百四十九条第二項及び第三項に規定する保険契約（特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約を除く。）については、第一号の規定を適用せず、同条第二項及び第三項に規定する保険契約以外の保険契約については、第二号の規定を適用しない。

##### ３

前二項の規定により積み立てられた責任準備金では、日本における保険契約に基づく将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、法第百八十七条第三項第四号に掲げる書類を変更することにより、追加して普通責任準備金又は払戻積立金を積み立てなければならない。

##### ４

外国損害保険会社等は、第一項各号に掲げる額（同項第二号の二の危険準備金を除く。）を法第百八十七条第三項第四号に掲げる書類に記載された方法に従い、かつ金融庁長官が定めるところにより計算し、自賠責保険契約等に係る責任準備金の額を法第百八十七条第三項第四号に掲げる書類に記載された方法に従って計算するものとする。

##### ５

第一項第二号の二の危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならない。

###### 一

第百六十二条第一号の二に掲げる第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

###### 二

第百六十二条第二号に掲げる予定利率リスクに備える危険準備金

##### ６

第一項第二号の二の危険準備金の積立ては、法第百八十七条第三項第四号に掲げる書類に記載された方法に従い、かつ金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準によるものとする。

#### 第百五十二条（支払義務が発生したものに準ずる保険金等）

法第百九十九条において準用する法第百十七条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、保険金、返戻金その他の給付金であって、外国保険会社等が、日本における事業年度に係る毎決算期において、まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したものと認めるものとする。

#### 第百五十三条（特別勘定を設けなければならない保険契約）

法第百九十九条において準用する法第百十八条第一項に規定する内閣府令で定める日本における保険契約は、次に掲げるものとする。

###### 一

法第百九十九条において準用する法第百条の五第一項に規定する運用実績連動型保険契約（次に掲げる保険契約をいう。第百五十四条の二第一項及び第三項において同じ。）

###### 二

その保険料として収受した金銭の運用により生じた利益及び損失を勘案して保険金等を支払うことを保険契約者に約した保険契約であって、当該保険契約に係る責任準備金の額が、保険金等の支払時において当該支払のために必要な金額を下回った場合に、当該下回った金額に相当する保険料を保険契約者又は被保険者が払い込むこととされているもの（前号ロに掲げるものを除く。）

###### 三

その保険料として収受した金銭の運用により生じた利益及び損失を勘案して保険金等を支払うことを保険契約者に約した保険契約のうち、第一号イ及びロ並びに前号に掲げるものを除いたもの

#### 第百五十四条（勘定間の振替に係る例外）

法第百九十九条において準用する法第百十八条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、保険料の収受、保険金、返戻金その他の給付金の支払、日本における保険契約者に対する貸付け若しくはその返済、特別勘定以外の勘定からの借入れ若しくはその返済その他これらに準ずる金額の振替であって法第百八十七条第三項第二号に掲げる書類に定める場合とする。

#### 第百五十四条の二（特別勘定に属する財産の管理の方法その他特別勘定に関し必要な事項）

外国保険会社等（第一号にあっては、外国保険会社等及び当該外国保険会社等から委託を受けた者）は、次に掲げる方法により、特定特別勘定に属する財産を管理しなければならない。

###### 一

管理場所を区別することその他の方法により特定特別勘定に属する財産を一般勘定に属する財産及び特定特別勘定以外の特別勘定に属する財産と明確に区分して管理する方法

###### 二

特定特別勘定に属する財産を、当該特定特別勘定に係る運用実績連動型保険契約の種類に応じた方法により、当該特定特別勘定に属する財産に係る保険契約者を判別できる状態で管理する方法

##### ２

外国保険会社等は、特定特別勘定に属する財産の管理を第三者に委託する場合においては、当該委託を受けた第三者が、前項第一号に規定するところにより特定特別勘定に属する財産の管理を行うことを確保するための十分な体制を整備しなければならない。

##### ３

外国保険会社等は、特定特別勘定に係る業務の処理及び計算を明らかにするため、第一号及び第二号に掲げる帳簿書類を別表により作成し、次の各号に掲げる帳簿書類を当該各号に定める期間保存しなければならない。

###### 一

特定特別勘定元帳

###### 二

特定特別勘定に係る総勘定元帳

###### 三

特定特別勘定に係る業務の委託契約書

#### 第百五十五条（日本における保険計理人の選任を要する外国損害保険会社等）

法第百九十九条において準用する法第百二十条第一項に規定する内閣府令で定める要件に該当する外国損害保険会社等は、次の各号に掲げる日本における保険契約のみを引き受ける外国損害保険会社等を除くすべての外国損害保険会社等とする。

###### 一

自動車損害賠償保障法第五条（責任保険又は責任共済の契約の締結強制）の自動車損害賠償責任保険の契約

###### 二

地震保険に関する法律第二条第二項（定義）に規定する地震保険契約

#### 第百五十六条（日本における保険計理人の関与事項）

法第百九十九条において準用する法第百二十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、外国生命保険会社等にあっては、次に掲げるものに係る保険数理に関する事項とし、外国損害保険会社等にあっては、前条各号に掲げる保険契約を除く保険契約について次の第一号から第四号まで、第六号及び第九号に掲げるものに係る保険数理に関する事項とする。

###### 一

日本における保険契約に係る保険料の算出方法

###### 二

責任準備金の算出方法

###### 三

契約者配当に係る算出方法

###### 四

日本における保険契約に係る契約者価額の算出方法

###### 五

日本における保険契約に係る未収保険料の算出

###### 六

支払備金の算出

###### 七

日本における保険募集に関する計画

###### 八

生命保険募集人の給与等に関する規程の作成

###### 九

その他日本における保険計理人がその職務を行うに際し必要な事項

#### 第百五十七条（日本における保険計理人の要件に該当する者）

法第百九十九条において準用する法第百二十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は、外国生命保険会社等にあっては、第七十八条第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とし、外国損害保険会社等にあっては、第七十八条第二項各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

#### 第百五十七条の二（日本における保険計理人の確認事項）

法第百九十九条において準用する法第百二十一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、外国生命保険会社等にあっては、次の第一号に掲げる事項とし、外国損害保険会社等にあっては、次に掲げる事項とする。

###### 一

財産の状況に関する事項として次のイ及びロに掲げるもの

###### 二

第百五十五条各号に掲げる保険契約を除く保険契約に係る支払備金（第百六十条において準用する第七十三条第一項第二号に掲げる金額に限る。）が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか。

#### 第百五十八条（日本における保険計理人の確認業務）

外国保険会社等の日本における保険計理人は、日本における事業年度に係る毎決算期において、法第百九十九条において準用する法第百二十一条第一項各号に掲げる事項について、次に掲げる基準その他金融庁長官が定める基準により確認しなければならない。

###### 一

責任準備金が、第百五十条又は第百五十一条に規定するところにより適正に積み立てられていること。

###### 二

契約者配当が第百六十条において準用する第六十二条に規定するところにより適正に行われていること。

###### 三

将来の時点における日本における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額が、当該将来の時点における日本における負債の額として合理的な予測に基づき算定される額に照らして、日本における保険業の継続の観点から適正な水準に満たないと見込まれること。

###### 四

日本における保険金等の支払能力の充実の状況について、法第二百二条の規定並びに第百六十一条及び第百六十二条の規定（法第二百四十条第一項第一号の規定に基づき免許特定法人の引受社員を外国保険会社等とみなして法第百九十九条において準用する法第百二十一条の規定を適用する場合には、法第二百二十八条の規定及び第百九十条の規定）に照らして適正であること。

###### 五

外国損害保険会社等にあっては、第百五十五条各号に掲げる保険契約を除く保険契約に係る支払備金（第百六十条において準用する第七十三条第一項第二号に掲げる金額に限る。）が、第百六十条において準用する第七十三条に規定するところにより、適正に積み立てられていること。

#### 第百五十九条（責任準備金に関して確認の対象となる契約）

法第百九十九条において準用する法第百二十一条第一項第一号に規定する内閣府令で定める保険契約は、外国生命保険会社等にあっては、当該外国生命保険会社等が引き受けている日本におけるすべての保険契約、外国損害保険会社等にあっては、第百五十五条各号に掲げる保険契約を除くすべての保険契約とする。

#### 第百六十条（業務、経理に関する規定の準用）

第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四（第二項を除く。）、第五十三条の六から第五十三条の十二の二まで、第五十四条の四から第五十四条の七まで及び第五十九条の六の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第百九十九条において準用する法第百十五条第一項の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。

### 第三節　監督

#### 第百六十一条（健全性の基準に用いる供託金等）

法第二百二条第一号に規定する供託金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計（日本における保険業の貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税をいう。以下この項、第百九十条第一項及び第二百十条の十一の三第一項において同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。第五号において同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。）の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

###### 一

供託金の額（法第百九十条第三項の契約金額を含む。）

###### 二

法第百九十九条において準用する法第百十五条第一項の価格変動準備金の額

###### 三

第百五十条第一項第三号又は第百五十一条第一項第二号の二の危険準備金の額

###### 三の二

第百五十一条第一項第二号の異常危険準備金（地震保険に関する法律施行規則第七条第一項（地震保険責任準備金の計算方法）に定める危険準備金を含む。）の額

###### 四

一般貸倒引当金の額

###### 五

外国保険会社等が日本において有するその他有価証券については、日本における保険業の貸借対照表に計上した次に掲げる額であって税効果会計適用前のものの合計額に金融庁長官が定める率を乗じた額

###### 六

外国保険会社等が日本において有する土地については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

###### 七

その他自己資本に相当するものとして金融庁長官が定めるものの額

##### ２

前項第六号中「時価」とは、第八十六条第二項に定める価額をいう。

#### 第百六十二条（通常の予測を超える危険に対応する額）

法第二百二条第二号に規定する日本において引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

###### 一

保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額（次号に掲げる額を除く。）

###### 一の二

第三分野保険の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

###### 二

予定利率リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

###### 二の二

最低保証リスク（特別勘定を設けた日本における保険契約であって、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の額を下回る危険であって、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険をいう。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

###### 三

資産運用リスク（資産の運用等に関する危険であって、日本において有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。）に対応する額として次のイからヘまでに掲げる額の合計額

###### 四

日本における経営管理リスク（日本における業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であって、前各号に掲げる危険に該当しないものをいう。）に対応する額として、前各号に対応する額に基づき金融庁長官が定めるところにより計算した額

#### 第百六十三条

削除

#### 第百六十四条（事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出）

法第二百七条において準用する法第百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

外国生命保険会社等の次に掲げる保険契約に係る法第百八十七条第三項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項

###### 二

第百四十九条各項に規定する保険契約に関し、法第百九十九条において準用する法第百十六条第二項の規定に基づき金融庁長官が定めた積立方法及びその計算の基礎となる係数により計算される額以上となる第百五十条第一項第一号及び第百五十一条第一項第一号イの保険料積立金、第百五十条第一項第二号及び第百五十一条第一項第一号ロの未経過保険料、第百五十条第一項第二号の二及び第百五十一条第一項第三号の払戻積立金、第百五十条第一項第三号及び第百五十一条第一項第二号の二の危険準備金並びに同項第二号の異常危険準備金の計算の方法及びその計算の基礎となる係数に関する事項

###### 三

外国損害保険会社等の次に掲げる契約に係る法第百八十七条第三項第三号及び第四号に掲げる書類に定めた事項並びに第百二十条第一項各号に掲げる事項、同条第二項に規定する事項及び同条第三項各号に掲げる事項

### 第四節　保険業の廃止等

#### 第百六十五条（日本における保険業の廃止に係る認可の申請）

外国保険会社等は、法第二百八条の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

直近の日本における保険業の日計表

###### 三

日本における保険業に係る資産及び負債の内容に関する事項を記載した書面

###### 四

日本における保険業に係る債権及び債務の取扱いの方針を記載した書面

###### 五

その他参考となるべき事項を記載した書類

#### 第百六十六条（外国保険会社等の届出事項等）

法第二百九条第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

###### 一

外国保険会社等を子会社とする者に変更があった場合

###### 二

第百五十条第一項第三号の危険準備金について同条第七項に規定する金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立てを行おうとする場合又は取崩しを行おうとする場合

###### 三

外国損害保険会社等が第百五十一条第四項の規定により責任準備金の額の計算をするに際し金融庁長官に届け出なければならない場合として金融庁長官が定める場合

###### 三の二

第百五十一条第一項第二号の二の危険準備金について同条第六項に規定する金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立てを行おうとする場合又は取崩しを行おうとする場合

###### 四

第百六十条において準用する第七十一条第二項に規定する金融庁長官が定める再保険の契約を締結しようとし、又は当該契約を契約期間の終了前に解約しようとする場合

###### 五

劣後特約付金銭消費貸借による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債を発行しようとする場合

###### 六

劣後特約付金銭消費貸借について期限前弁済をしようとする場合又は劣後特約付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

###### 六の二

第百六十二条第二号の二に掲げる額を算出するため、金融庁長官の定める算出方法を用いようとする場合

###### 六の二の二

前号に規定する算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

###### 六の二の三

特定取引勘定届出外国保険会社等において、特定取引として経理しようとする取引の種類その他次項各号に定める書類に係る事項を変更しようとする場合（軽微な変更をしようとする場合を除く。）

###### 六の三

外国保険会社等が特定取引勘定に類する勘定を設けようとする場合

###### 六の四

外国保険会社等が特定取引勘定に類する勘定を廃止しようとする場合

###### 七

外国保険会社等又はその業務の委託先において不祥事件（業務の委託先にあっては、当該外国保険会社等が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知った場合

###### 八

第二百十二条の六の三第二項各号に掲げる書類に定めた事項を変更しようとする場合

##### ２

外国保険会社等は、法第二百九条の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類（前項第六号の三に掲げる場合にあっては、次の各号に掲げる書類）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

特定取引として経理しようとする取引の種類及び当該取引を行う部署の名称を記載した書類

###### 二

時価等の算定（特定取引に係る利益若しくは損失又は当該取引の対象となる財産の価格を算定することをいう。）を行う部署の名称を記載した書類

###### 三

特定取引及びその対象となる財産とその他の取引及び財産との区別に関する経理の方針（特定取引勘定を設ける前に行った取引及びその対象となる財産についての区別に関する経理の方針を含む。）を記載した書類

###### 四

内部取引（一の外国保険会社等において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第五十三条の六の二第二項第五号から第十四号までに掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十六号の規定により特定取引とされる取引を含む。）をいう。）を行う場合（当該内部取引を解約する場合を含む。）の取扱いに関する事項を記載した書類

###### 五

勘定間振替（第五十三条の六の二第三項各号に掲げる行為（同条第四項に規定する取引を含む。）をいう。）を行う場合の取扱いに関する事項を記載した書類

##### ３

第一項第二号に該当するときの届出は、日本における保険業の業務報告書の提出期限の三週間前までに、日本における保険業の貸借対照表、日本における保険業の損益計算書及びその付属明細書又はこれに準ずる書類を添付して行うものとする。

##### ４

第一項第七号に規定する不祥事件とは、外国保険会社等若しくはその業務の委託先、外国保険会社等の日本における代表者若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、外国保険会社等の業務の委託先の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、外国保険会社等の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

###### 一

日本における外国保険会社等の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

###### 二

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に違反する行為

###### 三

法第二百九十四条第一項、第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定、法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第九号若しくは第三十九条第一項の規定若しくは第二百三十四条の二十一の二第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

###### 四

日本における保険業に係る現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失のうち、日本における外国保険会社等の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの

###### 五

その他外国保険会社等の日本における業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって前各号に掲げる行為に準ずるもの

##### ５

第一項第七号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を外国保険会社等が知った日から三十日以内に行わなければならない。

#### 第百六十六条の二（日本における保険契約の移転に係る備置書類）

法第二百十条第一項において準用する法第百三十六条の二第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

###### 一

法第二百十条第一項において準用する法第百三十五条第一項の契約に係る契約書

###### 二

法第二百十条第一項において準用する法第百三十五条第三項に規定する移転会社（以下この節において「移転会社」という。）の日本における保険業の貸借対照表

###### 三

法第二百十条第一項において準用する法第百三十五条第一項に規定する移転先会社（以下この節において「移転先会社」という。）の貸借対照表（外国保険会社等の場合にあっては、日本における保険業の貸借対照表）

#### 第百六十六条の三（日本における保険契約の移転に係る公告事項）

法第二百十条第一項において準用する法第百三十七条第一項本文（法第二百五十一条第二項及び第三項により読み替えて適用する場合並びに法第二百七十条の四第九項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（法第二百五十一条第二項及び第三項の規定により法第二百十条第一項において準用する法第百三十七条第一項本文の規定を読み替えて適用する場合並びに法第二百七十条の四第九項の規定により法第二百十条第一項において準用する法第百三十七条第一項本文の規定を読み替えて準用する場合にあっては、第一号及び第二号に掲げる事項）とする。

###### 一

移転先会社の商号、名称又は氏名

###### 二

移転先会社の本店、主たる事務所又は日本における主たる店舗の所在地

###### 三

移転会社及び移転先会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条又は第二百二条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この号及び第百六十八条第二項第十四号において同じ。）及び保険契約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

###### 四

保険契約の移転後における移転対象契約（法第二百十条第一項において準用する法第百三十五条第三項に規定する移転対象契約をいう。第百六十八条第二項及び第百六十八条の二第一号において同じ。）に関するサービスの内容の概要

###### 五

法第二百十条第一項において準用する法第百三十七条第五項に関する事項

###### 六

保険契約の移転前及び移転後における移転会社及び移転先会社の法第百十四条第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する契約者配当又は社員に対する剰余金の分配（以下この号において「配当等」という。）の方針並びに保険契約の移転前における移転会社及び移転先会社の配当等の額

###### 七

移転対象契約者（法第二百十条第一項において準用する法第百三十五条第三項に規定する移転対象契約者をいう。第百六十八条第二項及び第百六十八条の二第五号において同じ。）に対する剰余金の分配をする場合には、その旨及びその分配の方法

###### 八

法第二百十条第一項において準用する法第百三十七条第一項ただし書の規定により当該通知を省略する場合には、その旨

#### 第百六十六条の四（日本における保険契約の移転に係る通知の省略）

法第二百十条第一項において準用する法第百三十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

###### 一

共同保険契約の移転であること。

###### 二

共同保険契約の移転をしようとする引受保険会社等（外国保険会社等に限る。）が、当該共同保険契約の非幹事会社等であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

#### 第百六十七条（日本における保険契約に係る債権の額）

法第二百十条第一項において準用する法第百三十七条第三項（法第二百五十一条第二項及び第三項の規定により読み替えて適用する場合並びに法第二百七十条の四第九項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める金額は、外国生命保険会社等にあっては第一号に掲げる金額とし、外国損害保険会社等にあっては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とする。

###### 一

法第二百十条第一項において準用する法第百三十七条第一項の公告（以下この条において「公告」という。）の時において被保険者のために積み立てるべき金額

###### 二

未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、公告の時において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する保険料の金額

###### 三

公告の時において第百五十一条第一項第三号の払戻積立金として積み立てるべき金額

#### 第百六十七条の二（移転会社が払い戻すべき金額）

法第二百十条第一項において準用する法第百三十七条第五項に規定する内閣府令で定める金額は、第百五十条第一項第二号の二又は第百五十一条第一項第三号の払戻積立金として日本において積み立てた金額とする。

#### 第百六十七条の三（日本における保険契約の移転手続中の契約に係る通知事項）

法第二百十条第一項において準用する法第百三十八条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、第百六十六条の三各号に掲げる事項とする。

#### 第百六十八条（日本における保険契約の移転の認可の申請）

法第二百十条第一項において準用する法第百三十九条第一項の規定による認可の申請は、法第二百十条第一項において準用する法第百三十七条第一項の異議を述べるべき期間経過後一月以内に、移転会社及び移転先会社の連名の認可申請書を金融庁長官に提出して行わなければならない。

##### ２

前項の認可申請書には、次に掲げる書類（法第二百五十条第一項の規定により保険契約の移転をする場合、法第二百七十条の四第九項の規定により法第二百十条第一項において準用する法第百三十九条第一項の規定を読み替えて準用する場合及び更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号の規定により更生計画において更生会社が更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号に掲げる行為をする場合にあっては、第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十七号及び第十八号に掲げる書類）を添付しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

法第二百十条第一項において準用する法第百三十五条第一項の契約に係る契約書

###### 三

移転先会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録

###### 四

移転会社の日本における保険業の貸借対照表及び移転先会社の貸借対照表（外国保険会社等の場合にあっては、日本における保険業の貸借対照表）

###### 五

移転会社の日本における財産目録

###### 六

移転対象契約の選定基準及び対象範囲を記載した書面

###### 七

移転会社を保険者とする日本における保険契約について、次に掲げる事項を記載した書面

###### 八

法第二百十条第一項において準用する法第百三十五条第一項の契約により移転対象契約とともに移転するものとされる財産について、その種類ごとに数量及び価額を記載した書面

###### 九

移転先会社を保険者とする保険契約（外国保険会社等にあっては、日本における保険契約）について、次に掲げる事項を記載した書面

###### 十

法第二百十条第一項において準用する法第百三十七条第一項本文の規定による公告及び通知をしたことを証する書面（法第二百十条第一項において準用する法第百三十七条第一項ただし書の規定により当該通知を省略したときは、第百六十六条の四各号に掲げる要件の全てを満たしていることを証する書面を含む。）

###### 十一

法第二百十条第一項において準用する法第百三十七条第一項の異議を述べるべき期間内に異議を述べた移転対象契約者の数又はその者の第百六十七条に規定する金額が、法第二百十条第一項において準用する法第百三十七条第三項（法第二百五十一条第二項及び第三項の規定により読み替えて適用する場合並びに法第二百七十条の四第九項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に定める割合を超えなかったことを証する書面

###### 十二

前号の異議を述べた移転対象契約者の異議の理由及び当該異議に対する移転会社又は移転先会社の対応を記載した書面

###### 十三

移転対象契約者に対する剰余金の分配をする場合には、その額及びその算出方法並びにその分配の方法を記載した書面

###### 十四

移転会社及び移転先会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率及び保険契約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率を記載した書面

###### 十五

移転先会社の移転対象契約に係る業務の実施体制及びサービスの内容を記載した書面

###### 十六

保険契約の種類ごとに法第二百十条第一項において準用する法第百三十七条第五項に規定する場合において解約する旨を申し入れた移転対象契約者の数並びに同項の規定により移転会社が払い戻すべき金額及びその算出方法を記載した書面

###### 十七

法第二百五十条第四項の規定による公告をしたときは、これを証する書面

###### 十八

その他法第二百十条第一項において準用する法第百三十九条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

#### 第百六十八条の二（日本における保険契約の移転の認可の審査）

金融庁長官は、前条第一項の規定による認可の申請に係る法第二百十条第一項において準用する法第百三十九条第二項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

###### 一

保険契約の移転の目的及び移転対象契約の選定基準が保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること。

###### 二

保険契約の移転後において、移転会社を保険者とする保険契約及び移転先会社を保険者とする保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられることが見込まれること。

###### 三

保険契約の移転後において、移転先会社の第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金又は第六十四条第一項の契約者配当準備金（外国保険会社等にあっては、第百四十六条第一項の契約者配当準備金）が適正に積み立てられることが見込まれること。

###### 四

保険契約の移転後において、移転会社及び移転先会社の保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であると見込まれること。

###### 五

移転会社が、移転対象契約者に対して剰余金の分配をする場合には、当該分配が適正に行われるものであること。

#### 第百六十九条（日本における保険契約の移転後の公告事項）

法第二百十条第一項において準用する法第百四十条第一項前段に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

法第二百十条第一項において準用する法第百三十七条第一項から第三項までの規定（共同保険契約以外の保険契約にあっては、同条第一項ただし書の規定を除く。）による手続の経過

###### 二

移転先会社の商号、名称又は氏名及び本店、主たる事務所又は日本における主たる店舗の所在地

#### 第百六十九条の二（日本における保険契約の移転後の通知の省略）

法第二百十条第一項において準用する法第百四十条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第百六十六条の四各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

#### 第百七十条（日本における保険契約の移転の効力に関する規定の準用）

第九十二条の規定は、外国保険会社等の日本における保険契約の移転について準用する。

#### 第百七十一条（日本における業務及び財産の管理を受託できない外国保険会社等）

法第二百十一条において準用する法第百四十四条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、法第百八十五条第一項の日本における保険業に係る保険の引受けの代理をする者の事務所を設けている外国保険会社等とする。

#### 第百七十二条（日本における業務及び財産の管理の委託の認可の申請）

法第二百十一条において準用する法第百四十五条第一項の規定による認可の申請は、委託会社（日本における業務及び財産の管理の委託をする外国保険会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）及び受託会社（法第二百十一条において準用する法第百四十四条第一項に規定する受託会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）の連名の認可申請書を金融庁長官に提出して行わなければならない。

##### ２

前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

管理委託契約（法第二百十一条において準用する法第百四十四条第一項の契約をいう。次条において同じ。）に係る契約書

###### 三

受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録

###### 四

委託会社の日本における保険業の貸借対照表及び受託会社の貸借対照表（外国保険会社等の場合にあっては、日本における保険業の貸借対照表）

###### 五

管理の委託をしようとする日本における業務及び財産に係る損益の状況を記載した書面

###### 六

受託会社が委託会社の日本における業務及び財産の管理を行う方法及び受託会社が法第二百十一条において準用する法第百四十八条第一項の規定による表示をする方法を記載した書面

###### 七

その他法第二百十一条において準用する法第百四十五条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

#### 第百七十三条（管理委託契約の変更又は解除の認可の申請）

法第二百十一条において準用する法第百四十九条第二項の規定による認可の申請は、委託会社及び受託会社の連名の認可申請書を金融庁長官に提出して行わなければならない。

##### ２

前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

管理委託契約に定めた事項の変更の認可の申請をする場合においては、変更後の管理委託契約書

###### 三

受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録

###### 四

委託会社の日本における保険業の貸借対照表及び受託会社の貸借対照表（外国保険会社等の場合にあっては、日本における保険業の貸借対照表）

###### 五

管理の委託をしている日本における業務及び財産に係る損益の状況を記載した書面

###### 六

管理の委託をする日本における業務及び財産の範囲に係る変更の認可を申請する場合においては、当該変更後に管理の委託をしようとする日本における業務及び財産に係る損益の状況を記載した書面

###### 七

その他参考となるべき事項を記載した書類

#### 第百七十四条（利害関係人の清算人選任等の請求）

法第二百十二条第二項の規定により利害関係人が清算人の選任又は解任を請求する場合には、申請書に利害関係人であることを証する書面を添付しなければならない。

#### 第百七十五条（債権申出期間内の弁済の許可の申請）

法第二百十二条第四項において準用する法第百七十八条の規定により読み替えて適用する会社法第五百条第二項（債務の弁済の制限）の規定による許可の申請は、清算人全員の連名の許可申請書を金融庁長官に提出して行わなければならない。

##### ２

前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

前項の許可をすべき場合であることを証する書面

#### 第百七十五条の二（外国保険会社等の財産についての清算に関する事項）

第百十条の二、第百十条の四から第百十条の七まで及び第百十四条の二から第百十四条の八までの規定は、その性質上許されないものを除き、法第二百十二条第四項において読み替えて準用する会社法第四百八十二条第三項第四号（業務の執行）、第四百八十九条第六項第六号（清算人会の権限等）、第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）、第五百三十六条第一項第二号及び第三号イ（事業の譲渡の制限等）、第五百四十八条第一項第四号（債権者集会の招集等の決定）、第五百五十条第一項、第五百五十一条第一項及び第二項（債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等）、第五百五十六条第二項（書面による議決権の行使）、第五百五十七条第一項（電磁的方法による議決権の行使）並びに第五百六十一条（議事録）の規定により内閣府令で定めるべき事項について準用する。

#### 第百七十六条（清算に係る外国保険会社等が払い戻す金額）

法第二百十二条第五項において準用する法第百七十七条第三項に規定する内閣府令で定める金額は、第百五十条第一項第二号の二又は第百五十一条第一項第三号の払戻積立金として日本において積み立てるべき金額とする。

#### 第百七十六条の二（外国相互会社の財産についての清算に関する事項）

第百十条の二、第百十条の四から第百十条の七まで及び第百十四条の二から第百十四条の八までの規定は、その性質上許されないものを除き、法第二百十三条において読み替えて準用する会社法第八百二十二条第三項（日本にある外国会社の財産についての清算）において準用する会社法第四百八十二条第三項第四号（業務の執行）、第四百八十九条第六項第六号（清算人会の権限等）、第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）、第五百三十六条第一項第二号及び第三号イ（事業の譲渡の制限等）、第五百四十八条第一項第四号（債権者集会の招集等の決定）、第五百五十条第一項、第五百五十一条第一項及び第二項（債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等）、第五百五十六条第二項（書面による議決権の行使）、第五百五十七条第一項（電磁的方法による議決権の行使）並びに第五百六十一条（議事録）の規定により内閣府令で定めるべき事項について準用する。

#### 第百七十七条（外国保険会社等の清算状況の届出）

第百十条の規定は、清算に係る外国保険会社等の清算人について準用する。

### 第五節　雑則

#### 第百七十七条の二（登記に関する事項）

次の各号に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、当該各号に定める行為をするために使用する自動公衆送信装置のうち当該行為をするための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものとする。

###### 一

法第二百十五条において準用する会社法第九百三十三条第二項第四号

###### 二

法第二百十五条において準用する会社法第九百三十三条第二項第六号イ

#### 第百七十八条（免許を有しない外国保険業者の駐在員事務所の設置に係る届出事項等）

法第二百十八条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

法第百八十五条第一項の免許を有しない外国保険業者に関する次に掲げる事項

###### 二

日本国内に設置しようとする駐在員事務所その他の施設に関する次に掲げる事項

##### ２

法第百八十五条第一項の免許を有しない外国保険業者は、法第二百十八条第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類（当該外国保険業者が個人の場合にあっては、第一号に掲げる書面に限る。）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

支店、従たる事務所その他の施設の数を記載した書面

###### 二

資本金の額若しくは出資の総額又は基金の総額を記載した書面

###### 三

代表権を有する役員の役職名及び氏名を記載した書面

### 第六節　特定法人に対する特則

#### 第百七十九条（特定法人の提出する免許申請書の添付書類）

法第二百二十条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

###### 一

理由書

###### 二

事業計画書

###### 三

本店又は主たる事務所において作成した最終の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に相当するもの

###### 四

引受社員の保険業に係る最終の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

###### 五

法第二百二十条第一項第三号の特定法人及び引受社員を日本において代表する者の履歴書及び代表権を証する書面

###### 六

特定法人（法第二百十九条第一項に規定する特定法人をいう。以下同じ。）の規約

###### 七

当該免許申請に係る保険が第三分野保険を含む場合にあっては、当該第三分野保険の保険契約に関する法第二百二十条第三項第四号に掲げる書類の記載事項が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、特定法人の日本における保険計理人が確認した結果を記載した意見書

###### 八

その他法第二百二十一条第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

##### ２

前項第二号の事業計画書には保険募集の計画及び収支の見込み並びにそれらの基礎となる事項を記載しなければならない。

#### 第百八十条（特定法人の免許申請手続）

法第二百二十条第一項の免許申請書及びその添付書類は、正本一通を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

##### ２

法第二百十九条第一項の免許を受けようとする特定法人は、法第二百二十条に定めるところに準じた書類を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

#### 第百八十一条（協議を行うことのある者）

法第二百二十条第三項第五号に規定する内閣府令で定める者は、特定法人の規約により保険契約者と保険契約の内容を確定するための協議を行うことが認められている者とする。

#### 第百八十二条（事業の方法書等の記載事項）

法第二百十九条第一項の免許の申請者（以下この条において「免許申請者」という。）は、次に掲げる事項を法第二百二十条第三項第二号に掲げる書類に記載しなければならない。

###### 一

日本における被保険者又は保険の目的の範囲並びに保険の種類（再保険を含む。）の区分

###### 二

保険金額及び保険期間に関する事項

###### 三

日本における被保険者又は保険の目的の選択及び日本における保険契約の締結の手続に関する事項

###### 四

保険料の収受並びに保険金及び払い戻される保険料その他の返戻金の支払に関する事項

###### 五

保険証券、日本における保険契約の申込書及びこれらに添付すべき書類に記載する事項

###### 六

日本における保険契約の特約に関する事項

###### 七

保険約款の規定による貸付けに関する事項

###### 八

保険金額、保険の種類又は保険期間を変更する場合の取扱いに関する事項

###### 九

法第二百二十三条第十一項に規定する供託金（以下この節において「供託金」という。）の額（同条第三項に規定する契約金額を含む。）を限度として保険契約ごとに引受社員と連帯して当該引受社員の締結する保険契約に基づく債務を保証する方法に関する事項

##### ２

免許申請者は、日本において特別勘定を設ける場合においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

###### 一

特別勘定を設ける保険契約の種類

###### 二

特別勘定に属する財産の種類及び評価の方法

##### ３

免許申請者は、積立勘定を設ける場合においては、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

###### 一

積立勘定を設ける保険契約の種類

###### 二

保険料のうち積立勘定に経理されるもの

###### 三

積立勘定に属する財産の種類及び評価の方法

##### ４

免許申請者は、第百二十一条各号に掲げる事項を法第二百二十条第三項第三号に掲げる書類に記載しなければならない。

##### ５

免許申請者は、法第二百十九条第四項の特定生命保険業免許の申請の場合にあっては第百二十二条第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事項を、法第二百十九条第五項の特定損害保険業免許の申請の場合にあっては第百二十二条第一号及び第二号並びに第七号及び第八号に掲げる事項を、法第二百二十条第三項第四号に掲げる書類に記載しなければならない。

#### 第百八十二条の二（免許の審査）

内閣総理大臣は、法第二百十九条第一項の免許の申請に係る法第二百二十一条に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

###### 一

当該免許の申請に係る免許が法第二百十九条第四項の特定生命保険業免許の場合には、事業開始後十事業年度を経過するまでの間に申請者の一事業年度の当期純利益が見込まれること。

###### 二

当該免許の申請に係る免許が法第二百十九条第五項の特定損害保険業免許の場合には、事業開始後五事業年度を経過するまでの間に申請者の一事業年度の当期純利益が見込まれること。

###### 三

申請者の日本における経営の健全性を判断するための指標が当該免許後適正な水準を維持することが見込まれること。

###### 四

免許申請書に添付された法第二百二十条第三項第一号に掲げる書類に記載された事項が申請者の日本における業務の健全かつ適正な運営を確保するものであること。

#### 第百八十三条（供託に係る届出等）

第百二十六条第一項の規定は法第二百二十三条第三項の契約を免許特定法人（法第二百二十三条第一項に規定する免許特定法人をいう。以下同じ。）と締結した者について、第百二十六条第二項及び第三項の規定は法第二百二十三条第一項、第二項、第四項若しくは第九項又は免許特定法人供託金規則（平成八年法務省・大蔵省令第二号）第十四条第六項若しくは第十五条第一項の規定により供託をした者について、それぞれ準用する。

#### 第百八十四条（供託金の全部又は一部に代わる契約の相手方）

令第三十二条に規定する内閣府令で定める金融機関は、第百二十七条各号に掲げるものとする。

#### 第百八十五条（供託金の全部又は一部に代わる契約の締結の届出等）

免許特定法人は、法第二百二十三条第三項に定める契約（以下この条から第百八十七条までにおいて「契約」という。）を締結したとき（令第三十二条第三号の規定による承認（以下この条から第百八十七条までにおいて「承認」という。）を受けて当該契約の内容を変更したときを含む。）は、契約書を金融庁長官に提出しなければならない。

##### ２

免許特定法人は、承認を受けて契約を解除したときは、その事実を証する書面を金融庁長官に提出しなければならない。

#### 第百八十六条

免許特定法人は、承認を受けようとするときは、当該承認に係る契約を解除しようとする日又は契約の内容を変更しようとする日の一月前までに、承認申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

#### 第百八十七条（供託金の追加供託の起算日）

法第二百二十三条第九項に規定する内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる日とする。

###### 一

免許特定法人が承認を受けて契約の内容を変更したことにより、供託金の額（同条第三項の契約金額を含む。第四号において同じ。）が令第三十一条に定める額に不足した場合

###### 二

免許特定法人が承認を受けて契約を解除した場合

###### 三

令第三十三条の権利の実行の手続が行われた場合

###### 四

次条第三項において準用する第百三十二条第四項に規定する換算率が変更となり供託金の額が令第三十一条に定める額に不足した場合

#### 第百八十八条（供託金に代わる有価証券の種類等）

法第二百二十三条第十項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

###### 一

国債証券

###### 二

地方債証券

###### 三

政府保証債証券

###### 四

社債券その他の債券（記名式のもの、短期社債等及び前三号に掲げるものを除く。）であって供託金に代えることにつき金融庁長官の承認を受けたもの

##### ２

免許特定法人は、前項第四号の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

##### ３

第百三十二条の規定は、法第二百二十三条第十項の規定により有価証券を供託金に代える場合における当該有価証券の価額について準用する。

#### 第百八十九条（事業方法書等に定めた事項の変更に関する届出）

法第二百二十五条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる契約に係る法第二百二十条第三項第三号及び第四号に掲げる書類に定める事項並びに第百八十二条第一項各号に掲げる事項、同条第二項に規定する事項及び同条第三項各号に掲げる事項とする。

###### 一

火災保険契約

###### 二

債権保全火災保険契約

###### 三

森林火災保険契約

###### 四

博覧会総合保険契約

###### 五

海上保険契約

###### 六

運送保険契約及び小口貨物運送保険契約

###### 七

旅行事故対策費用保険契約及び旅行特別補償保険契約

###### 八

勤労者財産形成給付傷害保険契約

###### 九

勤労者財産形成基金傷害保険契約

###### 十

確定拠出年金傷害保険契約

###### 十一

総付保台数十台以上の自動車保険契約

###### 十二

販売用等自動車保険契約

###### 十三

賠償責任保険契約

###### 十四

船客傷害賠償責任保険契約

###### 十五

労働者災害補償責任保険契約

###### 十六

航空保険契約

###### 十七

住宅ローン保証保険契約

###### 十八

保証証券契約

###### 十九

ガラス保険契約

###### 二十

機械保険契約

###### 二十一

組立保険契約

###### 二十二

建設工事保険契約及び土木工事保険契約

###### 二十三

土木構造物保険契約

###### 二十四

動産総合保険契約

###### 二十五

ヨット・モーターボート保険契約

###### 二十六

コンピューター総合保険契約

###### 二十七

旅行小切手総合保険契約

###### 二十八

フランチャイズチェーン総合保険契約

###### 二十九

テナント総合保険契約

###### 三十

盗難保険契約及びクレジットカード盗難保険契約

###### 三十一

風水害保険契約

###### 三十二

競走馬等保険契約

###### 三十三

ボイラー・ターボセット保険契約

###### 三十四

知的財産権訴訟費用保険契約

###### 三十五

事業活動損害保険契約

#### 第百九十条（健全性の基準に用いる供託金等）

法第二百二十八条第一号に規定する供託金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計（日本における保険業の貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。第五号において同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。）の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

###### 一

供託金の額（法第二百二十三条第三項の契約金額を含む。）

###### 二

法第百九十九条において準用する法第百十五条第一項の価格変動準備金の額

###### 三

第百五十条第一項第三号又は第百五十一条第一項第二号の二の危険準備金の額

###### 三の二

第百五十一条第一項第二号の異常危険準備金（地震保険に関する法律施行規則第七条第一項（地震保険責任準備金の計算方法）に定める危険準備金を含む。）の額

###### 四

一般貸倒引当金の額

###### 五

引受社員が日本において有するその他有価証券については、日本における保険業の貸借対照表に計上した次に掲げる額であって税効果会計適用前のものの合計額に金融庁長官が定める率を乗じた額

###### 六

引受社員が日本において有する土地については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

###### 七

その他自己資本に相当するものとして金融庁長官が定めるものの額

##### ２

法第二百二十八条第二号に規定する引受社員の日本において引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって通常の予測を超えるものに対応する額は、第百六十二条各号に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

##### ３

第一項第六号中「時価」とは、第八十六条第二項に定める価額をいう。

#### 第百九十一条（総代理店の廃止に係る認可の申請）

免許特定法人は、法第二百三十三条の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

直近の引受社員の日本における保険業の日計表

###### 三

免許特定法人及び引受社員の日本における保険業の資産及び負債の内容に関する事項を記載した書面

###### 四

引受社員の日本における保険業の債権及び債務の取扱いの方針を記載した書面

###### 五

その他参考となるべき事項を記載した書類

#### 第百九十二条（免許特定法人の届出）

法第二百三十四条第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

###### 一

第百五十条第一項第三号の危険準備金について同条第七項に規定する金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立てを行おうとする場合又は取崩しを行おうとする場合

###### 二

免許特定法人において、第百五十一条第四項の規定により免許特定法人の引受社員の責任準備金の額を計算をするに際し金融庁長官に届け出なければならない場合として金融庁長官が定める場合

###### 二の二

第百五十一条第一項第二号の二の危険準備金について同条第六項に規定する金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立てを行おうとする場合又は取崩しを行おうとする場合

###### 三

第百六十条において準用する第七十一条第二項に規定する金融庁長官が別に定める再保険の契約を締結しようとし、又は当該契約を契約期間の終了前に解約しようとする場合

###### 四

劣後特約付金銭消費貸借による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債を発行しようとする場合

###### 五

劣後特約付金銭消費貸借について期限前弁済をしようとする場合又は劣後特約付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

###### 五の二

第百九十条第二項の規定に基づき、第百六十二条第二号の二に掲げる額を算出するため、金融庁長官の定める算出方法を用いようとする場合

###### 五の三

前号に規定する算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

###### 六

免許特定法人又はその業務の委託先（第四項において「免許特定法人等」という。）において不祥事件（業務の委託先にあっては、当該免許特定法人が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知った場合

##### ２

免許特定法人は、法第二百三十四条の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

##### ３

第一項第一号に該当するときの届出は、日本における保険業の業務報告書の提出期限の三週間前までに、日本における保険業の貸借対照表、日本における保険業の損益計算書及びその付属明細書又はこれに準ずる書類を添付して行うものとする。

##### ４

第一項第六号に規定する不祥事件とは、免許特定法人等、引受社員若しくは総代理店、免許特定法人及び引受社員の日本における代表者若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、免許特定法人の業務の委託先若しくは総代理店の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、引受社員の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

###### 一

日本における免許特定法人等及びその引受社員の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

###### 二

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に違反する行為

###### 三

法第二百九十四条第一項、第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定、法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第九号若しくは第三十九条第一項の規定若しくは第二百三十四条の二十一の二第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

###### 四

日本における保険業に係る現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失のうち、日本における免許特定法人及びその引受社員の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの

###### 五

その他引受社員の日本における業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって前各号に掲げる行為に準ずるもの

##### ５

第一項第六号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を免許特定法人が知った日から三十日以内に行わなければならない。

#### 第百九十三条（清算に係る引受社員が払い戻す金額）

法第二百三十五条第五項において準用する法第百七十七条第三項に規定する内閣府令で定める金額は、第百五十条第一項第二号の二又は第百五十一条第一項第三号の払戻積立金として日本において積み立てた金額とする。

#### 第百九十四条（特定法人等の清算に関する規定の準用）

第百七十四条の規定は法第二百三十五条第二項の規定により利害関係人が清算人の選任又は解任を請求する場合について、第百七十五条の規定は法第二百三十五条第四項において準用する法第百七十八条の規定により読み替えて適用する会社法第五百条第二項（債務の弁済の制限）の規定による許可の申請について、第百七十七条の規定は清算に係る免許特定法人及び引受社員の清算人について、それぞれ準用する。

##### ２

第百十条の二、第百十条の四から第百十条の七まで及び第百十四条の二から第百十四条の八までの規定は、その性質上許されないものを除き、法第二百三十五条第四項において読み替えて準用する会社法第四百八十二条第三項第四号（業務の執行）、第四百八十九条第六項第六号（清算人会の権限等）、第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）、第五百三十六条第一項第二号及び第三号イ（事業の譲渡の制限等）、第五百四十八条第一項第四号（債権者集会の招集等の決定）、第五百五十条第一項、第五百五十一条第一項及び第二項（債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等）、第五百五十六条第二項（書面による議決権の行使）、第五百五十七条第一項（電磁的方法による議決権の行使）並びに第五百六十一条（議事録）の規定により内閣府令で定めるべき事項について準用する。

#### 第百九十五条（総代理店の届出事項等）

法第二百三十九条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

総代理店になろうとする旨

###### 二

商号

###### 三

資本金の額

###### 四

取締役（指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役）の履歴書

###### 五

会計参与設置会社であるときは、会計参与の履歴書

###### 六

監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）であるときは、監査役の履歴書

###### 七

本店及び支店の所在地

###### 八

業務の内容

###### 九

引受社員の日本に所在する財産の管理の方法

## 第十章　契約条件の変更

#### 第百九十六条（契約条件の変更の申出）

保険会社（外国保険会社等を含む。以下この章において同じ。）は、法第二百四十条の二第一項の規定による申出を行おうとするときは、申出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあっては、剰余金処分又は損失処理に関する書面及び基金等変動計算書）その他最近における財産及び損益の状況を知ることができる書類（外国保険会社等にあっては、日本における保険業に係るものに限る。）

###### 三

その他参考となるべき事項を記載した書類

#### 第百九十七条（契約条件の変更に係る株主総会等の招集通知の記載事項）

法第二百四十条の五第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

契約条件の変更がやむを得ない理由

###### 二

契約条件の変更の内容

###### 三

契約条件の変更後の業務及び財産（外国保険会社等にあっては、日本における業務及び日本に所在する財産。以下この章において同じ。）の状況の予測

###### 四

基金及び保険契約者等（外国保険会社等の場合にあっては、日本における保険契約者等。以下この章において同じ。）以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項

###### 五

経営責任に関する事項

###### 六

その他契約条件の変更に関し必要な事項

#### 第百九十八条（契約条件の変更に係る書類の備置き等）

法第二百四十条の七第一項に規定する内閣府令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

#### 第百九十九条（保険調査人の選任等）

金融庁長官は、法第二百四十条の八第一項の規定により保険調査人を選任したとき又は同条第三項の規定により保険調査人を解任したときは、その旨及び当該保険調査人の商号、名称又は氏名を同条第五項の被調査会社に通知するものとする。

#### 第二百条（契約条件の変更に係る承認）

保険会社は、法第二百四十条の十一第一項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類（外国保険会社等にあっては、第二号に掲げる書類を除く。）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

株主総会等の議事録

###### 三

法第二百四十条の五第一項の決議（外国保険会社等にあっては、契約条件の変更についての決定）に係る契約条件の変更の内容を示す書類

###### 四

次条各号に掲げる書類

###### 五

その他参考となるべき事項を記載した書類

#### 第二百一条（契約条件の変更に係る通知書類）

法第二百四十条の十二第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

###### 一

契約条件の変更がやむを得ない理由を示す書類

###### 二

契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測を示す書類

###### 三

基金及び保険契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項を示す書類

###### 四

経営責任に関する事項を示す書類

###### 五

その他契約条件の変更に関し必要な事項を記載した書類

#### 第二百二条（保険契約に係る債権の額）

法第二百四十条の十二第四項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社及び外国生命保険会社等にあっては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社及び外国損害保険会社等にあっては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とする。

###### 一

法第二百四十条の十二第一項の公告（以下この条において「公告」という。）の時において被保険者のために積み立てるべき金額

###### 二

未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、公告の時において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する保険料の金額

###### 三

公告の時において第七十条第一項第三号又は第百五十一条第一項第三号の払戻積立金として積み立てるべき金額

#### 第二百三条（契約条件の変更後の公告事項）

法第二百四十条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、法第二百四十条の十二第一項から第四項までに規定する手続の経過とする。

#### 第二百四条

削除

## 第十一章　株主

### 第一節　保険主要株主

#### 第二百五条（保険議決権保有届出書の提出等）

法第二百七十一条の三第一項の規定により同項に規定する保険議決権保有届出書（以下この項及び第二百八条において「保険議決権保有届出書」という。）を提出すべき者は、別紙様式第十三号により当該保険議決権保有届出書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

##### ２

法第二百七十一条の三第一項に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

###### 一

保有する議決権の数に増加がない場合（第三号に掲げる場合を除く。）

###### 二

保険議決権大量保有者となった者が外国人又は外国の法人（法第二条の二第一項第一号に掲げる者を含む。次号並びに第二百七条第二項第二号及び第三号において同じ。）である場合（次号に掲げる場合を除く。）

###### 三

保険議決権大量保有者となった者が外国人又は外国の法人であってその保有する議決権の数に増加がない場合

#### 第二百六条（国等が保有する議決権とみなされる議決権）

次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める議決権の保有について、令第三十七条の五の法人とみなす。

###### 一

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行

###### 二

農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第七十四条第一号に規定する協定債権回収会社

###### 三

法附則第一条の二の三第一号に規定する協定銀行

#### 第二百七条（変更報告書の提出等）

法第二百七十一条の四第一項の規定により同項に規定する変更報告書（以下この項及び第三項並びに次条において「変更報告書」という。）を提出すべき者は、別紙様式第十三号により当該変更報告書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

##### ２

法第二百七十一条の四第一項本文に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

###### 一

保有する議決権の数に増加又は減少がない場合（議決権保有割合（法第二百七十一条の三第一項第一号に規定する議決権保有割合をいう。以下この条及び次条において同じ。）が百分の一以上増加し又は減少した場合に限り、第三号に掲げる場合を除く。）

###### 二

保険議決権大量保有者が外国人又は外国の法人である場合（次号に掲げる場合を除く。）

###### 三

保険議決権大量保有者が外国人又は外国の法人であってその保有する議決権の数に増加又は減少がない場合（議決権保有割合が百分の一以上増加し又は減少した場合に限る。）

##### ３

法第二百七十一条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、議決権保有割合が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された議決権保有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合とする。

#### 第二百八条（特例対象議決権に係る保険議決権保有届出書の提出等）

法第二百七十一条の五第一項の規定により保険議決権保有届出書を提出すべき者又は同条第二項の規定により変更報告書を提出すべき者は、別紙様式第十三号の二により当該保険議決権保有届出書又は当該変更報告書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

##### ２

法第二百七十一条の五第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

###### 一

銀行、長期信用銀行、株式会社商工組合中央金庫、金融商品取引業者（有価証券関連業（金融商品取引法第二十九条の四の二第十項（第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項（第二種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業を行う者に限る。）、信託会社及び外国信託会社（信託業法第三条（免許）又は第五十三条第一項（免許）の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構

###### 二

外国の法令に準拠して外国において銀行業、有価証券関連業、投資運用業、信託業又は保険業を営む者であって前号に掲げる者以外の者

###### 三

前二号に掲げる者（以下この号及び第四項において「銀行等」という。）を共同保有者とする者であって銀行等以外の者

##### ３

法第二百七十一条の五第一項に規定する内閣府令で定める数は、百分の十とする。

##### ４

法第二百七十一条の五第一項に規定する内閣府令で定める場合は、銀行等に銀行等でない共同保有者がいる場合において、当該共同保有者に銀行等である共同保有者がいないものとみなして計算した当該共同保有者の議決権保有割合が百分の一を超える場合とする。

##### ５

法第二百七十一条の五第二項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、議決権保有割合が同条第一項の規定により提出され、又は提出されるべき保険議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少したこととする。

##### ６

法第二百七十一条の五第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

###### 一

変更報告書に係る基準日（法第二百七十一条の五第三項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の属する月の後の月の末日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合

###### 二

変更報告書に記載された議決権保有割合が基準日以外の月の末日におけるものである場合において、その月の後の基準日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の保険議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があった場合

###### 三

変更報告書に記載された議決権保有割合が基準日以外の月の末日におけるものである場合において、その月の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合

###### 四

法第二百七十一条の四第一項の規定により提出され、又は提出されるべき変更報告書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の保険議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があった場合

###### 五

法第二百七十一条の四第一項の規定により提出され、又は提出されるべき変更報告書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合

###### 六

法第二百七十一条の三第一項の規定により提出され、又は提出されるべき保険議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日における議決権保有割合が当該保険議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の保険議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があった場合

###### 七

法第二百七十一条の三第一項の規定により提出され、又は提出されるべき保険議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該保険議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合

##### ７

基準日の届出又は当該基準日の変更をしようとする者は、別紙様式第十三号の三により届出書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

#### 第二百九条（保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする場合の認可の申請等）

法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

当該法人に関する次に掲げる書類（当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）

###### 三

当該認可後五営業年度におけるその保有する当該保険会社の議決権に係るキャッシュ・フローの見込み及び当該見込みのネットプレゼントバリュー（当該議決権の保有を直接又は間接の原因とする収入又は支出の増加及び減少のそれぞれを当該議決権の取得資金に係るそれぞれに対応する期間の金利を用いて現在価値として割り引いて得た値を合計した値をいう。第三項において同じ。）を記載した書類

###### 四

前号のネットプレゼントバリューに係るストレステスト（ネットプレゼントバリューの計算の前提となる事項について当該事項の過去の一定期間の変化その他の合理的な範囲での変化があったものとして、当該ネットプレゼントバリューとは異なる値を別途計算することをいう。第三項において同じ。）の結果を記載した書類

###### 五

当該認可後に当該保険会社との間に有することを予定する人事、資金、技術、取引等における関係及び当該関係に係る方針（当該関係が当該保険会社の業務の運営に影響を与える可能性がある場合にあっては、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するための体制を含む。第三項において同じ。）

###### 六

その他法第二百七十一条の十一第一号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

##### ２

法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする者（前項に規定する者を除く。）は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる書類並びに次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

当該者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所及び営んでいる事業又は職業を記載した書類

###### 二

その保有する当該保険会社の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該保険会社の議決権の数を記載した書類

###### 三

当該者が総株主又は総出資者の議決権の百分の二十以上の数の議決権を保有する法人の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類

###### 四

その他法第二百七十一条の十一第二号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

##### ３

法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この項において「設立法人」という。）に関する次に掲げる書類（当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）

###### 三

当該設立後五事業年度におけるその保有する当該保険会社の議決権に係るキャッシュ・フローの見込み及び当該見込みのネットプレゼントバリューを記載した書類

###### 四

前号のネットプレゼントバリューに係るストレステストの結果を記載した書類

###### 五

当該設立後に当該保険会社との間に有することを予定する人事、資金、技術、取引等における関係及び当該関係に係る方針

###### 六

その他法第二百七十一条の十一第一号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

##### ４

金融庁長官は、前三項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一条の十一各号に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

###### 一

当該認可の申請をした者又は当該認可を受けて設立される法人（以下この項において「申請者等」という。）が当該保険会社の議決権を取得又は保有する目的が保険会社の業務の公共性を損なわないことが明らかであり、かつ、当該申請者等の財産及び収支の状況、当該保有に基づき当該申請者等が当該保険会社と有する関係その他の当該保有に係る事由により当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営が損なわれるおそれが極めて少ないと認められる体制が整備されていること。

###### 二

当該保険会社の議決権の保有に係る体制等に照らし、申請者等が当該保険会社の的確かつ公正な経営管理の遂行を妨げないことが明らかであり、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

##### ５

法第二百七十一条の十第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

###### 一

担保権の実行による株式の取得

###### 二

代物弁済の受領による株式の取得

###### 三

当該保険会社の議決権を行使することができない株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該保険会社の議決権の保有者になろうとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

###### 四

当該保険会社が株式の転換を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該保険会社の議決権の保有者になろうとする者の請求による場合を除く。）

###### 五

当該保険会社が株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てを行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

###### 六

当該保険会社が定款の変更による株式に係る権利の内容又は一単元の株式の数を変更したことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

###### 七

当該保険会社が自己の株式の取得を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

##### ６

前項の規定は、令第三十七条の五の四第一号に規定する内閣府令で定める事由について準用する。

#### 第二百十条（特定主要株主に係る認可の申請）

特定主要株主（法第二百七十一条の十第二項に規定する特定主要株主をいう。）は、同項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

前条第一項第二号ハからホまで、トからヌまで及びヲ並びに同項第三号から第六号までに掲げる書類

###### 三

その保有する当該保険会社の議決権の数を記載した書類

##### ２

前条第四項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一条の十一に規定する審査について準用する。

#### 第二百十条の二（保険主要株主と特殊の関係のある会社）

法第二百七十一条の十五第一項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、次に掲げる者とする。

###### 一

当該保険主要株主（連結基準対象会社（法第二条の二第一項第二号に規定する連結基準対象会社をいう。第三号において同じ。）である者に限る。次号において同じ。）の子会社（第一条の五第二項第一号に規定する子会社をいう。）

###### 二

当該保険主要株主の関連会社（第一条の五第二項第三号に規定する関連会社をいう。）

###### 三

当該保険主要株主（連結基準対象会社以外の者に限る。）がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社その他の法人

##### ２

令第十三条の五の二第六項の規定は、前項第三号の場合において同号の保険主要株主が保有する議決権について準用する。

### 第二節　保険持株会社

#### 第二百十条の三（保険会社を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等）

法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又は行為により保険会社を子会社とする持株会社になろうとする会社は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

当該会社に関する次に掲げる書類

###### 三

当該会社の子会社に関する次に掲げる書類

###### 四

当該認可後五事業年度における当該会社及びその子会社の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第二百七十一条の二十八の二に規定する保険持株会社の子会社である保険会社における保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。次項第四号及び第三項第二号、第二百十条の八第二項第二号ロ、第二百十条の十の二第一項第三号ロ（７）、第二百十条の十一の三第二項、第二百十条の十二第一項第十号、第二百十条の十二の三第一項第九号並びに第二百十条の十三第一項第六号において同じ。）の見込みを記載した書類

###### 五

その他法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

##### ２

法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又は行為により保険会社を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書類

###### 三

当該設立会社の子会社に関する次に掲げる書類

###### 四

当該設立後五事業年度における設立会社及びその子会社の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類

###### 五

その他法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするために参考となるべき事項を記載した書類

##### ３

内閣総理大臣は、前二項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

###### 一

当該認可の申請をした会社又は当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「申請者等」という。）及びその子会社の収支が当該認可後又は設立後五事業年度において良好に推移することが見込まれること。

###### 二

申請者等及びその子会社等の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が当該認可後又は設立後五事業年度において適正な水準となることが見込まれること。

###### 三

保険会社の業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は従業員の確保の状況、子会社の経営管理に係る体制等に照らし、申請者等が、その子会社であり、又はその子会社となる保険会社の経営管理を的確かつ公正に遂行することができ、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

##### ４

法第二百七十一条の十八第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

###### 一

担保権の実行による株式の取得

###### 二

代物弁済の受領による株式の取得

###### 三

有価証券関連業を行う金融商品取引業者が業務として株式を取得する場合におけるその業務の実施

###### 四

当該保険会社の議決権を行使することができない株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該保険会社の議決権の保有者になろうとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

###### 五

当該保険会社が株式の転換を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該保険会社の議決権の保有者になろうとする者の請求による場合を除く。）

###### 六

当該保険会社が株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てを行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

###### 七

当該保険会社が定款の変更による株式に係る権利の内容又は一単元の株式の数を変更したことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

###### 八

当該保険会社が自己の株式の取得を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

##### ５

前項の規定は、令第三十七条の五の六第一号に規定する内閣府令で定める事由について準用する。

#### 第二百十条の四（保険会社を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の予備審査）

法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又は行為により保険会社を子会社とする持株会社になろうとする会社又は保険会社を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、同項の規定による認可を受けようとするときは、前条第一項又は第二項に定めるところに準じた書類を内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

#### 第二百十条の五（特定持株会社に係る届出事項等）

法第二百七十一条の十八第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

当該会社が保険会社を子会社とする持株会社になった旨

###### 二

当該会社が保険会社を子会社とする持株会社になった事由及びその時期

###### 三

当該会社及びその子会社の商号又は名称及び業務の内容

###### 四

その他金融庁長官が必要と認める事項

##### ２

特定持株会社（法第二百七十一条の十八第二項に規定する特定持株会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、同項の規定による届出（特定持株会社が保険会社を子会社とする外国の持株会社（保険会社を子会社とする持株会社であって外国の法令に準拠して設立されたものをいう。以下同じ。）である場合にあっては、令第三十七条の八の規定による届出）をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

定款

###### 二

会社の登記事項証明書

###### 三

当該特定持株会社及びその子会社の最終の貸借対照表

##### ３

特定持株会社が保険会社を子会社とする外国の持株会社である場合には、当該保険会社を子会社とする外国の持株会社は、令第三十七条の八ただし書の規定による届出の期限の延長の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

##### ４

金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした外国の持株会社が令第三十七条の八ただし書の規定による届出の期限の延長をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

##### ５

特定持株会社は、法第二百七十一条の十八第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

当該特定持株会社が保険会社を子会社とする持株会社でなくなった時期を記載した書類

###### 三

当該特定持株会社が保険会社を子会社とする持株会社でなくなるために講じた措置又は保険会社を子会社とする持株会社でなくなった事由を記載した書類

#### 第二百十条の六（特定持株会社に係る認可の申請）

特定持株会社は、法第二百七十一条の十八第三項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

第二百十条の三第一項第二号ハからヘまで及びチからヲまで並びに同項第三号から第五号までに掲げる書類

##### ２

第二百十条の三第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査について準用する。

#### 第二百十条の六の二（顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）

法第二百七十一条の二十一の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、保険関連業務とする。

#### 第二百十条の六の三（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

保険持株会社は、その子会社である保険会社又は当該保険持株会社の親金融機関等（法第二百七十一条の二十一の二第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。）若しくは子金融機関等（同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該保険持株会社の子会社である保険会社又は当該保険持株会社の子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

###### 一

対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備

###### 二

次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備

###### 三

前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表

###### 四

次に掲げる記録の保存

##### ２

前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならない。

##### ３

第一項の「対象取引」とは、保険持株会社の子会社である保険会社又は当該保険持株会社の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該保険持株会社の子会社である保険会社又は当該保険持株会社の子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。

#### 第二百十条の七（保険持株会社の子会社の範囲等）

法第二百七十一条の二十二第一項第十二号及び第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

###### 一

当該保険持株会社の子会社（法第二百七十一条の二十二第一項第二号の二に掲げる者に限る。）

###### 一の二

当該保険持株会社の保険持株会社集団（当該保険持株会社の二以上の子会社の集団又は当該保険持株会社及びその子会社の集団のうち、法第二百七十一条の二十二第一項第一号から第二号の二まで又は第八号に掲げる会社を含むものをいう。次号において同じ。）

###### 二

当該保険持株会社の保険持株会社集団及び保険会社（当該保険持株会社の子会社である保険会社を除く。）若しくはその保険会社集団若しくは保険持株会社集団又は他の保険持株会社の保険持株会社集団

##### ２

法第二百七十一条の二十二第一項第十二号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

###### 一

他の事業者の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

###### 二

他の事業者の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

###### 三

他の事業者の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務

###### 四

他の事業者の業務に関する広告又は宣伝を行う業務

###### 五

他の事業者のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

###### 六

他の事業者の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務（第九号に該当するものを除く。）

###### 七

他の事業者の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

###### 八

他の事業者の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務

###### 九

他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

###### 九の二

他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

###### 十

他の事業者の行う資金の貸付け（住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。）に関し相談に応ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに関し必要となる事務を行う業務

###### 十一

他の事業者の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに関し必要となる事務を行う業務

###### 十二

他の事業者の事務に係る計算を行う業務

###### 十三

他の事業者の事務に係る文書、証票その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

###### 十四

他の事業者と当該他の事業者の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

###### 十五

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業

###### 十六

他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務を含む。）

###### 十七

他の事業者の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

###### 十八

他の事業者の所有する不動産（原則として、当該他の事業者から取得した不動産を含む。以下この号において同じ。）の賃貸又は他の事業者の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

###### 十九

他の事業者の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十一号に該当するものを除く。）

###### 二十

他の事業者の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証書の集配を行う業務

###### 二十一

他の事業者の主要な取引先との間で当該他の事業者の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

###### 二十二

他の事業者のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

###### 二十三

自らを子会社とする保険会社のために投資を行う業務

###### 二十四

自らを子会社とする保険持株会社の子会社である保険会社、銀行又は長期信用銀行（以下この号において「兄弟保険会社等」という。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該兄弟保険会社等のために当該債権の担保の目的となっている財産を適正な価格で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

###### 二十五

その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

###### 二十六

前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

##### ３

第五十六条の二第二項第一号に掲げる業務を営む会社が、当該業務を営むことが保険契約者等の利便の増進等の観点から合理的でない場合には、当該会社は、法第二百七十一条の二十二第一項第十二号に掲げる会社には該当しない。

##### ４

法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、第五十六条第五項に規定する会社とする。

##### ５

前項に規定する会社のほか、会社であって、その議決権を保険持株会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該保険持株会社又はその子会社により新たに取得されない限り、当該保険持株会社に係る法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

##### ６

前二項の規定にかかわらず、第五十六条の二第二項第二十四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む保険持株会社の子会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した次の各号に掲げる会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権を当該各号に規定する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該保険持株会社に係る法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。

###### 一

新規事業分野開拓会社（第五十六条第五項第一号から第三号までに規定する会社並びにこれらの会社のほか、会社であって、その議決権を保険持株会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、最後に取得されたとき）に同項第一号から第三号までに規定する会社に該当していたもの（その議決権が当該保険持株会社又はその子会社により新たに取得されない場合に限る。）をいう。）

###### 二

事業再生会社（第五十六条第五項第四号から第十一号までに規定する会社及びこれらの会社のほか、会社であって、その議決権を保険持株会社又はその子会社により取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、最後に取得されたとき）に同項第四号から第十一号までに規定する会社に該当していたもの（その議決権が当該保険持株会社又はその子会社により新たに取得されない場合に限る。）をいう。）

##### ７

法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める割合は、百分の三十五とする。

##### ８

法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十六条の二第二項第二十四号に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を専ら営む会社とする。

##### ９

法第二百七十一条の二十二第一項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

###### 一

証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第二百七十一条の二十二第一項第十号に規定する有価証券関連業を行う外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）及び信託専門会社又は同項第十一号に規定する信託業を営む外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三及び第三十五号を除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第八号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下この条において同じ。）

###### 二

証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第二百七十一条の二十二第一項第十号に規定する有価証券関連業を行う外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三、第三十五号及び第四十一号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第七号から第九号まで及び第十一号に規定する会社を有しない場合に限る。）

###### 三

信託専門会社又は法第二百七十一条の二十二第一項第十一号に規定する信託業を営む外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三から第四十号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第五号、第六号及び第八号から第十号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

###### 四

法第二百七十一条の二十二第一項第四号の二、第十二号又は第十三号に規定する会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

###### 五

法第百六条第二項第六号ハに規定する当該保険会社の子会社である銀行又は長期信用銀行の子会社のうち第五十六条の二第六項に定める持株会社にあっては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十六号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

###### 六

法第百六条第二項第七号ハに規定する当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第五十六条の二第七項に定める持株会社にあっては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三、第三十五号及び第四十一号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

###### 七

法第百六条第二項第八号ニに規定する当該保険会社の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち第五十六条の二第八項に定める持株会社にあっては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十六号から第四十号まで（当該持株会社が信託兼営銀行の子会社でない場合には第三十四号の三から第四十号まで）を除く。）に掲げる業務を営むもの

##### １０

法第二条第十五項の規定は、第六項に規定する議決権について準用する。

#### 第二百十条の八（保険持株会社の子会社に係る承認の申請）

法第二百七十一条の二十二第二項に規定する内閣府令で定める事項は、当該承認の申請に係る会社に関する次に掲げる事項とする。

###### 一

商号又は名称

###### 二

資本金の額

###### 三

取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役）の氏名

###### 四

会計参与設置会社にあっては、会計参与の氏名又は名称

###### 五

主たる営業所又は事務所の所在地

###### 六

業務の内容

##### ２

法第二百七十一条の二十二第二項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

当該保険持株会社及びその子会社に関する次に掲げる書類

###### 三

当該承認の申請に係る会社の最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

###### 四

その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

##### ３

前二項の規定は、法第二百七十一条の二十二第四項ただし書の規定による承認について準用する。

#### 第二百十条の九（保険持株会社の子会社に係る承認の例外）

法第二百七十一条の二十二第四項本文に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

###### 一

保険持株会社又はその子会社の代物弁済の受領による株式又は持分の取得

###### 二

保険持株会社又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該保険持株会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

###### 三

保険持株会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該保険持株会社又はその子会社の請求による場合を除く。）

###### 四

保険持株会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の併合若しくは分割又は株式無償割当て

###### 五

保険持株会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の定款の変更による株式又は持分に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

###### 六

保険持株会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の自己の株式又は持分の取得

###### 七

保険持株会社の子会社である法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に掲げる会社による株式又は持分の取得

##### ２

法第二百七十一条の二十二第四項ただし書に規定する内閣府令で定める事由は、前項第七号に掲げる事由とする。

#### 第二百十条の十（保険持株会社に係る業務報告書等）

法第二百七十一条の二十四第一項の規定による中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、中間事業概況書、中間連結財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十四号により作成し、当該期間経過後三月以内（外国所在保険持株会社（保険会社を子会社とする外国の持株会社であって、法第二百七十一条の十八第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）にあっては、当該期間経過後六月以内）に金融庁長官に提出しなければならない。

##### ２

法第二百七十一条の二十四第一項の規定による業務報告書は、事業概況書、連結財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十五号により作成し、事業年度終了後四月以内（外国所在保険持株会社にあっては、事業年度終了後六月以内）に金融庁長官に提出しなければならない。

##### ３

法第二百七十一条の二十四第一項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社（次条において「子会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

###### 一

当該保険持株会社の子法人等

###### 二

当該保険持株会社の関連法人等

##### ４

保険持株会社は、やむを得ない理由により第一項又は第二項に規定する期間内に中間業務報告書又は業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

##### ５

保険持株会社は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

##### ６

金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした保険持株会社が中間業務報告書又は業務報告書の提出を延期することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

#### 第二百十条の十の二（保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

法第二百七十一条の二十五第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

###### 一

保険持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

###### 二

保険持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

###### 三

保険持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

###### 四

保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

###### 五

事業年度の末日において、当該保険持株会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該保険持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

##### ２

前項の規定にかかわらず、外国所在保険持株会社は、当該外国所在保険持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載した書類（日本語以外で記載されたものを含む。）を当該外国所在保険持株会社の子会社である保険会社の営業所又は事務所（外国に所在する営業所又は事務所を除く。次項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

##### ３

前項に規定する書類が日本語以外で記載されたものである場合には、外国所在保険持株会社は、当該書類に加え、当該外国所在保険持株会社に関する事業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書について日本語で記載された書類を作成し、当該外国所在保険持株会社の子会社である保険会社の営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

##### ４

法第二百七十一条の二十五第一項に規定する内閣府令で定める場所は、当該保険持株会社の子会社である保険会社の営業所又は事務所（本店、支店及び外国に所在する営業所又は事務所を除く。）とする。

#### 第二百十条の十の三

保険持株会社は、法第二百七十一条の二十五第一項の規定により作成した書類（外国所在保険持株会社にあっては、前条第二項及び第三項に規定する書類。以下この項及び次項において「説明書類等」という。）の縦覧を、当該保険持株会社の事業年度経過後五月以内（外国所在保険持株会社にあっては、事業年度経過後六月以内）に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの説明書類等の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

##### ２

保険持株会社は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに説明書類等の縦覧を開始することができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

##### ３

保険持株会社は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

##### ４

金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした保険持株会社が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

#### 第二百十条の十の四

法第二百七十一条の二十五第三項に規定する内閣府令で定める場所は、第二百十条の十の二第四項に規定する場所とする。

#### 第二百十条の十の五

保険持株会社は、四半期ごとに、法第二百七十一条の二十五第五項に規定する保険持株会社の子会社である保険会社の保険契約者その他の顧客が当該保険持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

#### 第二百十条の十一（保険持株会社の事業報告等の記載事項）

法第二百七十一条の二十六の規定による事業報告は、別紙様式第十五号の二により作成しなければならない。

##### ２

法第二百七十一条の二十六の規定による附属明細書は、別紙様式第十五号の三により作成しなければならない。

#### 第二百十条の十一の二（保険持株会社がその経営を支配している法人）

法第二百七十一条の二十七第一項に規定する内閣府令で定める法人は、当該保険持株会社の子法人等のうち子会社以外のものとする。

#### 第二百十条の十一の三（保険持株会社に係る健全性の基準に用いる資本金、準備金等）

法第二百七十一条の二十八の二第一号に規定する資本金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計（連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。第六号において同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。）の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

###### 一

資本金等の額（連結貸借対照表の純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額、連結貸借対照表のその他の包括利益累計額の科目に計上した金額、法第百十三条前段の規定により連結貸借対照表の資産の部に計上した金額に相当する額、のれん（のれんに類する額を含む。）及び繰延資産として連結貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額をいう。）

###### 二

法第百十五条第一項の価格変動準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

###### 三

第六十九条第一項第三号及び第七十条第一項第二号の二の危険準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

###### 四

第七十条第一項第二号の異常危険準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

###### 五

一般貸倒引当金の額

###### 六

保険持株会社及びその子会社等が有するその他有価証券については、連結貸借対照表に計上した次に掲げる額であって税効果会計適用前のものの合計額に金融庁長官が定める率を乗じた額

###### 七

保険持株会社及びその子会社等が有する土地（海外の土地を含む。）については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

###### 八

未認識数理計算上の差異の額及び未認識過去勤務費用の額の合計額

###### 九

その他前各号に準ずるものとして金融庁長官が定めるものの額

##### ２

前項第七号中「時価」とは、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日の適正な評価価格に基づき算出した価額をいう。

#### 第二百十条の十一の四（保険持株会社に係る通常の予測を超える危険に対応する額）

法第二百七十一条の二十八の二第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

###### 一

保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額（次号及び第三号に掲げる額を除く。）

###### 二

第三分野保険の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

###### 三

子会社等である少額短期保険業者の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

###### 四

予定利率リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

###### 五

最低保証リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

###### 六

資産運用リスクに対応する額として次のイからホまでに掲げる額の合計額

###### 七

経営管理リスクに対応する額として、金融庁長官が定めるところにより計算した額

#### 第二百十条の十一の五（適用除外）

前二条の規定は、他の保険会社又は保険持株会社の子会社である保険持株会社については、適用しない。

#### 第二百十条の十二（保険持株会社に係る合併の認可の申請）

保険持株会社は、法第二百七十一条の三十一第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

###### 三

前号に規定する場合において、合併後存続する保険持株会社が、合併により消滅する会社の株主又は社員に対して交付すべき金銭等（金銭その他の財産をいう。）の額を定めたときは、最終の貸借対照表

###### 四

合併契約の内容を記載した書面

###### 五

合併費用を記載した書類

###### 六

当該保険持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

###### 七

会社法第七百八十九条第二項（債権者の異議）若しくは第七百九十九条第二項（債権者の異議）又は第八百十条第二項（債権者の異議）の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

###### 八

合併により消滅する会社又は株式の併合をする会社が株券発行会社であるときは、会社法第二百十九条第一項本文（株券の提出に関する公告等）の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

###### 八の二

合併により消滅する会社が新株予約権を発行しているときは、会社法第二百九十三条第一項（新株予約権証券の提出に関する公告等）の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

###### 九

独占禁止法第十五条第二項（合併の制限）の規定による届出をしたことを証明する書類

###### 十

合併後存続する保険持株会社の定款、取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役）の履歴書並びに事務所の所在地を記載した書類並びに合併後における保険持株会社及びその子会社等の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類

###### 十一

合併後存続する保険持株会社が会計参与設置会社である場合には、会計参与の履歴書

###### 十二

合併後存続する保険持株会社の会計監査人の履歴書

###### 十三

合併の当事者の一部が保険持株会社でない場合には、当該保険持株会社でない当事者の従前の定款並びに最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

###### 十四

合併後存続する保険持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書類

###### 十五

保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

###### 十六

合併後存続する保険持株会社が当該合併により法第二百七十一条の二十二第一項の承認を受けなければ子会社とすることができない会社を子会社とする場合には、当該会社に関する第二百十条の八第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類

###### 十七

その他法第二百七十一条の三十一第四項において準用する法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

##### ２

第二百十条の三第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一条の三十一第四項において準用する法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査について準用する。

#### 第二百十条の十二の二（資産の額等）

令第三十七条の五の七第一項第二号イに規定する債務の額として内閣府令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

###### 一

吸収分割の直後に当該保険持株会社の貸借対照表の作成があったものとする場合における当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額から会社法第七百九十五条第二項第二号の株式等（社債（吸収分割の直前に当該保険持株会社が有していた社債を除く。）に限る。）につき会計帳簿に付すべき額を減じて得た額

###### 二

吸収分割の直前に当該保険持株会社の貸借対照表の作成があったものとする場合における当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額

##### ２

令第三十七条の五の七第一項第二号イに規定する資産の額として内閣府令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

###### 一

吸収分割の直後に当該保険持株会社の貸借対照表の作成があったものとする場合における当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額

###### 二

吸収分割の直前に当該保険持株会社の貸借対照表の作成があったものとする場合における当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額から会社法第七百九十五条第二項第二号に規定する金銭等（同号の株式等のうち吸収分割の直前に当該保険持株会社が有していた社債等を含む。）の帳簿価額を減じて得た額

##### ３

前項の規定にかかわらず、当該保険持株会社が連結配当規制適用会社である場合において、吸収分割会社（会社法第七百五十八条第一号（株式会社に権利義務を承継させる吸収分割契約）に規定する吸収分割会社をいう。）が当該保険持株会社の子会社であるときは、令第三十七条の五の七第一項第二号イに規定する資産の額として内閣府令で定める額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。

###### 一

第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額

###### 二

前項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額

#### 第二百十条の十二の三（保険持株会社に係る会社分割の認可の申請）

保険持株会社は、法第二百七十一条の三十一第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

###### 三

吸収分割契約又は新設分割計画の内容を記載した書面

###### 四

会社分割費用を記載した書類

###### 五

当該保険持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

###### 六

会社法第七百八十九条第二項（債権者の異議）若しくは第七百九十九条第二項（債権者の異議）又は第八百十条第二項（債権者の異議）の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該会社分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

###### 七

株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百十九条第一項本文（株券の提出に関する公告等）の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

###### 七の二

会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であって、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第十号に規定する場合には、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

###### 八

独占禁止法第十五条の二第二項又は第三項（分割の制限）の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書類

###### 九

当該会社分割を行った後における保険持株会社及びその子会社の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類

###### 九の二

当該会社分割を行った後における保険持株会社が会計参与設置会社である場合には、当該保険持株会社の会計参与の履歴書

###### 九の三

当該会社分割を行った後における保険持株会社の会計監査人の履歴書

###### 十

会社分割の当事者の一部が保険持株会社でない場合には、当該保険持株会社でない当事者の従前の定款並びに最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

###### 十一

当該会社分割の当事者である保険持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書類

###### 十二

保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

###### 十三

当該会社分割により当該保険持株会社の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

###### 十四

吸収分割により資本金の額を増加するとき又は新設分割により株式会社を設立するときは、会社法第四百四十五条第五項（資本金の額及び準備金の額）に規定する額を証する書面

###### 十五

当該分割により法第二百七十一条の二十二第一項の承認を受けなければ子会社とすることができない会社を子会社とする場合には、当該会社に関する第二百十条の八第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類

###### 十六

その他法第二百七十一条の三十一第四項において準用する法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

##### ２

第二百十条の三第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一条の三十一第四項において準用する法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査について準用する。

#### 第二百十条の十三（保険持株会社に係る事業譲渡等の認可の申請）

保険持株会社は、法第二百七十一条の三十一第三項の規定による事業の譲渡又は譲受け（以下この条において「事業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

###### 三

事業譲渡等の契約の内容を記載した書面

###### 四

当該保険持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

###### 五

独占禁止法第十六条第二項（営業の譲受け等の制限）の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書類

###### 六

当該事業譲渡等を行った後における保険持株会社及びその子会社の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類

###### 七

当該保険持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書類

###### 八

保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

###### 九

当該営業の譲渡により当該保険持株会社の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

###### 十

当該営業の譲受けにより法第二百七十一条の二十二第一項の承認を必要とする会社を子会社とする場合には、当該会社に関する第二百十条の八第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び第二項第三号に掲げる書類

###### 十一

その他法第二百七十一条の三十一第四項において準用する法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

##### ２

第二百十条の三第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一条の三十一第四項において準用する法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査について準用する。

### 第三節　雑則

#### 第二百十条の十四（届出事項）

法第二百七十一条の三十二第一項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

###### 一

定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

###### 二

氏名若しくは名称を変更し、又は住所、居所、主たる営業所若しくは事務所の設置、位置の変更若しくは廃止をした場合

##### ２

法第二百七十一条の三十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

###### 一

定款（外国所在保険持株会社にあっては定款又はこれに準ずる定め）を変更した場合

###### 二

新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合

###### 三

保険持株会社を代表する取締役、保険持株会社の常務に従事する取締役又は監査役（監査等委員会設置会社にあっては保険持株会社を代表する取締役、保険持株会社の常務に従事する取締役又は監査等委員（保険持株会社の常務に従事する取締役を除く。）、指名委員会等設置会社にあっては保険持株会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（保険持株会社の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

###### 三の二

役員等の選退任があった場合（役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

###### 三の三

外国所在保険持株会社を代表する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者若しくは当該外国所在保険持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者（以下この号及び次号において「外国所在保険持株会社の役員等」という。）を選任しようとする場合又は外国所在保険持株会社の役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

###### 三の四

外国所在保険持株会社の役員等の選退任があった場合（外国所在保険持株会社の役員等の選退任の前に、外国所在保険持株会社の役員等を選任しようとする旨又は外国所在保険持株会社の役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

###### 三の五

会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

###### 三の六

会計参与の選退任があった場合（会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

###### 三の七

会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

###### 三の八

会計監査人の選退任があった場合（会社法第三百三十八条第二項（会計監査人の任期）の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

###### 四

事務所の設置、所在地の変更又は廃止をしようとする場合

###### 五

保険持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第二百十条の九第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第二百七十一条の三十二第二項第三号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）を子会社とした場合

###### 六

その子会社が商号若しくは名称を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなった場合（法第二百七十一条の三十二第二項第二号及び第四号の場合を除く。）

###### 六の二

その子会社が本店、主たる営業所又は事務所の所在地を変更した場合

###### 七

保険持株会社が会社法第四百三十五条第二項（計算書類等の作成及び保存）の規定により作成する事業報告及びその附属明細書を定時株主総会に提出した場合

###### 八

削除

###### 九

第二百十条の十一の四第一号又は第五号に掲げる額を算出するため、金融庁長官の定める算出方法を用いようとする場合

###### 十

前号に規定する保険持株会社の子会社等の定める算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

##### ３

保険持株会社（保険持株会社であった会社を含む。）は、法第二百七十一条の三十二第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（前項第七号に掲げる場合にあっては同号に規定する事業報告及びその附属明細書）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

#### 第二百十条の十五（認可の効力に係る承認の申請）

法第二百七十一条の十第一項の認可を受けた者は、法第二百七十一条の三十三第一項第一号の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

##### ２

法第二百七十一条の十八第一項の認可を受けた者は、法第二百七十一条の三十三第二項第一号の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

##### ３

金融庁長官は、前二項の規定による承認の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

###### 一

法の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行することができないことについてやむを得ないと認められる理由があること。

###### 二

合理的な期間内に当該認可を受けた事項を実行することができると見込まれること。

###### 三

当該認可の際に審査の基礎となった事項について当該認可を受けた事項の実行が見込まれる時期までに重大な変更がないと見込まれること。

## 第十二章　少額短期保険業者の特例

### 第一節　通則

#### 第二百十一条

令第三十八条に規定する内閣府令で定めるものは、受再会社（当該少額短期保険業者を相手方とする再保険を引き受ける保険会社（外国保険業者を含む。）をいう。）から収受する手数料とする。

#### 第二百十一条の二（登録の申請）

法第二百七十二条第一項の規定による登録を受けようとする者（次条から第二百十一条の七の二までにおいて「登録申請者」という。）は、別紙様式第十六号により作成した法第二百七十二条の二第一項の登録申請書に、同条第二項に規定する書類を添付して、財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に提出しなければならない。

#### 第二百十一条の三（登録申請書の添付書類）

法第二百七十二条の二第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

###### 一

会社の登記事項証明書

###### 二

事業計画書

###### 三

直近の日計表その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができる書類

###### 四

取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役。第五号において同じ。）並びに保険計理人の履歴書

###### 四の二

会計参与設置会社にあっては、会計参与の履歴書

###### 五

取締役及び監査役（会計参与設置会社にあっては、会計参与を含む。以下この号において同じ。）が法第二百七十二条の四第一項第十号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面

###### 六

保険計理人が第二百十一条の四十九に規定する要件に該当することを証する書面

###### 七

法第二百七十二条の二第二項第四号に掲げる書類に記載された保険料及び責任準備金の算出方法が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについての保険計理人の意見書（第二百十一条の五十四各号に掲げる基準に従い作成されたものに限る。）

###### 八

その総株主の議決権の百分の五を超える議決権を保有する株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面（相互会社の場合にあっては、社員になろうとする者の名簿）

###### 九

少額短期保険業者の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

###### 九の二

次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を記載した書面

###### 十

純資産額及びその算出根拠を記載した書面

###### 十一

登録申請者が子会社等（法第二百七十二条の十六第三項に規定する子会社等をいう。以下この号、第二百十一条の八、第二百十一条の三十五、第二百十一条の六十及び第二百十一条の六十七において同じ。）を有する場合には、次に掲げる書類

###### 十二

その他参考となるべき事項を記載した書面

##### ２

前項第二号の事業計画書には保険募集の計画及び収支の見込み並びにそれらの基礎となる事項を記載しなければならない。

#### 第二百十一条の四（事業方法書の記載事項）

登録申請者は、次に掲げる事項を法第二百七十二条の二第二項第二号に掲げる書類に記載しなければならない。

###### 一

被保険者又は保険の目的の範囲及び保険の種類の区分

###### 二

被保険者又は保険の目的の選択及び保険契約の締結の手続に関する事項

###### 三

保険料の収受並びに保険金及び払い戻される保険料及びその他の返戻金の支払に関する事項

###### 四

保険証券、保険契約の申込書及びこれらに添付すべき書類に記載する事項

###### 五

保険契約の特約に関する事項

#### 第二百十一条の五（普通保険約款の記載事項）

登録申請者は、次に掲げる事項を法第二百七十二条の二第二項第三号に掲げる書類に記載しなければならない。

###### 一

保険金の支払事由

###### 二

保険契約の無効原因

###### 三

保険者としての保険契約に基づく義務を免れるべき事由

###### 四

保険料の増額又は保険金の削減に関する事項

###### 五

保険者としての義務の範囲を定める方法及び履行の時期

###### 六

保険契約者又は被保険者が保険約款に基づく義務の不履行のために受けるべき不利益

###### 七

保険契約の全部又は一部の解除の原因並びに当該解除の場合における当事者の有する権利及び義務

###### 八

契約者配当又は社員に対する剰余金の分配を受ける権利を有する者がいる場合においては、その権利の範囲

###### 九

保険契約を更新する場合においての保険料その他の契約内容の見直しに関する事項

#### 第二百十一条の六（保険料及び責任準備金の算出方法書の記載事項）

登録申請者は、次に掲げる事項を、法第二百七十二条の二第二項第四号に掲げる書類に記載しなければならない。

###### 一

保険料の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）に関する事項

###### 二

責任準備金（法第二百七十二条の十八において準用する法第百十六条第一項の責任準備金をいう。）の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）に関する事項

###### 三

保険契約が解約された場合に払い戻される返戻金の計算の方法及びその基礎に関する事項

###### 四

第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金又は第六十四条第一項の契約者配当準備金及び社員に対する剰余金の分配又は契約者配当の計算の方法に関する事項

###### 五

純保険料に関する事項

###### 六

その他保険数理に関して必要な事項

#### 第二百十一条の七（少額短期保険業者登録簿の備置）

少額短期保険業者が現に受けている登録をした財務局長等は、その登録をした少額短期保険業者に係る少額短期保険業者登録簿を当該少額短期保険業者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄区域とする財務局又は福岡財務支局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

#### 第二百十一条の七の二（人的構成の審査基準）

財務局長等は、登録申請者が法第二百七十二条の四第一項第十一号に規定する少額短期保険業を的確に遂行するに足りる人的構成を有しない株式会社等であるかどうかの審査をするときは、当該登録申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかどうかを審査するものとする。

###### 一

その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は使用人の確保の状況並びに組織体制に照らし、当該業務を適正に遂行することができないと認められること。

###### 二

取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号（定義）に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、少額短期保険業の信用を失墜させるおそれがあると認められること。

#### 第二百十一条の八（純資産額の算出）

少額短期保険業者の純資産額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める金額とする。

###### 一

当該少額短期保険業者が子会社等を有する場合

###### 二

前号以外の場合

##### ２

前項の資産及び負債の評価は、計算を行う日において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って評価した価額によらなければならない。

##### ３

前項の場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める金額を評価額とする。

###### 一

金銭債権又は市場価格のない債券について取立不能のおそれがある場合

###### 二

市場価格のない株式についてその発行会社の資産状態が著しく悪化した場合

###### 三

前二号以外の流動資産の時価が帳簿価額より著しく低い場合であって、その価額が帳簿価額まで回復することが困難と見られる場合

###### 四

第一号又は第二号以外の固定資産について償却不足があり、又は予測することのできない減損が生じた場合

###### 五

繰延資産について償却不足がある場合

#### 第二百十一条の九（年間収受保険料に応じて積み増す供託金の額の算出に係る率）

令第三十八条の四第二号に規定する内閣府令で定める率は、百分の五とする。

#### 第二百十一条の十（供託に係る届出等）

法第二百七十二条の五第三項の契約（次条及び第二百十一条の十三において「保証委託契約」という。）を少額短期保険業者と締結した者は、法第二百七十二条の五第四項の規定による命令に基づき供託を行う場合においては、当該少額短期保険業者の本店又は主たる事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

##### ２

法第二百七十二条の五第一項、第二項、第四項若しくは第八項又は少額短期保険業者供託金規則（平成十八年内閣府・法務省令第一号）第十四条第六項若しくは第十五条第一項の規定により供託をした者（以下この条において「供託者」という。）は、別紙様式第十六号の二により作成した供託届出書に、当該供託に係る供託書正本を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

##### ３

供託者が既に供託している供託物の差替えを行う場合は、差替えのために新たに供託をした後、差替え後の供託書正本を金融庁長官等に届け出なければならない。

##### ４

前二項の場合にあっては、少額短期保険業者は、別紙様式第十六号の三により作成した供託金等内訳書（以下「供託金等内訳書」という。）を金融庁長官等に提出しなければならない。

##### ５

金融庁長官等は、第二項及び第三項の供託書正本を受理したときは、保管証書をその供託者に交付しなければならない。

#### 第二百十一条の十一（供託金の全部又は一部に代わる契約の締結の届出等）

少額短期保険業者は、保証委託契約を締結したときは、別紙様式第十六号の四により作成した保証委託契約締結届出書に契約書の写し及び供託金等内訳書を添付して金融庁長官等に届け出るとともに、契約書正本を提示しなければならない。

##### ２

少額短期保険業者は、令第三十八条の五第三号の規定による承認（以下この条において「承認」という。）を受けようとするときは、当該承認に係る保証委託契約を解除しようとする日又はその内容を変更しようとする日の一月前までに、別紙様式第十六号の五により作成した保証委託契約解除承認申請書又は別紙様式第十六号の六により作成した保証委託契約変更承認申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

##### ３

金融庁長官等は、承認の申請があったときは、当該承認の申請をした少額短期保険業者が保証委託契約を解除し、又はその内容を変更することが保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。

##### ４

少額短期保険業者は、承認を受けて保証委託契約を解除し、又はその内容を変更したときは、別紙様式第十六号の七により作成した保証委託契約解除届出書に契約を解除した事実を証する書面及び供託金等内訳書を添付し、又は別紙様式第十六号の八により作成した保証委託契約変更届出書に当該契約書の写し及び供託金等内訳書を添付して金融庁長官等に届け出るとともに、契約の変更の場合には当該契約書正本を提示しなければならない。

#### 第二百十一条の十二（供託金の全部又は一部に代わる契約の相手方）

令第三十八条の五に規定する内閣府令で定める金融機関は、第五十二条の八の二各号に掲げるものとする。

#### 第二百十一条の十三（供託金の追加供託の起算日）

法第二百七十二条の五第八項に規定する内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

###### 一

少額短期保険業者が承認を受けて保証委託契約の内容を変更したことにより、法第二百七十二条の五第十項に規定する供託金の額（同条第三項の契約金額を含む。）が令第三十八条の四に定める額に不足した場合

###### 二

少額短期保険業者が承認を受けて保証委託契約を解除した場合

###### 三

令第三十八条の六の権利の実行の手続が行われた場合

###### 四

令第三十八条の六の権利の実行の手続を行うため金融庁長官等が供託されている有価証券（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。）の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合

#### 第二百十一条の十四（供託金に代わる有価証券の種類等）

法第二百七十二条の五第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるもの（外貨建てのものを除く。）とする。

###### 一

国債証券

###### 二

地方債証券

###### 三

政府保証債証券

###### 四

金融商品取引法第二条第一項第三号に規定する債券

#### 第二百十一条の十五（供託金に代わる有価証券の価額）

法第二百七十二条の五第九項の規定により有価証券を供託金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

###### 一

国債証券

###### 二

地方債証券

###### 三

政府保証債証券

###### 四

前条第四号に掲げる債券

##### ２

割引の方法により発行した有価証券については、その発行価額に次の算式により算出した額を加えた額を額面金額とみなして、前項の規定を適用する。

##### ３

前項の算式による計算において、発行の日から償還の日までの年数及び発行の日から供託の日までの年数について生じた一年未満の端数並びに額面金額と発行価額との差額を発行の日から償還の日までの年数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てる。

#### 第二百十一条の十六

第二百十一条の十（第一項を除く。）及び第二百十一条の十一（第一項を除く。）の規定は、法第二百七十二条の六第一項の少額短期保険業者責任保険契約（以下「責任保険契約」という。）について準用する。

#### 第二百十一条の十七（責任保険契約の締結に係る承認の申請等）

少額短期保険業者は、法第二百七十二条の六第一項の規定による承認（以下この条において「承認」という。）を受けようとするときは、当該承認に係る責任保険契約により当該契約の効力を生じさせようとする日の一月前までに、別紙様式第十六号の十三により作成した責任保険契約承認申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

##### ２

金融庁長官等は、承認の申請があったときは、当該承認の申請をした少額短期保険業者が締結する責任保険契約の内容が令第三十八条の八第一項各号に掲げる要件に適合するものであるかどうかを審査するものとする。

##### ３

少額短期保険業者は、責任保険契約を締結したときは、別紙様式第十六号の十四により作成した責任保険契約締結届出書に契約書の写し及び別紙様式第十六号の三により作成した供託金等内訳書を添付して金融庁長官等に提出するとともに、契約書正本を提示しなければならない。

#### 第二百十一条の十八（少額短期保険業者責任保険契約の内容）

令第三十八条の八第一項第四号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

###### 一

責任保険契約の内容が、保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること。

###### 二

責任保険契約の保険期間の満了後における五年を下らない一定の期間の期間延長特約（責任保険契約の保険期間中に生じた一定の事由による損失が、当該保険期間の満了後も延長しててん補される特約をいう。）が付されていること。

###### 三

責任保険契約の保険期間開始前三年を下らない一定の期間の先行行為担保特約（責任保険契約の開始前の一定の期間中に生じた一定の事由による損失がてん補される特約をいう。）が付されていること。

#### 第二百十一条の十九（供託金に代わる有価証券の種類等）

少額短期保険業者が法第二百七十二条の六第二項の規定により供託する供託金は、第二百十一条の十四に掲げる有価証券をもってこれに充てることができる。

##### ２

第二百十一条の十五の規定は、前項の規定により有価証券を供託金に充てる場合における当該有価証券の価額について準用する。

#### 第二百十一条の二十（変更等の届出）

法第二百七十二条の七第一項の規定により届出を行う少額短期保険業者は、別紙様式第十六号の十五により作成した登録事項変更届出書に、会社の登記事項証明書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して、金融庁長官等に提出しなければならない。

##### ２

金融庁長官等は、少額短期保険業者からその登録をした財務局長等の管轄する区域を越えて本店又は主たる事務所の位置を変更したことの届出書を受理した場合においては、当該届出書及び少額短期保険業者登録簿のうち当該少額短期保険業者に係る部分その他の書類を、当該届出に係る変更後の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長等に送付するものとする。

##### ３

前項の規定による書類の送付を受けた財務局長等は、当該少額短期保険業者を少額短期保険業者登録簿に登録するものとする。

#### 第二百十一条の二十一（標識の掲示）

法第二百七十二条の八第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第十六号の十六に定めるものとする。

#### 第二百十一条の二十二（商号又は名称）

法第二百七十二条の八第三項に規定する少額短期保険業者であることを示す文字として内閣府令で定めるものは、少額短期保険とする。

#### 第二百十一条の二十三（取締役等の兼職の承認の申請等）

少額短期保険業者の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社にあっては、執行役。次項において同じ。）は、法第二百七十二条の十第一項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付し、当該少額短期保険業者を経由して金融庁長官等に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

履歴書

###### 三

少額短期保険業者及び当該他の会社における常務の処理方法を記載した書面

###### 四

少額短期保険業者と当該他の会社との取引その他の関係を記載した書面

###### 五

当該他の会社の定款（これに準ずるものを含む。）、最終の貸借対照表、損益計算書、事業報告書、株主資本等変動計算書（相互会社にあっては、剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書）その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

###### 六

その他参考となるべき事項を記載した書類

##### ２

金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該承認の申請に係る取締役が少額短期保険業者の常務に従事することに対し、当該承認の申請に係る兼職を行うことが何らの支障を及ぼすおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。

### 第二節　業務等

#### 第二百十一条の二十四（関連業務）

法第二百七十二条の十一第二項に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

###### 一

他の少額短期保険業者又は保険会社（外国保険業者を含む。以下この条及び次条において同じ。）の次に掲げる事務の代行その他の保険業に係る事務の代行

###### 二

他の少額短期保険業者又は保険会社の保険契約の締結の代理、損害査定の代理その他の保険業に係る業務の代理であって、少額短期保険業者が行うことが保険契約者等の利便の増進等の観点から合理的であるもの

#### 第二百十一条の二十五（関連業務の承認申請）

少額短期保険業者は、法第二百七十二条の十一第二項の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官等に提出しなければならない。

###### 一

商号又は名称

###### 二

登録年月日及び登録番号

###### 三

承認を受けようとする業務の種類

###### 四

当該業務の開始予定年月日

##### ２

前項の承認申請書には、次に掲げるものを記載した書類を添付しなければならない。

###### 一

当該業務の内容及び方法

###### 二

当該業務を所掌する組織及び人員配置

###### 三

当該業務の運営に関する社内規則

##### ３

金融庁長官等は、第一項の規定による承認の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

###### 一

当該関連する業務を行うことが、当該承認の申請をした少額短期保険業者が少額短期保険業を適正かつ確実に行うにつき支障を及ぼすおそれがないと認められること。

###### 二

当該関連する業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況、当該関連する業務の運営に係る体制等に照らし、当該承認の申請をした少額短期保険業者が当該関連する業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができると認められること。

###### 三

他の少額短期保険業者又は保険会社の業務の代理又は事務の代行を行う場合には、当該他の少額短期保険業者又は保険会社の業務の的確、公正かつ効率的な遂行に支障を及ぼすおそれのないものであること。

#### 第二百十一条の二十六（金融機関への預金）

法第二百七十二条の十二第一号に規定する内閣府令で定める銀行その他の金融機関への預金は、次に掲げる金融機関への預金（外貨建てのものを除く。）とする。

###### 一

銀行

###### 二

長期信用銀行

###### 三

株式会社商工組合中央金庫

###### 四

信用金庫及び信用金庫連合会

###### 五

労働金庫及び労働金庫連合会

###### 六

農林中央金庫

###### 七

信用協同組合及び信用協同組合連合会

#### 第二百十一条の二十七（資産の運用に係る有価証券の種類）

法第二百七十二条の十二第二号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるもの（外貨建てのものを除く。）とする。

###### 一

地方債

###### 二

政府保証債

###### 三

金融商品取引法第二条第一項第三号に規定する債券（前号に掲げるものを除く。）

#### 第二百十一条の二十八

法第二百七十二条の十二第三号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるもの（外貨建てのものを除く。）とする。

###### 一

農業協同組合法第十条第一項第三号（事業）の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会への貯金

###### 二

水産業協同組合法第十一条第一項第四号（事業の種類）の事業を行う漁業協同組合及び同法第八十七条第一項第四号（事業の種類）の事業を行う漁業協同組合連合会並びに同法第九十三条第一項第二号（事業の種類）の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七条第一項第二号（事業の種類）の事業を行う水産加工業協同組合連合会への貯金

###### 三

信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約があるもの

#### 第二百十一条の二十九

削除

#### 第二百十一条の三十（業務運営に関する措置）

少額短期保険業者は、法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の二の規定により、その業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

###### 一

保険契約者に対して、第二百二十七条の二第三項第十三号から第十五号までに定める書面を交付した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名若しくは押印を得るための措置又はこれに準ずる措置

###### 二

電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器を利用して、保険契約の申込みその他の保険契約の締結の手続を行うものについては、保険契約の申込みをした者の本人確認、被保険者（当該保険契約の締結時において被保険者が特定できない場合を除く。）の身体の状況の確認、契約内容の説明、情報管理その他当該手続の遂行に必要な事項について、保険契約者等の保護及び業務の的確な運営を確保するための措置

###### 三

少額短期保険募集人の公正な保険募集を行う能力の向上を図るための措置

###### 四

保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に際して、少額短期保険業者及び少額短期保険募集人が、保険契約者及び被保険者に対し、保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報につき、保険契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置

###### 五

第二百二十七条の二第二項各号の規定による加入させるための行為が行われる団体保険に係る保険契約に関し、当該団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して必要な情報が適切に提供されること及び当該保険契約者による当該保険契約に加入する者の意向の適切な確認を確保するための措置

#### 第二百十一条の三十一（保険金額の上限等に関する措置）

少額短期保険業者は、一の被保険者について引き受ける全ての保険の保険金額の合計額が二千万円（令第一条の六第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額については千万円）を超えないための適切な措置を講じなければならない。

##### ２

少額短期保険業者は、当該少額短期保険業者が一の保険契約者について引き受ける令第一条の六各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額（以下この項及び第二百二十七条の二第三項第十五号ハにおいて「総保険金額」という。）がそれぞれ当該各号に定める金額に百を乗じて得た金額（令第一条の六第五号に掲げる保険については、調整規定付傷害死亡保険（同号に規定する調整規定付傷害死亡保険をいう。以下この項において同じ。）以外の保険にあっては三億円、調整規定付傷害死亡保険にあっては六億円から調整規定付傷害死亡保険以外の保険に係る保険金額の合計額を控除した金額。以下この項及び第二百二十七条の二第三項第十五号ハにおいて「上限総保険金額」という。）を超えないための適切な措置（一の保険契約者との間で、一の会社若しくはその連結子会社等（第一条の二第一項の規定により当該会社と連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる子会社その他の会社をいう。以下この項において同じ。）の代表者又は当該一の会社若しくはその連結子会社等の役員若しくは使用人が構成する団体の代表者を保険契約者とし、当該一の会社若しくはその連結子会社等の役員若しくは使用人又はこれらの者の親族を被保険者とする保険契約のうち、当該保険契約に係る普通保険約款の条項において当該保険契約の保険期間の中途で被保険者の数を増加させることができることが定められているものを締結している場合において、当該保険契約の被保険者の数が当該条項に基づき増加したときは、当該増加した日から当該保険契約の保険期間の終了の日又は当該増加した日後に当該保険契約者との間で当該保険契約に係る保険と令第一条の六各号に掲げる保険の区分が同一の保険に係る他の保険契約を締結する場合における当該他の保険契約の保険期間の開始の日の前日のいずれか早い日までの間において、総保険金額が上限総保険金額に百分の百十を乗じて得た金額（同条第五号に掲げる保険については、調整規定付傷害死亡保険以外の保険にあっては三億三千万円、調整規定付傷害死亡保険にあっては六億六千万円から調整規定付傷害死亡保険以外の保険に係る保険金額の合計額を控除した金額。第二百二十七条の二第三項第十五号ハにおいて「特例上限総保険金額」という。）を超えないための適切な措置を含む。）及び一の被保険者当たりの令第一条の六各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額が、それぞれ当該各号に定める金額を超えないための適切な措置を講じなければならない。

#### 第二百十一条の三十二（社債と保険契約との誤認防止）

少額短期保険業者は、社債を発行する場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。

###### 一

保険契約ではないことその他保険契約との誤認防止に関し参考となると認められる事項（次号において「参考事項」という。）を、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により説明を行うための措置

###### 二

その営業所又は事務所において、特定の窓口において取り扱うとともに、参考事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に提示するための措置

#### 第二百十一条の三十三（業務運営に関する措置に関する規定の準用等）

第五十三条の三から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四（第二項を除く。）、第五十三条の六、第五十三条の七、第五十三条の八、第五十三条の十、第五十三条の十一、第五十三条の十二の二、第五十四条（第一号を除く。）、第五十四条の二及び第五十四条の三の規定は少額短期保険業者について準用する。

#### 第二百十一条の三十四（少額短期保険業者の子会社の範囲等）

法第二百七十二条の十四第一項に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

###### 一

他の事業者の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

###### 二

他の事業者の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

###### 三

他の事業者の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務

###### 四

他の事業者の業務に関する広告又は宣伝を行う業務

###### 五

他の事業者の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務

###### 六

他の事業者の業務に係る契約の締結についての勧誘、当該契約の内容に係る説明を行う葉書若しくは封書の作成又は発送を行う業務

###### 七

他の事業者の事務に係る計算を行う業務

###### 八

他の事業者の事務に係る文書、証票その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

###### 九

他の事業者と当該他の事業者の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

###### 十

他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務を含む。）

###### 十一

他の事業者の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

###### 十二

他の事業者の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第十四号に該当するものを除く。）

###### 十三

他の事業者の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証書の集配を行う業務

###### 十四

他の事業者のために現金、小切手、手形若しくは有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

###### 十五

少額短期保険業者又は保険会社（外国保険業者を含む。）の保険業に係る業務の代理（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

###### 十六

保険募集

###### 十七

保険事故その他の保険契約に係る事項の調査を行う業務

###### 十八

保険募集を行う者の教育を行う業務

###### 十九

事故その他の危険の発生の防止若しくは危険の発生に伴う損害の防止若しくは軽減を図るため、又は危険の発生に伴う損害の規模等を評価するための調査、分析又は助言を行う業務

###### 二十

健康、福祉又は医療に関する調査、分析又は助言を行う業務

###### 二十一

主として少額短期保険持株会社、少額短期保険子会社対象会社若しくは保険募集人の業務又は事業者の財務に関する電子計算機のプログラムの作成若しくは販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

###### 二十二

保険契約者からの保険事故に関する報告の取次ぎを行う業務又は保険契約に関し相談に応ずる業務

###### 二十三

金融その他経済に関する調査又は研究を行う業務

###### 二十四

主として少額短期保険持株会社又は少額短期保険子会社対象会社の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

###### 二十五

前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

##### ２

前項第一号から第十四号まで及び第二十五号（同項第一号から第十四号までに掲げる業務に附帯する業務に限る。）に掲げる業務を営む会社においては、各事業年度におけるそれぞれの業務について、次の各号に掲げる者（同項第一号から第三号まで及び第十一号に掲げる業務については、次の各号に掲げる者の役職員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合は、百分の五十を下回ってはならず、かつ、第一号に掲げる者からの収入がなければならない。

###### 一

当該少額短期保険業者

###### 二

前号に掲げる者の子会社

#### 第二百十一条の三十五（少額短期保険子会社対象会社を子会社とすることについての承認の申請等）

少額短期保険業者は、法第二百七十二条の十四第二項に規定する承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

当該少額短期保険業者に関する次に掲げる書類

###### 三

当該少額短期保険業者及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（当該少額短期保険業者が相互会社である場合には、基金等変動計算書）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

###### 四

当該承認に係る少額短期保険子会社対象会社に関する次に掲げる書類

###### 五

当該承認に係る少額短期保険子会社対象会社を子会社とすることにより、当該少額短期保険業者又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

###### 六

その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

##### ２

金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

###### 一

当該申請をした少額短期保険業者（以下この項において「申請少額短期保険業者」という。）の資本金の額又は基金の総額が当該申請に係る少額短期保険子会社対象会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

###### 二

申請少額短期保険業者の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

###### 三

申請少額短期保険業者が少額短期保険子会社対象会社の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができること。

###### 四

当該承認に係る少額短期保険子会社対象会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

### 第三節　経理

#### 第二百十一条の三十六（業務報告書等）

法第二百七十二条の十六第一項に規定する業務報告書は、少額短期保険業者である株式会社にあっては、事業報告書、附属明細書、株主総会に関する事項等に関する書面、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、株主資本等変動計算書及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面、少額短期保険業者である相互会社にあっては、事業報告書、附属明細書、社員総会又は総代会に関する事項等に関する書面、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、剰余金処分又は損失処理に関する書面、基金等変動計算書、基金の償却に関する書面、基金利息の支払に関する書面及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十六号の十七により作成し、事業年度終了後四月以内に提出しなければならない。

##### ２

法第二百七十二条の十六第二項に規定する中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、特定少額短期保険業者（同項に規定する特定少額短期保険業者をいう。以下この章において同じ。）である株式会社にあっては、中間事業報告書、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、中間株主資本等変動計算書及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面、特定少額短期保険業者である相互会社にあっては、中間事業報告書、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、中間基金等変動計算書及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十六号の十八により作成し、当該期間終了後三月以内に提出しなければならない。

##### ３

法第二百七十二条の十六第三項において準用する法第百十条第二項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社（以下この条及び第二百十一条の三十八において「子会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

###### 一

当該特定少額短期保険業者の子法人等

###### 二

当該特定少額短期保険業者の関連法人等

##### ４

第五十九条第四項及び第五項の規定は法第二百七十二条の十六第三項において準用する法第百十条第二項に規定する中間業務報告書又は業務報告書の提出について、第五十九条第六項及び第七項の規定は少額短期保険業者が中間業務報告書又は業務報告書の提出を延期する場合について準用する。

#### 第二百十一条の三十七（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

法第二百七十二条の十七において準用する法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

###### 一

少額短期保険業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

###### 二

少額短期保険業者の主要な業務の内容

###### 三

少額短期保険業者の主要な業務に関する次に掲げる事項

###### 四

少額短期保険業者の運営に関する次に掲げる事項

###### 五

少額短期保険業者の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

###### 六

事業年度の末日において、当該少額短期保険業者が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該少額短期保険業者の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

##### ２

法第二百七十二条の十七において準用する法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定める場所は、少額短期保険業者の営業所又は事務所（本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所を除く。）とする。

#### 第二百十一条の三十八

法第二百七十二条の十七において準用する法第百十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

###### 一

特定少額短期保険業者及びその子会社等（法第二百七十二条の十七において準用する法第百十一条第二項に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。以下この条において同じ。）の概況に関する次に掲げる事項

###### 二

特定少額短期保険業者及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

###### 三

特定少額短期保険業者及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

###### 四

事業年度の末日において、当該特定少額短期保険業者が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該特定少額短期保険業者の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

##### ２

法第二百七十二条の十七において準用する法第百十一条第二項に規定する内閣府令で定める場所は、前条第二項に規定する場所とする。

#### 第二百十一条の三十九

第五十九条の四の規定は、法第二百七十二条の十七において準用する法第百十一条第一項及び第二項の規定により作成した説明書類について準用する。

#### 第二百十一条の三十九の二

法第二百七十二条の十七において準用する法第百十一条第四項に規定する内閣府令で定める場所は、第二百十一条の三十七第二項に規定する場所とする。

#### 第二百十一条の四十（創立費の償却）

法第二百七十二条の十八において準用する法第百十三条に規定する内閣府令で定める金額は、第六十一条の二各号に掲げる金額とする。

#### 第二百十一条の四十一（契約者配当の計算方法）

少額短期保険業者である株式会社が契約者配当を行う場合には、保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに、契約者配当の対象となる金額を計算し、次の各号に掲げるいずれかの方法により、又はそれらの方法の併用により行わなければならない。

###### 一

保険契約者が支払った保険料及び保険料として収受した金銭を運用することによって得られる収益から、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出その他の費用等を控除した金額に応じて分配する方法

###### 二

契約者配当の対象となる金額をその発生の原因ごとに把握し、それぞれ各保険契約の責任準備金、保険金その他の基準となる金額に応じて計算し、その合計額を分配する方法

###### 三

その他前二号に掲げる方法に準ずる方法

#### 第二百十一条の四十二（契約者配当準備金）

少額短期保険業者である株式会社が契約者配当に充てるため積み立てる準備金は、契約者配当準備金とする。

##### ２

少額短期保険業者である株式会社は、前項の契約者配当準備金に、次に掲げるものの合計額を超えて繰り入れてはならない。

###### 一

未払配当（契約者に分配された配当で支払われていないものをいう。）の額（決算期においては、翌期に分配する予定の配当の額を含む。）

###### 二

翌期に分配する予定の配当の額に百分の五を乗じて得た額

#### 第二百十一条の四十三（価格変動準備金対象資産）

法第二百七十二条の十八において準用する法第百十五条第一項に規定する内閣府令で定める資産は、国債、第二百十一条の二十七各号に掲げる有価証券及び子会社株式とする。

#### 第二百十一条の四十四（価格変動準備金の計算）

少額短期保険業者は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ次の表の上欄に掲げる資産に区分して、それぞれの資産の帳簿価額に同表の積立基準の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額以上を法第二百七十二条の十八において準用する法第百十五条第一項の価格変動準備金として積み立てなければならない。

#### 第二百十一条の四十五（価格変動準備金の不積立て等に関する認可の申請等）

少額短期保険業者は、法第二百七十二条の十八において準用する法第百十五条第一項ただし書又は同条第二項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に計算書類（法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十五条第二項（計算書類等の作成及び保存）又は法第五十四条の三第二項に規定する計算書類をいう。第二百十一条の五十五において同じ。）又はこれに準ずる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

##### ２

金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があったときは、当該認可の申請をした少額短期保険業者の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

#### 第二百十一条の四十六（少額短期保険業者の責任準備金）

少額短期保険業者は、毎決算期において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を法第二百七十二条の二第二項第四号に掲げる書類に記載された方法に従い、かつ、金融庁長官が定めるところにより計算し、責任準備金として積み立てなければならない。

###### 一

普通責任準備金

###### 二

異常危険準備金

###### 三

契約者配当準備金等

##### ２

前項第二号の異常危険準備金の積立ては、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準によるものとする。

#### 第二百十一条の四十七（支払義務が発生したものに準ずる保険金等）

法第二百七十二条の十八において準用する法第百十七条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、保険金等であって、少額短期保険業者が、毎決算期において、まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認めるものとする。

#### 第二百十一条の四十八（保険計理人の関与事項）

法第二百七十二条の十八において準用する法第百二十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものに係る保険数理に関する事項とする。

###### 一

保険料の算出方法

###### 二

責任準備金の算出方法

###### 三

契約者配当又は社員に対する剰余金の分配に係る算出方法

###### 四

支払備金の算出

###### 五

その他保険計理人がその職務を行うに際し必要な事項

#### 第二百十一条の四十九（保険計理人の要件に該当する者）

法第二百七十二条の十八において準用する法第百二十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

###### 一

公益社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、保険数理に関する業務に三年以上従事した者

###### 二

公益社団法人日本アクチュアリー会の準会員（資格試験のうち五科目以上に合格した者に限る。）であり、かつ、保険数理に関する業務に五年以上従事した者

#### 第二百十一条の五十（保険計理人の確認事項）

法第二百七十二条の十八において準用する法第百二十一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難であるかどうかとする。

#### 第二百十一条の五十一（保険計理人の確認業務）

保険計理人は、毎決算期において、次に掲げる基準その他金融庁長官が定める基準により、法第二百七十二条の十八において準用する法第百二十一条第一項各号に掲げる事項について確認しなければならない。

###### 一

責任準備金が第二百十一条の四十六に規定するところにより適正に積み立てられていること。

###### 二

契約者配当又は社員に対する剰余金の分配が第三十条の二又は第二百十一条の四十一に規定するところにより適正に行われていること。

###### 三

将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額が、当該将来の時点における負債の額として合理的な予測に基づき算定される額に照らして、少額短期保険業の継続の観点から適正な水準に満たないと見込まれること。

#### 第二百十一条の五十二（経理に関する規定の準用）

第七十一条第一項の規定は少額短期保険業者が保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条第一項及び第三項の規定は少額短期保険業者が毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九条の規定は少額短期保険業者の保険計理人について、第八十二条の規定は少額短期保険業者の保険計理人が当該少額短期保険業者の取締役会に提出する意見書について、それぞれ準用する。

### 第四節　監督

#### 第二百十一条の五十三（事業方法書等に定めた事項の変更の届出）

法第二百七十二条の十九第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第十六号の二十一により作成した事業方法書等変更届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

#### 第二百十一条の五十四（保険料及び責任準備金の算出方法書に定めた事項の変更に係る保険計理人の意見書）

法第二百七十二条の十九第二項に規定する意見書は、保険計理人が、あらかじめ、次に掲げる基準により、変更しようとする法第二百七十二条の二第二項第四号に掲げる書類に定めた保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであると認められるかどうかについて確認し、その結果に基づき作成しなければならない。

###### 一

保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。

###### 二

その他金融庁長官が定める基準

#### 第二百十一条の五十五（届出事項等）

法第二百七十二条の二十一第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

###### 一

少額短期保険業者である株式会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合

###### 二

少額短期保険業者を代表する取締役、少額短期保険業者の常務に従事する取締役又は監査役（監査等委員会設置会社にあっては少額短期保険業者を代表する取締役、少額短期保険業者の常務に従事する取締役又は監査等委員（少額短期保険業者の常務に従事する取締役を除く。）、指名委員会等設置会社にあっては少額短期保険業者の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（少額短期保険業者の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

###### 二の二

役員等の選退任があった場合（役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

###### 二の三

会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

###### 二の四

会計参与の選退任があった場合（会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

###### 三

少額短期保険業者を子会社とする者に変更があった場合

###### 四

その子会社が名称若しくは主な業務の内容を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなった場合（法第二百七十二条の二十一第一項第二号の規定により子会社でなくなったことについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）

###### 四の二

その子会社が本店の所在地を変更した場合

###### 五

第二百十一条の三十六第三項各号に掲げる者のいずれかに該当する者（次号及び第七号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合

###### 六

その特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合

###### 七

少額短期保険業者の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなった場合

###### 八

第二百十一条の四十六第一項第二号に規定する異常危険準備金について同条第二項に規定する金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立てを行おうとする場合又は取崩しを行おうとする場合

###### 九

少額短期保険業者が第二百十一条の四十六第一項の規定により責任準備金の額の計算をするに際し金融庁長官等に届け出なければならない場合として金融庁長官が定める場合

###### 十

劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であって、少額短期保険業者の保険金等の支払能力の充実に資するものとして金融庁長官が定める金銭の消費貸借に該当するものをいう。次号において同じ。）による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債であって、少額短期保険業者の保険金等の支払能力の充実に資するものとして金融庁長官が定める社債に該当するものをいう。次号において同じ。）を発行しようとする場合

###### 十一

劣後特約付金銭消費貸借について期限前弁済をしようとする場合又は劣後特約付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

###### 十二

削除

###### 十三

会社法第百五十六条第一項（株式の取得に関する事項の決定）（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による株主総会又は取締役会の決議により自己の株式を取得しようとする場合

###### 十四

少額短期保険業者、その子会社又は業務の委託先（第四項において「少額短期保険業者等」という。）において不祥事件（業務の委託先にあっては、当該少額短期保険業者が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知った場合

###### 十五

第二百十二条の六の三第二項各号に掲げる書類に定めた事項を変更しようとする場合

##### ２

少額短期保険業者は、法第二百七十二条の二十一第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

##### ３

第一項第八号に該当するときの届出は、計算書類の作成後、速やかに、当該計算書類を添付して行うものとする。

##### ４

第一項第十四号に規定する不祥事件とは、少額短期保険業者等、少額短期保険業者等の役員若しくは使用人（少額短期保険募集人である者を除く。）、少額短期保険業者等（少額短期保険業者の業務の委託先を除く。）の少額短期保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

###### 一

少額短期保険業者の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

###### 二

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に違反する行為

###### 三

法第二百九十四条第一項、第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定、法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第九号若しくは第三十九条第一項の規定若しくは第二百三十四条の二十一の二第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

###### 四

現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失のうち、少額短期保険業者の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの

###### 五

その他少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって前各号に掲げる行為に準ずるもの

##### ５

第一項第十四号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を少額短期保険業者が知った日から三十日以内に行わなければならない。

#### 第二百十一条の五十六（少額短期保険業者がその経営を支配している法人）

法第二百七十二条の二十二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、当該少額短期保険業者の子法人等のうち子会社以外のものとする。

#### 第二百十一条の五十七（支払義務が発生したものに準ずる保険金等）

法第二百七十二条の二十四第一項第一号に規定する保険金その他の給付金に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、第二百十一条の四十七に規定する保険金等とする。

#### 第二百十一条の五十八（保険金等割合を算出する際の保険料）

法第二百七十二条の二十四第一項第一号に規定する当該保険契約により収受した保険料として内閣府令で定めるものは、当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した保険料とし、分割払いの保険契約及び保険期間が一年を超える保険契約にあっては、一年間当たりの額に換算した額の保険料とする。

#### 第二百十一条の五十九（健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等）

法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる少額短期保険業者に係る額に限る。）は、次に掲げる額とする。

###### 一

純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額（少額短期保険業者である相互会社にあっては、翌事業年度に社員に対する剰余金の分配として支出する額を含む。）、貸借対照表の評価・換算差額等の科目に計上した金額、法第二百七十二条の十八において準用する法第百十三条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額

###### 二

法第二百七十二条の十八において準用する法第百十五条第一項の価格変動準備金の額

###### 三

第二百十一条の四十六第一項第二号の異常危険準備金の額

###### 四

一般貸倒引当金の額

###### 五

少額短期保険業者が有するその他有価証券については、貸借対照表計上額の合計額と帳簿価額の合計額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

###### 六

少額短期保険業者が有する土地については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

###### 七

その他前各号に準ずるものとして金融庁長官が定めるものの額

##### ２

前項第六号中「時価」とは、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日の適正な評価価格に基づき算出した価額をいう。

#### 第二百十一条の六十（通常の予測を超える危険に対応する額）

法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって通常の予測を超えるものに対応する額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる少額短期保険業者に係る額に限る。）は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

###### 一

保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

###### 二

資産運用リスクに対応する額として次のイからニまでに掲げる額の合計額

###### 三

経営管理リスクに対応する額として、前二号に対応する額に基づき金融庁長官が定めるところにより計算した額

### 第五節　保険契約の移転等

#### 第二百十一条の六十一（保険契約の移転に係る備置書類）

法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十六条の二第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

###### 一

法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十五条第一項の契約に係る契約書

###### 二

法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十五条第三項に規定する移転会社（以下この節において「移転会社」という。）及び同条第一項に規定する移転先会社（以下この節において「移転先会社」という。）の貸借対照表（移転先会社が外国保険会社等の場合にあっては、日本における保険業の貸借対照表）

#### 第二百十一条の六十二（保険契約の移転に係る公告事項）

法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第一項本文（法第二百五十一条第二項及び第三項により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（法第二百五十一条第二項及び第三項の規定により法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第一項本文の規定を読み替えて適用する場合にあっては、第一号及び第二号に掲げる事項）とする。

###### 一

移転先会社の商号、名称又は氏名

###### 二

移転先会社の本店、主たる事務所又は日本における主たる店舗の所在地

###### 三

移転会社及び移転先会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条（法第二百七十二条の二十八において準用する場合を含む。）又は法第二百二条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この号及び第二百十一条の六十四第二項第十五号において同じ。）及び保険契約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

###### 四

保険契約の移転後における移転対象契約（法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十五条第三項に規定する移転対象契約をいう。第二百十一条の六十四第二項、第二百十一条の六十四の二第一号及び第二百十一条の六十六において同じ。）に関するサービスの内容の概要

###### 五

法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第五項に関する事項

###### 六

保険契約の移転前及び移転後における移転会社及び移転先会社の法第百十四条第一項（法第百九十九条及び法第二百七十二条の十八において準用する場合を含む。）に規定する契約者配当又は社員に対する剰余金の分配（以下この号において「配当等」という。）の方針並びに保険契約の移転前における移転会社及び移転先会社の配当等の額

###### 七

移転対象契約者（法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十五条第三項に規定する移転対象契約者をいう。第二百十一条の六十四第二項及び第二百十一条の六十四の二第五号において同じ。）に対する剰余金の分配をする場合には、その旨及びその分配の方法

###### 八

法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第一項ただし書の規定により当該通知を省略する場合には、その旨

#### 第二百十一条の六十二の二（保険契約の移転に係る通知の省略）

法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

###### 一

共同保険契約の移転であること。

###### 二

共同保険契約の移転をしようとする引受保険会社等（少額短期保険業者に限る。）が、当該共同保険契約の非幹事会社等であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

#### 第二百十一条の六十三（保険契約に係る債権の額）

法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第三項（法第二百五十一条第二項及び第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める金額は、未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第一項の公告の時において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する保険料の金額とする。

#### 第二百十一条の六十三の二（保険契約移転手続中の契約に係る通知事項）

法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十八条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、第二百十一条の六十二各号に掲げる事項とする。

#### 第二百十一条の六十四（保険契約の移転の認可の申請）

法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十九条第一項の規定による認可の申請は、法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第一項の異議を述べるべき期間経過後一月以内に、移転会社及び移転先会社の連名の認可申請書を金融庁長官等に提出して行わなければならない。

##### ２

前項の認可申請書には、次に掲げる書類（第十号に掲げる書面については、移転先会社が少額短期保険業者である場合に限り、法第二百五十条第一項の規定により保険契約の移転をする場合及び更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号の規定により更生計画において更生会社が更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号に掲げる行為をする場合にあっては、第一号から第五号まで、第七号から第十二号まで、第十八号及び第十九号に掲げる書類）を添付しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十五条第一項の契約に係る契約書

###### 三

移転会社及び移転先会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録

###### 四

移転会社及び移転先会社の貸借対照表（移転先会社が外国保険会社等の場合にあっては、日本における保険業の貸借対照表）

###### 五

移転会社の財産目録

###### 六

移転対象契約の選定基準及び対象範囲を記載した書面

###### 七

移転会社を保険者とする保険契約について、次に掲げる事項を記載した書面

###### 八

法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十五条第一項の契約により移転対象契約とともに移転するものとされる財産について、その種類ごとに数量及び価額を記載した書面

###### 九

移転先会社を保険者とする保険契約（外国保険会社等にあっては、日本における保険契約）について、次に掲げる事項を記載した書面

###### 十

移転対象契約及び移転先会社を保険者とする保険契約について、同一の保険契約者又は被保険者がある場合には、当該保険契約者又は被保険者ごとの全ての保険契約の保険金額の合計額及び全ての保険契約に係る令第一条の六各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額を記載した書面

###### 十一

法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第一項本文の規定による公告及び通知をしたことを証する書面（法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第一項ただし書の規定により当該通知を省略したときは、第二百十一条の六十二の二各号に掲げる要件の全てを満たしていることを証する書面を含む。）

###### 十二

法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第一項の異議を述べるべき期間内に異議を述べた移転対象契約者の数又はその者の第二百十一条の六十三に規定する金額が、法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第三項（法第二百五十一条第二項及び第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める割合を超えなかったことを証する書面

###### 十三

前号の異議を述べた移転対象契約者の異議の理由及び当該異議に対する移転会社又は移転先会社の対応を記載した書面

###### 十四

移転対象契約者に対する剰余金の分配をする場合には、その額及びその算出方法並びにその分配の方法を記載した書面

###### 十五

移転会社及び移転先会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率及び保険契約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率を記載した書面

###### 十六

移転先会社の移転対象契約に係る業務の実施体制及びサービスの内容を記載した書面

###### 十七

保険契約の種類ごとに法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第五項に規定する場合において解約する旨を申し入れた移転対象契約者の数並びに同項の規定により移転会社が払い戻すべき金額及びその算出方法を記載した書面

###### 十八

法第二百五十条第四項の規定による公告をしたときは、これを証する書面

###### 十九

その他法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十九条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

#### 第二百十一条の六十四の二（保険契約の移転の認可の審査）

金融庁長官等は、前条第一項の規定による認可の申請に係る法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十九条第二項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

###### 一

保険契約の移転の目的及び移転対象契約の選定基準が保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること。

###### 二

保険契約の移転後において、移転会社を保険者とする保険契約及び移転先会社を保険者とする保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられることが見込まれること。

###### 三

保険契約の移転後において、移転先会社の第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金又は第六十四条第一項の契約者配当準備金（外国保険会社等にあっては、第百四十六条第一項の契約者配当準備金）が適正に積み立てられることが見込まれること。

###### 四

保険契約の移転後において、移転会社及び移転先会社の保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であると見込まれること。

###### 五

移転会社が、移転対象契約者に対して剰余金の分配をする場合には、当該分配が適正に行われるものであること。

#### 第二百十一条の六十五（保険契約の移転後の公告事項）

法第二百七十二条の二十九において準用する法第百四十条第一項前段に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第一項から第三項までの規定（共同保険契約以外の保険契約にあっては、同条第一項ただし書の規定を除く。）による手続の経過

###### 二

移転先会社の商号、名称又は氏名及び本店、主たる事務所又は日本における主たる店舗の所在地

#### 第二百十一条の六十五の二（保険契約の移転後の通知の省略）

法第二百七十二条の二十九において準用する法第百四十条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第二百十一条の六十二の二各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

#### 第二百十一条の六十六（保険契約の移転の効力）

保険契約の移転を受けたことにより、移転先会社の次の各号に掲げる書類に定めた事項を、移転会社の法第二百七十二条の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項のうちの移転対象契約に関する部分を付加した内容に変更しなければならない場合においては、法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十九条第一項の規定による認可を受けた時に、次の各号に定める認可を受け、又は変更があったものとみなす。

###### 一

法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類又は法第百八十七条第三項第二号から第四号までに掲げる書類

###### 二

法第二百七十二条の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類

#### 第二百十一条の六十七（事業譲渡等の認可の申請）

少額短期保険業者は、法第二百七十二条の三十第一項において準用する法第百四十二条の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

事業の譲渡又は譲受け（次項において「事業譲渡等」という。）に係る契約の内容を記載した書面

###### 三

当事者である少額短期保険業者の株主総会等の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

###### 四

当事者である少額短期保険業者の貸借対照表

###### 五

譲渡しようとする事業又は譲り受けようとする事業に係る損益の状況を記載した書面

###### 六

当該事業譲渡等を行った後の少額短期保険業者が子会社等を有する場合には、当該少額短期保険業者及び当該子会社等の収支の見込みを記載した書類

###### 七

当該事業の譲渡により当該少額短期保険業者の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

###### 八

当該事業の譲受けにより少額短期保険子会社対象会社を子会社とする場合には、当該少額短期保険子会社対象会社に関する第二百十一条の三第十一号に掲げる書類

###### 九

その他参考となるべき事項を記載した書類

##### ２

少額短期保険業者又は少額短期保険業者及び保険会社を全部の当事者とする事業譲渡等の場合にあっては、前項の認可申請書は当事者である少額短期保険業者又は少額短期保険業者及び保険会社の連名で金融庁長官等に提出しなければならない。

##### ３

少額短期保険業者及び保険会社（外国保険会社等を含む。）を当事者とする事業譲渡等の場合にあっては、第一項の認可申請書は、第九十四条第一項の認可申請書とあわせて金融庁長官に提出しなければならない。

#### 第二百十一条の六十八（業務及び財産の管理を受託できない外国保険会社等）

法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第百四十四条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、法第百八十五条第一項の日本における保険業に係る保険の引受けの代理をする者の事務所を設けている外国保険会社等とする。

#### 第二百十一条の六十九（業務及び財産の管理の委託の認可の申請）

法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第百四十五条第一項の規定による認可の申請は、委託会社（法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第百四十四条第二項に規定する委託会社をいう。次項及び次条において同じ。）及び受託会社（法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第百四十四条第一項に規定する受託会社をいう。次項及び次条において同じ。）の連名の認可申請書を金融庁長官等に提出して行わなければならない。

##### ２

前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

管理委託契約（法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第百四十四条第一項の契約をいう。次条において同じ。）に係る契約書

###### 三

委託会社及び受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録

###### 四

委託会社及び受託会社の貸借対照表（受託会社が外国保険会社等の場合にあっては、日本における保険業の貸借対照表）

###### 五

管理の委託をしようとする業務及び財産に係る損益の状況を記載した書面

###### 六

受託会社が委託会社の業務及び財産の管理を行う方法及び受託会社が法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第百四十八条第一項の規定による表示をする方法を記載した書面

###### 七

その他法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第百四十五条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

#### 第二百十一条の七十（管理委託契約の変更又は解除の認可の申請）

法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第百四十九条第二項の規定による認可の申請は、委託会社及び受託会社の連名の認可申請書を金融庁長官等に提出して行わなければならない。

##### ２

前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

管理委託契約に定めた事項の変更の認可の申請をする場合においては、変更後の管理委託契約書

###### 三

委託会社及び受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録

###### 四

委託会社及び受託会社の貸借対照表（受託会社が外国保険会社等の場合にあっては、日本における保険業の貸借対照表）

###### 五

管理の委託をしている業務及び財産に係る損益の状況を記載した書面

###### 六

管理の委託をする業務及び財産の範囲に係る変更の認可を申請する場合においては、当該変更後に管理の委託をしようとする業務及び財産に係る損益の状況を記載した書面

###### 七

その他参考となるべき事項を記載した書類

### 第六節　株主

#### 第二百十一条の七十一（少額短期保険主要株主に係る承認を要しない事由）

法第二百七十二条の三十一第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。

###### 一

担保権の実行による株式の取得

###### 二

代物弁済の受領による株式の取得

###### 三

当該少額短期保険業者の議決権を行使することができない株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該少額短期保険業者の議決権の保有者になろうとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

###### 四

当該少額短期保険業者が株式の転換を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該少額短期保険業者の議決権の保有者になろうとする者の請求による場合を除く。）

###### 五

当該少額短期保険業者が株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てを行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

###### 六

当該少額短期保険業者が定款の変更による株式に係る権利の内容又は一単元の株式の数を変更したことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

###### 七

当該少額短期保険業者が自己の株式の取得を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

##### ２

前項の規定は、令第三十八条の十二第一号に規定する内閣府令で定める事由について準用する。

#### 第二百十一条の七十二（少額短期保険業者の主要株主基準値以上の議決権の保有者に係る承認申請書の提出等）

法第二百七十二条の三十二第一項の規定による承認申請書を提出すべき者は、別紙様式第十六号の二十二により当該承認申請書を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

##### ２

法第二百七十二条の三十二第一項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

議決権保有割合（法第二百七十二条の三十二第一項第一号に規定する議決権保有割合をいう。第二百十一条の七十五第二項第一号において同じ。）に関する事項

###### 二

取得資金に関する事項

###### 三

保有の目的に関する事項

##### ３

法第二百七十二条の三十二第二項に規定する内閣府令で定める書面（法第二百七十二条の三十一第一項の規定による承認に限る。）は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書面とする。

###### 一

法第二百七十二条の三十一第一項各号に掲げる取引又は行為により一の少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者が法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）である場合

###### 二

法第二百七十二条の三十一第一項各号に掲げる取引又は行為により一の少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者が個人である場合

###### 三

少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人の設立をしようとする場合

#### 第二百十一条の七十三（特定少額短期主要株主に係る承認の申請）

法第二百七十二条の三十二第二項に規定する内閣府令で定める書面（法第二百七十二条の三十一第二項ただし書の規定による承認に限る。）は、次に掲げる書面とする。

###### 一

理由書

###### 二

前条第三項第一号ロ（３）から（５）まで、（７）から（１０）まで及び（１２）並びに同号ハに掲げる書面

###### 三

その保有する当該少額短期保険業者の議決権の数を記載した書類

#### 第二百十一条の七十三の二（心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者）

法第二百七十二条の三十三第一項第二号ハ（１）に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により株主の権利を適切に行使するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

#### 第二百十一条の七十四（少額短期保険持株会社に係る承認を要しない事由）

法第二百七十二条の三十五第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

###### 一

担保権の実行による株式の取得

###### 二

代物弁済の受領による株式の取得

###### 三

有価証券関連業を行う金融商品取引業者が業務として株式を取得する場合におけるその業務の実施

###### 四

当該少額短期保険業者の議決権を行使することができない株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該少額短期保険業者の議決権の保有者になろうとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

###### 五

当該少額短期保険業者が株式の転換を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該少額短期保険業者の議決権の保有者になろうとする者の請求による場合を除く。）

###### 六

当該少額短期保険業者が株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てを行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

###### 七

当該少額短期保険業者が定款の変更による株式に係る権利の内容又は一単元の株式の数を変更したことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

###### 八

当該少額短期保険業者が自己の株式の取得を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

##### ２

前項の規定は、令第三十八条の十三第一号に規定する内閣府令で定める事由について準用する。

#### 第二百十一条の七十五（少額短期保険持株会社に係る承認申請書の提出等）

法第二百七十二条の三十六第一項の規定による承認申請書を提出すべき者は、別紙様式第十六号の二十三により当該申請書を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

##### ２

法第二百七十二条の三十六第一項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

議決権保有割合に関する事項

###### 二

取得資金に関する事項

###### 三

保有の目的に関する事項

##### ３

法第二百七十二条の三十六第二項に規定する内閣府令で定める書類（法第二百七十二条の三十五第一項の規定による承認に限る。）は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

###### 一

法第二百七十二条の三十五第一項各号に掲げる取引又は行為により少額短期保険業者を子会社とする持株会社になろうとする場合

###### 二

少額短期保険業者を子会社とする持株会社を設立しようとする場合

#### 第二百十一条の七十六（特定少額短期持株会社に係る届出事項等）

法第二百七十二条の三十五第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

当該会社が少額短期保険業者を子会社とする持株会社になった旨

###### 二

当該会社が少額短期保険業者を子会社とする持株会社になった事由及びその時期

###### 三

当該会社及びその子会社の商号又は名称及び業務の内容

##### ２

特定少額短期持株会社（法第二百七十二条の三十五第二項に規定する特定少額短期持株会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、同項の規定による届出（特定少額短期持株会社が少額短期保険業者を子会社とする外国の持株会社（少額短期保険業者を子会社とする持株会社であって外国の法令に準拠して設立されたものをいう。以下同じ。）である場合にあっては、令第三十八条の十五の規定による届出）をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して財務局長等に提出しなければならない。

###### 一

定款

###### 二

会社の登記事項証明書

###### 三

当該特定少額短期持株会社及びその子会社の最終の貸借対照表

##### ３

特定少額短期持株会社が少額短期保険業者を子会社とする外国の持株会社である場合には、当該少額短期保険業者を子会社とする外国の持株会社は、令第三十八条の十五ただし書の規定による届出の期限の延長の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して財務局長等に提出しなければならない。

##### ４

財務局長等は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした外国の持株会社が令第三十八条の十五ただし書の規定による届出の期限の延長をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

##### ５

特定少額短期持株会社は、法第二百七十二条の三十五第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して財務局長等に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

当該特定少額短期持株会社が少額短期保険業者を子会社とする持株会社でなくなった時期を記載した書類

###### 三

当該特定少額短期持株会社が少額短期保険業者を子会社とする持株会社でなくなるために講じた措置又は少額短期保険業者を子会社とする持株会社でなくなった事由を記載した書類

#### 第二百十一条の七十七（特定少額短期持株会社に係る承認の申請）

法第二百七十二条の三十六第二項に規定する内閣府令で定める書類（法第二百七十二条の三十五第三項ただし書の規定による承認に限る。）は、次に掲げる書類とする。

###### 一

理由書

###### 二

第二百十一条の七十五第三項第一号ロ（２）から（４）まで及び（６）から（１０）まで並びに同号ハに掲げる書類

#### 第二百十一条の七十八（少額短期保険持株会社の子会社の範囲等）

法第二百七十二条の三十九第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、第二百十一条の三十四第一項各号に掲げる業務とする。

#### 第二百十一条の七十九（少額短期保険持株会社の子会社に係る承認の申請）

法第二百七十二条の三十九第二項に規定する内閣府令で定める事項は、当該承認の申請に係る会社に関する次に掲げる事項とする。

###### 一

商号又は名称

###### 二

資本金の額

###### 三

取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役）の氏名

###### 四

会計参与設置会社にあっては、会計参与の氏名

###### 五

主たる営業所又は事務所の所在地

###### 六

業務の内容

##### ２

法第二百七十二条の三十九第二項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

当該少額短期保険持株会社及びその子会社に関する次に掲げる書類

###### 三

当該承認の申請に係る会社の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

##### ３

前二項の規定は、法第二百七十二条の三十九第四項ただし書の規定による承認について準用する。

#### 第二百十一条の八十（少額短期保険持株会社の子会社に係る承認の例外）

法第二百七十二条の三十九第四項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

###### 一

少額短期保険持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得

###### 二

少額短期保険持株会社又はその子会社の代物弁済の受領による株式又は持分の取得

###### 三

少額短期保険持株会社又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該少額短期保険持株会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

###### 四

少額短期保険持株会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該少額短期保険持株会社又はその子会社の請求による場合を除く。）

###### 五

少額短期保険持株会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の併合若しくは分割又は株式無償割当て

###### 六

少額短期保険持株会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の定款の変更による株式又は持分に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

###### 七

少額短期保険持株会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の自己の株式又は持分の取得

#### 第二百十一条の八十一（少額短期保険持株会社に係る業務報告書等）

法第二百七十二条の四十第一項において準用する法第二百七十一条の二十四第一項の規定による中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、中間事業概況書及び中間連結財務諸表に分けて、別紙様式第十六号の二十四により作成し、当該期間経過後三月以内（外国所在少額短期保険持株会社（少額短期保険業者を子会社とする外国の持株会社であって、法第二百七十二条の三十五第一項の承認を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の承認を受けているものをいう。以下同じ。）にあっては、当該期間経過後六月以内）に金融庁長官等に提出しなければならない。

##### ２

法第二百七十二条の四十第一項において準用する法第二百七十一条の二十四第一項の規定による業務報告書は、事業概況書及び連結財務諸表に分けて、別紙様式第十六号の二十五により作成し、事業年度終了後四月以内（外国所在少額短期保険持株会社にあっては、事業年度終了後六月以内）に金融庁長官等に提出しなければならない。

##### ３

法第二百七十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社（以下この款において「子会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

###### 一

当該少額短期保険持株会社の子法人等

###### 二

当該少額短期保険持株会社の関連法人等

##### ４

少額短期保険持株会社は、やむを得ない理由により第一項又は第二項に規定する期間内に中間業務報告書又は業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官（令第四十八条第十二項の規定により、当該少額短期保険業者の本店又は主たる事務所を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあっては、その財務局長又は福岡財務支局長。以下この条及び第二百十一条の八十三において同じ。）の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

##### ５

少額短期保険持株会社は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

##### ６

金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした少額短期保険持株会社が中間業務報告書又は業務報告書の提出を延期することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

#### 第二百十一条の八十二（少額短期保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）

法第二百七十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

###### 一

少額短期保険持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

###### 二

少額短期保険持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

###### 三

少額短期保険持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

###### 四

少額短期保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

###### 五

事業年度の末日において、当該少額短期保険持株会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該少額短期保険持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

##### ２

前項の規定にかかわらず、外国所在少額短期保険持株会社は、当該外国所在少額短期保険持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載した書類（日本語以外で記載されたものを含む。）を当該外国所在少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者の営業所又は事務所（外国に所在する営業所又は事務所を除く。次項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

##### ３

前項に規定する書類が日本語以外で記載されたものである場合には、外国所在少額短期保険持株会社は、当該書類に加え、当該外国所在少額短期保険持株会社に関する事業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書について日本語で記載された書類を作成し、当該外国所在少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者の営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

##### ４

法第二百七十二条の四十第一項において準用する法第二百七十一条の二十五第一項に規定する内閣府令で定める場所は、当該少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者の営業所又は事務所（本店、支店及び外国に所在する営業所又は事務所を除く。）とする。

#### 第二百十一条の八十三

少額短期保険持株会社は、法第二百七十二条の四十第一項において準用する法第二百七十一条の二十五第一項の規定により作成した書類（外国所在少額短期保険持株会社にあっては、前条第二項及び第三項に規定する書類。以下この項及び次項において「説明書類等」という。）の縦覧を、当該少額短期保険持株会社の事業年度経過後五月以内（外国所在少額短期保険持株会社にあっては、事業年度経過後六月以内）に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの説明書類等の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

##### ２

少額短期保険持株会社は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに説明書類等の縦覧を開始することができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

##### ３

少額短期保険持株会社は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

##### ４

金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした少額短期保険持株会社が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

#### 第二百十一条の八十三の二

法第二百七十二条の四十第一項において準用する法第二百七十一条の二十五第三項に規定する内閣府令で定める場所は、第二百十一条の八十二第四項に規定する場所とする。

#### 第二百十一条の八十四（少額短期保険持株会社の事業報告等の記載事項）

法第二百七十二条の四十第一項において準用する法第二百七十一条の二十六の規定による事業報告は、別紙様式第十六号の二十六により作成しなければならない。

##### ２

法第二百七十二条の四十第一項において準用する法第二百七十一条の二十六の規定による附属明細書は、別紙様式第十六号の二十七により作成しなければならない。

#### 第二百十一条の八十五（少額短期保険持株会社がその経営を支配している法人）

法第二百七十二条の四十第二項に規定する内閣府令で定めるものは、当該少額短期保険持株会社の子法人等のうち子会社以外のものとする。

#### 第二百十一条の八十六（届出事項）

法第二百七十二条の四十二第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

###### 一

定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

###### 二

氏名若しくは名称を変更し、又は住所、居所、主たる営業所若しくは事務所の設置、位置の変更若しくは廃止をした場合

##### ２

法第二百七十二条の四十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

###### 一

定款（外国所在少額短期保険持株会社にあっては定款又はこれに準ずる定め）を変更した場合

###### 二

新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合

###### 三

少額短期保険持株会社を代表する取締役、少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役又は監査役（監査等委員会設置会社にあっては少額短期保険持株会社を代表する取締役、少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役又は監査等委員（少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役を除く。）、指名委員会等設置会社にあっては少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

###### 三の二

役員等の選退任があった場合（役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

###### 三の三

外国所在少額短期保険持株会社を代表する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者又は当該外国所在少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者（以下この号及び次号において「外国所在少額短期保険持株会社の役員等」という。）を選任しようとする場合又は外国所在少額短期保険持株会社の役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

###### 三の四

外国所在少額短期保険持株会社の役員等の選退任があった場合（外国所在少額短期保険持株会社の役員等の選退任の前に、外国所在少額短期保険持株会社の役員等を選任しようとする旨又は外国所在少額短期保険持株会社の役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

###### 三の五

会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

###### 三の六

会計参与の選退任があった場合（会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

###### 三の七

会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

###### 三の八

会計監査人の選退任があった場合（会社法第三百三十八条第二項（会計監査人の任期）の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

###### 四

事務所の設置、所在地の変更又は廃止をしようとする場合

###### 五

第二百十一条の八十各号に掲げる事由により他の会社（法第二百七十二条の四十二第二項第三号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）を子会社とした場合

###### 六

その子会社が商号若しくは名称を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなった場合（法第二百七十二条の四十二第二項第二号及び第四号の場合を除く。）

###### 六の二

その子会社が本店、主たる営業所又は事務所の所在地を変更した場合

###### 七

少額短期保険持株会社が会社法第四百三十五条第二項（計算書類等の作成及び保存）の規定により作成する事業報告及びその附属明細書を定時株主総会に提出した場合

##### ３

少額短期保険持株会社（少額短期保険持株会社であった会社を含む。）は、法第二百七十二条の四十二第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（前項第七号に掲げる場合にあっては同号に規定する事業報告及びその附属明細書）を添付して財務局長等に提出しなければならない。

#### 第二百十一条の八十七（承認の効力に係る承認の申請）

法第二百七十二条の三十一第一項の承認を受けた者は、法第二百七十二条の四十三において準用する法第二百七十一条の三十三第一項第一号の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して財務局長等に提出しなければならない。

##### ２

法第二百七十二条の三十五第一項の承認を受けた者は、法第二百七十二条の四十三において準用する法第二百七十一条の三十三第二項第一号の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して財務局長等に提出しなければならない。

##### ３

財務局長等は、前二項の規定による承認の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

###### 一

法第二百七十二条の三十一第一項又は第二百七十二条の三十五第一項の規定による承認を受けた日から六月以内に当該承認を受けた事項を実行することができないことについてやむを得ないと認められる理由があること。

###### 二

合理的な期間内に当該承認を受けた事項を実行することができると見込まれること。

###### 三

当該承認の際に審査の基礎となった事項について当該承認を受けた事項の実行が見込まれる時期までに重大な変更がないと見込まれること。

## 第一章　通則

#### 第二百十二条（銀行等が生命保険募集人として保険募集を行うことのできる場合）

法第二百七十五条第一項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、生命保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、第一号から第五号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあっては次項各号に掲げる要件に、第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあっては同項各号及び第三項各号に掲げる要件にそれぞれ該当する場合とする。

###### 一

法第三条第四項第一号に掲げる保険に係る保険契約のうち、その保険金が住宅（居住の用に供する建物（その一部を事業の用に供するものを含む。）をいう。次条第一項において同じ。）の建設、購入若しくは改良（これらに付随する土地又は借地権の取得を含む。）に係る債務の返済に充てられるもの又は充てられることが確実なもの（当該保険金の額が当該債務の残高と同一であるものに限る。）

###### 二

法第三条第四項第一号に掲げる保険に係る保険契約（保険契約者が法人であるものを除く。）のうち、被保険者の生存に関して保険金を支払うことを主たる目的とする保険契約であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（次号に掲げる保険契約に該当するものを除く。）

###### 三

法第三条第四項第一号に掲げる保険に係る保険契約のうち、勤労者財産形成促進法第六条第一項第二号、同条第二項第二号及び同条第四項第二号に定めるもの

###### 四

法第三条第四項第一号に掲げる保険に係る保険契約（前三号に掲げるものを除く。）のうち、次に掲げる保険契約

###### 五

法第三条第四項第二号に掲げる保険のうち次に掲げる事由に関するものに係る保険契約（以下この章において「傷害保険契約」という。）のうち、保険期間の満了後満期返戻金を支払うことを約する保険契約

###### 六

法第三条第四項第一号又は第二号に掲げる保険に係る保険契約であって、前各号に掲げるもの以外のもの

##### ２

生命保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が前項各号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

###### 一

銀行等が、顧客に関する情報の利用について、次に掲げる措置を講じていること。

###### 二

銀行等が、保険募集の公正を確保するため、保険募集に係る保険契約の引受けを行う保険会社の商号又は名称の明示、保険契約の締結にあたり顧客が自主的な判断を行うために必要と認められる情報の提供その他の事項に関する指針を定め、公表し、その実施のために必要な措置を講じていること。

###### 三

銀行等が、保険募集に係る法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分、当該銀行等の内部規則その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）の遵守を確保する業務に係る責任者を保険募集に係る業務を行う営業所又は事務所（他の法令等の遵守を確保する業務が複数の営業所又は事務所を一つの単位（保険募集に係る業務を行う営業所又は事務所を含むものに限る。）として行われている場合にあっては当該単位）ごとに、当該責任者を指揮し保険募集に係る法令等の遵守を確保する業務を統括管理する統括責任者を本店又は主たる事務所に、それぞれ配置していること。

##### ３

生命保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

###### 一

銀行等が、次に掲げる者（当該銀行等が、第五項に規定する定めをした協同組織金融機関（信用金庫、労働金庫、信用協同組合及び農業協同組合等（令第三十九条第八号に規定する農業協同組合並びに同条第九号に規定する漁業協同組合及び水産加工業協同組合をいう。以下この号において同じ。）をいう。以下この章並びに第二百三十四条第一項第十号及び第十五号において同じ。）である場合にあっては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員（会員又は組合員である法人の代表者を含み、当該協同組織金融機関が農業協同組合等である場合にあっては、組合員と同一の世帯に属する者を含む。以下この章並びに第二百三十四条第一項第十号及び第十五号において同じ。）である者を除く。以下この条及び第二百三十四条第一項第九号において「銀行等生命保険募集制限先」という。）を保険契約者又は被保険者とする保険契約（第一項第六号に掲げるものに限り、既に締結されている保険契約（その締結の代理又は媒介を当該銀行等又はその役員若しくは使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。）の更新に係るものを除く。）の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するための措置を講じていること。

###### 二

銀行等が、顧客が銀行等生命保険募集制限先に該当するかどうかを確認する業務その他保険会社から委託を受けた業務を的確に遂行するための措置及び保険募集に係る業務が当該銀行等のその他の業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼさないようにするための措置を講じていること。

###### 三

銀行等が、その使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、保険募集（第一項第六号に掲げる保険契約に係るものに限る。）を行わないことを確保するための措置を講じていること。

##### ４

前項に規定する「特例地域金融機関」とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であって、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関が事業を行う個人又は法人（当該金融機関が同項第三号本文に規定する措置を講じている場合にあっては、常時使用する従業員の数が五十人を超える事業を行う個人又は法人を除く。）若しくはその代表者に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該個人若しくは法人が常時使用する従業員又は当該法人の役員（代表者を除く。）を保険契約者として第一項第六号に掲げる保険契約（これに相当する内容の保険特約を含む。次項において同じ。）の締結の代理又は媒介を行う場合において、次の各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が締結の代理又は媒介をした保険契約によって支払われるべき保険金その他の給付金の額（第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。）又は第百五十三条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約に該当する保険契約のうち、保険会社が一定の額の保険金その他の給付金の支払の保証をするものにあっては、当該保証をする額とし、当該支払の保証をしないものにあっては、当該保険契約に基づき払い込まれる保険料の総額とする。次項、次条第四項及び第五項、第二百十二条の四第四項並びに第二百十二条の五第四項及び第五項において同じ。）の当該保険契約者一人当たりの合計が、当該各号に定める金額を超えないこととする旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

###### 一

人の生存又は死亡に関し、一定額の保険金を支払うことを約し、保険料を収受する保険（傷害を受けたことを直接の原因とする人の死亡のみに係るものを除く。）

###### 二

次に掲げる事由に関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによって生ずることのある当該人の損害をてん補することを約し、保険料を収受する保険のうち金融庁長官が定めるもの

##### ５

生命保険募集人である協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が、第三項第一号イからハまでに掲げる者に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として第一項第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、前項各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が締結の代理又は媒介をした保険契約によって支払われるべき保険金その他の給付金の額の当該保険契約者一人当たりの合計が、当該各号に定める金額を超えないこととする旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しなければならない。

##### ６

生命保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、次に掲げる場合は、当該保険契約に付される保険特約は、当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金額が当該保険契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものでなければならない。

###### 一

当該銀行等が第三項各号に掲げる要件を満たしていない場合

###### 二

当該保険契約の保険契約者又は被保険者が銀行等生命保険募集制限先である場合（前号の場合を除く。）

#### 第二百十二条の二（銀行等が損害保険代理店として保険募集を行うことのできる場合）

法第二百七十五条第一項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人が、第一号から第五号の四までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあっては次項各号に掲げる要件に、第六号又は第八号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあっては同項各号及び第三項各号に掲げる要件にそれぞれ該当する場合とする。

###### 一

保険期間が一年を超える火災保険契約のうち、その保険の目的である住宅の建設、購入若しくは改良（これらに付随する土地又は借地権の取得を含む。）のための資金の全部若しくは一部として銀行等からの借入金が充当されているもの若しくは充当されることが確実なもの又は当該保険契約に附帯して締結される地震保険契約（地震保険に関する法律第二条第二項（定義）に規定する地震保険契約をいう。第二百十二条の四第一項第二号において同じ。）

###### 二

法第三条第四項第二号ロに掲げる事由に関する保険又は同条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約のうち、その保険金が住宅の建設、購入又は改良（これらに付随する土地又は借地権の取得を含む。）に係る債務の返済の支援に充てられることを目的として保険契約者又は被保険者の所得を補償するもの

###### 三

法第三条第四項第二号若しくは同条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約のうち、人が外国への旅行のために住居を出発した後、住居に帰着するまでの間に発生した事由に関し保険金が支払われるもの又は同項第三号に掲げる保険に係る契約

###### 四

傷害保険契約（前条第一項第五号ハに掲げる事由に関する保険に係るもの及び保険契約者が法人であるものを除く。）のうち、その保険料の払込みが行われる期間の終了した後の一定期間において定期的に返戻金を支払うことを主たる目的とする保険契約であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（次号に規定する保険契約に該当するものを除く。）

###### 五

傷害保険契約（前条第一項第五号ハに掲げる事由に関する保険に係るものを除く。）のうち、勤労者財産形成促進法第六条第一項第二号の二、同条第二項第三号及び同条第四項第三号に定めるもの

###### 五の二

前条第一項第五号に掲げる保険契約（前二号に掲げる保険契約に該当するものを除く。）

###### 五の三

法第三条第五項第一号に掲げる保険（事業活動に伴い、事業者が被る損害を塡補するものを除く。）に係る保険契約（第一号から第三号までに掲げるものを除く。）のうち、保険期間の満了後満期返戻金を支払うことを約するもの

###### 五の四

法第三条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約（第一号から第三号まで及び前号に掲げるものを除く。）のうち、当該銀行等の特定関係者である事業者の事業活動に伴って生ずる損害を塡補する保険契約（当該事業者を保険契約者とするものに限る。）

###### 六

法第三条第五項第一号に掲げる保険（事業活動に伴い、事業者が被る損害を塡補するものを除く。）に係る保険契約（第一号から第三号まで及び前二号に掲げるもの並びに自動車保険契約（自動車損害賠償保障法第五条（責任保険の契約の締結強制）の自動車損害賠償責任保険の契約を含む。）を除く。）のうち、次のいずれにも該当しないもの

###### 七

削除

###### 八

法第三条第五項に掲げる保険に係る保険契約であって、前各号に掲げるもの以外のもの

##### ２

損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人が前項各号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

###### 一

銀行等が、顧客に関する情報の利用について、次に掲げる措置を講じていること。

###### 二

銀行等が、前条第二項第二号に掲げる指針を定め、公表し、その実施のために必要な措置を講じていること。

###### 三

銀行等が、前条第二項第三号に掲げる措置を講じていること。

##### ３

損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第六号又は第八号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

###### 一

銀行等が、次に掲げる者（当該銀行等が、第五項に規定する定めをした協同組織金融機関である場合にあっては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員である者を除く。以下この条及び第二百三十四条第一項第九号において「銀行等損害保険募集制限先」という。）を保険契約者又は被保険者とする保険契約（第一項第六号又は第八号に掲げるものに限り、既に締結されている保険契約（その締結の代理又は媒介を当該銀行等又はその役員若しくは使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。）の更改（保険金額その他の給付の内容の拡充（当該保険契約の目的物の価値の増加その他これに類する事情に基づくものを除く。）又は保険期間の延長を含むものを除く。第二百十二条の四第三項第一号、第二百十二条の五第三項第一号及び第二百三十四条第一項第十号において同じ。）に係るものを除く。）の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するための措置を講じていること。

###### 二

銀行等が、顧客が銀行等損害保険募集制限先に該当するかどうかを確認する業務その他保険会社から委託を受けた業務を的確に遂行するための措置及び保険募集に係る業務が当該銀行等のその他の業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼさないようにするための措置を講じていること。

###### 三

銀行等が、その使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、保険募集（第一項第六号又は第八号に掲げる保険契約に係るものに限る。）を行わないことを確保するための措置を講じていること。

##### ４

前項に規定する「特例地域金融機関」とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であって、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関が事業を行う個人又は法人（当該金融機関が同項第三号本文に規定する措置を講じている場合にあっては、常時使用する従業員の数が五十人を超える事業を行う個人又は法人を除く。）若しくはその代表者に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該個人若しくは法人が常時使用する従業員又は当該法人の役員（代表者を除く。）を保険契約者として第一項第八号に掲げる保険契約（これに相当する内容の保険特約を含む。次項において同じ。）の締結の代理又は媒介を行う場合において、前条第四項第二号に掲げる保険については、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が締結の代理又は媒介をした保険契約によって支払われるべき保険金その他の給付金の額の当該保険契約者一人当たりの合計が、同号に定める金額を超えないこととする旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

##### ５

損害保険代理店である協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が、第三項第一号イからハまでに掲げる者に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として第一項第八号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、前条第四項第二号に掲げる保険については、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が締結の代理又は媒介をした保険契約によって支払われるべき保険金その他の給付金の額の当該保険契約者一人当たりの合計が、同号に定める金額を超えないこととする旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しなければならない。

##### ６

損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第一号から第五号の四までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、次に掲げる場合は、当該保険契約に付される保険特約は、当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金額が当該保険契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものでなければならない。

###### 一

当該銀行等が第三項各号に掲げる要件を満たしていない場合

###### 二

当該保険契約の保険契約者又は被保険者が銀行等損害保険募集制限先である場合（前号の場合を除く。）

##### ７

第一項第五号の四に規定する「特定関係者」とは、銀行法施行令第四条の二第一項第一号から第十号まで（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第六条第一項（銀行法施行令の準用）において準用する場合を含む。）、株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）第七条第一項第一号及び第二号（商工組合中央金庫の特定関係者）、信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第十一条の二第一項第一号（金庫の特定関係者）、労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条の二第一項第一号（金庫の特定関係者）、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条の二第一項第一号（信用協同組合等の特定関係者）、農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第五十五条各号（組合と特殊の関係のある者）（第三号にあっては、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第十条第一項第一号（法第十一条の二の三第三号の主務省令で定める特殊の関係のある者）に掲げる者に限る。）、水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第九条第一項第一号（組合等の特定関係者）並びに農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第八条第一項第一号（農林中央金庫の特定関係者）に規定する者をいう。

#### 第二百十二条の三（特定少額短期保険募集人の取り扱う保険）

法第二百七十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める保険は、次に掲げる保険とする。

###### 一

法第三条第四項第二号に掲げる保険

###### 二

法第三条第五項第三号に掲げる保険

#### 第二百十二条の四（銀行等が少額短期保険募集人として保険募集を行うことのできる場合）

法第二百七十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、少額短期保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、第一号から第四号の二までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあっては次項各号に掲げる要件に、第五号又は第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあっては同項各号及び第三項各号に掲げる要件にそれぞれ該当する場合とする。

###### 一

第二百十二条第一項第一号に掲げる保険契約

###### 二

第二百十二条の二第一項第一号に掲げる保険契約（地震保険契約を除く。）

###### 三

第二百十二条の二第一項第二号に掲げる保険契約

###### 四

第二百十二条の二第一項第三号に掲げる保険契約

###### 四の二

法第三条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約のうち、当該銀行等の特定関係者（第二百十二条の二第七項に規定する特定関係者をいう。第二百三十四条第一項（第三号を除く。）において同じ。）である事業者の事業活動に伴って生ずる損害を塡補する保険契約（当該事業者を保険契約者とするものに限る。）

###### 五

法第三条第五項第一号に掲げる保険（事業活動に伴い、事業者が被る損害を塡補するものを除く。）に係る保険契約（第二号から前号までに掲げるもの及び自動車保険契約を除く。）のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当しないもの

###### 六

法第三条第四項第一号及び第二号並びに第五項に掲げる保険に係る保険契約であって前各号に掲げるもの以外のもの

##### ２

少額短期保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が前項各号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

###### 一

銀行等が、顧客に関する情報の利用について、次に掲げる措置を講じていること。

###### 二

銀行等が、保険募集の公正を確保するため、保険募集に係る保険契約の引受けを行う少額短期保険業者の商号又は名称の明示、保険契約の締結にあたり顧客が自主的な判断を行うために必要と認められる情報の提供その他の事項に関する指針を定め、公表し、その実施のために必要な措置を講じていること。

###### 三

銀行等が、第二百十二条第二項第三号に掲げる措置を講じていること。

##### ３

少額短期保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第五号又は第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

###### 一

銀行等が、次に掲げる者（当該銀行等が、第五項に規定する定めをした協同組織金融機関である場合にあっては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員である者を除く。以下この条及び第二百三十四条第一項第九号において「銀行等少額短期保険募集制限先」という。）を保険契約者又は被保険者とする保険契約（第一項第六号に掲げるものに限り、既に締結されている保険契約（その締結の代理又は媒介を当該銀行等又はその役員若しくは使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。）の更改又は更新に係るものを除く。）の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するための措置を講じていること。

###### 二

銀行等が、顧客が銀行等少額短期保険募集制限先に該当するかどうかを確認する業務その他少額短期保険業者から委託を受けた業務を的確に遂行するための措置及び保険募集に係る業務が当該銀行等のその他の業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼさないようにするための措置を講じていること。

###### 三

銀行等が、その使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、保険募集（第一項第五号又は第六号に掲げる保険契約に係るものに限る。）を行わないことを確保するための措置を講じていること。

##### ４

前項に規定する「特例地域金融機関」とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であって、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関が事業を行う個人又は法人（当該金融機関が同項第三号本文に規定する措置を講じている場合にあっては、常時使用する従業員の数が五十人を超える事業を行う個人又は法人を除く。）若しくはその代表者に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該個人若しくは法人が常時使用する従業員又は当該法人の役員（代表者を除く。）を保険契約者として第一項第六号に掲げる保険契約（これに相当する内容の保険特約を含む。次項において同じ。）の締結の代理又は媒介を行う場合において、第二百十二条第四項各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が締結の代理又は媒介をした保険契約によって支払われるべき保険金その他の給付金の額の当該保険契約者一人当たりの合計が、当該各号に定める金額を超えないこととする旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

##### ５

少額短期保険募集人である協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が、第三項第一号イからハまでに掲げる者に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として第一項第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、第二百十二条第四項各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が締結の代理又は媒介をした保険契約によって支払われるべき保険金その他の給付金の額の当該保険契約者一人当たりの合計が、当該各号に定める金額を超えないこととする旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しなければならない。

##### ６

少額短期保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第一号から第四号の二までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、次に掲げる場合は、当該保険契約に付される保険特約は、当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金額が当該保険契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものでなければならない。

###### 一

当該銀行等が第三項各号に掲げる要件を満たしていない場合

###### 二

当該保険契約の保険契約者又は被保険者が銀行等少額短期保険募集制限先である場合（前号の場合を除く。）

#### 第二百十二条の五（銀行等が保険仲立人として保険募集を行うことのできる場合）

法第二百七十五条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、第一号から第四号までに掲げる保険契約の締結の媒介を行う場合にあっては次項各号に掲げる要件に、第五号から第九号までに掲げる保険契約の締結の媒介を行う場合にあっては同項各号及び第三項各号に掲げる要件にそれぞれ該当する場合とする。

###### 一

第二百十二条第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約

###### 二

第二百十二条の二第一項第一号から第五号の四までに掲げる保険契約

###### 三

前条第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約

###### 四

削除

###### 五

第二百十二条の二第一項第六号に掲げる保険契約

###### 六

前条第一項第五号に掲げる保険契約

###### 七

第二百十二条第一項第六号に掲げる保険契約

###### 八

第二百十二条の二第一項第八号に掲げる保険契約

###### 九

前条第一項第六号に掲げる保険契約

##### ２

保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が前項各号に掲げる保険契約の締結の媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

###### 一

銀行等が、顧客に関する情報の利用について、次に掲げる措置を講じていること。

###### 二

銀行等が、保険募集の公正を確保するため、顧客に対する保険契約の内容に関する情報の提供その他の事項に関する指針を定め、公表し、その実施のために必要な措置を講じていること。

###### 三

銀行等が、第二百十二条第二項第三号に掲げる措置を講じていること。

##### ３

保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第五号から第九号までに掲げる保険契約の締結の媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

###### 一

銀行等が、次に掲げる者（当該銀行等が、第五項に規定する定めをした協同組織金融機関である場合にあっては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員である者を除く。以下この条及び第二百三十四条第一項第九号において「銀行等保険募集制限先」という。）を保険契約者又は被保険者とする保険契約（第一項第五号から第九号までに掲げるものに限り、既に締結されている保険契約（その締結の媒介を当該銀行等又はその役員若しくは使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。）の更新又は更改に係るものを除く。）の締結の媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するための措置を講じていること。

###### 二

銀行等が、顧客が銀行等保険募集制限先に該当するかどうかを確認する業務を的確に遂行するための措置及び保険募集に係る業務が当該銀行等のその他の業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼさないようにするための措置を講じていること。

###### 三

銀行等が、その使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、保険募集（第一項第五号から第九号までに掲げる保険契約に係るものに限る。）を行わないことを確保するための措置を講じていること。

##### ４

前項に規定する「特例地域金融機関」とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であって、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関が事業を行う個人又は法人（当該金融機関が同項第三号本文に規定する措置を講じている場合にあっては、常時使用する従業員の数が五十人を超える事業を行う個人又は法人を除く。）若しくはその代表者に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該個人若しくは法人が常時使用する従業員又は当該法人の役員（代表者を除く。）を保険契約者として第二百十二条第一項第六号、第二百十二条の二第一項第八号又は前条第一項第六号に掲げる保険契約（これに相当する内容の保険特約を含む。次項において同じ。）の締結の媒介を行う場合において、第二百十二条第四項各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が締結の媒介をした保険契約によって支払われるべき保険金その他の給付金の額の当該保険契約者一人当たりの合計が、当該各号に定める金額を超えないこととする旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

##### ５

保険仲立人である協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が、第三項第一号イからハまでに掲げる者に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として第二百十二条第一項第六号、第二百十二条の二第一項第八号又は前条第一項第六号に掲げる保険契約の締結の媒介を行う場合において、第二百十二条第四項各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が締結の媒介をした保険契約によって支払われるべき保険金その他の給付金の額の当該保険契約者一人当たりの合計が、当該各号に定める金額を超えないこととする旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しなければならない。

##### ６

保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第一号及び第二号に掲げる保険契約の締結の媒介を行う場合において、次に掲げる場合は、当該保険契約に付される保険特約は、当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金額が当該保険契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものでなければならない。

###### 一

当該銀行等が第三項各号に掲げる要件を満たしていない場合

###### 二

当該保険契約の保険契約者又は被保険者が銀行等保険募集制限先である場合（前号の場合を除く。）

#### 第二百十二条の六（保険仲立人等が保険募集を行うことのできる外国保険会社等以外の外国保険業者に係る保険契約）

令第三十九条の二に規定する内閣府令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。

###### 一

宇宙空間への打上げ、当該打上げに係る運送貨物（衛星を含む。）及び当該貨物を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又はすべてを対象とする保険契約

###### 二

国際海上運送に使用される船舶又は商業航空に使用される航空機及びこれらにより国際間で運送中の貨物並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又はすべてを対象とする保険契約（令第十九条第二号及び第三号に掲げるものを除く。）

###### 三

国際間で運送中の貨物を対象とする保険契約（令第十九条第二号及び第三号並びに前号に掲げるものを除く。）

#### 第二百十二条の六の二（所属保険会社等と密接な関係を有する者）

法第二百七十五条第三項第一号に規定する内閣府令で定める密接な関係を有する者は、次に掲げる者とする。

###### 一

当該所属保険会社等の子法人等

###### 二

当該所属保険会社等を子法人等とする親法人等

###### 三

前号に掲げる者の子法人等（当該所属保険会社等及び前二号に掲げる者を除く。）

#### 第二百十二条の六の三（保険募集の再委託の認可の申請等）

保険募集再委託者（法第二百七十五条第三項に規定する保険募集再委託者をいう。以下同じ。）及び所属保険会社等は、同項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

保険募集再委託者である保険会社又は外国保険会社等の商号又は名称

###### 二

所属保険会社等の商号又は名称

###### 三

当該再委託において取り扱う保険契約の種類

##### ２

前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

保険募集再委託者と所属保険会社等との間の委託契約書の案

###### 三

保険募集再委託者がその所属保険会社等と前条に定める密接な関係を有する者であることを証する書面

###### 四

保険募集再委託者が、当該再委託について所属保険会社等の許諾を得ていることを証する書面

###### 五

保険募集再委託者及び所属保険会社等の当該再委託に係る実施体制を記載した書面

###### 六

所属保険会社等の当該再委託に係る方針

###### 七

その他参考となるべき事項を記載した書面

## 第二章　保険募集人及び所属保険会社等

### 第一節　保険募集人

#### 第二百十二条の七（登録の申請）

法第二百七十六条の規定による登録（次条及び第二百十六条において「登録」という。）を受けようとする者（以下この節において「登録申請者」という。）は、別紙様式第十七号により作成した法第二百七十七条第一項の登録申請書に、同条第二項に規定する書類を添付して、金融庁長官（令第四十九条第一項の規定により財務局長等に金融庁長官の権限を行わせる場合においては、当該財務局長等。第二百十五条において同じ。）に提出しなければならない。

#### 第二百十三条（登録申請書の記載事項）

法第二百七十七条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

登録申請者が法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この編において同じ。）であるときは、その法人を代表する役員（法人でない社団又は財団におけるその代表者又は管理人を含む。以下この条から第二百十八条までにおいて同じ。）の氏名

###### 二

登録申請者が生命保険募集人の使用人（当該生命保険募集人が法人であるときはその役員又は使用人）であるときは、当該生命保険募集人の商号、名称又は氏名

###### 三

法第二百八十四条の規定により所属保険会社等を代理人として登録の申請をするときは、当該所属保険会社等の商号、名称又は氏名

###### 四

登録申請者が保険募集再委託者の再委託を受けるときは、当該再委託に係る所属保険会社等及び当該保険募集再委託者の商号又は名称

#### 第二百十四条（登録申請書の添付書類）

法第二百七十七条第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

###### 一

登録申請者が特定保険募集人（法第二百七十六条に規定する特定保険募集人をいう。以下同じ。）であることを証する書面

###### 二

登録申請者が法人であるときは、その定款若しくは登記事項証明書又はこれらに代わる書類

###### 三

登録申請者が個人である場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書類

##### ２

法第二百七十七条第二項第一号に規定する書面は、別紙様式第十七号の二により作成しなければならない。

#### 第二百十四条の二

法第二百七十八条第一項に規定する内閣府令で定める場所は、財務局又は福岡財務支局とする。

#### 第二百十四条の三（心身の故障により保険募集に係る業務を適正に行うことができない者等）

法第二百七十九条第一項第五号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により保険募集に係る業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

##### ２

法第二百七十九条第一項第九号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

#### 第二百十五条（変更等の届出）

法第二百八十条第一項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

当該届出が同項第一号の規定によるものである場合

###### 二

当該届出が同項第二号から第六号までの規定によるものである場合

#### 第二百十五条の二（特定保険募集人の登録で課税しないものの範囲）

法第二百八十一条第一号に規定する内閣府令で定める委託又は再委託は、一時的な必要に基づき期限を付して行われる委託又は再委託（以下この条において「期限付委託等」という。）で、法第二百七十七条第一項の登録申請書に登録申請者が生命保険会社又は少額短期保険業者からの委託又は再委託を受ける者である旨の記載がない場合の当該期限付委託等とする。

### 第二節　所属保険会社等

#### 第二百十六条（特定保険募集人の原簿の記載事項）

所属保険会社等は、当該所属保険会社等に係る特定保険募集人に関し、法第二百八十五条第一項の原簿（以下この条において「原簿」という。）に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

###### 一

商号若しくは名称又は氏名及び生年月日

###### 二

事務所の名称及び所在地

###### 三

登録を受けた年月日

###### 四

特定保険募集人が保険募集再委託者の再委託を受けるときは、当該保険募集再委託者の商号又は名称

##### ２

前項各号に掲げるもののほか、当該所属保険会社等に係る特定保険募集人が当該所属保険会社等の委託又は保険募集再委託者の再委託を受けた者であるときは、当該委託又は再委託を受けた年月日を原簿に記載しなければならない。

##### ３

前二項に掲げるもののほか、当該所属保険会社等に係る生命保険募集人が他の生命保険募集人の使用人（当該他の生命保険募集人が法人であるときはその役員又は使用人）であるときは、当該他の生命保険募集人の商号、名称又は氏名を原簿に記載しなければならない。

## 第三章　保険仲立人

#### 第二百十七条（登録の申請）

法第二百八十六条の規定による登録を受けようとする者（次条及び第二百十九条において「登録申請者」という。）は、別紙様式第二十号により作成した法第二百八十七条第一項の登録申請書に、同条第二項に規定する書類を添付して、金融庁長官（令第四十九条第三項の規定により財務局長等に金融庁長官の権限を行わせる場合においては、当該財務局長等。第二百二十条から第二百二十七条まで及び第二百三十八条において同じ。）に提出しなければならない。

#### 第二百十八条（登録申請書の記載事項）

法第二百八十七条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、登録申請者が法人であるときは、その法人を代表する役員の氏名とする。

#### 第二百十九条（登録申請書の添付書類）

法第二百八十七条第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

###### 一

登録申請者が保険募集に係る業務を的確に遂行するに足りる能力を有することを証する書面

###### 二

登録申請者が法人であるときは、その定款若しくは登記事項証明書又はこれらに代わる書類

###### 三

登録申請者が個人であるときは、当該登録申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書類

###### 四

次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を記載した書面

##### ２

法第二百八十七条第二項第一号に規定する書面は、別紙様式第二十一号により作成しなければならない。

#### 第二百十九条の二

法第二百八十八条第一項に規定する内閣府令で定める場所は、財務局又は福岡財務支局とする。

#### 第二百十九条の三（心身の故障により保険募集に係る業務を適正に行うことができない者等）

法第二百八十九条第一項第五号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により保険募集に係る業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

##### ２

法第二百八十九条第一項第九号イ（１）に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

#### 第二百二十条（変更等の届出）

法第二百九十条第一項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

当該届出が同項第一号の規定によるものである場合

###### 二

当該届出が同項第二号から第六号までの規定によるものである場合

#### 第二百二十一条（保証金の供託、保証金の全部若しくは一部に代わる契約又は保証金の一部に代わる保険仲立人賠償責任保険契約に係る届出等）

保険仲立人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

###### 一

保険仲立人が法第二百九十一条第一項、第四項若しくは第八項若しくは法第二百九十二条第二項又は保険仲立人保証金規則（平成八年法務省・大蔵省令第三号）第十三条第六項若しくは第十四条第一項の規定により保証金を供託した場合

###### 二

法第二百九十一条第三項の契約（以下この条から第二百二十三条までにおいて「保証委託契約」という。）を保険仲立人と締結した者（以下この条及び次条において「保証委託契約の相手方」という。）が法第二百九十一条第四項の規定により保証金を供託した場合

###### 三

保険仲立人又は保証委託契約の相手方が法第二百九十一条第十項又は保険仲立人保証金規則第十三条第七項から第九項まで若しくは第十四条の規定により保証金の全部又は一部を取り戻した場合

###### 四

保険仲立人が保証委託契約を締結し、又は令第四十二条第二号の規定による承認を受けて保証委託契約を解除し、若しくはその内容を変更した場合

###### 五

保険仲立人が法第二百九十二条第一項の保険仲立人賠償責任保険契約（以下この条及び第二百二十七条において「賠責保険契約」という。）を締結し、又は令第四十四条第一項第四号の規定による承認を受けて賠責保険契約を解除し、若しくはその内容を変更した場合

##### ２

前項の場合にあっては、保険仲立人は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる書面を金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

前項第一号に掲げる場合

###### 二

同項第二号又は第三号に掲げる場合

###### 三

同項第四号又は第五号に掲げる場合

##### ３

前項各号に規定する保証金等内訳書は、別紙様式第二十四号により作成しなければならない。

##### ４

金融庁長官は、第二項第一号の供託書正本を受理したときは、保管証書を当該保険仲立人に交付しなければならない。

#### 第二百二十二条

保証委託契約の相手方は、法第二百九十一条第四項の規定により保証金を供託する場合においては、当該保証委託契約を締結した保険仲立人の主たる事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

##### ２

保証委託契約の相手方は、前項の供託をしたときは、当該供託に係る供託書正本を金融庁長官に提出しなければならない。

##### ３

金融庁長官は、前項の供託書正本を受理したときは、保管証書を当該保証委託契約の相手方に交付しなければならない。

#### 第二百二十三条

保険仲立人は、令第四十二条第二号の規定による承認を受けようとするときは、当該承認に係る保証委託契約を解除しようとする日又はその内容を変更しようとする日の一月前までに、承認申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

##### ２

金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該承認の申請をした保険仲立人が保証委託契約を解除し、又はその内容を変更することが保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。

#### 第二百二十四条（保証金の全部又は一部に代わる契約の相手方）

令第四十二条に規定する内閣府令で定める金融機関は、第五十二条の八の二各号に掲げるものとする。

#### 第二百二十五条（保証金の追加供託の起算日）

法第二百九十一条第八項に規定する内閣府令で定める日は、保険仲立人が保険仲立人保証金規則第十一条第二項の支払委託書の写しの交付を受けた日（金融庁長官が保険仲立人の事務所を確知できないときは、金融庁長官が別に指定する日）とする。

#### 第二百二十六条（保証金に充てることができる有価証券の種類等）

法第二百九十一条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

###### 一

国債証券

###### 二

地方債証券

###### 三

政府保証債証券

###### 四

社債券その他の債券（記名式のもの、短期社債等及び前三号に掲げるものを除く。）であって保証金に充てることにつき金融庁長官の承認を受けたもの

##### ２

保険仲立人は、前項第四号の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

##### ３

第百三十二条の規定は、法第二百九十一条第九項の規定により有価証券を保証金に充てる場合における当該有価証券の価額について準用する。

#### 第二百二十七条（保証金の一部に代わる保険仲立人賠償責任保険契約の承認の申請等）

保険仲立人は、法第二百九十二条第一項の規定による承認を受けようとするときは、当該承認に係る賠責保険契約により保証金の一部を供託しないこととしようとする日の一月前までに、承認申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

##### ２

金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該承認の申請をした保険仲立人が締結する賠責保険契約の内容が令第四十四条第一項各号に掲げる要件に適合するものであるかどうかを審査するものとする。

##### ３

保険仲立人は、令第四十四条第一項第四号の規定による承認を受けようとするときは、当該承認に係る賠責保険契約を解除しようとする日又はその内容を変更しようとする日の一月前までに、承認申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

##### ４

金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該承認の申請をした保険仲立人が賠責保険契約を解除し、又はその内容を変更することが保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。

## 第四章　業務

#### 第二百二十七条の二（情報の提供）

法第二百九十四条第一項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある者は、団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入させるための行為の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者その他これに準ずる者（当該団体保険に係る保険契約の締結又は保険募集を行った者を除く。）とする。

##### ２

法第二百九十四条第一項に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げる場合とする。

###### 一

地方公共団体を保険契約者とし、その住民を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合

###### 二

一の会社等（会社（外国会社を含む。第四号において同じ。）その他の事業者（令第一条の二第一項に規定する事業者を除く。）をいう。）又はその役員若しくは使用人（役員又は使用人であった者を含む。以下この項において同じ。）が構成する団体を保険契約者とし、その役員若しくは使用人又はこれらの者の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。以下この項において同じ。）を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合

###### 三

一の労働組合を保険契約者とし、その組合員（組合員であった者を含む。）又はその親族を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合

###### 四

会社を保険契約者とし、同一の会社の集団（一の会社及び当該会社の子会社の集団をいう。）に属する他の会社を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合

###### 五

一の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。）又はその学生が構成する団体を保険契約者とし、その学生又は生徒を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合

###### 六

一の地縁による団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体であって、同条第二項各号に掲げる要件に該当するものをいう。）を保険契約者とし、その構成員を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合

###### 七

地方公共団体を保険契約者とし、事業者（当該地方公共団体の区域内に所在するものに限る。）又はその役員若しくは使用人を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合（第一号に掲げるものを除く。）

###### 八

一の包括宗教法人（宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）第五十二条第二項第四号（設立の登記）に規定する宗教団体がある場合における当該宗教団体であって、宗教法人（同法第四条第二項（法人格）に規定する宗教法人をいう。以下この号において同じ。）であるものをいう。）若しくは当該包括宗教法人に包括される宗教法人又はこれらの役員若しくは使用人が構成する団体を保険契約者とし、その構成員又はその親族を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合

###### 九

一の国家公務員共済組合（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三条第一項又は第二項（設立及び業務）の規定により設けられた国家公務員共済組合をいう。）又は一の地方公務員共済組合（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三条第一項（設立）の規定により設けられた地方公務員共済組合をいう。以下この号において同じ。）の組合員（組合員であった者を含む。以下この号において同じ。）が構成する団体（地方公務員共済組合の組合員が構成する団体にあっては、一の都道府県内の地方公共団体の職員（職員であった者を含む。）である組合員が構成するものに限る。）を保険契約者とし、その構成員又はその親族を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合

###### 十

国会議員（国会議員であった者を含む。）が構成する団体又は一の地方公共団体の議会の議員（当該地方公共団体の議会の議員であった者を含む。）が構成する団体を保険契約者とし、その構成員又はその親族を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合

###### 十一

一の学校（学校教育法第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認定こども園をいう。第十三号において同じ。）を保険契約者とし、その児童又は幼児を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合

###### 十二

一の専修学校（学校教育法第百二十四条に規定する専修学校をいう。以下この号及び次号において同じ。）、一の各種学校（同法第百三十四条第一項に規定する各種学校のうち、第一条の二第二項に規定するものに限る。以下この号及び次号において同じ。）又は一の専修学校若しくは各種学校の生徒（各種学校にあっては同条第三項に規定するものに限る。以下この号及び次号において同じ。）が構成する団体を保険契約者とし、その生徒を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合

###### 十三

同一の設置者（国及び地方公共団体を除く。次号において同じ。）が設置した二以上の学校等（学校、専修学校又は各種学校をいう。同号において同じ。）の学生又は生徒が構成する団体を保険契約者とし、その学生等（学生、生徒、児童又は幼児をいう。同号において同じ。）を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合

###### 十四

一の学校等又は同一の設置者が設置した二以上の学校等の学生等の保護者（親権を行う者又は後見人をいう。）又は教職員が構成する団体を保険契約者とし、その構成員又は学生等を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合

###### 十五

前各号に掲げる場合のほか、一の団体又はその代表者を保険契約者とし、当該団体に所属する者を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合であって、当該団体と当該加入させるための行為の相手方との間に、当該団体保険に係る保険契約に関する利害の関係、当該相手方が当該団体の構成員となるための要件及び当該団体の活動と当該保険契約に係る補償の内容との関係等に照らし、一定の密接な関係があることにより、当該団体から当該加入させるための行為の相手方に対して必要な情報が適切に提供されることが期待できると認められるとき

##### ３

保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、法第二百九十四条第一項の規定により保険契約の内容その他保険契約者等の参考となるべき情報の提供を行う場合には、保険契約者及び被保険者に対し、次に掲げる方法により行うものとする。

###### 一

保険契約の内容その他保険契約に関する情報のうち次に掲げる事項を記載した書面を用いて行う説明（書面に記載すべき事項が電磁的記録に記録されている場合は、当該記録された事項を電子計算機の映像面へ表示したものを用いて行う説明を含む。以下この項において同じ。）及び次に掲げる事項を記載した書面の交付

###### 二

保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に関し、保険契約の締結又は保険契約に加入することの判断に参考となるべき事項に関する説明

###### 三

次に掲げる保険契約を取り扱う場合であって、保険契約者又は被保険者との合意に基づく方法その他当該保険契約の特性等に照らして、前二号に掲げる方法によらなくとも、当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者の理解に資する他の方法があるときは、当該他の方法（ハに掲げる保険契約を取り扱う場合にあっては、当該保険契約に係る保険契約者に対する情報の提供に係る部分に限る。）

###### 四

二以上の所属保険会社等を有する保険募集人（一以上の所属保険会社等を有する保険募集人である保険会社等又は外国保険会社等（イ及びロにおいて「保険募集人保険会社等」という。）を含む。ロ、第二百二十七条の十二、第二百二十七条の十四及び第二百三十四条の二十一の二第一項第二号において同じ。）にあっては、次のイからハまでに掲げる場合における当該イからハまでに定める事項の説明

###### 五

保険契約に係る保険事故が発生したときにおいて保険金を受け取るべき者の選択により、保険金の支払又は直接支払いサービスを受けることができる旨及び提携事業者が取り扱う商品等の内容又は水準について説明を行う場合にあっては、当該商品等の内容又は水準その他必要な事項を記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

###### 六

第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。第十号において同じ。）を取り扱う場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

###### 七

保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約（第八十三条第三号イからテまでに掲げる保険契約のうち、事業者を保険契約者とするものを除く。）を取り扱う場合にあっては、保険金等の支払時における外国為替相場により本邦通貨に換算した保険金等の額が、当該保険契約の締結時における外国為替相場により本邦通貨に換算した保険金等の額を下回る場合があることを記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

###### 八

保険料の計算に際して予定解約率を用い、かつ保険契約の解約による返戻金を支払わないことを約した保険契約を取り扱う場合にあっては、保険契約の解約による返戻金がないことを記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

###### 九

既契約を消滅させると同時に、既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被保険者のために積み立てられている額を、新たに締結する保険契約（以下この号において「新契約」という。）の責任準備金又は保険料に充当することによって成立する保険契約（既契約と新契約の被保険者が同一人を含む場合に限る。）を取り扱う場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付（イに掲げる事項の記載にあっては、既契約と新契約が対比できる方法に限る。）

###### 十

第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約を取り扱う場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書面の交付（ロに掲げる事項にあっては、保険契約者の求めがあった場合に限り、当該求めに応じて直ちに行う交付）

###### 十一

基礎率変更権に関する条項を普通保険約款に記載する第三分野保険の保険契約を取り扱う場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書面の交付

###### 十二

日本における元受保険契約を取り扱う場合（少額短期保険業者である保険会社等、その役員（少額短期保険募集人である保険募集人を除く。）、少額短期保険募集人である保険募集人又は少額短期保険業者が保険者となる保険契約の締結の媒介を行う保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人が取り扱う場合を除く。）にあっては、保険契約者に対し、イ又はロに掲げる保険契約（日本における元受保険契約に限る。以下この号において同じ。）の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を記載した書面の交付その他の適切な方法による当該イ又はロに定める事項の説明

###### 十三

少額短期保険業者である保険会社等、その役員（少額短期保険募集人である保険募集人を除く。）、少額短期保険募集人である保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人が保険契約者から保険期間の満了の日までに更新しない旨の申出がない限り更新される保険契約を取り扱う場合にあっては、更新後の保険契約について、保険料の計算の方法、保険金額その他金融庁長官が定めるものについて見直す場合があることを記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

###### 十四

少額短期保険業者である保険会社等、その役員（少額短期保険募集人である保険募集人を除く。）、少額短期保険募集人である保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人にあっては、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置がないこと及び補償対象契約に該当しないことを記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

###### 十五

少額短期保険業者である保険会社等、その役員（少額短期保険募集人である保険募集人を除く。）、少額短期保険募集人である保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人にあっては、次に掲げる事項を記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

##### ４

保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、前項第一号、第五号、第八号、第十号、第十一号及び第十三号から第十五号までの規定による書面の交付（同項第八号の規定による書面の交付にあっては、特定保険契約の解約による返戻金がないことを記載した書面の交付を除く。）に代えて、次項に定めるところにより、当該保険契約者又は当該被保険者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

##### ５

保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、前項の事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該保険契約者又は当該被保険者に対し、その用いる第十四条の十各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

##### ６

前項の規定による承諾を得た保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、当該保険契約者又は当該被保険者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該保険契約者又は当該被保険者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。

##### ７

法第二百九十四条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

###### 一

次に掲げる保険契約を取り扱う場合（当該保険契約に係る保険契約者以外の者に対する情報の提供に係る場合に限る。）

###### 二

既契約の一部の変更をすることを内容とする保険契約を取り扱う場合であって、次のイ又はロに掲げるとき

##### ８

法第二百九十四条第三項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

###### 一

保険募集人の商号、名称又は氏名

###### 二

保険募集人が保険募集再委託者の再委託を受けるときは、当該保険募集再委託者の商号又は名称

#### 第二百二十七条の三（保険仲立人の氏名等の明示）

保険仲立人は、保険契約の締結の媒介を行おうとするときに法第二百九十四条第四項の規定により顧客に交付する書面において、同項第二号に規定する保険仲立人の権限に関する事項として、保険会社等又は外国保険会社等を代理して次に掲げる行為をすることができないことを明示しなければならない。

###### 一

保険契約の締結

###### 二

保険契約の内容の変更又は解除の申出を受けること。

###### 三

保険料の収受又は返還

###### 四

保険契約者から保険契約に関する告知又は通知を受けること。

###### 五

保険事故による損害を塡補する責任があるかどうかの判断又は当該塡補すべき額の決定

###### 六

保険証券の発行

##### ２

保険仲立人は、前項の書面において、法第二百九十四条第四項第三号に掲げる事項として、保険契約の締結の媒介につき保険仲立人が保険契約者に加えた損害については、当該保険仲立人が責任を負い、保険会社等又は外国保険会社等は責任を負わないことを明示しなければならない。

##### ３

法第二百九十四条第四項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

法第二百八十八条第一項第二号の登録番号

###### 二

取り扱う保険契約の種類

###### 三

当該顧客に対する保険募集を担当する者の氏名

##### ４

第一項の書面には、日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

##### ５

第一項の書面を顧客に交付する場合は、顧客に当該書面を十分に読むべき旨を告げて交付する方法その他の顧客が確実に当該書面の記載内容を了知する方法により交付しなければならない。

#### 第二百二十七条の四（保険仲立人の氏名等の明示に係る情報通信の技術を利用する方法）

法第二百九十四条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

###### 一

電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

###### 二

磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

##### ２

前項各号に掲げる方法は、顧客がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

##### ３

第一項各号に掲げる方法により書面に記載すべき事項を提供する場合は、顧客に当該事項を十分に読むべき旨が表示された画像を閲覧させることその他の顧客が確実に当該事項の内容を了知する方法により提供しなければならない。

##### ４

第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、保険仲立人の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

#### 第二百二十七条の五

令第四十四条の二第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

###### 一

前条第一項各号に規定する方法のうち保険仲立人が使用するもの

###### 二

ファイルへの記録の方式

#### 第二百二十七条の六（意向の把握等を要しない場合）

法第二百九十四条の二に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

###### 一

第二百二十七条の二第七項各号に掲げる場合

###### 二

他の法律の規定により顧客が保険契約の締結又は保険契約への加入を義務付けられている保険契約を取り扱う場合

###### 三

勤労者財産形成促進法第六条（勤労者財産形成貯蓄契約等）に規定する保険契約を取り扱う場合

#### 第二百二十七条の七（社内規則等）

保険募集人又は保険仲立人は、保険募集の業務（法第二百九十四条の三第一項に規定する保険募集の業務をいう。以下この章において同じ。）を営む場合においては、当該業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに顧客の意向の適切な把握並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

#### 第二百二十七条の八（特定の団体保険における保険契約者から加入者への情報提供等の確保）

保険募集人又は保険仲立人は、第二百二十七条の二第二項各号の規定による加入させるための行為が行われる団体保険に係る保険契約を取り扱う場合においては、当該団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して必要な情報が適切に提供されること及び当該保険契約者による当該保険契約に加入する者の意向の適切な確認を確保するための措置を講じなければならない。

#### 第二百二十七条の九（個人顧客情報の安全管理措置等）

保険募集人又は保険仲立人は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### 第二百二十七条の十（特別の非公開情報の取扱い）

保険募集人又は保険仲立人は、その業務上取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

#### 第二百二十七条の十一（委託業務の的確な遂行を確保するための措置）

保険募集人又は保険仲立人は、保険募集の業務を第三者に委託する場合には、当該委託した業務の実施状況を定期的に又は必要に応じて確認し、必要に応じて改善を求めるなど、当該業務が的確に実施されるために必要な措置を講じなければならない。

#### 第二百二十七条の十二（二以上の所属保険会社等を有する保険募集人に係る誤認防止）

二以上の所属保険会社等を有する保険募集人は、当該所属保険会社等が引き受ける保険に係る一の保険契約の契約内容につき当該保険に係る他の保険契約の契約内容と比較した事項を提供する場合（異なる所属保険会社等が引き受ける保険に係る保険契約の内容を比較する場合に限る。第二百二十七条の十四において同じ。）又は二以上の所属保険会社等が引き受ける保険に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中から提案契約の提案をする場合には、当該保険募集人が保険会社等又は外国保険会社等の委託を受けた者又はその者の再委託を受けた者でないと顧客が誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

#### 第二百二十七条の十三（自己の商標等の使用を他の保険募集人に許諾した保険募集人に係る誤認防止）

自己の商標、商号その他の表示を使用することを他の保険募集人に許諾した保険募集人は、当該他の保険募集人が当該許諾をした保険募集人と同一の業務（保険募集の業務に限る。）を行うものと顧客が誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

#### 第二百二十七条の十四（契約内容を比較した事項の提供の適切性等を確保するための措置）

二以上の所属保険会社等を有する保険募集人は、当該所属保険会社等が引き受ける保険に係る一の保険契約の契約内容につき当該保険に係る他の保険契約の契約内容と比較した事項を提供する場合には、保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、当該事項であってこれらの者を誤解させるおそれのあるものを告げ、又は表示することを防止するための措置を講じなければならない。

##### ２

二以上の所属保険会社等を有する保険募集人は、二以上の所属保険会社等が引き受ける保険に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中から提案契約の提案をする場合には、当該提案に係る必要な説明を行うことを確保するための措置を講じなければならない。

#### 第二百二十七条の十五（保険募集人指導事業の的確な遂行を確保するための措置）

保険募集人は、保険募集人指導事業（法第二百九十四条の三第一項に規定する保険募集人指導事業をいう。以下この項において同じ。）を行う場合には、その内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

###### 一

保険募集人指導事業の対象となる他の保険募集人（以下この条において「指導対象保険募集人」という。）に対する指導の実施方針の適正な策定及び当該実施方針に基づく適切な指導を行うための措置

###### 二

指導対象保険募集人における保険募集の業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、指導対象保険募集人が当該保険募集の業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等の措置

##### ２

指導対象保険募集人に対する指導の実施方針には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

###### 一

保険募集の業務の指導に関する事項

###### 二

指導対象保険募集人が行う保険募集の業務の方法及び条件に関する事項

#### 第二百二十八条（保険仲立人に係る自己契約の禁止）

法第二百九十五条第一項に規定する内閣府令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。

###### 一

損害保険会社及び外国損害保険会社等（法第二百十九条第五項の免許を受けた特定法人の引受社員を含む。）が保険者となる保険契約

###### 二

外国保険会社等（免許特定法人の引受社員を含む。）以外の外国保険業者が保険者となる保険契約で令第三十九条の二に規定する保険契約

#### 第二百二十九条（自己契約に係る保険料の合計額）

法第二百九十五条第二項に規定する保険募集を行った自己契約に係る保険料（以下この項において「保険募集を行った自己契約に係る保険料」という。）の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額は、損害保険代理店又は保険仲立人が直近の二事業年度において保険募集を行った自己契約に係る保険料（自己又は自己を雇用する者を保険契約者とする保険契約にあっては、次に掲げるすべての条件を満たす保険契約に係る保険料を除く。）の一事業年度当たりの平均額に相当する額とする。

###### 一

保険契約者に被保険利益（保険事故が発生しないことについて被保険者の有する経済的利益）がないこと。

###### 二

保険料は、被保険者が負担していること。

###### 三

自己又は自己を雇用する者を保険契約者とすることについて、やむを得ない事情があること。

##### ２

法第二百九十五条第二項に規定する保険募集を行った保険契約に係る保険料の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額は、損害保険代理店又は保険仲立人が直近の二事業年度において保険募集を行った保険契約に係る保険料（保険仲立人にあっては、前条各号に掲げる保険契約に係る保険料）の一事業年度当たりの平均額に相当する額とする。

##### ３

前二項に規定する保険料については、損害保険代理店又は保険仲立人が二以上の保険会社の保険契約の締結を代理又は媒介する場合には、当該二以上の保険会社のすべてに係る保険料を合計するものとする。

##### ４

第一項及び第二項に規定する保険料は、実際に収受した額により計算するものとし、分割払いの保険契約及び保険期間が一年を超える保険契約にあっては、一年間当たりの額に換算した額の保険料とする。

#### 第二百三十条

削除

#### 第二百三十一条（保険仲立人の開示事項）

法第二百九十七条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

当該保険仲立人と保険契約の締結の媒介に関して取引関係にある主な保険者の商号、名称又は氏名及び当該保険仲立人が受領した手数料、報酬その他の対価を合計した金額の総額に占める当該保険者から受領した手数料、報酬その他の対価を合計した金額の割合

###### 二

当該保険仲立人が供託している保証金の額、締結している保証委託契約の契約金額又は賠責保険契約の保険金の額

#### 第二百三十二条（結約書の記載事項）

法第二百九十八条の規定により読み替えて適用する商法第五百四十六条第一項（結約書作成及び交付義務）（法第二百九十三条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

保険仲立人の商号、名称又は氏名及び住所

###### 二

法第二百八十八条第一項第二号の登録番号

###### 三

被保険者及び保険金額を受け取るべき者の商号、名称又は氏名

###### 四

保険契約の種類及びその内容

###### 五

保険の目的及びその価額

###### 六

保険金額

###### 七

保険期間の始期及び終期

###### 八

保険料及びその支払方法

#### 第二百三十三条（将来における金額が不確実な事項）

法第三百条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、資産の運用実績その他の要因によりその金額が変動する保険金、返戻金その他の給付金又は保険料とする。

#### 第二百三十四条（保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為）

法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

###### 一

何らの名義によってするかを問わず、法第三百条第一項第五号に規定する行為の同項の規定による禁止を免れる行為

###### 二

法人である生命保険募集人、少額短期保険募集人又は保険仲立人が、その役員又は使用人その他当該生命保険募集人、少額短期保険募集人又は保険仲立人と密接な関係を有する者として金融庁長官が定める者に対して、金融庁長官が定める保険以外の保険について、生命保険会社、外国生命保険会社等、法第二百十九条第四項の免許を受けた免許特定法人の引受社員又は少額短期保険業者を保険者とする保険契約の申込みをさせる行為その他の保険契約者又は被保険者に対して、威迫し、又は業務上の地位等を不当に利用して保険契約の申込みをさせ、又は既に成立している保険契約を消滅させる行為

###### 三

保険会社等又は外国保険会社等との間で保険契約を締結することを条件として当該保険会社等又は外国保険会社等の特定関係者（法第百条の三（法第二百七十二条の十三第二項において準用する場合を含む。）に規定する特定関係者及び法第百九十四条に規定する特殊関係者をいう。）が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることを知りながら、当該保険契約者に対して当該保険契約の申込みをさせる行為

###### 四

保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、保険契約等に関する事項であってその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示する行為

###### 五

保険契約者に対して、保険契約に係る保険の種類又は保険会社等又は外国保険会社等の商号若しくは名称を他のものと誤解させるおそれのあることを告げる行為

###### 六

保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約の締結の代理又は媒介を行う際に、その顧客が行う当該保険契約の申込みが法第三百九条第一項に規定する保険契約の申込みの撤回等を行うことができない場合（同項第一号から第五号まで及び令第四十五条第七号に掲げる場合並びに当該保険契約の引受けを行う保険会社等又は外国保険会社等が当該申込みの撤回等に応じることとしている場合を除く。）に該当する場合において、当該顧客に対しその旨の説明を書面の交付により行わず、又は当該顧客から当該書面を受領した旨の確認を署名若しくは押印を得ることにより行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

###### 七

特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、当該銀行等が行う信用供与の条件として保険募集をする行為その他の当該銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用して保険募集をする行為

###### 八

特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、あらかじめ、顧客に対し、当該保険契約の締結の代理又は媒介に係る取引が当該銀行等の当該顧客に関する業務に影響を与えない旨の説明を書面の交付により行わずに保険募集をする行為

###### 九

特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、あらかじめ、顧客に対し、銀行等保険募集制限先等（銀行等生命保険募集制限先、銀行等損害保険募集制限先、銀行等少額短期保険募集制限先又は銀行等保険募集制限先をいう。第十四号において同じ。）に該当するかどうかを確認する業務に関する説明を書面の交付により行わずに第二百十二条第一項第六号、第二百十二条の二第一項第六号若しくは第八号又は第二百十二条の四第一項第五号若しくは第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う行為

###### 十

特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、顧客が当該銀行等に対し資金の貸付け（当該顧客又はその密接関係者（当該顧客が法人である場合の当該法人の代表者又は当該顧客が法人の代表者である場合の当該法人をいう。以下この号及び第十五号において同じ。）の事業に必要な資金の貸付けに限る。第十五号において同じ。）の申込みを行っていることを知りながら、当該顧客又はその密接関係者（当該銀行等が協同組織金融機関である場合にあっては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員である顧客又はその密接関係者を除く。）に対し、第二百十二条第一項第六号、第二百十二条の二第一項第六号若しくは第八号又は第二百十二条の四第一項第五号若しくは第六号に掲げる保険契約（金銭消費貸借契約、賃貸借契約その他の契約（事業に必要な資金に係るものを除く。）に係る債務の履行を担保するための保険契約及び既に締結されている保険契約（その締結の代理又は媒介を当該銀行等の役員又は使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。）の更新又は更改に係る保険契約を除く。）の締結の代理又は媒介を行う行為

###### 十一

生命保険募集人、少額短期保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、第二百十二条第一項第一号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う際に、保険契約者に対し、当該保険契約者が当該保険契約に係る保険金が充てられるべき債務の返済に困窮した場合の当該銀行等における相談窓口及びその他の相談窓口の説明を書面の交付により行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

###### 十二

銀行等の特定関係者に該当する保険会社等若しくは外国保険会社等又はこれらの者の役員若しくは使用人が、保険契約者又は被保険者に対し、当該銀行等の取引上の優越的地位を不当に利用して、保険契約の申込みをさせ、又は既に成立している保険契約を消滅させる行為

###### 十三

特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人が、自己との間で保険契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることその他の取引上の優越的地位を不当に利用していることを知りながら保険募集をする行為

###### 十四

特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人が、その保険契約者又は被保険者が当該銀行等に係る銀行等保険募集制限先等に該当することを知りながら、保険契約（第二百十二条第一項第一号から第五号まで及び第二百十二条の二第一項第一号から第五号の四まで並びに第二百十二条の四第一項第一号から第四号の二までに掲げる保険契約（当該保険契約に保険特約が付される場合にあっては、当該保険特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金額が当該保険契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものに限る。次号において同じ。）を除く。）の締結の代理又は媒介を行う行為

###### 十五

特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人が、顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みをしていることを知りながら、当該顧客又はその密接関係者（当該銀行等が協同組織金融機関である場合にあっては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員である者を除く。）に対し、保険契約（第二百十二条第一項第一号から第五号まで及び第二百十二条の二第一項第一号から第五号の四まで並びに第二百十二条の四第一項第一号から第四号の二までに掲げる保険契約を除く。）の締結の代理又は媒介を行う行為

###### 十六

削除

###### 十七

削除

###### 十八

保険会社（外国保険会社等を含み、特定保険募集人である保険会社を除く。以下この条において同じ。）、特定保険募集人又は保険仲立人である銀行代理業者等が、次に掲げる措置を怠ること。

###### 十九

保険会社、特定保険募集人又は保険仲立人である銀行代理業者等が、保険募集に係る法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分、当該銀行代理業者等の内部規則その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）の遵守を確保する業務に係る責任者を保険募集に係る業務を行う営業所又は事務所（他の法令等の遵守を確保する業務が複数の営業所又は事務所を一つの単位（保険募集に係る業務を行う営業所又は事務所を含むものに限る。）として行われている場合にあっては当該単位）ごとに、当該責任者を指揮し保険募集に係る法令等の遵守を確保する業務を統括管理する統括責任者を本店又は主たる事務所に、それぞれ配置するために必要かつ適切な措置を怠ること。

##### ２

前項第七号に規定する行為は、保険会社である銀行代理業者等の役員（代表権を有する役員及び監査役を除く。以下この項において同じ。）若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人について、同項第十一号に規定する行為は、生命保険会社（外国生命保険会社等を含み、生命保険募集人又は少額短期保険募集人である生命保険会社を除く。）である銀行代理業者等の役員若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は生命保険募集人、少額短期保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人について、それぞれ準用する。

##### ３

第一項第十三号に規定する行為は、保険会社、特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等の特定関係者（銀行法施行令第四条の二第一項第十一号から第十三号まで（第十一号にあっては、同号に規定する銀行代理業者を除き、これらの規定を長期信用銀行法施行令第六条第一項において準用する場合を含む。）、株式会社商工組合中央金庫法施行令第七条第一項第三号（同号に規定する代理組合等を除く。）及び第四号、信用金庫法施行令第十一条の二第一項第二号から第四号まで（第二号にあっては、同号に規定する信用金庫代理業者を除く。）、労働金庫法施行令第五条の二第一項第二号から第四号まで（第二号にあっては、同号に規定する労働金庫代理業者を除く。）、協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条の二第一項第二号から第四号まで（第二号にあっては、同号に規定する信用協同組合代理業者を除く。）、水産業協同組合法施行令第九条第一項第二号から第五号まで（第二号にあっては同号に規定する特定信用事業代理業者を、第五号にあっては同号に規定する漁業協同組合及び水産加工業協同組合を除く。）、農林中央金庫法施行令第八条第一項第二号から第五号まで（第二号にあっては同号に規定する農林中央金庫代理業者を、第五号にあっては同号に規定する農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合を除く。）並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十条第一項第二号から第五号まで（第二号にあっては同号に規定する特定信用事業代理業者を、第五号にあっては同号に規定する農業協同組合を除く。）に規定する者をいう。）又はその役員若しくは使用人について準用する。

##### ４

銀行等である特定保険募集人又は保険仲立人は、第一項第八号及び第九号の規定による書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。

###### 一

電子情報処理組織を使用する方法であって、銀行等である特定保険募集人又は保険仲立人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

###### 二

磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

##### ５

前項各号に掲げる方法は、顧客がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

##### ６

第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、銀行等である特定保険募集人又は保険仲立人の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

##### ７

銀行等である特定保険募集人又は保険仲立人は、第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

###### 一

第四項各号に規定する方法のうち銀行等である特定保険募集人又は保険仲立人が使用するもの

###### 二

ファイルへの記録の方式

##### ８

前項の規定による承諾を得た銀行等である特定保険募集人又は保険仲立人は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該顧客に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。

#### 第二百三十四条の二（特定保険契約）

法第三百条の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる保険契約とする。

###### 一

第七十四条各号及び第百五十三条各号に掲げる保険契約

###### 二

解約による返戻金の額が、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により保険料の合計額を下回ることとなるおそれがある保険契約（前号に掲げるものを除く。）

###### 三

保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約（前二号に掲げるもの及び法第三条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約であって、保険者がてん補すべき損害の額を当該外国通貨をもって表示するもの（第八条第三項及び第百二十条第三項に規定する積立勘定を設けるものを除き、事業者を保険契約者とするものに限る。）を除く。）

#### 第二百三十四条の三（契約の種類）

法第三百条の二において準用する金融商品取引法（第二百三十四条の五から第二百三十四条の二十八までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、特定保険契約等（特定保険契約又は顧客のために特定保険契約の締結の媒介を行うことを内容とする契約を総称する。以下同じ。）とする。

#### 第二百三十四条の四

削除

#### 第二百三十四条の五（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者（同項に規定する申出者をいう。）は、同条第二項の規定による承諾を行った保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。第二百三十四条の七の二において同じ。）に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

#### 第二百三十四条の六（情報通信の技術を利用した提供）

準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

###### 一

電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

###### 二

磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

##### ２

前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

###### 一

顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

###### 二

前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあっては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。

###### 三

前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあっては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。

###### 四

前項第一号ニに掲げる方法にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。

##### ３

第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は保険会社等、外国保険会社等、保険募集人若しくは保険仲立人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

#### 第二百三十四条の七（電磁的方法の種類及び内容）

令第四十四条の三第一項及び第四十四条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

###### 一

前条第一項各号又は第二百三十四条の七の三第一項各号に掲げる方法のうち保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が使用するもの

###### 二

ファイルへの記録の方式

#### 第二百三十四条の七の二（特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項）

準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による承諾をする日（第四号及び第五号において「承諾日」という。）

###### 二

対象契約が特定保険契約等である旨

###### 三

復帰申出者（準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨

###### 四

承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨

###### 五

復帰申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨

#### 第二百三十四条の七の三（情報通信の技術を利用した同意の取得）

準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

###### 一

電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

###### 二

磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

##### ２

前項各号に掲げる方法は、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

##### ３

第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

#### 第二百三十四条の八（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

###### 一

当該日

###### 二

次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第二百三十四条の十において同じ。）とする旨

##### ２

準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が前項の規定により定めた日であって承諾日（同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第二百三十四条の十において同じ。）から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

#### 第二百三十四条の九（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項）

準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第二百三十四条の十の二において同じ。）に関して申出者（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

##### ２

準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであっても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

###### 二

申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

###### 三

申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

#### 第二百三十四条の十（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間）とする。

###### 一

承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）

###### 二

承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合

##### ２

準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

#### 第二百三十四条の十の二（特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項）

準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

準用金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定による承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

###### 二

対象契約が特定保険契約等である旨

###### 三

承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

#### 第二百三十四条の十一（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等）

準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

###### 一

準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについてすべての匿名組合員の同意を得ていないこと。

###### 二

その締結した商法第五百三十五条（匿名組合契約）に規定する匿名組合契約に基づく出資の合計額が三億円未満であること。

##### ２

準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げる者とする。

###### 一

民法第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

###### 二

有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

#### 第二百三十四条の十二（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

###### 一

取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号、次条第二項、第二百三十四条の十四第二項第三号及び第二百三十四条の十四の二において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第二百三十四条の十四において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

###### 二

取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

###### 三

申出者が最初に当該保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人との間で特定保険契約等を締結した日から起算して一年を経過していること。

#### 第二百三十四条の十三（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

###### 一

当該日

###### 二

次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第二百三十四条の十四の二において同じ。）とする旨

##### ２

準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が前項の規定により定めた日であって承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

#### 第二百三十四条の十四（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項）

準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第二百三十四条の十四の三において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

##### ２

準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであっても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

###### 二

申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

###### 三

申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

#### 第二百三十四条の十四の二（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするために必要な期間）

準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間）とする。

###### 一

承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）

###### 二

承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合

##### ２

準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

#### 第二百三十四条の十四の三（特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項）

準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

準用金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定による承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

###### 二

対象契約が特定保険契約等である旨

###### 三

承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

#### 第二百三十四条の十五（広告類似行為）

準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

###### 一

法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

###### 二

個別の企業の分析及び評価に関する資料であって、特定保険契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

###### 三

次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

#### 第二百三十四条の十六（特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容についての広告等の表示方法）

保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人がその行う特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告又は前条に規定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

##### ２

保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人がその行う特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告等をするときは、令第四十四条の五第一項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

##### ３

保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人がその行う特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は第二百三十四条の十九第一項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第四十四条の五第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

#### 第二百三十四条の十七（顧客が支払うべき対価に関する事項）

令第四十四条の五第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定保険契約に関して顧客が支払うべき対価（以下この条から第二百三十四条の二十五までにおいて「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定保険契約に係る保険金等の額に対する割合又は当該特定保険契約の締結を行うことにより生じた利益に対する割合を含む。以下この項において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。

##### ２

特定保険契約に係る保険料として収受した金銭その他の資産の運用が投資信託受益権等（金融商品取引法第二条第一項第十号若しくは第十一号に掲げる有価証券に表示されるべき権利又は同条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利をいう。以下この条において同じ。）の取得により行われる場合には、前項の手数料等には、当該投資信託受益権等に係る信託報酬その他の手数料等を含むものとする。

##### ３

前項の投資信託受益権等に係る財産が他の投資信託受益権等に対して出資され、又は拠出される場合には、当該他の投資信託受益権等を同項の投資信託受益権等とみなして、前二項の規定を適用する。

##### ４

前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により第二項の投資信託受益権等とみなされた投資信託受益権等に係る財産が他の投資信託受益権等に対して出資され、又は拠出される場合について準用する。

#### 第二百三十四条の十八（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

令第四十四条の五第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定保険契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実とする。

#### 第二百三十四条の十九（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

令第四十四条の五第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

###### 一

一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法

###### 二

保険会社等、外国保険会社等、保険募集人若しくは保険仲立人又は当該保険会社等、外国保険会社等、保険募集人若しくは保険仲立人が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

###### 三

常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

##### ２

令第四十四条の五第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第二百三十四条の十五第三号ニに掲げる事項とする。

#### 第二百三十四条の二十（誇大広告をしてはならない事項）

準用金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

特定保険契約の解除に関する事項

###### 二

特定保険契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項

###### 三

特定保険契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項

###### 四

特定保険契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

#### 第二百三十四条の二十一（契約締結前交付書面の記載方法）

契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項を日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

##### ２

前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第二百三十四条の二十四第一項第九号に掲げる事項を枠の中に日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

##### ３

保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人は、契約締結前交付書面には、第二百三十四条の二十四第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとし、そのうち特に重要な商品の仕組み及び同項第五号に掲げる事項を日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて記載するものとする。

#### 第二百三十四条の二十一の二（情報の提供）

保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、法第三百条の二の規定により保険契約者等の参考となるべき情報の提供を行う場合には、保険契約者及び被保険者に対し、次に掲げる方法により行うものとする。

###### 一

特定保険契約の締結及び保険募集（特定保険契約に係るものに限る。）に関し、特定保険契約の締結又は特定保険契約に加入することの判断に参考となるべき事項に関する説明（契約締結前交付書面の交付により提供される情報を除く。）

###### 二

二以上の所属保険会社等を有する保険募集人にあっては、次のイからハまでに掲げる場合における当該イからハまでに定める事項の説明

###### 三

特定保険契約に係る保険事故が発生したときにおいて保険金を受け取るべき者の選択により、保険金の支払又は直接支払いサービスを受けることができる旨及び提携事業者が取り扱う商品等の内容又は水準について説明を行う場合にあっては、当該商品等の内容又は水準その他必要な事項を記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

###### 四

第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。第八号において同じ。）のうち特定保険契約を取り扱う場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

###### 五

保険金等の額を外国通貨をもって表示する特定保険契約（第八十三条第三号イからテまでに掲げる保険契約（特定保険契約に限る。）のうち、事業者を保険契約者とするものを除く。以下この号において同じ。）を取り扱う場合にあっては、保険金等の支払時における外国為替相場により本邦通貨に換算した保険金等の額が、当該特定保険契約の締結時における外国為替相場により本邦通貨に換算した保険金等の額を下回る場合があることを記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

###### 六

保険料の計算に際して予定解約率を用い、かつ特定保険契約の解約による返戻金を支払わないことを約した特定保険契約を取り扱う場合にあっては、特定保険契約の解約による返戻金がないことを記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

###### 七

既に締結されている保険契約（特定保険契約を含む。以下この号において「既契約」という。）を消滅させると同時に、既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被保険者のために積み立てられている額を、新たに締結する特定保険契約（以下この号において「新契約」という。）の責任準備金又は保険料に充当することによって成立する特定保険契約（既契約と新契約の被保険者が同一人を含む場合に限る。）を取り扱う場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付（イに掲げる事項の記載にあっては、既契約と新契約が対比できる方法に限る。）

###### 八

第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約のうち特定保険契約を取り扱う場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書面の交付（ロに掲げる事項にあっては、保険契約者の求めがあった場合に限り、当該求めに応じて直ちに行う交付）

###### 九

基礎率変更権に関する条項を普通保険約款に記載する第三分野保険の保険契約のうち特定保険契約を取り扱う場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書面の交付

###### 十

日本における元受保険契約である特定保険契約を取り扱う場合（少額短期保険業者である保険会社等、その役員（少額短期保険募集人である保険募集人を除く。）、少額短期保険募集人である保険募集人又は少額短期保険業者が保険者となる保険契約の締結の媒介を行う保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人が取り扱う場合を除く。）にあっては、保険契約者に対し、イ又はロに掲げる特定保険契約（日本における元受保険契約に限る。以下この号において同じ。）の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を記載した書面の交付その他の適切な方法による当該イ又はロに定める事項の説明

##### ２

保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、前項第三号、第八号及び第九号の規定による書面の交付に代えて、次項に定めるところにより、当該保険契約者又は当該被保険者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

##### ３

保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、前項の事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該保険契約者又は当該被保険者に対し、その用いる第十四条の十各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

##### ４

前項の規定による承諾を得た保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、当該保険契約者又は当該被保険者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該保険契約者又は当該被保険者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。

#### 第二百三十四条の二十二（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、既に成立している特定保険契約等の一部の変更をすることを内容とする特定保険契約等を締結しようとする場合又は特定保険契約の締結の代理若しくは媒介を行う場合においては、次に掲げるときとする。

###### 一

当該変更に伴い既に成立している特定保険契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

###### 二

当該変更に伴い既に成立している特定保険契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次項及び第二百三十四条の二十七第一項第三号において「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

##### ２

準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第四十四条の三の規定並びに第二百三十四条の六の規定は、前項第二号の規定による契約変更書面の交付について準用する。

#### 第二百三十四条の二十三（顧客が支払うべき対価に関する事項）

準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定保険契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定保険契約に係る保険金等の額に対する割合又は当該特定保険契約の締結を行うことにより生じた利益に対する割合を含む。以下この条において同じ。）及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。

##### ２

第二百三十四条の十七第二項から第四項までの規定は、前項の手数料等について準用する。

#### 第二百三十四条の二十四（契約締結前交付書面の記載事項）

準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨

###### 二

特定保険契約の申込みの撤回等（法第三百九条第一項に規定する申込みの撤回等をいう。）に関する事項

###### 三

保険契約者又は被保険者が行うべき告知に関する事項

###### 四

保険責任の開始時期に関する事項

###### 五

保険料の払込猶予期間に関する事項

###### 六

特定保険契約の失効及び失効後の復活に関する事項

###### 七

特定保険契約の解約及び解約による返戻金に関する事項

###### 八

保険契約者保護機構の行う資金援助等の保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する事項

###### 九

顧客が行う特定保険契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、次に掲げる事項

###### 九の二

当該特定保険契約が法第百条の五第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する運用実績連動型保険契約である場合にあっては、次に掲げる事項

###### 十

当該特定保険契約に関する租税の概要

###### 十一

顧客が当該特定保険契約等を締結する保険会社等、外国保険会社等又は保険仲立人に連絡する方法

###### 十二

当該特定保険契約等を締結する保険会社等、外国保険会社等又は保険仲立人が対象事業者となっている認定投資者保護団体（金融商品取引法第七十九条の十第一項（業務廃止の届出）に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定保険契約等が当該認定投資者保護団体の認定業務の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無（対象事業者となっている場合にあっては、その名称）

###### 十三

次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

###### 十四

その他顧客の注意を喚起すべき事項

###### 十五

第九号の二の特定保険契約が、当該特定保険契約の締結後に当該特定保険契約に基づき特定の銘柄の対象有価証券を投資の対象とする方針であるときにおける準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前各号に掲げる事項のほか、第五十四条の四第二項各号に掲げる事項とする。

##### ２

一の特定保険契約の締結について保険会社等、外国保険会社等、保険募集人及び保険仲立人が準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならない場合において、いずれか一の者が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結前交付書面を交付したときは、他の者は、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に前項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

#### 第二百三十四条の二十五（契約締結時交付書面の記載事項）

特定保険契約等が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項（特定保険契約の成立後遅滞なく顧客に保険証券等（保険証券及び法第二百九十八条の規定により読み替えて適用する商法第五百四十六条第一項（結約書作成及び交付義務）（法第二百九十三条において準用する場合を含む。）に規定する書面を総称する。以下この条において同じ。）を交付する場合にあっては、当該保険証券等に記載された事項を除く。）を記載しなければならない。

###### 一

当該特定保険契約等を締結する保険会社等、外国保険会社等又は保険仲立人の商号、名称又は氏名

###### 二

当該特定保険契約の年月日

###### 三

当該特定保険契約等に係る手数料等に関する事項

###### 四

顧客の氏名又は名称

###### 五

顧客が当該特定保険契約等を締結する保険会社等、外国保険会社等又は保険仲立人に連絡する方法

###### 六

特定保険契約にあっては、次に掲げる事項

###### 六の二

当該特定保険契約が法第百条の五第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する運用実績連動型保険契約である場合にあっては、運用報告書を交付する頻度

###### 七

顧客のために特定保険契約の締結の媒介を行うことを内容とする契約にあっては、当該契約の概要

##### ２

一の特定保険契約の締結について保険会社等又は外国保険会社等及び保険募集人又は保険仲立人が準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し契約締結時交付書面を交付しなければならない場合において、いずれか一の者が前項第一号から第六号までに掲げる事項を記載した契約締結時交付書面を交付したときは、他の者は、同項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同号に掲げる事項を記載することを要しない。

#### 第二百三十四条の二十六（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、既に成立している特定保険契約等の一部の変更をすることを内容とする特定保険契約等が成立した場合においては、次に掲げるときとする。

###### 一

当該変更に伴い既に成立している特定保険契約等に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

###### 二

当該変更に伴い既に成立している特定保険契約等に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

##### ２

準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第四十四条の三の規定並びに第二百三十四条の六の規定は、前項第二号の規定による書面の交付について準用する。

#### 第二百三十四条の二十六の二（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

###### 一

金融商品取引法第六十六条の二十七（登録）の登録の意義

###### 二

信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

###### 三

信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

###### 四

信用格付の前提、意義及び限界

##### ２

前項の規定にかかわらず、特定関係法人の付与した信用格付については、準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

###### 一

金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

###### 二

金融庁長官が金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき、その関係法人を当該特定関係法人として指定した信用格付業者の商号又は名称及び登録番号

###### 三

当該特定関係法人が信用格付業を示すものとして使用する呼称

###### 四

信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二号に規定する信用格付業者から入手する方法

###### 五

信用格付の前提、意義及び限界

#### 第二百三十四条の二十七（特定保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為）

準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

###### 一

第二百三十四条第一項各号に掲げる行為

###### 二

生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。）又は第百五十三条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う際に、保険契約者に対し、当該保険契約者が信用供与を受けて当該保険契約に基づく保険料の支払に充てる場合は、当該保険契約に基づく将来における保険金の額及び保険契約の解約による返戻金の額が資産の運用実績に基づいて変動することにより、その額が信用供与を受けた額及び当該信用供与の額に係る利子の合計額を下回り、信用供与を受けた額の返済に困窮するおそれがある旨の説明を書面の交付により行わず、又は当該保険契約者から当該書面を受領した旨の確認を署名若しくは押印を得ることにより行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

###### 三

契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（契約変更書面を交付する場合にあっては、当該契約変更書面に記載されている事項であって同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定保険契約等を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介をする行為

###### 四

特定保険契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

##### ２

前項第二号に規定する行為は、生命保険会社（外国生命保険会社等を含み、生命保険募集人である生命保険会社を除く。）である銀行代理業者等の役員若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人について準用する。

##### ３

第二百三十四条第二項から第八項までの規定は、第一項第一号の規定の適用について準用する。

#### 第二百三十四条の二十八（行為規制の適用除外の例外）

準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、準用金融商品取引法第三十七条の四の規定の適用について、顧客の締結した特定保険契約等に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合とする。

#### 第二百三十五条（特殊関係者等との間の行為等）

法第三百一条第二号に規定する内閣府令で定める行為又は取引は、何らの名義によってするかを問わず、同条第一号に規定する行為の同条の規定による禁止を免れる行為又は取引とする。

#### 第二百三十五条の二

法第三百一条の二第二号に規定する内閣府令で定める行為又は取引は、何らの名義によってするかを問わず、同条第一号に規定する行為の同条の規定による禁止を免れる行為又は取引とする。

## 第五章　監督

#### 第二百三十六条（役員又は使用人の届出）

損害保険代理店、少額短期保険募集人又は保険仲立人は、法第三百二条の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二十五号により作成した届出書を金融庁長官（令第四十九条第一項から第三項までの規定により財務局長等に金融庁長官の権限を行わせる場合においては、当該財務局長等）に提出しなければならない。

#### 第二百三十六条の二（規模が大きい特定保険募集人）

法第三百三条に規定する内閣府令で定めるものは、毎事業年度末において次の各号のいずれかに該当するものとする。

###### 一

所属保険会社等のうち生命保険会社及び外国生命保険会社等（以下この号において「所属生命保険会社等」という。）の数が十五以上であるもの又は当該事業年度において二以上の所属生命保険会社等から受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるもの。

###### 二

所属保険会社等のうち損害保険会社及び外国損害保険会社等（以下この号において「所属損害保険会社等」という。）の数が十五以上であるもの又は当該事業年度において二以上の所属損害保険会社等から受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるもの。

###### 三

所属保険会社等のうち少額短期保険業者（以下この号において「所属少額短期保険業者」という。）の数が十五以上であるもの又は当該事業年度において二以上の所属少額短期保険業者から受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるもの。

#### 第二百三十七条（特定保険募集人又は保険仲立人の業務に関する帳簿書類の保存）

特定保険募集人（法第三百三条に規定する特定保険募集人をいう。次条第一項及び第二百三十八条第一項において同じ。）は、保険契約の締結の日から五年間、当該保険契約に係る法第三百三条に規定する帳簿書類を保存しなければならない。

##### ２

保険仲立人は、保険契約が消滅した日から五年間、当該保険契約に係る法第三百三条に規定する帳簿書類を次に掲げる書面とともに保存しなければならない。

###### 一

法第二百九十四条第四項の規定により保険契約者に交付した書面の写し

###### 二

次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める書面

###### 三

顧客との保険契約の締結の媒介に係る委託契約書又は顧客から保険契約の締結の媒介の委託を受けたことを証する書面

#### 第二百三十七条の二（特定保険募集人又は保険仲立人が備え置かなければならない帳簿書類）

法第三百三条に規定する内閣府令で定める事項は、特定保険募集人にあっては、所属保険会社等ごとに、次に掲げる事項とする。

###### 一

保険契約の締結の年月日

###### 二

保険契約の引受けを行う保険会社等又は外国保険会社等の商号又は名称

###### 三

保険契約に係る保険料

###### 四

保険募集に関して当該特定保険募集人が受けた手数料、報酬その他の対価の額

##### ２

法第三百三条に規定する内閣府令で定める事項は、保険仲立人にあっては次に掲げる事項とする。

###### 一

保険契約の締結の年月日

###### 二

保険契約の当事者の氏名、商号又は名称

###### 三

第二百三十二条各号に掲げる事項

###### 四

保険契約の締結の媒介に関して当該保険仲立人が受けた手数料、報酬その他の対価の額

###### 五

保険契約が自己契約（法第二百九十五条第一項に規定する自己契約をいう。）であるときは、その旨

###### 六

保険契約者に対して行った保険契約の締結の媒介の内容

#### 第二百三十八条（特定保険募集人又は保険仲立人の事業報告書の様式等）

法第三百四条に規定する事業報告書は、特定保険募集人が法人である場合においては別紙様式第二十五号の二により、個人である場合においては別紙様式第二十五号の三により、保険仲立人が法人である場合においては別紙様式第二十六号により、個人である場合においては別紙様式第二十七号により、それぞれ作成しなければならない。

##### ２

前項の事業報告書を提出しようとするときは、当該事業報告書に、その写し二通を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

#### 第二百三十九条（登録の取消しの公告）

法第三百七条第二項に規定する公告は、官報によるものとする。

## 第一章　通則

#### 第二百三十九条の二（心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者）

法第三百八条の二第一項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

#### 第二百三十九条の二の二（割合の算定）

法第三百八条の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第三百八条の七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第三百八条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた法第二条第四十二項に規定する保険業関係業者（当該申請により法第三百八条の二第一項の規定による指定を受けようとする紛争解決等業務の種別に係るものに限る。以下単に「保険業関係業者」という。）の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第二百三十九条の四において同じ。）に金融庁長官により公表されている保険業関係業者（次条及び第二百三十九条の五第二項において「全ての保険業関係業者」という。）の数で除して行うものとする。

#### 第二百三十九条の三（保険業関係業者に対する意見聴取等）

法第三百八条の二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、保険業関係業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

###### 一

説明会を開催する日時及び場所は、全ての保険業関係業者の参集の便を考慮して定めること。

###### 二

当該申請をしようとする者は、全ての保険業関係業者に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第二百三十九条の五第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

###### 三

前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。

##### ２

法第三百八条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

###### 一

全ての説明会の開催年月日時及び場所

###### 二

全ての保険業関係業者の説明会への出席の有無

###### 三

全ての保険業関係業者の意見書の提出の有無

###### 四

提出を受けた意見書における異議の記載の有無

###### 五

提出を受けた意見書に法第三百八条の二第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

##### ３

前項の書類には、保険業関係業者から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

#### 第二百三十九条の四（指定申請書の提出）

法第三百八条の三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

#### 第二百三十九条の五（指定申請書の添付書類）

法第三百八条の三第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

###### 一

法第三百八条の二第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第二百三十九条の十一第三項第三号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

###### 二

法第三百八条の二第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

##### ２

法第三百八条の三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

###### 一

第二百三十九条の三第一項第二号の規定により全ての保険業関係業者に対して交付し、又は送付した業務規程等

###### 二

全ての保険業関係業者に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

###### 三

保険業関係業者に対して業務規程等を送付した場合には、当該保険業関係業者に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

##### ３

法第三百八条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

###### 一

申請者の総株主等の議決権（申請者の総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。次号において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

###### 二

申請者の親法人（申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面

###### 三

役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第二百三十九条の八及び第二百三十九条の九において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

###### 四

役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第三百八条の三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

###### 五

役員が法第三百八条の二第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

###### 六

役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）

###### 七

紛争解決委員（法第三百八条の四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第二百三十九条の十二第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第二百三十九条の十四において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

###### 八

役員等が、暴力団員等（法第三百八条の九に規定する暴力団員等をいう。第二百三十九条の十四第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面

###### 九

その他参考となるべき事項を記載した書類

## 第二章　業務

#### 第二百三十九条の六（業務規程で定めるべき事項）

法第三百八条の七第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

###### 一

紛争解決等業務を行う時間及び休日に関する事項

###### 二

営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項

###### 三

紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項

###### 四

苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託する場合には、その委託に関する事項

###### 五

その他紛争解決等業務に関し必要な事項

#### 第二百三十九条の七（手続実施基本契約の内容）

法第三百八条の七第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関は、当事者である加入保険業関係業者（法第三百八条の五第二項に規定する加入保険業関係業者をいう。以下同じ。）の顧客（法第三百八条の五第二項に規定する顧客をいう。第二百三十九条の十第一項、第二百三十九条の十一第三項第三号及び第二百三十九条の十二第一項において同じ。）の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入保険業関係業者に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

#### 第二百三十九条の八（実質的支配者等）

法第三百八条の七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次に掲げる者であって、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができないことが明らかでないと認められる者とする。

###### 一

特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合（当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該特定の者

###### 二

指定紛争解決機関の役員又は役員であった者

###### 三

指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族

###### 四

前二号に掲げる者を代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。次条第四号において同じ。）とする者

###### 五

指定紛争解決機関の役員の三分の一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人であった者

###### 六

指定紛争解決機関との間で指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者

###### 七

指定紛争解決機関の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ。）の総額の三分の一以上について特定の者が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ。）を行っている場合（当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

###### 八

前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者

###### 九

特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する前各号に掲げる者の指定紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

###### 十

第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第一号又は第五号から第八号までに規定する指定紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

#### 第二百三十九条の九（子会社等）

法第三百八条の七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者であって、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでないと認められる者とする。

###### 一

指定紛争解決機関が自己の計算において所有している議決権と指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人又は法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この号及び第五号において「法人等」という。）の議決権の三分の一以上を占めている場合（指定紛争解決機関が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等

###### 二

指定紛争解決機関の役員若しくは指定紛争解決機関の使用人又はこれらであった者

###### 三

指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族

###### 四

前二号に掲げる者を代表者とする者

###### 五

第二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上を占めている場合における当該他の法人等

###### 六

指定紛争解決機関が特定の者との間に当該特定の者の事業の方針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特定の者

###### 七

特定の者の資金調達額の総額の三分の一以上について指定紛争解決機関が融資を行っている場合（指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

###### 八

前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関が特定の者の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する場合における当該特定の者

###### 九

前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する指定紛争解決機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

#### 第二百三十九条の十（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

法第三百八条の十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

###### 一

加入保険業関係業者の顧客が保険業務等関連苦情（法第二条第三十八項に規定する保険業務等関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容

###### 二

前号の申立てをした加入保険業関係業者の顧客及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入保険業関係業者の商号、名称又は氏名

###### 三

苦情処理手続の実施の経緯

###### 四

苦情処理手続の結果（苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

##### ２

指定紛争解決機関は、前項に規定する事項を記載した記録を、その実施した苦情処理手続が終了した日から少なくとも五年間保存しなければならない。

#### 第二百三十九条の十一（紛争解決委員の利害関係等）

法第三百八条の十三第三項に規定する同条第一項の申立てに係る法第三百八条の七第一項第五号に規定する当事者（以下この項において単に「当事者」という。）と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

###### 一

当事者の配偶者又は配偶者であった者

###### 二

当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであった者

###### 三

当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

###### 四

当該申立てに係る保険業務等関連紛争（法第二条第三十九項に規定する保険業務等関連紛争をいう。次条において同じ。）について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであった者

###### 五

当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなった日から三年を経過しない者

##### ２

法第三百八条の十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イ（適格消費者団体の認定）に規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

###### 一

独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

###### 二

一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格

###### 三

一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

##### ３

法第三百八条の十三第三項第五号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

###### 一

次に掲げる職の一又は二以上にあってその年数が通算して五年以上である者

###### 二

次に掲げる職の一又は二以上にあってその年数が通算して五年以上である者

###### 三

保険業務等関連苦情を処理する業務又は保険業務等関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、顧客の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

###### 四

金融庁長官が前三号に掲げる者のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

#### 第二百三十九条の十二（保険業務等関連紛争の当事者である加入保険業関係業者の顧客に対する説明）

指定紛争解決機関は、法第三百八条の十三第八項に規定する説明をするに当たり保険業務等関連紛争の当事者である加入保険業関係業者の顧客から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

##### ２

法第三百八条の十三第八項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は法第三百八条の十三第九項に規定する手続実施記録（次条第一項において「手続実施記録」という。）に記載されている保険業務等関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

###### 二

保険業務等関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

###### 三

紛争解決委員が紛争解決手続によっては保険業務等関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該保険業務等関連紛争の当事者に通知すること。

###### 四

保険業務等関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

#### 第二百三十九条の十三（手続実施記録の保存及び作成）

指定紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

##### ２

法第三百八条の十三第九項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

###### 一

紛争解決手続の申立ての内容

###### 二

紛争解決手続において特別調停案（法第三百八条の七第六項に規定する特別調停案をいう。以下この号において同じ。）が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日

###### 三

紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

## 第三章　監督

#### 第二百三十九条の十四（届出事項）

指定紛争解決機関は、法第三百八条の十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

法第三百八条の十九第一号に掲げる場合

###### 二

次項第六号に掲げる場合

###### 三

次項第七号に掲げる場合

###### 四

次項第八号又は第九号に掲げる場合

##### ２

法第三百八条の十九第二号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

###### 一

定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。

###### 二

親法人（指定紛争解決機関の総株主等の議決権（指定紛争解決機関の総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。第五号において同じ。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）又は子法人（指定紛争解決機関が総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更したとき。

###### 三

親法人が親法人でなくなったとき。

###### 四

子法人が子法人でなくなったとき、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき。

###### 五

指定紛争解決機関の総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなったとき。

###### 六

法第三百八条の三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定紛争解決機関の役員等となった者がいるとき。

###### 七

保険業関係業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあった場合であって、当該申込みを拒否したとき。

###### 八

指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあっては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知ったとき。

###### 九

加入保険業関係業者又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行った事実を知ったとき。

##### ３

前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知った日から一月以内に行わなければならない。

#### 第二百三十九条の十五（紛争解決等業務に関する報告書の提出）

法第三百八条の二十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第二十八号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

##### ２

前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。

##### ３

指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

##### ４

指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

##### ５

金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この省令は、法の施行の日（平成八年四月一日）から施行する。

#### 第二条（保険募集の取締に関する法律施行規則等の廃止）

次に掲げる省令は、廃止する。

###### 一

保険募集の取締に関する法律施行規則（昭和二十三年大蔵省令第九十七号）

###### 二

外国保険事業者に関する法律施行規則（昭和二十六年大蔵省令第八十一号）

#### 第三条（事業方法書等の記載事項に関する経過措置）

法附則第三条第二項に規定する旧法の免許を受けた保険会社（以下「旧法の免許を受けた保険会社」という。）及び法附則第七十二条第二項に規定する旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等（以下「旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等」という。）は、法の施行の際現に他の旧法の免許を受けた保険会社又は旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等に委託をしている業務又は事務であって法附則第四十七条第一項若しくは第三項又は法附則第八十二条第二項の規定により法第九十八条第二項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）の認可を受けたものとみなされる業務に係るものの内容を法の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六月以内に当該委託に係る契約書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して大蔵大臣に届け出なければならない。

##### ２

前項の届出をした旧法の免許を受けた保険会社又は旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等は、法第四条第二項第二号又は法第百八十七条第三項第二号に掲げる書類に定めた事項を、当該届出をした事項を付加した内容に変更したものとして法第百二十三条第一項（法第二百七条において準用する場合を含む。）の認可を受けたものとみなす。

#### 第四条（別紙様式に関する経過措置）

第十五条から第十七条まで、第二十条、第二十二条、第三十一条及び第三十二条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係るこれらの規定に規定する書面について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る改正前の保険業法施行規則（以下「旧規則」という。）第二十三条ノ二から第二十三条ノ四までに規定する書面については、なお従前の例による。

#### 第五条（損失てん補準備金に係る決算上の処理に関する経過措置）

法附則第三十八条第二項の規定により法第五十四条の損失てん補準備金として積み立てられたものとみなされる改正前の保険業法（以下「旧法」という。）第六十三条第一項の準備金の額が基金（法第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額（定款でこれを上回る額を定めたときは、その額）を超える額は、法第五十四条の規定にかかわらず、施行日から起算して五年を経過する日（当該五年を経過する日までに旧法の免許を受けた保険会社が法第九十三条第一項の金融庁長官の認可を受けたときは、当該認可に係る組織変更の日）までの間は、法第五十四条の損失てん補準備金とみなす。

#### 第六条（基金償却積立金に関する経過措置）

改正後の保険業法施行規則（以下「新規則」という。）第二十七条第五号の額は、施行日から起算して五年を経過する日（当該五年を経過する日までに旧法の免許を受けた保険会社が法第九十三条第一項の金融庁長官の認可を受けたときは、当該認可に係る組織変更の日）までの間は、法附則第五条第二項の規定により積み立てる金額を含むものとする。

#### 第七条（社員配当準備金に関する経過措置）

旧法の規定による相互会社に係る法の施行の際現に存する旧規則第三十二条第二項の準備金は、新規則第二十八条第一項第一号の社員配当準備金として積み立てられたものとみなす。

##### ２

施行日以後に開始する最初の事業年度の決算期において、前項の規定により新規則第二十八条第一項第一号の社員配当準備金として積み立てられたものとみなされる旧規則第三十二条第二項の準備金の額（取り崩した金額を除く。）が、社員に対する剰余金の分配として割り当てた金額その他これに準ずるものとして計算された金額を超える場合においては、当該超える部分の金額は、当該決算期に作成すべき貸借対照表の資本の部に、新規則第二十八条第一項第二号の社員配当平衡積立金として記載しなければならない。

#### 第八条（共同行為に係る届出）

法附則第三条の規定により法第三条第五項の損害保険業免許を受けたものとみなされる旧法の免許を受けた保険会社及び法附則第七十二条の規定により法第百八十五条第五項の外国損害保険業免許を受けたものとみなされる旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等は、法附則第四十九条第一項の規定による届出をしようとするときは、新規則第五十五条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書に同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を添付して大蔵大臣に提出しなければならない。

##### ２

前項の届出書及びその添付書類は、正本一通及びその写し一通を大蔵大臣に提出しなければならない。

#### 第九条（契約者配当準備金に関する経過措置）

旧法の規定による保険業を営む株式会社に係る法の施行の際現に存する旧規則第三十二条第二項の準備金は、新規則第六十四条第一項の契約者配当準備金として積み立てられたものとみなす。

##### ２

施行日以後に開始する最初の事業年度の決算期において、前項の規定により新規則第六十四条第一項の契約者配当準備金として積み立てられたものとみなされる旧規則第三十二条第二項の準備金の額（取り崩した金額を除く。）が、保険契約者に対し法第百十四条第一項の契約者配当として割り当てた金額その他これに準ずるものとして計算された金額を超える場合においては、当該超える部分の金額は、当該決算期に作成すべき貸借対照表の資本の部に、その目的のための任意積立金として記載しなければならない。

#### 第十条（価格変動準備金に係る決算上の処理に関する経過措置）

施行日以後に開始する最初の事業年度の決算期において、法附則第五十六条第二項の規定により法第百十五条第一項の価格変動準備金として積み立てられたものとみなされる旧法第八十六条の準備金の額（取り崩した金額を除く。）が、新規則第六十六条に定める限度額を超える場合においては、当該超える部分の金額は、当該決算期に作成すべき貸借対照表の資本の部に、その目的のための任意積立金として記載しなければならない。

#### 第十一条（危険準備金に関する経過措置）

法附則第五十七条第二項の規定により法第百十六条第一項の責任準備金として積み立てられたものとみなされる旧法第八十八条第一項の責任準備金のうち、旧規則第三十条の規定により区別された危険準備金は、新規則第六十九条第六項第一号の危険準備金として積み立てられたものとみなす。

##### ２

法附則第三条の規定により法第三条第四項の生命保険業免許を受けたものとみなされる旧法の免許を受けた保険会社は、施行日以後に開始する最初の事業年度の決算期において、前項の規定により新規則第六十九条第六項第一号の危険準備金として積み立てられたものとみなされる旧規則第三十条の規定により区別された危険準備金の額（取り崩した金額を除く。）が、新規則第八十七条第一号の保険リスクに備えるものとして計算された金額を超える場合においては、当該超える部分の金額は、当該決算期に作成すべき貸借対照表の資本の部に、その目的のための任意積立金として記載しなければならない。

#### 第十二条（保険計理人の要件に関する経過措置）

法第百二十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は、同条に規定する保険会社が損害保険会社である場合には、平成十八年三月三十一日までに限り、保険数理に関して必要な知識を有する者として新規則第七十八条第一号及び第二号に定める者又は保険数理に関する業務に五年以上従事した者その他これに準ずる者として次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

###### 一

旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学において数学を専攻する学科（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第四条に規定する学科をいう。）その他これに準ずるものを卒業した者であり、かつ、保険数理に関する業務に三年以上従事した者

###### 二

社団法人日本アクチュアリー会の準会員（資格試験のうち三科目以上に合格した者に限る。）であり、かつ、保険数理に関する業務に三年以上従事した者

#### 第十三条（外国保険会社等の供託に関する経過措置）

法附則第七十五条第二項に規定する内閣府令で定める額は、千万円（法附則第七十五条第一項に規定する供託物が有価証券であり、当該有価証券の額面金額が外国通貨で表示されている場合においては、当該額面金額を施行日における新規則第百三十二条第四項の基準外国為替相場又は裁定外国為替相場により本邦通貨に換算した金額）とする。

#### 第十四条（外国保険会社等の資産の国内保有義務に関する経過措置）

法附則第七十九条の規定により読み替えられた法第百九十七条に規定する内閣府令で定める割合は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

###### 一

平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで

###### 二

平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで

###### 三

平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで

###### 四

平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで

###### 五

平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで

#### 第十五条（契約者配当準備金に関する経過措置）

旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等に係る法の施行の際現に存する附則第二条の規定による廃止前の外国保険事業者に関する法律施行規則（以下「旧外国保険事業者法規則」という。）第十条において準用する旧規則第三十二条第二項の準備金は、新規則第百四十六条第一項の契約者配当準備金として積み立てられたものとみなす。

##### ２

施行日以後に開始する最初の日本における事業年度の決算期において、前項の規定により新規則第百四十六条第一項の契約者配当準備金として積み立てられたものとみなされる旧外国保険事業者法規則第十条において準用する旧規則第三十二条第二項の準備金の額（取り崩した金額を除く。）が、日本における保険契約者に対し法第百九十九条において準用する法第百十四条第一項の契約者配当として割り当てた金額その他これに準ずるものとして計算された金額を超える場合においては、当該超える部分の金額は、当該決算期に作成すべき日本における保険業の貸借対照表の資本の部に、その目的のための任意積立金として記載しなければならない。

#### 第十六条（危険準備金に関する経過措置）

法附則第八十八条第二項の規定により法第百九十九条において準用する法第百十六条第一項の責任準備金として積み立てられたものとみなされる法附則第二条の規定による廃止前の外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第百八十四号。以下「旧外国保険事業者法」という。）第十三条の責任準備金のうち、旧外国保険事業者法規則第十条において準用する旧規則第三十条の規定により区別された危険準備金は、新規則第百五十条第六項第一号の危険準備金として積み立てられたものとみなす。

##### ２

法附則第七十二条の規定により法第百八十五条第四項の外国生命保険業免許を受けたものとみなされる旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等は、施行日以後に開始する最初の日本における事業年度の決算期において、前項の規定により新規則第百五十条第六項第一号の危険準備金として積み立てられたものとみなされる旧外国保険事業者法規則第十条において準用する旧規則第三十条の規定により区別された危険準備金の額（取り崩した金額を除く。）が、新規則第百六十二条第一号の保険リスクに備えるものとして計算された金額を超える場合においては、当該超える部分の金額は、当該決算期に作成すべき日本における保険業の貸借対照表の資本の部に、その目的のための任意積立金として記載しなければならない。

#### 第十七条（日本における保険計理人の要件に関する経過措置）

法第百九十九条において準用する法第百二十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は、同条に規定する外国保険会社等が外国損害保険会社等である場合には、平成十八年三月三十一日までに限り、保険数理に関して必要な知識を有する者として新規則第七十八条第一号及び第二号に定める者又は保険数理に関する業務に五年以上従事した者その他これに準ずる者として次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

###### 一

旧大学令又は学校教育法の規定による大学において数学を専攻する学科（大学設置基準第四条に規定する学科をいう。）その他これに準ずるものを卒業した者であり、かつ、保険数理に関する業務に三年以上従事した者

###### 二

社団法人日本アクチュアリー会の準会員（資格試験のうち三科目以上に合格した者に限る。）であり、かつ、保険数理に関する業務に三年以上従事した者

#### 第十八条（免許を有しない外国保険業者の届出事項等）

法施行の際現に法第二百十八条第一項第一号の施設に該当する施設を設置している旧外国保険事業者法第二条第一項に規定する外国保険事業者で、旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等でないものは、法附則第百一条の規定による届出をしようとするときは、新規則第百七十八条第一項第一号イからハまで並びに第二号イ、ロ及びニに掲げる事項を記載した届出書に同条第二項各号に掲げる書類（当該外国保険事業者が個人の場合にあっては、第一号に掲げる書類）を添付して大蔵大臣に提出しなければならない。

#### 第十九条（損害保険代理店の自己契約に関する経過措置）

新規則第二百二十九条の規定は、法附則第百八条の規定により法第二百七十六条の登録を受けたものとみなされる損害保険代理店（以下この条において「旧法の登録を受けた損害保険代理店」という。）については、施行日の前日の属する当該旧法の登録を受けた損害保険代理店の事業年度の翌事業年度開始の日から起算して二事業年度を経過した日から適用し、それまでの間は、旧法の登録を受けた損害保険代理店における法第二百九十五条第二項に規定する保険募集を行った自己契約に係る保険料の合計額の計算及び同項に規定する保険募集を行った保険契約に係る保険料の合計額の計算については、なお従前の例による。

# 附　則（平成八年一二月二六日大蔵省令第六九号）

この省令は、平成九年一月一日から施行する。

# 附　則（平成九年三月二八日大蔵省令第二〇号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成九年七月三日大蔵省令第五七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成九年八月一日大蔵省令第六四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成九年九月三〇日大蔵省令第七七号）

この省令は、平成九年十月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前に締結された合併契約に係る認可申請書に添付する書類については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一〇年三月一〇日大蔵省令第二四号）

この省令は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十年三月十一日）から施行する。

# 附　則（平成一〇年三月一九日大蔵省令第二八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律の施行の日（平成十年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成一〇年六月八日大蔵省令第九三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十年六月十日から施行する。

#### 第二条（自動車保険に係る審査基準の経過措置）

法第三条第一項若しくは法第百八十五条第一項若しくは法第二百十九条第一項の免許の申請又は法第百二十三条第一項（法第二百七条において準用する場合を含む。）若しくは法第二百二十五条第一項の認可の申請において、法第四条第二項第四号、法第百八十七条第三項第四号又は法第二百二十条第三項第四号に規定する書類に記載された危険要因が、この省令の施行の際現に他の損害保険会社又は他の外国損害保険会社等が使用している保険料率に係る危険要因と同じものであり、かつ、保険料率の格差が別表の下欄に掲げる要件を満たす場合には、第十二条第四号に掲げる基準に適合するものとみなす。

# 附　則（平成一〇年六月一八日総理府・大蔵省令第三号）

この命令は、金融監督庁設置法の施行の日（平成十年六月二十二日）から施行する。

# 附　則（平成一〇年八月三一日総理府・大蔵省令第一三号）

この命令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行の日（平成十年九月一日）から施行する。

# 附　則（平成一〇年一一月四日総理府・大蔵省令第二三号）

この命令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第百七号）の施行の日（平成十年十二月一日）から施行する。

# 附　則（平成一〇年一一月二四日総理府・大蔵省令第四五号）

#### 第一条（施行期日）

この命令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十年十二月一日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この命令による改正後の保険業法施行規則（以下「新規則」という。）第四十八条の三第一項第一号ホ及び第百四十条の三第一項第一号ホの規定については、当分の間、適用しない。

#### 第三条

新規則第五十二条の三第一項第五号に規定する取引は、商品取引所法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十二号）の施行の日までの間は、同法第二条第八項に規定する商品市場における取引及び同法第百四十五条の五に規定する店頭商品先物取引を除く取引とする。

#### 第四条

この命令の施行の際現に保険会社が新規則第五十六条の二第一項各号に掲げる業務（以下「従属業務」という。）を主たる業務として営む外国の会社（外国の法令に準拠して設立された会社をいう。以下同じ。）であって同条第二項第一号から第四号まで、第八号若しくは第十三号に掲げる業務又は第二十七号に掲げる業務と同種類の業務（以下「特定業務」という。）を営むものを子会社としている場合には、当該外国の会社がこの命令の施行の際現に営んでいる従属業務について法第百六条第七項に規定する内閣総理大臣が定める基準に適合する場合に限り、当該外国の会社を、当分の間、法第百六条第一項第九号に規定する従属業務を専ら営む会社とみなす。

##### ２

前項の規定により従属業務を専ら営む会社とみなされる外国の会社を子会社としている保険会社は、この命令の施行の日から起算して三月を経過する日までにその旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

#### 第五条

法第百十一条第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する説明書類の記載事項のうち、新規則第五十九条の二第一項第三号ロの（１０）に掲げる事項については、平成十年三月三十一日以後終了する事業年度に係るものについて記載することを要し、同日前に終了する事業年度に係るものについては記載することを要しない。

#### 第六条

法第百十一条第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）及び第二項に規定する説明書類の記載事項のうち、次に掲げるものについては、平成十一年三月三十一日以後終了する事業年度に係るものについて記載することを要し、同日前に終了する事業年度に係るものについては記載することを要しない。

###### 一

外国損害保険会社等にあっては、前条の規定にかかわらず、新規則第百四十三条の二第一項第四号において準じて記載する新規則第五十九条の二第一項第三号ロの（１０）及び同項第五号ハに掲げる事項

###### 二

新規則第五十九条の三第一項第三号ロに掲げる事項

#### 第七条

法第百十一条第二項に規定する説明書類の記載事項のうち、平成十一年三月三十一日前に終了する事業年度に係るものについては、新規則第五十九条の三第一項第二号及び第三号中「子会社等」とあるのは「子会社及び関連会社（保険会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該保険会社の一若しくは二以上の子会社が、他の会社の議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を実質的に所有し、かつ、当該保険会社が人事、資金、技術、取引等の関係を通じて当該他の会社の財務及び営業の方針に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社をいう。）」と、新規則第五十九条の三第一項第三号中「子法人等（令第二条の二第二項に規定する子法人等をいう。）」とあるのは「子会社」とそれぞれ読み替えるものとする。

# 附　則（平成一〇年一二月一五日総理府・大蔵省令第五七号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一一年一月一三日総理府・大蔵省令第一号）

#### 第一条（施行期日）

この命令は、平成十一年三月三十一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

保険会社が、その保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（この命令による改正後の保険業法施行規則（以下「新規則」という。）第八十八条第二項に規定する保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率をいう。）を当該保険会社が該当する新規則第八十八条第一項の表の区分に係る保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を、平成十一年九月三十日までに金融監督庁長官に提出した場合には、新規則第八十八条の二第一項の規定にかかわらず、当該保険会社について、当該区分に応じた命令は、当該保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率以下の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率に係る同表の区分に掲げる命令とする。

##### ２

前項の規定は、外国保険会社等について準用する。

##### ３

第一項の規定は、免許特定法人及び引受社員について準用する。

# 附　則（平成一一年一月二九日総理府・大蔵省令第七号）

この命令は、債権管理回収業に関する特別措置法の施行の日（平成十一年二月一日）から施行する。

# 附　則（平成一一年三月三〇日総理府・大蔵省令第一五号）

この命令は、平成十一年三月三十一日から施行する。

##### ２

この命令による改正後の保険業法施行規則別紙様式は、平成十年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

##### ３

税効果会計を適用する最初の事業年度においては、当該事業年度よりも前の事業年度に係る法人税等の調整額は、第二十七条第一号に掲げる前期繰越剰余金の額に含むものとする。

# 附　則（平成一一年五月二八日総理府・大蔵省令第三八号）

この命令は、公布の日から施行する。

##### ２

この命令による改正後の保険業法施行規則別紙様式は、平成十年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお、従前の例による。

# 附　則（平成一一年八月一三日総理府・大蔵省令第四〇号）

この命令は、公布の日から施行する。

##### ２

この命令の施行日前に法第四条第二項第二号から第四号まで（この命令による改正前の保険業法施行規則第八十三条で定める事項を除く。）、法第百八十七条第三項第二号から第四号まで（この命令による改正前の保険業法施行規則第百六十四条で定める事項を除く。）又は法第二百二十条第三項第二号から第四号まで（この命令による改正前の保険業法施行規則第百八十九条で定める事項を除く。）に掲げる書類に定めた事項を変更するために認可申請されたものについては、なお従前の例による。

# 附　則（平成一一年九月三〇日総理府・大蔵省令第四六号）

この命令は、平成十一年十月一日から施行する。

# 附　則（平成一一年一〇月二九日総理府・大蔵省令第五三号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一一年一一月三〇日総理府・大蔵省令第五七号）

この命令は、平成十一年十二月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年二月四日総理府・大蔵省令第一号）

この命令は、平成十二年三月三十一日から施行する。

# 附　則（平成一二年三月一日総理府・大蔵省令第二号）

この命令は、新事業創出促進法の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年三月二日）から施行する。

##### ２

新事業創出促進法の一部を改正する法律附則第四条の規定による廃止前の特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五十九号）第四条第一項に規定する認定を受けた会社については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一二年三月一六日総理府・大蔵省令第七号）

この命令は、公布の日から施行する。

##### ２

この命令による改正後の保険業法施行規則第二百四十六条第一項の規定は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた承認の申請について適用し、施行日前にされた承認の申請については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一二年三月二四日総理府・大蔵省令第一〇号）

#### 第一条（施行期日）

この命令は、平成十二年四月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この命令の施行前に和議開始の申立てがあった場合においては、当該申立てに係る次の各号に掲げる命令の規定に定める事項の取扱いについては、この命令の規定による改正後のこれらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

###### 一

信託業法施行細則第二十九条第六号

###### 二

無尽業法施行細則第二十三条第一項第七号及び第二項

###### 三

銀行法施行規則第三十五条第一項第十九号

###### 四

長期信用銀行法施行規則第二十六条第一項第十八号

###### 五

信用金庫法施行規則第十四条第一項第二十三号

###### 六

協同組合による金融事業に関する法律施行規則第十六条第一項第十九号

###### 七

保険業法施行規則第八十五条第一項第十一号

###### 八

証券会社に関する命令第四十六条第一項第五号及び同条第二項

###### 九

金融機関の証券業務に関する命令第三十四条第一項第二号及び同条第二項

###### 十

外国証券業者に関する命令第四十一条

###### 十一

証券会社の自己資本規制に関する命令第十条

#### 第三条（罰則の適用に関する経過措置）

この命令の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの命令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一二年三月三〇日総理府・大蔵省令第一五号）

この命令は、公布の日から施行する。

##### ２

この命令による改正後の保険業法施行規則別紙様式は、平成十一年四月一日以降に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一二年五月一二日総理府・大蔵省令第二六号）

#### 第一条（施行期日）

この命令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

法第百十一条第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する説明書類の記載事項のうち、この命令による改正後の保険業法施行規則第五十九条の二第一項第五号ハに掲げる事項については、平成十二年三月三十一日以後終了する事業年度に係るものについて記載することを要し、同日前に終了する事業年度に係るものについては記載することを要しない。

# 附　則（平成一二年五月二六日総理府・大蔵省令第二七号）

#### 第一条（施行期日）

この命令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（事業方法書の記載事項の特例）

平成十五年三月三十一日までは、損害保険会社、外国損害保険会社等及び法第二百十九条第五項の特定損害保険業免許を受けた免許特定法人（次条において「損害保険会社等」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類に記載すべき事項のほか、損害保険代理店の手数料の設定方法に関する事項を当該書類に記載しなければならない。

###### 一

損害保険会社

###### 二

外国損害保険会社等

###### 三

法第二百十九条第五項の特定損害保険業免許を受けた免許特定法人

#### 第三条（事業方法書の審査基準の特例）

平成十五年三月三十一日までは、前条各号に掲げる書類についての法第五条第一項第三号ホに規定する内閣府令で定める基準（法第百八十七条第五項において準用する場合を含む。）は、第十一条各号に掲げる基準（法第百八十七条第五項において準用する場合にあっては、第百二十四条に規定する基準）のほか、損害保険代理店の手数料の設定方法が、損害保険会社等の経営の健全性の確保及び損害保険代理店の公正な保険募集を行う能力の向上の見地からみて、妥当なものであることとする。

# 附　則（平成一二年六月二三日総理府・大蔵省令第三八号）

#### 第一条（施行期日）

この命令は、保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十二号）の施行の日（平成十二年六月三十日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この命令による改正後の保険業法施行規則第二百七条第二項の規定は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に保険業法第二百七十条の三第一項の資金援助を行う旨の決定をする場合における当該決定に係る資金援助又は同法第二百七十条の四第六項の保険契約の引受けに関する契約を締結する日の決定をする場合における当該決定に係る保険契約の引受けについて適用し、施行日前に同法第二百七十条の三第一項の資金援助を行う旨の決定をした場合における当該決定に係る資金援助又は同法第二百七十条の四第六項の保険契約の引受けに関する契約を締結する日の決定をした場合における当該決定に係る保険契約の引受けについては、なお従前の例による。

# 附　則（平成一二年六月二九日総理府令第六九号）

この府令は、平成十二年七月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年六月三〇日総理府・大蔵省令第五五号）

この命令は、平成十二年十月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年一〇月一〇日総理府令第一一六号）

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成一二年一一月一七日総理府令第一三七号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成十二年十一月三十日）から施行する。

# 附　則（平成一二年一一月一七日総理府令第一三九号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年十二月一日）から施行する。

# 附　則（平成一三年三月一三日内閣府令第一三号）

この府令は、平成十三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一三年三月二六日内閣府令第一八号）

この府令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成一三年三月二九日内閣府令第二〇号）

この府令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成一三年三月二九日内閣府令第二七号）

この府令は、平成十三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一三年三月三〇日内閣府令第三一号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成十三年三月三十一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

法第百十一条第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する説明書類の記載事項のうち、損害保険会社に係るこの府令による改正後の保険業法施行規則（以下「新規則」という。）第五十九条の二第一項第三号ハに掲げる事項については、平成十五年四月一日以後終了する事業年度に係るものについて記載することを要し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

#### 第三条

新規則第七十条第一項及び第二項第二号並びに第百五十一条第一項及び第二項第二号の規定は、平成十三年七月一日以降に保険期間が開始する保険契約から適用し、同日前に保険期間が開始する保険契約については、なお従前の例による。

#### 第四条

新規則第八十六条第一項第一号は、その他有価証券の時価評価を行う保険会社について適用するものとし、当該保険会社以外の保険会社については、その他有価証券の時価評価を行うまでの間、この府令による改正前の保険業法施行規則の規定を適用する。

##### ２

新規則第八十六条第一項第五号、第百六十一条第一項第五号及び第百九十条第一項第五号の規定は、その他有価証券の時価評価を行う保険会社について適用するものとし、当該保険会社以外の保険会社については、その他有価証券の時価評価を行うまでの間、その他有価証券（平成十三年四月一日以後最初に開始する事業年度においても時価評価を行わないこととしたものを除く。）の時価評価を行うものとみなして、この規定を適用する。

# 附　則（平成一三年五月一〇日内閣府令第五三号）

この府令は、公布の日から施行する。

##### ２

この府令による改正後の保険業法施行規則は、平成十二年四月一日以降に開始する事業年度以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一三年七月六日内閣府令第六六号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一三年九月二五日内閣府令第七六号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、商法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十三年十月一日、以下「施行日」という。）から施行する。

#### 第七条（罰則の適用に関する経過措置）

この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一三年九月二八日内閣府令第八〇号）

この府令は、平成十三年十月一日から施行する。

# 附　則（平成一三年一二月七日内閣府令第九〇号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第一号に定める日（平成十三年十二月九日）から施行する。

#### 第四条（経過措置）

この府令の施行の際現に改正法による改正前の保険業法（平成七年法律第百五号）第百十二条の二第一項の規定の認可を受けて特定取引勘定を設けている保険会社は、この府令の施行の際に第三条の規定による改正後の保険業法施行規則（次項において「新規則」という。）第八十五条第一項第二号に掲げる場合に該当するものとして保険業法第百二十七条の規定による届出をしたものとみなす。

##### ２

この府令の施行の際現に新規則第五十三条の六の二第一項に掲げる要件の全てに該当する保険会社については、同項の規定は、この府令の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

# 附　則（平成一三年一二月二七日内閣府令第九七号）

この府令は、平成十四年一月一日から施行する。

# 附　則（平成一四年三月二五日内閣府令第八号）

この内閣府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一四年三月二八日内閣府令第一六号）

この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一四年三月二八日内閣府令第一七号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

#### 第二条（商法等の一部を改正する法律に関する経過措置）

商法等の一部を改正する法律（以下この条において「商法等改正法」という。）附則第三条第一項前段の規定によりなお従前の例によることとされた種類の株式は、商法等改正法による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号。以下この条において「旧商法」という。）第二百四十二条第一項ただし書の規定又は同条第二項の定款の定めにより当該株式につき株主が議決権を有するものとされる場合を除き、商法等改正法による改正後の商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式とみなして、この府令による改正後のそれぞれの府令の規定を適用する。

##### ２

商法等改正法附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株の引受権は、新株予約権とみなして、この府令（第七条、第十二条、第十三条及び第四十一条を除く。以下この条において同じ。）による改正後のそれぞれの府令の規定を適用する。

##### ３

商法等改正法附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債又は新株引受権付社債は、新株予約権付社債とみなして、この府令による改正後のそれぞれの府令の規定を適用する。

#### 第七条（保険業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

施行日において現に保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下この項から第四項までにおいて同じ。）の保険業法第九十七条の二第二項に規定する同一人に対する運用資産（第三十二条の規定による改正後の保険業法施行規則（以下この条において「新保険業法施行規則」という。）第四十八条の三第一項第一号に掲げる資産に限る。）の額が資産運用限度額（新保険業法施行規則第四十八条の三第二項第一号ハ若しくはニ又は同項第二号ハ若しくはニに定める額をいう。次項において同じ。）を超えている場合において、当該保険会社が平成十四年七月一日（第三項、第五項及び第六項において「届出期限日」という。）までにその旨を金融庁長官に届け出たときは、当該保険会社の当該同一人に対する資産の運用についての保険業法第九十七条の二第二項の規定の適用については、平成十五年四月一日（以下この条において「猶予期限日」という。）までの間は、新保険業法施行規則第四十八条の三第二項第一号ハ及びニ中「百分の六」とあるのは「百分の十」と、「百分の二」とあるのは「百分の三」と、同項第二号ハ及びニ中「百分の六」とあるのは「百分の十」と、「金融庁長官が定める資産にあっては、金融庁長官が定める割合」とあるのは「貸付金等にあっては、総資産の額に百分の三」とする。

##### ２

前項の場合において、同項の規定による届出をした保険会社が、当該届出に係る同一人に対して猶予期限日後も引き続き資産運用限度額を超えて当該届出に係る資産の運用をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において猶予期限日までに金融庁長官の承認を受けたときは、当該保険会社は、猶予期限日の翌日において新保険業法施行規則第四十八条の三第二項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

##### ３

施行日において現に保険会社及び当該保険会社の子会社等（保険業法第九十七条の二第三項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又は当該保険会社の子会社等の保険業法第九十七条の二第三項に規定する同一人に対する合算資産運用総額（新保険業法施行規則第四十八条の五第一項に規定する合算資産運用総額をいう。）が資産運用限度額（新保険業法施行規則第四十八条の五第二項第三号又は第四号に定める額をいう。次項において同じ。）を超えている場合において、当該保険会社が届出期限日までにその旨を金融庁長官に届け出たときは、当該保険会社及び当該保険会社の子会社等又は当該保険会社の子会社等の当該同一人に対する資産の運用についての保険業法第九十七条の二第三項の規定の適用については、猶予期限日までの間は、新保険業法施行規則第四十八条の五第二項第三号及び第四号中「百分の六」とあるのは「百分の十」と、「百分の二」とあるのは「百分の三」とする。

##### ４

第二項の規定は、前項の規定による届出をした保険会社について準用する。

##### ５

施行日において現に外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の同法第百九十九条において準用する同法第九十七条の二第二項に規定する同一人に対する運用資産（新保険業法施行規則第百四十条第一項第一号に掲げる資産に限る。）の額が資産運用限度額（新保険業法施行規則第百四十条の三第二項第一号ハ若しくはニ又は同項第二号ハ若しくはニに定める額をいう。次項において同じ。）を超えている場合において、当該外国保険会社等が届出期限日までにその旨を金融庁長官に届け出たときは、当該外国保険会社等の当該同一人に対する資産の運用についての保険業法第百九十九条において準用する同法第九十七条の二第二項の規定の適用については、猶予期限日までの間は、新保険業法施行規則第百四十条の三第二項第一号ハ及びニ中「百分の六」とあるのは「百分の十」と、「百分の二」とあるのは「百分の三」と、同項第二号ハ及びニ中「百分の六」とあるのは「百分の十」と、「金融庁長官が定める資産にあっては、金融庁長官が定める割合」とあるのは「貸付金等にあっては、総資産の額に百分の三」とする。

##### ６

前項の場合において、同項の規定による届出をした外国保険会社等が、当該届出に係る同一人に対して猶予期限日後も引き続き資産運用限度額を超えて当該届出に係る資産の運用をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において猶予期限日までに金融庁長官の承認を受けたときは、当該外国保険会社等は、猶予期限日の翌日において保険業法施行規則第百四十条の三第二項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

#### 第十三条（罰則の適用に関する経過措置）

施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一四年四月一九日内閣府令第四一号）

この府令は、公布の日から施行する。

##### ２

この府令による改正後の保険業法施行規則別紙様式は、平成十三年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一四年四月三〇日内閣府令第四二号）

この府令は、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年五月一日）から施行する。

# 附　則（平成一四年八月三〇日内閣府令第五七号）

この府令は、平成十四年十月一日から施行する。

# 附　則（平成一四年一二月六日内閣府令第七七号）

この府令は、平成十五年一月六日から施行する。

# 附　則（平成一四年一二月二七日内閣府令第九三号）

この府令は、平成十五年一月一日から施行する。

# 附　則（平成一五年三月二八日内閣府令第一八号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

#### 第七条（相互会社の貸借対照表に関する経過措置）

この府令の施行前に到来した決算期に関して作成すべき相互会社の貸借対照表の記載又は記録の方法並びに公告すべき貸借対照表及びその要旨に関しては、この府令の施行後も、なお従前の例による。

##### ２

前項の規定は、第二十一条の規定による改正後の保険業法施行規則の規定に基づき貸借対照表を作成する旨を決定した相互会社については、適用しない。

# 附　則（平成一五年四月二四日内閣府令第五三号）

この府令は、公布の日から施行する。

##### ２

この府令による改正後の保険業法施行規則別紙様式は、平成十四年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一五年六月六日内閣府令第六二号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、保険業法の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年六月八日）から施行する。

#### 第二条（生命保険募集人及び損害保険代理店の原簿の記載事項の変更に伴う経過措置）

生年月日未登録者（保険業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第五条第一項に規定する生年月日未登録者をいう。以下同じ。）についての保険業法第二百八十五条第一項の原簿（次項において「原簿」という。）の記載事項については、なお従前の例による。

##### ２

生年月日未登録者が改正法附則第五条第二項又は第三項の届出をした場合においては、前項の規定にかかわらず、当該届出後の当該届出をした者についての原簿の記載事項については、この府令による改正後の保険業法施行規則（以下「新規則」という。）の規定を適用する。

#### 第三条（生命保険募集人及び損害保険代理店の登録申請書並びに損害保険代理店及び保険仲立人の役員又は使用人の届出書の様式の変更に伴う経過措置）

別紙様式第十六号及び別紙様式第二十五号の改正規定の施行の際現にあるこの府令による改正前の保険業法施行規則別紙様式第十六号及び別紙様式第二十五号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

#### 第四条（生命保険募集人及び損害保険代理店の登録事項並びに損害保険代理店及び保険仲立人の役員又は使用人の届出事項の変更に伴う経過措置）

改正法附則第五条第三項の規定による届出をしようとする者は、新規則別紙様式第十八号（改正法附則第五条第四項の規定による所属保険会社を代理人とする届出にあっては、別紙様式第十八号又はこれに代わる様式）により作成した登録事項変更届出書を金融庁長官（保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第二百四十七号。以下「改正令」という。）附則第二条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長に金融庁長官の権限を行わせる場合においては、当該財務局長又は福岡財務支局長）に提出しなければならない。

##### ２

損害保険代理店又は保険仲立人は、改正法附則第六条第三項の規定による届出をしようとするときは、新規則別紙様式第二十五号により作成した届出書を金融庁長官（改正令附則第二条第一項又は第二項の規定により財務局長又は福岡財務支局長に金融庁長官の権限を行わせる場合においては、当該財務局長又は福岡財務支局長）に提出しなければならない。

# 附　則（平成一五年八月二二日内閣府令第七九号）

この府令は、保険業法の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年八月二十四日）から施行する。

# 附　則（平成一五年九月二四日内閣府令第八二号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年九月二十五日）から施行する。

# 附　則（平成一五年九月三〇日内閣府令第八七号）

この府令は、平成十五年十月一日から施行する。

# 附　則（平成一六年一月三〇日内閣府令第三号）

この府令は、平成十六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一六年三月二六日内閣府令第二四号）

この府令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

# 附　則（平成一六年三月三一日内閣府令第二九号）

この府令は、平成十六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一六年四月三〇日内閣府令第四七号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一六年五月一一日内閣府令第四八号）

この府令は、公布の日から施行する。

##### ２

この府令による改正後の保険業法施行規則別表及び別紙様式は、平成十六年四月一日以降に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一六年五月二〇日内閣府令第五〇号）

この府令は、公布の日から施行する。

##### ２

この府令による改正後の保険業法施行規則別紙様式は、平成十五年四月一日以後に開始する事業年度又は営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度又は営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一六年七月七日内閣府令第六二号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一六年七月八日内閣府令第六三号）

この府令は、平成十七年四月一日から施行する。

##### ２

この府令による改正後の保険業法施行規則第七十条第一項第一号ロ及び第二号並びに第百五十一条第一項第一号ロ及び第二号の規定は、この府令の施行の日以降に開始する事業年度の決算期に係る責任準備金について適用し、同日前に開始する事業年度の決算期に係る責任準備金については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一六年七月一五日内閣府令第六六号）

この府令は、公布の日から施行する。

##### ２

この府令による改正後の保険業法施行規則（以下「新規則」という。）第五十九条第一項及び第四項並びに第百四十三条第一項の規定は、平成十六年四月一日以降に開始する事業年度から適用する。

##### ３

新規則別紙様式第十一号の五第３記載上の注意１（４）○４及び○５、別紙様式第十一号の六第３記載上の注意１（４）○４及び○５、別紙様式第十四号の二第３記載上の注意１（４）○４及び○５並びに別紙様式第十四号の三第３記載上の注意１（４）○４及び○５は、平成十七年四月一日以降に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一六年一〇月二二日内閣府令第八三号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一六年一一月二六日内閣府令第九二号）

この府令は、平成十六年十二月一日から施行する。

# 附　則（平成一六年一二月二八日内閣府令第一〇八号）

#### 第一条

この命令は、平成十六年十二月三十日から施行する。

# 附　則（平成一六年一二月二八日内閣府令第一〇九号）

この府令は、平成十七年一月一日から施行する。

##### ２

この府令による改正前の保険業法施行規則第五十九条の二第一項第五号ニ（１）に掲げるものに区分されていた債権は、この府令による改正後の保険業法施行規則第五十九条の二第一項第五号ニ（１）に掲げるものとみなす。

# 附　則（平成一七年一月二六日内閣府令第三号）

この府令は、平成十七年二月一日から施行する。

# 附　則（平成一七年二月二八日内閣府令第一三号）

この府令は、平成十七年三月七日から施行する。

# 附　則（平成一七年三月二五日内閣府令第二三号）

この府令は、平成十七年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一七年三月二九日内閣府令第二九号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一七年三月三一日内閣府令第三五号）

この府令は、平成十七年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一七年四月一三日内閣府令第五五号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律附則第四条第一号の規定による廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号。次項において「旧創造法」という。）第四条第一項に規定する認定を受けている会社については、なお従前の例による。

##### ２

この内閣府令の施行の日の前日において現に旧創造法第十四条の二に規定する指定支援機関による旧創造法第十四条の四に規定する直接金融支援業務に係る支援を受けて株式又は社債を発行した会社については、この府令の施行の日から起算して十年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

##### ３

中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律附則第四条第二号の規定による廃止前の新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）第十一条の二第一項に規定する認定を受けている会社については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一七年四月二五日内閣府令第六〇号）

この府令は、平成十七年五月一日から施行する。

# 附　則（平成一七年五月一〇日内閣府令第六八号）

この府令は、公布の日から施行する。

##### ２

この府令による改正後の保険業法施行規則別紙様式は、平成十六年四月一日以後に開始する事業年度又は営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度又は営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一七年六月一〇日内閣府令第七三号）

この府令は、公布の日から施行する。

##### ２

この府令による改正後の保険業法施行規則（以下「新規則」という。）別表は、平成十七年四月一日以後に開始する事業年度に係るものについて適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

##### ３

新規則第五十九条の二第一項第三号ホの規定は、平成十八年四月一日以後に開始する事業年度に係るものについて適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

# 附　則（平成一七年六月一六日内閣府令第七五号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、金融先物取引法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。

# 附　則（平成一七年七月八日内閣府令第八四号）

この府令は、平成十七年十二月二十二日から施行する。

##### ２

この府令の施行の日（以下「施行日」という。）から前項ただし書に規定する日までの間は、新規則第二百十二条第一項第二号ロ中「第四号及び第五号並びに第四項第一号」とあるのは「第四号及び第五号並びに第四項」と、同条第三項中「第一項第四号から第六号まで」とあるのは「第一項第四号及び第五号」と、同条第四項中「次条第四項及び第二百十二条の五第四項」とあるのは「第二百十二条の五第四項」と、「第一項第四号又は第六号」とあるのは「第一項第四号」と、「次に掲げる保険については、それぞれ」とあるのは「人の生存又は死亡に関し、一定額の保険金を支払うことを約し、保険料を収受する保険については、」と、「次項、次条第四項及び第五項」とあるのは「次項」と、同条第五項中「第一項第四号又は第六号」とあるのは「第一項第四号」と、「前項各号に掲げる保険については、それぞれ」とあるのは「前項に規定する保険については、」と、新規則第二百十二条の二第三項中「第一項第六号から第八号まで」とあるのは「第一項第六号及び第七号」と、同項第一号中「第五項に規定する定めをした協同組織金融機関」とあるのは「協同組織金融機関」と、同号ハ中「特例地域金融機関」とあるのは「特例地域金融機関（その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関をいう。第三号において同じ。）」と読み替えるものとする。

##### ３

第一項ただし書に規定する日については、銀行等又はその役員若しくは使用人による保険募集の実施の状況並びに当該保険募集の公正な実施及び保険会社の業務の適切な運営のために講じられた措置の状況を検証し、保険契約者等の保護のために必要な場合には見直しを行うものとする。

##### ４

施行日から第一項ただし書に規定する期日までの間は、生命保険募集人、損害保険代理店若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が締結の代理又は媒介を行う保険契約（以下この項において「主契約」という。）に付される保険特約が新規則第二百十二条第一項第一号から第五号まで又は第二百十二条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金額が主契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものでなければならない。

##### ５

平成十七年七月八日において現に保険業法第二百七十六条の規定に基づく登録を受けている損害保険代理店である保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第三十九条第七号に規定する農業協同組合又はその役員若しくは使用人が行う次の各号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介については、施行日から第一項ただし書に規定する日までの間は、当該各号に規定する保険契約の締結の代理又は媒介とみなす。

###### 一

保険業法第三条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約（新規則第二百十二条の二第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる保険契約を除く。）

###### 二

新規則第二百十二条第一項第五号に規定する傷害保険契約（新規則第二百十二条の二第一項第二号から第五号まで及び第七号に掲げる保険契約を除く。）

# 附　則（平成一七年七月一三日内閣府令第八五号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、保険業法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十七年八月一日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

前条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して十二月を経過するまでの間は、この府令による改正後の保険業法施行規則第五十三条第一項第五号に規定する書面（資産の運用を受益証券又は投資証券の取得により行う保険契約に係るものに限る。）及び同項第六号に規定する書面は、この府令による改正前の保険業法施行規則第五十三条第一項第五号に規定する書面（資産の運用を受益証券又は投資証券の取得により行う保険契約に係るものに限る。）をもって代えることができる。

# 附　則（平成一七年九月三〇日内閣府令第九八号）

この府令は、平成十七年十月一日から施行する。

# 附　則（平成一七年一一月一一日内閣府令第一〇一号）

この府令は、公布の日から施行する。

##### ２

この府令による改正後の保険業法施行規則別紙様式は、平成十七年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一八年二月一三日内閣府令第三号）

この府令は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一八年三月一〇日内閣府令第八号）

この府令は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一八年三月一〇日内閣府令第九号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、保険業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

#### 第二条

この府令の施行の日（以下「施行日」という。）から、前条ただし書に規定する期日までの間は、新規則第二百十二条の四第三項中「第五号又は第六号」とあるのは「第五号」と、同項第一号中「第五項に規定する定めをした協同組織金融機関」とあるのは「協同組織金融機関」と、「保険契約（第一項第六号に掲げるものに限り、既に締結されている保険契約（その締結の代理又は媒介を当該銀行等又はその役員若しくは使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。）の更改又は更新に係るものを除く。）」とあるのは「保険契約」と、同号ハ中「特例地域金融機関」とあるのは「特例地域金融機関（その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関をいう。第三号において同じ。）」と、新規則第二百十二条の五第三項中「第九号」とあるのは「第六号」と、同条第四項及び第五項中「第二百十二条第一項第四号若しくは第六号、第二百十二条の二第一項第八号又は前条第一項第六号」とあるのは「第二百十二条第一項第四号」と、新規則第二百三十四条第一項第九号及び第十号中「第二百十二条第一項第四号から第六号まで、第二百十二条の二第一項第六号から第八号まで又は第二百十二条の四第一項第五号及び第六号」とあるのは「第二百十二条第一項第四号及び第五号又は第二百十二条の二第一項第六号及び第七号又は第二百十二条の四第一項第五号」と読み替えるものとする。

#### 第三条（保険計理人の要件に関する経過措置）

保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第二百七十二条の十八において準用する法第百二十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は、平成二十三年三月三十一日までに限り、保険数理に関して必要な知識を有する者として、新規則第二百十一条の四十九各号に定める者その他これに準ずる者として次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

###### 一

旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学において数学を専攻する学科（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第四条に規定する学科をいう。）その他これに準ずるものを卒業した者であり、かつ、保険数理に関する業務に五年以上従事した者

###### 二

社団法人日本アクチュアリー会（昭和三十八年五月十四日に社団法人日本アクチュアリー会という名称で設立された法人をいう。）の準会員（資格試験のうち五科目以上に合格した者に限る。）であり、かつ、保険数理に関する業務に三年以上従事した者

#### 第四条

削除

#### 第五条

削除

#### 第六条

削除

#### 第七条

削除

#### 第八条（特定保険業者の登録申請書の添付書類）

法第二百七十二条第一項の規定による登録を受けようとする者が特定保険業者（保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）による改正前の改正法附則第二条第三項に規定する特定保険業者をいう。附則第三十五条第一項において同じ。）である場合においては、法第二百七十二条の二第二項に規定する内閣府令で定める書類は、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第二百十一条の三各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類とする。

###### 一

登録申請時において引受けを行っている保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、保険計理人が確認した結果を記載した意見書

###### 二

貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあっては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）が確認した書類

#### 第九条

削除

#### 第十条

削除

#### 第十一条

削除

#### 第十二条

削除

#### 第十三条

削除

#### 第十四条

削除

#### 第十五条

削除

#### 第十六条

削除

#### 第十七条

削除

#### 第十八条

削除

#### 第十九条

削除

#### 第二十条

削除

#### 第二十一条

削除

#### 第二十二条

削除

#### 第二十三条

削除

#### 第二十四条

削除

#### 第二十五条（特定少額短期保険業者に係る登録申請の添付書類）

改正法附則第十五条第一項に規定する法人に対する規則第二百十一条の三の適用については、同条第一号中「会社」とあるのは「法人」と、同条第三号中「書類」とあるのは「書類及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあっては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）が確認した書類」と、同条第四号中「取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役。第五号において同じ。）」とあるのは「役員」と、同条第五号中「取締役及び監査役（会計参与設置会社にあっては、会計参与を含む。以下この号において同じ。）」とあるのは「役員」と、「当該取締役及び監査役」とあるのは「当該役員」と、同条第七号中「限る。）」とあるのは「限る。

#### 第二十六条（特定少額短期保険業者の出資額等の減少の申請等）

特定少額短期保険業者（改正法附則第十五条第三項に規定する特定少額短期保険業者をいう。以下同じ。）は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官（保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号。以下「改正令」という。）附則第六条に規定する金融庁長官の指定する特定少額短期保険業者又は改正法附則第十六条第一項の適用を受ける少額短期保険業者（以下この項、附則第三十七条の三及び第三十八条において「特定保険業者であった少額短期保険業者等」という。）以外の特定少額短期保険業者又は特定保険業者であった少額短期保険業者等にあっては、当該特定少額短期保険業者又は特定保険業者であった少額短期保険業者等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）。以下同じ。）に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

出資の額又は基金の総額の減少の方法を記載した書面

###### 三

社員総会（これに相当するものを含む。）の議事録

###### 四

貸借対照表

###### 五

その他参考となるべき事項を記載した書類

##### ２

金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

###### 一

当該認可の申請をした特定少額短期保険業者（次号において「申請特定少額短期保険業者」という。）が当該認可の申請に係る出資の額又は基金の総額の減少を行うことについてやむを得ないと認められる理由があること。

###### 二

申請特定少額短期保険業者の出資の額又は基金の総額が、当該出資の額又は基金の総額の減少後において、保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号。附則第三十八条において「令」という。）第三十八条の三に規定する額以上であり、かつ、その業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

#### 第二十七条（特定少額短期保険業者の業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

特定少額短期保険業者に対する規則第二百十一条の三十七の規定の適用については、同条第一項第一号ロ中「株式会社にあっては、持株数の多い順に十以上」とあるのは「出資の額又は基金拠出額の多い順に五以上」と、「株主」とあるのは「出資者又は基金拠出者」と、「発行済株式の総数」とあるのは「出資の額又は基金の総額」と、「持株数」とあるのは「出資の額又は基金拠出額」と、同号ニ中「取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役）」とあるのは「役員」と、同項第三号ロ中「当期純利益又は当期純損失（相互会社にあっては、当期純剰余又は当期純損失）」とあるのは「当期純剰余又は当期純損失」と、「資本金の額及び発行済株式の総数（相互会社にあっては、基金（法第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額）」とあるのは「出資の額又は基金の総額」と、同項第五号イ中「、キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成しない場合に限る。）及び株主資本等変動計算書（相互会社にあっては、剰余金処分又は損失処理に関する書面及び基金等変動計算書）」とあるのは「及び剰余金処分又は損失処理に関する書面」とする。

##### ２

規則第二百十一条の三十八の規定は、特定少額短期保険業者には適用しない。

#### 第二十八条（特定少額短期保険業者の会計帳簿等の閲覧請求の承認の申請）

改正法附則第十五条第四項の承認を受けようとする者は、承認申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

#### 第二十九条（特定少額短期保険業者の保険契約の移転の認可の申請）

特定少額短期保険業者に対する規則第二百十一条の六十四の規定の適用については、同条第二項第三号中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社」と、同項第十九号中「その他」とあるのは「貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあっては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）が確認した書類その他」とする。

#### 第三十条（特定少額短期保険業者の事業譲渡等の認可の申請）

特定少額短期保険業者に対する規則第二百十一条の六十七の規定の適用については、同条第一項第三号中「株主総会等」とあるのは「株主総会等（これに相当するものを含む。）」とする。

#### 第三十一条（特定少額短期保険業者の業務及び財産の管理の委託の認可の申請）

特定少額短期保険業者に対する規則第二百十一条の六十九の規定の適用については、同条第二項第三号中「委託会社及び受託会社」とあるのは「受託会社」とする。

#### 第三十二条（特定少額短期保険業者の管理委託契約の変更又は解除の認可の申請）

特定少額短期保険業者に対する規則第二百十一条の七十の規定の適用については、同条第二項第三号中「委託会社及び受託会社」とあるのは「受託会社」とする。

#### 第三十三条（解散等の認可の申請）

特定少額短期保険業者は、改正法附則第十五条第十一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に、次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

解散又は特定保険業の廃止を決議した社員総会（これに相当するものを含む。）の議事録

###### 三

財産目録（当該特定少額短期保険業者が解散しようとするときに限る。）及び貸借対照表

###### 四

当該特定少額短期保険業者を保険者とする保険契約（改正法附則第十五条第十二項において準用する法第百五十三条第三項に規定する政令で定める保険契約を除く。）がないことを証する書面

###### 五

当該特定少額短期保険業者を保険者とする保険契約があるときは、当該保険契約の処理方針を記載した書面

###### 六

その他改正法附則第十五条第十二項において準用する法第百五十三条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

#### 第三十四条（解散等の公告）

特定少額短期保険業者は、改正法附則第十五条第十二項において準用する法第百五十四条の規定による公告をする場合において、当該特定少額短期保険業者を保険者とする保険契約があるときは、当該保険契約の処理方針を示すものとする。

#### 第三十五条（合併の認可の申請）

特定少額短期保険業者は、改正法附則第十五条第十三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

合併契約の内容を記載した書面

###### 三

当事者である特定少額短期保険業者の合併を決議した社員総会（これに相当するものを含む。）の議事録

###### 四

各当事者の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書

###### 五

当事者である特定少額短期保険業者を保険者とする保険契約について、その種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

###### 六

改正法附則第十五条第十五項の規定により、その設立の時に、法第二百七十二条第一項の登録を受けたものとみなされる当該合併により設立される法人（以下この項において「合併により設立される法人」という。）の合併後における収支の見込みを記載した書面

###### 七

合併費用を記載した書面

###### 八

合併の当事者の従前の定款

###### 九

合併に際して就任する役員があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びその者の履歴書

###### 十

合併により設立される法人が当該合併により少額短期保険子会社対象会社（法第二百七十二条の十四第一項に規定する内閣府令で定める業務を専ら営む会社をいう。次条第一項第十一号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する規則第五十八条第一項第四号に掲げる書類

###### 十一

合併により設立される法人が子会社等を有する場合には、当該法人及び当該子会社等の収支の見込みを記載した書類

###### 十二

合併により消滅する特定保険業者の保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあっては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）が確認した書類その他改正法附則第十五条第十四項において準用する法第百六十七条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

##### ２

前項の認可申請書は、特定少額短期保険業者又は特定少額短期保険業者及び保険会社等（保険会社又は少額短期保険業者をいう。以下同じ。）を全部の当事者とする合併の場合にあっては、当事者である特定少額短期保険業者又は特定少額短期保険業者及び保険会社等の連名で提出しなければならない。

##### ３

保険会社等を一部の当事者とする合併の場合にあっては、第一項の認可申請書は、第百五条第一項の認可申請書とあわせて提出しなければならない。

#### 第三十六条（会社分割の認可の申請）

特定少額短期保険業者は、改正法附則第十五条第十六項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

理由書

###### 二

吸収分割契約又は新設分割計画の内容を記載した書面

###### 三

当事者である特定少額短期保険業者の会社分割を決議した社員総会（これに相当するものを含む。）の議事録

###### 四

当事者である特定少額短期保険業者の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書

###### 五

会社分割により承継しようとする事業又は会社分割により承継させようとする事業に係る損益の状況を記載した書面

###### 六

会社分割により保険契約を承継させる場合においては、次に掲げる書類

###### 七

当事者である特定少額短期保険業者の会社分割後における収支の見込みを記載した書面

###### 八

会社分割費用を記載した書面

###### 九

会社分割の当事者の従前の定款

###### 十

会社分割に際して就任する役員があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びその者の履歴書

###### 十一

当該会社分割により少額短期保険子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する規則第五十八条第一項第四号に掲げる書類

###### 十二

当該会社分割により当該特定少額短期保険業者の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

###### 十三

当該会社分割により特定少額短期保険業者又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

###### 十四

吸収分割会社又は新設分割会社が会社分割により承継させる保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、会社分割により保険契約を承継する保険会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあっては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）が確認した書類その他改正法附則第十五条第十七項において準用する法第百七十三条の六第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

##### ２

前項の認可申請書は、特定少額短期保険業者又は特定少額短期保険業者及び保険会社等を全部の当事者とする会社分割の場合にあっては、当事者である特定少額短期保険業者又は特定少額短期保険業者及び保険会社等の連名で提出しなければならない。

##### ３

保険会社等を一部の当事者とする会社分割の場合にあっては、第一項の認可申請書は、規則第百五条の六第一項の認可申請書とあわせて提出しなければならない。

##### ４

法第二条第十五項の規定は、第一項第十三号に規定する議決権について準用する。

##### ５

第一項第六号ロ（１）及び（２）並びに同号ハ（１）及び（２）に掲げる書面（算定の適切性に係るものを除く。）については、金融庁長官が定める様式並びにその記入及び算出の方法によるものとする。

#### 第三十六条の二（会社分割の認可の審査）

金融庁長官は、会社分割により保険契約を承継させる場合であって前条第一項の規定による認可の申請に係る改正法附則第十五条第十七項において準用する法第百七十三条の六第二項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

###### 一

会社分割により保険契約を承継させる目的及び分割対象契約の選定基準が保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること。

###### 二

会社分割後において、分割会社を保険者とする保険契約及び承継会社を保険者とする保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられることが見込まれること。

###### 三

会社分割後において、承継会社の規則第六十四条第一項の契約者配当準備金が適正に積み立てられることが見込まれること。

###### 四

会社分割後において、分割会社及び承継会社の保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であると見込まれること。

#### 第三十七条（人の重度の障害の状態）

改正令附則第三条第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

###### 一

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）別表第一に定める第一級又は第二級に該当する障害の状態又はこれに相当すると認められる状態

###### 二

要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号）第一条第一項第四号又は第五号の状態に該当する状態

#### 第三十七条の二（低発生率保険）

改正令附則第三条第一項第七号に規定する内閣府令で定める保険は、個人の日常生活に伴う損害賠償責任を対象とする保険（自動車の運行に係るものを除く。）とする。

#### 第三十七条の三（業務運営に関する措置）

令第一条の六に規定する金額を超え改正令附則第三条に規定する金額以下である保険の引受けを行う特定保険業者であった少額短期保険業者等に対する規則第二百二十七条の二の規定の適用については、同条第三項第十五号イ中「こと。」とあるのは「こと。ただし、特定保険業者であった少額短期保険業者等は、令和五年三月三十一日までの間に限り、保険金額が改正令附則第三条に規定する金額以下である保険の引受けを行うことができること。」と、同号ロ中「こと。」とあるのは「こと。ただし、特定保険業者であった少額短期保険業者等が一の被保険者について引き受ける全ての保険の保険金額の合計額については、令和五年三月三十一日までの間に限り、一の被保険者が既被保険者（平成三十年三月三十一日に改正令附則第三条第二項に規定する既契約者が締結していた保険契約に係る被保険者をいう。）である場合であって同項の規定により現存契約（同項に規定する現存契約をいう。以下ロにおいて同じ。）の更改又は更新をするときにあっては当該一の被保険者当たり同条第一項第一号から第六号までに掲げる保険に係る現存契約の保険金額（当該保険金額が二千万円を超えない場合にあっては、二千万円）と同項第七号に掲げる保険に係る現存契約の保険金額（当該保険金額が二千万円を超えない場合にあっては、二千万円）との合計額、当該既被保険者について同条第二項の規定により現存契約の更改又は更新をする場合以外の場合にあっては当該一の被保険者当たり四千万円（同条第一項第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額については、二千万円）をそれぞれ超えてはならないこと。」と、同号ハ中「含む。）。」とあるのは「含む。以下ハにおいて同じ。）。ただし、特定保険業者であった少額短期保険業者等については、令和五年三月三十一日までの間に限り、総保険金額が上限総保険金額を超えない場合を除き、一の保険契約者について引き受ける全ての保険の被保険者の総数は百人を超えてはならないこと。」とする。

#### 第三十八条（保険金額の上限等に関する措置）

特定保険業者であった少額短期保険業者等は、一の被保険者について引き受ける全ての保険の保険金額の合計額について、一の被保険者が既被保険者（平成三十年三月三十一日に改正令附則第三条第二項に規定する既契約者が締結していた保険契約に係る被保険者をいう。以下この条において同じ。）である場合であって同項の規定に基づき現存契約（同項に規定する現存契約をいう。以下この条において同じ。）の更改又は更新をするときにあっては当該一の被保険者当たり同条第一項第一号から第六号までに掲げる保険に係る現存契約の保険金額（当該保険金額が二千万円を超えない場合にあっては、二千万円）と同項第七号に掲げる保険に係る現存契約の保険金額（当該保険金額が二千万円を超えない場合にあっては、二千万円）との合計額、当該既被保険者について同条第二項の規定に基づき現存契約の更改又は更新をする場合以外の場合にあっては当該一の被保険者当たり四千万円（同条第一項第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額については、二千万円）をそれぞれ超えないための適切な措置を講じなければならない。

##### ２

特定保険業者であった少額短期保険業者等は、一の保険契約者に係る被保険者の総数が百人を超えないための適切な措置又は規則第二百十一条の三十一第二項に規定する総保険金額が同項に規定する上限総保険金額（同項に規定する特例上限総保険金額を含む。）を超えないための適切な措置及び一の被保険者当たりの改正令附則第三条第一項各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額が、それぞれ当該各号に定める金額（既被保険者について同条第二項の規定により現存契約の更改又は更新をする場合にあっては、当該各号に掲げる保険に係る現存契約の保険金額の合計額（当該合計額が当該各号に定める金額に満たない場合にあっては、当該金額））を超えないための適切な措置を講じなければならない。

#### 第三十九条（特定保険業者であった少額短期保険業者等の再保険に関する経過措置）

改正法附則第十六条第二項の規定により保険会社（外国保険会社等（法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。以下この項において同じ。）を含む。以下この条、次条、附則第四十二条及び第四十四条において同じ。）に付す再保険は、同項に規定する当該超える金額以上の金額を再保険に付した場合において、当該再保険に付した部分に係るすべての保険責任が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社又は外国保険業者（法第二条第六項に規定する外国保険業者をいい、外国保険会社等を除く。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に移転されるものとし、その額は、次の各号に掲げる再保険の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

###### 一

比例再保険（受再保険会社が、対象となる元受保険契約（出再少額短期保険業者（保険契約を再保険に付す少額短期保険業者をいう。以下この条において同じ。）が引き受ける保険契約をいう。以下同じ。）に係る保険責任のうち、あらかじめ定めた出再少額短期保険業者の一元受保険契約あたりの出再割合（再保険として引き受けた保険契約の元受保険契約に対する割合をいう。以下同じ。）に応じて引き受ける再保険をいう。以下同じ。）

###### 二

超過額再保険（受再保険会社が、対象となる元受保険契約に係る保険責任のうち、あらかじめ定めた出再少額短期保険業者の一元受保険契約あたりの保有額を超える部分を引き受ける再保険をいう。以下同じ。）

###### 三

超過損害額再保険（受再保険会社が、対象となる元受保険契約に係る支払保険金合計額があらかじめ定めた一定額を超過する場合、当該超過損害額を引き受ける再保険をいう。以下同じ。）

##### ２

再保険が前項各号のうち二以上に該当する場合は、それぞれ前項各号に定める金額として、前項の規定を適用する。

#### 第四十条（再保険に関する事項の届出）

改正法附則第十六条第三項及び第十二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

再保険に付そうとする保険会社又は外国保険業者の商号、名称又は氏名

###### 二

再保険契約の内容（当該少額短期保険業者が保有する上限額を含む。）

###### 三

再保険契約の種類

###### 四

再保険契約の期間

###### 五

再保険金の決済方法

##### ２

前項に規定する事項を記載した届出書を提出する場合には、再保険契約書の写し（日本語による翻訳文を含む。）を添付しなければならない。

#### 第四十一条（再保険に関し顧客に対して明らかにすべき事項）

改正法附則第十六条第四項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、再保険契約の期間とする。

#### 第四十二条（再保険の承認の申請）

少額短期保険業者は、改正法附則第十六条第五項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる事項を記載して金融庁長官に提出しなければならない。

###### 一

再保険に付そうとする外国保険業者の商号、名称又は氏名

###### 二

再保険契約の内容（当該少額短期保険業者が保有する上限額を含む。）

###### 三

再保険契約の種類

###### 四

再保険契約の期間

###### 五

再保険金の決済方法

###### 六

当該再保険に代えて、当該再保険と同等又は有利な条件の再保険を保険会社に付すことが困難である理由

#### 第四十三条（外国保険業者への再保険に関する経過措置）

改正法附則第十六条第五項の規定により外国保険業者に付す再保険は、同項に規定する当該超える金額以上の金額を再保険に付した場合において、当該再保険に付した部分に係るすべての保険責任が受再保険会社に移転されるものとし、その額は、次の各号に掲げる再保険の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

###### 一

比例再保険

###### 二

超過額再保険

###### 三

超過損害額再保険

##### ２

再保険が前項各号のうち二以上に該当する場合は、それぞれ前項各号に定める金額として、前項の規定を適用する。

#### 第四十四条（保険契約に係る業務及び財産の管理における再保険に関する経過措置）

改正法附則第十六条第十一項の規定により保険会社又は外国保険業者に付す再保険は、同項に規定する当該超える金額以上の金額を再保険に付した場合において、当該再保険に付した部分に係るすべての保険責任が受再保険会社に移転されるものとし、その額は、次の各号に掲げる再保険の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

###### 一

比例再保険

###### 二

超過額再保険

###### 三

超過損害額再保険

##### ２

再保険が前項各号のうち二以上に該当する場合は、それぞれ前項各号に定める金額として、前項の規定を適用する。

#### 第四十五条（特定保険業者であった少額短期保険業者等の責任準備金の積立てに関する経過措置）

改正法附則第十六条第十六項に規定する少額短期保険業者が行う法第二百七十二条の十八において準用する法第百十六条第一項に規定する責任準備金の積立てに関し内閣府令で定める事項は、少額短期保険業者が保有する改正法附則第十六条第十三項又は第十四項に規定する保険期間が法第二条第十七項に規定する政令で定める期間を超える保険契約について、当該保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した金額として、保険計理人が適当と認めた方法に従って計算した金額を規則第二百十一条の四十六の規定に基づき計算した金額に加算して積み立てることとする。

#### 第四十六条（特定保険業者であった少額短期保険業者等の異常危険準備金に関する経過措置）

改正法附則第十六条第十八項に規定する内閣府令で定めるものは、責任準備金のうち新規則第二百十一条の四十六第一項第二号に規定する異常危険準備金に相当する金額（法第三条第四項第一号又は第二号に掲げる保険に係る保険リスクに対応する額に限り、かつ、当該額を施行日から起算して五年を経過する日までの間に終了する決算期までの期間に分割して計画的に積み立てることとした場合において、不足することとなる金額に限る。）とする。

#### 第四十七条（年間収受保険料に応じて積み増す供託金の額の算出に係る率）

改正令附則第八条第二号に規定する内閣府令で定める率は、百分の五とする。

# 附　則（平成一八年三月一三日内閣府令第一〇号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成十八年四月一日から施行する。

#### 第二条（特別勘定に属する財産の管理の方法その他特別勘定に必要な事項に関する経過措置）

第一条の規定による改正後の保険業法施行規則（以下「新保険業法施行規則」という。）第七十五条の二及び第百五十四条の二の規定は、平成十八年四月一日前に締結された保険契約であって保険業法第百条の五第一項（保険業法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する運用実績連動型保険契約であるものに係る特別勘定についても適用する。

#### 第三条（別表に関する経過措置）

新保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））及び別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））は、平成十八年四月一日以後に開始する事業年度（保険業法第百九条（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する事業年度をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類（保険業法第百十一条第一項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する説明書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

##### ２

新保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））に掲げる経理に関する指標等の項第九号に「一般管理費（法第二百六十五条の三十三第一項の負担金の額を注記する。）」とあるのは、生命保険契約者保護機構（保険業法第二百六十五条の三十七第一項に規定する生命保険契約者保護機構をいう。）に金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第百七号）附則第百四十条第八項の規定により同項に規定する継続事業勘定が設けられている間、「一般管理費（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第百七号）附則第百四十条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧保険業法（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第百三十二条第四項に規定する旧保険業法をいう。）第二百六十条第五項第六号に規定する負担金及び法第二百六十五条の三十三第一項の負担金の額をそれぞれ注記する。）」とする。

# 附　則（平成一八年三月三〇日内閣府令第二九号）

#### 第一条（施行期日）

この内閣府令は、銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成一八年三月三一日内閣府令第三六号）

この府令は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一八年四月一三日内閣府令第四〇号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成十八年五月一日から施行する。

#### 第二条（保険計理人の選任を要する損害保険会社に関する経過措置）

保険業法（以下「法」という。）第百二十条第一項に規定する内閣府令で定める要件に該当する損害保険会社として新規則第七十六条で定める損害保険会社であって、改正前の保険業法施行規則（以下「旧規則」という。）第七十六条で定める要件に該当する損害保険会社以外の損害保険会社は、平成十九年三月三十一日までに取締役会において保険計理人を選任しなければならない。

#### 第三条（生命保険会社の保険計理人の要件に関する経過措置）

この府令の施行の際現に生命保険会社が選任している保険計理人が、法第百二十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者として旧規則第七十八条第二号に掲げる要件に該当する者である場合には、当該保険計理人を、平成二十一年三月三十一日までに限り、新規則第七十八条第一項第一号に掲げる要件に該当する者とみなす。

#### 第四条（損害保険会社の保険計理人の要件に関する経過措置）

法第百二十条第一項に規定する内閣府令で定める要件に該当する損害保険会社として旧規則第七十六条に定める損害保険会社にあっては、この府令の施行の際現に当該損害保険会社が選任している保険計理人が新規則第七十八条第二項各号に掲げる要件のいずれにも該当しない者であっても、旧規則第七十八条第一号又は第二号に掲げる要件に該当する者である場合には、当該保険計理人を、平成二十一年三月三十一日までに限り、新規則第七十八条第二項第一号に掲げる要件に該当する者とみなす。

##### ２

法第百二十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は、同条第一項に規定する保険会社が旧規則第七十六条で定める要件に該当する損害保険会社以外の損害保険会社である場合には、平成二十一年三月三十一日までに限り、保険数理に関して必要な知識及び経験を有する者として新規則第七十八条第二項各号に掲げる要件に該当する者に準ずる者として、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

###### 一

社団法人日本アクチュアリー会（昭和三十八年五月十四日に社団法人日本アクチュアリー会という名称で設立された法人をいう。以下この項及び第七条第二項において同じ。）の正会員であり、かつ、損害保険会社及び外国損害保険会社等の保険数理に関する業務に三年以上従事した者

###### 二

社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、保険数理に関する業務に五年以上従事した者（損害保険会社及び外国損害保険会社等の保険数理に関する業務に一年以上従事した者に限り、前号に掲げる者を除く。）

###### 三

社団法人日本アクチュアリー会の準会員（資格試験のうち三科目以上に合格した者に限る。）であり、かつ、保険数理に関する業務に十年以上従事した者（損害保険会社及び外国損害保険会社等の保険数理に関する業務に一年以上従事した者に限る。）

#### 第五条（日本における保険計理人の選任を要する外国損害保険会社等に関する経過措置）

法第百九十九条において準用する法第百二十条第一項に規定する内閣府令で定める要件に該当する外国損害保険会社等として新規則第百五十五条に定める外国損害保険会社等であって、旧規則第百五十五条で定める要件に該当する外国損害保険会社等以外の外国損害保険会社等の日本における代表者は、平成十九年三月三十一日までに当該外国損害保険会社等の日本における保険計理人を選任しなければならない。

#### 第六条（外国生命保険会社等の日本における保険計理人の要件に関する経過措置）

この府令の施行の際現に外国生命保険会社等が選任している日本における保険計理人が、法第百九十九条において準用する法第百二十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者として旧規則第百五十七条で定める旧規則第七十八条第二号に掲げる要件に該当する者である場合には、当該日本における保険計理人を、平成二十一年三月三十一日までに限り、新規則第百五十七条で定める新規則第七十八条第一項第一号に掲げる要件に該当する者とみなす。

#### 第七条（外国損害保険会社等の日本における保険計理人の要件に関する経過措置）

法第百九十九条において準用する法第百二十条第一項に規定する内閣府令で定める要件に該当する外国損害保険会社等として旧規則第百五十五条に定める外国損害保険会社等にあっては、この府令の施行の際現に当該外国損害保険会社等が選任している日本における保険計理人が、新規則第百五十七条で定める新規則第七十八条第二項各号に掲げる要件のいずれにも該当しない者であっても、旧規則第百五十七条で定める旧規則第七十八条第一号又は第二号に掲げる要件に該当する者である場合には、当該日本における保険計理人を、平成二十一年三月三十一日までに限り、新規則第百五十七条で定める新規則第七十八条第二項第一号に掲げる要件に該当する者とみなす。

##### ２

法第百九十九条において準用する法第百二十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は、法第百九十九条において準用する法第百二十条第一項に規定する保険会社が旧規則第百五十五条で定める要件に該当する外国損害保険会社等以外の外国損害保険会社等である場合には、平成二十一年三月三十一日までに限り、保険数理に関して必要な知識及び経験を有する者として新規則第百五十七条で定める新規則第七十八条第二項各号に掲げる要件に該当する者に準ずる者として、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

###### 一

社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、損害保険会社及び外国損害保険会社等の保険数理に関する業務に三年以上従事した者

###### 二

社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、保険数理に関する業務に五年以上従事した者（損害保険会社及び外国損害保険会社等の保険数理に関する業務に一年以上従事した者に限り、前号に掲げる者を除く。）

###### 三

社団法人日本アクチュアリー会の準会員（資格試験のうち三科目以上に合格した者に限る。）であり、かつ、保険数理に関する業務に十年以上従事した者（損害保険会社及び外国損害保険会社等の保険数理に関する業務に一年以上従事した者に限る。）

# 附　則（平成一八年四月二七日内閣府令第五九号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、会社法の施行の日から施行する。

#### 第三条（保険業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

この府令の施行の際現に相互会社（相互会社であって、この府令の施行の際に現に存するものをいう。以下同じ。）の取締役であるもの（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「会社法整備法」という。）第二百十五条の規定による改正前の保険業法（平成七年法律第百五号。以下「旧保険業法」という。）第二十七条第二項第三号の二に規定する者（執行役を除く。）に限る。）は、第四項において読み替えて適用する第二条の規定による改正後の保険業法施行規則（以下「新規則」という。）第二十条の十四又は第二十条の十五の規定により社外取締役（会社法整備法第二百十五条の規定による改正後の保険業法（以下「新保険業法」という。）第五十三条の二十四第三項に規定する社外取締役をいう。以下同じ。）に該当しないものであっても、この府令の施行後最初に開催される定時社員総会（総代会を設けている場合には、定時総代会。以下同じ。）の終結の時までの間は、社外取締役であるものとみなす。

##### ２

この府令の施行の際現に大会社（旧保険業法第五十二条の二第二項に規定する大会社をいう。以下同じ。）及び会社法整備法施行の際現に会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十七年政令第三百六十七号）第二十条第三項の規定の適用を受けている相互会社の監査役であるもの（旧保険業法第五十九条第一項において準用する会社法整備法第一条第八号の規定による廃止前の株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「旧商法特例法」という。）第十八条第一項に規定する者に限る。）は、第四項において読み替えて適用する新規則第二十条の十四又は第二十条の十五の規定により社外監査役（新保険業法第五十三条の五第三項に規定する社外監査役をいう。以下同じ。）に該当しないものであっても、この府令の施行後最初に開催される定時社員総会の終結の時までの間は、社外監査役であるものとみなす。

##### ３

この府令の施行の際現に相互会社の監査役であるものであって、旧子会社（旧保険業法第二条第十二項に規定する子会社をいう。）以外の実質子会社（新保険業法第三十三条の二第一項に規定する実質子会社をいう。）の取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人（以下この項において「子会社取締役等」という。）を兼ねているものは、次項において読み替えて適用する新規則第二十条の十四又は第二十条の十五の規定にかかわらず、当該監査役の任期が終了するまでの間は、施行日以後も当該子会社取締役等を兼ねることができる。

##### ４

社外取締役及び社外監査役についての新規則第二十条の十四第一項の規定の適用については、同項中「当該会社等」とあるのは、「当該会社等（法第五十三条の五第三項（法第百八十条の四第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五十三条の二十四第三項に規定する実質子会社のうち、船主相互保険組合法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成十八年内閣府令第五十九号）の施行前のものについては、旧子会社（同府令附則第三条第三項に規定する旧子会社をいう。））」とする。

##### ５

新規則別紙様式第四号から第五号の三までは、施行日以後に招集の手続がされた株主総会（相互会社にあっては、社員総会（総代会が設けられている場合には、総代会。以下この項において同じ。））に係る書類について適用し、施行日前に招集の手続が開始された株主総会に係る書類については、なお従前の例による。

##### ６

取締役が次の各号に掲げる議案を提出する場合には、社員総会参考書類（総代会を設けている場合には、総代会参考書類）には、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

###### 一

会社法整備法第二百十六条第十一項の規定によりなお従前の例によることとされた社員総会（総代会を設けている場合にあっては、総代会）に提出する会計参与の選任に関する議案

###### 二

会社法整備法第二百十六条第十一項の規定によりなお従前の例によることとされた社員総会（総代会を設けている場合にあっては、総代会）に提出する会計参与の報酬に関する議案

###### 三

会社法整備法第二百十六条第十二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧保険業法第四十一条又は第四十九条において準用する会社法整備法第六十四条の規定による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号。以下「旧商法」という。）第二百四十五条第一項第三号に掲げる行為に関する議案

###### 四

会社法整備法第二百十六条第二十一項の規定によりなお従前の例によることとされた貸借対照表及び損益計算書の承認に関する議案

###### 五

会社法整備法第二百十六条第二十一項の規定によりなお従前の例によることとされた剰余金の処分又は損失の処理に関する議案

###### 六

会社法整備法第二百十六条第三十三項の規定によりなお従前の例によることとされた組織変更計画書（旧保険業法第六十八条又は第八十五条の組織変更に係るものに限る。以下この号において同じ。）の承認に関する議案の場合

###### 七

会社法整備法第二百十六条第三十三項の規定によりなお従前の例によることとされた組織変更計画書（旧保険業法第九十二条の五第一項の組織変更における株式交換に係るものに限る。以下この号において同じ。）の承認に関する議案の場合

###### 八

会社法整備法第二百十六条第三十三項の規定によりなお従前の例によることとされた組織変更計画書（旧保険業法第九十二条の八第一項の組織変更における株式移転に係るものに限る。以下この号において同じ。）の承認に関する議案の場合

###### 九

会社法整備法第二百十六条第三十三項の規定によりなお従前の例によることとされた合併契約書（旧保険業法第百六十条、第百六十二条第一項又は第百六十四条第一項に規定する合併契約書に限る。以下この号において同じ。）の承認に関する議案の場合

###### 十

会社法整備法第二百十六条第三十三項の規定によりなお従前の例によることとされた合併契約書（旧保険業法第百六十一条、第百六十三条第一項又は第百六十五条第一項に規定する合併契約書に限る。以下この号において同じ。）の承認に関する議案の場合

##### ７

新規則第二十九条の二第六項の規定は、会社法整備法第二百十六条第二十一項の規定によりなお従前の例によるものとされた事業報告書を定時社員総会に提出する場合について準用する。

##### ８

次に掲げる事項は、この府令の施行後最初に開催する株主総会に係る株主総会参考書類（相互会社にあっては、社員総会に係る社員総会参考書類（総代会を設けている場合には、総代会参考書類）。次項及び第十項において同じ。）については適用しない。

###### 一

新規則別紙様式第四号記載上の注意１（１）○４及び○５、（２）○４、（３）○７及び○８並びに（４）○５、○６及び○７（相互会社にあっては、新規則別紙様式第五号記載上の注意１（１）○６、（２）○４、（３）○８並びに（４）○５及び○６（総代会を設けている場合には、新規則別紙様式第五号の三記載上の注意１（１）○６、（２）○４、（３）○８並びに（４）○５及び○６））に掲げる事項

###### 二

新規則別紙様式第四号記載上の注意３（１）柱書後段（相互会社にあっては、新規則別紙様式第五号記載上の注意３（１）柱書後段（総代会を設けている場合には、新規則別紙様式第五号の三記載上の注意３（１）柱書後段））に掲げる事項

###### 三

新規則別紙様式第四号記載上の注意５（４）及び（６）（相互会社にあっては、新規則別紙様式第五号記載上の注意５（２）（総代会を設けている場合には、新規則別紙様式第五号の三記載上の注意５（２）））に掲げる事項

###### 四

新規則別紙様式第四号記載上の注意７（１）（相互会社にあっては、新規則別紙様式第五号記載上の注意７（１）（総代会を設けている場合には、新規則別紙様式第五号の三記載上の注意７（１）））に掲げる事項

##### ９

前項の株主総会参考書類に係る新規則別紙様式第四号記載上の注意５（４）及び（６）（相互会社にあっては、新規則別紙様式第五号記載上の注意５（２）（総代会を設けている場合には、新規則別紙様式第五号の三記載上の注意５（２）））、第六項第六号及び第八号から第十号まで並びに会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）附則第四条第一項第四号から第七号まで及び第九号の規定の適用については、新規則別紙様式第四号記載上の注意５（４）及び（６）中「１（１）」とあるのは「１（１）○１から○３まで」と、「１（２）」とあるのは「１（２）○１から○３まで」と、「１（３）」とあるのは「１（３）○１から○６まで」と、「１（４）」とあるのは「１（４）○１から○４まで」と、新規則別紙様式第五号記載上の注意５（２）（総代会を設けている場合には、新規則別紙様式第五号の三記載上の注意５（２））中「１（１）」とあるのは「１（１）○１から○５まで」と、「１（２）」とあるのは「１（２）○１から○３まで」と、「１（３）」とあるのは「１（３）○１から○７まで」と、「１（４）」とあるのは「１（４）○１から○４まで」と、第六項第六号及び第八号から第十号までの規定中「新規則別紙様式第五号記載上の注意１（１）（総代会参考書類にあっては、新規則別紙様式第五号の三記載上の注意１（１））」とあるのは「新規則別紙様式第五号記載上の注意１（１）○１から○５まで（総代会参考書類にあっては、新規則別紙様式第五号の三記載上の注意１（１）○１から○５まで）」と、「新規則別紙様式第五号記載上の注意１（３）（総代会参考書類にあっては、新規則別紙様式第五号の三記載上の注意１（３））」とあるのは「新規則別紙様式第五号記載上の注意１（３）○１から○７まで（総代会参考書類にあっては、新規則別紙様式第五号の三記載上の注意１（３）○１から○７まで）」と、同項第六号、第八号及び第十号中「新規則別紙様式第五号記載上の注意１（４）（総代会参考書類にあっては、新規則別紙様式第五号の三記載上の注意１（４））」とあるのは「新規則別紙様式第五号記載上の注意１（４）○１から○４まで（総代会参考書類にあっては、新規則別紙様式第五号の三記載上の注意１（４）○１から○４まで）」と、会社法施行規則附則第四条第一項第四号から第七号までの規定中「第七十四条に規定する」とあるのは「保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別紙様式第四号記載上の注意１（１）○１から○３までに掲げる」と、同項第四号から第七号まで及び第九号中「第七十六条に規定する」とあるのは「保険業法施行規則別紙様式第四号記載上の注意１（３）○１から○６までに掲げる」と、同項第五号、第七号及び第九号中「第七十七条に規定する」とあるのは「保険業法施行規則別紙様式第四号記載上の注意１（４）○１から○４までに掲げる」とする。

##### １０

第八項の株主総会参考書類に係る新規則別紙様式第四号記載上の注意７（相互会社にあっては、新規則別紙様式第五号記載上の注意７（総代会を設けている場合には、新規則別紙様式第五号の三記載上の注意７。以下この項において同じ。））の適用については、新規則別紙様式第四号記載上の注意７中「超える場合」とあるのは、「超える場合（四百字を超える場合を含む。）」とする。

##### １１

次に掲げる事項は、この府令の施行後最初に到来する事業年度の末日に係る事業報告であって、この府令の施行後最初に開催する株主総会（相互会社にあっては、社員総会（総代会を設けている場合には、総代会））において報告すべきものについては、適用しない。

###### 一

新規則別紙様式第七号第１事業報告書２（（１）記載上の注意４前段（取締役、監査役及び執行役が他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者である事実を除く。）及び６に限る。）、３、６（（１）（記載上の注意３○１から○３までに限る。）、（２）及び（３）イに限る。）及び７から９までに掲げる事項

###### 二

新規則別紙様式第十五号の二２（（１）記載上の注意４前段（取締役、監査役及び執行役が他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者である事実を除く。）及び６に限る。）、３、６（（１）（記載上の注意３○１から○３までに限る。）、（２）及び（３）イに限る。）及び７から９までに掲げる事項

###### 三

新規則別紙様式第十六号の十七第１事業報告書２（（１）記載上の注意４前段（取締役、監査役及び執行役が他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者である事実を除く。）及び６に限る。）、３、６（（１）（記載上の注意３○１から○３までに限る。）、（２）及び（３）イに限る。）及び７から９までに掲げる事項

###### 四

新規則別紙様式第十六号の二十六２（（１）記載上の注意４前段（取締役、監査役及び執行役が他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者である事実を除く。）及び６に限る。）及び３に掲げる事項

##### １２

前項の事業年度の末日において委員会設置会社である場合における同項の規定の適用については、同項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（新規則別紙様式第七号第１事業報告書８、新規則別紙様式第十五号の二８、新規則別紙様式第十六号の十七第１事業報告書８及び新規則別紙様式第十六号の二十六８を除く。）」とする。

##### １３

施行日前に到来した最終の決算期に係る相互会社である委員会設置会社の各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類は、第二条の規定による改正前の保険業法施行規則（以下「旧規則」という。）の定めるところにより作成するものとする。

##### １４

施行日前に到来した最終の決算期に係る相互会社である委員会設置会社の各事業年度に係る事業報告及びその附属明細書は、事業報告書及びその附属明細書として旧規則の定めるところにより作成するものとする。

##### １５

前二項の規定により作成されるものについての監査は、旧保険業法及び旧規則の定めるところによる。

##### １６

前項の場合において、次のいずれにも該当するときは、新規則第二十九条の四各号のいずれにも該当するものとみなす。

###### 一

各会計監査人の監査報告書が、第十三項の規定により作成されるもの（連結計算書類を除く。）が法令及び定款に従い相互会社である委員会設置会社の財産及び損益の状況を正しく表示したものである旨を内容とするものであること。

###### 二

監査委員会の監査報告書（各監査委員の意見の付記を含む。）が前号についての会計監査人の監査の結果を相当でないと認めた旨を内容とするものでないこと。

##### １７

新規則第二十九条第七項の規定は、第十三項の規定により作成する計算書類を定時社員総会に提出する場合について準用する。

##### １８

新規則第二十九条の二第六項の規定は、第十四項の規定により作成する事業報告書を定時社員総会に提出する場合について準用する。

##### １９

新規則第二十九条第七項の規定は、会社法整備法第二百十六条第二十一項の規定によりなお従前の例によるものとされた計算書類を定時社員総会に提出する場合について準用する。

##### ２０

新規則第二十九条の三第七項の規定は、会社法整備法第二百十六条第二十二項の規定によりなお従前の例によるものとされた連結計算書類を定時社員総会に提出する場合について準用する。

##### ２１

施行日前に到来した決算期に係る貸借対照表又は損益計算書に記載又は記録がされた情報につき施行日前に旧保険業法第五十九条第一項において準用する旧商法特例法第十六条第五項（旧保険業法第五十二条の三第二項において準用する旧商法特例法第二十一条の三十一第三項において準用する場合を含む。）の規定による措置をとる場合における貸借対照表又は損益計算書については、旧規則の定めるところによる。

##### ２２

新保険業法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項若しくは第二項の規定による公告（同条第三項の規定による措置を含む。）又は新保険業法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定による公告（同条第三項の規定による措置を含む。）をする場合において、これらの規定に規定する貸借対照表又は損益計算書が施行日前に到来した決算期に係るものであるときは、当該公告において明らかにしなければならない事項は、旧規則の定めるところによる。

##### ２３

保険業を営む株式会社が最終事業年度の末日後に次の各号に掲げる行為をした場合には、第一号から第七号までに定める額の合計額から第八号から第十二号までに定める額の合計額を減じて得た額をも新保険業法第十七条の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十六条第七号に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額に含むものとする。

###### 一

会社法整備法第十三条又は第八十三条第一項本文の規定によりなお従前の例によることとされる株式又は持分の消却

###### 二

会社法整備法第二十七条第二項又は第九十九条の規定によりなお従前の例によることとされる旧有限会社法（会社法整備法第一条第三号の規定による廃止前の有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）をいう。以下同じ。）第四十三条第一項第四号又は旧商法第二百八十一条第一項第四号に掲げるものの承認

###### 三

会社法整備法第三十条又は第百条の規定によりなお従前の例によることとされる剰余金の配当

###### 四

会社法整備法第百一条の規定によりなお従前の例によることとされる金銭の分配

###### 五

会社法整備法第百五条又は第二百十六条第三十三項の規定によりなお従前の例によることとされる新設分割（当該新設分割により設立する会社にその営業を承継させる会社となる場合における当該新設分割に限る。第七号において同じ。）

###### 六

会社法整備法第三十六条、第百五条又は第二百十六条第三十三項の規定によりなお従前の例によることとされる吸収分割（他の会社にその営業を承継させる会社となる場合における当該吸収分割に限る。次号において同じ。）

###### 七

施行日前に効力が生じた新設分割又は吸収分割（前二号に掲げるものを除く。）

###### 八

会社法整備法第二十九条、第百六条又は第二百十六条第七項の規定によりなお従前の例によることとされる資本の減少

###### 九

会社法整備法第二十九条、第百六条又は第二百十六条第七項の規定によりなお従前の例によることとされる準備金の減少

###### 十

会社法整備法第二十七条第二項又は第九十九条の規定によりなお従前の例によることとされる旧有限会社法第四十三条第一項第四号又は旧商法第二百八十一条第一項第四号に掲げるものの承認に際しての旧商法第二百八十九条第一項（旧有限会社法第四十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による準備金の減少

###### 十一

旧商法第二百八十八条ノ二第二項又は第四項（旧有限会社法第四十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により資本準備金としなかった額の決定

###### 十二

旧商法第二百八十八条ノ二第五項前段（旧有限会社法第四十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により資本準備金としなかった額の決定

##### ２４

関連当事者との取引に関する注記は、この府令の施行後最初に到来する事業年度の末日に係る計算書類であって、この府令の施行後最初に開催する株主総会（相互会社にあっては、社員総会（総代会を設けている場合には、総代会））の招集の通知に併せてその内容を通知すべきものについては、適用しない。

##### ２５

会社法整備法第十三条の規定によりなお従前の例によることとされた持分の消却に相当する株式の消却及び会社法整備法第八十三条の規定によりなお従前の例によることとされた株式の消却については、旧規則の定めるところによる。

##### ２６

新保険業法第四条第一項に規定する免許申請書、新保険業法第百十一条第一項若しくは第二項又は第二百七十一条の二十五第一項に規定する説明書類、新保険業法第二百七十一条の二十二第二項に規定する申請書又は新規則に規定する認可申請書に添付する書類又は記載する事項が施行日前に到来した決算期に係るものであるときは、当該書類又は事項は、旧規則の定めるところによる。

##### ２７

新規則別紙様式第一号から第一号の八まで、第六号から第七号の三まで、第十一号から第十二号の二まで、第十四号から第十五号の三まで、第十六号の十七から第十六号の二十まで、第十六号の二十四から第十六号の二十七まで、第二十六号及び第二十七号並びに保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令附則別紙様式第二号及び第三号は、施行日以降に到来する決算期に係る書類について適用し、施行日前に到来した決算期に係る書類については、なお従前の例による。

##### ２８

新規則第六十条第一項、第六十七条、第八十二条第一項又は第八十五条第四項の規定は、施行日以降に到来する決算期に係る認可の申請、意見書の提出又は届出について適用し、施行日前に到来した決算期に係る認可の申請、意見書の提出又は届出については、なお従前の例による。

##### ２９

新規則第八十六条の規定は、施行日以降に終了する事業年度に係る新保険業法第百三十条の基準の算定について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る同条の基準の算定については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一八年四月二八日内閣府令第六一号）

この府令は、平成十九年四月一日から施行する。

##### ２

保険業法（以下「法」という。）第百十一条第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する説明書類の記載事項のうち、新規則第五十九条の二第一項第四号ハに掲げる事項については、平成十九年四月一日以後に開始する事業年度に係るものについて記載することを要し、同日前に開始する事業年度に係るものについては記載することを要しない。

##### ３

法第百十一条第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する説明書類の記載事項のうち、新規則別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））に掲げる事項については、平成十八年四月一日以後に開始する事業年度に係るものについて記載することを要し、同日前に開始する事業年度に係るものについては記載することを要しない。

# 附　則（平成一八年九月二九日内閣府令第八一号）

この府令は、平成十八年十月一日から施行する。

# 附　則（平成一八年一〇月一二日内閣府令第八四号）

この府令は、公布の日から施行する。

##### ２

この府令第一条による改正後の銀行法施行規則別紙様式、第二条による改正後の船主相互保険組合法施行規則別紙様式、第三条による改正後の長期信用銀行法施行規則別紙様式、第四条による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式、第五条による改正後の金融先物取引法施行規則別紙様式、第六条による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式及び第七条による改正後の保険業法施行規則別紙様式は、平成十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一八年一〇月三〇日内閣府令第八五号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一九年二月八日内閣府令第一六号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、公布の日から施行する。

#### 第四条（保険業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

施行日前に保険会社又は少額短期保険業者について株主総会、創立総会、社員総会若しくは総代会、社債権者集会、保険契約者総会若しくは保険契約者総代会又は債権者集会の招集の決定があった場合におけるその株主総会、創立総会、社員総会若しくは総代会、社債権者集会、保険契約者総会若しくは保険契約者総代会又は債権者集会については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一九年五月一四日内閣府令第四〇号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一九年六月一三日内閣府令第四三号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一九年七月一三日内閣府令第四九号）

この府令は、信託法の施行の日から施行する。

# 附　則（平成一九年八月八日内閣府令第六〇号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、証券取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

#### 第三十三条（保険業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

保険金信託業務を行う生命保険会社等（証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十三号）第十四条の規定による改正後の保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第十三条の三に規定する保険金信託業務を行う生命保険会社等をいう。以下同じ。）が施行日以後に顧客（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等との間で施行日前に特定信託契約（改正法第十八条の規定による改正後の保険業法（平成七年法律第百五号。以下「新保険業法」という。）第九十九条第八項において準用する新信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約をいう。以下この条、次条及び附則第三十六条において同じ。）に相当する契約を締結した者に限る。）との間で特定信託契約の締結をしようとする場合における新保険業法第九十九条第八項において準用する新信託業法第二十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該顧客が施行日から起算して三月以内に当該特定信託契約を締結しようとする場合とする。

##### ２

前項の場合において、保険金信託業務を行う生命保険会社等は、特定信託契約が成立したときは、遅滞なく、同項の顧客に対し、契約締結前交付書面（第六条の規定による改正後の保険業法施行規則（以下「新保険業法施行規則」という。）第五十二条の十三の十五第三号ニ（１）に規定する契約締結前交付書面をいう。附則第三十六条において同じ。）を交付しなければならない。

#### 第三十四条

新保険業法施行規則第五十二条の十三の十二第三号の適用については、施行日前に締結した特定信託契約に相当する契約は、同号の特定信託契約とみなす。

#### 第三十五条

新保険業法施行規則第五十二条の十三の十六の規定は、ビラ又はパンフレットを配布する方法により多数の者に対して同様の方法で行う情報の提供については、施行日から起算して三月を経過するまでの間は、適用しない。

#### 第三十六条

保険金信託業務を行う生命保険会社等は、施行日以後に特定信託契約を締結しようとする場合であって、施行日前に、当該特定信託契約と同一の内容の契約について、顧客に対し、新保険業法第九十九条第八項において準用する新信託業法第二十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定の例により書面を交付しているときには、当該顧客に対し、同項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなして、新保険業法施行規則第五十二条の十三の二十二第一項第一号の規定を適用する。

#### 第三十七条

保険会社等（新保険業法第二条の二第一項に規定する保険会社等をいう。以下同じ。）、外国保険会社等（新保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。以下同じ。）、保険募集人（新保険業法第二条第二十三項に規定する保険募集人をいう。以下同じ。）又は保険仲立人（新保険業法第二条第二十五項に規定する保険仲立人をいう。以下同じ。）が施行日以後に顧客（当該保険会社等、外国保険会社等若しくは保険仲立人との間で施行日前に特定保険契約等（新保険業法第三百条の二において読み替えて準用する新金融商品取引法第三十四条に規定する特定保険契約等をいう。以下この条及び次条において同じ。）に相当する契約を締結した者又は当該保険募集人若しくは保険仲立人による代理若しくは媒介により施行日前に特定保険契約（新保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下この条において同じ。）に相当する契約を締結した者に限る。）を相手方とする特定保険契約等の締結又は当該顧客を相手方とする特定保険契約の締結の代理若しくは媒介をしようとする場合における新保険業法第三百条の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該顧客が施行日から起算して三月以内に当該特定保険契約等を締結しようとする場合とする。

##### ２

前項の場合において、保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人は、特定保険契約等が成立したときは、遅滞なく、同項の顧客に対し、契約締結前交付書面（新保険業法施行規則第二百三十四条の十五第三号ニ（１）に規定する契約締結前交付書面をいう。）を交付しなければならない。

#### 第三十八条

新保険業法施行規則第二百三十四条の十二第三号の適用については、施行日前に締結した特定保険契約に相当する契約は、同号の特定保険契約とみなす。

#### 第三十九条

新保険業法施行規則第二百三十四条の十六の規定は、ビラ又はパンフレットを配布する方法により多数の者に対して同様の方法で行う情報の提供については、施行日から起算して三月を経過するまでの間は、適用しない。

# 附　則（平成一九年九月二〇日内閣府令第七二号）

この府令は、平成十九年十月一日から施行する。

# 附　則（平成一九年九月二七日内閣府令第七四号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成十九年十月一日から施行する。

#### 第三条（保険業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

旧郵便貯金は、第十条の規定による改正後の保険業法施行規則第五十二条の二十四第五項第七号の規定の適用については、金融機関への預金とみなす。

# 附　則（平成一九年一二月二一日内閣府令第八九号）

この府令は、平成十九年十二月二十二日から施行する。

# 附　則（平成二〇年一月一〇日内閣府令第一号）

この府令は、公布の日から施行する。

##### ２

第一条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式第二号から別紙様式第三号の三まで、別紙様式第七号から別紙様式第七号の三まで、別紙様式第十二号、別紙様式第十二号の二、別紙様式第十五号、別紙様式第十六号の十七、別紙様式第十六号の二十及び別紙様式第十六号の二十五、第二条の規定による改正後の船主相互保険組合法施行規則別紙様式第一号並びに第三条の規定による改正後の保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令附則別紙様式第二号は、平成十九年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

##### ３

第一条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式第六号から別紙様式第六号の三まで、別紙様式第十一号、別紙様式第十一号の二、別紙様式第十四号、別紙様式第十六号の十八、別紙様式第十六号の十九及び別紙様式第十六号の二十四並びに第二条の規定による改正後の船主相互保険組合法施行規則別紙様式第三号は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二〇年三月二八日内閣府令第一一号）

この府令は、平成二十年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二〇年三月三一日内閣府令第一三号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二〇年三月三一日内閣府令第一四号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二〇年六月一三日内閣府令第三八号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二〇年七月四日内閣府令第四三号）

この府令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

# 附　則（平成二〇年九月一九日内閣府令第五五号）

この府令は、公布の日から施行する。

##### ２

第一条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式及び第二条の規定による改正後の船主相互保険組合法施行規則別紙様式は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二〇年九月二四日内閣府令第五六号）

この府令は、平成二十年十月一日から施行する。

# 附　則（平成二〇年一〇月二九日内閣府令第六七号）

この府令は、電子記録債権法の施行の日から施行する。

# 附　則（平成二〇年一二月一日内閣府令第七七号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二〇年一二月五日内閣府令第七九号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成二十年十二月十二日から施行する。

#### 第二十一条（罰則の適用に関する経過措置）

施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二〇年一二月一二日内閣府令第八〇号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二〇年一二月二六日内閣府令第八九号）

この府令は、平成二十一年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二一年一月二三日内閣府令第一号）

#### 第一条（施行期日）

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

#### 第四条（罰則の適用に関する経過措置）

この命令（附則第一条ただし書に規定する規定にあっては、当該規定）の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二一年三月三一日内閣府令第一二号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二一年四月一日内閣府令第二二号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、公布の日から施行する。

#### 第三条（保険業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条の規定による改正後の保険業法施行規則（以下この条において「新保険業法施行規則」という。）の施行の日前に吸収合併、新設合併又は事業の譲受け（移転先会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第百三十五条第一項に規定する移転先会社をいう。）となることを含む。以下この項において同じ。）に係る契約が締結された相互会社の吸収合併、新設合併又は事業の譲受けに際しての計算については、なお従前の例による。

##### ２

新保険業法施行規則の施行の日前に招集の手続が開始された相互会社の社債権者集会に係る社債権者集会参考資料については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二一年四月一七日内閣府令第二五号）

この府令は、公布の日から施行する。

##### ２

第一条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式第二号から別紙様式第三号の三まで、別紙様式第四号の二、別紙様式第五号の二、別紙様式第七号から別紙様式第七号の三まで、別紙様式第十二号、別紙様式第十二号の二、別紙様式第十五号から別紙様式第十五号の三まで、別紙様式第十六号の十七、別紙様式第十六号の二十及び別紙様式第十六号の二十五から別紙様式第十六号の二十七まで並びに第二条の規定による改正後の船主相互保険組合法施行規則別紙様式第一号は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

##### ３

第一条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式第六号から別紙様式第六号の三まで、別紙様式第十一号、別紙様式第十一号の二、別紙様式第十四号、別紙様式第十六号の十八、別紙様式第十六号の十九及び別紙様式第十六号の二十四並びに第二条の規定による改正後の船主相互保険組合法施行規則別紙様式第三号は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二一年四月二〇日内閣府令第二六号）

この府令は、公布の日から施行する。

##### ２

第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式第三号から別紙様式第四号の二まで、別紙様式第五号の二、別紙様式第六号の三、別紙様式第六号の四、別紙様式第七号の三、別紙様式第七号の四、別紙様式第八号の二から別紙様式第九号の二まで、別紙様式第十二号、別紙様式第十三号の二及び別紙様式第十四号、第二条の規定による改正後の無尽業法施行細則業務報告書雛形、第三条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式第一号の二から別紙様式第一号の四まで、別紙様式第一号の六から別紙様式第一号の八まで、別紙様式第四号、別紙様式第七号から別紙様式第七号の三まで、別紙様式第十五号、別紙様式第十五号の二及び別紙様式第十六号の十七並びに第四条の規定による改正後の信託業法施行規則別紙様式は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

##### ３

第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式第一号、別紙様式第一号の二、別紙様式第五号、別紙様式第六号、別紙様式第六号の二、別紙様式第八号、別紙様式第十一号及び別紙様式第十三号並びに第三条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式第六号から別紙様式第六号の三まで、別紙様式第十四号及び別紙様式第十六号の十九は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二一年四月二〇日内閣府令第二七号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、公布の日から施行する。

#### 第十条（保険業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

保険業法第百十一条第一項に規定する説明書類の記載事項のうち第九条の規定による改正後の保険業法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第五十九条の二第一項第六号に掲げる事項、同法第百十一条第二項に規定する説明書類の記載事項のうち新規則第五十九条の三第一項第四号に掲げる事項、同法第百九十九条において準用する同法第百十一条第一項に規定する説明書類の記載事項のうち新規則第百四十三条の二第一項第四号に掲げる事項、同法第二百七十一条の二十五第一項に規定する説明書類の記載事項のうち新規則第二百十条の十の二第一項第五号に掲げる事項、同法第二百七十二条の十七において準用する同法第百十一条第一項に規定する説明書類の記載事項のうち新規則第二百十一条の三十七第一項第六号に掲げる事項及び同法第二百七十二条の十七において準用する同法第百十一条第二項に規定する説明書類の記載事項のうち新規則第二百十一条の三十八第一項第四号に掲げる事項については、平成二十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係るものについて適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

##### ２

新規則別紙様式は、平成二十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二一年六月二二日内閣府令第三四号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年六月二十二日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この府令の施行の際現に我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。次項において「旧特別措置法」という。）第七条第一項又は第十一条第一項に規定する認定を受けている会社については、なお従前の例による。

##### ２

この府令の施行の際現に旧特別措置法第五条第一項、第九条第一項、第十三条第一項又は第十六条第一項に規定する認定を受けている会社については、それぞれ我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項又は第十四条第一項に規定する認定を受けているものとみなす。

# 附　則（平成二一年七月八日内閣府令第四一号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、公布の日から施行する。

#### 第九条（保険業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第八条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式は、平成二十一年四月一日以後に開始した事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二一年九月九日内閣府令第六二号）

この府令は、公布の日から施行する。

##### ２

この府令の施行の際現に対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。）となっている者についての第一条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第八十二条第十四号、第二条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二百三十二条第九号、第四条の規定による改正後の銀行法施行規則第十四条の十一の二十七第一項第十七号、第五条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の二十五第一項第十七号、第六条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第百七十条の二十五第一項第十七号、第七条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三十一条の二十二第一項第六号、第八条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第百十条の二十五第一項第十七号、第九条の規定による改正後の保険業法施行規則第五十二条の十三の二十三第一項第十一号及び第二百三十四条の二十四第一項第十二号、第十条の規定による改正後の資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令第十三条第九号、第十一条の規定による改正後の特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令第十三条第九号並びに第十二条の規定による改正後の信託業法施行規則第三十条の二十三第一項第十号の規定の適用については、この府令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

##### ３

この府令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二一年九月二四日内閣府令第六三号）

この府令は、株式会社企業再生支援機構法の施行の日（平成二十一年九月二十八日）から施行する。

# 附　則（平成二一年一二月二四日内閣府令第七六号）

この府令は、保険法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成二一年一二月二八日内閣府令第七八号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

###### 一

略

###### 二

略

###### 三

第十条中金融商品取引業等に関する内閣府令第七条第一号、第八条第五号、第四十四条第二号、第四十五条第五号及び第八十条第一項第一号の改正規定、同令第八十二条に一号を加える改正規定、同令第百十五条の次に一条を加える改正規定、同令第百十六条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同令第百十七条第一項の改正規定（「第三十八条第六号」を「第三十八条第七号」に改める部分並びに同項第八号及び第九号に係る部分に限る。）、同令第百十九条第一項第五号及び第六号並びに第百二十三条第一項第十八号ニの改正規定、同令第百七十四条第一号に次のように加える改正規定、同令第二百十七条、第二百三十一条第一項並びに第二百七十五条第一項第六号及び第七号の改正規定、同令別紙様式第一号及び別紙様式第九号の改正規定、同令別紙様式第十二号の改正規定（同様式１（９）○１の注意事項１及び○６の注意事項３に係る部分を除く。）並びに同令別紙様式第十六号の改正規定（同様式８（１）の注意事項１及び８（５）の注意事項２に係る部分を除く。）、第十二条の規定、第十三条中無尽業法施行細則第三条第一項の改正規定及び同令第二章中第十四条の三の次に一条を加える改正規定、第十四条中銀行法施行規則第十三条の三第一項第四号及び第十三条の七の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第十四条の十一の二十五第一項第一号の改正規定（「及び第十七号」を「、第十七号及び第十八号」に改める部分に限る。）、同令第十四条の十一の二十七第一項の改正規定、同令第十四条の十一の三十の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）、同条を同令第十四条の十一の三十の二とし、同令第十四条の十一の二十九の次に一条を加える改正規定、同令第十九条の二第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第三十四条の二の十七第三号ニ（１）及び第三十四条の二の二十五第一項の改正規定、同令第三十四条の二の三十の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）、同条を同令第三十四条の二の三十の二とし、同令第三十四条の二の二十九の次に一条を加える改正規定、同令第三十四条の四十九、第三十四条の五十三の二第三号ニ（１）、第三十四条の五十三の十第二号及び第三十四条の五十三の十二第一項の改正規定、同令第三十四条の五十三の十七の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）並びに同条を同令第三十四条の五十三の十七の二とし、同令第三十四条の五十三の十六の次に一条を加える改正規定、第十五条中長期信用銀行法施行規則第十二条第一項第四号及び第十二条の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第十八条の二第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第二十五条の二十八、第二十六条の二の二十三第一項第一号及び第二十六条の二の二十五第一項の改正規定、同令第二十六条の二の二十八の改正規定（同条第一号に係る部分を除く。）並びに同条を同令第二十六条の二の二十八の二とし、同令第二十六条の二の二十七の次に一条を加える改正規定、第十六条中信用金庫法施行規則第百二条第一項第四号及び第百十三条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第百三十二条第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第百五十五条の改正規定、第百七十条の二十三第一項第一号の改正規定（「第百七十条の二第二号」を「第百七十条の二の十二第二号」に改める部分を除く。）、同令第百七十条の二十五第一項の改正規定、同令第百七十条の二十八の改正規定（同条第一号に係る部分を除く。）並びに同条を同令第百七十条の二十八の二とし、同令第百七十条の二十七の次に一条を加える改正規定、第十七条中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第十一条の次に一条を加える改正規定、同令第十五条第七項に一号を加える改正規定、同令第三十一条の二十二第一項第六号の改正規定、同令第三十一条の二十三の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）及び同条を同令第三十一条の二十五とし、同令第三十一条の二十二の次に二条を加える改正規定、第十八条の規定（貸金業法施行規則第二十八条第一項の改正規定、同令第三十条の十六の次に十四条を加える改正規定及び同令第三十二条第一項の改正規定を除く。）、第十九条中中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第二条の三を同令第四条とし、同令第二条の二の次に一条を加える改正規定、第二十条中保険業法施行規則目次の改正規定（「第五十五条」を「第五十五条の二」に改める部分に限る。）、同令第五十二条の十三の二十三第一項に一号を加える改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同令第五十二条の十三の二十四の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）、同令第二編第三章中第五十五条の次に一条を加える改正規定、同令第五十九条の二第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第八十五条第五項第三号、第百六十六条第四項第三号及び第百九十二条第四項第三号の改正規定、同令第二百十一条の三第九号の次に一号を加える改正規定、同令第二百十一条の三十七第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第二百十一条の五十五第四項第三号の改正規定、同令第二百十九条第一項に一号を加える改正規定、同令第二百三十四条の二十四第一項の改正規定、同令第二百三十四条の二十六の次に一条を加える改正規定並びに同令第二百三十四条の二十七第一項の改正規定（同項第三号に係る部分を除く。）、第二十一条中信託業法施行規則第十三条第一項に一号を加える改正規定、同令第二十九条の次に一条を加える改正規定、同令第三十条の二十三第一項の改正規定、同令第三十条の二十四の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）、同条を同令第三十条の二十六とし、同令第三十条の二十三の次に二条を加える改正規定、同令第三十三条第七項の改正規定、同令第四十三条第一項に一号を加える改正規定、同条第二項に一号を加える改正規定、同条第三項に一号を加える改正規定、同条第四項に一号を加える改正規定、同令第五十一条の四に一号を加える改正規定及び同令第五十三条第二項に一号を加える改正規定、第二十二条中有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第二号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行規則第十二条第三項に一号を加える改正規定及び同令第十五条の二の次に一条を加える改正規定、第二十五条中協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四十一条第一項第四号及び第五十条の改正規定、同令第六十九条第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第九十五条、第百十条の二十三第一項第一号及び第百十条の二十五第一項の改正規定、同令第百十条の二十八の改正規定（同条第一号に係る部分を除く。）、同条を同令第百十条の二十八の二とし、同令第百十条の二十七の次に一条を加える改正規定並びに同令第百十一条の改正規定、第二十六条中投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二百三十四条の次に二条を加える改正規定及び同令第二百三十五条の改正規定並びに第二十七条、第二十八条及び附則第六条の規定

#### 第六条（契約締結前交付書面等の記載事項に関する経過措置）

第十条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第八十二条第十五号、第十四条の規定による改正後の銀行法施行規則第十四条の十一の二十七第一項第十八号及び第三十四条の五十三の十二第一項第十八号、第十五条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の二十五第一項第十八号、第十六条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第百七十条の二十五第一項第十八号、第十七条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第十五条第七項第七号及び第三十一条の二十二第一項第二号、第十八条の規定による改正後の貸金業法施行規則第十二条の二第一項第一号ヌ、第二号イ、第三号イ及び第四号、第二項第一号ヌ、第二号イ、第三号イ及び第四号、第五項第十四号並びに第六項第二号、第十三条第一項第一号ソ、第二号イ、第三号イ及び第四号、第三項第一号ソ、第二号イ、第三号イ及び第四号並びに第十六項第一号ノ、第二号イ、第三号イ及び第四号イ並びに第十九条第五項第二号、第三号及び第五号、第二十条の規定による改正後の保険業法施行規則第五十二条の十三の二十三第一項第十二号及び第二百三十四条の二十四第一項第十三号、第二十一条の規定による改正後の信託業法施行規則第三十条の二十三第一項第十一号及び第三十三条第七項、第二十二条の規定による改正後の有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第二号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行規則第十二条第三項第九号並びに第二十五条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第百十条の二十五第一項第十八号の規定の適用については、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

##### ２

第十条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第百七十四条第一号ホ、別紙様式第十二号及び別紙様式第十六号、第十二条の規定による改正後の証券金融会社に関する内閣府令別紙様式１、第十四条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第四号ハ、第十五条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第十八条の二第一項第四号ハ、第十六条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第四号ハ、第十八条の規定による改正後の貸金業法施行規則別紙様式第八号、第二十条の規定による改正後の保険業法施行規則第五十九条の二第一項第四号ニ及びホ、第百四十三条の二第一項第四号並びに第二百十一条の三十七第一項第四号ハ、第二十一条の規定による改正後の信託業法施行規則第四十三条第一項第六号、第二項第六号、第三項第七号及び第四項第五号並びに第二十五条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第四号ハの規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係るものについて適用する。

#### 第九条（禁止行為に関する経過措置）

平成二十二年十二月三十一日までの間における第十条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げるものとすることができる。

###### 一

新金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

###### 二

信用格付（新金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この項において同じ。）を付与した者が信用格付業（新金融商品取引法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。）を示すものとして使用する呼称

###### 三

信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を信用格付を付与した者及びその関係法人（第十条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第十号に規定する関係法人をいう。）のうち一若しくは二以上のものから入手する方法

###### 四

信用格付の前提、意義及び限界

##### ２

略

##### ３

略

##### ４

略

##### ５

略

##### ６

略

##### ７

略

##### ８

平成二十二年十二月三十一日までの間における第二十条の規定による改正後の保険業法施行規則第五十二条の十三の二十三の三第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、第一項各号に掲げるものとすることができる。

##### ９

平成二十二年十二月三十一日までの間における第二十条の規定による改正後の保険業法施行規則第二百三十四条の二十六の二第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、第一項各号に掲げるものとすることができる。

##### １０

略

##### １１

略

##### １２

略

##### １３

略

##### １４

略

#### 第十一条（罰則の適用に関する経過措置）

この府令（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二二年三月一日内閣府令第七号）

この府令は、資金決済に関する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成二二年四月一三日内閣府令第二二号）

この府令は、公布の日から施行する。

##### ２

第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下「新銀行法施行規則」という。）別紙様式第三号から第四号の二まで、第五号の二、第六号の三、第六号の四、第七号の三、第七号の四、第八号の二から第十号まで、第十二号及び第十三号の二から第十五号まで、第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則（以下この項において「新信用金庫法施行規則」という。）別紙様式、第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下この項において「新協同組合による金融事業に関する法律施行規則」という。）別紙様式、第四条の規定による改正後の保険業法施行規則（以下「新保険業法施行規則」という。）別紙様式第四号、第五号、第五号の二、第七号から第七号の三まで、第十二号、第十二号の二、第十五号から第十五号の三まで、第十六号の十七、第十六号の二十及び第十六号の二十五から第十六号の二十七まで、第五条の規定による改正後の船主相互保険組合法施行規則（以下「新船主相互保険組合法施行規則」という。）別紙様式第一号並びに第六条の規定による改正後の無尽業法施行細則（以下この項において「新無尽業法施行細則」という。）業務報告書雛形及び附属明細書ひな形は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

##### ３

新銀行法施行規則別紙様式第一号から第二号の二まで、第五号、第六号、第六号の二、第七号、第七号の二、第八号、第十一号及び第十三号、新保険業法施行規則別紙様式第六号から第六号の三まで、第十一号、第十一号の二、第十四号、第十六号の十八、第十六号の十九及び第十六号の二十四並びに新船主相互保険組合法施行規則別紙様式第三号は、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二二年四月二〇日内閣府令第二三号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成二十四年三月三十一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

保険会社（保険業法（以下「法」という。）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）は、平成二十四年三月三十一日前においても、この府令による改正後の保険業法施行規則（以下「新規則」という。）第五十九条の二に規定する事項を記載した業務及び財産の状況に関する説明書類の作成及び縦覧等を行うことができる。

##### ２

外国保険会社等（法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。）又は免許特定法人（法第二百十九条第一項の免許を受けた特定法人をいう。）は、平成二十四年三月三十一日前においても、新規則第百四十三条の二に規定する事項を記載した業務及び財産の状況に関する説明書類の作成及び縦覧等を行うことができる。

# 附　則（平成二二年九月二一日内閣府令第四一号）

この府令は、公布の日から施行する。

##### ２

第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式、第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式、第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式、第四条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式及び第五条の規定による改正後の無尽業法施行細則業務報告書雛形は、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二二年九月二一日内閣府令第四二号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二二年九月三〇日内閣府令第四五号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、公布の日から施行する。

#### 第十六条（保険業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

相互会社が、平成二十年十二月五日から平成二十二年三月三十一日までに売買目的有価証券又はその他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券（この府令による改正前の保険業法施行規則第二十四条の三第六項第二号に規定する満期保有目的の債券をいう。以下この条において同じ。）並びに子法人等（保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第十三条の五の二第三項に規定する子法人等をいう。）及び関連法人等（同条第四項に規定する関連法人等をいう。）の株式以外の有価証券をいう。）を満期保有目的の債券へ変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券についての第十四条の規定による改正後の保険業法施行規則第二十四条の三第六項の規定の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二二年一一月一九日内閣府令第四八号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二二年一一月一九日内閣府令第四九号）

この府令は、平成二十三年一月一日から施行する。

# 附　則（平成二二年一二月二八日内閣府令第五七号）

この府令は、平成二十三年一月四日から施行する。

# 附　則（平成二二年一二月二八日内閣府令第五九号）

この府令は、平成二十三年一月一日から施行する。

# 附　則（平成二三年三月二五日内閣府令第五号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、公布の日から施行する。

#### 第六条（保険業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条の規定による改正後の保険業法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第五十九条の三、第二百十条の十の二、第二百十一条の三十八及び第二百十一条の八十二に規定する説明書類の記載事項は、平成二十三年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

##### ２

新規則別紙様式第六号の三、第十四号、第十六号の十九及び第十六号の二十四は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

##### ３

新規則別紙様式第七号の三、第十五号、第十六号の二十及び第十六号の二十五は、平成二十三年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二三年三月三一日内閣府令第一一号）

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定（同法第三条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

##### ２

保険業法第百十一条第二項及び第二百七十一条の二十五第一項に規定する説明書類の記載事項のうち、次に掲げるものについては、平成二十四年三月三十一日以後終了する事業年度に係るものについて記載することを要し、同日前に終了する事業年度に係るものについては記載することを要しない。

###### 一

この府令による改正後の保険業法施行規則（次号において「新規則」という。）第五十九条の三第一項第二号ロ（７）及び第三号ハに掲げる事項

###### 二

新規則第二百十条の十の二第一項第三号ロ（７）及び第四号ハに掲げる事項

# 附　則（平成二三年五月一三日内閣府令第二三号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）の施行の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（以下「平成二十二年改正法」という。）の施行の際現に平成二十二年改正法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下この条において「旧平成十七年改正法」という。）附則第二条第四項の規定により引き続き特定保険業（同条第一項に規定する特定保険業をいう。）を行っている特定保険業者（同条第三項に規定する特定保険業者をいう。）については、この府令による改正前の保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（以下この条において「旧平成十八年改正府令」という。）附則第四条から第六条まで及び第九条から第二十三条まで（第十七条を除く。）並びに附則別紙様式第一号から第三号までの規定は、なおその効力を有する。

##### ２

旧平成十七年改正法附則第五条第五項に規定する移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う移行法人（同項に規定する移行法人をいい、平成二十二年改正法による改正後の保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第一項の認可を受けた者を除く。）については、旧平成十八年改正府令附則第四条、第十五条から第二十二条まで（第十七条を除く。）及び第二十四条並びに附則別紙様式第一号の規定は、なおその効力を有する。

##### ３

旧平成十七年改正法附則第八条第二項に規定する保険会社については、旧平成十八年改正府令附則第二十四条の規定は、なおその効力を有する。

# 附　則（平成二三年六月二九日内閣府令第二八号）

この府令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

# 附　則（平成二三年九月七日内閣府令第四九号）

この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二三年一〇月三一日内閣府令第五八号）

この府令は、公布の日から施行する。

##### ２

第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式、第二条の規定による改正後の保険業法施行規則別表及び別紙様式並びに第三条の規定による改正後の船主相互保険組合法施行規則別紙様式は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二三年一一月一六日内閣府令第六一号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月二十四日）から施行する。

#### 第五条（罰則の適用に関する経過措置）

この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二四年二月一五日内閣府令第四号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

#### 第六条（罰則の適用に関する経過措置）

この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二四年二月二二日内閣府令第五号）

この府令は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行の日（平成二十四年二月二十三日）から施行する。

# 附　則（平成二四年三月一三日内閣府令第六号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二四年三月三〇日内閣府令第一七号）

この府令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成二四年三月三〇日内閣府令第一八号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二四年三月三〇日内閣府令第一九号）

この府令は、公布の日から施行する。

##### ２

この府令による改正後の保険業法施行規則別紙様式は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二四年四月一八日内閣府令第三六号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二四年六月一日内閣府令第三八号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二四年六月二二日内閣府令第四〇号）

この府令は、公布の日から施行する。

##### ３

第四条の規定による改正後の保険業法施行規則（次項において「新規則」という。）第五十九条第二項、第百四十三条第二項及び第二百十一条の三十六第一項の規定は、平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度に係る保険業法（平成七年法律第百五号）第百十条第一項（第百九十九条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第二百七十二条の十六第一項の規定による作成及び提出について適用し、同日前に開始した事業年度に係る同法第百十条第一項及び第二百七十二条の十六第一項の規定による作成及び提出については、なお従前の例による。

##### ４

新規則別紙様式は、平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二四年七月六日内閣府令第四六号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（以下「入管法等改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

#### 第三条（業務に関する報告書等に係る経過措置）

第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式、第三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式、第四条の規定による改正後の中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令別紙様式、第六条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式、第七条の規定による改正後の無尽業法施行細則附属雛形、第八条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式、第九条の規定による改正後の信託業法施行規則別紙様式第二十三号、第十条の規定による改正後の貸金業法施行規則別紙様式第八号の二及び第二十二号、第十三条の規定による改正後の資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令別紙様式並びに第十八条の規定による改正後の金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令別紙様式は、この府令の施行の日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二四年七月一九日内閣府令第五〇号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、保険業法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年七月二十日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この府令の施行の日から前条ただし書の規定の施行の日の前日までの間は、第二条の規定による改正前の保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令附則第三十八条第一項の規定の適用については、同項中「第三十八条の九第一項」とあるのは、「第一条の六第七号」とする。

# 附　則（平成二四年九月二八日内閣府令第六五号）

この府令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

# 附　則（平成二四年一二月一三日内閣府令第七七号）

この府令は、平成二十五年七月一日から施行する。

# 附　則（平成二五年三月一五日内閣府令第七号）

この府令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。

# 附　則（平成二五年三月二五日内閣府令第八号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、保険業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月二十六日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この府令による改正後の保険業法施行規則第八十九条の三、第百五条の五の四、第百六十七条の三及び第二百十一条の六十三の二の規定は、この府令の施行後にされる保険業法（以下「法」という。）第百三十七条第一項（法第二百十条第一項（法第二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）の規定による公告に係る保険契約の移転又は法第百七十三条の四第二項の規定による公告に係る保険契約の承継について適用し、この府令の施行前にされた法第百三十七条第一項（法第二百十条第一項（法第二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）の規定による公告に係る保険契約の移転又は法第百七十三条の四第二項の規定による公告に係る保険契約の承継については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二五年三月二七日内閣府令第九号）

この府令は、平成二十五年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二五年三月二八日内閣府令第一一号）

この府令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

##### ３

新銀行法施行規則別紙様式第三号から別紙様式第四号の二まで、別紙様式第五号の二、別紙様式第六号の三、別紙様式第六号の四、別紙様式第七号の三、別紙様式第七号の四及び別紙様式第十二号、第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式第二号、別紙様式第六号、別紙様式第十号、別紙様式第十三号、別紙様式第十四号及び別紙様式第十五号、第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第二号、別紙様式第六号、別紙様式第九号及び別紙様式第十号、第四条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式第三号から別紙様式第三号の三まで、別紙様式第六号から別紙様式第六号の三まで、別紙様式第七号、別紙様式第七号の二、別紙様式第十一号、別紙様式第十一号の二、別紙様式第十二号、別紙様式第十二号の二、別紙様式第十四号、別紙様式第十五号、別紙様式第十五号の三、別紙様式第十六号の十七から別紙様式第十六号の十九まで、別紙様式第十六号の二十四及び別紙様式第十六号の二十五、第五条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（次項において「新金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）別紙様式第十七号の五並びに第六条の規定による改正後の船主相互保険組合法施行規則別紙様式第一号から別紙様式第三号までは、平成二十五年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二五年九月四日内閣府令第五八号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

#### 第三条（罰則の適用に関する経過措置）

この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二五年九月二七日内閣府令第六三号）

この府令は、平成二十五年九月三十日から施行する。

##### ２

第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式、第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式、第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式、第四条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式、第五条の規定による改正後の信託業法施行規則別紙様式、第六条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式、第七条の規定による改正後の船主相互保険組合法施行規則別紙様式及び第八条の規定による改正後の無尽業法施行細則業務報告書雛形は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

##### ３

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる様式は、当該各号に定める書類について適用することができる。

###### 一

略

###### 二

第四条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式第六号から別紙様式第六号の三まで、別紙様式第十一号、別紙様式第十一号の二、別紙様式第十四号、別紙様式第十六号の十八、別紙様式第十六号の十九及び別紙様式第十六号の二十四

# 附　則（平成二五年一二月一一日内閣府令第七三号）

この府令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。

# 附　則（平成二六年一月一七日内閣府令第五号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、産業競争力強化法の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この府令の施行の際現に産業競争力強化法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。以下この条において「旧産活法」という。）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十四条第一項若しくは第十六条第一項の認定を受けている会社又は旧産活法第三十九条の二第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社に関する第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十七条の二第六項第五号、長期信用銀行法施行規則第四条の三第六項第五号、信用金庫法施行規則第七十条第四項第五号及び協同組合による金融事業に関する法律施行規則第十条第四項第五号並びに第二条の規定による改正後の保険業法施行規則第五十六条第五項第五号の規定の適用については、なお従前の例による。

##### ２

この府令の施行後に産業競争力強化法附則第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた会社又は同法附則第二十条第一項の規定に基づきなお従前の例によることとされる場合における旧産活法第三十九条の二第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社に関する第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十七条の二第六項第五号、長期信用銀行法施行規則第四条の三第六項第五号、信用金庫法施行規則第七十条第四項第五号及び協同組合による金融事業に関する法律施行規則第十条第四項第五号並びに第二条の規定による改正後の保険業法施行規則第五十六条第五項第五号の規定の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二六年二月一四日内閣府令第七号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

#### 第五条（罰則の適用に関する経過措置）

この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二六年二月二八日内閣府令第一二号）

この府令は、平成二十六年三月三十一日から施行する。

# 附　則（平成二六年三月二八日内閣府令第二三号）

この府令は、平成二十六年三月三十一日から施行する。

##### ２

第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下「新銀行法施行規則」という。）別紙様式第一号、別紙様式第一号の二、別紙様式第五号及び別紙様式第十一号、第四条の規定による改正後の保険業法施行規則（以下「新保険業法施行規則」という。）別紙様式第六号から別紙様式第六号の三まで、別紙様式第十四号、別紙様式第十六号の十八、別紙様式第十六号の十九及び別紙様式第十六号の二十四並びに第七条の規定による改正後の無尽業法施行細則業務報告書雛形は、平成二十六年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

##### ３

新銀行法施行規則別紙様式第三号、別紙様式第三号の二、別紙様式第五号の二、別紙様式第九号、別紙様式第九号の二、別紙様式第十二号及び別紙様式第十四号、第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則（以下「新信用金庫法施行規則」という。）別紙様式第一号、別紙様式第三号、別紙様式第五号、別紙様式第七号、別紙様式第九号、別紙様式第十一号及び別紙様式第十三号から別紙様式第十五号まで、第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「新協同組合による金融事業に関する法律施行規則」という。）別紙様式第一号、別紙様式第三号、別紙様式第五号、別紙様式第七号、別紙様式第九号から別紙様式第十号の二まで、別紙様式第十三号及び別紙様式第十四号、新保険業法施行規則別紙様式第七号から別紙様式第七号の三まで、別紙様式第十二号、別紙様式第十五号、別紙様式第十五号の二、別紙様式第十六号の十七、別紙様式第十六号の二十、別紙様式第十六号の二十五及び別紙様式第十六号の二十六、第五条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十七号の五並びに第六条の規定による改正後の証券金融会社に関する内閣府令別紙様式は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二六年三月三一日内閣府令第三一号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

#### 第五条（保険業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十二条の規定による改正後の保険業法施行規則第五十九条の二、第二百十条の十の二及び第二百十一条の八十二に規定する説明書類は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

#### 第六条

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下この条及び次条において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第九条第二項において準用する平成二十五年厚生年金等改正法附則第百三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法附則第百三十一条の規定による改正前の保険業法（平成七年法律第百五号。以下「改正前保険業法」という。）附則第一条の十三の規定の適用がある場合における第十二条の規定による改正前の保険業法施行規則（以下この条及び次条において「改正前保険業法施行規則」という。）附則第一条の二の規定は、なおその効力を有する。

##### ２

平成二十五年厚生年金等改正法附則第十八条第二項において準用する平成二十五年厚生年金等改正法附則第百三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前保険業法附則第一条の十三の規定の適用がある場合における改正前保険業法施行規則附則第一条の二の規定は、なおその効力を有する。

##### ３

平成二十五年厚生年金等改正法附則第二十五条第二項において準用する平成二十五年厚生年金等改正法附則第百三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前保険業法附則第一条の十三の規定の適用がある場合における改正前保険業法施行規則附則第一条の二の規定は、なおその効力を有する。

##### ４

平成二十五年厚生年金等改正法附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。次項及び第六項において「改正前厚生年金保険法」という。）附則第三十八条第三項において準用する改正前保険業法附則第一条の十三の規定がある場合における改正前保険業法施行規則附則第一条の二の規定は、なおその効力を有する。

##### ５

平成二十五年厚生年金等改正法附則第二十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法附則第三十八条第三項において準用する改正前保険業法附則第一条の十三の規定の適用がある場合における改正前保険業法施行規則附則第一条の二の規定は、なおその効力を有する。

##### ６

平成二十五年厚生年金等改正法附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法附則第三十八条第三項において準用する改正前保険業法附則第一条の十三の規定の適用がある場合における改正前保険業法施行規則附則第一条の二の規定は、なおその効力を有する。

#### 第七条

平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十七条第二項の規定により改正前保険業法附則第一条の十三の規定の例による場合には、存続連合会（平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。次項において同じ。）を解散厚生年金基金等（平成二十五年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第百十三条第一項に規定する解散厚生年金基金等をいう。次項において同じ。）とみなして、改正前保険業法施行規則附則第一条の二の規定の例によるものとする。

##### ２

平成二十五年厚生年金等改正法附則第七十三条第二項の規定により改正前保険業法附則第一条の十三の規定の例による場合には、存続連合会を解散厚生年金基金等とみなして、改正前保険業法施行規則附則第一条の二の規定の例によるものとする。

# 附　則（平成二六年八月二〇日内閣府令第五八号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、保険業法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二十六年八月二十九日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この府令の施行の際、現にこの府令による改正前の保険業法施行規則第二百三十七条第一項各号に掲げる事項が記載された同条第二項に規定する帳簿書類は、保険業法施行規則第二百三十七条の二第二項各号に掲げる事項が記載された帳簿書類とみなす。

##### ２

保険業法施行規則別紙様式第二十六号Ｉ６及び別紙様式第二十七号Ｉ５は、平成二十六年八月二十九日以後に終了する保険仲立人（保険業法第二条第二十五項に規定する保険仲立人をいう。）の事業年度について適用し、同日前に終了した当該事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二六年一〇月二二日内閣府令第六九号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。

# 附　則（平成二六年一一月二七日内閣府令第七五号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、保険業法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十一月二十八日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この府令の施行の日から子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日の前日までの間におけるこの府令による改正後の保険業法施行規則（次項において「規則」という。）第五十六条の二第二項第六号の二の適用については、同号中「第二条第六項」とあるのは「第七条第一項」とする。

##### ２

子ども・子育て支援法の施行の際現に前項の規定による規則第五十六条の二第二項第六号の二に掲げる業務を営む会社であって、保険会社が保険業法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の保険業法（以下「新保険業法」という。）第百二十七条第一項（第二号に係る部分に限る。）若しくはこの府令による改正後の規則第八十五条第一項（第七号の二に係る部分に限る。）の規定による届出をしたもの又は新保険業法第二条第十六号に規定する保険持株会社が新保険業法第二百七十一条の三十二第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定による届出をしたものに係る前項の規定による規則第五十六条の二第二項第六号の二の規定は、この府令による改正後の規則第五十六条の二第二項第六号の二の規定とみなす。

# 附　則（平成二七年三月三〇日内閣府令第二一号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成二十七年四月一日から施行する。

###### 一

第一条中銀行法施行規則別紙様式第一号の改正規定（第４の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第一号の二の改正規定（第４の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第三号の改正規定（第４の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第三号の二の改正規定（第４の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第五号の改正規定（第２の４の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第五号の二の改正規定（第２の４の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十一号の改正規定（第２の４の表記載上の注意に係る部分に限る。）及び同令別紙様式第十二号の改正規定（第２の４の表記載上の注意に係る部分に限る。）、第三条中信用金庫法施行規則別紙様式第二号の改正規定、同令別紙様式第三号の表記載上の注意の改正規定（１２．に係る部分に限る。）、同令別紙様式第六号の改正規定、同令別紙様式第七号の表記載上の注意の改正規定（１２．に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十号の改正規定、同令別紙様式第十一号の表記載上の注意の改正規定（１２．に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十三号第２の表記載上の注意、同令別紙様式第十三号第３の表記載上の注意の改正規定（１２．に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十三号の二第２の２の表記載上の注意の改正規定、同令別紙様式第十四号第２の表記載上の注意、同令別紙様式第十四号第３の表記載上の注意の改正規定（１２．に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十四号の二第２の２の表記載上の注意の改正規定、同令別紙様式第十五号第２の表記載上の注意及び同令別紙様式第十五号第３の表記載上の注意の改正規定（１２．に係る部分に限る。）、第四条中協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第二号の改正規定、同令別紙様式第三号の表記載上の注意の改正規定（１２．に係る部分に限る。）、同令別紙様式第六号の改正規定、同令別紙様式第七号の表記載上の注意の改正規定（１２．に係る部分に限る。）、同令別紙様式第九号第２の表記載上の注意の改正規定、同令別紙様式第九号第３の表記載上の注意の改正規定（１２．に係る部分に限る。）、同令別紙様式第九号の二第２の２．の表記載上の注意の改正規定、同令別紙様式第十号第２の改正規定、同令別紙様式第十号第３の表記載上の注意の改正規定（１２．に係る部分に限る。）及び同令別紙様式第十号の二第２の２．の表記載上の注意の改正規定、第五条中保険業法施行規則別紙様式第六号の改正規定（第５の表記載上の注意及び第６の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第六号の二の改正規定（第５の表記載上の注意及び第６の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第六号の三の改正規定（第２の５の表記載上の注意及び第２の６の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第七号の改正規定（第９の表記載上の注意及び第１０の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第七号の二の改正規定（第９の表記載上の注意及び第１０の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第七号の三の改正規定（第２の５の表記載上の注意及び第２の６の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十四号の改正規定（第２の５の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十五号の改正規定（第２の５の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十六号の十七の改正規定（第９の表記載上の注意及び第１０の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十六号の十八の改正規定（第５の表記載上の注意及び第６の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十六号の十九の改正規定（第２の５の表記載上の注意及び第２の６の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十六号の二十の改正規定（第２の５の表記載上の注意及び第２の６の表記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十六号の二十四の改正規定（第２の５の表記載上の注意に係る部分に限る。）及び同令別紙様式第十六号の二十五の改正規定（第２の５の表記載上の注意に係る部分に限る。）、第六条中金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十二号の改正規定、第七条の規定、第八条中信託業法施行規則別紙様式第十号の改正規定（記載上の注意２（５）○６に係る部分に限る。）及び同令別紙様式第十号の二の改正規定（記載上の注意２（５）○６に係る部分に限る。）並びに第十条の規定並びに次条第二項、附則第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第八条、第九条第一項及び第十条の規定

#### 第六条（保険業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条の規定による改正後の保険業法施行規則（次項において「新保険業法施行規則」という。）第五十九条の三第一項第二号ロ（３）、第二百十条の十の二第一項第三号ロ（３）、第二百十一条の三十八第一項第二号ロ（３）及び第二百十一条の八十二第一項第三号ロ（３）並びに別紙様式第六号（第５の表記載上の注意及び第６の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第六号の二（第５の表記載上の注意及び第６の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第六号の三（第２の５の表記載上の注意及び第２の６の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第七号（第９の表記載上の注意及び第１０の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第七号の二（第９の表記載上の注意及び第１０の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第七号の三（第２の５の表記載上の注意及び第２の６の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第十四号（第２の５の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第十五号（第２の５の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第十五号の二、別紙様式第十六号の十七（第９の表記載上の注意及び第１０の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第十六号の十八（第５の表記載上の注意及び第６の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第十六号の十九（第２の５の表記載上の注意及び第２の６の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第十六号の二十（第２の５の表記載上の注意及び第２の６の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第十六号の二十四（第２の５の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第十六号の二十五（第２の５の表記載上の注意を除く。）及び別紙様式第十六号の二十六の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

##### ２

新保険業法施行規則別紙様式第六号（第５の表記載上の注意及び第６の表記載上の注意に限る。）、別紙様式第六号の二（第５の表記載上の注意及び第６の表記載上の注意に限る。）、別紙様式第六号の三（第２の５の表記載上の注意及び第２の６の表記載上の注意に限る。）、別紙様式第七号（第９の表記載上の注意及び第１０の表記載上の注意に限る。）、別紙様式第七号の二（第９の表記載上の注意及び第１０の表記載上の注意に限る。）、別紙様式第七号の三（第２の５の表記載上の注意及び第２の６の表記載上の注意に限る。）、別紙様式第十四号第２の５の表記載上の注意、別紙様式第十五号第２の５の表記載上の注意、別紙様式第十六号の十七（第９の表記載上の注意及び第１０の表記載上の注意に限る。）、別紙様式第十六号の十八（第５の表記載上の注意及び第６の表記載上の注意に限る。）、別紙様式第十六号の十九（第２の５の表記載上の注意及び第２の６の表記載上の注意に限る。）、別紙様式第十六号の二十（第２の５の表記載上の注意及び第２の６の表記載上の注意に限る。）、別紙様式第十六号の二十四第２の５の表記載上の注意及び別紙様式第十六号の二十五第２の５の表記載上の注意の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二七年三月三一日内閣府令第二二号）

この府令は、税理士法施行規則の一部を改正する省令の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成二七年四月二八日内閣府令第三七号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

#### 第六条（保険業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十七条の規定による改正後の保険業法施行規則（以下この条において「新保険業法施行規則」という。）別紙様式は、第四項から第六項までの規定による場合を除き、施行日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

##### ２

施行日前に招集の手続が開始された創立総会（会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十三条の規定による改正後の保険業法（平成七年法律第百五号）（以下この条において「新保険業法」という。）第三十条の八第一項に規定する創立総会をいう。）に係る創立総会参考書類（新保険業法施行規則第二十条の六第一号イに規定する創立総会参考書類をいう。）の記載については、新保険業法施行規則第二十条の七第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

##### ３

施行日前に招集の手続が開始された保険契約者総会に係る保険契約者総会参考書類（新保険業法施行規則第三十八条第二号イに規定する保険契約者総会参考書類をいう。）（保険契約者総代会を設けている場合には保険契約者総代会参考書類（新保険業法施行規則第四十条の二第二号イに規定する保険契約者総代会参考書類をいう。））の記載については、新保険業法施行規則第三十八条の二第一項（保険契約者総代会を設けている場合には新保険業法施行規則第四十条の三第一項）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

##### ４

施行日以後に終了する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会より前に開催される保険業を営む株式会社（以下この条において「保険株式会社」という。）の株主総会に係る株主総会参考書類（新保険業法施行規則第十五条の二第一項に規定する株主総会参考書類をいう。次項において同じ。）に係る別紙様式第四号記載上の注意１の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

##### ５

前項に定めるもののほか、施行日前に招集の手続が開始された保険株式会社の株主総会に係る株主総会参考書類については、新保険業法施行規則別紙様式第四号及び会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

##### ６

施行日前に招集の手続が開始された相互会社（新保険業法第二条第五項に規定する相互会社をいう。以下この条において同じ。）の社員総会（総代会を設けている場合には、総代会）に係る社員総会参考書類（新保険業法施行規則第二十条の十九第三号イに規定する社員総会参考書類をいう。）（総代会を設けている場合には、総代会参考書類（新保険業法施行規則第二十二条第一項に規定する総代会参考書類をいう。））については、新保険業法施行規則別紙様式第五号（総代会を設けている場合には新保険業法施行規則別紙様式第五号の三）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

##### ７

第一項の規定にかかわらず、施行日前に終了した事業年度のうち最終のものに係る次の各号に掲げる者の事業報告及び業務報告書（第二号又は第四号に掲げる者にあっては、事業報告）であって、施行日以後に監査役の監査を受けるものについては、当該各号に定める規定を適用する。

###### 一

保険会社（新保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下この条において同じ。）である株式会社

###### 二

保険持株会社（新保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社をいう。以下この条において同じ。）である株式会社

###### 三

少額短期保険業者（新保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下この条において同じ。）である株式会社

###### 四

少額短期保険持株会社（新保険業法第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社をいう。）である株式会社

##### ８

施行日以後に終了する事業年度のうち最初のものに係る事業報告及び業務報告書に係る次の各号に掲げる者の当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「運用状況」とあるのは、「運用状況（会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行の日以後のものに限る。）」とする。

###### 一

保険会社である株式会社

###### 二

保険会社である相互会社

###### 三

保険持株会社

###### 四

少額短期保険業者

##### ９

前項の事業報告及びその附属明細書並びに同項の業務報告書に係る次の各号に掲げる者の当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「含む」とあるのは、「含み、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行の日以後にされたものに限る」とする。

###### 一

保険株式会社

###### 二

保険持株会社

###### 三

少額短期保険業者である株式会社

# 附　則（平成二七年五月一五日内閣府令第三八号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

#### 第十一条（罰則の適用に関する経過措置）

施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二七年五月二七日内閣府令第四〇号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、保険業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年五月二十九日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この府令の公布の日からこの府令の施行の日の前日までの間におけるこの府令による改正後の保険業法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第十一条第六号及び第六号の二並びに第五十三条第二項の規定の適用については、新規則第十一条第六号中「第二百二十七条の二第三項第六号から第九号まで及び第二百三十四条の二十一の二第一項第四号から第七号まで」とあるのは「第五十三条第一項第一号から第四号まで」と、「第二百二十七条の二第三項第八号」とあるのは「同項第三号」と、「以下同じ」とあるのは「次号において同じ」と、同条第六号の二中「第二百二十七条の二第三項第八号」とあるのは「第五十三条第一項第三号」と、新規則第五十三条第二項中「前項第一号又は第二号の規定による書面の交付」とあるのは「前項第三号又は第五号から第七号の三までの規定による書面の交付（同項第三号の規定による書面の交付にあっては、特定保険契約の解約による返戻金がないことを記載した書面の交付を除く。）」とする。

# 附　則（平成二七年一〇月八日内閣府令第六〇号）

この府令は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

##### ２

この府令による改正後の保険業法施行規則（以下「新規則」という。）別紙様式第六号及び第六号の二の規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間に係る中間業務報告書（保険業法（以下「法」という。）第百十条第一項に規定する中間業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に開始する当該期間に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

##### ３

新規則別紙様式第七号から第七号の三までの規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（法第百十条第一項に規定する業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

##### ４

新規則別紙様式第十一号及び第十一号の二の規定は、施行日以後に開始する日本における事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間に係る中間業務報告書（法第百九十九条において準用する法第百十条第一項に規定する中間業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に開始する当該期間に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

##### ５

新規則別紙様式第十二号及び第十二号の二の規定は、施行日以後に終了する日本における事業年度に係る業務報告書（法第百九十九条において準用する法第百十条第一項に規定する業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する日本における事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二八年二月二日内閣府令第四号）

この府令は、平成二十八年三月一日から施行する。

# 附　則（平成二八年三月一日内閣府令第九号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二八年三月二八日内閣府令第一六号）

この府令は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

# 附　則（平成二八年三月二九日内閣府令第一七号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成二八年三月三一日内閣府令第二四号）

この府令は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二八年六月三〇日内閣府令第四六号）

この府令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年七月一日）から施行する。

# 附　則（平成二九年三月二三日内閣府令第六号）

この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二九年三月二四日内閣府令第八号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成二九年一一月三〇日内閣府令第五一号）

この府令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

# 附　則（平成二九年一二月二七日内閣府令第五五号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、金融商品取引法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成三〇年三月三一日内閣府令第二二号）

この府令は、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第十号）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成三〇年五月三〇日内閣府令第二四号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

# 附　則（平成三〇年七月六日内閣府令第三五号）

この府令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

# 附　則（平成三〇年八月一五日内閣府令第四〇号）

この府令は、平成三十年八月十六日から施行する。

# 附　則（平成三一年三月二八日内閣府令第一〇号）

この府令は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

# 附　則（令和元年五月七日内閣府令第二号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（令和元年六月二四日内閣府令第一四号）

この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

# 附　則（令和元年七月一二日内閣府令第二〇号）

この府令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

# 附　則（令和元年九月二日内閣府令第二五号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（令和元年一〇月一五日内閣府令第三四号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（令和元年一一月二一日内閣府令第四一号）

この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

# 附　則（令和元年一二月一三日内閣府令第四七号）

この府令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

# 附　則（令和二年一月二四日内閣府令第三号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、令和四年三月三十一日から施行する。

#### 第六条（保険業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条の規定による改正後の保険業法施行規則（以下この条において「新保険業法施行規則」という。）第五十九条の二第一項第五号ロ及びハの規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類（保険業法（平成七年法律第百五号）第百十一条第一項の規定による説明書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

##### ２

新保険業法施行規則第五十九条の三第一項第三号ロの規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類（保険業法第百十一条第二項の規定による説明書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

##### ３

新保険業法施行規則第二百十条の十の二第一項第四号ロの規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類（保険業法第二百七十一条の二十五第一項の規定による説明書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

##### ４

新保険業法施行規則第二百十一条の八十二第一項第四号ロの規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類（保険業法第二百七十二条の四十第一項の規定による説明書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

##### ５

新保険業法施行規則別紙様式第二号及び別紙様式第二号の二の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表（会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十条第二項の規定による貸借対照表をいう。以下この項において同じ。）の要旨について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る貸借対照表の要旨については、なお従前の例による。

##### ６

新保険業法施行規則別紙様式第三号及び別紙様式第三号の二の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表（保険業法第五十四条の七第二項の規定による貸借対照表をいう。以下この項において同じ。）の要旨について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る貸借対照表の要旨については、なお従前の例による。

##### ７

新保険業法施行規則別紙様式第六号及び別紙様式第六号の二の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度（事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの期間をいう。以下この条において同じ。）に係る中間業務報告書（保険業法第百十条第一項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

##### ８

新保険業法施行規則別紙様式第六号の三の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書（保険業法第百十条第二項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

##### ９

新保険業法施行規則別紙様式第七号及び別紙様式第七号の二の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（保険業法第百十条第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

##### １０

新保険業法施行規則別紙様式第七号の三の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（保険業法第百十条第二項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

##### １１

新保険業法施行規則別紙様式第十一号及び別紙様式第十一号の二の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書（保険業法第百九十九条において準用する保険業法第百十条第一項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

##### １２

新保険業法施行規則別紙様式第十二号及び別紙様式第十二号の二の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（保険業法第百九十九条において準用する保険業法第百十条第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

##### １３

新保険業法施行規則別紙様式第十四号の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書（保険業法第二百七十一の二十四第一項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

##### １４

新保険業法施行規則別紙様式第十五号の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（保険業法第二百七十一の二十四第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

##### １５

新保険業法施行規則別紙様式第十六号の二十四の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書（保険業法第二百七十二条の四十第一項において準用する保険業法第二百七十一条の二十四第一項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

##### １６

新保険業法施行規則別紙様式第十六号の二十五の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（保険業法第二百七十二条の四十第一項において準用する保険業法第二百七十一条の二十四第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

# 附　則（令和二年二月六日内閣府令第四号）

この府令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

# 附　則（令和二年三月三〇日内閣府令第二二号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、令和二年三月三十一日から施行する。

#### 第五条（保険業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条の規定による改正後の保険業法施行規則の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る会計監査報告について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る会計監査報告については、なお従前の例による。

# 附　則（令和二年四月三日内閣府令第三五号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

#### 第九条（罰則に関する経過措置）

この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（令和二年九月三〇日内閣府令第六五号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（令和二年九月三〇日内閣府令第六六号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この府令の施行の際現に改正法第二条の規定による改正前の中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号。以下この条において「改正前中小強化法」という。）第十六条第一項に規定する認定を受けている会社（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前中小強化法第十六条第一項に規定する認定を受けた会社を含む。）については、なお従前の例による。

# 附　則（令和二年一一月二七日内閣府令第七一号）

#### 第一条（施行期日）

この命令は、漁業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。